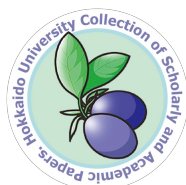




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	農村社会における「家」の解体と老人生活：北海道・新酪農地帯・大樹町における家族と老人生活に関する地域研究
Author(s)	布施, 鉄治; 岩城, 完之; 小林, 甫 他
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 16, 1-273
Issue Date	1978-07-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88008
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol_16.pdf



農村社会における「家」の解体と老人生活

—北海道・新酪農地帯・大樹町における
家族と老人生活に関する地域研究—

1978・7

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

農村社会における「家」の解体と老人生活

—北海道・新酪農地帯・大樹町における
家族と老人生活に関する地域研究—

布	施	鉄	治
岩	城	完	之
小	林		甫
笹	谷	春	美
安	倍	喜	美子
鎌	田	明	子

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

序

いわゆる老人問題は、われわれ日本国民が今後数十年にわたって取組みつづけねばならない重大な課題であり、その広さと深さはまさに国民的課題ともいうべきものとなっている。

そうしたことは、「拝啓総理大臣殿」の遺書を残して自らの命を絶った浅草の一老人に象徴される、わが国の「老人」の自殺率世界一（女性の場合）という事実の重みから、1963年ようやく老人福祉法の公布によって個有の行政領域の形成をみた経過からも明らかであろう。

以来、府県レベルの各種実態調査が夥しく公刊されてきたが、それはまだ狭く浅い行政調査の域を出ず、とりわけつぎの二点で大きな弱点を残しているようにおもえる。

第一は、行政に当面必要な事項を中心にした、「老人」個人中心の意向調査にとどまっていること。

第二は、都市中心で、農村のそれはほとんど未着手であること、の二つである。

だが、わが国の「老人」問題を発生させた背景はもっと深刻なものといわねばならぬ。というのは、1960年代の高度経済成長という、世界に類例のない資本の蓄積の基礎の一つ、しかも決定的に重要な基礎条件の一つは労働力にあったわけだが、それを可能ならしめた条件は、これまた世界に類例のない独占資本主義ウクラッド下に併列する小商品生産農業ウクラッドの支配的存在であった。したがって、1960年代に有業人口にしめる労働者と農民の比率が逆転し前者が過半をしめるにいたったということは、都市における近代的プロレタリア単婚家族の増加が、それまでの小商品生産農民の直系家族の破壊・減少と変容によって支えられたということであり、そうした状況下で、従来「家」と「むら」に吸収されて来た「老人」の労働と生活の諸矛盾が裸であらわにされるにいたったということである。近年の中老年令層を中心とする失業の増加の背景にあるのは以上のような事態である。

農家の、60才以上層の人口年令構成比が19.2%で非農家の9.9%の2倍にものぼることは、その深刻さを示して余りないであろう（1975年センサス）。

そうしたら、前述の既成調査の二つの弱点は単なる不十分さとして看過することは許されぬ。

本産業教育計画研究施設の布施研究員を責任者とする、この報告はそうした弱点を克服した、本格的な社会科学的「老人」問題研究の展望を切り開くものといってよい。

「老人」問題における経済階層差、年令差、とりわけ性差の追求、それらをふまえた「老人」の階層性格規定は今後更に発展させられねばならないが、農村中心市街地における「老人」の滞留構造（その半は離農々民）、家族形態・関係の変容についての究明と試論の定式化は学問的にも貴重な寄与をしているものと考えらる。

願わくは、「老人」対策関係者、研究者の批判をえて、この研究報告書が理論的にも、実践的にも、「老人」問題という国民的課題の解決に寄与せんことを。

1978年3月

北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設
施設長 美 土 路 達 雄

目 次

序 章	課題と分析方法	1
第 1 節	「老人問題」のもつ現代的意義	1
第 2 節	分析課題と方法	8
第 1 章	大樹町における農村地域社会変動と老人層の生活	14
第 1 節	大樹町における農民層分解の諸相	14
第 2 節	老人層の生活と地域社会変動	16
*	調査対象地区と調査について	19
第 2 章	家族類型と老人生活	23
第 1 節	家族類型のもつ意味について	23
第 2 節	家族類型と老人層の経済・社会的生活条件の相違	24
第 3 節	家族類型と老人層の社会的生活の相違	27
第 3 章	老人層の「生活史」と「家」の解体過程	35
小 序		35
第 1 節	老人層の個人史の地域的特徴	37
第 2 節	「家」を単位とした老人層の生活史の特徴	48
第 3 節	老人層の生活史と家族類型	54
第 4 節	老人層の「生産・労働—生活史」Ⅰ — 農村部における若干の事例	60
第 1 項	S 部落における若干の事例	60
	ケ ー ス 1	60
	ケ ー ス 2	63
第 2 項	T 部落における若干の事例	65
	ケ ー ス 3	65
	ケ ー ス 4	68
第 5 節	老人層の「生産・労働—生活史」Ⅱ — 市街地 H 町における若干の事例	69
小 序		69
第 1 項	自営業主層の生活史	69
	ケ ー ス 5	69
	ケ ー ス 6	72
第 2 項	離農者層の生活史	73
	ケ ー ス 7	73
	ケ ー ス 8	74
	ケ ー ス 9	76
	ケ ー ス 10	78
	ケ ー ス 11	80
第 3 項	自営廃業者層の生活史	81
	ケ ー ス 12	81
第 4 項	継続的雇用者層の生活史	83
	ケ ー ス 13	83

第6節 老人の生活史と「家」及び家族の解体	85
第1項 老人層にとっての生活の困難期	85
(1) 入植・創業―結婚期―子育て期	85
(2) 配偶者の病気・死亡	87
(3) 戦 争	88
(4) 子供の自立・結婚	89
(5) 老後生活	90
第2項 老人の生活における転期	93
第4章 老人生活と大樹町の老人施策	98
小 序	98
第1節 老人福祉法制定と町老人対策の前提	98
第2節 老人福祉施設及び社会福祉施設の建設	100
第3節 大樹町における老人教育の進展	101
第4節 大樹町の老人対策の成果と問題点	105
補 論 北海道における老人福祉対策の展開	106
第5章 老人層の血縁・地縁関係と地域社会	115
第1節 老人層の血縁のネットワーク	115
第2節 老人層の親しい仲間と近隣関係	122
第3節 老人層の社会的生活行動と諸関係	125
第6章 老人の生活といきがい	131
第1節 市街地における老人生活	131
第1項 市街地の老人生活と家族	131
第2項 老人の仕事へのかゝわりと家庭での役割	133
第3項 家族をこえる日常生活／老人クラブとのかゝわり	135
第4項 老人のいきがい	139
第2節 農村集落における老人生活	142
第1項 農村の老人と「家」	142
第2項 老人の仕事へのかゝわりと家族内での役割	144
第3項 家族をこえる日常生活／老人クラブとのかゝわり	146
第4項 老人の生きがい	149
第3節 集落・地域社会と老人生活	151
第7章 老人と健康問題	155
第1節 老人層の健康と疾病	155
第1項 大樹町における老人疾病状況	155
第2項 市街地、農村別の諸特徴	157
第3項 老人の疾病・自覚症状	158
第2節 在宅病人と「病人家族」	165
第1項 農村部及び市街地における「病人家族」	166
(1) 農村部―S部落の疾病老人と家族	166
(2) 市街地の疾病老人と家族	169

第2項 老人夫婦家族及び単身世帯における疾病老人	170
(1) 老人夫婦家族における疾病老人	170
(2) 単身・疾病老人層	172
第3項 まとめ	176
第3節 特別養護老人ホームにおける老人と疾病	177
第1項 特別養護老人ホーム入所者の特性	177
(1) 特養ホーム利用者の属性	178
(2) 入所理由別分析	180
I-(イ) 家族総働きによる家庭介護者の欠除	180
(ロ) 「病人家族」による家庭介護の欠除	181
(ハ) 家族関係の悪化による入所	182
II 単身・疾病老人の入所	182
III リハビリ希望の入所	183
第2項 特養ホーム入所老人の生活史	184
(1) ケース ㉔	184
(2) ケース ㉕	185
第3項 まとめ	186
第8章 二世代夫婦家族の中での老人の地位と役割	188
小 序	188
第1節 農業家族における老人の地位と役割	190
第1項 農業家族における老人の役割参与	190
第2項 家族の周期段階と老人の役割参与	192
第3項 老人の役割参与と家族内の地位	195
第4項 家族周期ごとの老人の役割参与の事例	196
第5項 要 約	200
第2節 自営業家族における老人の地位と役割	201
第3節 雇用者家族における老人の地位と役割	202
第4節 結 び	204
第9章 後継者問題と老人生活	205
小 序	205
第1節 分析用具としての家族類型と家族のライフステージ	207
第2節 大規模酪農化過程と家族類型変容	209
第3節 「家」の代代的発展の中断過程とその理由	215
第1項 市街地離農者層の後継者喪失過程	215
第2項 T, S 部落における後継者問題	218
第3項 市街地自営業層における後継者問題	223
第4項 自営廃業層の後継者喪失過程	230
第5項 まとめ	231
第4節 自営解体した老人層の市街地における生活と公的扶助の問題	235
第1項 後継者喪失から自営解体に至る過程	235
第2項 「家」解体—市街地集住後の労働と生活	238

第5節	家族類型・後継者問題と老後の被扶養の問題	242
第1項	T部落老人層	242
第2項	S部落老人層	243
第3項	市街地自営業家族の老人層	243
第4項	市街地自営解体層の老人層	250
第6節	本章の要約	253
第10章	老人層と地域社会文化	256
第1節	文化伝承と老人	256
第2節	老人層の地域振興及び若い世代への期待	258
第3節	子弟が老人層から学んだこと及び地域振興への志向性	259
終章		261
I		261
II		261
III		266
IV		270

序 章 課題と分析方法

第1節 「老人問題」のもつ現代的意義

現時、わが国において、老人問題に関する論議が、とりわけ老人福祉問題と関連して活発化している。その基底に(1)日本国民の平均寿命の伸びをみてもあきらかなように、人びとの生涯の社会生活の型があきらかに変質してきているという事実、(2)と同時に、「老人扶養」は私的な「家」の務めとして、公的に社会全体の問題として受けとめることを抑止した戦前の天皇制絶対主義体制下に培われたカルチャーが、当然のことながら死滅しつつあって、老人扶養そのものを、国民社会の問題として位置づけるという思想が、諸個人の生存権、基本的人権の思想の伸長として、より一層普遍化しつつあるという事実が存していることを指摘することは容易である。ここにはあきらかに、国民社会レベルにおける人類社会としての生産力水準の一定の発展が看取される。ところで、私たちは、そうであるが故に、この老人にかかわる問題は、たんに老人福祉の領域にとどめて論ずることは当を得ない、と考えている。

社会科学者の眼で、冷厳に現実を直視するならば、今日、老人問題があらためて問われていること自体の中に、実は全体としての国民社会における生産力の発展、その中で、ひとつの矛盾の集中心としての老人問題に関する問いかけがあきらかに存していることを知らなければならない。

つまり、国独資段階下、その資本主義的生産様式のより一層の進展の中で、この問題が提示されているということ自体の中に、私たちは何よりも構造としての人類社会のいわば有無をいわずに発展の構造を看取している。しかしこのことは言葉を替えるならば、こうした構造の展開過程そのものが、資本主義的な生産諸関係のより一層の展開の中で、すなわち、あきらかに階級的諸矛盾のあらたなる展開過程の中で進展しているということを意味している。

たとえば現下におけるわが国資本主義経済の発展と関連して、「地域福祉」の問題点を井岡勉は次のような文脈の中で整理している。(1)

- ① 地域福祉という言葉は、1960年代の半ば頃から社協活動の実践を通して用いられるようになったこと、「その主な内容としては、地域組織化活動および老人・障害者などに対する在宅福祉サービス（ないしコミュニティ・ケア）が含まれていた」こと。
- ② 地域福祉がより明確な政策的位置づけをもつのが1970年前後であること、つまり「高度成長の地域矛盾が頂点に達した時点」で、「工業化・都市化が進むなかで、地域社会の激変、過密、過疎、公害、その他生活環境の悪化がひきおこされ、地域における貧困・低所得者、児童、母子、老人、障害児者を中心として、広く地域住民の生活、福祉上の諸問題が山積していた」段階であったこと、「老人問題については高齢人口の増大、核家族化の進展、高齢者世帯および独居老人の増大、ねたきり老人の顕在化」等々が立ちあらわれ、そうして「しかもこれにたいして、所得・雇用・医療・住宅など基礎的施策が非常に不十分であるだけでなく、これらを補充する社会福祉施策もまた大きく立遅れていた」段階であったこと。井岡勉はこの期の特徴を戦後民主主義の定義を土台にした住民運動と、上からの官制的コミュニティづくり、「安あがり福祉」の階級的拮抗関係の中に位置づける。
- ③ そうして、第3期は現段階である。すなわち「石油ショック以降の減速経済、財政危機、住民運動の停滞を背景として、1975年あたりから＜福祉見直し論＞＜高福祉高負担論＞が正面におし出されてくるが、そのもとで一種の地域福祉ブームがかもし出され、異常なほどの期待のされ方をされている」段階である。井岡勉は、かような現状把握のあと現段階での社協の老人福祉活動の留意すべき点として、(1)老人の生活実態と対策の現状および問題点の調査の要、つまり白書づくり運動の強化、(2)地域福祉対策は近視眼的な在宅福祉至上主義ではダメで所得、雇用、保健、医療、住宅、生活環境整備などを包摂したものであるこ

との要、(イ)老人とその家族がかかる老人福祉推進の主体となるための組織化、その支援連帯の課題として老人と青年・婦人などとの交流の活発化の要、を指摘している。

井岡勉のかような問題整理は、現下の老人問題を、「高度経済成長期」以降の日本資本主義の発展の中に位置づけて、しかも、単なる老人福祉レベルに止まることなく、地域社会そのものの問題として、すなわち地域住民自体の所得、雇用、保健、医療、住宅、生活環境整備まで射呈に収めての展望を、さらに老人層の現に形成しているところのインフォーマルな労働・生活諸関連のレベルにまでおりての、自主的な住民側からの問題解決の射呈をあきらかに有しているといわなければならない。

ところで、老人問題をたんに福祉問題にとどまらず、すんで現下のわが国における「経済的社会構成体」の前進的移行の問題とかかわらしめて、その内実をなす一国社会レベルでの社会構造の変動・変革過程の射呈の中に位置づけ、地域社会レベルにおりての実証研究を志す私たちの立場からすると(2) 現下の老人問題を分析する「分析枠」それ自体として、次の諸点の指摘が必要となる。

第一は、現下における老人問題の提起そのものは、何よりも福祉の問題として施策的に提起せられる以前に、所謂「高度経済成長」に見合うマン・パワーポリシーの中に位置づけられて論じられていたということ。すなわち、日本資本主義のより一層の発展、そのキャパシティの増大のためには、若年労働力はとりわけ農村部からの大量の吸収をもってしても不足し、それ自体、若年労働力をさらに下廻る安価なる労働力源として、兼業農民層、そうして主婦労働力のパートとしての活用、と同時に「老人労働力」の活用が、問題とせられていたということ(3)。

第二は、かかる政策そのものが、従前の労働者及び農民にかゝる諸施策とは質的に一步異なった施策として展開せられていたという事実である。すなわち、明治以降の労働者、農民施策そのものがつねに治安的観点を加味して展開せられていたことはまぎれもない事実であったが(4)この期において採用せられた日本資本主義のより一層の発展のためにとられた労働者・農民・勤労者に対する諸施策は、あきらかに「生産政策」に純化する。当然のことながら日本社会における各層の資本主義的階級分化過程はより一層進展せざるを得ない。とりわけ、北海道農村部において、かかる過程の進展は尖角的にあらわれたが、「生産政策」においておちこぼれた層が「福祉政策」の主担するものとして純化せられる。福祉行政そのものがきわめてシビアーとなり、労働力として活用せられると想定しうる層は、この期以降、あきらかに「福祉行政」から排除されつゝ、あらたなる段階での福祉行政が展開せられている(5)。そうして、かゝる文脈の中に現段階の老人福祉が位置づけられていることはいうまでもない（かくいう場合、もとより治安行政はまた分化している）。かような現実の進展はしばしば、行政の縦わりの弊として論じられているところであるが(6)その弊は所謂「官僚制」の弊としてのみ単純に立ちあらわれているものでないことは上述の如くである。ところで「縦てわり」といわれる施策それ自体が、たしかに各庁における調整の不十分さをもつことは事実であるが一そこでの管轄領域内における階級的諸矛盾のたちあらわれ方の相異が行政が「縦てわり」になればなるほど、当然そこには存するのだが一しかしながら総体としての政策それ自体の中に貫通せる符号の一致、法則性は当然に存するものとして事態の推移は把握されなければならない。資本のより一層の「価値増殖」に資する「生産資金」は当然に国家レベルにおいて巨額に投ぜられるが、おちこぼれた層に関するケアは、行政サイドにおける所謂ハードな領域としてではなしに、むしろソフトな領域、つまり、それ自体、経費を要しない領域として位置づけられると同時に、私的な「自己負担」、そうして、個別の地域社会負担、しかもボランティア活動として位置づけられる度合は強くならざるを得ない。前述の井岡勉が指摘する第3期は、まさにこのことを顕著に示めているといわなければならない。しかしながら、井岡の指摘は、国独資体制下における資本の価値増殖の論理を強調しすぎているように思われる。つまり私たちが、法則性としてこれを捉えるという場合、こうした志向性に対する国民各層、当然に地域住民層の「生活の論理」に立脚せるところの、「資本の価値増殖の論理」にそれ自身、対

決せざるを得ない現実的な生活の営為を含んだものとして、すなわち言葉を替えるならば、総体としての国民社会レベルにおける階級的力関係の拮抗、そのものとしての人類社会の構造的発展法則を問題としている。

第三に、指摘しなければならぬことは、こうした視点、すなわち、総体としての社会の変動・変革期の中における老人という視点でこの問題を把握すると、井岡勉の立論の「所得、雇用、保健、医療、住宅、生活環境整備」をもうひとつ越える立論が必要となる。具体的にいうと、地域住民層の生活のあり方をそれ自身基底的に規定するところの地域産業のあり方、これを地域住民層の立場に立って如何に変革、創造するか、という問題がまずある。そうして、かゝる認識は、以下本稿で問題とする北海道酪農村の事例分析の場合、端的に示めされるように、現下における「老人問題」は実は、「後継者問題」と裏はらの関係でもたらされているという認識に必然的に結びつかざるを得ない。現下の老人問題は、「老人世代論」⁽⁷⁾というこれまで存しなかったあらたなる学的領域の要を提起していることは事実であるが、それは同時に「後継者」の「世代論」と、それ自身、現下の地域産業そのものの激しい資本主義的な再編過程の中で、したがってまた地域社会の激しい資本主義的な再編過程の中で、接合せざるを得ない問題を提起しているといわざるを得ない。現下のわが国においては、重点的に「生産政策」に多額の国家的財政投融资がなされていることについては前にふれたが、重化学工業と、軽化学工業、そして水産・農林業とは、そのウエイトがはっきりと異なっている。独占資本のより一層の「価値増殖」のための政策のウエイトがそこにははっきりと存しているからである。そのことの中で、今日、わが国においては、民族の自立の基底である「食糧生産の危機」が現にもたらされている。そうして、かゝる事態の進展は、地域社会それ自体の中で、老人の社会的地位、その地域社会におけるあり方そのものをあきらかに大きく変容しつつある。本事例分析においては、以下本論でみるように、脱農化せざるを得なかった老人層は、市街地に所謂、雑業層として施策的にも堆積せられつつある。地域社会の構成そのものが大きく異なっているのである。そうして私たちが別稿で分析したように⁽⁸⁾少なくとも北海道酪農村においては、市街地ではなしに農村部にふみとどまって、統体としての国民社会レベルにおける生産諸力の発展水準を自らに内在化させつつ、しかも多額の国家レベルからの財政投融资をうけながら、「大規模機械化酪農」への道を自ら選択して歩んだ層が、それ自体、平坦な道を歩んでいるか、というわけではそうではない。

さて、第四にここで私たちが述べなければならぬことは、これら諸事実は、実は、本州都府県の村落社会の所謂「混住地区」化一兼業化の進展は当然にこのことをもたらす一農村社会においても、その現象形態は、北海道とは異なっているとはいえ本質として当然に貫徹しているという現状認識についてである。つまりそれは別の言葉でいうならば、わが国の場合、昭和30年代における所謂「高度経済成長」政策以降、あきらかにその段階に見合った形での資本主義経済のより一層の進展として、資本主義経済のキャパシティを昭和30年前期と比較してあきらかに増大させ、したがってまたその社会が保有せる構造をあきらかに一階梯発展せしめているという現状認識の中に、今日問題とせられている老人問題は位置づけられねばならぬ、ということである。

表1にみるように、昭和35年以降、わが国社会は、急速に65才以上の人口比を増大させている。そうして予測では昭和90年には全人口の1/4を占めることになる。また、世界各国と比較するならば、現下のわが国では65才以上の老人比は7～9%台であるが、欧州ではすでに15%に達している諸国もみられる(表2)。さらに、表3をみればあきらかなように、人口高齢化速度の国際比較によると、65才以上老人比5%→12%の変化をフランスが170年かけてなしているのに、現下のわが国は45年で達成しようとしている。

さらに表4でみるような国際的な鉱工業生産性の中で、そうして表5にしめした国民の賃金格差の中で、それを達成する予測が成り立っているのである。

表 1 年 齢 3 区 分 別 人 口 構 造 の 変 動

年 次	総 人 口	65歳以上 人 口	年 齢 3 区 分 構 成 係 数 (総 数 = 100)			老 年 化 指 数	従 属 人 口 指 数		
			0～14 歳	15～64歳	65歳以上		総 数	年 少 人 口 指 数	老 年 人 口 指 数
大正 9	55,391	2,917	36.47	58.26	5.27	14.4	71.6	62.6	9.0
昭和 5	63,872	3,034	36.56	58.69	4.75	15.0	70.4	62.3	8.1
10	68,662	3,189	36.86	58.49	4.64	12.6	71.0	63.0	7.9
22	78,101	3,745	35.30	59.90	4.79	13.6	66.9	58.9	8.0
25	83,200	4,109	35.37	59.69	4.94	14.0	67.5	59.3	8.3
30	89,276	4,747	33.38	61.30	5.32	15.9	63.1	54.4	8.7
35	93,419	5,350	30.04	64.23	5.73	19.1	55.7	46.8	8.9
40	98,275	6,181	25.61	68.10	6.29	24.6	46.8	37.6	9.2
45	104,665	7,393	24.03	68.90	7.06	29.4	45.1	34.9	10.2
50	111,500	8,770	24.58	67.56	7.87	32.0	48.0	36.4	11.6
55	118,012	10,327	24.85	66.40	8.75	35.2	50.6	37.4	13.2
60	123,312	11,851	24.11	66.28	9.61	39.9	50.9	36.4	14.5
70	131,427	16,276	20.67	66.94	12.38	59.9	49.4	30.9	18.5
80	138,397	20,757	20.73	64.27	15.00	72.4	55.6	32.3	23.3
90	141,760	25,091	20.22	62.08	17.70	87.5	61.1	32.6	28.5
100	142,963	24,853	19.48	63.14	17.38	89.2	58.4	30.9	27.5

(資料) 大正9～昭和40年は国勢調査による人口、昭和45年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」(昭和50年2月推計・研究資料208号)による。

(注) 老 年 化 指 数 = (65歳以上人口) ÷ (15 歳未満人口) × 100

年 少 人 口 指 数 = (15 歳未満人口) ÷ (15 ～ 64 歳人口) × 100

老 年 人 口 指 数 = (65 歳以上人口) ÷ (15 ～ 64 歳人口) × 100

従 属 人 口 指 数 = 年 少 人 口 指 数 + 老 年 人 口 指 数 = $\frac{(0 \sim 14 \text{ 歳人口}) + (65 \text{ 歳以上人口})}{(15 \sim 64 \text{ 歳人口})}$

資料出所：内閣総理大臣官房老人対策室『老人問題に関する統計資料』1975

ところで、さらにここで注目しなければならぬことは表6にみるように、世界に類をみない「急速かつ大規模な農民層分解」を現に伴いながら、こうした過程の中に、現時のわが国農村の老人問題が位置づけられるということである。

島恭彦は次のように述べている。「世界に例のない日本の高蓄積には、また世界に例のない急速かつ大規模な農民層分解が対応していたのである。……いずれの国も1950年以降20年たらずの期間に第1次産業人口の比率は半分以下に低下している。しかし日本は1950年、重工業の高度成長の出発点としては、異常に高い44.5%(これははる1940年の比率である)という比率を、これまた異常に早いスピードでもって、20%以下に低下させたのである。これに追いつく国は、イタリア以外にない。およそ資本主義の歴史で農業人口が半減するという時期は、19世紀の産業革命期以外にないのであって、その場合でも、たとえばイギリス(イングランドおよびウェールズ)は40年の期間を要し(1841年22.8%, 1881年12.3%), フランスは70年以上の期間をかけている(1827年63%, 1901年3.3%)」。(9)

表 2 人口構造に関する指数の国際比較

国	年 次	平 均 年 齢	中位数 年 齢	65歳以上 人口の 比率	老年化 指 数	従属人口指数		
						総 数	年少人口	老年人口
ドイツ民主主義共和国	1971	36.82	34.37	15.6	67.0	63.5	38.0	25.5
オーストリア	1970	36.13	33.88	14.2	57.9	63.0	39.9	23.1
スウェーデン	1971	37.25	35.27	13.9	66.9	53.2	30.9	21.3
フランス	1970	35.28	32.81	13.4	55.8	59.5	38.2	21.3
ドイツ連邦共和国	1971	36.33	34.37	13.4	58.3	57.3	36.2	21.1
ベルギー	1969	35.95	34.57	13.3	56.0	58.7	37.6	21.1
イギリス	1971	36.03	34.14	13.1	54.8	58.8	38.0	20.8
ノルウェー	1971	35.50	32.70	13.0	53.4	59.7	38.9	20.8
ハンガリー	1971	35.91	34.20	11.7	57.6	47.1	29.9	17.2
チエコスロバキア	1971	34.74	31.85	11.5	50.0	50.5	35.0	17.5
イタリア	1971	34.47	32.65	10.7	43.8	53.9	37.5	16.4
オランダ	1971	32.66	28.72	10.3	37.9	59.5	43.1	16.4
アメリカ合衆国	1970	32.37	28.07	9.9	34.7	62.3	46.2	16.0
ブルガリア	1971	34.60	33.33	9.9	43.6	48.1	33.5	14.6
スペイン	1970	32.76	30.15	9.7	37.8	60.1	44.6	15.5
フィンランド	1970	33.31	29.73	9.4	38.6	50.6	36.5	14.1
ポーランド	1971	32.01	28.39	8.6	32.7	53.1	40.1	13.1
オーストラリア	1971	31.45	27.68	8.3	29.0	59.0	45.8	13.3
カナダ	1971	30.77	26.26	8.1	27.3	60.4	47.5	13.0
日本	1973	32.07	29.94	7.5	30.9	46.7	35.7	11.0
メキシコ	1970	22.31	16.81	3.7	8.0	99.7	92.3	7.4
フィリピン	1972	23.07	18.39	3.4	8.0	87.4	80.9	6.4
インド	1971	24.35	19.65	3.3	8.0	82.6	76.5	6.1

(資料) 「昭和49年度人口白書」

表 3 人口老齢化速度の国際比較

	65歳以上人口比率の到達年次		所 要 年 数
	5 %	12 %	
日本	1950年	1995年	45年
フランス	1790	1960	170
西ドイツ	1890	1965	75
スウェーデン	1855	1960	105
イギリス	1905	1965	55
アメリカ	1925	—	—

(資料) 「昭和49年度厚生白書」

表 4 主要各国の鉱工業生産指数

〔1970 = 100〕

年 次	世 界	日 本	アメリ カ合 衆国	イギリス	フランス	ドイ ツ 連 邦	イタリ ア	ソ 連
総 合								
1953	39	11	53	59	35	31	28	21
58	44	19	55	67	51	47	40	36
60	52	28	62	77	57	59	50	44
63	63	41	72	80	66	68	67	57
67	82	66	94	92	81	76	85	79
68	89	76	99	97	84	83	90	86
69	96	88	104	100	94	94	94	93
70	100	100	100	100	100	100	100	100
71	104	103	100	100	104	102	100	108
72	112	110	108	102	112	106	104	115
73	122	127	118	110	120	113	114	123
74	127	124	117	106	123	111	120	133
製 造 業								
1953	—	11	53	57	33	29	28	21
58	44	18	54	65	49	46	40	36
60	52	27	62	75	54	58	50	44
63	62	40	72	78	65	67	67	57
67	84	65	95	90	79	76	85	79
68	89	76	100	96	83	83	90	86
69	96	88	105	99	93	94	94	92
70	100	100	100	100	100	100	100	100
71	104	103	100	100	105	102	100	108
72	112	110	108	102	113	105	104	115
73	122	128	119	110	122	113	114	124
74	127	124	118	108	125	110	119	135

資料 国連統計年報（1975）

表 5 主要各国の国民所得と 1 人当り所得

〔国民所得 100万ドル〕
〔1人当り所得 1ドル〕

年 次	アメリ カ合 衆国		日 本		ドイ ツ 連 邦	
	国民所得	1人当り 所得	国民所得	1人当り 所得	国民所得	1人当り 所得
1960	462,310	2,559	39,244	417	65,850	1,210
63	540,520	2,856	60,489	625	86,702	1,529
70	878,650	4,289	170,706	1,636	166,891	2,752
72	1,040,860	4,984	258,602	2,418	232,157	3,765
73	1,168,630	5,554	356,000	3,286	308,197	4,973
74	1,259,000	5,941	390,594	3,562	338,831	5,461
年 次	フ ラ ン ス		イ ギ リ ス		イ タ リ ア	
	国民所得	1人当り 所得	国民所得	1人当り 所得	国民所得	1人当り 所得
1960	54,910	1,202	66,289	1,261	31,954	637
63	75,076	1,570	78,877	1,473	45,882	896
70	125,747	2,477	111,607	2,014	85,085	1,586
72	173,156	3,349	143,130	2,565	108,705	1,998
73	222,542	4,269	160,407	2,868	126,804	2,310
74	235,551	4,486	171,932	3,072	135,195	2,442

資料 国連統計年報（1975）

そうして、表4及び5においても島恭彦が指摘する「高度成長論とそれにもとづく政策は、農林漁業等の低所得低生産部門の急速な縮小と、その部門の労働力の高所得高生産部門への移動が、国民1人当りの所得を高めるという観点に立っている」⁽¹⁰⁾という言葉を含意する必要がある。そうして、いうまでもなく、今日のわが国農村では若年層の急激な都市部への移動の結果、老人層が農村部にとり残されている。

表6 主要国別第1次産業人口減少率

年次	日本	米 国	西 独	イ タ リ ア
1950	44.5	12.5	24.6	—
55	35.6	10.7	—	41.2
60	32.5	8.6	13.8	32.8
65	25.5	6.1	10.9	—
68	19.8	5.0	10.0	23.8

(出所) 日本銀行、国際比較統計
島恭彦「現代日本の貧困化」より

かように、現段階でのわが国農村における老人問題は、世界的にみても、その急速な「資本主義化」の結果としての特異性を有している。そのことは、また農村における老人問題は、諸国に比してわが国ではとりわけ激しい資本主義的矛盾の集中点として惹起していることを意味している。しかしながら、わが国というその特異性のみに目を注ぐことは当を得ていないと考える。すなわち、巨視的にこの問題をみつめるならば、少なくとも人類史的に「経済的社会構成体」の前進的移行の土台をなすその社会の構造的発展の中に、その中での階級的矛盾の深化と、その社会的止揚過程の中に、この問題は位置づけられなければならない。

国連社会経済部の報告の中にも、そのことは端的に示されている。いま、その一端を示めれば次のようになる。⁽¹¹⁾

「高齢人口の数および割合の増加にともない、老人のための住宅問題、経済保障、健康の維持とケアのシステム、社会的ケア(専門的・長期的・集団的なケアの施設・サービスを含む)、都市および農村のプランニング等の必要性に関連して、新しい老人問題が生れつつある。

伝統的な生活形態や社会組織の崩壊、産業化、都市化とそれに関連する社会・経済的変動の衝撃の下、現代化の過程における老人たちにとって特殊な諸問題が創出されつつある。開発途上国では、農村人口のうち教育を受けた若年層が都市に流入し、農村には多くの老人がとり残され、これら老人は父祖伝来の資産を奪われ、社会的扶養の途もない。これら老人たちの社会的・経済的な地位、役割および条件は、社会の変動や技術革新により急速に変化しつつある。

また、多くの開発途上国にみられる著しい短命さからみて、老人の社会・経済・肉体的問題は、65才未満層にもいふ当たる。大部分の開発途上国の政府にとって、老人のための経済的扶助または福祉サービスの実現は到底その能力の及ばないところとなっている。」

工業化の進んだ開発諸国では、大家族形態の崩壊、強制退職政策、流通革命や技術革新が、老人を社会・経済生活の主流からはずさせ、老人は、経済的に社会に依存せざるを得なくさせている。しかし、老人医療の進歩により、低い罹病率や平均余命の延長は、65才をこえても高い経済活動水準を維持している。この場合、急増する若年労働力と調節するため、定年の引き下げや中高年層の雇用を不利にする差別がおこなわれている。そのため、多くの人びとは、退職の準備の心備えができないうちに退職という経済的・心理的な悩みに直面せざるをえなくさせられている。

「国連の〈老人問題に関する専門家会議〉では、強制退職制度よりも、むしろフレキシブルな方法で〈老

人に働く権利と退職の権利を保証する必要」を強調している。〈有所得雇用からの退職のための唯一の基準となってきた年代学的な年齢のきめ方は、妥当でないとみられ、もっと適当な別箇の基準が開発されるべきで、各国政府は中高年齢者に不利な「雇用の差別」を禁止する政策を推進すべきである〉としている。」

「老人は、すべての市民と共通な多くのニーズと条件をもっている。老人を含めたすべての市民が、基本的なコミュニティ・サービス、福祉サービス、住宅サービス、保健サービスその他関連の諸サービスを必要としている。しかし、従来は、これらの基本的サービス・プログラムは、高齢者のニーズにこたえてこなかった。たとえば、地域保健サービスは、老人の慢性疾患や老衰などよりも、乳幼児や母子の保健あるいは伝染病予防などのニーズに向けられてきた。社会福祉に従事するための訓練を受けた者の活動範囲も老人の特殊ニーズ（労働役割の喪失、社会的孤独などの諸問題に帰因する）を認識してこなかった。基本的な諸サービスや資源は、老人に利用され易くなっていない。そこで、今後検討すべき重要な課題の一つは、高齢者だけの特別なサービスを開発するまえに、基本的コミュニティ・サービスを老人を含めた全市民のためのサービスとすべきであろう。

老人に対するサービスの提供には、多くの配慮すべき点がある。たとえば、モビリティ（通常、老人になると起居動作や移動が不自由になる）の問題、社会サービスに関する定期的な情報（高齢化し、対人的な接触が少なくなるにともない、きわめて重要となる）の問題、サービスをうけるための各種の規制や手続きに精通する努力の問題などである。

また老人の社会的・文化的な生活への参加機会の増大は、老人の孤独感をなくして、老人にコミュニティ帰属感を与えるのに役立つ。老人福祉プログラムには、老人が自身と外界について不断の学習機会を含む生涯学習など、公的教育の再設計が必要である。これらのプログラムには、相談サービス、看護、家庭経済や社会センターの活用を含む、多くの組織的機関のサービスの協力を得るべきであろう。」

第2節 分析課題と方法

さて、私たちは以上みてきたような問題意識の中に現段階におけるわが国の老人問題を位置づけている。つまり、所謂「高度経済成長」期以降の国独資段階下におけるわが国資本主義経済のより一層の発展の中で、わが国社会の構造はあきらかに大きく「開かれたもの」へと変質しつつあり、その中で老人問題は、一定の地域福祉施策の進展をもたらしたが、その中で、つまりそうした構造の一定の変質の中で、現段階、所謂、施策的に強力に展開されつつあるコミュニティづくりと関連しての受益者負担の思想、つまり「私的な領域」「個別の地域社会負担のケア」の思想が、老人問題に関しても持込まれつつある。けれども、前述のように、老人問題は、老人福祉に特化されて論じられるべきではなく、地域住民の手による地域産業の変革・創造の問題と不可避的に連動させて論じられなければならない、と私たちは事態を把握している。私たちは、現実に各地域で展開せられている所謂、行政サイドというソフトな側面での老人諸対策を決して軽視しているものではない。それら末端行政の中で展開せられている老人問題にかゝる行政担当者の日々の営為の中で、着実に老人問題が一步の地についた確実性を獲得しつつあることは事実である。けれども、それは、私たちの分析枠からいうと、地域産業施策と有機的に結びついたものとは未だ成り得ていない。中央官庁においては、たしかに前述した意味での「縦てわり」行政も可能であるが、その末端においては、地域社会がそれ自体地域住民の全人間としてのその全労働・生活過程を包摂するものである以上、統体として問題を把握しなければならぬ要が日々提起せられていることはいうまでもなからう。そうして、そこには基本的に地域住民層の立場に立っての、地域産業諸組織のあり方を含めての所謂、地域民主主義の思想、すなわち、別の言葉でいうならば「草の根の民主主義」の思想が、現段階においてこそ、大きく再生される必要があるということを物語る、ということにならう。

さて、本稿で私たちが直接的に分析課題として設定しているのは、激しい階級・階層分解をつづける現下のわが国農村社会の中での老人層の全生活の社会的再生産過程の実態把握である。

今日のわが国においては、農村部を含めて「老人対策」をとりあげない自治体がないといわれたほど、それはひと時、ブームをよびおこしたが、けれども、学問的立場からする実態把握は、とりわけ農村老人に関してはきわめて少ない。社会科学、とくに社会学・教育社会学の立場からするアプローチは立ちおくられているといえることができる。

私たちは、現段階において、老人問題を語るさい、何よりも、これまで、そうしてこゝまでわが国社会の発展を自らの全生涯をかけて下から支えてきた、つまり、自らの生活を生きぬいてきた老人層の、その全生活史のレベルにまで立ちかえって、その生活の重みを、自らのものとして、この問題をふかめることが必要だと考えている。もとより、それは階級社会化状況の中で展開せられてきたそれであり、それ自身、苦渋にみちた生活の営為であったことはいふまでもない。若い働きざかりの中に太平洋戦争があった。戦後の激動期をへて、やっと自らの生活の方向を見定めようとする段階に、「農業近代化」施策の激流の中にまきこまれた。彼らはもっともたしかなるものとして、自らの子弟を育てた。しかしながら、その子供らとの価値観はもはや大きく異なっている。自らの生業・生活の単位であった伝統的な「家」は、あきらかにもはや解体している。そうして、彼らは子供らも同様の苦渋に満ちた人生の道を歩んでいることを知っている。

本稿でとりあげる対象は、北海道十勝・大樹町である。現時、国策にそって豆作から「大規模」機械化酪農村への道を急速に歩んでいる農村である。こゝは、本州都府県の農村と比較しても、いわば典型的に、現時、わが国における階級的諸矛盾がおこしかぶさっている地域である。「大規模」機械化酪農村の建設、それは今後のわが国における農業生産のあり方のひとつの典型例を先駆的に示しているといえることができる。しかしながらそのことは同時に、その急激なる農民層の階級分解の中で、老人層そのものが如何なる状況に現におこまれているか、そこで現に生起している諸問題は何かゝのひとつを、したがって、また、そこで生じている階級的諸矛盾の立ちあらわれ方をもっともクリアーに示めすものと、私たちは、本事例分析を位置づけている。

さて、本稿で私たちが採用している分析方法は、別稿で論じているように、私たちのいう農民層の「生産・労働—生活過程」分析、また社会の「機構—構造」分析に立脚している。そうして、本稿においても私たちはモノグラフィー法に立脚して、問題点の剔出にアプローチするという方法を採用している。とりわけ、第2章でみるように「家族」を分析単位としてのアプローチを採用している。その意味において本調査研究はわが国では数少ない農村家族研究にもとづく「老人問題」への総合的アプローチとして位置づけられよう。

たゞ、こゝでことわっておかなければならぬことは、本稿での分析対象、北海道十勝、大樹町の現下における構造変動については、すでに『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程—北海道標茶町虹別地区Ⅰ及びⅡ部落と大樹町尾田地区Ⅲ部落における比較研究—』第2篇において詳細に論じてあるので本稿は、それを前提として構成せられてある、ということである。すなわち、前掲研究報告書において、私たちは現下の大樹町の構造変動、そうしてまたⅢ部落のモノグラフィー法による「村落社会」の構造変動については、十全に分析してある。したがって、当然のことながら本稿では重複をさけている。前掲研究報告書を参照されたい。

本稿での分析対象は、大樹町、Ⅲ部落、Ⅱ部落及び市街地の60才以上の老人層102名、及びそれを含む世帯79である。

本稿は、そもそも財団法人「過疎問題調査会」の「過疎地域における老人問題とその対策」の昭和50年度の調査研究にその端を発している。同調査研究は、山本陽三をヘッドとして、高橋明善、木下謙治、布施鉄

治等が加わって、北海道、長野、鹿児島において調査を行ない、その一端はすでに『過疎地域問題調査報告書―過疎地域における老人問題とその対策―』（昭和51年3月）として公刊せられている。しかし、同調査報告は、報告書の紙巾の関係もあって、研究報告書の一部がアレンジされて公刊せられたという経緯がある。本稿は当然に、若干の部分において前記報告書との重複がある。したがって、方法論の一端は、三者の協議による部分がある。しかしながら、本稿は、本研究グループでの継続調査結果をふくめて問題の所在を明確にしなが、あらたに稿をおこしたものであることを明記したい。

さて、本稿において、私たちは以下の構成で問題を解析する。

(1) まず私たちは当然のことながら、本調査研究地域に關する諸属性の解明、そうして、そこで、現に惹起している老人問題にかゝる諸問題を剔出する。大樹町というひとつの地方自治体内においても、地域的に、その社会のあり方は大きく異なっている。本調査研究の対象、三地点の相違も当然こゝであきらかにされる。（第1章）

(2) ついで、私たちは、第2章において、本調査研究における分析の基軸として設定した“家族類型”のもつ意味、さらに、その相異に應じての、老人層の現実の生活基盤、また彼らの現に構成する社会諸関係の実相をあきらかにする。

(3) ついで第3章において、私たちは老人層の生活史を分析する。つまり第2章でみた“家族類型”の相異は、それ自体、本論で詳細に分析するように、所謂“形式的な分類”としてなされたものではない。現時の日本資本主義経済の発展の中での、「家」の解体→家族→家族の解体＝老人単独世帯という、いわば全体制的レベルにおけるわが国社会の構造変動をともなして、それ自身創設せられている客観的“類型”であるという点に留意されたい。しかし、そうであるが故にこの“類型”は、それ自体、老人層がこれまで自らの生の証としてはぐくんだ生活史の重みが、その中に結実せられている。こうしたレベルにまでおりての問題へのアプローチが第3章の課題である。こゝで指摘するまでもなく、人類社会の発展構造はそれ自体世代から世代への累重的な生の重みをもつてなされているものであって、このことは日本国民社会の発展を展望するさいにも決して例外ではない。したがって現段階におけるわが国の老人問題を考察するさい、かゝる老人層の生活史レベルにまでおりた分析は不可欠に要請せられていると私たちは考えている。

(4) ついで、第4章で私たちは町行政における「老人問題」施策の展開を具体的にあとづける。大樹町は近時、所謂「革新」から「保守」へ転換した自治体であるが、現町政は前代からつみあげられた諸施策の結果を自らの土台としている。私たちの分析した限りにおいても大樹町の「老人施策」にはたしかに一日の長がみられる。もとより、それは、国の各種施策との連動の中で展開せられたものであるが、けっして、たんなる小手先の所謂ソフトな側面におけるそれではなく、ハードなレベルにまでおりた施策として展開せられてきたところにその特徴がある。なお、大樹町における老人施策の位置づけを明確にするため、補節として「北海道における老人福祉対策の展開」を用意した。

(5) ところで、町の「老人施策」は、地域老人層の日々の生活の営為と具体的にどうかみあっているのだろうか。また町政自体が地域老人層の生活の実相をどこまで具体的に把握しているのだろうか。こうした点にアプローチするために、第5章において、私たちは老人層にとって、そのもっとも基本的な社会関係を構成する血縁のネットワークと、その機能、また、老人層にとっての近隣関係の機能等を取りおさえ、第6章において、さらに具体的に老人層の日々の生活の諸相にまでおりて、問題をふかめる作業を行なった。すなわち、第6章で私たちは、市街地、農村部―S部落、T部落にわけて、家族類型、また階層別に、老人生活の諸相が如何に相異しているかを「老人生活と生きがい」として分析した。老人層にとっての生きがいとは、具体的に如何なるものとしてあるのか、という問題である。ひとくちに老人層といっても、現に生産的労働にたずさわっている老人層もあり、その生活のあり方は多様であり、具体的に、集落レベル、または家族レベルにまでおりた階層的分析・把握

が必要である。

(6) ところで、現段階において老人層の問題を考えるさい、何よりも留意しなければならぬのは、老人の健康問題である。大樹町における老人の健康問題、健康対策は一体如何に把握されるのか、第7章はこのために用意された。この問題へのアプローチにさいして、私たちはまず全町レベルでの老人層の疾病状況をおさえ、ついでインテンシブに調査を実施した市街地及び農村部T部落、S部落での実態をおさえ、さらにケース・スタディとして、農村部、市街地別に、二世代夫婦家族の中における「疾病老人」、老人夫婦家族及び単身世帯における「疾病老人」の問題、そうしてまた特別養護老人ホームの「老人」と「疾病」の問題と順次問題の所在をふかめた。そのさい、「家」の解体、家族の解体、そして同時にその胎内で不可避的に培わざるをえないあらたなる段階での、社会としての老人の健康問題の社会的確立へという分析射星を用意したことはいうまでもない。

(7) しかしながら、すべての老人層が「疾病老人」として位置づけられるわけでは決してない。そうして二世代夫婦家族の中における老人の生活、また老人夫婦家族としての老人生活、老人単身世帯としての老人生活としては、その日々の生活のあり方は当然に異なっている。第8章では、まず二世代夫婦家族の中における「老人の地位と役割」の分析を行なった。私たちは、一定の年齢を区切って、それ以上層をもっぱら「老人福祉」の対象として指定するあり方を、それ自体、あらたな人類社会の発展段階においては、最低の常識として位置づけているが、その上に立って、巨視的に人類社会の発展を展望した場合、老人層の人間としての生の証を語るさい、当然に、その健康状態がゆるす限り、社会的労働への参加がその不可欠な社会的条件となっていると考えている。

別稿ですでに論じたように⁽¹³⁾ 農民家族を例にとっても、その「家」は、もはや伝統的な「直系家族」ではありえない。私たちが現段階における「家」に「二世代夫婦家族」という名称を与えた所謂もまさにこゝにあるが、その中で、老人層の生活、すなわち、その「地位と役割」は一体、如何なるものとして与えられているか、ということの事実⁽¹⁴⁾に即した分析が第8章の課題となる。

(8) さて現実的に、現下の激しい「家」それ自体の資本主義的解体過程の中で、二世代夫婦家族の中に身をおく老人層は、たしかに数少なくなってきた。後継者に去られた「老人夫婦家族」、さらに配偶者と死別した「老人単身世帯」が現に存している。つまり、現下の「老人問題」は同時にその裏腹の関係において、「後継者問題」を提起している。第9章「老人生活と後継者問題」は、この解明にあてられる。そこで詳細に分析されるように、老人生活についての「後継者問題」は、たんに農村部において深刻に惹起しているのみではなしに、市街地における自営業種層においてもより深刻に立ちあらわれている。そうして、このことは別の言葉でいうならば、「家」の資本主義的解体の問題となる。すでに第8章でみたように、それ自体、後継者を確保しえた「家」も、その内部の構造にまで立ちいってみるならば、あきらかに「二世代夫婦家族」としての構造をもつものへと変質している。老人生活と後継者問題は当然に、かような視点から把握されなければならない。第9章では、とりわけ、すでに後継者が去った、あるいはその帰趨が定まらない老人家族に分析の焦点をすえるが、現に析出せられている「老人夫婦家族」また「老人単身世帯」においても、その後継者が去った年次、すなわち、昭和35年段階以降に限っても、日本資本主義の発展階梯によって、その後継者とのかゝわりにおいて老人家族生活の内実はあきらかに異なっている。そうして、このことは現段階におけるわが国では、所謂「経済的社会構成体」の前進的移行の土台をなすところの、社会の構造があきらかに大きく変質してきていることを物語る。地域産業への老人層のかゝわり方、また老人福祉の問題等々、たしかに、従前の「家」の変質、すなわち「後継者問題」とのかゝわりにおいての「老人問題」の解明が、現段階においてすどく提起されている。

(9) このことは、実は、別稿で私たちが実証したように⁽¹⁴⁾、農業生産様式自体の現段階における「家族協働・協業様式」からまさに多様な道すじをとおっての「社会的協働・協業様式」への志向性をその土台として進行している現実の社会過程の変質として把握されなければならぬという私たちの立

論の中心とふかくなるが、そうした意味での「変動・変革期」において、大樹町の場合、(その開拓の歴史はきわめて浅い)、人類が培った地域社会の文化、その累重的発展にとって、老人層の果すべき役割、そうして現に果している役割は、客観的に一体如何に把握されるのか、かかる点の解明として私たちは第10章を用意した。

(10) さて、以上の分析の諸結果にもとづいて私たちは、そこから得られたファインディングまた、私たち研究グループの立場に立つての本研究における一定の結論を、終章として用意した。

本稿は、布施を中心とした集団研究の成果としてあるが、直接的な執筆分担は次の如くである。

序 章				第 2 節	小 林 甫
第 1 節			布 施 鉄 治	第 3 節	小 林 甫
第 2 節			布 施 鉄 治	第 4 節	小 林 甫
第 1 章				補 論	笹 谷 春 美
第 1 節			布 施 鉄 治	第 5 章	
第 2 節			布 施 鉄 治	第 1 節	岩 城 完 之
第 2 章				第 2 節	岩 城 完 之
第 1 節			布 施 鉄 治	第 6 章	
第 2 節			布 施 鉄 治	第 1 節	
第 3 節			布 施 鉄 治	第 1 項	岩 城 完 之
第 3 章				第 2 項	岩 城 完 之
小 序			小 林 甫		岩 城 完 之
第 1 節			小 林 甫	第 3 項	岩 城 完 之
第 2 節			小 林 甫	第 4 項	岩 城 完 之
第 3 節			小 林 甫	第 2 節	
第 4 節				第 1 項	岩 城 完 之
小序			小 林 甫	第 2 項	岩 城 完 之
第 1 項	ケース 1	安 倍 喜美子			岩 城 完 之
	ケース 2	小 林 甫		第 3 項	岩 城 完 之
第 2 項	ケース 3	小 林 甫		第 4 項	岩 城 完 之
	ケース 4	小 林 甫		第 3 節	岩 城 完 之
第 5 節				第 7 章	
小序		安 倍 喜美子		小 序	小 林 甫
第 1 項	ケース 5	安 倍 喜美子		第 1 節	
	ケース 6	安 倍 喜美子		第 1 項	小 林 甫
第 2 項	ケース 7	安 倍 喜美子		第 2 項	小 林 甫
	ケース 8	安 倍 喜美子		第 3 項	小 林 甫
	ケース 9	安 倍 喜美子		第 2 節	
	ケース 10	安 倍 喜美子		はじめに	笹 谷 春 美
	ケース 11	小 林 甫		第 1 項	笹 谷 春 美
第 3 項	ケース 12	安 倍 喜美子		第 2 項	笹 谷 春 美
第 4 項	ケース 13	安 倍 喜美子		第 3 項	笹 谷 春 美
第 6 節				第 3 節	
小序		安 倍 喜美子		第 1 項	笹 谷 春 美
第 1 項		安 倍 喜美子		第 2 項	ケース 1 笹 谷 春 美
第 2 項		安 倍 喜美子		ケース 2	笹 谷 春 美
第 4 章				第 3 項	笹 谷 春 美
小 序		小 林 甫		第 8 章	
第 1 節		小 林 甫		小 序	布 施 鉄 治

第1節			第1項	小 林 甫
第1項	鎌 田 明 子		第2項	小 林 甫
第2項	鎌 田 明 子		第5節	小 林 甫
第3項	鎌 田 明 子		第1項	小 林 甫
第2節	鎌 田 明 子		第2項	小 林 甫
第3節	鎌 田 明 子		第3項	小 林 甫
第4節	鎌 田 明 子		第4項	小 林 甫
第9章			第6節	小 林 甫
第1節	小 林 甫		第10章	
第2節	小 林 甫		第1節	小 林 甫
第3節			第2節	小 林 甫
第1項	小 林 甫		第3節	小 林 甫
第2項	小 林 甫		終 章	
第3項	小 林 甫		I	布 施 鉄 治
第4項	小 林 甫		II	布 施 鉄 治
第5項	小 林 甫		III	布 施 鉄 治
第4節			IV	布 施 鉄 治

- (1) 井岡勉「社会福祉協議会の動向をめぐって」(『'77 老人福祉年報—老人福祉の焦点』昭和52年6月全国社会福祉協議会)所収
- (2) 私たちが立脚している方法論については、布施鉄治「社会機構と諸個人の社会的労働—生活過程」(『北海道大学教育学部紀要』第26号1976)、布施鉄治「戦後日本農村社会学の展開と農民層のく生産・労働—生活過程」分析の視角」(石川惇志ほか『社会・生活構造と地域社会』時潮社1975所収)、布施鉄治、岩城完之、小林甫「生活過程と社会構造変動に関する一考察」(『社会学評論』99号有斐閣1975)等を参照してほしい。なお、こうした方法にもとづいての、現時の北海道酪農民の生産・労働—生活過程を分析したものとして、布施鉄治ほか『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程』第1編、第2編(北海道大学教育学部産業教育計画研究施設・研究報告書12号、1977、同13号、1978)がある。とくに第2編は、本研究報告書と同じ、十勝大樹町における事例研究である。
- (3) 経済審議会編『経済発展における人的能力開発の課題と対策』(大蔵省印刷局1963)
- (4) たとえば島崎稔「戦後農政の展開と農林官僚機構」(中央大学文学部『紀要』哲学科第21号、1975)を参照せよ。
- (5) かゝる点については杉村宏「昭和35年以降の保護行政の変遷」(日本社会事業大学社会事業研究所『社会事業研究』第7号、1968年7月)を参照のこと。
- (6) 昭和30年代後半の所謂「新産都市」開発政策による地域開発における「縦わり行政」の弊を実態調査にもとづいて分析したものに、福武直編『地域開発の構想と現実』I～III(東大出版会1965)がある。
- (7) 副田義也「老年世代論の基本的枠組」(『社会老年学』第1号、東京都老人総合研究所1975)。
- (8) 大樹町におけるかゝる点に関する実態分析については、前掲『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程』第2編参照のこと。
- (9) 島恭彦「現代日本の貧困化」(『新マルクス経済学講座』第6巻、有斐閣、1976年)29頁。
- (10) 同 上
- (11) 国連社会経済部「1974年、世界社会状況報告」「老人問題・その動向と対策」(1975年)一前掲『'77 老人福祉年報』所収「世界の老人問題と対策」より引用。
- (12) 前掲『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程』第2編序章。
- (13) 布施鉄治「農民生活の変動と農村家族」(蓮見音彦編『農村社会学』社会学講座4、東大出版会1973.5所収)
- (14) 前掲『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程』1978第2篇 参照

第 1 章 大樹町における農村地域社会変動 と老人層の生活

第 1 節 大樹町における農民層分解の諸相

大樹町は、北海道十勝の南部にある。気候は大陸型だが、6～7月には不順な日が多く、この間日照時間が少ない。春が遅い上に初霜9月下旬、初雪11月中旬と気候条件は厳しい。表1-1にみるように開拓は明治19年、依田勉三の率いる晩成社によるが、内陸部の開拓は明治25年以降である。戦後29、31年の冷害を契機に豆作から有畜化「混同経営」への道が開かれる。しかし、39～41年の冷害を契機に「大規模酪農専業経営」確立へと地域農業生産構造は大きく変動している。37年に第1次構造改善事業指定、50年に第2次構造改善事業が実施せられた。

表 1-1 地域産業形成過程

第Ⅰ期	明治19～	十勝の拓聖・依田勉三の晩成社による生花地域の開拓。牧畜業・バター等の製造、中断。
第Ⅱ期	明治25～	石坂・大樹地区等内陸部の開拓はじまる。農業試験場(M28)・種畜牧場(M34)等、行政的にすすめられる。麦類・雑穀類・特用作物(亜麻・ビート)のほか、水稻の試作、また馬産。大正年間には豆類重点に主産地形成。
第Ⅲ期	大正7～	第一次大戦後、雑穀類価格暴落、地力消耗。ついで昭和6・7・9年の凶作。抜本的な産業基盤の確立を迫られる。昭和7年、十勝拓殖実習場、町内拓北に設立。畜産化への志向性。しかし現実には軍需目的にそう馬産、燕麦の生産など。戦中は再び自給的掠奪農業。
第Ⅳ期	昭和20～	緊急開拓者入植。地域全体としては、とりわけ昭和29年の冷害を契機に、酪農化への動き。「集約酪農地域」指定(30年)、雪印工場完成(34年)。しかし未だ「混同経営」としての酪農化の段階。
第Ⅴ期	昭和36～	「農業基本法」体制下の酪農化志向の質的転換。第一次構造改善事業の指定(37年)。とりわけ、39～41年の冷害を契機に、「混同経営」の段階から、「大規模酪農専業経営」へと発展。50年より第二次構造改善事業実施。

昭和40年以降50年に至る農民層の階級・階層分解は表1-2にみるようにきわめて激しく、この間農家戸数は890戸から525戸へ、つまり6割に減少した。そうして経営耕地面積20ha以上層の構成比は6%から38%へ増大、また成牛15頭以上飼育農家も4戸から234戸に増加、成牛20頭以上飼育農家の構成比は50年現在4.4割に達している(表1-3)。他方、「大規模酪農化」の波にとりこ

表 1-2 経営耕地規模別農家戸数の変遷

	全戸数	～3ha	～5	～7.5	～10	～15	～20	20ha～
40年	890戸	106	45	92	146	319	132	50
45年	637	52	26	45	56	165	149	142
50年	525	37	16	31	28	85	130	197

資料出所 世界農業センサス

表 1-3 成牛飼養農家戸数の変遷

	飼育農家 総 数	成牛（24カ月以上）飼養農家数（戸）							1戸当り 平均頭数
		総 数	1～4頭	～9	～14	～19	～29	30頭以上	
40年	459	418	224	165	25		4		7.2頭
45年	446	435	68	114	132	76	42	3	15.4
50年	381	352	29	35	54	67	99	68	28.8

資料出所 農業センサス

表 1-4 人口の年次別変化

	25年	30年	35年	40年	45年	50年
世帯数	世帯 1,609	1,960	2,148	2,241	2,274	2,357
人口	人 9,285	11,296	10,932	10,137	8,814	8,619
一世帯 平均人員	人 5.8	5.8	5.1	4.5	3.9	3.7
	25年	30年	35年	40年	45年	50年
老人人口	人 333	456	439	545	613	705
対人口比	% 3.58	4.03	4.47	5.37	6.95	8.17

(注) ここでの「老人」は65歳以上の者。

資料出所 国勢調査

表 1-5 産業別就業人口構成の変化

		35年	40年	45年	50年
総 数		人 5,257 100%	人 4,926 100%	人 4,557 100%	人 4,234 100%
第一次産業	農 業	58.1	47.2	41.5	33.0
	林 業	5.3	5.3	5.9	6.1
	水 産 業	2.6	3.3	2.7	2.8
	小 計	66.0	55.8	50.1	41.9
第二次産業	鉱 業	0.1	—	0.3	0.2
	建 設 業	3.8	8.4	6.0	7.4
	製 造 業	7.1	7.9	9.3	11.6
	小 計	11.0	16.3	15.6	19.2
第三次産業	卸・小売業	7.5	10.0	10.9	12.4
	金融保険業	0.4	0.6	0.6	0.7
	運輸、通信業	3.6	3.3	4.4	5.1
	電気・ガス水道業	0.3	0.2	0.2	0.2
	サービス業	9.7	11.4	15.0	16.5
	公務	1.5	2.4	3.2	3.9
	分類不能				0.1
	小 計	23.0	27.9	34.3	38.9
有 業 者 ・ 対 人 口 比		48.1	48.6	51.7	49.1

資料出所 国勢調査

された経営耕地面積 15 ha 以下層は 4 割近く存する。

ところで、この間の町全体の人口変動をみると、40年の 10,137名から50年の 8,619名、つまり8.5割への減少、さらに世帯数は逆に増加、そうして65才以上の老人層は、対人口比で 5.4 %から 8.2 %へと増加、実数においても 545 名から 705 名へと増加した(表 1-4)。

このことは、第 1 に若年層それ自身の流出ということ、また第 2 に農家戸数の減少と全戸数増加の差から、世帯構成人員の減少を考慮にいれても、町全体の産業別就業人口構成の変化をあきらかに示している。いま表 1-5 によってこれを見ると、35年には有業者の約 6 割、そうして40年には 5 割をしめた農業就業者は50年には 3.3 割へ、替って第 2 次産業、第 3 次産業就業者、とりわけ第 3 次産業就業者の構成比増が特徴的となる。したがって、単純に産業別の就業人口からみると、大樹町はもはや純農村とは称しえない構成をもっているといえる。しかし、このさい私たちは、酪農大型化にもなう生産基盤整備を含めた巨額の財政投融资がこの町におろされているという事実を看過してはならない。さらに、このことの中に老人層それ自体の農村部から市街地への移動が看取される。

第 2 節 老人層の生活と地域社会変動

ところで、前掲表であきらかなように対人口比での有業者率は、老人人口の増加にもかかわらず、現実の問題として微増こそすれ、けっして減少はしていない。農村部における農家の主婦は、それ自体、農業就業者であったから、離農化して市街地に居を移して、たとえばパート等で諸機関に職を得ていたとしても、それは就業率にひびくものではない。とすると、こうした事態の推移は当然のことながら、老人層がそれ自身、隠居をきめこむことができずに市街地に集住したのちも、何らかの産業に就労していることを十分に予測せしめる。

事実、35年以降大樹町では、農村部での戸数が大巾に減り、逆に市街地戸数の増加が著しい。幾つかの部落をくくった行政区別にこれをもて(表 1-6)、農村部では35年から50年にかけて、たとえば尾田地区ではその戸数を 5.6 割に減少させているのに対して、市街地では 7.5 割の増加をしめている。農村部での戸数減、市街地での戸数増はあきらかである。そうして、こうした中で、昭和50年現在、5割の老人が市街地に集積されつつあることは表 1-7 であきらかである。ところで表 1-8 で農村部、市街地別にみると、第 1 に市街地においては農村部に比して対人口比で老人層の比率が差程高くないこと、つまり市街地には若年層を中心とした人口が集積しつつあり、その中で老人層の比重も全町的にみた場合高まっているということ、第 2 に、老人層をかかえる世帯の構成比は、男性、女性にわけてみても市街地に比して農村部にあきらかに高いということ、つまり逆にいうならば、こうした事態の推移の中で老人夫婦世帯、また老人単独世帯が市街地に集積せられつつあるということが認められる。(昭和50年 3 月現在の大樹町における老人生活のあり方を、道内各地域別に比較したのが表 1-9、10であるが、大都市(札幌)、その他都市、農村部にわけて考えると、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯のしめる割合は、たしかに都市部、しかも大都市(札幌)になるほど高い。けれども大樹町における事態の推移はあきらかに、農村といわれる自治体内において、市街地に高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯が推積されつつあることをしめている。第 2 章参照)

表 1-6 地区別戸数ならびに一戸当り家族員

		35 年	40	45	50	50 / 35
石地 垣区	戸 数	279	271	229	221	79.2
	一戸当り家族員	5.9	5.5	4.8	4.6	78.0
尾地 田区	戸 数	387	334	262	215	55.6
	一戸当り家族員	6.1	4.9	4.3	3.9	63.9
東地 部区	戸 数	188	159	129	120	60.8
	一戸当り家族員	5.3	5.1	4.7	3.6	67.9
歴地 舟区	戸 数	186	175	147	141	75.8
	一戸当り家族員	5.6	5.0	4.5	4.1	73.2
大地 樹区	戸 数	211	187	141	146	69.2
	一戸当り家族員	5.3	5.7	5.0	4.4	83.0
市街 地	戸 数	897	1,115	1,364	1,565	174.5
	一戸当り家族員	4.2	3.8	3.9	3.2	76.2
計	戸 数	2,148	2,241	2,272	2,408	121.1
	一戸当り家族員	5.1	4.5	3.9	3.6	70.6

役場資料より作成

表 1-7 地区別65才以上老人数

		65 歳	66 歳	67 歳	68 歳	69 歳	70 歳以上	計
石 坂	男	5	4	3	3	8	31	54
	女	7	8	2	2	3	37	59
尾 田	男	6	5	7	4	4	21	47
	女	5	1	2	4	1	25	38
東 部	男		2	2		1	19	24
	女		4	2		1	17	24
歴 舟	男		3	2	1	2	10	18
	女	3	2	1	2	1	6	15
大 樹	男	2	4	2	3		15	26
	女	1	2			4	21	28
市 街	男	12	14	20	13	10	114	178
	女	21	13	12	16	21	106	189
合 計	男	25	32	36	24	25	210	347
	女	37	30	19	24	31	212	353

役場資料より作成

表 1-8 地区別65才以上老人数と同老人世帯構成比

	石 坂	尾 田	東 部	歴 舟	大 樹	市街地	計
65 歳 以 上 老 人 数	113	85	48	33	54	367	700
全 人 口 に 対 す る 構 成 比	11.1%	11.6%	11.1%	4.5%	8.3%	7.2%	8.2%
老人(女性)を抱える世帯構成比	24.4	21.9	20.0	12.8	17.8	11.4	14.4
老人(男性)を抱える世帯構成比	26.7	17.7	20.0	10.6	19.2	12.1	14.7

役場資料より作成

表 1－9 昭和50年 3 月現在における老人の実態

		大 樹 町	十 勝 支 庁	北 海 道
60歳以上人口数	男	463 人		
	女	573		
	計	1, 036	34, 347	
65歳以上人口数	男	331 人		
	女	374		
	計	705	23, 906	(288, 370)
60歳以上の老人を含む世帯数	計	589 世帯		
65歳以上の老人を含む世帯数	計	401 世帯		
60歳以上独居老人数	男	19 人		
	女	25		
	計	44		
65歳以上独居老人数	男	12 人		
	女	14		
	計	26	731	(14, 077)
60歳以上寝たきり老人数	男	7 人		
	女	11		
	計	18		
65歳以上寝たきり老人数	男	4 人		
	女	7		
	計	11	447	(5, 881)

(注) 「北海道」の数値には札幌が含まれない。
また大樹町の老人世帯数は推計値である。
出典「北海道総務部地域振興対策事務局」資料

表 1－10 北海道における老人のいる世帯数(%)

	老 齢 者 単身世帯	老 齢 者 夫婦世帯	老 齢 者 と 児童の世帯	そ の 他 世 帯	計
大都市〔札幌市〕	16. 7%	23. 3%	0. 3%	59. 7%	100. 0%
都市〔道内市部〕	15. 7	16. 7	2. 2	65. 4	100. 0
郡部〔道内郡部〕	8. 7	19. 8	2. 4	69. 1	100. 0

(注) 北海道民生部『老人生活の実態』(1972年9月)

ところで、市街地に存する都市的機関の構成であるが、いま昭和47年の事業体 336 のうち、公共事業体を除いた 281 の事業体を雇用者の有無ごとに規模別にみると表 1－11 のように全体の約 5 割が雇用者のいない事業体で、雇用者のいる事業体 149 のうち 7.6 割が従業員規模 9 人以下の零細な事業体である。かような事実をみると、市街地に推積しつつある老人層の現実の就労の場が如何なところかが容易に想定され得よう。

なお、従業員規模 100 名以上の食品製造業とは、具体的には「雪印乳業」であるが、その基幹従業員構成をみても、地元の中では、ひとつの「租界」を構成している。

＊ 調査対象地区と調査について

私たちは、具体的には三地区を調査対象地区として選定した。第一は、全町人口の6割、また老人の5割が定住する「市街地」地区である。「市街地」地区の中でも、もっとも開拓が古く、また近時、農村部からの離農者によって新興住宅街も形成されているH町から37ケース、さらに老人アパートから15ケース、特別養護老人ホームからの4ケースを加えて、市街地地区で56ケースを選定した。第二に、農村部としてT部落及びS部落の老人層を選定した。尾田地区のT部落で22ケース、東部地区のS部落で23ケースである。同じ農村部といっても、両部落は次のようにその性格を異にしている。T部落は大樹町においてその農業生産力水準において「中の上」といわれ、現在、急速に酪農専業への経営転換がなされている部落、これに対してS部落は、大樹町の中では有数の兼業農家を抱えるところで（主体は山林労働）、こゝでも現在、酪農専業化への道が志向されているが農業生産力水準は「低位」といわれる地帯として特徴づけられる。次に両部落の農業生産構造の相違について若干のデータをあげておく（表1-12～1-16）。なお市街地の都市的性格に関しては前掲表1-11を参照されたい。

大樹町には700名（50年6月30日現在）の65歳以上の老人が定住しているが、以下の面接調査に基づく分析は60歳まで年齢を下げて選出した102名79世帯が、その対象となる。

表1-12 耕地総面積、規模別農家戸数

（昭和49年2月）

		1.0 未 満	1.0 } 4.9	5.0 } 9.9	10.0 } 14.9	15.0 } 19.9	20.0 } 24.9	25.0 } 29.0	30.0 } 39.0	40.0 以 上
T 部 落	24 戸			3	3	2	4	2	9	1
S 部 落 (第3)	16 戸		2	6	1	1	4	1		1
S 部 落 (第1・第2)	28 戸	1	5	8	7	4	3			

表1-13 飼養乳牛頭数別農家戸数（上欄総頭数・下欄24ヶ月以上頭数）

（昭和49年2月）

	0	1 } 4	5 } 9	10 } 14	15 } 19	20 } 24	25 } 29	30 } 34	35 } 39	40 } 49	50 } 以上
T 部 落	6	2		3	1	2		2		4	4
S 部 落 (第3)	3	2	3	1		5		1	1		
S 部 落 (第1・第2)	11	1	3	7	2	2	1	1			
T 部 落	7	2	2	3	1	2	2	3	1	1	
S 部 落 (第3)	6	2	1	1	5	1					
S 部 落 (第1・第2)	12	1	8	5	1	1					

表 1 -11 地域における都市的事業体の構成

		A 農 業		B 林業 狩猟業		E 建 設 業				F' 製 造 業								G 卸 小 売					
		農 (農業的サービス業を除く) 業	農業的サー ビス業	林業	森 林 組 合	非 金 属 鉱 業	総 合 工 事 業	職 (設 備 工 事 を 除 く) 業	設 備 工 事 業	食 料 品 製 造 業	た ば こ 製 造 業	衣服その他の 繊維製品製造業	木材・木製品を 除く) 業	家具装 備品製造業	出版・印刷・同 関連産業	窯業・土石製 品製造業	卸 売 業 (その1)	卸 売 業 (その2)	代 理 商 ・ 仲 立 業	各 種 商 品 小 売 業	織物・衣服身の まわり品小売業	飲 食 料 品 小 売 業	
																			43	44			
事業所の形態	店舗－飲食店									1								2		1	13	51	
	事務所	6	1	2	1	1	9		1									1					
	営業所							1							1							1	
	工場・作業所 ・ 鉱 業 所							3		4	2	1	8	2		1	2						
	自家用倉庫・ 自家用油槽所 (外見上一般の住居と 区別しにくい事業所)																						
	農林漁業と兼業																		1				
	支給された原材料 で製造加工																						
その他	その他	1						1	1									1	2	7			
	その他 (旅館・病院・ 神社・学校など)																						
経営組織	個人経営	1		1			7	3	2	2	1		4	1				4	3	8		7	38
	株式会社		1	1		1				2		1	2		1	1	1				1	2	
	有限会社	3					1	2		1	1		1	1							5	9	
	合名・合資 ・ 相 互 会 社																						
	外国会社																						
	会社以外の法人	3			1		1						1							1		3	
本支所の別	法人でない団体																						
	単独事業所	4		2	1	1	9	5	2	4	2		8	2		1	4	3	8		13	47	
	本所・本社・本店	1																					
従業員規模	支所・支社・支店	2	1							1		1			1		1			1		5	
	1～4人	3		1				3	1	1	2		1	1			2	2	8		6	44	
	5～9	2	1			1		1	1	3			4	1	1		2				7	5	
	10～19	2					8	1					1				1	1		1		2	
	20～29			1												1							
	30～49						1					1	1										
	50～99				1								1										
100～299									1														

業				H 金融 保険業		I 不動産業	J 運輸 通信業		K 電気 ガス 水道業	L サービス業																	
飲	自	家	そ	中	特	保	不	道	道	倉	電	物	旅	洗	そ	娛	自	そ	協	（	そ	専	医	宗	社	政	そ
食	動	具	の	小	定	險	動	路	路	庫	気	品	館	た	の	（	動	の	同	他	の	門	療	教	会	治	の
店	車	・	の	企	目	業	産	旅	貨	車	業	質	そ	・	個	映	車	修	組	に	事	サ	保	福	保	サ	の
					的			客	物	庫		貸	の	理	人	画	場	理	合	分	業	健	祉	險	・	の	
					金			運	運	業			宿	容	サ	業	備	業		類	・	業	社	文	・	サ	
					融			送	送			泊	・	浴	ー	除	・	業	業	い	・	教	化	・	ビ		
					宅			業	業			所	場	ス	業	く	車	業	業	もの	業	社	体	・	ス		
					等										業		場				業				業		
							59				70						82	83	84	86	87	88	90	92	94	95	
35	4	12	21	1								1	21	3	3					1							
			1						1	1	1								2		3				1		
	2	1	3			1		1	2		1																
											1			1			4	3								1	
				3			1								1	1					1						
													6	1							3	5	9	2			
34	4	6	14				1					1	5	23	4	3	3	2		1	6	5		2		1	
	2	3	7						2		3		1			1											
1		4	2					1	1								1										
			1			1																					
				4	1					1								1	2		1		9		1		
35	4	11	18				1	1	2			1	5	23	4	4	4	2	1	1	7	5	9	2	1	1	
		1																	1								
	2	1	10	1	1				1	1	3		1					1									
30	6	7	18				1			1	3	1	5	22	4	3	3	2		1	7	4	9	1		1	
5		4	9					1					1			1						1			1		
		2			1	1			2					1			1	1	1					1			
									1																		
			1																								
																				1							

資料出所 事業所統計

表 1-14 農産物総販売額

(昭和49年2月)

	5 万 未 満	5 } 50	50 } 100	100 } 150	150 } 200	200 } 300	300 } 500	500 万 以 上
T 部 落		1	1	1	1	1	9	10
S 部落 (第 3)		2	2	3	2	1	5	1
S 部 落 (第 1・第 2)	1	3	4	6	11	2	1	

表 1-15 山林・林地・面積規模別農家数

(昭和49年2月)

	な し	5 ha 未 満	5.0 } 10.0	10.0 } 20.0	20.0 } 30.0	30.0 } 49.0	50.0 }
T 部 落	1	15	7	1			1
S 部落 (第 3)	3	1	6	4	1	1	
S 部 落 (第 1・第 2)	4	10	8	3	1	1	1

表 1-16 専兼別農家数と兼業従事者 (昭和49年2月)

()内は女子

	専 業	兼 業		兼業従 事者数	やとわれ		人 夫 日 雇	60 歳 未 満	60 歳 以 上
		I 種	II 種		事 務	工 員			
T 部 落	19	3	2	6	1		5	5	1
S 部落 (第 3)	6	4	6	12	5		7	12	—
S 部 落 (第 1・第 2)	11	12	5	24(4)	2	1	21(4)	22	2
計	36	19	13	42	8	1	33	39	3

以上表 1-12～1-16の資料出所は道農業基本調査

地区別、また家族類型にわたる調査対象者の諸層性については、第2章、とりわけ第3章でふれているので、そこを参照してほしい。

なお、調査は昭和50年、布施鉄治、岩城完之、小林甫、白樫久、酒井恵真のほか北大教育学部大学院学生安倍喜美子、安倍恒雄、鎌田明子(当時研究生)、藤井史郎、加藤慶一(当時学部学生)ほか7名で行なわれ、その後、数次にわたる継続調査がなされた。

第2章 家族類型と老人生活

第1節 家族類型のもつ意味について

私たちの本稿での分析は、すでに序章で述べた方法にもとづいてなされている。ところで、こゝであらかじめ次の諸点を問題としておきたい。

第1には、本稿において現に惹起している現実の「老人問題」を老人層の全生活過程レベルにまでおりて分析するさい、そのケース102の多様なあり方を、私たちは、まずケーススタディの手法で整理したということである。そのさい、老人層の生活過程が内在する論理を剔出しながら、問題への接近をはかり、客観的に現実の社会の構造変動の中で、「実証」しうる社会諸過程の中に老人生活を位置づけたということである。

第2に指摘しなければならないことは、本稿の創造過程において、そのきめ手となる分析基軸の設定に関して、所謂「農民層分解論」の立場に立つならば、当然のことながら農民層の階級・階層分化—とりわけ土地所有に端的に表現される経済的指標を重複して—を分析基軸に設定する必要があるし、さらに、市街地における老人層と農村部における老人層の比較分析においては、その生計費水準による階層わけが必要とされるであろう。しかしながら、私たちはあえてこうした方法は採用しなかったということについてである。私たちは、現実の問題として、幾つかの分析基軸を設定しての「資料解説」をすゝめたが、その結果、もっともきめ手となる分析基軸として、現実の家族のあり方＝「家族類型」を採用することにした。つまり、このことは具体的にはこの大樹町における老人生活の中を貫ぬく法則性を剔出するにさいして、現下の日本資本主義経済の展開過程の中での「家」の解体の問題にその焦点をすえたということになる。老人生活を考えるさい、その家族のあり方、世帯のあり方を抜きにしてそれを論ずることはできないが、農民家族そして勤労者家族においても、大樹町の場合、その圧倒的な部分は、農家、また自営業種層として存していた。つまり家族は「家」として自らを体現していた。そうして、現下、その「家」自体が資本主義的に解体せられている。私たちが現実的に老人層が構成する「家族の類型」を分析の基軸として設定したということの意味はかような論理の中に位置づけられる。そこにおいては、「家」の解体→家族→さらに家族解体つまり老人単独世帯というひとつの道すじがあきらかに看取される。したがって、当然に「家族類型」による分析基軸の中には、老人層の生活そのものがその土台とするところの経済的生活基盤の問題が含まれているし、事実、私たちはそのレベルにまでおりて問題を深めている。

ところで、第3に指摘しなければならぬことは、かような形での分析視角は、その地域社会の階級・階層構成の変容を当然のことながら含意しているということである。この地域において、住民層か、農業、または自営業として、すなわち「家」としての生業をまっとうするためには、以下私たちが分類する「家族類型」Ⅰ型、すなわち「二世代夫婦家族」の形態をとっていなければならない。Ⅱ型すなわち「老人夫婦家族」の形態をとる家族の中に身をおく老人層、さらにⅢ型、すなわち「老人単独世帯」層は、あきらかにⅠ型の老人層とはその階級・階層的地位を異にしている。そうして、私たちが、調査対象とした三地区においても、当然、その地区の特性に応じて、かゝる階級・階層構成は異なっている。

以下、私たち、まず本章で客観的に現に在する家族類型の相違に応じて、老人層の生活そのものが如何に異なっているか、という点のアウトナインをあきらかにしよう。

なお、次章において、老人層の現実の「生産・労働—生活史」との関連で、かような家族類型は、

如何なる意味を有しているか、あきらかにされる。そして、4章以下で、さらに各章においての問題の解析がなされる。

第2節 家族類型と老人層の経済・社会的な生活諸条件の相違

家族類型によって、現実の老人層の生活のあり方は大きく異なっている。

それは、A老人夫婦のみ、B老人夫婦と子供、C老人夫婦と息子夫婦、D老人夫婦と息子夫婦と子供、E老人単独世帯といったA～E型に分けられるが、これをもう少し大きくくくると、老人単独世帯（E）、老人夫婦世帯（A・B）、二世代夫婦家族（C・D）となる。

かような家族類型をみると、半数のものが二世代夫婦家族（C・D）、1/4が老人夫婦のみのもの（A）、それに子供が加わった形態が6.3%（B）、そして老人単独世帯（E）が17.7%となる（表2-1）。

表2-1 老人と家族類型

		老人数	世帯数	世帯の類型					老人で世帯主である者	主/世帯数
				A	B	C	D	E		
T部落		22	14	4			10		5	35.7
S部落（第3）		10	7	2		1	4		3	42.9
〃（第1～第2）		14	13		2	4	7		3	23.1
市街地	農業	1	1	1					1	100.0
	自営業	19	12	2		4	6		5	41.7
	雇用者	9	9	1	3	1	4		5	55.6
	無職層	8	7	3				4	6	85.7
老人アパート		15	12	5				7	11	91.7
特養ホーム		4	4	1				3	3	75.0
計		102	79	19	5	10	31	14	42	53.2

もとよりこれは地域的に異なっている。専業酪農経営の志向性が顕著にみられるT部落では71.4%がD型（二世代夫婦家族）、A型（老人夫婦のみ）は28.6%である。B、C、E型は存在しない。その対極に、老人アパート及び特養ホームがある。ここではE型（老人単独世帯）が62.5%をしめ、A型が37.5%、B、C、D型は存在しない。その中間に位置するのが兼業地帯S部落及び市街地地域である。農村地帯としてのS部落にはD型60.0%、ついでC型25.0%と、ABCD型は存在するがE型は存在しない。市街地ではこれに対して、D型34.5%、ついでA型24.1%、C型17.2%、さらにE型13.8%とすべての類型が存在する。農村地帯にE型が存在しないのは、後述のように町の「老人対策」の結果であるといつてよい。

家族類型別に世帯主比率をみると、E型の老人が100%であることは当然だが、A・B型で75～60%、C型で50%、D型で19%となる。全体としては53.2%である。

しかし、老人層が世帯主の地位にあるということと、彼らが現実に財産の管理者であるか否かは全く別問題である。

表2-2にみるように、老人層のうち、宅地、家屋の管理者は約3割、田畑は約2割、山林は1割、また農産物等の売上金の管理者約1.5割である。世帯主比率53.2%（老人数比率でみると41.2%）と

表 2-2 老人の財産管理

家族類型 財 産	A	B	C	D	E	計	A 類 型 内 わ け				D 類 型 内 わ け		
							T 部落	S 部落	市街地町	老ア・ホーム	T 部落	S 部落	市街地町
山 林	14.3%	20.0%	7.1%	9.8%	—%	9.8%	2人	1人	1人	—	1人	3人	—
田畑などの耕地	28.6	40.0	7.1	19.5	7.1	19.6	4	2	1	1	5	2	1
宅 地 ・ 家 屋	39.3	100.0	28.6	29.3	7.1	31.4	4	2	4	1	5	1	5
そ の 他 の 不 動 産	14.3	20.0	—	4.8	—	6.9	1	1	2	—	2	—	1
動 産	17.9	40.0	14.3	9.8	—	10.8	1	1	3	—	4	—	1
米・農産物など家計 の基本となる財布	39.3	20.0	—	7.8	—	14.7	4	2	3	1	1	—	2
不 明	14.3	—	28.6	29.3	50.0	26.5	—	—	3	1	2	9	3

表 2-3 家族類型別の主要な生計源

家族類型 生計源	A	B	C	D	E	計	A 類型内わけ				D 類型内わけ			
							T 部落	S 部落	市町村	町	老ア・ホーム	T 部落	S 部落	市街地
農業所得のみ	17.9%	40.0%	7.1%	36.6%	—%	22.5%	4人	—	—	1人	—	9人	6人	—
自営業所得のみ	—	—	42.9	12.2	—	10.7	—	—	—	—	—	—	—	5
賃金のみ	3.6	60.0	28.6	7.3	—	10.7	—	—	1	—	—	—	—	3
農業所得+その他	14.3	—	7.1	12.2	—	9.8	3	1	—	—	2	3	—	—
自営業所得+その他	3.6	—	7.1	9.8	—	5.9	—	—	1	—	—	—	—	4
賃 金+その他	3.6	—	—	2.4	—	2.0	—	—	1	—	—	—	—	1
年金・貯金・仕送り	55.7	—	—	—	28.6	13.7	—	—	5	5	—	—	—	—
生活保護のみ	—	—	—	—	28.6	3.9	—	—	—	—	—	—	—	—
生活保護+その他	10.7	—	—	—	21.4	5.9	—	—	—	3	—	—	—	—
不 明	10.7	—	—	19.5	21.4	14.7	—	2	—	1	4	5	—	—

比べてそれは低率である。

もちろん、家族類型によって異なる。

E型では、そうした財産を管理しているものがほとんどないのに対して、A・B型ではこれを管理しているものゝ割合がたかい。そして、A・B型に比してC・D型はその管理者の割合はおちる。つまり老人夫婦と子供(B)→老人夫婦のみ(A)→二世代夫婦家族(C・D)→老人単独世帯(E)という形で老人が管理する財産をもつ世帯の割合はおちる。しかしこゝでは第一に、二世代夫婦家族と老人夫婦家族の間には、前者は「家」としての家産の管理を後継者に譲渡しているという相違があるということ、また第二に、老人夫婦家族と老人単独世帯の間には、きわめて大きい格差が存していること、この二点を銘記する必要がある。

このことは、また現在の主要な生計源の相違にも反映される。表2-3から、E型は「年金、仕送り、生活保護」を基底とせざるを得ない層、A型は、そうした層を3割程度含みながら、農村部においては農業所得、市街地では賃金収入、さらに自営業所得をその基底としているということ。これに対してB型は賃金収入と農業所得に依拠する割合がたかいということ。そしてC型の特徴は、自営業所得、賃金収入に生活の基盤をおくこと、D型の場合農村部では農業所得、市街地では自営業所得を基盤にしているということがわかる。

このことは、生活の基盤としての生業のあり方の相違を示めすものと考えられる。すなわち、D型は生業としての農業または自営業所得を、C型に至ると賃金収入、すなわち賃労働者としての性格が強くなり、B型ではこうした傾向はますます強まる。しかしA型では1/3のものが自営業所得、農業所得に生活の基礎をおく。そしてE型では社会的生業を生計源とするものはみられなくなる。

さて、かようにみえてみると、同じ二世代夫婦家族としてくれるD型、C型は、かならずしも同一の社会的・経済的性格をもつものとしては捉えられず、老人夫婦家族B型、A型に関してもこのことはいえる。とくにA型=老人夫婦家族だけのもの、が自営業層に多い点は注目すべきである。E型の大半がかって農業をはじめ自営業を営んでいた層であることを考えるとここに、現在の「過疎地域」における老人問題の一端を垣間みることが容易である。

ところで、A～E類型ごとに、現在の世帯の生活費水準をみたのが表2-4である。一見して気づくことはE型においてそれがもっとも低水準にあり、C・D型がその対極に位置するが、C・D型とも低位階層と上位階層にわれ、D型は月の生計費10万円以上層の上位階層の比重が重く、C型は8万

表2-4 家族類型別にみた世帯の生計費水準

家 族 類 型	A	B	C	D	E	計
～ 1.9 万円	2	—	—	—	4	6
～ 2.9 万円	2	—	3	—	4	9
～ 3.9 万円	10	—	2	1	2	15
～ 5.9 万円	7	1	2	2	1	13
～ 7.9 万円	3	—	2	—	—	5
～ 8.9 万円	3	2	—	2	—	7
10～ 14.9 万円	—	—	2	6	—	8
15 万 円 以 上	—	—	—	14	—	14
不 明	1	2	3	16	3	25
平均家族員数	2.0 人	3.2 人	3.78 人	3.79 人以上	1.0 人	3.23 人

円以上層の下位階層の比重が重いということ、そうして、A・B型はいわばこの中間に位置するといえるが、Aはより下位階層の比重が高い。しかしながら表に示めたように現実の世帯人員数をクロスさせてみると、現実にはE型が位置する生計費水準に、A・B型、そうしてC・D型の下位階層は属していることが推定される。A・Dの下位階層の世帯員一人当りの生計費水準は、E型よりむしろ厳しいということさえいえる。

表2-5は、同様家族類型別に、生業に従事しているものゝ比率、また現在生業に従事していないけれども条件さえあれば、生業に従事したいものゝ比率をみたものである。すでにみたように全体では

表2-5 家族類型別の老人の就業

家 族 類 型	A	B	C	D	E	計
農林業の仕事に従事しているもの (1)	11人	2	4	19	—	36
勤務や日雇労務についているもの (2)	3人	—	—	4	—	7
小 計	14人	2	4	23	—	43
比 率	50.0%	40.0	28.6	56.1	—	42.2
現在仕事にはついていないが条件が許せば仕事につきたいもの (3)	2人	—	3	5	3	13
(1) + (2) + (3) 計	16人	1	8	27	3	55
比 率	57.1%	20.0	57.1	65.9	21.4	53.9

老人層の42.2%が社会的労働に従事しており、D型、A型に属する老人の約半数、C型では3割、B型では4割が社会的労働に従事しているのに対し、E型では皆無という結果がしめされる。老人の健康

表2-6 健康状態

家 族 類 型	A	B	C	D	E	計
良い・普通	20 (71.4%)	4 (80.0%)	12 (85.7%)	33 (78.0%)	6 (42.9%)	75人 (72.3%)
病気がち、寝たきり	7	1	1	6	7	22
寝たきり	1		1	1		3
その他				1		1
不明				1	1	2

状況をA～E型別にみると(表2-6)、E型において42.9%のものが健康といえる状況にあるのに対してC型85.7%、D型78.0%、A・B型71～80%という結果が示めされているので、E型において就業率が低位にあるということは一応うなずける。そうして、健康という自己判断と、就業に耐えうるか否かは別の次元の問題として解決しなければならぬことはあきらかであるが、表2-5にみたように条件さえ許せば就業したいというものが、全老人の12.7%をしめていること、とりわけE型においてそれが21.4%をしめているという事実は看過してはならない。

第3節 家族類型と老人層の社会的生活の相違

第1項 老人の社会的生活行動

老人の社会的生活行動は、次の二領域に分けることができる。第一は、生業をもった老人層にお

いては「家族」→「職場」をつなぐ生活行動の領域（農家においては「家族」と「職場」は「家」として統一せられている）。生業をもたない層においても、地域社会を支える「社会諸組織」の活動がある。また所謂 インフォーマルな諸関係がこれに加わる。第二には、日常の消費物資の購入のための、諸結節機関との関係、また医療機関等のサービス機関との関係、さらに行政機関等、所謂経済・社会的諸機関との関係がある。この二領域にわたる老人の社会的な生活行動を、地域に投影すると、家族→部落→行政地域社会→上級都市という形での、老人にとって現に一定の役割を果たしている地域の構造がみえてくる。

1 家族成員外の人とのコミュニケーション

はじめに、表2-7をみていただきたい。老人のうち、「ほとんど毎日」家族の成員以外のものと口を開いているものの割合は、全体で52.5%、約半数である。A～Eに至る家族類型を比較しても、この割合はそう変るものではない。しかしC型でその割合がおち、E・D型でその割合が高まる。E型では57.1%という数値をしめす。ここで注目しなければならないことは、約半数のものが「家族」の枠の中に生活しているということ、とくにE型は、単独世帯であるので、約4割のものが、ほとん

表2-7 家族員以外のものと口を開く割合

家 族 類 型	A	B	C	D	E	計
ほとんど毎日ある	14 (50.0%)	2 (40.0)	7 (50.0)	22 (53.7)	8 (57.1)	53 (52.0)
ときたまする	7 (25.0)	2 (40.0)	6 (42.9)	10 (24.4)	1 (7.1)	26 (25.5)
ほとんどない	1 (3.6)	—	1 (7.1)	5 (12.2)	1 (7.1)	8 (7.8)
不 明	6 (21.4)	1 (20.0)	—	4 (9.8)	4 (28.6)	15 (14.7)

ど毎日一人でいるということになる。前にみたように、老人層の42.2%が社会的労働に現に従事している。したがって、これらの層は、家族外成員と「口を開く」機会が当然存するわけであるけれども、E型を構成するものは、かかる割合は零である。しかもすでに「家族集団」は崩壊している。かような現実をふまえて実態は把握するべきである。

もちろん、これは「ほとんど毎日」という指標での分けであって、それ以上のものではない。

2 社会的役職と集団参与

いま、現在フォーマルな社会的役職についている老人の具体的な役職名を個人別にひろいだすと表2-8となる。全体の29.7%が地域社会の中の諸集団、組織の役職についていることがわかる。家族類型でみると、(表2-9)C・D型においてその比率が高く、E型では7.1%と、その比率がきわめて落ちる。もちろん、これらの集団、組織は、部落レベルのものから、部落をこえるもの、そして全町レベルで構成されているものまで、幾つかの段階区分が必要である。いま、全町レベルでの諸組織の役職についている老人層の比率をみると、全体では約1割、E型、B型では皆無、そうしてD、C型では約2～3割の老人がかかる「役割」を担っていることがあきらかとなる。

ところで、老人層は「役職」にはついていなくても、地域社会の「生産・生活」の社会的営みに参与している。それは大きくは、「家」を単位としたものと、また「個人」単位のものにわけられるが、その現実のあり方をみたのが表2-10である。「家」(家族)として参加している頻度のもっとも多いものは、部落(町内会)の総会(43.1%)、部落の常会(36.3%)、農業実行組合の会合(29.5%)、そして葬式、壇家の「より」は20%をしめる。もちろん、これは、家族類型によって異なっている。部落の常会、総会に老人が参与する割合は、D型に多く、C型、A・B型がこれにつ

表 2-8 現在老人がついている役職

- (A型 8人)
- 2人 — 壇家代表(B)(市街地H町)
 - 2人 — 納税組合長(T部落)
 - 1人 — 婦人会の副会長(H町)
 - 1人 — 部落(町内会)の班長+老人クラブの世話人(H町)
 - 1人 — 実行組合長+納税組合の書記+寺の地区委員(B)+大樹神社委員(A)(H町)
 - 1人 — 農民同盟の執行委員(A)+農業共済組合の総代(A)(S部落)
- (B型 1人)
- 1人 — 氏子総代+老人クラブの世話人+実行組合役員(S部落)
- (C型 5人)
- 1人 — 町議(A)(H町)
 - 1人 — 氏子総代+壇家総代(B)+老人クラブ世話人(H町)
 - 1人 — 部落長+氏子総代+壇家総代(B)(S部落)
 - 1人 — 壇家総代(B)+町内会顧問+大樹神社責任役員(A)
+町営住宅入居者選考委員長(A)+町選管委員長(A)(H町)
 - 1人 — 部落長(町内会長)+氏子総代+壇家総代(B)
+町議(A)+老人クラブの世話人+町文化協会会長(A)+町内納税組合長
+同衛生組合長+町社会福祉協議会理事(A)(H町)
- (D型 14人)
- 1人 — 町社会福祉協議会役員(A)(T部落)
 - 1人 — 交通指導員(A)+壇家総代(B)(H町)
 - 1人 — 寺の世話人(B)(T部落)
 - 1人 — 老人クラブの世話役+町の保健衛生委員(A)
 - 1人 — 町農業委員会委員長(A)+町議会議員(副会長)(A)(T部落)
 - 1人 — 壇家総代(B)+老人クラブの世話人+結婚相談所相談員(A)(T部落)
 - 1人 — 部落納税組合長+同年金係+町森林組合協力委員(T部落)
 - 4人 — 老人クラブの世話人(S部落)
 - 1人 — 農業委員(A)(S部落)
 - 1人 — 氏子総代(B)+老人クラブの世話人(S部落)
 - 1人 — 農業実行組合長+民生委員(B)(S部落)
- (E型 1人)
- 1人 — 老人クラブの世話人(H町)
- 注) (B) は部落をこえるもの
(A) は全町レベル

表 2-9 家族類型別の老人の役職

	A	B	C	D	E	計
社会的役職についている	28.6 %	20.0	35.7	34.1	7.1	29.4
全町レベルでのホーム な役職についているもの	7.1	—	35.7	24.4	—	10.8

表 2 - 10 老人が参加している会合

家 族 類 型			A	B	C	D	E	計
A 「家」(家族) として参加しているもの	生産関係の 寄りあい	農業実行組合	7(25.0)	2(40.0)	2(14.3)	17(41.5)		28(27.5)
		水利組合(水道)	1(3.6)		1(7.1)	3(7.3)		5(4.9)
		森林組合	3(10.7)	1(20.0)	1(7.1)	12(29.3)		17(16.7)
		ユイや手間がえ	1(3.6)	2(40.0)	1(7.1)	12(29.3)		16(15.7)
		共有林				1(2.4)		1(1.0)
		生産に關しての消費 的会合	2(7.1)			2(4.9)		4(3.9)
		その他				4(9.8)		4(3.9)
	地域社会の 寄りあい	部落の総会	11(39.3)	2(40.0)	6(42.9)	25(61.0)		44(43.1)
		部落の常会	9(32.1)	1(20.0)	5(35.7)	22(53.7)		37(36.3)
		班(組)	2(7.1)	2(40.0)	2(14.3)	11(26.8)		17(16.7)
		葬 式	4(14.3)	2(40.0)	2(14.3)	14(34.1)	1(7.1)	23(22.5)
		荒神講	1(3.6)					1(1.0)
		○壇家のよりあい	5(17.9)	2(40.0)	3(21.4)	16(39.0)	1(7.1)	27(26.5)
		氏子のよりあい	6(21.4)	1(20.0)	3(21.4)	5(12.2)		15(14.7)
		その他	1(3.6)		2(14.3)	4(9.8)		7(6.9)
		P・T・A			4(28.6)	10(24.4)		17(13.7)
B 個人として参加しているもの	○	農民同盟	1(3.6)					1(1.0)
		老人クラブ	13(46.4)	1(20.0)	6(42.9)	23(56.1)	1(7.1)	44(43.1)
		老人大学	7(25.0)		1(7.1)	4(9.8)	1(7.1)	13(12.7)
		婦 人 会	2(7.1)		3(21.4)	14(34.1)		19(18.6)
		書道の会				1(2.4)		1(1.0)
		俳句の会				3(7.3)		3(2.9)
		商工会婦人部	1(3.6)			1(2.4)		2(2.0)
		心障者の会	1(3.6)					1(1.0)
		社会教育学会				1(2.4)		1(1.0)
		社会福祉協議会の会 合				1(2.4)		1(1.0)
		町政懇談会	1(3.6)					1(1.0)
		不 明	8(28.6)	3(60.0)	3(21.4)	8(19.5)	13(92.9)	35(34.3)

注) ○印は部落社会レベルをこえるもの

％は類型毎の老人数を母数とした比率

ぎE型では皆無である。

これに対して、表2-10(B)にみるように老人が個人として参加する団体数は量的にはあきらかに限られてくる。けれども老人クラブへの参与率は部落総会と同じになる。家族類型ではD型が高く、E型はきわめて低い、こゝでも、全体としてみると約半数の老人がこうした意味での社会諸関

係を有していないということが問題となる。

3 日常生活の過ごし方と生きがい

それ故、私たちは、老人たちの現実の生活過程レベルに立ちもどって、この問題をさらにふかめることとした。表2-11は、平日に自由に使える時間をみたものである。およそ一日六時間以上の自由な時間をもっている者は、不明を除いて農繁期で7割、農閑期で9割弱となる。

表2-11 平日自由に使える時間

家族類型		A	B	C	D	E	計
農 繁 期	1時間以内	3					3人
	～2時間	1	1		1		3
	～4時間	5		1	5		11
	～6時間	1	1		3		5
	～10時間			2	1	2	5
	10時間以上	6	1	6	15	2	30
農 閑 期	1時間以内	2					2
	～2時間						
	～4時間	1			3	1	5
	～6時間	2			3		5
	～10時間	1		3	1	1	7
	10時間以上	9	2	7	16	4	38
不 明	農 繁 期	12	2	5	16	10	45
	農 閑 期	13	2	4	18	8	45

そのとき、約6割のものは「テレビ・ラジオ、雑誌」等で暇を過ごし、3割が「趣味の活動」1.6～1.7割のものが、それぞれ「就寝・休養」「孫の世話」「近所でのおしゃべり」、「家族団らん」は1.4割である。「団体活動や社会活動」は全体の5%にすぎない。家族類型別では、「趣味の活動」において差がみられ、D、B型4割、C型3.5割、A型3.2割、E型0.7割となる。(表2-12)。

ところで以上は日常の「小さな暇」であるが、まとまった「大きな暇」の場合には、その過ごし方があきらかに異なっているとみなければならない。表2-13は、老人が希望している「大きな暇」のあり方をみたものだが、「観光や旅行」(約3割)また「子供をたずねる」(約2割)にそれはあつまる。(また「故郷をたずねたい」「旧友を訪問したい」等の希望も表明される)。家族類型別には、前者はD型、A型に高く、E型で著しく低く、後者はB型、A型さらにE型にたかい。老人単独世帯、また老人夫婦家族で、子供とのふれあいを求めていることが特徴的である。

ところで、そうしたさいの「資金源」であるが、表2-14にみるように、家族類型ごとにそれは大きく異なっている。

(1)E型、すなわち老人単独世帯においては、貯金+生保

(2)A・B型 すなわち老人夫婦家族の場合においては、年金+労働収入(B型においてはこれに生活保護が加わる。)

(3)C・D型 すなわち、二世帯夫婦家族の中における老人の場合、子供・家族から+年金(D型においてはこれに、労働収入+貯金加わる)

表2-12 自由な時間に何をしているか

(MA)

家 族 類 型	A	B	C	D	E	計
就寝・休養	7(25.0)	1(20.0)	2(14.3)	7(17.1)	1(7.1)	18(17.6)
テレビ・ラジオ・雑誌をみる (読書する)	17(60.7)	4(80.0)	9(64.3)	25(61.0) (1) 2.4	9(64.2)	64(62.7)
身のまわりのことをする	1(3.6)		2(14.3)	2(4.9)	2(14.3)	7(6.9)
孫の世話をする	3(10.7)		1(7.1)	9(22.0)	3(21.4)	16(15.7)
縫いものをする	1(3.6)			1(2.4)	1(7.1)	3(2.9)
家族と団らん	2(7.1)	1(20.0)	4(28.6)	6(14.6)	2(14.3)	15(14.7)
仕事のことを考える	3(10.7)	1(20.0)		3(7.3)		7(6.9)
作業場にて (畑仕事・家事をみる)	1(3.6)		1(7.1)	3(7.3)		5(4.9)
趣味の活動をする(民謡)	9(32.1)	2(40.0)	5(35.7)	17(41.5) (1) 2.4	1(7.1)	34(33.3) (1) 1.0
(散歩)				(2) 4.9		(2) 2.0
(園芸)			(2)14.3	(1) 2.4		(3) 2.9
写真など	(1) 3.6					(1) 1.0
近所でおしゃべりをする	8(25.6)	2(40.0)	1(7.1)	2(4.9)	4(28.5)	17(16.7)
団体活動や社会活動をする	2(7.1)		2(14.3)	1(2.4)		5(4.9)
そ の 他			2(14.3)	2(4.9)	1(7.1)	5(4.9)
不 明				1(2.4)	1(7.1)	2(2.0)

注) %は類型毎の老人数を母数とした比率

実数の()は内数

表2-13 大きな暇ができたときしたいこと

(MA)

家 族 類 型	A	B	C	D	E	計
自宅で休養	3(10.7)		4(28.6)	3(7.3)	2(14.3)	12(11.8)
散 歩	1(3.6)					1(1.0)
読 書		1(20.0)		1(2.4)		2(2.0)
野菜づくり			1(7.1)			1(1.0)
庭木の手入れ		1(20.0)				1(1.0)
書 道				1(2.4)		1(1.0)
外に出ている子供をたずねる	7(25.0)	2(40.0)	1(7.1)	7(7.1)	3(21.4)	20(19.6)
子供に来てほしい					1(7.1)	1(1.0)
故郷を訪問したい				1(2.4)	1(7.1)	2(2.0)
旧友を訪問したい	1(3.6)			1(2.4)		2(2.0)
観光や旅行をしたい	11(37.3)	1(20.0)	2(14.3)	16(39.0)		30(29.4)
外に出たくても体が悪くてで られない			1(7.1)		1(7.1)	2(2.0)
まとめて家事をする	4(14.3)			1(2.4)		5(4.9)
とくにない			3(21.4)	3(7.3)	2(14.3)	8(7.8)
不 明	5(17.7)	1(20.0)	3(21.4)	9(22.0)	6(42.9)	24(23.5)

表 2-14 趣味・旅行など自由に使えるお金の出どころ

(MA)

家 族 類 型	A	B	C	D	E	計
I 農業の収入	8(28.6)	1(20.0)	1(7.1)	4(9.8)		14(13.7)
自営業収入	1(3.6)		1(7.1)			2(2.0)
賃労働収入	3(10.7)			4(9.8)		7(6.9)
自営業収入+賃労働収入	1(3.6)			1(2.4)		2(2.0)
内 職 収 入				1(2.4)		1(1.0)
IIa 貯 金	1(3.6)	1(20.0)		4(9.8)	4(25.6)	10(9.8)
⑥ 老令福祉年金	11(39.3)		5(35.7)	11(26.8)	1(7.1)	28(27.5)
厚生年金	2(7.1)			1(2.4)		3(2.9)
遺族年金					1(7.1)	1(1.0)
退職金・恩給	2(7.1)			2(4.9)		4(3.9)
III 生活保護	1(3.6)	1(20.0)			4(25.6)	6(5.9)
IV 子供からの仕送り小遣い	5(17.9)		6(42.9)	6(14.6)	3(21.4)	20(19.6)
必要に応じて家族から		1(20.0)	5(35.7)	14(34.1)		20(19.6)
V 自由に使えるお金はない	1(3.6)			1(2.4)		2(2.0)
不 明	1(3.6)	1(20.0)	2(14.3)	3(7.3)	5(35.7)	12(11.8)

このことは、その一般的な傾向としていえばE型は、子供・家族からの、そうして、またこれまでの自らの労働の結果の「公的」な保障としての老令年金等々からは切り離されているということを示し、また、老人夫婦家族（A・B型）の場合、年金の絆を有しているとはいえ、それに労働収入を上積みして、さらにB型では生活保護を上積みしているということ、そうして「二世代夫婦家族」（C・D型）においては、自らが培った「家族」を土台としての家族の絆を有しており、それに年金が加わり、さらにD型においては、老人自らの労働収入と貯金に加わっているというこうした現実的基盤の相違が、ここではひとまずあきらかになる。

老人がいま一番、気に懸けていることは「自分の健康の問題」「配偶者の健康の問題」さらに「子供の将来の問題」である。また老人層が「生きがいを感じる場面」は、「子供や孫の生長をみていること」（29.4%）「家族と団らんしているとき」（19.6%）そうして「仕事にうちこんでいるとき」（21.7%）「趣味にうちこんでいるとき」（17.8%）、さらに「親しい友人とうちとけて交際しているとき」（15.8%）となる。ここには「テレビ」はあらわれてこない（表2-15、2-16参照）。

ここに垣間みられる事実から、私たちは老人層のもっとも大きな関心領域は、①自らの生の証である「健康の問題」②そうして、その「創出家族」にかかわる諸領域であることを指摘できる。その上に、③「仕事」「趣味」④「親しい友人」との関係が累積している。そうしてかようなレベルにまで立ちもどっての解析を、社会関係レベルにまで引きあげてみると、①第1に私たちは、その多くの老人が、自らが創出した子供たちとの絆を、たとえ現在は同居していなくとも、有しているという事実気付く、②また、いろいろな社会的契機によって知り合った心の友を、多くの人がとは有しているということ、③さらに多くの老人たちは、所謂私的な、また公的な所要のために、地域社会（ここでは町レベルをこえるものを問題とするが）をこえる生活行動空間を事実有しているであろうという事実気付く。

表 2-15 生きがいを感じる時

(MA)

家 族 類 型	A	B	C	D	E	計
健康であるとき・生きていること	1			1	1(7.1)	3
おいしいものを食べるとき				1		1
仕事にうちこんでいるとき	8(28.6)		6(42.9)	7(17.1)	1(7.1)	22(21.6)
家事にうちこんでいるとき					1(7.1)	1
趣味にうちこんでいるとき	3(10.7)		4(28.6)	9(22.0)	2(14.3)	18(17.6)
花や野菜の世話		1(20.0)				1
テレビをみるとき	1			1		2
新しい知識を吸収したり他から 学んでいるとき	2(7.1)		3(21.4)	3(7.3)		8(7.8)
信仰に生きているとき	1	1(20.0)	2		1(7.1)	5
家族と団らんしているとき	5(17.9)		2	11(26.8)	2(14.3)	20(19.6)
子どもや孫の成長をみるとき	8(28.6)	3(60.0)	4(28.6)	12(29.3)	3(21.4)	30(29.4)
(盆、正月に子供が帰って来た とき)	(1)					(1)
(子供の生活をみるとき)	(1)					(1)
娘がどこかへつれていってくれ るとき	1					1
行事があるとき	1					1
親しい友人、知人とうちとけて 交際しているとき	4(14.3)	1(20.0)	3(21.4)	6(14.6)	2(14.3)	16(15.7)
団体(老人クラブなど)や社会 活動をしているとき	2(7.1)		1	5(12.2)	1(7.1)	9(8.8)
とくになく(もうわからない、 動物のように使われるから生ま れてこなかった方がよいと思う)	1			2	3(21.4)	6
そ の 他				1		1
不 明	5(17.9)			7(17.1)	4	16

表 2-16 いま一番気がかりなこと

(MA)

家 族 類 型	A	B	C	D	E	計
自分の健康の問題	16(57.1)	1(20.0)	6(42.9)	16(39.0)	8(57.1)	17(46.1)
配偶者の健康の問題	7(25.0)	1(20.0)	3(21.4)	5(12.2)		16(15.7)
親族の健康の問題				1		1
現在の仕事の問題			1	1		2
家計のやりくりの問題	1		1	1	1	4
子供(家族を含めて)の将来の 問題	2(7.1)	2(40.0)	2(14.3)	6(14.6)	1(7.1)	13(12.7)
子供家族との折りあいの問題	1			2		6
何時まで働けるかということ				1		1
そ の 他	1			1		2
な し	4(14.3)	1(20.0)	7(50.0)	7(17.1)	1(7.1)	20(19.6)
不 明	2(7.1)			8	4	14

第3章 老人層の生活史と「家」の解体過程

小序

すでに第1章でみたごとく、老人問題への社会的着目がさかんとなってきた中で、老人層の生活史への考慮も少しづつなされてきている。「高令者にあっても現在の生活は過去的生活史と切りはなすことのできないもの」⁽¹⁾である以上、それは極めて当然のことであるといえよう。問題は老人層の生活史、ひいては諸個人の生活史をいかなるものとしてとらえ、どのように分析するかにある。老人層の生活史を社会的に追う場合、端的に言えば、「労働—生活過程」の論理に立脚し、日本資本主義発展の中でのその史的展開をみるということ、つまり「労働—生活」史として把握されなければならない。ということは、諸個人の労働—生活過程は家族と職場をその根底的な軸としているのであるから、そうして、とりわけ老人層の場合、生産組織と生活組織の結合体としての「家」の中に生まれ、それを継承ないし再生してきたのであるから、老人層の生活史分析にとって生業変化を含む家族生活史が実に重要な環となる。日本資本主義の形成—発展過程の中での老人諸個人のドラスチックな個人史は、「家」の解体過程との関連で問題とされなければならない。ここで「家」の解体という場合、それは一方で農林漁業および都市自営業の離農・自営廃業による自営解体層の析出過程、つまり勤労者家族の形成過程を意味するとともに、他方ではいわゆる直系家族の二世代夫婦家族への変容をも含意するものである。すなわち、老人たちが生きた、太平洋戦争—戦後の社会構造変動を含む時期においては、「日本社会の家族的構成」が大きく変容し、「イエ」・「ムラ」原理は現段階の農村部においても解体し、直系家族形態をとる「家」であっても、かつての家父長制的位階構造はもはや存しない。

ところで、かかる観点から老人層の生活史を分析するさい、老人層の労働生活史・家族生活史・社会生活史は、生産—生活共同体としての「家」の展開の歴史として、その変容と解体の歴史としてとらえられねばならないことを意味する。既存の老人生活史研究においては⁽²⁾、老人の生活史の統体がいくつかの要素に分解せられ、それらと現在の生活困難との相関度が指摘されるか、老人の生活史が職業歴と生活歴とに分けて記述されるという段階にとどまっている。そこで欠落しているのは、老人層の生活史を個人→家族→地域社会→国民社会という相互の連関の中でとらえる視点、すなわち日本資本主義発展にともなう社会構造変動の中での「家」の変容・解体過程、それを生き抜いてきた老人層の生活史という視点である。

こうした老人層の生活史は、したがって、その生活の本拠である家族生活の内容とともに、その形態を変容させてきたことが、次に指摘されなければならない。老人層の現在の労働—生活過程は老人の属する家族の家族類型によって明らかな差異があるが、家族類型は操作的なものではなく、「家」の世代的発展過程との関連における客観的基盤をもつものである。つまり、「家」の後継者確保の有無によって二世代夫婦家族であるか否かが分かれ、配偶者死亡の有無によって老人夫婦家族か老人単独世帯かの差が生じる。しかも、かかる「家」の世代的発展の問題、その核をなす後継者問題は、第9章でも詳論するごとく、地域社会構造変動と密接な連関をもったたちあわわれているのである。

私たちは本章において、老人の個人史（第1節）および「家」を単位とした生活史（第2節）をみたあと、第3節で老人の生活史と家族類型との関係を分析する。そうして、第4～5節においては、そうした大枠の中で、実際に激動の人生を送ってきた老人層の生活史の具体的様相を、一定の基準に従った典型事例として記述する。第6節での総括に示されるごとく、かかる老人層の激動の生活史は、日本資本主義の激流に翻弄されながらも、生活の論理に立脚しながらしたたかに生き抜いた歴史であり、それを通してかつての「家」の止場（ないし解体）の過程が進んできたのである。

<注>

(1) 加藤正明ほか「高令者の現在の生活状況とそれに関わる生活史の評価に関する研究」(東京都老人総合研究所『社会老年学』第1号, 昭和50年3月), P 150

(2) 最近の研究において, 老人の生活史それ自体を分析したものとしては, 東京都老人総合研究所の次のものがまとまったものである。加藤正明ほか前掲論文, 及び袖井孝子ほか『高令者の職業訓練と職歴—職歴を通してみた分析—』(同研究所社会学部職業訓練研究室, 昭和51年3月)。

前者は東京都下のT老人ホーム入居者とF市3地区在住者(無作為抽出)を対象とし, 「T施設群は生活困難状況」, 「F市群はそうではないと想定」(P 151~2)した上で「現在の生活状況における事象」と「過去の生活史上の事象」とにおいて, 両者の間にある「有意の差」をみようとしたものである。そうして, ここでは生活史は, (1)地縁—居住期間, (2)出生地, (3)生家の職業, ……(20)戦争による影響—住居, (21)戦争による影響—経済—の計23の「有意の差」のある事項に還元せられる。「ちなみに」として紹介せられる事例においても, 「本人たちの性格」に施設の入所するか否かの要因を掲着させている。

なお、『社会老年学』第1号所収の根本博司「老人のもつ個別的ニーズの研究(1)」は, 「老年期の生活困難の現れ方」を, 老人ホームへの「入所に至る近接過去的生活困難の原因と考えられる要因を抜き出し, その主要因の組合わせによって」分類しようとしたものである。ここでは上掲論文に比して, 「生活史的経過」をホーム入所前の「問題状況」形成とのかかわりにおいて, また「問題状況に至る心理・社会的変化」の側面からアプローチをしようとしている点で, 問題がしぼられている。しかしここでも生活史の統体がいくつかの要素(「主なる要因」)に分解せられていることは同じである。たとえば, 老年期(60才~)の「準備状況」としての「中年期(30~59才)の危機状況」は, 配偶者との関係・職業上の問題・経済的事情・病気・家族関係という「主なる要因」に, また「老年期の危機状況」は, 配偶者との関係・病気・経済的事情・住居・職業・家族関係に分解せられ, とりわけ「引金因子」としての「入所キック」の剔出に焦点があてられる。かかる心理学的要因分析は「老人援助過程」における適切な「措置」の発見という視点からは不可避なものであるが, 同時に老人の生活史をみていく視角がかかる方法のみではないこともまたあきらかである。

こうした意味で, 後者の『高令者の職業訓練と職歴』は社会学的視点からの分析を目ざしている。筆者らは事例研究を重視する。(「コンピューターの導入以来, 足であるくという調査方法をとる者は, しだいに少なくなり, 研究者はコンピューターから出てきた結果を分析するにすぎないという状況が現出している。」P 4~5)。この報告は「中年期以降における職業訓練が, どのような意味や効果をもつかを, 生活史—職業経歴や家族生活—との関係でとらえること」, つまり「老年期における就労はそれ自体他からきり離されたものとして存在するのではなく, それ以前の職業生活や個人のパーソナリティに強く規定されるという事実」(同P 5, P 4)を明らかにすることにその意図がある。具体的には東京都立職業訓練校出席者を対象に, その受講目的に従って, 次のごとく8数型を設定する。

1. 男子 I 定年退職のため (A)生計維持 (B)生きがい
II 転職のため (C)定年退職後の準備 (D)転職のため
2. 女子 I 生計維持 (E)従来から生計中心者 (F)今後生計中心者になる
II 家計補助
III 生きがい

そうして, これらの数型の内実を, (1)職業歴, (2)生活歴, (3)職業訓練と再就職, (4)老後の設計, の諸点により整理された事例によって示そうとした。しかしここにおいても, 職歴と生活歴とは分離されており, 老人の「労働—生活」史として, 少なくとも家族生活史の視点から把握する, ということはなされていない。

この点, 鎌田とし子『一人暮らし中高年令者の社会的形成過程』(第一部, 第二部, 昭和52年)は, 一人暮らしに至る要因を, (A)戦争, (B)労働災害, (C)職業の性格, (D)「思想」対立, (E)親の犠牲, (F)身体的欠陥, (G)結婚遅, (H)子供の経済的能力, (I)本人の責任の9類型にわけ, それぞれの生育歴・職業歴・家族歴・本人の意見と現在の生活環境を記し, 「一人ひとりの具体的な生活史が生き生きとした姿で浮び上って」くるように努力している。

以上みたごとく, 老人層の生活史への着目がなされてきているとはいえ, 農村老人, 農村市街地居住老人の生活史の解明は今後の課題となっている。

第1節 老人層の個人史の地域的特徴

私たちの調査対象たる計102人の老人たちの年齢は60～96才にまたがるが、老人たちの生活史をみるならば、父母の代に渡道し、本人の代に単身で大樹町に定住するという移動の型が全体の半数以上となっている。このことは、本州府県からの渡道後も激しい道内地域移動が行なわれたことを示すとともに、大樹町への定住がほぼ青壮年時代に行なわれたことを示している。

これを表3-1により町内地域別にみると、開拓の歴史の古いS部落では父母の代に渡道しすぐ大樹町に定住した人たちが多いのに対し、昭和9年に十勝拓殖実習場第一期卒業生の集団入植を中核とするT部落では本人単身の渡道＝大樹町定住となり、道内地域移住は同じく少ない。これら農村部の老人に比較して、市街地H町の都市自営業層では端的に、父母の代の渡道、本人の代の大樹町定住という移住の型がみられる。そうして、これと同じ構造は市街地の雇用者層や無職層、そして老人アパートの老人などにもみられる。

表3-1 渡道および大樹への定住の代

		父母の代	本人の代	計	老人中均年齢
S 部 落	渡 道	16	8	24	74.2才
	大樹定住	14	10		
T 部 落	渡 道	4	18	22	66.1才
	大樹定住	1	21		
市街地自営業	渡 道	15(1)	5	20	70.8才
	大樹定住	6(1)	14		
市街地雇用者	渡 道	8	1	9	67.3才
	大樹定住	2	7		
市街地無職層	渡 道	6	2	8	67.8才
	大樹定住	3	5		
老人アパート	渡 道	8	7	15	74.7才
	大樹定住	3	12		
特 養 ホ ー ム	渡 道	1	3	4	75.3才
	大樹定住	1	3		
計	渡 道	58	44	102	70.8才
	大樹定住	30	72		

(注) 市街地自営業の中の()は農家の内数

大樹町への定住時期をみると、明治時代2割強、大正期2割弱、昭和戦前期4割強で、第二次大戦後はきわめて少ない。しかし詳しくみれば表3-2のごとく地域差が大きい。S部落では男女とも父母の代に渡道＝入植している者が多く、それもおおむね大正年間までである。このことは依田勉三の晩成社当時のS部落が多くの人をひきつける魅力をもっていたことを意味するであろう。これに対しT部落では旧P・旧Tの5人を除く他の人は、夫は昭和7年に拓殖実習場に入り、9年に故郷から嫁をむかえたあと入植した、実習場の同期生であり、かつ組織的に計画された部落編成・土地区分をもっていた点で、きわめて団結が固かった。

市街地の現自営業層は明治～昭和戦前期までの来住であり、とくに大正末から昭和戦前期が多い

表 3 - 2 出生地と生家の生業

			明治 30～40 年代	大 正 年 間	昭和 2～20 年	昭和 21～29 年	昭和 30～39 年	昭和 40～50 年	計
農 村 部	S 部 落	男	〇〇〇〇	〇〇〇 ●●	〇 ●			×	12
		女	〇〇〇〇 ××	〇〇 ●	●●		×	12	
	T 部 落	男			●●●●● ●●● ×				13
		女	〇		●●●●● ●●●●● ●●×				9
市 街 地	農 業	男	〇						1
		女	〇〇	〇×	××××	×			9
	自 営 業	男	〇〇	●●●×	●××	×			10
		女	〇〇		●	×××			5
	雇 用 者	男	〇		●	●×			4
		女	〇〇		×	×			5
	無 職 層	男	〇〇				×		3
		女	〇〇		×	×			7
	老人 ア パ ー ト	男	〇	●●	● ××××				8
		女		〇				×	2
特 養 ホ ー ム	男						●×	2	
	女								
計			24	18	44	9	2	5	102

注) 〇は親の代、●は本人単身（含結婚による来住）、×は本人夫婦の定住を示す。

が、これは大正 13 年の大樹駅舎建設、昭和 4 年の国鉄広尾線の開通が大きく影響している。このことは本人夫婦が一家をあげて来住したケースが多いことによっても示される。老人アパート層もこれとはほぼ同様の傾向を示すが、現無職者層は昭和に入ってから一家来住者と明治に父母が来住していた者とに分かれる。そして現雇用者層は昭和 20 年代に入ってから一家来住が特徴的である。特養ホームの人たちは、42 年の設立以降に単身または夫婦で入所した。

このようにみると、S 部落及び大樹町の市街地周辺の各部落に明治から大正にかけての入植がまずあり、ついで第二期北海道拓殖計画期から農村更生運動期にかけての時期に、そしてこの期は国鉄広尾線の開通等、交通網の整備された時期であったが、より多くの人々が来住して来たことがわかる。戦後は一家来住者ばかりになり、戦前期に存した人を引きつける魅力が大樹から薄れていったことを物語っている。

老人たちの出生地で東北・北陸が約 4 割、関東以西と大樹を含む十勝管内が 2.5 割弱を占める。生家の生業は三分の二が農業、ついで自営業と漁業とが 1 割前後を占めている。農家出身者は東北・北陸、漁家出身者は道内からの者がそれぞれ半数近くになり、自営業は特化しない。

表 3 - 3（及び 3 - 4）により地域別にみると、T 部落は東北 6 県と新潟県の農家の子女、とりわけ 2 男以下の者であり、S 部落も同じく農家出身者が多いが、出身地は大樹町内をはじめ道内が半数近くを占め

るとともに、東北から四国・ハワイまで、全国に広くまたがっている。自営業層は出身地においてはS部落の老人たちと同じく、道内半数、他は全国に散らばるが、生家の生業では農業以上に自営業出身者そして長男が多い。しかし、地域移動をとまなっているため、当然のことながら、家産継承は少ない（後述）。同時に、職工・炭鉱労働者・教員・吏員といった雇用者家族出身者の比率が他層に比べて高いのも特徴的である。市街地の雇用者層は東北・北陸出身者が少なく、道内と関東以西の出身者であるが、生家の生業は農漁業と自営業。市街地無職層は大樹町内と本州の農家出身者、老人アパートは本州の農家出身者、特養ホームは関東以西の農家出身者ということく、故郷がこの順に遠くなっている。

表 3 - 3 出生地と生家の生業

		大樹町内	十勝管内	道 内	東北・北陸	関東以西	外 国	計	
S 部 落	農 業	5	2	1	7	1	1 (ハワイ)	17	※ 23
	漁 業		1	2	1			4	
	日 雇 い					2		2	
T 部 落	農 業				17	1		18	22
	自 営 業				2			2	
	炭鉱労働者 教 員				1	1		1 1	
市街地農業	農 業	1						1	1
市 街 地 自営業層	農 業			1		5		6	19
	自 営 業	1	4	1		2		8	
	職 工 炭鉱労働者 教員・吏員		1		1 1			1 3	
市 街 地 雇用者層	農 業	1	1	1	1	2	1 (満州)	7	9
	漁 業			1				1	
	自 営 業			1				1	
市 街 地 無 職 層	農 業	3			2	1		6	8
	漁 業	1		1				2	
老 人 ア パ ー ト	農 業	2		2	4	3		11	15
	漁 業	1						1	
	自 営 業 日 雇 い				1	1 1		2 1	
特 養 ホ ー ム	農 業 漁 業		1			3		3 1	4
親 の 生 業 別	農 業	12	3	5	31	16	2	69	
	漁 業	2	2	4	1			9	
	自 営 業	1	4	2	3	3		13	
	職 工		1					1	
	鉱員・日雇				1	4		5	
	教員・吏員			2	2			4	
計		15	10	13	38	23	2	101	※

※ 不明 1 を除く

表 3 - 4 出生家における老人の続柄

		長 男	2 男以下	不 明	長 女	2 女以下	不 明	計
S 部 落	農 業	2	7		5	2	1	17
	漁 業	1	1				2	4
	日 雇 い		1				1	2
T 部 落	農 業	1	10		2	5		18
	自 営 業	1	1					2
	炭鉱労働者				1			1
	教 員					1		1
市街地農業	農 業	1						1
市 街 地 自 営 業 層	農 業	1	1	1	1	2		6
	自 営 業	3	2		1	2		8
	職 工	1						1
	炭鉱労働者					1		1
	教員・吏員				2	1		3
市 街 地 雇 用 者 層	農 業	1	2		1	3		7
	漁 業	1						1
	自 営 業		1					1
市 街 地 無 職 層	農 業	2	1		1	1	1	6
	漁 業					2		2
老人アパート	農 業	1	3		3	3	1	11
	漁 業	1						1
	自 営 業		1			1		2
	日 雇 い		1					1
特養ホーム	農 業	1			1	1		3
	漁 業	1						1
計		18	32	1	18	25	6	※ 101

※ S 部落の、出生家職業および学歴不明者 1 を除く。

このように、市街地自営業層以外の老人の出自は圧倒的に農漁家であり、自営業層のみに自営業及び雇用者家族出身者が有意の比率を占めている。

老人たちのうち、学校へ行かなかったもの、途中でやめた者を含めて、尋常小学校までが約半数に達する（表 3 - 5）。小学校高等科卒後に補習科・青年学校等に通ったもの、また旧制中学・専門

学校に通ったものは、合わせて2割を占めるにすぎない。そうして、これら上級学校へ進んだ22名中10名が女性であったことも注目に値する。

学歴は地域ごとにかなりの差がある。平均年令の高い老人アパートとS部落——ここはかつては農業先進地域でありながら、現在は町内の農業後進地域となっている——では、大半が尋常小学校までで無学者も多い。これに対し現在、農業先進地域となっているT部落の大半は高等小学校～旧制中学校までの学歴を持ち、しかも男子は大阪鍼灸学校を出た1名を除き北海道拓殖実習場の卒業生であり、女子の学歴も高い。これに次ぐのが自営業層で、ここではとりわけ女子の学歴が高い。

表3-5 老人の学歴

		行かない ・無学	尋 常 小 学 校	高 等 小 学 校	高小卒後 補 習 科	旧制中学 (含 中退)	専門学校	不明	計
S 部 落	男 女	1	10	1					12
		2	7					3	12
T 部 落	男 女			5	5	2	1		13
			3	1	1	3		1	9
市 街 地 自営業層	男 女		4	4(1)			2		10(1)
			3	2	2	2	1		10
市 街 地 雇用者層	男 女		3	1		1			5
			3					1	4
市 街 地 無 職 層	男 女		2			1			3
		1	2		1			1	5
老 人 ア パ ー ト	男 女	1	3			1		2	7
		3	3					2	8
特 養 ホ ー ム	男 女	1	1						2
				1				1	2
計		9	44	14	9	10	4	11	102

(注) 市街地自営業層の中の(1)は、農業の内数

さて、いままで老人たちの渡道・大樹町への定住、出生地と生家の生業、学歴とをみてきたが、ここで次に本人の学卒後の生業取得に至るプロセスをみてみよう。女子は結婚までのプロセスをみるが、男子の場合、52 ケース中農業自営を営んだもの34、都市自営業10、漁業自営1（漁家従1）と、何らかの形で自営業主になった者が大半を占める。主たる生業がずっと雇用関係の中にあった者は7人（13.7%）にすぎない。そこで、男子は農業自営及び都市自営を営むまでのプロセスを追い、それぞれに女子を対応させて、検討する。

(i) 農業自営〔男子〕

農業自営を営むようになった男子34名中、31名までは農家出身で、そのうち18名は学卒後すぐに農業家族従業者または農家奉公をして、後継または分家の機会を待った（表3-6）。とりわけS部落では11人中9人までがかかる方向をとった。しかもS部落では後継、分家、養子という血縁のネットにもとづく生業取得の型が特徴となっている。

表 3 - 6 学卒後の職業と農家創出形態

		後継	分家	養子	小作 入植	自作 入植	計	備考
父＝農 業	本人は学卒後、すぐに農業家従	○○○△ ×××	○○○○	.	×		12	※ 1 ※ 2
	農家奉公をへて農業従事		○	○			2	
	農業家従をへて拓殖実習場へ					●●●	3	
	他産業従事をへて拓殖実習場へ					●●●●	7	
	他産業従事をへて入植				○	● ××××	7	
父＝自営業	本人は学卒後、 商店奉公をへて拓殖実習場へ					●●	2	
父＝漁 業	本人は学卒後、商店奉公をへて入植				○		1	
計		7	5	1	3	18	34	

(註) 他産業従事の内容は、

※ 1＝大工・こびき・土建労務者・新聞配達・農業試験場雇員各 1・タクシー会社 2

※ 2＝鍼灸師(T)，機織工場(S)，満州昭和製鋼工員，そば屋店員，木炭製造，木びき，馬車追い

○＝S 部落，●＝T 部落，△＝市街地農家，×＝市街地雇用者・無職層・老人アパートの中の離農者層

これに対し T 部落の場合，旧 P 部落の⑨以外は北海道拓殖実習場の卒業生である（旧 T 部落 11人，旧 H 部落 1 人）。¹⁾ 彼らの多くは東北及び新潟の農家二三男として，第一次大戦後の社会の中で，とりわけ昭和恐慌期にその生業の場を「内地」に見出しえず，土地取得＝独立を期して拓殖実習場に入場，そして旧 T 部落に集団入植した。この両者にまたがる性格をもつのが市街地の離農者層で，明治以来の「家」を継承した者と，昭和初年の民有未墾地法にもとづいて自作入植した者・戦後段階で土地を取得した者がこの層を形成している。

つまり，同じく農家に生まれたとしても，生業基盤としての土地を取得しうるか否かは本人の続柄が係わっていることは当然のことだが，二三男以下の者が土地を取得する方式は生家の所在地と経済力のみならず，部落の地積の広狭・地域的閉鎖性，そしてなによりも国の農業・農地政策と深く関連しあっていた。表 3 - 7 にみるごとく，小作入植は大正年間までであって，昭和 2 年の第二期北海拓殖計画以降は民有未墾地法・自作農維持創設法により自作入植となる。このさい，T 部落及び市街地離農層の計 16 人はいずれも本州出身者である。昭和 12 年以降の準戦時体制から太平洋戦争期には S 部落での後継及び分家がみられるのみとなり，戦後は S 部落の分家と市街地離農者層の 2 人が土地を取得して農家となったのみである。

この最後のケースを事例であらってみると次のごとくである。

- ⑤(父＝農業) 戦前は満州昭和製鋼所工員，抑留を終えて 22 年帰国，その間，実家は 2 兄が補助移民第 1 号で大樹町 T 部落へ入植していた。2 兄は 23 年に亡くなり，兄嫁が半年ほど農業をしていたが，四国へひきあげることになったので，その土地を売ってもらい，農業をはじめた（土地 5 町。このとき 37 才）。
- ⑥(父＝農業) 戦前から大樹で自分の馬で馬車追い。毎晩，明日の仕事を探しに行った。妻は畑で馬の飼料を作った。昭和 30 年，馬車追いもうからなくなり，離農者から土地を買って専業農家になり，豆作をやった。

表 3-7 年次別の農家創出形態

	大正年間	昭 2-11	昭12-20	昭21-29	昭30-35	計
後 継		〇×××	〇〇	△		7
養 子	〇					1
分 家		〇〇	〇〇	〇		5
小 作 入 植	〇〇×					3
自 作 入 植		●●●●● ●●●●● ●●●×× ×				16
土 地 取 得				×	×	2
計	4	22	4	3	1	34

このように、生活基盤を農業に求めた人々の生業基盤たる土地の取得は恣意的になされたのではなく、日本資本主義社会の発展と深くかかわっていたのである。

(ii) 農業自営〔女子〕

農業自営に従事するようになった女子 31 人中 27 人までは農家出身で、この比率は男子と変わらない。男子と同じく農業家族従業者をへて結婚する者が 16 名と 5 割を占めるが、同時に農家奉公が 5 名にのぼる。また、他産業従事の内容は表 3-8 にみるごとく、男子に比して工場労働者の多いことが特徴的である。

ところで、女子の場合、結婚によって地域移動が行なわれるのであるが、表 3-8 にみるごとく、町内移動が一番多い。これには S 部落・市街地離農者及び T 部落の中の旧 P 部落の⑬が属する。この場合には地域移動にともなう困難は相対的に低位でありうる。これに対し、旧 T 部落の妻にみられる、結婚によってはじめて渡道＝大樹へ入植した人々や、また結婚後に大樹へ一家入植した人々の場合、本州と全く異なる風土、そして子供をかかえての開拓にはさまざまな困難がともなった。もっとも、結婚＝渡道＝入植という人々の場合、嫁一姑問題はまぬがれてはいた。

このように、農業自営に従事した人たちは、男も女も、農家出身者が大半で、P 部落と市街地離農者層の大半は、それぞれの部落内または近辺で農業家従・農家奉公をしながら、後継・分家・結婚を迎えている。同時に、女子の中には夫に従って一家を引きつれ大樹町に入植してきたものも多い。これに対し T 部落の場合、男は拓殖実習場を経由して入植し、そのさいの条件として妻帯があったため、多くの人は郷里の「内地」から、また近隣の農村から妻を迎え、「家」と「部落」とを同時に形成しはじめたのであった。

表 3-8 女子の学卒後の職業と大樹への来住

		大樹入 結	結婚→ 渡道 =入植	渡道→ 結婚 =入植	渡道= 結婚 =入植	計	備考
父＝農 業	本人は学卒後、農業家従をへて結婚 農家奉公をへて結婚 他産業従事をへて結婚	○○○○ ××●○ ××	○● ×××	○● ××	●●	17 4	※3
父＝漁 業	父死亡後、母農業、本人は農家奉公をへて結婚	○	○×	○	●●	6	
父＝日雇い	本人は学卒後、他産業従事をへて結婚	○		○		1	
父＝自営業	本人は学卒後、家事従事をへて結婚				●	1	※4
父＝教 員	本人は学卒後、他産業従事をへて結婚			●		1	※5
計		12	7	7	5	31	

(註) 他産業従事の内容は、

※3＝機械工場工員、製紙女工、紡績女工、製糸女工、漁場飯たき、洋服店（一はT部落）

※4＝鉄工場、 ※5＝産婆見習

○＝S部落、●＝T部落、×＝市街地雇用者、無職居、老人アパートの中の離農者

(iii) 都市自営業主〔男子〕

男子の10人が都市自営業主となっており、その半数は父も自営業主であった。しかし表3-9にみるごとく、父の自営業の後継は3人で、残りは父とはちがった自営業主となった。これに、農業からの転換が3人、また雇用者家族に成育したのち、丁稚又は見習いをへて独立した者が2人いる。自営業の内容は次のごとくである。

- ③⑧ (父＝床屋)→本人＝床屋 } 学卒後、父の自営家従
- ④② (父＝酒屋)→本人＝酒屋
- ③⑨ (父＝材木屋)→本人＝他産業従事をへて材木屋後継→木材商
- ④⑩ (父＝風呂屋)→本人＝他産業従事をへて、魚屋の見習→魚屋
- ④③ (父＝運搬業)→本人＝見習奉公をへて薬屋
- ④⑥ (父＝農業)→本人＝農業をへて雑貨屋
- ④① (父＝農業)→本人＝農業（牛乳生産・販売）をへて貸家業
- ③⑦ (父＝農業)→本人＝農業・行商をへて雑貨屋→スーパー
- ④⑤ (父＝職工)→本人＝見習奉公をへて時計屋
- ③⑥ (父＝雇用者、早くに死亡)→本人＝見習奉公をへて菓子屋→雑貨屋

このように、いずれも零細規模（そのほとんどが1～4人規模から始められたと思われる）ではあるが、いずれも日常生活に不可分な業種であり、後背農村地域の開拓の進展の中で、一定の地位を保ちえた。そうして、自営業主として独立するさい、父の自営業または農業という家産を継承しえなかった場合でも、血縁の紐帯が大きな役割を果たしてきたことが看過されてはならない。たとえば、

- ④⑩ 歌志内炭鉱の電工→妻の兄がやっていた帯広の魚屋につとめる→妻の父がいた大樹で開店
- ④⑤ 兄につれられて北見の薬局に奉公→札幌で兄の薬屋の家従→姉が嫁にきていた大樹で開業

のごとくである。老人たちの世代は、未だ血縁のネットワークが生業転換や生業確立に大きな力＝支えをもちえていた。

表 3－9 都市自営業主（男子）の職業移動

		後 継	別家独立	離農＝ 自営独立	計	備 考
父＝自営業	本人は学卒後、父の自営家従 他産業従事をへて自営業 見習奉公をへて自営業	☐ ☐ ☐	☐ ☐		2 2 1	※1
父＝農 業	本人は学卒後、農業従事をへて自営業に			☐ ☐ ☐	3	
父＝雇用者	本人は学卒後、見習奉公をへて自営独立		☐ ×		2	
計		3	4	3	10	

※1＝他産業従事の内容は、東京でいろいろ、薬局での奉公、炭鉱労働者

☐＝市街地の自営業層 ×＝市街地の雇用者・無職層・老人アパートの中の自営廃業層

表 3－10 都市自営業主（女子）の学卒後の職業と大樹への来住

		大樹周辺 で成育	十勝→結 婚＝大樹 定 住	十勝→結 婚→大樹 定 住	計	備 考
父＝自営業	本人は学卒後、自営家従をへて結婚 自宅での内職をへて結婚	☐	☐ ×		2 1	※2
父＝教 員	本人は学卒後、教員をへて結婚	☐			1	
父＝吏 員	本人は学卒後、郵便局事務員をへて結婚 自宅での内職をへて結婚	☐	☐		1 1	
父＝農 業	本人は学卒後、他家奉公をへて結婚 農業家従をへて結婚	☐ ××	☐ ☐ ☒ ☐	×	3 5	
父＝漁 業	本人は学卒後、農家手伝をへて結婚	×		×	2	
計		7	7	2	16	

※2＝他家奉公の内容は、豆仲買商の女中奉公、魚屋住みこみ、衣料品屋

☐＝市街地の自営業層、×＝市街地の雇用者・無職層・老人アパートの中の自営廃業層

☒＝店は継承され、子供とは別居

(iv) 都市自営〔女子〕

16 人の女子が都市自営業に従事したが、生家が自営業という者は3人で、その中には「家」の継承のため婿取りまたは本人が自営業主となった者はいない。結婚までのプロセスは自営家従、自宅での内職、農業家従、農家手伝、他家奉公、郵便局事務員、教員と多様である。しかし地域移動の面では、結婚前に大樹に定住していたか、あるいはせいぜい十勝管内居住で、しかも結婚後の大樹移住

は少ない。これは自営業層の嫁取圏が極めて限定されていたことを物語るものである。このことは、前にみたごとく自営業層女子の学歴が他層に比して高いことによっても補強されるものである。単なる労働力としてだけでなく、学歴の高い・近隣の信用できる女子が望まれていたのであろう。

嫁入り先の自営業の内容は次のごとくである。

- 35 紳士服仕立て→夫、戦争で怪我→雑貨屋（夫の父と同じ商売）
- 36 雑貨屋→不動産業（結婚後も裁縫していた）
- 38-2 床屋（慌しかった）
- 39-2 材木屋（姑がいて苦勞した）
- 40-2 魚屋（終戦前後は漁協につとめる）
- 41-2 貸家業
- 42-2 酒屋、（店と子育てで苦勞してきた）
- 43-2 薬屋
- 44 みそ・醤油製造（結婚後、仕立物などした）
- 48 菓子店（長男が、同居するなら店はつがないというので、別居）
- 50 時計屋
- 68-2 菓子屋→雑貨屋（戦後、パン屋も）
- 69 枕木づくり
- 67 便利屋（姑問題で苦勞した）
- 55 旅館・砂金とり店
- 56 クリーニング店（本人は雑穀の行商）⇒夫死亡後、バー経営→食堂経営

いずれも零細規模であり、「店と子育てで苦勞」の上に姑問題、夫の病氣、内職、そして戦争と後継者問題が彼女たちの肩にかかっていった。

以上、都市自営業主となった者及びその妻についてみてきたが、男子の場合の自営業主へのプロセスでは、父の店の継承はそれほど多くはなく、他業からの転換、見習いからの独立が主体をなしている。他方、女子の場合も生家が自営業という者は少なく、結婚前の職業は多様でありながらも、狭隘な嫁取圏の中で婚嫁した。それぞれの都市自営業の内容はいずれも零細規模で、日常生活に密着したものであった。しかしながら、大樹町内定住者の中から、農業→都市自営業という移動を行なった者はいるが、その逆の都市自営業→農業という移動は存していない。ここに、老人たちの代における、都市自営業と農業の位置が示されている。

(V) 継続的雇用者層

なお、老人が初職以来ずっと雇用者であった事例は7あり、漁業の家族従業者をへて漁業労働者となった人が2人いる。その職業移動は表3-11に示したごとくであるが、このうち、⑦⑧はそれぞれ浜大樹・広尾で漁業家従をへての漁業労働者であり、同じく漁業労働者であった③④は昭和50年に娘夫婦を頼って釧路からS部落に來住した。また⑦は特別養護老人ホームに入所（⑧も同じ）のための來住であった。これらの人々が60才をこえ労働能力を喪失したのちに、あるいは③④のごとく娘のところに厄介にきたのに対し、④⑤⑥⑦⑧は⑨は⑩は大樹町に労働の場を求めての來住であった。すなわち、いずれも昭和22～36年の間に、37～52才という中高年令層になってからの來住で、④が中小企業役員としてきた以外は木材・土建関係の雇用者であった。しかも、大樹町の労働市場としての吸引力はきわめて弱く、これらの人々は血縁または戦友間のネットワークを頼って來住しえたのであった。（表3-12参照）

そのうえ、ここでの詳論ははぶくが、これら継続的雇用者層の人々は、太平洋戦争による大きな痛手を負っていたことが見逃がされてはならない。

表 3 - 11 継続的雇用者層の職業移動

ケース番号	生家の生業	職業移動
④⑦	父＝漁業，本人 4 才のとき死亡	旧中卒後，留萌土木事務所→満州第 2 独立守備隊司令部→満鉄事務→留萌人造石油事務→厚岸防備隊→復員・人造石油役員→厚岸石ケン製造・ケンカ退職→昭 25・大樹・三井石炭販売の役員→大樹漁協（大樹来住時 39 才）
⑤①	父＝自営業（函館の菓子店）	高小卒後，函館・国鉄連絡船機関部→樺太・王子製紙分析試験室→樺太・木材会社事務→昭 22・大樹・森林組合（苗木植樹）→大樹・木工所事務→広尾・森林組合（大樹来住時 37 才）
⑥④	父＝自営業（名古屋）	尋小卒後，名古屋・靴店→白糠・呉服店小僧→名古屋・実家の手伝い→東京で清掃人夫・露天商人・ルンペン→樺太で呉服店手伝い→樺太・農業試験場雇員→樺太・銭湯経営（2 年間）→敗戦・シベリア抑留→昭 29・大樹・木工所（倒産）→大樹・木工所（倒産）→忠類・木工所⇒老人アパート（大樹来住時 46 才）
⑥⑦	父＝農業（愛媛県 本人次男）	旧中中退後，電話局→兵役→産業戦士として足寄で造材→砂金堀→昭 32・大樹・建設会社の下請→木材会社人夫頭→怪我→老人アパート（大樹来住時 47 才）
⑤⑧	父＝農業→養蜂業，本人長男（愛媛県）	旧中中退して，釧路茶内原野に一家入植→父が養蜂業者になったあと，釧路・木炭検査員→根室厚床・木炭検査員→日高・木炭検査員→釧路・木炭同業組合（生産係長）→根室厚床・薪炭組合→統制解除になり組合解散＝炭屋→やめてルンペン→中標津・木材組合→昭 36・大樹森林組合→生保（大樹来住時 52 才）
⑦②	養父＝漁業（浜大樹）	無学 漁業家従のかたわら，野菜畑の手伝いなどさんと馬あづかる→18～40 才まで浜大樹の網元の家で食わせてもらう→昭 20・孵化場の番人→昭 35・カラダ悪くして市街へ借屋・道路工事→生保→老人アパート（市街転居時 55 才）
⑦⑧	父＝漁業（広尾町 本人長男）	尋小卒後，父の兼業従業に従事（タラ，チカ，アキアジと造材の仕事，船は 1.5～2 トンくらいの電動でないもの）→昭和に入ってから（結婚後），フトンをかついでニシン場の出稼ぎ→戦後は，電動船をもった親方に使われる→孵化場の仕事→昭 45・身体動かなくなり，ホーム入所（65 才）
③④	父＝漁業（檜山・乙部），長男	尋小卒後，乙部の郵便局→乙部で父親の船→カムチャッカでサケマス漁船員→戦後，日魯漁業→厚岸と広尾でカン詰所→昭 50，娘夫婦を頼って S 部落に。営林署の山仕事（大樹来住時 68 才）
⑦⑦	父＝農業（徳島県 本人 2 男）	学歴不詳 大正 7 年結婚以後も夫は昭 21 年の定年まで，徳島で銀行の貸付係，同年夫の兄が十勝・本別で歯科医をしていたので，老後を一緒に暮そうと本別へ行き，学校事務員，32 年の定年後は「遊んでいた」が，41 年に死亡

表 3-12 雇用者で大樹へ来住したさいのつて

ケース番号	来住年	来住年 令	つて・てづる
⑤①	昭 22 年	37 才	兄の手づる
④⑦	昭 25 年	39 才	兵隊当時世話した男のすすめ
⑥④	昭 29 年	46 才	妻の実家があった
⑥⑦	昭 32 年	47 才	兄がいた
⑤⑧	昭 36 年	52 才	?
③④	昭 50 年	68 才	娘夫婦と 4 男がいる

第 2 節 「家」を単位とした老人層の生活史の特徴

老人諸個人の生活史は、出生家族の中で成長し、やがて自立して新たな家族を作ってきた歴史である。第 1 節で私たちは、老人層の出身階層・学歴、そして大樹町に定住するにいたるプロセスをみたが、それは出生家族からの自立化過程であった。すなわち、小農または小経営という「家」に生育した老人たちは、渡道一大樹定住の過程で結婚し、新たな「家」を形成してきた。

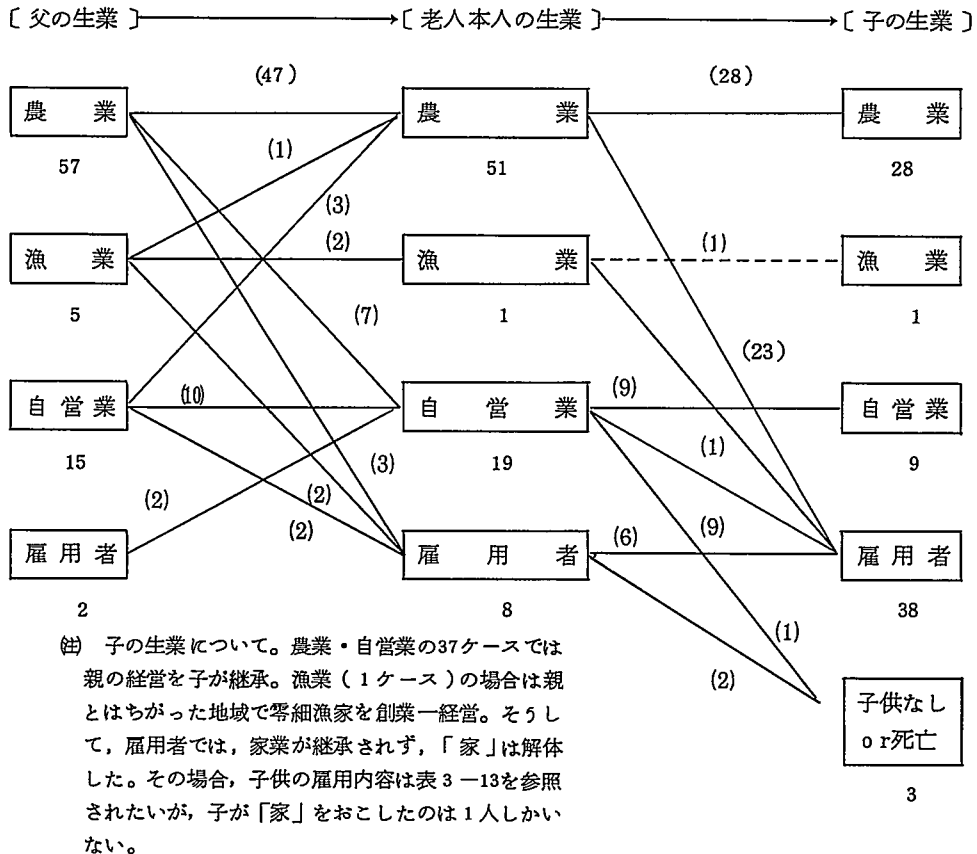
老人たちがいかなる「家」の出自か、そしてどのような生業の「家」を新たに形成（または継承）したか、子供がそれをひきついだか否か、という点から私たちは「家」を単位とした生業移動をみるることができる。つまり農林自営及び都市自営の継承または別家独立（女子の場合は婚家の生業移動。ただし雇用者家族の場合は個人の職業移動）の過程と、老人の子供たちへの継承性の問題をまとめて、102 人の老人が形成した 79 家族の世代間生業移動をまとめると、図 3-1 をうる。ここから三代、約 100 年の「家」の生業移動の骨格をみることができる。この 100 年は日本資本主義の形成一発展の時期であったが、老人たちの父の代にあっては農業をはじめ、漁業・都市自営業といった形で、何らかの家業・家産をもっていた。しかし豊かな自営上層農はほんのわずかしがなく、ほとんどは分家を出せないか、一家をあげて渡道してきた「家」であった。その上、農業後継が 6 ケースしかないことを考えると、父の代の農業と本人の代のそれとの間には大きな断層、すなわち辛苦にみちた創業過程があったといわねばなるまい。

第二に、老人たちの代にあっては上にみたとき過程で形成された農業を含め、農林・都市自営はあわせて 70 戸であり、「家」はまだ確かに存した。雇用者は増えるが、それは父の代のそれとは無関係であり、農漁業・都市自営から新たに析出されている。そうして農業→雇用者よりも農業→都市自営の方が多いことが特徴的である。老人の父の代と本人の代においては、農業からストレートに雇用者になるのではなく、さまざまなプロセスをへて零細自営業主になり、さらには「立志伝」中の人物（たとえば⑩）たりうる途も開けていた。逆にいえば、都市自営業もその基盤が脆弱で、本人が自営業主となった男子老人 10 人中父の家産継承は 3 人しかいない。そうして、農業から都市自営、また都市自営から農業へと生業を移動させうる余地が、開拓期の大樹町には残っていた。

しかし、本人の子供の代になると、「高度経済成長」下での農工間格差や労働力政策等との関連もあって、51 あった農家は 28 へと減少する。さらに過疎化の進行の中で自営業家族も 9 となり、老人本人の代に築かれた家業・家産が継承されているのは 37 家族（46.8%）へと急激に減る。残りの、子供のいる 37 家族では子供達が首都圏、また札幌や帯広などの上級都市へと他出してさまざまな雇用者となっており、町内に就業して親と同居しているのは 6 家族である。

このように、老人を中心とした前後 3 代、100 年の家族史は、大樹町在住の老人からみるかぎり、

図 3 - 1 「家」を単位とした世代間生業移動（79 家族）



農家の分解過程および自営業の一時的増加とその後の分解、そして雇用者の増大とその他出の過程であったということができよう。子供の就業先は、表3-13にみるごとく、公的機関や大企業とともに、不安定的雇用であったり、労働条件の整備されていないところが多い。なお、子供の代で自営業を創出することは極めて困難になっている。

ところで、老人層の生活史で看過することができないのは、戦争との関係である。日清・日露戦争そして第一次世界大戦期は老人たちは幼少年期であったが、満州事変以後のいわゆる15年戦争期には、直接的な兵役はもちろん、さまざまな形で戦争体験をくりぬけている。いま、この期の「体験」をその時の生業ごとにおいて整備すると、表3-14、3-15、3-16 が得られる。

これによると、戦中に農家であった「家」では入植者または成人した男という基幹的労働力を徴兵され、正常な営農ができなくなるとともに、強制供出がそれに加わる。子供が小さい「家」では食料やものがなくて苦勞し、子供の病死、また大人の病気がおきた。自営業者であった「家」では、さらに、③④⑤のごとく、統制経済の下部機構にくみこまれるか、またはそのため営業が不可能になるかする。そうして雇用者家族であった者はカラフト・「満州」での生活基盤が一挙にくつがえされている。

これらのことに加えて、大樹町は空襲をうけており、戦争の傷跡は老人の生活史に深い痛手を与え、それが「家」解体につながった人も決して少なくはない。

表 3 - 13 子供の就業（嫁ぎ）先

	(a) 現在，非農家・自 営業である家族の 子供の就業・嫁ぎ 先		(b) 後継者以外の子供 の就業・嫁ぎ先		計	
	男	女	男	女	男	女
役場・市役所	3	4 (1)	4	6 (1)	7	10 (2)
郵便局・国鉄	2	2	4	6	6	8
自衛隊・警察官	—	4	3	1	3	5
教員・保母	2	—	—	6 (3)	2	6 (3)
看護婦・保健婦	—	3 (1)	—	1	—	4 (1)
営林署	2	3	3	—	5	3
農協	1	1 (1)	—	1	1	2 (1)
雪印・明治乳業	4	2 (1)	1	—	5	2 (1)
農機具会社	—	—	2	—	2	—
大企業労働者	5	4 (1)	6	2	11	6 (1)
土建・造材労働者	14	11	4	8	18	19
木工所工具	3	1	—	1	3	2
塗装工	2	1	—	—	2	1
運転手	5	1	4	—	9	1
店員	5	4 (1)	5	2 (1)	10	6 (2)
電話局・無線局	—	2	3	—	3	2
その他雇用者	—	2 (1)	5	1 (1)	5	3 (2)
農業	—	8	2	13	2	21
漁業	—	—	1	1	1	1
喫茶店自営	—	1	—	—	—	1
板金屋自営	—	1	—	—	—	1
クリーニング店自営	—	1	—	1	—	2
タイル工場自営	—	—	1	—	1	—
くつ屋自営	1	—	—	—	1	—
美容院自営	—	—	—	2	—	2
金融業自営	—	—	1	—	1	—
食堂自営	—	—	3	1	3	1
家畜商	—	—	1	—	1	—
学生	1	—	4	2 (2)	5	2 (2)
死亡	7	3	7	2	14	5
不明	17	26	2	10	19	36
計	74	85 (7)	66	67 (8)	140	152 (15)

(注) 女子は夫の職業をみた。ただし，()内は未婚者の内数

表 3-14 戦中に農家であった「家」

T 部 落	①	入植者召集（18～23年）
	②	“（19～20年）
	⑤	“（19～21年）
	⑥	“（18～20年）
	⑫	老人の長男召集（19～20年）
	⑬	“（18～20年）
	⑭	入植者召集（19～20年）
S 部 落	⑮	19年、夫病死
	⑯	長男召集（14～18年）、一家をあげて釧路へ一時的移住
	⑰	夫と長男召集。この間子供2人死なす。
	⑱	妻、チフスにかかり生死をさまよう。ものがなくて苦勞
	⑲	〔19年、長男結婚〕
	⑳	息子、戦争につれていかれる、不作がつづき苦しかった
	㉑	18年に分家
	㉒	軍隊時代は、教育がないと世の中で下積みになると感じた
	㉓	防衛召集令状、生きたところもちでなかった。
	㉔	18年に分家、19年、次男が2才で病死
	㉕	本人、兵役で中国大陸に3年間（19～21年）
	㉖	20～21年、神経衰弱になる（本人）
	㉗	後継の二男出征（17～24年）
市街地 農 業	㉘	苦しかった、軍馬や牛をうって暮した
	㉙	20年から郵便局の集配をはじめる
離 農 し て い る 「 家 」	㉚	20年から後継の三男、林務所に出はじめる
	㉛	12～15年、19～20年、兵隊に行った
	㉜	夫が召集、弟は戦死
	㉝	夫が召集（12～14年）、妻の兄戦死
	㉞	夫の弟、妻の弟（3人）召集、夫のところに来るやも知れず不安
	㉟	子供多く（10人）たいへん、長男を5才で死なす
	㊱	食糧の「調整員」をさせられる
	㊲	兵役はなかったが、戦時中は苦しかった
	㊳	戦争中は小さい子が7人いた
	㊴	子供3人が兵隊にとられ働らき手がなくなった（2男29才で戦死）
	㊵	子供が3年くらい兵隊でいなかった
	㊶	長男19才で海軍志願、病氣してかえり農家できなくなる

(注) T部落については、召集された「家」のみ記した。

表 3 - 15 戦中に自営業者であった「家」

市街地 自営業者層	③⑤	夫が召集、ケガをして帰された、身障者となる
	③⑥	青年学校の和裁教師となる
	③⑦	弟戦死
	③⑧	後継の三男、海軍経理学校を出て上等兵曹、21年に農業入植のつもりで東京から大樹へ、床屋再開
	③⑨	木工所の製品が売れず、取工をかかえて苦勞した。19年に病気になる
	④⑩	食料不足で商売（魚屋）をやめさせられた
	④②	酒屋と同時に米の配給を担当し、忙しくて子育てにとっても苦勞した
	④④	18年に夫死亡し、店を売って、いまのところ小さくはじめた
自営廃業者	④⑤	兵隊には行かなかったが、世の中、金したいと考えるようになった
	④⑥	商品がなくなって、米・みそ・しょう油・酒などの配給所を命じられた
	④⑧	（妻の弟（長男）戦死、本人はいつまでも嫁にいけない、家の手伝い）
	④⑩	食料難、子供のミルクも買えず、三女を死なせてしまった。滝川から大樹へ
	④⑦	21年、夫はカゼがもとでの脳膜炎で死亡
	④⑧	子供3人、店舗を借りての雑貨屋でたいへん

表 3 - 16 戦中に雇用者であった「家」

継続的 雇用者	④⑦	7年に召集（満州）、12年満鉄、15年引きあげ、17年再召集
	⑤①	カラフトから引きあげ
	⑤②	満州から引きあげ
	⑤⑧	木炭同業組合→22年に統制解除
	⑤④	カラフトで風呂屋→28年までシベリヤ抑留
	⑤⑦	5～8年兵役、終戦までは「産業戦士」で特別扱い
	⑦②	終戦直後が一番苦しかった。乞食みたいに歩いたり凍え死んだ人もいる
	⑦⑦	長男が19年に兵隊にゆき、病気になる。24年に死亡

※ ⑤②は23～29年の間は農業をした。

ところで、29～31年冷害以後、とりわけ37年から41年にまたがる冷害・凶作期以後の大規模酪農専業化過程は、太平洋戦争期にも匹敵する「家」の諸困難をもたらした。この間、後継者との協働を軸とする「家」の世代的発展の有無を主要な環として、生業継承をなしえた「家」の対極に「家」解体の過程がひきおこされた。その詳細は第9章に譲るが、かかる「家」の世代的発展過程は、その結果として、現在の老人層の生活の本拠である、特定の家族類型下の家族を形成した。

その一端を表3-17でみてみると、市街地において自営業者層以外の老人層にEないしA類型が多いのは、農業および都市自営業の解体の問題がかかっていること。同時にまた、そのことは継続的雇用者層の老後を示していること、がわかる。市街地の離農者17戸中の14戸、自営廃業者7戸中の4戸がAまたはE類型、そして継続的雇用者層は8戸中の6戸までがE・A類型をとっている。

かかる生活史的特質と関係しながらも、同じ自営解体層（及び継続的雇用者層）が、一方では未だ雇用者であり、他方で無職の老人たちが生じている背後には、老人の健康の問題、そうして子供との同居の問題がある。そしてこのことが家族類型とも深くかかっている。つまり、農業先進地帯のT部落、後進地帯のS部落、市街地の都市自営業層、そうして未だ労働している市街地雇用層、仕送

り・貯金・生活保護などにたよっている市街地無職層、これと同じ生計源ではあるが老人アパートに入っている層、特別養護老人ホームに入所している層と、現在の老人の存在様式を7つに区分しうるが、そのそれぞれが世代間生業継承の問題、つまり「家」を単位とした老人の生活史の刻印を帯びている。

表3-17 現在の生業と家族類型

		A	B	C		E	計
S 部 落	農 業	⑬⑭	⑮⑯	⑰⑱⑲⑳㉑ ㉒	⑳㉑㉒㉓㉔ ㉕㉖㉗㉘㉙ ㉚		19
	雇 用 者				㉛		1
T 部 落	農 業	①⑦⑩⑬			②③④⑤⑥ ⑧⑨⑪⑫⑬		14
	自 営 業	⑳㉑		㉒㉓㉔㉕	㉖㉗㉘㉙㉚ ㉛㉜		12
市 街 地	農 業	㉞					1
	離 農 者	㉟㊱㊲㊳㊴㊵ ㊶㊷㊸㊹㊺	㊻		㊼㊽	㊾㊿㉑㉒㉓ ㉔	17
大 樹 市 街 地 へ の 移 住 者	自 営 雇 業	㊿	(㊿)	㊿	㊿	㊿㊿㊿	7
	継 続 的 雇 用 者		㊿		㊿	㊿㊿㊿ ㊿㊿㊿	8
	計	19	5	10	31	14	79

□=市街地雇用者, □=同無職者層, △=老人アパート, △'=特別養護老人ホーム

表3-A 階層区分についての指標

	上 層	中 層	下 I 層	下 II 層
販売収入金額	1,000 万円以上	500 ～ 1,000 万	200 ～ 500 万	若干の畑作をしているが、主要な収入源ではなく、小作料、年金により生計をたてている者。または在村する不安定雇用労働者兼業。
収入合計金額 (兼業収入含まず)	1,000 万円以上	500 ～ 1,000 万	200 ～ 500 万	
形 営 形 態	酪 農 専 業	酪専, 酪畑, 畑作	酪農, 酪畑, 畑作	
経営耕地面積	30 町以上	20 ～ 30 町	15 町以下	
乳牛総頭数	40 頭以上	20 ～ 30 頭	10 頭	
成牛頭数	25 頭以上	15 ～ 20 頭	6 ～ 7 頭	
トラクター	1 台以上個人所有	個人又は共同所有	共同所有	
T 部 落	④⑤⑥⑧⑨ ⑪⑫⑬	②③		①⑦⑩⑬
S 部 落		⑮⑯⑲⑳㉑	㉒㉓㉔㉕㉖ ㉗㉘㉙㉚㉛	㉜㉝㉞㉟

次に、私たちは、第2章でみた「家族類型」と本章での分析主題である老人層の生活史との関係をあきらかにしよう。

第3節 老人の生活史と家族類型

農家および自営業者の「家」の継承と解体の過程を、大樹町の生業史時期区分と関連させて整理してみると、表3-18 が得られる。(時期区分については第1章参照)。ここから、次の諸点が指摘できる。第一に、農業自営においては、明治から昭和10年代までに入植した「家」が、29—31年冷害および39—41年冷害の前後の「危機」、すなわち大規模酪農化過程の準備期および確立期における「危機」をのりこえたか否かによって二分され、S・T部落の現存農家層と市街地の離農層とにわかれる。しかし、第二に、後述するごとく、S・T部落の中にも、とりわけ43年以降の大規模酪農専業化過程の中で、「家」の世代的発展における危機に逢着した「家」も出現してくる。第三に、かかる離農過程の中で41のごとく自営業へ転換した「家」もあるが、これは市街地への隣接している有利さを生かしたもの(貸家業)であって、かかる転換は現時ではむしろ少数事例である。第四に、都市自営業層の場合、昭和戦前期の開業が主体で、これに戦後後期がつぐが、後者の期は改廃もまた盛んであり、かつこの期に開業した4ケース中3ケースまでがすでに廃業している。ここには「家」としての家産蓄積の差、そしてまさに零細自営という名のごとく、農村市街地における都市自営業層の存立基盤の脆弱さが端的に示されている。このように、大樹町の老人問題は、(イ)農村部の農家の老人、(ロ)離農して市街地に集まってきた老人、(ハ)市街地の都市自営層及び自営廃業者層の老人の問題より構成されていることがわかる。そのそれぞれの家族類型の分布は表3-19のごとく、農村部と自営業層にD類型が多く、離農者はA・E型、自営廃業者はE類型が目だつが比較的特化しない。しかし、農村部にもA類型が存することが注意されねばならず、また継続的雇用者層に比べると離農者、自営廃業者であっても家族解体の比率はより低位であるが、A類型からE類型への移行は容易に予測できる。これらのことは、現在の家族類型をもたらした背後に「家」の世代的発展の問題が伏在していることを示している。第9章で私たちは「家」の世代的発展と後継者問題について詳説するが、ここで前もってそのアウトラインを示しておこう(表3-20～表3-23)。

表3-19 農村部・市街地別の家族類型

		A	B	C	D	E	計
農 村 部	T 部 落	4			10		14
	S 部 落	2	2	5	11		20
市 街 地	離 農 者	9	1		2	5	17
	自 営 業 者	3(1)		4	6		13
	自 営 廃 業	1	1	1	1	3	7
	継続的雇用者		1		1	6	8
計		19	5	10	31	14	79

(ロ) 市街地自営業者の中の()は農家数の内数

(イ) T部落

14戸とも農家で、そのうち5人ないし9人の子供がすべて他出してしまった4戸は家族類型はA型で、階層は土地の賃貸等農業生産以外で生計をたてている在村離農者としての下層Ⅱである。この類型のある老人は「子供が嫌がるなら仕方ない。この土地は自分一代で切り開いたのだから、自分一代で処分する」と語っている。これに対し後継者を確保している「家」はD類型で、おおむね上層である。T部落は北海道拓殖実習場の一期生が集団入植した旧T部落、民有未墾地法にもとづく一般入植者の旧P部落、戦中・戦後入植の旧H部落から成っているが、昭和43年以降の大規模酪農経営

表 3 - 18 大樹町生業史区分と「家」の継承・解体

	(I) 明治・大正 年間	(II) 昭和 2~20 年	(III) 昭和 21~30 年	(III) 昭和 31~42 年	(IV) 昭和 43~50 年
S 部 落					
T 部 落					
市街地農業					
離 農 者	 	 			
離 → 自 営 業					
自 営 業					
自 営 業 廃 業 者					
漁 業 自 営 → 雇 用					
継 続 的 雇 用 者					

(注) S, T 部落, 市街地自営業の場合は, 大樹において「家」が形成された時点を示す。また, 離農者, 自営廃業者の場合の×印は「家」解体時を, 離農→自営業への転換者の場合の○→□は転換時点を示す。継続的雇用者は来住時である。

化過程の中で、町内でも有数の多頭数飼育をつくり上げた旧T・旧Pの上層農と、旧Tの下層Ⅱ・旧Pの中・下層そして酪農をしていない旧H部落とに差が拡大した。そうした中で後継者問題も発生し、老人の家族類型の違いも単純化されてきたのである。なお、旧P部落には⑫⑬以外の3戸にも老人がいる。いずれも中層で、老人は町の老人アパート（夫婦で）・特別養護老人ホーム・町立病院の長期入院である。この点およびほぼ同一条件で同時に入植した旧T部落の各戸の階層的分解過程については、本報告書第15号『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程』第2編を参照されたい。なお、階層区分の指標については表3-A（53頁）参照。

表3-20 T部落

家族類型	ケース番号	老人の年齢		子供の家業継承	階層区分	「家」形成
		男	女			
A	⑭	61	△	2男5女他出・後継者なし	下層Ⅱ	拓殖実習場7期生
	①	66	63	2男4女"・"	"	拓殖実習場1期生
	⑩	67	62	2男7女"・"	"	"
	⑦	67	63	4男1女"・"	"	"
D	⑤	62	—	長男後継・嫁・孫あり	上層	"
	③	65	—	" " "	中層	"
	⑧	66	62	" " "	上層	"
	②	67	—	二男後継・" "	中層	"
	⑪	67	—	長男後継・" "	上層	"
	⑨	68	63	" " "	"	"
	⑥	68	64	二男後継・" "	"	"
	④	69	60	長男後継・" "	"	"
	⑫	77	75	" → 孫も後継	"	昭6一般入植
	⑬	×	73	" → "	"	昭一般入植

×印は老人の配偶者死亡、△は60才未満

—は60才以上だが調査しえなかったことを示す

(ロ) S部落

S部落においても子供がすべて他出した「家」はA類型で下層Ⅱであり、子供は継いでも孫の他出した「家」はO類型で下層ⅠまたはⅡ、そしてB類型は子供は同居していても嫁のきてがないか、やがて他出するであろう娘である。他方、D類型の中にもかかる可能性のある「家」が存している（たとえば⑩）。S部落の老人にとっては、自分の子供の後継ばかりでなく、孫の後継の問題が大きいのしかかってきている。明治以来、畑作・米作・馬産等の体験の上に、43年以来草地改良・構造改善事業導入によりようやく酪農化へと一歩をふみだしたのだが、その時点で「家」の「社会的淘汰」がはじまり出した。しかもD類型とはいえ、上層はなく、中層が5戸・下層Ⅰ6戸という自然条件の悪さ（海風・濃霧等）と農業生産基盤の脆弱さは、これらの「家」の多くをして、他の層と同じく、山林労働によって家計を補充せざるをえなくさせている。

表 3 - 21 S 部落

家族類型	ケース番号	老人の年齢		子 供 ・ 孫 の 家 業 継 承	階層区分	「家」の形成
		男	女			
A	㉑	60	△	子供 5 人他出 ・ 後継者なし	下 層 II	昭21分家
	⑮	75	67	子供 4 人 “ ・ “	“	昭 19 “
B	㉓	—	61	後継者（長男，37 才）独身，5 男も	下 層 I	昭 4 入植
	㉔	71	—	後継者結婚翌年他出，6 女（25 才）	“	明 33 “
C	㉒	60	△	後継者結婚直後で孫なし	“	昭 5 “
	㉙	75	—	長男在村離農，孫他出	“	明 30 入植
	⑰	78	78	孫後継するも在村離農	下 層 II	大 6 “
	㉘	×	75	孫すべて他出	下 層 I	明 30 “
	㉚	×	86	後継者（三男）在村離農	下 層 II	昭 3 “
D	㉜	61	△	孫後継	下 層 I	昭 16 分家
	㉝	64	—	“	中 層	昭 9 “
	㉞	68	65	山林労働の娘夫婦の所へ寄宿	非 農 家	娘の夫は S 部落出身
	㉟	72	×	（孫，中学生）	中 層	大 12 入植
	㊱	73	—	孫後継	下 層 I	昭 3 分家
	㊲	76	—	（孫，中学生）	“	大 9 入植
	㊳	—	72	孫後継	“	大 10 分家
	⑲	81	83	“	中 層	大 12 入植
	㊴	×	71	孫の後継未定	下 層 I	明 36 “
	⑳	×	88	義理の孫娘と同居	中 層	昭 2 “
	㊵	×	96	孫夫婦と同居	“	明 33 “

㍻ 市街地自営業層

大正末から昭和の初年にかけて主に創業され，戦争中の困難をとりこえた現在，7 戸の「家」で老人から子供へと家業が継承された。これらの「家」は C または D 類型であるが，孫の後継如何によって C 類型と D 類型にわかれることは S 部落と同じである。そうしてまた，D 類型の中には親と同居しながらも，親とは違った職業につく場合も出てくる。時計屋の㉞の養子は国家公務員であり，魚屋の㉟の後継者は漁業協同組合に勤務している。これらの場合，そうして孫の他出に親があきらめをもつ背後には，過疎化による人口減少のため，生業的自営業にとっての顧客の減少という動かしがたい現実がある。現在，A 類型は㉑，離農＝貸家業の㉒，そして後継者のない農家の㉓の 3 戸だが，D 類型においても孫の代まで含めて後継が確定している「家」はまだわずかである。

表 3 - 22 市街地自営業層

家族 類型	ケース 番 号	老 人 の 年 令		大 来 樹 住	創業年	ライフ、ヒストリー	子供の家業継承
		男	女				
A	㊸	—	60	親の代	昭 10 年	紳仕服仕立—夫・戦傷— 雑貨屋	子供 1 人男他出
	㊹	75	74	本人夫婦 (大正期)	昭 42 年	農業—離農(42 年)—貸家業	5 男 1 女他出
C	㊻	71	65	本人夫婦	昭 4 年	薬屋	三男後継・孫他出
	㊼	76	73	親の代	昭 5 年	材木屋(→建築合同会社)	長男・歯科医、孫歯科大学 (他出中)
	㊽	80	×	〃	大 13 年	農業—離農(大 13)—雑貨屋	長男・後継・孫 3 人他出
	㊾	82	74	本人夫婦	昭 21 年	床屋	三男・後継・孫他出
D	㊿	64	60	親の代	昭 3 年	酒屋	二男・後継・(孫幼小)
	㊽	69	—	本人夫婦	昭 3 年	農業—行商—雑貨屋(→スー パー)	二男・後継・(孫中学生)
	㊾	69	×	〃	昭 4 年	時計屋	養子・公務員(孫中学生)
	㊿	70	64	〃	昭 6 年	炭鉱夫—魚屋	四男・漁業組合、嫁手伝 5
	㊽	×	77	親の代	大正 期	みそ・醤油製造—夫死亡	長男・後継・孫も手伝 5
	㊾	×	95 75	〃	昭 23 年	農業—離農(昭 23)—→木材屋 →不動産	長男・後継・孫の後継未定
A	㊿	60	—	〃	明 治 期	ずっと農業	2 男 2 女他出

〔市街地雇用者層・無職層〕

市街地の雇用者家族は 9 戸あるが、そのうち 4 戸が離農、2 戸が零細自営業廃業、1 戸が子供の自営業継承にともなう不和というごとく、計 7 戸までが広い意味での自営解体層としてある。そして子供がすべて他出した A 類型と未婚の娘をかかえている B 類型の老人たちはいずれも土建日雇等の不安定就労である。子供と同居している C・D 類型においても、長男と嫁が共働らきしているため家事をまかされている 1 人を除き、何らかの「かせぎ仕事」についており、市街地の雇用者家族においては端的な多就労形態がある。

しかし子供がすべて他出し、しかも働けなくなると、そしてさらに配偶者に死なれると事態は悲惨になる。この層が市街地無職者層である。この層も離農 4 戸、夫死亡による零細自営業廃業者からなる。生計簿は子供からの仕送り、または年金、生活保護等となる(3-23 表参照)。

〔老人アパート・特養ホーム入所者〕

老人アパート居住の老人たちは、市街地無職層と重なりあうが、次のごとき独自性がある。すなわち、老人アパートは独居老人または老人夫婦で社会的に孤立している人たちのための施設として位置づけられるものだが、家庭不和のため入居したものが、後継者問題などで離農したものとともに存在しており、また砂金掘りに一攫千金を夢みた老人もいる。全体としては自営解体層として特徴づけられるが、そこには家庭生活上の諸問題が介在している層である。

そうして、特別養護老人ホームの老人たちは、同じく自営解体層であるが、神経痛やリウマチによる全身マヒ等の病気により、正常な日常生活を営めなくなった人たちである。

表 3 - 23 市街地雇用者層・無職層

	家族 類型	ライフ、ヒストリー	生 計 源	子 供 の 状 況
市街地 雇用者層	A	⑤④ 農業－離農・雇用者	町営牧場日雇	4男2女他出
	B	④⑧ 自営業－息子継承・別居－雇用者	大工の手子	四女（事務員）21才
		⑤① 継続的雇用者	広尾の森林組合	三女（店員）25才
		⑤③ 農業－妻ケガ－離農－雇用者	土建日雇	五女（店員）17才
	C	⑤⑤ 自営業－夫死亡－廃業	（専業主婦）	長男と嫁（郵便局）
	D	④⑦ 継続的雇用者－中小企業役員－雇用者	漁協役員	二男（役場）、嫁（事務員）
		④⑨ 農業－離農－雇用者	土建日雇	長男と四男（日雇）、長男に嫁あり
		⑤② 農業－離農－雇用者	出面とり	長男（運転手）
		⑤⑤ 自営業－夫死亡－廃業	（針仕事内職）	長男（郵便局）、嫁（パート）
市街地 無職者層	A	⑥⑥ 農業－離農	貯金と日雇	子供9人他出
		⑥① 農業－離農	年金と日雇	後継者の長男、事故死
		⑥② 農業－離農	仕送り・年金	子供4人他出
	E	⑤⑥ 自営業－夫死亡－雑業	生活保護	義理の娘3人他出
		⑤⑦ 自営業－夫死亡－雑業	生活保護	子供4人他出
		⑤⑧ 農業－森林組合（妻死亡）	仕送り	子供2人他出、隣家に娘夫婦
		⑤⑨ 自営業－夫死亡－雑業	仕送り、年金	子供5人他出
老人ア パート（A P）居 住者	A	⑥⑥ 農業と砂金ほり－離農－A P	生活保護・年金	子供6人他出
		⑥⑧ 自営業－廃業－A P	生活保護	子供5人他出、1人死亡
		⑥⑨ 農業－息子離農・離別－A P	年金	子供4人他出
		⑦① 農業－離農－A P	生活保護	子供8人他出、1人死亡
		⑦③ 農業－家庭不和・他出－A P	年金	子供5人他出・1人死亡
	E	⑥③ 農業－離農－夫死亡－A P	生活保護	子供6人他出
		⑥④ 雑業－自営業－雇用者－妻死亡－A P	生活保護	子供2人他出
		⑥⑤ 農業－夫死亡－離農－A P	貯金・仕送り	子供9人他出、1人死亡
		⑥⑦ 造林入夫－妻死亡－砂金ほり－A P	生活保護	子供1人他出
		⑦① 農業－夫死亡－息子病気－A P	年金	息子農業をしている
		⑦② 農家手伝－雇用者－妻離別－A P	生活保護	子供なし
		⑦④ 農業－家庭不和・他出－A P	遺族年金	息子は農業している
特ム 養入 ホ！者	A	⑦⑥ 農業－離農－病気－ホーム	生活保護・年金	子供7人他出、2人死亡
	E	⑦⑤ 農業－離農－妻死亡－病気－ホーム	生活保護・年金	子供4人他出・2人死亡
		⑦⑦ 銀行員－学校事務員－病気－夫死亡 －ホーム		子供1人戦病死
		⑦⑧ 漁業－妻死亡－離漁業－病気－ホーム	生活保護	養子2人他出

このようにみえてくると、過疎農村・大樹町の市街地に居住する老人たちのうち、自営業を現に営む老人たちを除く32の「家」では、自営解体層が27とその大半を占め、かつ家族類型ではE類型15、A類型9となり、自営解体後の老人たちが滞留していることがわかる。しかしながら、こうした自営解体の起点に後継者問題を軸とする「家」の世代的発展の問題が存していることが看過されてはならない。

第4節 老人層の「生産・労働—生活史」I—農村部における若干の事例

以下、私たちは、老人の生活史の典型事例を追うことを通して、いままでみてきた老人の生活史の外枠に対する、その生きた内実を与えて行こう。そのさい、個人⇄家族⇄地域社会⇄国民社会という相互の関連の中で問題を剔出したい。なお、とりあげる典型事例は、農村部ではS部落のD類型の⑩（事例Ⅰ）とC類型の⑪（事例Ⅱ）、T部落ではD類型の⑥（事例Ⅲ）とA類型の①（事例Ⅳ）、市街地自営業層ではC類型で戦後開業の③④（事例Ⅴ）と戦前開業でD類型の⑦（事例Ⅵ）、また市街地の離農者層からは、現在、市街地雇用者層を構成している③④（B類型事例Ⅶ）②（D類型事例Ⅷ）、無職層である②（A類型事例Ⅸ）、そして老人アパートに入所している⑦③（A類型事例Ⅹ）、同じく⑤（E類型事例Ⅺ）また都市自営廃業層からは現在、市街地無職層の⑤⑥（E類型事例Ⅻ）、そうして継続的雇用者層からは老人アパートの④⑥（E類型事例Ⅼ）を選出した。なお、特別養護老人ホーム入所者については、第7章で扱う。

本節では、まずS部落およびT部落の老人の生活史をみるが、S部落では⑩と⑪、T部落では⑥と①をとりあげる。S部落の⑩は現在96才の老母で、依田勉三と同郷者であり、晩成社を頼って入植した人である。彼女の話から、私たちは大正期の晩成牧場のありさまを知ることができるが、⑩の「家」自体はその後、長女と婿がそれぞれ出奔してしまったため、孫をかかえて苦勞してきた。そうして、現在は孫夫婦とひ孫に囲まれて生活している（家族類型はD類型）。これに対し⑪の老父も晩成社ゆかりの人であるが、昭和初年に自作農となると同時に郵便局外勤の兼業をはじめ、戦後は子供がそれを専業とするようになる。この「家」の期待は北海道農業講習所を卒業した孫にかけられたが、孫は酪農大規模化へと向かう中で離農してしまった。こうしてこの「家」は生業基盤がずっと固まらなかった上に、D類型からC類型（78才の老人夫婦と55才の息子夫婦）へと転化し、後継者を失なった。

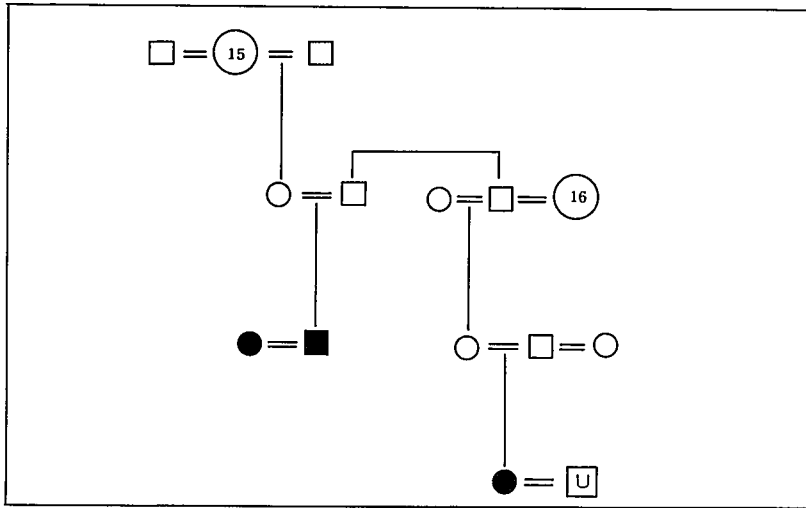
他方、農業先進地帯のT部落からは⑥と①をとりあげる。ここで⑥をとりあげたのは、T部落の中の旧T部落、つまり農村更生運動下に北海道拓殖実習場一期生層が集団入植した「模範部落」において、⑥は実習場時代からのリーダーであった。⑥の「家」は入植者が兵役にとられ、また後継期待者の長男他出という再度の「危機」を克服し、二男を中心にD類型を維持し、現在は営農上でもリーダーシップをとろうとしている「家」である。これに対し①は⑥の同期生だが、太平洋戦争により「家」の世代的発展をなしえず、大規模酪農専業化の準備期にA類型となっている。

第1項 S部落における若干の事例

〔事例Ⅰ S部落⑩〕

明治12年、静岡県下田市に生まれた。生家は本陣の家で、祖母は「水野の殿様」からとついできたという。分家が17〜18軒あるような、古くて由緒ある家柄である。生家の屋根修理に来ていた老人にかわいがられ、月2円の養育費を出してその夫婦に育ててもらった。明治26年、（本人14才の時）、依田佐治兵衛（依田勉三の兄）の子がやっている製糸機械場へ行きたくて、生家に相談して入れてもらった。4年間の年季ではいい、絹糸をとる仕事を6年間していた。1室6人の寄宿舎生活であった。

図 3 - 2



(※) Uおよび●(女), ■(男)はS部落居住者

ところがそれまで、家以外の人なかに出て暮らしたことがなかったののでいやになってしまい、夜になると帰りたいと泣き出すしまった。逃げるためには峠をこえて6里もある道のりを2つも3つもこさなければならないので、とても逃げるわけにはいかなかった。あきらめて勤めを続けていると、17才の時には部屋頭任じられた。長くいるうちに慣れて、だんだん居ごちがよくなってきた。

明治23年になると、育てられた家の本家で嫁にほしいと言われて機械場をやめ、下田にもどって結婚した。20才の時であった。本人は義理の父と2人で嫁入りの翌日から田に出て働いた。夫になった人は2才年上で、3町位の土地をもつ当時としては中程度の地主であった。夫はバクチ好きで農業が好きではなく、「巡査になりたい」と言っていた。本人は巡査などやってもどうやって生活するのかわからなかったし、ここで農家をやっていれば何かあっても親戚が付近にあって頼りになるし、とも考えて反対し夫とけんかになった。ところが夫は本人の反対をおしきって東京へ出てゆき、夫のおじが門番をしていた巢鴨の刑務所で看守の職についた。本人は子どもとともに静岡にとどまったので2年間別居生活を続けていたが、とうとう別れ話が出た。別居しているうちに、本人が別な人と恋仲になったことが知れたのである。夫は「子供は1人もやれぬ」と言うので「子供はいらない」と言ってかけおちした。家も財産も子供もすべて投げすててのかけおちであった。

横浜にいた本人の姉を頼りにしていったが、かけおち者の自分たちの世話をひきうけてもらうことはできなかった。そこでカツオをとる漁師たちと一緒に北海道に渡ることにした。本人が勤めていたことのある製糸機械場をやっていた依田さんが北海道にいるということを知っていたことも、渡道を決心するひとつの要因であった。明治38年横浜から船に乗って釧路に着き、それから帯広にあった晩成社を夫(かけおちした相手。以下同じ)とともに訪れた。汽車が道内ではじめて開通して豊頃まで通っていた時分であった。知り合いの依田の娘は牧場にいるというので、帯広からさらに河舟で大津に下り、生花苗までたずねていった。そこで2人は牧場の仕事を得た。牧場では、牛が80頭おり、乳しぼりやバターづくりが主な仕事であった。最初の1年位はご飯たきであったがのちに、牧場の仕事に移った。秋いもでだんごを作るので、毎晩いもおろしをやらされた。月給は1円50銭であった。家を捨ててかけおちしてきたばかりに、慣れぬ土地で慣れない仕事をしなければならなかったわけであり、「何でこんな性分に生まれついたのかとつらく思った」こともある。明治40年ころから、依

田勉三の妻に頼まれて一緒に50年間ほど産婆をした。晩成社の土地を借りて、年に20人位の子供をとり上げた。晩成と生花苗の子供はすべて自分たちでとりあげたことになる。

本人は晩成社に落ち着いてから4人の子供を生んだ。長女以外は小学校を終えるとまもなく他出してしまったが、長女は養子を迎え、大正8年に第1子をそしてその後、計4人の子を生んだ。昭和7年に本人と一緒にかけおちをしてきた夫が73才で死亡し、長女がその遺骨を納めに内地に行ったまま帰らなかった。長女はその出奔前に夫とけんか別れしていたため、14才を筆頭に、10才、7才、4才の計4人の孫を本人は育てていかねばならなかった。子供は幼いし本人は年をとってきているので、労働力不足のために農業をやっていくのは困難であった。（以下、本人を祖母、孫を長男、次男とする）。14才の孫（長男）が小学校を終えて手伝ってくれたので、なんとか切りぬけてきた。14才の孫は当時の苦労を次のように語っている。「皆には母親がいることだし、母がないということであらう指をさされたり笑われたりもしたが、一層緊張して仕事をしていた。頼りになったのは祖母くらいのもだった」。昭和14年にこの長男が召集をうけたが、ちょうどその時、すぐ下の次男（17才）が心臓を悪くして入院していたため、留守家族で農業を続けることができなかった。そこで家族は一時家をあけて釧路に行き、農業以外の仕事に従事していた。長男の出征前には、次々と成長してきた弟たちと祖母の力を合わせて、馬を7～8頭にし、大豆や小豆、燕麦を軌道に乗せて作ってきたが、長男の出征、そして一時離農によってその基盤がくずれることになった。長男は18年にもどってきたが、それから終戦に至る期間はそれまで蓄積してきた生業基盤を掘りくずすようなかたちで、具体的には馬を一頭160～200円で販売したりしながら、または冬に木材飯場に入夫として出かけたりしながらしのいできた。その間に次男以下は釧路に仕事を得て他出し、祖母も一時釧路に出たこともある。

終戦後、強権発動の供出で農家は「しぼりあげられて」燕麦を食べてすごしたこともあったが、その中で昭和24年に長男が嫁とりをし、25年に第1子、次いで27年、29年、32年に計4人の子供をもうけた。妻は、大津の農家（畑・畜産）の次女で、高小卒後、ずっと農業手伝をしてきた人である。結婚してからは、「どうしたら楽になるかと考えてせいっぱいがんばってきた。」（妻）。25年ころにはイモが軌道にのり、30年ころから牛を導入して牛と畑の両方でやるようになった。そのきっかけとなったのは、30年の水害で畑が全滅し家が流されたことがあった。この辛い教訓に学び牛を導入することにして、道の貸付牛1頭を入れその他の資金はすべて農協から借り入れた。昭和39年に長男が中卒後、農業に従事し、41年に長女が同じく手伝うようになった。牛を入れてからしばらくは、朝4時半から夜の10時半すぎまで仕事をしなければならず、前より忙しくなってきたが、次第に機械・施設を整備していったし、子供たちも手伝ってくれたので楽になっていった。50年で搾乳18頭、育成14頭の計32頭の経営である。次女は48年に高校を終えてすぐ東京で店員になったが、次男は50年に高校卒業後家を手伝うようになった。それと入れちがいにずっと家を手伝ってきた長男が、愛知県のトヨタ自工に工員として勤めるために他出していった。したがって現在は、祖母、夫、妻の他に長女（23才）、次男（21才）および高校在学中の三女の計6人家族であり、労働力は豊富である。3～4年前まで祖母も畑作業を手伝っていた。現在祖母は隠居の身でのんびりした毎日を送っているが、その中ででの楽しみは家族団らんの時である。

このように、事例⑩においては、子供の代において「家」の解体の危機をむかえるが、祖母と孫の努力によってそれをのりこえた。現在、酪農化も進み、部落の中でも有力な農家の一つとなっている。

これに対し、次にみる⑪は孫の他出によりD類型からC類型へと変容した。

〔事例Ⅱ S部落ケース⑪〕

⑪は明治33年に北海道松前郡の漁家に生まれた。幼児に父に死にわかれ、母の連れ子として同じく漁家の

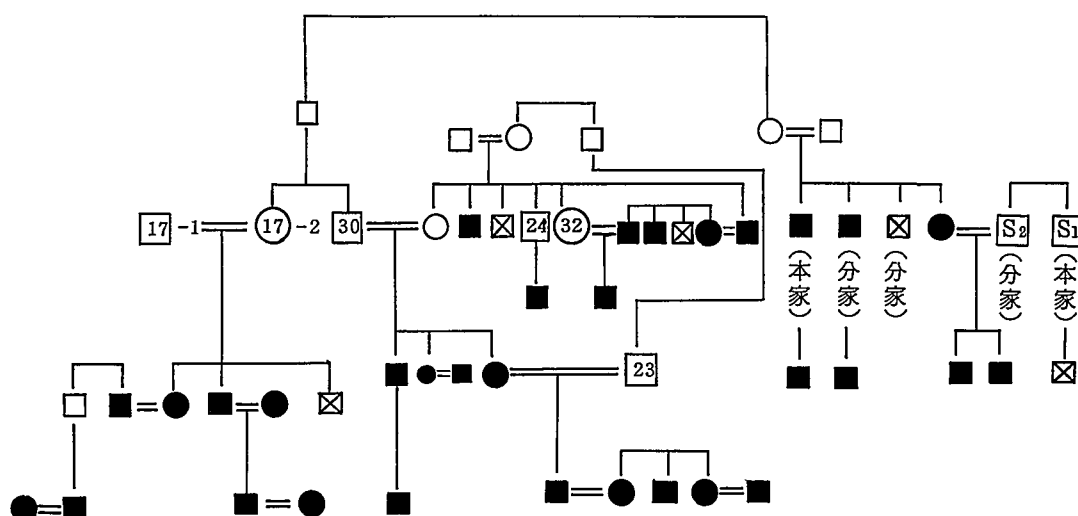
養父に養われた。尋常小学校4年卒業後、養父の漁業を手伝ったこともあるが、結局「家」を出て、10代の前半のうちに兵庫・大阪の方へ「遊び」に行った。17才（大正2年）からは東京で八百屋の丁稚となるなど、各地を放浪した。しかし、20才をすぎ、こんなことではいけないと思っているところへ、叔母が呼んでくれたので、21才（大正6年）の春にS部落へ来住した。依田勉三の晩成社の出面取りが最初についた仕事だった。そうして、24才の時（大正9年）に結婚した。

⑦の妻は新潟県北魚沼郡で明治30年に生まれた。わずかな田畑しかない「家」で、下に弟4人、妹4～5人がいた。そのため、尋常小学校卒業後、16才まで弟や妹の子もりをしなければならなかった。16才になったとき、「家」を助けるため埼玉県大宮の製糸女工となった。部落に毎年募集人がきていて、友達といっしょに応募した。前金には20円か30円くれ、米1俵が7～8円というときで、給金は1年働いて8円だった。工場には120～130人くらいの人っていて、朝の7時から夜の6時か7時まで、マユから糸をとる仕事をしていて。しかし、大正2年に両親がS部落に入植して一旗あげようということになり、製糸工場をやめた。S部落にきて3～4年は不慣れと凶作のためくらしがなりたらず、晩成社の依田勉三さんにいろいろ世話になった。両親は出面取りやワラジづくり、自分も部落内のAさん・Bさん（現在他出）・Cさんのところの住込み奉公で草とりや畑仕事をして、「家」をささえた。22才のとき、「家」もめどがついたし、世話してくれる人があったので、結婚した。

結婚後は夫婦2人で6.5町の土地の小作が生計源だった。しかし子供が大正10年、14年、昭和2年、5年と生まれ、小作だけでは食っていけず、⑦は樺太へ出稼ぎに行ったりした。昭和5年になって、幸運がやってきた。政府の民有未墾地法によって、晩成社解散後の小作地が払い下げになったのである。S部落の小作たちは30年年賦での償還のために償還組合をつくり、⑦もこの組合長にのちになるが、昭和25年まで払い下げ代金を払って、自分の土地を手に入れることができた。

しかし自作農になったとはいっても、大豆・小豆・燕麦・イモは自給分しかつくれなかった。それで⑦はS郵便局にいた妻の弟(⑩)にさそわれ、郵便配達の兼業をするようになる（昭和30年まで）。「月に25円くれたので、とても助かった」が、農作業は⑦の妻の肩にかかり、彼女は「働くことに追われ、ただひたすら働いた」。この間、昭和8年・9年に三女・三男が出生している。昭和15年ころになってようやく子供も大きくなり、牛を5～6頭もてるようになったが、それも長つづきしなかった。戦争がきたからである。牛は軍馬にかわり、しかも次男が17才で志願兵となったのみならず、18年には長男が召集され、一家の中心的働き手を失ってしまった。戦争中には「1カ月の内に2人の子供を急性肺炎と百日咳で死なせ」たとき

図3-3 ⑦における親族のネットワーク



のひどいショックを⑩の妻はいまだに忘れられないでいる。そのころは「食糧や衣服のない時代だったから、懸命に働いて、何しろ食べ物を作ることにせいで出し」て、まぎらわせるしかなかった。

昭和20年秋、長男・次男とも無事帰り、長男を中心に農業をたてなおすことになった。そのころの気持を⑩の長男は次のように語っている。「当時は責任感からくる張りがあったし、家族みんなが結合してお互いに頑張った。部落の結合も強かった」。しかし23年になると「S郵便局長からぜひに頼まれ」、長男は郵便配達夫となる。「本当は三男が行くはずだったが行かなくなった。父がつとめていたのでやむをえなかった」と⑩の長男は語っている。この「危機」は、翌年、長男に嫁がきたので回避された。⑩の妻と嫁が基幹労働力となり、郵便局に勤めていた⑩と長男も仕事の相間に農作業をした。こうして、⑩の「家」は再び酪農を目指すようになる。⑩の長男は部落に酪農振興会をつくり、獣医を講師として知識を広め、26年には乳牛を1頭入れた。とくに十勝沖地震と冷害凶作のぶつかった29年以後は酪農化を一層真剣に考え、⑩も30年に郵便局を退職するようになったので、32年には種牛を2頭入れた。当時S部落では牛は全体で20頭くらいしかいなかったが、⑩の「家」はその後、少しずつ牛をふやし、41年にはミルカー、41～2年には共同でトラクターとハーベスターを導入した。こうして酪農化の基礎が固まったので、45年に⑩は隠居した。⑩の妻は40年に嫁にサイフを渡している。隠居できたのは、孫が酪農の後継をし、北海道農業大学校を終えて家業に従事しだしたからである。

⑩の隠居後、⑩の「家」では孫の意志にそって、畜舎新築、ミルカーを更新し、47年には総頭数27頭（搾乳牛17頭）とピークに達し、畑も34町となり、ほかに荒撫地が16町という経営に達した。しかし、この段階で孫は酪農を放棄した。孫（48年当時22才）のいい分は次のとおりである。「母と2人で搾牛17頭までもっていったが、労働力がないうえ、酪農は今の状態ではパッとせず、規模拡大もよい土地がなくてできない。パイロット事業で草地改善をしたが効果ない。土地の多くは湿地で機械が入らないし、濃霧や海風があるので牧草もよく育たない。このままではただ苦勞するだけだ。」

⑩の孫は離農後、同じ部落内の、叔父が牧場長をしている十勝農協連牧場の牧夫となり、50年に結婚・別居した。酪農経営自体は⑩の嫁だけではいかんともせず、⑩の「家」の現在の生計源は長男の郵便局勤務と、嫁が9.7町の土地を貸し「年貢」として牧草をもらい、それで他人の牛の育成を8頭ばかりして得た収入だが、これも嫁の神経痛のため50年からできなくなった。

⑩の嫁は皇墳町の農家の四女で、7才で父に、14才で母と死別し、尋常小学校卒業後、兄の農家手伝いなどを25才までしてから、⑩の「家」に嫁に来た人である。彼女は結婚後の生活を、「子供は小さいし、農家もやらねばならないし、辛抱が大切だった。40年に車を買ってから遠出することもあるようになったが、それまでは農業一筋であり外にも出ず、平凡に生活してきた」と語る。「経営のことは夫や子供が専らやっていたので、自分にはピンとこない。子供の離農は残念だが仕方ない。」

これに対し、⑩の長男は子供の離農を「とても惜ない」と考えている。「できたら、せっかく今まで続いてきた酪農を伸ばしたかったが、そうはいかない時代の流れを感じる。後継者問題は深刻で、第一にいくらやってももうからないこと、第二に嫁のきてがないこと、それが青年のやる気をなくしている。しかしそれをのりこえる開拓精神のような強さが今の若い者に欠けている」というのが、⑩の長男のいい分である。現在54才の長男は近く郵便局が定年となるが、その後の生業については「60才をめどに酪農をやるつもり」で、その後は「子供がもどってくれない場合は、酪農を真剣にやってくれる人に土地を売りたい」と考えている。

これに対し、⑩は次のごとくいう。「自分の生活はすべて苦勞だった。自分は郵便配達一筋の生き方をしてきたが、何でもいからまじめに努力することが大切だ。悪い知恵を出したらだめだ。ところが今の若夫婦はいばっているし、今の若い者は殿様だ。」このように⑩が孫夫婦に夫満をぶつけるのに対し、昭和20～30年代の農作業を担ってきた⑩の妻は、「隠居してはじめて暮しが楽になった」ことを強調している。彼女は現在、タバコ銭かせぎとして河川の水位測定をするぐらいの⑩の世話をするほか、1日3時間ほど畑仕事をして、とうきび・小豆・野菜を自給用につくことにたのしみを見出ししている。

このように、⑩の「家」では入植者の代でも、子供の代でも、妻・嫁に農作業の負担がかかっていた。そのため、51才の嫁は神経痛が悪化して、ほとんど農作業ができないような状態にある。そうして、孫の在村離農のため、酪農経営を放棄し、家族類型もD類型からC類型へと移行した。その上、近い将来には土地自体をも手ばなさざるをえないところへと来ている。こうした事態に入植者の⑩はいらだちを感じているのだ

が、離農した孫自身は老人の扶養を放棄したわけではない。船乗りになる夢をもっていた孫は、現在の牧夫の仕事はずっとするつもりでいるが、それは「親たちをみるため、できれば家の近くにいたい」からである。老人施策についても、「老人が自分からすすんで行きたいというなら老人ホームもいいかもしれないが、自分の親だから自分の家が一番いい。老人ホームの人でも子供のいる人が入っていて、さびしいといっているが、そういうことはよくない」と語っており、それに孫の妻も同意している。

以上のS部落の⑩⑪の事例から、私たちは次のことを指摘することができる。第一は、依田勉三時代の先進的な諸事業が昭和初年の勉三の死後、うけつがれていないということである。昭和4～5年に自作農となったS部落の多くの「家」は、穀菽農業に逆もどりし、戦中は軍馬で生活を支えるに至った。従って、酪農化は40年代にまでその本格的展開は延ばされる。その間、馬産を失なったため、郵便局外勤、また道有林の造材化などの兼業によってその生活が維持されてきた。第二に、祖父の代、子の代、孫の代と、農民たちは着実にその主体的能力を蓄わえてきていることが看過されてはならない。しかしながら、第三に、「高度経済成長」下の酪農化への志向は、一方で子供の他出をもたらし、後継期待者自身の他出がそれに加わることによって、それまで一家総働きで支えられていた家族協業体のあり方が変容し、⑪のごとき在村離農者が析出されてくる。

しかし、かかる過程をよりドラスチックに展開したのは、次にみるT部落である。ここでは北海道拓殖実習場十勝実習場の初代場長・松野伝の指導により、昭和2～6年の根釧原野開拓における穀菽農業の大失敗に鑑み、有畜農業は9年の入植当時から志向される。また、産業組合や部落実行組合の創出等、個々の「家」をこえた生産共同組織を意図的に形成し、部落共有地制をその現実的基盤とした。かかる形で、T部落は農村更生運動下における北海道の「模範部落」とされたのであるが、こうした強い連帯も太平洋戦争による「脱落」、また30年代に入ってから二代目への代わりによって、少しずつ稀薄化していく。とくに、42年の構造改善事業導入は、個々の「家」単位の「ゴールなき拡大」を熾烈に展開させた。S部落と比べれば、たしかに農業先進部落ではあるが、農民層の生産・労働一生活過程は決して楽にはなっていないし、また後継者問題はこの部落でも深刻である。

第2項 T部落における若干の事例

〔事例Ⅲ T部落⑥〕

T部落の⑥は家族類型D型の典型である。世代交替の危機に直面したこともあったが、それのりきり、老人は農業生産において、また社会生活においてT部落の、さらに大樹町全体のリーダーの1人になっている。⑥が昭和7年に実習場に入り9年に入植したときから開拓史ははじまるが、それ以前に模索の時期があった。現在は次男が後継し、土地33町、牛59頭（うち搾乳牛33頭）を所有している上層農家である。

⑥は明治40年に新潟県長岡市の農家の四男として生まれた。母方も3代前から長岡の農家であったが、父方は18代つづいた「由緒ある家」で、昔、上杉謙信がある戦いで敗れた時に仏壇の下に3日かくまって「名誉家老」とされたとのことである。祖父は早く亡くなり、父が19才で経営をしたが、おいちょカブで田地田畑を全部とられてしまった。「父は人にごまかされても人をごまかすということがわからない人」であった。小学校時代、「世の中不景気で、米騒動や焼打ちが長岡でもあった。カワサ米穀問屋が火をかけられ一週間も燃えたことがあった。37戸の部落のうちの2戸はいままでいうと生活保護みたいな状態で、昼めしのニギリメシをとどけたこともある。不景気なので働きに行きたくても働くところがなかった。タイマイにテボウを入れて食べたりした。大正11年の大震災のあと、帝都復興でちょっとたちなおったが、すぐに昭和の不況となった。自力更生のときは、炉ばたの草刈りをしてでもタイ肥をつくり、自立経営をしると教えられた」。

さて、⑥は大正9年に小学校高等科を卒業した。卒業式のときに受持ちの先生から「これから社会に出るみんなではあるけれども、酒を飲む人とは心をゆるしてどこまでも男のつきあいをしてよろしい。酒を飲ま

ないで美しい言葉を飾っている人には心をゆるしたつきあいをしてはならん」と言われたことが、その後の⑥の「人生の尺度」となった。この先生からは農業補習学校や青年団でも影響をうけた。学校を終えるとすぐに、母の妹のつれあいがしていた材木屋で木びきをしながら、青年団や精神作興のための修養団活動をした。当時は不況のため、女の人は製糸工場や紡績工場に出稼ぎに行き、部落には男が残って青年団活動などをしていた。このころ⑥は野間静治の本をよく読み、「人によく使われない人間は人を使うことはできない」という人生訓を学んだ。

大正15年から農業補習学校とかさなる形で青年軍事訓練が行なわれるようになり、⑥もこれに出ていたが、20才の時（昭和2年）召集され翌年に入隊した。朝鮮北部、白頭山国境守備隊に配属された。23才で除隊し、叔父の材木屋を手伝いながら青年団をしたが、「頭はブラジルに行っていた」。⑥は19才のときに同じ部落の②と海外雄飛の夢をいだいたが、白頭山守備隊の先輩がブラジルへ行っていた。それでその人にブラジルに呼んでくれと頼んだがダメで、ブラジルへの糸が切れてしまった。がっかりしているところへ、②の兄さんで農業技術会の職人だった人が、「北海道の二三男対策と内地青年の北海道農業開拓戦士養成のために仮称拓殖実習場を設置する」との朝日新聞の記事を教えてくれた。②と2人でよろこんで応募し、運よく2人とも入場できた。しかし、「新潟から大樹へくる途中で、十勝平野の豆の立枯れをみたときは、まったくまげた。同じ凶作といっても、新潟では作物が皆無などということとはなかった」。

北海道拓殖実習場十勝実習場は定員50名で、道内出身者は20名以下、東北と新潟が主で、茨城の加藤完治のところからも一人きた。先生は松野伝場長のほか、北大・宇都宮農林出身などの先生が7人いて、「そもそも農業とは」からはじまり、開墾・流木処理・炭焼・枕木づくり、耕作・防除、疎菜・園芸、家畜（耕馬・牛）の衛生管理、小家畜（ブタ、ニワトリ）、ミツバチ、畜産加工、発動機、脱穀機、農家簿記などの実科をまる10カ月間うけた。松野場長は、加藤完治が汗と涙の勤労と言ったに対し、アメリカ農法を取り入れようとしていた。生徒に対しても自治制を取り、⑥が初代生徒代表となった。ものごとはすべてジャンケンで決めるという原則があつて、昭和9年の入植にさいしても、入植個所に番号をふってジャンケンで決めた。入植は妻帯が条件だった。

⑥の妻は⑥と同じ部落の農家の末子として明治44年に生まれた。父母は「まじめ一方の人」だった。⑥と同じ小学校の高等科を出たあと、本人の希望で市街地の商店の女中奉公をしたが、その後、母親のいここにあたる人が募集にきていた三重県の紡績工場へ数人の友達と行った。朝の4時に起き、5時から仕事についた。紡績工場は貧乏人の娘ばかりきていたので、礼儀作法など修養になることを教えてくれた。とてもタメになった。23才になったとき、姉の嫁入り先からの話で結婚した。工場で稼いだお金はみんな貯金して持っていたが、それが入植後に役に立った。内地で裁縫を習ってから、昭和9年3月に渡道した。

旧T部落は拓殖実習場一期生（20戸）の集団入植した部落である。協同・協調・協和をスローガンとし、入植直後には周辺の既存農家を含めて40戸で実行組合がつくられ、また産業組合の設立にさいしても全戸が加入した。営農上では、実習場の指導もあり、冷害・凶作にそなえて5年以内に全戸が牛をもつという方針をかけ、入植直後の炭焼・枕木づくりが一段落する頃から牛の比重が相対的に高まった。⑥の「家」でみると、当初は開墾が進んだ土地に燕麦・ビルマ・大テボウ・イナキビ・馬鈴薯を作付け、主食はイナキビの中にビルマが入っているものや馬鈴薯だった。しかし、昭和13年の天皇の旧T部落行幸後は、炭焼による生活維持を牛乳主体に切りかえ、冬場の牛乳代を生活費の主体におき、畑作（とくに豆）の収入を生産基盤の拡大にふりむけるという方向をとった。そのため⑥は（十勝管内）大正町の高丘地試験場で豆作技術を学んだり、大樹町内の先進農家から牛飼技術や「牛というもののについての考え方」を教わったりした。⑥の末弟がそれを助けていた。

このように、農業経営に力をそそぐとともに、⑥は西当縁青年学級指導員（11—15年）、実習場の青年学校教官（道庁嘱託、16—17年）として軍事教練などを教え、また在郷軍人会副会長（13—18年）や翼賛壮年団副会長（16—18年）をもつとめた。ここには、⑥の青年団活動の延長があつた。昭和18年、⑥は召集され、北千島幌延島へ行くが、⑥の妻にとって夫のいない3年間はひどくつらかった。長男が小学校2年、次男が1年生で、赤ん坊も1人いて、「配給のお米だけでは足りず、無我夢中になって1人で3町ほど耕してイモやカボチャをつくった。子供はやせて、今のベトナムと同じようだった」。たぐわえてあつた食糧もなくなり、戦争中に部落に⑥がつくったデンブン工場からデンブンカスをもらってきて食べた。

20年9月、夫は無事帰還した。しかし食べ物には相変わらずデンブンカスで、翌年8月に大麦を収穫した時

は、子供に「今日からは腹一杯くわせる」といって喜ばせたりした。戦争中に作物供出の実績がなかったために、肥料や資材があたらなかったで、報償金が出ていた亜麻をつくりながら（21～23年）、「経営再建5カ年計画」をたてた。そうして、バージにあったこともあって、一切の役職をはずしてもらった。牧草→牧草→デントコーン→馬鈴薯（ビート）→豆類→麦類、という輪作形態をたて、20町弱の土地を牧草4町、馬鈴薯（25年まで。その後はビート）・デントコーン・豆類・麦類各2～3町、放牧用牧草地3町に区分し、⑥夫婦と長男、それに⑥を頼ってきていた末弟と甥とで耕作した。

こうして、24～5年になると経営がほぼ安定してきたので、⑥は実行組合長になるとともに農民運動に参加し、町の農民同盟（革新系）の副委員長を9年、委員長を3年つとめた。（また、十勝地区農民同盟副委員長や道農民同盟酪農専門委員長ともなり、後者のときには不足払い制度要求で農林省との交渉にも出かけた）。⑥は「戦前の在郷軍人会と戦後の農民運動との間にはデンプンカスがあった」とのべている。⑥はさらに、農民同盟をバックとして、27年から農協・共済の理事各13年、また調整委員や農業委員（会長代長6年、会長7年、改職）ともなる。しかし役職の増大は当然にも農作業に従事する時間を奪う。⑥の末弟も役場に入ったので、農作業は⑥の妻と甥とが中心とならざるをえなかった。

昭和26年に食糧供出制度が撤廃されると、輪作にかわって豆作の比重が高くなるが、そのため29年の大凶作、30年の豊作貧乏、31年の冷害にみまわれた。この経験により⑥の「家」は「農業の一大転換」を行なった。酪農化の導入がそれで、「搾乳牛6頭の文化的生活」を目ざすようになる。31年に6頭の牛を入れ、33年には早くも搾乳牛6頭となった。しかし、この段階で⑥の「家」は大きな危機にぶつかった。⑥が公職が多いうえに子供に対して厳しく、とくに長男とあわなかった。長男は「家」を出るといいだし、次男は苦しい中を畜産大学に入り、搾乳の実働は高校に通っていた長女を中心に四男・五男が行なったが、その子供たちが「父さんは外へ出てばかりいるのに文句ばかりいう」と反撃されたこと、さらに四男が大学進学を望み、高校から帰ってきても落葉林の中に自転車を隠して⑥にみつからないようにして勉強したりしたことである。とくに長男は小学校の頃から機械が好きで時計を組み立てたりしていたが、高卒後農業をやらされた。しかし⑥の妻の目からみれば「農業が好きかどうかかわかるので、結婚させたら落ち着くと思い、大樹の人とずいぶん見合いをさせたがダメだった」。

こうした危機を切りぬけたのは⑥の妻であった。まず第一に、37年に搾乳牛が7頭になった時に月給制度をしいて、農協の貯金に入った乳代の1割を労働主体である子供たちのものにしたこと（乳代は月4～7万円）。第二に、四男の大学受験は⑥の妻が黙認し、四男が受験に失敗して俳優養成所に入ったときも玉子貯金などでためたお金を送りつづけたこと。第三に、長男は酪農ではなく大正金時を作りがついていたので、長男の経営を分離させて自由にしたことである。しかし39年冷害で大正金時はとれず、長男は日通のビートはこびなどの臨時の運転手となり、そのまま日通にいついて農家を継がないといいだした。この時が後継者問題の一番の危機だった。

この危機を救ったのは次男である。畜産大学医学科を終えて雪印伊達工場の獣医（補導員＝診療・経営相談）となっていた次男は、後継者になるときの気持を次のように語っている。「自分は小学校の4年くらいから搾乳の手伝いをしていた。遊ぶ時間がないし、町の子がうらやましいと思ったこともあったが、父が月あかりで草とりなどをしているのをみて、そういう忍耐強さを身につけねばならないと感じた。自分は兄弟の中では一番父に似ているし、父母がせっかく切り開いたのだから、誰もつがないなら自分がつごうと思った。雪印をやめ、ときには、せっかく入ったのに惜しいといわれたが、人生は何をやっても同じだ、一生懸命やることでいいと考えたし、農業というものはやればやっただけはねかえってくるものがあるので、楽しみがある」。

⑥の次男は翌40年に結婚するが、それを機会に⑥は経営権・財産権の一切を次男に移した。次男もまた、父子契約にヒントをえて「家族協定」をつくった。基本給があたるようにしたもので、「たとえば妻には乳代の5～10%を出し、それは自由に使っていいことにしている。もちろん父母にも出す」。この後、⑥の「家」は構造改善事業を導入し、多頭数飼育を行なうようになっていくが、⑥自身は45年以降は「牛舎はのぞかない、余計なことはしない、声がかかれば行く」という気持で息子に一切をまかせており、農業委員会会長や町議会議員（46年以降）の仕事や、部落のとりまとめ役となっている。⑥の妻は風呂たき、孫の子もり、庭の掃除などをしているが、「ちゃんとした仕事なくてさびしい」と⑥はみているが、「子供に干渉しない方がいい」。

以上のごとく、⑥の「家」は曲折をへながらも、入植者夫婦が築いた基礎の上に、畜産大学出身の次男と（空知管内）栗沢町の水田10町、山村50町、乳牛42頭という農家出身で岩見沢農業高校を出た嫁とが協力して、より一層の近代酪農経営をおし進めようとしている。そこには夫婦2人の「家族労働に依拠した酪農経営の限界」があり、「2～3年前から共同経営の相手をさがし」ていて、社会的協業形整の模索が後継者夫婦の中に芽ばえている。後継者をえ、D類型の中で生活している老人夫婦は、それぞれ自己の持分を公職に、また「家」の生活過程の中に見い出している。「若干残念なことは」と⑥がいうのは、「今の若い人たちに意欲的な積極的なことがまだわいてこないような感じがする。個人プレイがめだつようだが、一つのグループが出てくるといったようなことが必要だ」ということである。

〔事例Ⅳ T部落①〕

T部落の①は家族類型A型の典型である。主に太平洋戦争の直接的影響によって、その生業基盤は入植直後の状態を大きくは改善しえず、T部落に酪農化の働きが顕著になる中で一旦は酪農導入も行なうが、最高時で成牛4頭、仔牛1頭という模様であった。こうした家産蓄積のなさは子供の後継志向を生み出さず、また①自身も強いて後継させるようとはしなかった。そうして、子供の他出の終了とともに、①は土地貸し農家となり、現在にいたる。同じ実習場一期生でありながら、⑥とは対照的である。

①は明治41年、福島県中谷村で生まれた。父は田1町5～6反、山林5～6町もっていた自作農で、土地の一部分は小作に出していた。300年つづいた古い「家」である。母方も同じ村で農業をしていた。父母ともに「社会生活に忠実で正直、人と争わないで誠実に生きた人」だった。①は7人兄弟の6番目で次男だった。「強くやさしく、まじめに働け」ということを学んで高等科を終えたあとは、大正13年から家業の手伝いをしながら、夜学の補習科に通った。親は分家させたいという意向をもっていたようだが、①自身は自分で道を切りひらきたかった。しかし①が成長したころは就職難で、軍隊だけが欧州戦争もあって大した勢いだった。昭和4年に会津若松で入隊するが、その前後から海外雄飛を夢みた。最初は満洲武装移民団に入ろうと考えたが親に反対され、ついで南米移民団に加わろうとしたがこれも反対された。それで、兵隊2年間を終ってからは北海道へ行って少し大きな百姓をしたいと考えるようになった。昭和7年、新聞広告で北海道拓殖実習場の募集をみて、履歴書と村長の証明書を送り、「入場を許可されたときはとびあがるほどうれしかった。そこさ行って習えばなんとか」と考えたのである。実習場で北方農業について教わり、開墾・枕木・製炭などのほか農産加工・畜産加工・酪農・蹄鉄などの実科もあった。昭和9年に入植し、10年に結婚した。

①の妻は福岡県鞍手郡の生れである（明治 年）。父は炭鉱の事務のような仕事をしていたが、昭和2年に北海道移民として幕別町に來住した。はじめて渡道したころは「百姓は経験なかったし、とても苦しかった」。昭和10年に幕別の近所の人の紹介で結婚した。

結婚後は三方六の新や枕木、また夏でも炭ガマを焼いて薪炭を大樹や忠類に出した。9年から15年までの間に700何俵かになった。「ここらは原野で、一反歩に柏の大木が7～8本あった。熊も出た。アイヌ人が尾田にいたし、日方川にサケ・マスが出たときいたこともある」。畑はソバやマメ（大豆・菜豆）は販売用で、人間はイナキビを主食とした。11年になると①は実行組合長となり、牛を入れるのに努力した。産業組合から350円の資金を貸り、自己資金と借入金で各戸に牛が入るようになった（当時米1俵9円）。①が当時一番熱心に牛をやった。また、昭和12年には入植当時の密居制にいろいろ弊害が出てきたので、道庁へ交渉して散居制にするようにし、14年には第一回交換分合を行なった。しかし、①はもともと10町しか土地がなく、旧T部落で一番少なかったが、交換分合後も14.5町になっただけだった。この間、11年には天皇の行幸があった。「このときタコがきて、上更から尾田まで、ほっかぶりした樺頭にたたかれて働かされていた。樺頭は焼酎飲んで、スコップでたたいて、行幸道路をつくらせ、天皇の歩くところは砂をまいてローラーをかけ、敷物を敷いた。自分たちも家族調べをうけ、予防注射もされ、掘立小屋にムシロをたらすなど

といわれた。えらく損をしたものだ」と①はこのときの体験を語っている。

さて、結婚の翌年に長女が生まれるが、以後、13年に次女、15年に3女、18年に長男とつぎつぎに子供が生まれた。日華事変のあとになると軍馬の需要がふえ、①の「家」でも農耕馬の子馬を育てて軍馬として売って、生計のたしにした。しかし、妻の実家は11年頃には名古屋へ引き上げ、そうした中で三女が2～3才のときに消化器内科の病気で帯広へ通わなければならないときは「他の子供も小さかったし、働き手がなかったで、本当に大変だった」と①の妻は述懐している。

その上、昭和18年には①が召集で千島へひっぱられた。20年の敗戦後はシベリアに抑留され、帰国したのは23年であった。夫の不在の間、①の妻は「働き手がなくなり、責任を強く感じ、それなりの張りはあった」が、生活そのものは実に変だった。女手一つでは農業といえるほどのことはできず、7才の長女を頭に、5才・3才・0才の子供がいたのである。この戦争中に畑は相当にいたんでしまった。

夫の帰国後、①の「家」では経営のたてなおしを夫婦2人でしなければならなかった。それも土地の整備からで、それに10年かかった。他方、24年には長女を13才で音更の洋品店に、27年には次女を14才で帯広の水道工事に、28年には3女を中卒で帯広の美容店に他出させ、くちべらしをした。しかし、25年に4女、29年には次男が生まれ、長男は25年によく小学校に入学した。

こうした経営と生活のたてなおしに悪戦苦闘している最中に29年冷害にぶつかる。そうして、「地力がおとろえていて、豆がとれなくなった」ので、①の「家」でも酪農を導入しはじめる。「畜舎の整備にも10年」かかったが、牛は一番多い時の36～7年でも成牛4、仔牛1にすぎず、「今まで飼った牛は12～3頭」であった。その上、37年には長男がやっと農業高校を終えたが、「長男は家をつぐのを拒否した」のが①の妻には「ショックだった」。①自身は基盤の弱いことを知っていて、「子供の好きなようにさせたが、息子は農業は嫌いだといった」と、妻よりも冷静にとらえている。長男は帯広の電気店のセールスとなった。

長男他出後、①の「家」では牛をへらし(38年は成牛2、仔牛1)、39年に住宅を新築したあと、42年には4女が農業高校を終えて帯広のバス会社に就職し「労働力がなくなった」ので、酪農をやめ肉用牛の育成に切りかえた。それも、45年に次男が高卒で豊田市の生協に他出したあとは、牛はみんな売り払ってしまった。

こうして⑩の「家」は子供たちがつぎつぎに他出してしまった結果、B類型からA類型へと移行したのである。そうして、子供の他出の背後には、入植者の5年に及ぶ戦中一戦後にかけての兵役による不在のため、生業基盤の整備が決定的に遅れてしまったという事実があることが指摘されねばならない。今後、①は「自分で開拓した土地だから自分で処分していくつもりでいる」。14.5町の土地の三分の二は売り払う予定で、残った土地の「小作」(＝土地貸し、①は48年から始めている。現在2.5町貸して10万円/年の収入)と金利で夫婦2人は食っていける軍人恩給も年16万出る。「1人になっても息子のところへは行かず、ホームへ行く。ここに骨をうずめるつもり」と①はいう。

第5節 老人層の「生産・労働－生活史」Ⅱ－市街地における若干の事例

小 序

本節では、市街地に居住する老人世帯44ケースのうちでもっとも典型的な生活の軌跡をもつ8ケースをとり上げて、その生活史を追っていく。ここでとり上げる事例の属性については表3－25を参照されたい。

第1項 自営業主層の生活史

〔事例Ⅴ 戦後開業の⑨〕

ケース⑨は、自営業主層のうちで戦後開業の典型である。ただし、実際の開業(床屋)は大正3年であるが何度か地域移動をとげて、大樹町に戦後流入し開業している。大樹町へ流入してくるきつ

表3-25 ケースの諸属性

属 性	ケース番号	家 族 類 型				
		A型	B型	C型	D型	E型
自 営 業	戦後開業	③⑧		○		
	戦前開業	③⑦			○	
離 農 者	雇 用 者	⑤③	○			
	雇 用 者	⑤②			○	
	無 職	⑥②	○			
	アパート	⑦③	○			
	アパート	⑥⑤				○
自 営 廃 業	無 職	⑤⑥				○
継 続 的 雇 用 者	アパート	⑥④				○

かけは、戦災で店と家を焼け出されたことによる。現在2代目が床屋を継続している。ケース③⑧の生活史を以下でみていこう。

夫は明治26年に東京の神田で生まれた。父は福井藩の藩士であり、明治維新で生活に困って剣道の指南をしていた。父がもと世話したことのある人で床屋で成功した人を見かねて床を2軒ただでくれたことから、床屋が家業となった。長兄と次兄がその中心となって働き、三男である本人は高等科に通っている頃から、店の弟子と同じ修行をしてしこまれ、学校出るところにはもう一人前になっていた。高小卒業後は店の手伝いをして働いていたが、長兄、次兄が相次いで早死にしたために、16才にして店のあとをとり家族のめんどろをみなければならない立場に立たされた。その時長姉と次姉は、知人の世話で北海道厚岸の網元のところへ嫁いでおり、三姉は東京の床屋に嫁入りしてしまっていたので、家族は父母、本人、および弟と妹の計5人であった。父はスパルタ教育で子供をきびしく育てた。母はやはり武家の出で、ある時伝染病にかかった人を看病したということで人に尊敬されていたえらい人であった。親はとにかくあげ膳、すえ膳で、酒は3日で一升、おかずは三品以上出さなければだめだという人だったが、本人はそれを好きなようにさせてきたので親孝行だということで表彰されたこともある。

さて次兄が死亡した後、北海道にといだ姉を頼りに一家で渡道し、厚岸で床屋を開業した。18才の時、厚岸の理容組合を組織した。大正2年には、兵役で旭川へ行ったが連隊の模範兵となり1年で厚岸にもどることができた。父にスパルタ教育を受けていたおかげで、兵隊に行っても少しも苦しいと思ったことがなかった。兵役後まもなく結婚したが、妻は子供をもうけないうちに死亡。次いで再婚してはじめての子をもったが、まもなくその妻と離別しなければならない事情が生じた。厚岸にはすでに家もあったのだが、そこにおれなくなった。そこで、昔めんどろをみたことのある人がいる帯広へと引越しをして（大正11年）、再び床屋を開業した。同年に父が死亡しそして本人は三度目の結婚をした。

妻は、明治33年、香川県の農家（水田5反）の5人兄弟の長女として生まれた。高等小学校を終えてからは家の農業手伝をしていたが、大正8年（本人20才の時）に帯広のいここに誘われて渡道した。つとめたのは帯広市内の豆の仲買商の家の女中奉公であった。お金はこづかい程度しかもらえな

かったが、3年間しんぼうしていると紹介されて今の夫と結婚することになった。

結婚後、夫は帯広の理容組合の組合長や北海道の理容組合連合の会長を歴任した。「大樹町拓北に陛下が来られた時（昭和11年）には床屋の御用をつとめる」という機会を得た。帯広に1,620坪の土地を所有し借家も5軒ほどもつに至った。東京へは用事でしょっちゅう行っていたが、東京の同業者に帰ってきたらどうかと言われ、帯広の土地・家を売って昭和14年に東京の杉並に移って床屋をした。夫は翌年からは東京の理容組合連合会の副会長になった。昭和17年には、夫は株主になっていた日野の落下傘研究所の事業部長となり、床屋は妻と長男にまかせた。19年になるといよいよ戦火も激しくなり、夫は徴兵がいやで軍需省の人事課につとめることにした。結局、終戦の年までそこに勤め続けたが、仕事から夫は、日本は戦争にきつと負けるとわかっていたという。昭和20年は戦災で家、店はすべて焼かれてしまった。帯広以来たくわえてきた家産が戦争によってすべて灰になってしまったのである。終戦後、「東京で100万の人間が疎開しなければ餓死者が出る」という話を夫が耳にはさんだのをきっかけに、北海道の開拓を願ひ出た。「北海道へいけばジャガイモくらい食えるだろう」（夫）と思ったからである。子供たちの中では三男が一番に賛成した。三男（のちの後継者）は、終戦前に海軍経理学校を卒業しており、戦後鉄道関係の建設部に就職の話もあったのであるが、家族が多勢であることだし食べていくことが一番だと考えていた。他の兄弟たちも賛成し、農家をやるつもりで開拓を志願することになった。上野の第6国民学校の屋上に開拓志願者は集合させられ、大樹が割当てと決まった。こうして東京を離れることになったが、東京の理容組合の組合長が、相談役として残ってくれないかという話があった。しかし「今まで人のやっかいになったことはないし、北海道で第一歩からやりなおすのだから」と言って北海道へむかった。まるまる3日かかって大樹町にたどりついた。

ところが大樹町についてみると、わりあてられたのは東京を出る前の話とはだいぶちがう条件のところで、部落の人たちのやっかいにならなければとても農業をやっていく見通しがたたないようなありさまであった。そこで樺太に抑留されて休業している大樹町内の床屋を見つけ、そこを借りて再び床屋を開業することにした。農業をするつもりで東京から同行してきた息子たちのうち次男は、東釧路の駅長をしていた夫の弟を頼って釧路の国鉄に就職した。三男は大樹の役場にはいって、土木関係の仕事についた。長男は店を手伝っていたが、昭和26年に独立して広尾で床屋を開業することになって他出した。そのあとの後継者として、三男を家にもどした。三男は上司と衝突して大樹の役場をやめて、次男のいる釧路の国鉄に勤めていた。したがって三男は床屋の技術を身につけておらないため、昭和26年から父のもとでみっちり修行をし、28年には早くも仕事の中心となった。29年に床屋の娘と結婚し、32年には、末子である四男が縁づいたので家と店の名義変更をすませた。

こうして夫と妻は無事後継者を得て「隠居生活」にはいることになった。夫はこの隠居生活前にも、昭和21年から、広尾・大樹・忠類一帯の理容組合長をつとめ、23年から環境衛生同業組合の議長になった。さらに、三男に経営を完全にひきわたした後は、大樹町町議に立候補し、42年まで2期にわたって町議をつとめた。夫はその他の公務を多数ひきうけ町内・町外にわたって活躍してきた。（納税組合連合会長、衛生組合連合会長、大樹老人クラブ会長、北海道老人クラブ連合会理事、文化協会会長、社会福祉協議会理事、大樹町心配事相談員、町内会長、行政区長、氏子筆頭総代など）。しかし隠居といっても、「かまど」の実質は夫が握っていたので、後継者の三男夫婦は小づかいをもらってやっていた。三男の妻はちよくちよく実家から小づかいをもらっていた。30年に三男夫婦にはじめての子供が生まれた。そして後継者の妹たちが全部嫁に行った37～38年ころから、後継者にかまどが移った。

昭和44年に妻が脳いっ血で倒れるまでは、妻が孫を甘やかしすぎるなど、後継者の妻の不満は絶えなかった。現在は妻が寝たりおきたりの生活なので、洗濯などをさせないように気をつけている。

後継者は、「親が動けなくなったら……」ということが一番心配している。現在でも親の世話に後継者の妻の手がとられるが、店は夫婦できりもりしていつてやっという状態だから、親が完全に看護を要することになれば、経営も困難になるからである。しかし後継者は自分の長男（ひとりっ子で現在、美術学校在学中）に店をつがせる気持ちはまったくない。本人が後継するときも「好きでやったのではないし魅力ある仕事ではない」からである。

以上のごとく、ケース⑳は戦災で焼け出されたことによって戦前に築きあげた家産を失わざるをえなかったが、裸一貫でゼロから出発しようと入植を志願した。しかし農業よりもむしろ腕におぼえのある理容業で再び開業し成功をおさめ、老人本人は町の有力者として活躍するに至っている。その間、長男が店の手伝いをやめて独立してゆき、新たに開業したためにいったん家業継承がとどえるかにもえたが、しかし理容技術をまったくもたない三男が急遽家にもどり技術習得をすることにより、安定的な世代交替をとげることができたが、しかし働きながら美術学校在学中の孫の家業継承の可能性はなく、C類型である。

〔事例Ⅶ 戦前開業の㉑〕

ケース㉑は、開拓農家のあととりであったが本人の代で離農し、大正末期の大樹町市街地の形成期に先がけて魚菜店を開業した事例である。

明治39年、奈良県の農家に3人兄弟の長男として生まれる。両親は、「人には親切に、助け合う精神がなければ世の中はやっていけない。」といつも言っていた。本人も一生涯の信念として「人を大切に、物を大切に」と歩んできた。大正4年に一家は北海道に渡り、足寄に入植した。父は34才、母33才、本人10才、妹8才、弟6才であった。入植したのち木の皮で屋根と壁を作り家を建て、そして5町の土地を開墾していった。入植して3年間というものは、炭焼きによる収入しかなく川の水を飲み、いもを食べて暮らした。父は開墾のかたわらで材木運びの仕事をして家計を補っていた。両親と本人および妹の4人で力を合わせて開墾に力を注いだ。母はリウマチとなり、大正9年に38才の若さで死亡した。大正10年から本人は働きに出るようになり、冬期間だけ陸別で馬車追いをしたり、また足寄で土方などをして家計のたしにした。

足寄での開墾が思うにまかせなかったため、大正13年に一家は千美里に移住。この年に妹は帯広に奉公に出た。千美里で父、弟、本人の3人で農業を営んだが、農業だけでは暮らしがなりたなかった。そこで本人は、付近のいくつかの牧場をまわりながら牧夫の仕事にありついた。牧夫としてかせぐお金は、1カ月に35円にも達したこともある。当時、白米が1俵11円のところだから、非常に精力的に働いたということがわかる。冬には相変わらず炭焼きをして家計を助けた。大正14年に嫁とりをしてから農業をあきらめて上士幌に移り、魚や野菜類の行商を始めた。上士幌から帯広の魚・野菜市場までの36kmの道のりを、自転車で行商をして商売をした。このころ弟は他出していったので、父、本人、妻の3人家族であったが、昭和1年に第1子（長女）が生まれた。商売の方は、比較的順調であったが、時には貸し倒れというようなこともあった。行商によってたくわえたお金をもとにして、昭和3年に大樹に出て、小さな魚菜店をかまえることになった。当時、大樹町市街は広尾線が開通してにぎわいをみせていた。第1子が女の子であり、その後、子供が生まれなかった。店の後継のことを考えて男の子を養子をもらった。ところが昭和8年になって第3子（長男）が生まれた。昭和21年には妻が病死したが、商売の方が困るので昭和14年にすぐ再婚した。

やがて戦争が始まって、商売も困難ではあったが、「一人でも多くの人が店に来てくれるように」という気持ちで、「体力が続く限り働いた」。終戦後は食糧がなく自給しなければならなかった。商売のかたわらで畑を作って家族を養った。この時が一番、生活の苦しい時期であった。終戦後、第1子（長女）は嫁に行き、第3子（長男）は中学から高校に進んだ。昭和26年長男が高校を終えて

から、商売の手伝いをするようになり、本人の良き片腕となった。養子の長男はすでに他出していた。そのころには従業員を2人も雇うほどに商売が軌道にのってきていた。昭和34年には新しい家建てかえ、35年に長男が嫁とりをしたのをきっかけに、経営の中心から本人は退いた。長男夫婦が主力となって商売に励み、昭和35～36年ころには4人の従業員をかかえるに至った。昭和36年に長男に第1子が生まれ、次いで昭和40年に第2子が生まれた。この間、本人の父（81才）が昭和37年に老衰で死亡。店が繁盛し出して人手が足りなくなったので、姉夫婦が手伝うようになった。

現在、本人夫婦と長男夫婦とは食費を除いて家計のみを分離している。本人は仕事にうちこんでいる時がもっとも生活のはりを感じる時なので、店の仕事を手伝っている。そこで長男が本人に対して給料を支払い、その中から食事代を引いて渡している。本人は昔から苦勞しながら、現在の商売の基礎を築き上げたので、若い世代のやっていることがはがゆく感じられる。長男は、本人に気楽に暮らしてもらいたいと思い、時間つぶしに野菜作りなどやったらどうかと勧めているが、頑固でもあり、どうしても店のことに手を出さないではいられないたちなので、「あんまり年寄り扱いをしないように気をつけて」今の仕事を続けてもらうよりほかはないと考えている。ただ本人はだんだん体が思うように使えなくなっているのを、一番苦にしている。

商売に対して長男は、「この商売でメシを食わせてもらっているのだから、その責任があると思っている。品物についても責任があるし、お客を敬って、決してだますようなことはしない。従業員がお客さんにいやがらせをされたりした時は、自分のいたるなさに責任を感じる。」しかし、いつか時期がきたらもっと落ちついて楽しい職業に移るか、もしくは協力者さえいればもっと手を広げてみたいと考えている。それは、「一般の人がレジャー中心になっている世の中で、自分たち家族もそれなりのレジャーを楽しみたいから」である。また本人も老人なりに商売のゆく末を気にかけており、店の繁盛のためにも、「工場誘置などして町の人口減少を防いでほしい」と考えている。

第2項 離農者層の生活史

〔事例Ⅶ 雇用者③〕

ケース③は、開拓農家の2代目であるが、子供たちが末子をのぞいてすべて他出してしまったうえに妻がけがをしたことから、45年に離農を余儀なくされた事例である。（B類型）。

明治44年、石狩町の開拓農家で生まれた。8人兄弟の次男。父は四国生まれで、義理人情にかたく近所づきあいや仕事上の約束は必ずきちんと守る人であった。大正5年、本人2才の時、親が大樹町開進の奥の館山に入植した。生活が少しずつ楽になりはじめた頃でしかもちょうど刈り入れ前に、畑が一晩で流されて開拓の苦勞が水のアワとなってしまった。そこで大正12年に大樹で土地（荒地）を借りて小作になった。荒地を開墾して畑とするまでの期間は年貢を納めないですんだが、4年目から1反につき40斤（1俵の4割分）を納めねばならず生活は困難であった。したがって父は馬車追いの出稼ぎに出て家計を助けていた。

本人は10才位の時から家の手伝いをしていたが、小学校を卒業してからも兄弟が多く親を助けなければならなかった所以他出せずに家の農業を手伝った。16～17才のころには、夏は畑、冬は馬車追いの仕事をして家計を補った。馬車追いというのは木材師に頼まれたもので、木材や雑穀を広尾や浜大樹まで運搬する仕事であった。広尾までで、1石につき1円もらうことができ、1回に3～5石運んだから月々にして100円位はかせぐことができた。下の妹たちも農業を手伝うようになっており、労働力も豊富で暮らしに多少ゆとりができたことから、昭和9年（本人25才）、親が藻岩に土地を買った。山や荒地・野地ばかり20町で2,400円だった。すでに長兄が早死にしていたので本人があとりになっており、親が決めて、その代金支払および開墾はすべて本人に任せるとなっていた。本人としては、馬車追いの方がよかったが、親が決めたことだったのでそれに従った。

昭和11年に親たちが決めて嫁とりをした。畑は小作地と藻岩の自分の土地と2つの畑を作っており、馬は4～5頭いた。本人は土地代金を返済するために、夏でも馬車追いをやり12年払いの約束のところを4年で返してしまった。その間家族が、藻岩の開墾を進めて15町をひらき、大豆、小豆などがとれるようになった。

終戦になって農地改革で弟が10町の土地を取得して結婚・分家した。また本人も20年から21年ころから藻岩の土地に専念するようになった。最初は飯場小屋を改造して住んでいた。

戦後、藻岩で農業をずっとしてきたが、子供たちは末子を除いて中卒で次々に他出していった。昭和45年に妻がたまたま建設現場を通りかかった時、上から落ちてきた物にあたって、肋骨が折れ腰に大けがをして身障者になった。その治療費に貯金をおろしても足りないので畑を少しずつ売りながら金を作っていた。農業を後継してくれる子供もいないし、妻がすっかり働けない体になってしまったので思いきって離農して大樹市街地に引越した。こちらに来てからの生計源は、わずかばかりの身障者年金と夫の土方の手つだいなどによる日稼ぎ分しかなく土地を売った代金をかなり食いつぶしてきた。48年に末子（五女）が中学を終えてフードセンターに勤めるようになった。現在では本人も体が弱っており、たきぎを作ったり野菜を作ってみたりする位のことしかできない。娘の働きに頼っている現状で、身障者年金は生活のたしにもならないが、「今の日本はおれたちが作ったんであり、せつない目をして世の中を生きてきた」ことを考えれば、もっと増額されてしかるべきだと思う。末子はまだ若く将来のことも定かでないので、帯広にいる息子に早く嫁をもらって一諸に暮らしたいと考えている。

以上でみたごとく㊸は、開拓農家の長男として家業を継承して小作と馬追いをしつつ出作し、ついに自分の土地を得て経営を順調に展開してきたのであるが、末子（五女）を除くすべての子供たちの他出と妻のけがによって離農を余儀なくされたのである。この妻のけがは、農業の働き手を夫一人にしてしまったことと、その治療費に土地販売分をあてていかざるを得なかったことによって、離農をせまるものであったと言えよう。現在、中卒後同居就労している五女（17才）の収入によりかかっているが、長男がもどって結婚をしない限りB類型からA類型に移行することになるであろう。

〔事例Ⅷ 雇用者㊹〕

ケース㊹は、戦後入植したがまもなく29年の冷害・凶作によって離農したケースである。長男が同居しておりD類型となっている。

大正1年、徳島県日岩佐町の農家の三男（7人兄弟中第5子）として生まれた。生家は「平家の落武者の頭の家」としての由緒ある旧家であり山林も所有していたが、母が病身であったためにお金を使って借金があった。本人は高等小学校を終えたのち、先生にも師範学校に行けと言われて進学を希望していたが、親が「金がかかるから」と反対した。山へ逃げて二晩も家に帰らずに反抗したけれども結局、進学することはできなかった。父は健康でまじめに働くいっぽうの人であり、「人間はだまされてもだますものではない」と口ぐせのように言っていた。母は病身であったが雄弁家で、ろくに学校にも行っていないのに暗算ができる頭のいい人だった。本人は高小卒後、生家の農業手伝をしていたが、不景気の時代でもあったし、また借金があったため、昭和5年、「一旗あげよう」と一家で渡道した。一家渡道に先立って次兄が昭和3年にすでに、補助移民の第1号として大樹町東和村に入植していた。また長姉は若死にしており次姉はすでにとついでいたので、父母と兄弟4人の計6人で広尾郡野塚に入植し、開拓に着手した。

本人は5年間家の手伝いをしたが、手に職をもって自立するために写真の技術を身につけようと考えて札幌に出た。札幌に1人の知人もいなかったの、めくらめっぽうとびこんだのが月寒の「御用写真屋」であった。そこで2年間、写真の研究生となって運動会や結婚式の出張写真をとった。写

真コンクールに入賞した時に「これはノ」と思い、この道で生きる決心をした。昭和12年、徳島の小学校時代の同級生が兵庫県明石にいたのでこれを頼って内地に渡り、明石の公園で観光写真をとって生活をたてた。その後、昭和13年に徳島の次姉と呼ばれそのとつぎ先の手伝い（旅館と畑）をすることになった。それは、本人としてはあくまで観光写真や出征兵の写真をとって身をたてようと考えていたが、戦争が始まってから世の中が変わってしまったのでそうもいかなかったからである。日本にいても兵隊でしばられていやだからブラジルに行こうと考え、横浜の海外移民相談所に問い合わせの手紙を出したこともある。折しも折り、満州にいた次姉の夫の弟にあたる人から満州へ来ないかと誘われて渡満を決意した。当時は「満蒙の宝庫」と太鼓をたたかれて、青年はみんな満州にあこがれて行ったものだった。「満州に行くのなら嫁をもらわないと道楽者になる」と、次姉の夫から「むりやり嫁をおしつけられ」、生まれ故郷の徳島で式を挙げた。妻は広島県の農家の出身で、20才の時に京都へ出て髪結いをしていた。

昭和13年から20年まで、満州の昭和製鋼所（満州製鉄所）で工員としてコークス作業、資材係から航空機の企画等をした。従業員は4万～7万人もいたが、その中で「安い労働者は満人」であり、日本人はいくら頭が悪くても満人より一段、階級が高かった。昇進、給料という点でも有利であった。ただ日本人の間では本人は学歴がないため、下の方の階級に位置し準社員扱いであった。それでもまじめに勤めあげたおかげで、係長補佐にまでなることができた。満州にいる間妻は、髪結いの仕事をしながら家計を助けた。昭和15年には第1子（長男）が生まれたが、第2子と第3子は生後まもなく死亡した。

敗戦後抑留され、昭和21年8月によりやく引揚げてきた。満州で築き上げた「地位も名誉も財産もみんなぶっとばして、裸一貫」で帰ってきたのであった。しばらく広島の妻の実家に家族3人で身を寄せていたが、23年に兄弟・両親のいる北海道に渡り、父と次兄の嫁と子供のいる大樹町大樹地区に移った。（実は本人の実家は、広尾郡野塚の開拓がうまくいかなかったため、昭和17年に小樽の近くで炭焼きをしていた。そして昭和20年に長兄が腸捻転で死亡したので父は、昭和3年に東和部落に入植していた次兄一家のもとに身を寄せていた。この次兄も昭和19年に腸腹膜炎で死亡してしまっていたので、次兄一家は人手不足だったのである）。本人は弟（四男、彼は昭和14～5年から帯広刑務所の看守であった。）の手づるで帯広刑務所の看守になった。しかしこれは半年だけでやめざるを得なかった。というのは、逃亡した囚人を追いかけているうちに車から落ち頭にけがをしたためである。「公傷」ということで少し休ませてもらったけれども、脳に異常ができていうことで退職させられてしまった。ちょうどその時分、次兄の妻が父と子供4人を連れて離農し、高松へ引きあげていたので、その跡地を譲ってもらって23年に5町の土地から、「裸一貫で」物を借りながら農業に着手した。同年に長女が生まれた。昭和29年の大凶作で収穫がなかったので、種を買うためにお金を借りようとした。ところがリュックサックひとつしよってやってきた引揚者であった自分たち一家に対して、部落の人はみんな白い目で見えて援助してくれなかった。金を借りようとしても保証人になってくれる人がいないので、「他人は18万円も借金ができたのに、自分らは農協から4万5千円しか借りることができなかった」。これではどうしようもならないので土地を売り、その金で負債を払って離農した。

離農してから、造材で一旗あげようと考えて昭和30年に近くの農家から15万円の借金をし、10町分の山を買った。造材の仕事で体に無理をかけて働きすぎたために喘息にかかり、仕事が思うようにならなくなった。それで昭和35年に、中卒で東京に出て工員をしていた長男が戻ってきて手伝ってくれたが、本人の病気がいよいよ悪化してしまっていたので、37年に造材をやめてしまった。その後は長男が松田木工工芸に勤めて家計を助けてくれたし、本人も時々造材の出面取りに出た。妻もはじめて、農家の出面に出て働いて家計を助けた。本人は冬に無理をして働くために、春と秋にはきまっ

て喘息が悪化し、37年から44年までの間は生保をもらったり打ち切られたり繰り返してあった。44年になってから本人の体が少しよくなったので、長男の勤め先の声がかかりで造材の下請けを始めた。人を常雇1人か2人、多い時には10人から20人位雇って大きくやっていた。ところが本人が喘息で寝たり起きたりしているあいだ、農家の出面取りで草取りやらその他の慣れぬ仕事をして働きづくめであった妻は、その無理がたたって脳溢血で倒れて旭川の病院に入院した。（その病院には長女が看護婦として勤務していた）。退院後も半身不随で自宅療養の身となった。妻の退院後長男が嫁をもらったが、妻の看護はもっぱら本人の仕事となり、また本人自身の体の調子もおもわしくなかったので造材の仕事をやめざるをえなかった。その後は妻の世話のかたわらで、木材関係の出面に時々出る程度になって現在に至っている。最近では出面取りの仕事が減っており、自分ばかりでなく、農家をやめて市街地に来た人も三木内閣になってから土木工事が減ったので仕事がなく困っている。今後は、民芸品の原木を集める仕事でもポチポチ始めようかと考えて、つい先頃帯広や温根湯の経験者に話を聞きに行ってきた。原木を集めるだけではつまらないから、できれば民芸技術（木彫）を身につけてみたいと思っている。

離農したこと自身については後悔はしていない。むしろよかったとさえ感じている。なぜなら、今でも農業をやっている人は「土地が機械につぶされる」という感じ（機械ばかり買って借金がふえること）になってきているので、あれではとてもやれるものではない。これまでの人生をふり返ってみると、満州時代が最も裕福であり自分自身に合った仕事ができただけであり、頂点の時期であった。「あれこそが自分の人生だった」と思っている。戦後は急転直下だった。特に離農してから造材で一旗あげようと考えたが、体がだめになってしまうし、「世の中の悲哀というものを、どん底まで知った」。本人が高小から進学を希望した時に学校に出しておいてもらっていたならば、社会に出てもっとなとなかったはずだと思う。肩書がないばかりに、いつも一ランク下の生活をしなければならなかった。そうした苦い体験をふまえて本人は、「無理をしても子供に教育はすべきだ」という信念をもつに至った。長男の中卒の時はちょうど凶作で離農した時期にぶつかっていたので、長男に高校進学をさせ得なかったが、長女の時は生活保護を受けながらも高校にまで出した。（その後長女は自力で看護婦の資格をとった）。また、他人はあてにならないということも身にしみてわかった。どん底になれば背を向けるし、ちよつとよくなれば寄ってくるような情けない人間ばかりだ。そんな中で自分で自分だけの力をたのんで、一本立ちしようとしたけれどもうまくいかなかった。それというのも、「結局は運だ。運命というものがついてまわってくる。また健康も重要な要素だ。今は1日が安全であればいいとだけ考えている」。

以上のごとく開拓農家の三男であったケース㉔は、戦中に満州で雇用者として成功するが、戦後における農業の凶作による打撃以降転々と職を変えざるをえなかった。29年の凶作による打撃の重さと深さは、すべての農家にとって同様であったのではない。親族の厚いネットワークを有していたり、または入植の歴史の長い農家であったならば、自己の蓄積に依拠して凶作の打撃を緩和してのりこえることができたかもしれないが、地域への根つき方の浅い引揚げ者であった㉔は相互扶助のネットワークからもれてしまい、離農への道を歩まなければならなかった。その後、一旗上げようと体力を酷使する仕事をしてきたが健康を害してしまい、また妻も夫を支えるように無理な労働をすることによって身障者となってしまった。このような危機的状況の中で、他出していた長男が帰ってきて結婚したことによりC類型からA類型への移行をまねがれ、D類型となることができたのである。

〔事例Ⅸ 無職者㉕〕

ケース㉕は、結婚後入道し入植した開拓農家の妻であり、43年に後継者がおらないために離農に至ったA類型の事例である。

明治39年、三重県の農家の6人兄弟の長女として生まれる。父はおとなしい人であり、母は百姓の合い間をぬって行商したりして大変苦勞した人であった。本人は小学校卒業後家の手伝いをしたのちに、大正14年に農家のあととりと結婚した。昭和2年に第1子が生まれてまもなく、一家は渡道した。というのは、それまで住んでいた土地が狭く景気が悪かったし、役場の宣伝で北海道に行けば10町の土地を開墾すればもらえるし、しかも300円くれると聞いたからである。北海道で活路を見い出そうと考えた一家は、夫の両親と夫と妻および生後まもない赤ちゃんの計5人で中川郡幕別村におもむいた。

入植した部落には、三重から3軒、九州から3軒、岡山から1軒の計7軒がはいっていた。原始林の柏の木がはえているところに、道庁が共同のわらぶき小屋を建ててくれた。井戸も1つあった。しかしこれでは不便なので自分達的小屋を作ろうと部落で話し合い、4月の入植後6カ月たった10月に家を完成させた。井戸掘りには苦勞した。なにしろ50尺も掘らないと水が出なかったからである。早く立木を処分して畑をはじめたかったので一生懸命働いた。はじめての冬が寒く、話をするにもまわりが知らない人ばかりであり、故郷がなつかしくてしょうがなかった。原始林を切って炭焼きをして当座の生活費をまかないながら開墾を進めていき、最初の1町歩には豆とそばといもを作った。

本人の弟(次男)が北海道で開拓を希望して、昭和7年、㊸の家を頼ってやってきた。弟を含めて皆で働き、畑が足りないくらいになったので、昭和8年には他の人の土地を買ったりして、畑を20町歩位作った。昭和9年になると弟は、独立するために尾田のむこうの拓植実習場にはいつて2年間教育を受けた。そして11年に更別瀬尾に土地をもらい嫁とりをして小さい小屋を建て、開墾を始めた。この間、本人は3人の子供を生み育てていたが、幕別付近には1人の先生が教えているような小さな学校しかなく、良い教育条件ではなかった。そこで昭和12年に大樹に移ることにした。大樹なら子供の学校の条件も良いし炭焼きをしないですむことが何よりだった。もとの土地は1,500円で売り、一緒の部落だった3軒と共同で85町を8,500円で買った。(同部落を構成していた残りの4軒は、そのころまでにすでにバラバラになっていた)。お金の足りない分は借金をした。新しい土地は木がなく作物は十分にとれた。手と馬で土をおこして20町位を畑にした。牛を一時飼ったこともあるが、うまくいかないのでやめて豆作一本にした。

次第にまわりの男性が次々と召集されるような状況になってきた。更別に入植した弟も17年から22年にかけて、幼子を2人もおいて戦争にかり出された。残された嫁が大変な苦勞をして農業を3年間ほど続けたがもちこたえれず、終戦後嫁は、自分の兄弟を頼って士別へひきあげていった。戦争から無事もどった弟もまっすぐ士別に行き、新たに商売を始めた。こうして弟は離農していった。弟にも召集が来たことであるし、夫も召集されるにちがいないと覚悟していた。しかし最後まで召集を受けることはなかったが、いつくるかと気になって気になってしかたがなかった。夫の本籍がまだ三重にあったために召集をまねがれたあとでわかって、何か悪いみたいな気がした。というのは、弟のところのように召集のため妻がひどい苦勞をしたり、離農を余儀なくされた家がたくさんまわりにあったからだ。しかし夫が召集されなくても戦争中は命令で妻を作らされていたし、強制供出で苦しめられた。役場はいつも「もっと収穫があったはずだ！」といじめた。戦後、供出が解除されて自由に作れるようになるまでに5～6年はかかった。召集された弟の話聞いて戦争はひどいと思う。

弟は沖縄で防空壕にはいつている時、アメリカ兵に入口から火炎放射器で火を入れられたという。かなりの人がそれでやられたが、負傷した人を見捨てて、3人で穴を掘って外へ脱出し、あてもなく歩き続けた。食糧を日本兵の他の部落の人にあさっても少しも分けてくれず、連れの2人も倒れてしまった。弟も倒れ、気がついたら米兵7～8人にとり囲まれてジープに乗せられ収容所に連れていかれた。負傷した日本人を見捨ててきてそして補虜になってしまったことがはずかしかったので、沖縄の生存者名簿に本名を書かず、「早く殺してほしい」と思っていたという。

さて戦後は夫と妻を中心に畑作を営んできた。子供たち4人のうち上の娘3人は次々に結婚他出し、末子である長男は農業がいやだとは言っていなかったの、大樹の農業高校に入れた。しかし長男の卒業が真近になってから、夫が「農業はあまりに苦勞が多いから、子供にやらせるのはどうか」と考え出し、学校の先生も「農業をやらせるのはもったいない」という意見だったので、進学を決めた。長男は猛勉強して神奈川大学の工学部へ入学した（昭和32年）。学費及び生活費の支送りは、畑を売ってでもするつもりだった。大学卒業後、第一電工新潟工場に就職し、まもなく結婚した。長男が他産業に従事したので昭和43年に3町を除いて土地を売却して市街に出、貯金で暮らしをたてるようになった。この離農に際しては「さびしかった」。その後夫は体が弱ってあまり働けないが、妻は2年位までは更別のかんづめ工場に働きにいったりしていた。現在は仕事をせず、山のたき木を少しずつ売ったりしている。長男は現在も新潟におり課長にまで出世し、2児をもうけている。いずれ息子のところへ身を寄せる予定である。楽しみは、孫が遊びに来ることである。苦勞して切り拓いてきた土地であるが、離農したことを後悔はしていない。今の農家が機械を入れそのための借金に追われているのを見ると、むしろ早くやめてよかったとさえ思っている。

以上のごとく、㊸は結婚後親を伴って入植しそして一代目にして離農したケースである。その離農理由は、後継者がいないことによるがさきにみたケース㊹（事例Ⅶ）とは事情が異っている。すなわち子供が親の意に反して他出就職していったのではなく、むしろ親本人が自ら培ってきた家産の継承よりも、むしろ子供に楽な一生をすごさせたいと希望したのである。それによって長男が大学教育をうけてサラリーマンとなり独立したために、A類型のまま離農したのである。そもそも㊸は幕別から大樹に移動する際にも、子供の教育を第一に考えていたことから明らかなごとく、家の継承・家産の継承にはあまり大きな価値をおいてはいないとみられる。これは農業経営のきびしい現実の一面を反映しているといえよう。しかし40年代離農者の中では、相対的には窮迫性の少ない事例であると言える。

〔事例Ⅹ 老人アパート㊺〕

ケース㊺は開拓農家2代目であり、現在3代目に経営がうつっているが家庭不和が生じたことによって老夫婦がアパートへ他出してきた事例である。（A類型）。

夫は明治25年、四国の讃岐地方の水田農家に、7人兄弟の四男として生まれた。父母はともに四国の水田農家の出であり、ただ働くだけの「普通の」人間だった（父は再婚）。明治31年（本人6歳の時）、一家は渡道し伊達紋別に入植して畑作を行った。本人は尋常小学校を4年で終え、家の仕事を手伝った。上の兄弟3人は男子であったが、父の前妻の子であったため、次々と他出してゆき、本人は家族の柱として働かなければならなかった。伊達紋別で畑作がうまくいかなかったため、明治44年から新しい土地を求めて転々としなければならなかった。明治44年から大正13年まで胆振の真狩別、オホナイで農家をやりつつ日雇い仕事もした。この間に父が腸カタルで死亡した。大正13年2月には樺太に移民したがこれも思わしくなく、わずか10カ月にして旭川にもどった。このように家族をひきつれて各地を転々としている期間は、これから先どうしようかという心配がいつもあり、不安がつきまとっていた。

昭和1年に大樹町水穂に移ってからようやく落ちついて生活できるようになった。水穂にやってきたきっかけは、母の妹が声をかけてくれたからである。昭和2年には弟が心臓の病気で死亡したが、本人が嫁をもらい家族で力を合わせて開墾し畑作を営んだ。これまでの転々としてきた時と比べれば、生活には困ることもなく、食うものは食えるという暮しぶりであった。2人の子供をもうけたが、妻が病死したため、現在の妻を後妻としてむかえた。

妻（後妻）は明治43年、広尾町野塚の畑作農家で生まれた。4人兄弟の次女である。本人が7～

8才の時（大正5年～6年）、豪雪のために家が壊れ父母がその下じきになって死亡した。そのため兄弟4人が他人の家に別々にもらわれて行くことになった。本人がもらわれていった先は、胆振の農家であった。学校へも行かせてもらえず、ずっと子守りと畑仕事をさせられた。他の家の子供はすべて学校へ行っているのに、自分は働かされるためにももらわれていったようなもので、早朝4時ころから夜の10時や12時まで使うだけ使われ、毎日泣いて暮らした。今になっても字も読めないし、したがって人の中へ出たくないというようなコンプレックスがあり、学校へ行けなかったことをとても残念に思っている。

昭和5年に近所の人と結婚し、昭和6年に第1子をもうけたが、まもなく夫は病気で倒れて昭和10年に死亡した。女手1つで働かねばならなくなり、農家のかたわらで出面をしながら子供を育てようとしたが、とてもやりきれなかった。そこで近所の人の紹介で妻と死別して子供のいる人と見合いし再婚した。その時、夫の前妻の子2人と、妻の連れ子1人、さらに夫の母がおり6人家族であった。その後夫婦の間にさらに2人の子供をもうけた。もとより夫の家は、大樹に落着く前に転々と移動してきたところから「何もない貧しい家」（妻）であったし、また夫婦の他にはすでに高令に達していた夫の母か幼い子供しかいなかったため、家族を養っていくためには、夫と妻とで働きつめの毎日を送らざるをえなかった。妻は、「腹が大きくても働かねばならなかったし、出産しても次の日から自分で子供の世話や洗濯をしなければならず、辛かった」と語っている。

戦争中にはさいわい夫の召集はまぬがれたが、食糧や衣料もなく、麦・燕麦を食べるという生活の中で母が昭和20年に死亡した。戦後は、畑作一本の経営にしぼって夫婦および中学を終えた長男の3人で力を合わせて働いた。他の子供たち（すべて女子）は次々に他出し、昭和35年には長男が嫁をむかえた。嫁は九州出身の人で、37年に子供を出産後体の調子が良くないため病院通いをしなければならなかった。したがって嫁は有力な働き手とはならなかったが、長男とまだ50才台であった妻が中心となって働き、除々に経営基盤を蓄積していき、昭和41年に酪農化へと踏み切ったのである。すなわち昭和41年に思いきって搾乳牛を15～16頭導入した。土地は10町であった。

かようにしてかなり順調に軌道に乗せてきた経営であったが、昭和46年にいっきに崩れる事態に陥った。それは一家の大黒柱であった長男が、心臓弁膜症のために町立病院に長期入院しなければならなくなったことによる。残った老夫婦と嫁だけでは酪農経営の維持は困難であったし、また、長男の入院費が必要であったことによつて酪農をやめざるを得なかった。そして人手のそうかからない野菜作りに転ずることになった。長男の疾病は、このように経営の転換を余儀なくさせたのみならず、老夫婦と長男の嫁との関係を決定的に悪化させてしまった。すなわち、それまでも病弱である嫁と老夫婦の関係は必ずしも良くなかったが、長男の入院後、酪農の放棄へと至ったのは、「嫁が病弱で病院ばかりかかっており、ぐうたらで働かない」（夫）ことによると老夫婦が感じていたために家庭不和が生じたのである。その結果、夫婦は昭和47年に家を出て老人アパートにはいった。昭和初年から大樹町水穂に根づき、開拓の苦勞を味わってきた老夫婦にとっては、大型酪農化へと進みつつあった矢先の酪農の中断および経営の縮少が耐えがたいことであったのは、当然であろう。夫は「長男が元気で酪農を続けてくれていれば、これほど苦しむ必要はなかっただろう」と語っている。

現在も長男は入院生活を続けており、夫婦は年金で暮らしている。時々大樹町水穂で野菜を作っている嫁がこずかいをくれる。「今は健康であることが何よりの幸福と思うより他ない」（夫）が、それでも夫はすでに83才、妻は75才に達しており、「年取ってどちらかが倒れたらどうしようか」（妻）ということが心配でしょうがない。たまにとついだ娘が夫婦をどこかへ連れていってくれる他は別段楽しみもない。孫のそばにいれないことが何よりもさびしい。現在のところ、老人アパートに住み続けるしかないが、いずれ娘のところへ行つて世話になることになるだろう」。四女（末子）が「健康なうちに来ないか」と言っているが、夫婦で迷っているところである。

以上のようにケース㉓は、3代目へ至る世代交替はスムーズに進められたが、長男の嫁と老夫婦との間の不和をきっかけとして、老夫婦が家を出るという形での家族解体が生じたケースである。このような嫁と老人との間の確執は、多かれ少なかれどの農家にもみられるが、㉓の場合その直接のひき金となったのは後継者である長男の病氣、それによる経営の縮小、酪農から野菜作りへの生業転換である。この長男の病氣・入院生活がD類型からA類型への家族解体をもたらしたのである。

〔事例Ⅱ 老人アパート㉔〕

ケース㉔は夫・妻とも大樹の農家二代目であり、昭和2年の結婚以来農業一筋に生きて来たが、昭和30年に夫死亡、その後長男以下10人の子供も他出し、現在老人アパートの単独世帯となっている事である。家族類型はE型である。

このケースの夫は明治38年、妻は明治39年、ともに町内の開進部落で出生した。兩人ともに開進にあった小学校を卒業したあと、13～14才からブラウをもって畑仕事に従事した。夫の方は14人ぐらゐの兄弟の長男であり、母の連れ子も1人いたし、妻の方は7人兄弟の長女で男の兄弟が小さかったからである。昭和2年、2人は恋愛結婚した。妻は夫から女の名前で手紙をもらったりしたあと、1年つきあってから結婚した。結婚後、開進で夫の家の酪農に従事したが、小姑がたくさんいて大変だった。その上、昭和4・5・7・10・12・14・16・17・19・20・22年に次々に11人の子供が生まれた。（このうち14年に生まれた男の子は5才で死亡）。戦争中は夫の兄弟で疎開してきた人もいたので、20人ぐらゐの大家族であり、子供たちはイモと牛乳で育ったし、大人はムギとイナキビだった。戦後は子供も大きくなってきていたので、酪農を広げ、多いときは乳牛が30頭近くいた。そして、昭和28年には一番上の長女が、結婚によって他出した。夫は帯広駅の小荷物掛をしている。しかし翌29年、また30年はひどい凶作で、豆もほかのものも何にもとれなかった。燕麦を主食としたが、それでもおいしかった。

この家族にとって決定的な打撃は、この凶作の中で一家の大黒柱だった夫が49才で死んだことである。当時、家には洋裁を習っていた次女、家を手伝っていた三女、四女、札幌の保健婦の専門学校へ行っていた五女、中学生の長男・次男、小学生の六女・三男・七女がいた。そして夫の両親はすでに亡くなっていた。夫が病氣になった時に、「自分が死んだら子供を片づけられないから、牛を一頭ずつ売って子供を片づけろ」と言いながら死んだ。妻は「父さんの分まで長生きしなければ」と氣をとりなおし、夫が死んだあとイモを馬車に積むほど出したり、豆もつくったりした。中学校を31年に終えた長男も、それを手伝った。同年三女が町内の酪農家に嫁ぎ、翌32年には次男が新制中学を卒業し、雪印の大樹工場につとめながら大樹高校の定時制に通い出す。33年には五女が札幌の保健婦の専門学校の終え、当別の保健所につとめるが、この娘の結婚問題で妻は頭を悩ませた。34年、六女が中学を卒業し家の農業を手伝うようになり、35年には三男が高校へ進学した。ついで36年にはそれまで農業を手伝っていた四女が結婚、帯広へ他出（夫は帯広通運の運転手）。37年には七女が中学を終えて札幌のパン屋に就職、三男も国立大学に進学した。

この間、36年に洋裁をしていた次女を喉頭結核で亡くすという悲しみにあいながらも、それぞれの子供を一応自立できるころまでもっていった。家にいたのは農業を手伝っていた長男と六女、それに雪印につとめていた次男である。しかしこの段階になって長男が離農することを強く主張し、やむなく20頭の牛（うち搾乳牛10頭）、馬1頭、牧草地5町、畑5～6町、また夫が建ててくれた10畳間が2つもあるような家も、隣近所や実家の弟たちに安く売ってしまった。土地やまるまる太った牛を売るのがとてもいたましかったが、そのお金で西帯広に80坪の宅地・家を買ひ、大学に行っている息子名義の貯金をし、また他の子供にも分け、残りは自分用に貯金した。六女は札幌の五女のところに行き、次男は大樹に残り、妻は長男と帯広へ出た。そして五女の娘をひきとりその面倒をみた。長男は

帯広の近くの牧場で働いた。しかし積み込み作業で腰を悪くし、1カ月の入院のあと帯広のラーメン屋につとめるようになり、41年に結婚した。長男の妻は帯広近郊の非農家出身で、帯広の裁縫学校卒業後、クリーニング店に勤めていた人である。この間五女は帯広に転勤し結婚して娘をひきとり、また43年には妻の母が脳溢血で倒れたこともあって、妻は大樹にもどる。翌年、次男が転勤で興部町へ行くが、妻は自分の生まれ故郷の大樹町にとどまり一人ぐらしをした。そして48年6月に老人アパートへ入った。50年現在、三女が町内にいるほか、長女・四女・五女・長男は帯広、次男が足寄、六女・七女・三男が札幌におり、大学院に進んでいる三男以外は結婚している。三女は月1～2回、帯広の子供は年2～3回、札幌の子供は年1～2回、妻を訪ねてくる。そして離農のさいの貯金があるので、それで暮らしをたててきたが、現在額は14万円である。足寄の次男はたびたび小遣いをおいていくが、妻は大学院に行っている三男が早く就職することを期待している。そしてやがて70才になるので、一人暮らしをやめて、子供のところへ行きたいと考えている。

このように事例⑩は夫の死後、10人の子供を尋常ではない努力で育て、長男の離農、そして結婚とともに単独世帯となった。しかし⑩が子供たちそれぞれにそれなりの自活の道を与えることができたのは、夫の家が大樹市街に隣接した古くから開けた地域にあり、かつかなりの規模の農家だったからで、夫の死という打撃のもとでもその経済力が子供たちの教育・自立を可能ならしめた。そして⑩には大学院に行っている子供を誇りとし、楽しみとするという希望がある。この点で子供たちから見捨てられた他の老人アパートの人や、特別養護老人ホームの人たちとは異なっている。そうして老人アパートには妻の実の妹も住んでおり、故郷での厚い血縁・地縁のネットワークに支えられての生活を営んでいる。

第3項 自営廃業者層の生活史

〔事例Ⅺ 無職者⑪〕

ケース⑪は、子供がいなかったため夫死亡後天涯孤独の身となり、自営業で一旗あげるが健康を害して生活保護受給に至った事例である。（E類型）

本人は大正2年、秋田県大館市の農家に、8人兄弟の次女として生まれた。生家は山林を相当もった農家であり、食べ物やお金に困ったこともなく苦しいことも知らずに育った。父は若い時から青年団の団長をやったこともあり、水田作りで表彰されたこともあるりっぱな人で、町会議員になったこともある。母はどちらかというところ「きかない人」だった。長兄が昭和の初年嫁とりをしたが、この嫁は「いけ根性の悪い女で、兄弟みんながきらっていた」。本人は小学校に行っているころでも、義理の姉に朝の3時からたたき起こされて働かされたという。小学校卒業後、家の手伝いをしていたが、18才の時（昭和5年）、義理の姉と合わなくなると、とうとう「着のみ着のままで北海道に渡る決心をした」。家の手伝いでもらっていた金16円を持って家を出たのである。

渡道の途中、連絡船の中で知り合いになった男が職を紹介してくれるというし、本人もあてがあったわけではないので、その男を信じて帯広までついていった。もう少しのところで、その男に水商売に売られるところだったが警察に駆けこんで助かった。警察で衣類の行商屋を紹介してくれたので、昭和5年から10年まで、そこに住みこんで働いた。行商屋のとなりでクリーニング店に働いていた人と仲良くなり、一諸に住むようになった。（籍は入っていない）。結婚後まもなくして、夫は肝臓と胆石をわずらったのでクリーニング店をやめた。そこで夫婦で雑穀の行商をはじめ、夫が買ってきた雑穀を妻が肩にしよって売り歩いた。

昭和23年、大樹にいる夫の親が年をとってきたので、長男である夫と大樹に移った。親の持家かと思ったら借家であり、夫の母は病弱で父が細々と野菜を作っていた。その他には夫の妹および弟夫婦が同居していたが、まもなく彼らは家を出た。夫は大樹にもどるや病気が出てねたり起きたりの状態

になったので、この病弱の夫と夫の老親をかかえて本人は「ねるまもなく働かねばならなかった」。¹ 役場の調理人、飯場のごはんたき、旅館の女中、土方などをして働き続けた。このあいだ中、「服をろくたま着たこともなく、何の楽しみもなかった」が、まさか病人をおいて逃げるわけにもいかず、がまんして働いた。1度、たまりかねて逃げて襟裳の近くの秋味のとれる漁場で働いていたが、夫の父に見つけられてむりやり家に連れもどされたこともある。

昭和28年と31年に夫の母と父が相次いで死亡し、さらに昭和38年に夫が死亡した。夫とのあいだには子供がいなかったのでまったくのひとり身になり、今度はだれのためでもない自分のためだけに一生懸命働いた。2年間町内の食堂の出前や手伝をして働き、昭和40年に「くるみ」というバーを開くまでにこぎつけた。そこで4人の女の子を使って経営していたが、女の子がみんな嫁に行ってしまったので、2年で店を閉じた。そして4カ月間チップ工場のごはんたきをして資金をため、42年に今度は「金時食堂」を開いた。このようにして自分の店をもてたことによって、自分で働きさえすればなんとかやっていけるものだなあということを学ぶことができた。食堂をやるようになってから、いくらか余裕もできたので秋田の実家にも3年に1べんは帰るようになった。長兄は秋田に帰ってこいと言ってくれたが、店があることだしそうもいかないので断った。

昭和49年5月に体の調子がおかしくなったので、病院でみてもらったら、入院して手術しなければならないということだったので店を閉じた。子宮脱オペであった。手術は無事終わったのだが、その後体調がひどくおかしくなってしまった。体中がやんでやんでしょうがないのである。体がやみだすと左手がまっ黒になって冷たくなる。いろんな病院に通ったけれども、「なんともないのにうそをついている」と言われ、病院をたらいまわしにされた。体がやむ時は、「こんなに苦しんでも生きなければならないのか。ころっと死ねればいいと思ったが、睡眠薬を飲んできたないまねして死にたくはなかった」。彼女には相談する人が1人もいなかったが、夫の妹にむりに頼んでそのとつぎ先に2カ月間、泊めてもらって病院通いをした。49年11月に、検査の結果、血液の循環が悪くなっていることが原因だとわかったが、その時にはもう右腕までやむようになりどうしようもないので、自分で役場に行って生活保護受給を願い出た。現在もほとんど毎日のように病院に通っている。こんな体になったのも、もとはといえば「若い時に土方やったり行商やったりして重いもののかついでせいで、そのために骨がつぶれ血液の循環が圧迫されたからだと思う」。

現在は「ひとりぼっち」の生活で、生活保護を受けながら病院通いをしている毎日である。近くに住んでいる亡夫の義理の妹が3人、自分が一週間も顔を出さないと必ず寄ってくれる。毎日の楽しみといえば、毎夜テレビをみることと、たまに体の調子がよい時に掃除や洗濯をして身のまわりをきれいにすることである。自分の健康のことが一番気がかりだが、もしも体さえ良くなったら食堂を建てなおしてもう一度やってみたい。金時食堂の権利が来年4月までであるけれども、それまでに体を全快させるのは無理かもしれない。それでも食堂に働きに行ってもいいし、とにかく体さえなおればなんでもやるつもりである。ただし、年をとって力がなくなってきているので出面取りだけはできない。どんなことになっても、「自分だけでなんとかやっていくしかない。今さらどこを頼っても余されるだけだからいやだ。大樹ですっと生活して死んでゆけだけだ」。来年は母の23周忌なので、それまでに体を少しでもよくして、1回内地へ行き兄弟たちの顔をみてきたいと思う。一銭の金もいたましという現在の生活では、みやげをろくに買うことができない。商売をやっている時はその位なんともなかったが、働けなくなった今はなさけない。けれども法事にあわせて帰郷すればみやげを買わなくてもすむから、来年には是非秋田に帰りたい。

ケース⑥は、夫と夫の親の扶養を一身に担ってきたが、両者の死亡により家族の重圧から解放されるや、雑業で資金を稼いでは飲食業を営んできている。しかし若い時からの重労働の無理がたたって、体が悪くなってみると、頼るべき子供も親もいないところからストレートに生活保護層へと転落

したのである。

第4項 継続的雇用者層の生活史

〔事例Ⅻ 老人アパート④〕

ケース④は、一時期銭湯を経営したことがあるが、ほとんどの時期を雇用者として過ごしてきた典型的な事例である。子供の他出、妻の死によってⅡ類型となった。

明治41年、名古屋にて生まれる。父は転々と仕事を変え、機織の仕事や、人力車の車夫、医師会の日掛の集金人、伝染病の消毒人等々の雑業に従事していた。母は結婚後、絹糸の手織りの賃仕事をして家計を助けていた。本人は8人兄弟の四男であった。小学校のころ、特に大正4～5年ころは不景気のどん底で、大きな事業をやっている人などはもちろんおらず、みんな貧乏に追われていた。生家も非常に貧しかったので、袋をもって政府の「ほどこし米」をもらいに行ったこともあるし、学校の本も着るものもみんな兄たちのおさがりですましていた。修学旅行や遠足にも行かしてもらえなかった。また、妹たち2人は、芸者に売られていった。母はろくに学校に行っていないのに聡明な人であり、優しく愛情細やかに子供らに接してくれた。父は口べたでおとなしく、お世辞は絶対に言わないし他のことでもほとんどしゃべらない人であった。また、子供が泣くのが嫌いで泣くものをさして叩かれたことが印象に残っている。本人としては「父に男の進んでいく道をもう少し指示してほしい」と思う。就職も母が心配してくれてはいたけれど、結局本人の力で探さなければならなかった。自分自身の力でやるよりしようがなかったのである。

小学校を終えてからの就職口は不景気のせいといいところがなかなかなかった。豊田織機の工場に入りたかったが、目が悪かったのではない、2年ばかり母の内職の手伝いをしてぶらぶらしていた。大正12年に市内の靴屋に職をみつけてようやく就職できた。そこは「部落民」のやっている店で2人位従業員がいるところだった。大正15年に、すぐ上の兄（三男）のついでに北海道白糠の呉服屋の小僧になった。（その兄は小卒後、渡道して呉服屋で働いていた）。そこでは日30銭の給金をもらいたまに映画や床屋に行く楽しみがもてた。しかし仕事が好きでなかったし、たまたま頭を角刈にしたら店の主人に叱られてそのまま家に帰ってしまった。名古屋で兵隊検査をうけ実家の手伝いをしたのち昭和2年に東京へ出た。東京で川のゴミ集めをする清掃人や、露店商人などをやり、はては身許引受人もおらず満足な仕事につけなかったので浅草や上野でルンペン生活までした。昭和8年頃白糠の呉服店につとめていた兄が樺太の小沼で呉服店を開業し、来ないかと誘われたので、兄の手伝いをするために樺太に渡るようになった。6年間兄の手伝いをしたのち、昭和14年、兄の店をやめて銭湯の経営を始めた。そして一人で商売するのでは不便だから、同年に結婚した。銭湯の開業資金に2,000円必要であったが、兄に借金をして月賦で返済していった。この借金の返済のため夫は、銭湯経営のあいまをぬって1日おきに農業試験所の雇用員となった。日給月給制で1日2円30銭もらえたとし、当直すれば30銭の手当がついた。（16年に長男出生、18年に次男出生）。このようにして働いてそろそろ兄からの借金の返済が終わる目星がついたころ、終戦となってシベリアに抑留された。真岡からウラジオストックをぬけ、今のナホトカで、捕虜の兵隊が建てたあばらやのようなところで暮らさねばならず、本当にみじめだった。まず最初の5年間は強制労働させられた。森林の伐採や枝払いを1日12時間やらされたが、ノルマを余計にこなせばパンを余計にもらえたが、腹が満腹することなんかなく腹のへりずめだった。黒パンばかり食べさせられて、つくづく日本人には米が一番と思った。体をこわして死んだ人もおり、その人たちは土葬にふされた。本人もこの時の苦労により歯がすっかり抜けてしまった。その次にモスクワとウラジオストックの中間にあたる国营農場にやられた。二百数十頭の乳牛を飼っている農場で、日本人は本人を含めて二人で牛の糞のかたづけや井戸掘り、水汲みなどをした。月給26ルーブルもらい、家族で未亡人のロシア人のところに下宿した。金がなくなれば事務所で貸し

てくれたし、このころになると物資が豊かになっておりパン、砂糖、麦粉、スープなどが手に入りそんなに困らなかった。ソヴィエトの人間は親切で、給料もらうとウオッカもって村中よってどんちゃん騒ぎをするほど陽気だった。しかし生活は質素で、家庭用具といえば洗面器に食器2〜3個で、どの人もまったく同じような生活をしていた。そのうち日本に帰るかどうか聞きに来たが、なかには帰らないという人もいた。抑留されていた中にはひとりものも多くて、むこうで結婚して居つく気持ちになったようである。

本人は日本に帰るつもりだった。昭和29年に「こうあん丸」に乗って帰国し、舞鶴に着いた。「裸ひとつ」でシベリアからもどった本人家族は、妻の実家のある大樹に行った。政府や役場から見舞金をもらい、2〜3カ月は「遊んで」おり、その間に職業訓練所にはいった。それはこれまで手に職がなくて苦勞してきたからだ。しかしすでに47才になっており年とっているからなかなかいい仕事にありつかなかった。朝鮮戦争も終って景気もパツとしない時代だった。そこで旅館の手伝いや役場の掃除夫などを3年ほどしたが、夫の収入が安定しないので生活は苦しく、5円の家賃を払うため妻も木工所に働きに出ていた。そのうち妻の就労していた同じ木工所（10人規模）に夫も入職したが、まもなくそこが倒産してしまった。今度は昭和34年に木工所（10〜12人規模）につとめたが、そこも3年してつぶれてしまった。昭和38年に忠類の木工場に仕事を見つけて働きに行くようになってから、生活が少し楽になった。そのころまでには長男も次男も中学校を終えるや他出してしまっていたので（長男31年、次男32年）、夫婦二人きりの生活になり、妻にも少し楽させることができるようになった。47年に妻が死亡したために単身となり、老人アパートにはいることになった。

長男は中卒後、帯広で大工をしている。すでに結婚しており子供が2人いる。次男は中卒後、白糠の呉服屋の店員をしたのち、名古屋のブラザーの部品会社に移った（独身）。子供たちはその日その日の生活に追われて、親の生活を見てくれない。本人の時代は親の面倒をみるものだと思っていたが、今は長男は親なんかみなくてもいいと思っているようだ。本人としても自己の人生体験から頭が悪くてはだめだから、子供をせめて高校までは出さなければならぬと考えていたが、なにしろシベリアから帰ってまもなくの時で暮らしが楽でなかったのもできなかった。子供たちからは恨まれており、「父さんなんか親じゃない」と言われる。妻が死んでからますます意気地がなくなり、何を食べてもおいしくないし寂しくてたまらない。また家事をやるのも億劫でならない。大樹が住みついて一番長い土地なので、なるべくならここに住んで、ゆくゆくはここで死にたいと思っている。子供たちは巣立ったらなかなか帰って来ない。次男が結婚したら名古屋に呼んでくれると言っているが、途中から一諸に暮らしてもうまいかないのではないかと思う。ひとりである方がのん気はのん気だが、妻が死んでから何をやっても楽しくはないし、毎晩のウイスキーの晩酌だけが楽しみといえば楽しみである。自分の耳が遠いので老人アパートの住人にはきらわれているし、本当の心を打ちあける人もいない。相談相手や自分の気持ちを訴えられる人が一人もないことが一番つらい。自分の人生は小さい時から働きづめで娯楽のひとつもしたことがなかった。小学校時代に修学旅行に行かせてもらえず、温泉に一度も行ったことがなかったが、去年町で幕別温泉に連れていってもらった時はとても嬉しかった。自分がこのような人生を歩んできたのも、生まれてからの運命だったような気がする。努力も大事だが、自分の場合はつきがなかったと言うしかない。樺太で結婚し商売も軌道に乗った矢先に抑留され、男のいい盛りを他国暮らししなければならなかった。これというのも若い時、好き勝手に気ままに生きてきて親に不幸をかけた罰かもしれないとさえ思う。樺太にはもういっぺん行ってみたい。

以上の如く、家産のない雇用者家族の四男として生まれたケース④は、学歴もなく不景気な時勢におし流されて、転々と職を変えながら下層労働力市場を流動してきた。ソ連に抑留されて帰国した後、就労先が次々とつぶれ、貧しい暮らしを強いられる中で子供にも高い学歴、よい就職口を保障で

きないままに、子供は他出していった。妻の死後単身となりA類型からE類型へ移行したけれども、子供は子供で自分たちの暮らしでせいっぱいであるために、D類型に移行する可能性は少ない。

第6節 老人の生活史と「家」及び家族の解体

本節では前節の典型事例をふまえて、また、ほかの事例によってそれらを補いながら、老人諸個人の生きた生活の営為、その内実に至りて、家族生活史の若干の総括を行なう。

本節では生活史の記述から一步進んで、分析的に生活史の内実を深めることを主なねらいとしている。

さて老人諸個人の生活史は基本的には、その生をうけ子供時代を過ごした出生家族を出発点とし、入植・創業（雇用者の場合には就職）— 結婚 — 子育て — 子供の独立 — 老後生活というプロセスの、日本資本主義社会の中での展開としてとらえることができる。かかる家族生活形成の営為は、諸個人にとって他者によっては代替しえないものである。そして同時にそれは、戦争、恐慌、そして高度経済成長下での農工間格差の増大といった日本資本主義の社会構造変動と絡み合いながら具体的に展開されてきた。表3-26により老人層の生活史における生活の苦しかった時期をみってみるならば、第1に入植・創業期、子育て期、子供の独立期、後継者の動向、および家族員（とりわけ配偶者）の病気・死亡といった、家族生活の内的諸条件から生じる生活困難が指摘されている。さらにこれに加えて、冷害・洪水といった自然災害を契機とする被害及び戦争による打撃が挙げられている。ことに、戦中から戦争直後にかけての時期を生活困難期として挙げている人々が多数存在している事実には、注目しなければならない。この、戦争によってもたらされた打撃は、単にその時期だけの一時的なものではなく、「家」の生業と生活の展開にとってのちのちまでさまざまな影響を及ぼしたのであった。かように資本の論理によって彼らの生活がふりまわされることが多々ありながらも、老人諸個人の生産・労働—生活過程における営為を支えてきた生活の論理は、決して資本のそれに帰一するものではなかった。以下で、前述の家族生活形成のプロセスにそって、各々の時期・段階における生活上のネックの内実とこれを克服してきた人々の営為を把握していこう。

表3-26 各「家」にとっての生活の苦しかった時期・原因

	入植期 (創業時)	戦 中	戦後の 食糧難	子沢山に よる生活 苦(労働 力不足)	配偶者 の病気 ・死亡	子供の 分家・ 嫁とり	子供の 進 学	凶 作 洪 水	長男の離 農・他出 (長男 死亡)	その他
S 部 落	2	4	2	4	4	1	1			2
T 部 落	5	10	1	3				2		
自 営 業	1	6	2				1			
離 農 者	2	5		1	2			4	3	
自営廃業		2	1		5			1		
継続的雇用者			1	2	1					3
計	10	27	7	10	12	1	2	7	3	5

第1項 老人層にとっての生活困難期

(1) 入植・創業—結婚—子育て期

多くの場合、入植・創業期はこれに前後して結婚を伴っており、「かまどをもつ」ことによっての出生家族からの独立、ないしは出生家族をその大黒柱として背負うことを意味する。このことは、S部落や市街地居住者にもみられるが、拓殖実習場を経て集団入植をする際に妻帯が不可欠の条件であったT部落の人々において端的であった。

彼らT部落の人々は、入植期に農業恐慌―農村更生運動期をむかえており、夫と妻という二労働力を頼りに樹木の伐採、荒地の開墾を行なってきた。入植後2～3年間は少なくとも炭焼きによる現金収入で生活を維持しなければならなかった。その中で彼らは「ただ夢中で夜も昼も泣くぐらい働き、体力的にも無理をしてきた」（⑤の夫）。そして「食べものもなく、着るものもなく、とにかく働いてやってきた。長男が働き始めるまでの約20年間は人間らしい生活はできなかった。筆や口では言いつくせない苦しみだった」という⑨の夫の言葉からも明らかなごとく、結婚そして出産の中で、夫と妻が血のにじむような生産・労働生活を展開してきたのである。⑧の妻は「入植後、背水の陣でやってきた。食べるものはなし、過労にはなるし、生死のどっちにころぶかわからなかった。子供が生まれるというのにふともなく、夜あたかく寝たことはなかった。大事な馬やブタをつぶしては食べた」と語っている。また⑩の妻は「入植後もがないので着物をこわして子供の服を夜なべして作って着せた。子供が学校に行くようになって金もなかったので、アまくずで学生服を作ったり、着物をこわしてセーラー服やカバンがわりのリュックサックを作って与えた」と語っている。

かようにして子供の出生によって妻の手は子育てにとられ、夫を主力とした開墾が行なわれた。実習場一期生の集団入植で団結の固かったT部落においてさえ、その困難は並大抵のものではなかったのであるから、わずかな親族援助しか受けえなかった一般入植者にあつてのこの期の苦労は、筆舌に尽くしがたいものであったであろう。あいつぐ子供の出生、それに伴う家族員数の増大は、食糧・衣料不足・欠乏という困窮を強いたのである。そうした中で、前掲事例Ⅱ（ケース⑪）にみるように、夫婦2人で6.5町の小作生活では次々に出生した4人の子供を養うことができず、⑪の夫は樺太に出稼ぎに行かざるをえなかった。またのちに兼業（郵便配達夫）形態をとるに至った。次の⑫（T部落）においても、この事情は同様である。

⑫は入植期に11才、9才、4才、0才の計4人の子供をかかえており、「とうきびばかりのおかゆや、燕麦を白米にして食べた。炭焼の収入だけではどうにもならないので、腕一本で山にはいり造材の人夫としてかせいでからしばらく楽になった」としている。

この⑫、⑪のごとく、養うべき家族が多い場合には開拓を一時中断して他からの収入を得なければならなかった。先述の事例Ⅰ（ケース⑬）のごとくに大家族を背負って小作、入植そして土地の放棄をくり返し転々と移動しながらやうやく定着＝開墾したケースも、決して稀な事例ではなかった。このような人々は、移動をくり返し、「この先どうしようかという不安」（⑬の夫）にさいなまれながら、定着しえた時にやっと「食うものは食える」という生活状態に達することができたのである。

都市零細自営業における創業時も、同様な困難がつきまとっていた。

日雇労働者の家に生まれた⑭は、時計店奉公、見習を経て昭和6年に時計店を開業するが、「開業してまもなく不景気のどん底にぶちあたり、1日70～80銭の収入で暮らさなければならなかった」。8年、9年に子供があいついで出生し、「米を買うお金もないので、節約に節約を重ねた」。

以上のごとく、入植・創業時の社会・経済情勢は生業展開を規制したが、その中で養うべき家族のスケールとこれに対する働き手の数は家族生活をきびしく律するものであった。時には前掲事例Ⅳ（ケース①）にみたごとく、「口べらし」さえ行なわれた。また例えば、離農者⑮は、昭和10年代に小学校を終えるか終えない段階の女子を女中奉公に出している。そうした中で先にみたごとく、主幹労働力は労働過重を強いられた。また一人でも家族労働力をふやすことが「至上命令」であったから、学卒後の子供はもちろん、10才そこそこの子供でさえ労働にかり出された。

⑬は大正10年に大樹町 K 部落に入植し、のちに昭和8年に T 部落に移住してあらためて開墾に着手した。その時、12才、10才、7才、3才、0才の計5人の子供がおり、「入植まもなくのころは、ソバ、キビをまいても収穫がなく、テボウを食べてしのいだ。その後、主食はイナキビ、麦となったがこれも自給分しかとれず、米は盆と正月だけであった」。そうした中で長男は小学校在学中から農業を手伝った。「12才頃でもハローで1町歩もかけ、14貫目の荷をかつぐなど、労働苦はすごいものであった。6 Kmの道程を30Kgの麦をしょって精米所まで往復したこともある。」(⑬の長男)。

(2) 配偶者の病気・死亡

(1)でみた入植・創業、そして家族生活の形成過程において、配偶者の病気・死亡は、深刻な事態を生ぜしめる。すなわちそれは家族協業体の危機として、時には生業転換・解体に至らしめる場合さえある。先述の事例Ⅺ(ケース⑤, 離農者)においては、凶作時に夫を失った後、妻は、子供の手助けをうけながらも経営の縮小を余儀なくされている。こうした主幹労働力たる夫を失うことによる家族生活への影響は、次の事例にもみることができる。

⑭(S部落)は、昭和19年に夫に先立たれた。10才の長女を先頭に7人の子供がいた。「食うには食ったけれど貧乏して暮らした。第1子と2人で畑をおこして種をまいた。畑を欲しが人がいて、自分たち母子を追い出そうとする人さえいた」(妻)。それまで夫が経営の中心であり妻はそれに従ってきたのであるが、知らなかったことを覚えながらきりぬけてきた。やがて長女が婿をむかえて世代交替をとげた。

⑮(自営廃業)は、菓子屋職人を婿にとって菓子屋を継いだが、大正13年に6才、5才、3才の子供を残して夫に先立たれた。その後2～3年間、妻は女手で店をきりもりしてみたがうまくいかず、昭和1年に菓子屋であった現在の夫と再婚した。(夫も前妻と死別のため、再婚であった)。

このように、「家」の生業の主たる担い手を失った場合、家族協業体はただちに重大な困難に陥る。そしてその中でも妻がいまだ健康で働きざかりであり子供の手助けが得られる場合には、⑤、⑮のごとくかろうじて生業を維持することができた。しかしこれに対して、後継者がいないままに夫婦とも老令となっている場合や、あるいは残された妻が幼い子供をかかえている場合には、次の③、⑦のごとくに「家」の生業は解体されざるをえない。

⑥(離農者)は、昭和20年代の3年続きの冷害で土地30町のうち一部を手離したが、39年冷害でも大きな被害を受けたうえに、40年に夫(70才)が病気で倒れて入院してしまった。夫の医療費をまかなうために土地をすべて手離さざるをえなかった。それまでに6人の子供はすべて他出してしまっていたため医療保護を受け、そして夫が死亡した43年から生活保護を受給した。

⑦(自営廃業)は昭和21年に「便利屋」をしていた夫(45才)がかぜをこじらせて脳膜炎となって死亡。13才、9才、5才、1才の子供をかかえて妻は農家の出面取りに出たが、30年に無理がたたって体を悪くしてしまい生活保護を受給することになった。

同じく自営廃業の⑧も、昭和30年に夫がかぜをこじらせ、心臓が弱って死亡。妻は子供をおいて働きに出た。営林署や飯場の炊事の仕事であった。「それまで夫を頼っていたので苦労だったが、1日も休まずに働いた」(妻)。

上述の事例の場合は夫の病気・死亡のケースであるが、妻の病気・死亡は、農作業の担い手であるとともに家事・育児の主たる分担者を失わしめるものであった。それは次のような問題を惹起した。

②(S部落)は、夫が出稼ぎ(馬車追い)に力を入れているあいだに農作業が全面的に妻の負担としてかかり、それが原因で昭和12年に妻が肋膜炎で倒れた。6ヶ月入院。7才の長女をかしらに4才、2才、1才、0才の子供をかかえ、「子供は小さいし、一番つらい時期だった」(夫)。妻の姉に1年ほど四男(0才)をあづかってもらい、家に子守りをやとって夫は出稼ぎを続けた。農業は結局、中断せざるをえなかった。

また④(S部落)は、昭和30年から32年にかけて妻が肺癌で入院した。14才を先頭に4～5人の子供をかかえながら夫は農業を続けた。家のことは妻の親せき(④ S部落)が手助けしてくれた。32年に妻が手術後死亡し、33年に再婚した。

これまでみてきた配偶者の病気や死亡は、㉔の妻に明らかなごとく、結婚後の過重労働と何らかの関係があることは、推測にたたくない。その上、事例Ⅳ（ケース①）にみたごとく、子供の病気も家族協業体の中で生産と生活を営む人々にとって多くの困難をもたらしたのである。そうした中で㉔や㉔のように再婚によって生業を守るという対応もみられる。なお付言すれば、過重労働は現在の酪農民を襲っているところの問題であり、配偶者の病気・死亡によって即座に離農せざるをえないという危険性が常に存していると言えよう。

(3) 戦 争

日本資本主義社会の展開の中でもたらされた戦争は、国民生活にとってもいまだぬぐいきれない大きな影響をもたらした。開拓農家および都市零細自営業においては、戦争による影響は、まず何よりも主幹労働力の応召というかたちでもたらされた。この主幹労働力の応召が、家族協業体の枠内で維持されている経営にとって大きな打撃であったことは、言うまでもない。それは前掲の典型事例においても明らかである。すなわち、

事例Ⅰ（ケース⑩）は、長男の召集の折りに、残された家族の大黒柱として期待される次男が心臓病で入院。それによって一時期離農を余儀なくされた。長男の復員により帰農した後も経営の縮小、兼業化が不可避となった。事例Ⅱ（ケース⑥）や事例Ⅳ（ケース①）においては、夫の召集によって妻と幼子が残され、「子供はやせて今のベトナムと同じだった」と語る⑥の妻のごとくに、家族成員がかろうじて生命を維持することでせいっぱいという状況であった。また夫の召集から復員までの時期、すなわち主幹労働力の空白期が長かった①においては、戦後における経営再建に長期間を要し、結局は大規模酪農化への動きの中で在村離農者となった。

かように、主たる働き手が奪われたことによって、それまで築き上げた生業の縮小、あるいは生業基盤の荒廃が余儀なくされた。そればかりではない。事例Ⅱ（ケース⑦）は、一挙に2名（長男と次男）の応召者を出して労働力を失い、食糧にもこと欠く中で1カ月間に2つの幼い生命を病死させている。また次の㉔、②の場合は、夫と妻のいずれかが戦争を契機として健康を害することによって、戦後の経営再建期にもひびいていくという打撃をこうむっている。

㉔の夫が召集をうけた時、妻は幼い子供をかかえてどのように暮らしていこうかと非常に不安であった。夫は「犬や猫でも生きていけるんだからなんとかなるさ」と言って出征した。残された妻は、これまで経営の中心であった夫にかわって紳士服の仕立業を維持する努力をしてきた。ところが戦火が激しくなると仕立てるにも生地がなくなった。国民服の注文自体はあいついだから、帯広のビート会社に出かけて行って交渉し、ビートを入れる袋をわけてもらい、これを生地にして服を仕立ててきた。20年に夫の復員のしらせがはいり、傷痍軍人として旭川の病院に入院していることがわかった。子供を背負って旭川まで面会に行った。夫はアキレス腱が切れており何回も手術をしたがかたわらになってしまった。そこで昭和25年、紳士服仕立ての店を縮小し、雑貨屋を妻が中心となって開業した。27年ころには完全に雑貨屋一本に切りかえた。

またT部落の②の妻は、夫の兵役中（1年間）に仔馬2頭中1頭を売って留守家族の生計をまかなった。馬の売却にあたって、そのまま売れば100円程度の価値しかないところを、種馬に育て上げて2,000円で売った。そのために②の妻は朝の3時から夜の10時までこの馬にかかりきりであった。この戦中の苦労がたたって昭和22年に妻は結核で倒れた。②の妻は「戦中、親は米の一粒も口にせずに子供に食べさせてきた。戦争の苦しさは忘れられない」という。

しかし、戦争の爪跡は召集を受けた「家」にのみ刻まれたわけではない。召集のない農家は、次のごとく食糧供出に苦しめられた。

⑨（T部落）は、昭和12年ころまで供出、供出に追われて食糧・衣料の欠乏する中で「とにかく、やっと」働いて生きぬいてきた。「戦争はいやだ」（⑨の夫）。

⑧（T部落）は、昭和19年に豆20俵を強制的に供出させられたが、前年の収穫が19俵しかなかったので、残りの1俵はヤミで買いやつの思いで供出した。

㉔（離農者）は、夫が身障者であるために兵役は免除されたが、供出がきつかったし、終戦になってもし

ばらくはカボチャやイモばかり食べていた。「この時のつらさは二度とがまんできない」(㉔の夫)。

また農家ではない場合も、前掲事例Ⅴ(ケース㉔)が戦災のために家畜をすべて失ってしまっている。

また㉔(継続的雇用者)は、食糧難のさなかで、昭和15年に次女が大腸カタルで高熱を出して脳性麻痺になったうえ、昭和18年すぎに、ミルクを手に入れることができなかったために三女を死亡させてしまった。妻は「戦争だけは絶対にいやだ」と語っている。

以上のごとくに、太平洋戦争は生業基盤の崩壊、そして生命の破壊をも含む傷跡を、老人たちの生活史の上に刻印している。そして看過してはならないことは、上述の㉑および㉔が「戦争はいやだ」と痛恨をこめて語ること、戦後民主主義の基底をなす平和精神は、老人層の戦争体験という重い根っ子をもっているということである。

(4) 子供の自立・結婚

ところで、子供が幼年期を経て少年・小女期そして青年期をむかえる段階にはいると、子供自身の生業の獲得による自立化が始まる。かかる時期において親としての老人たちは、子供が確かな生業を得て安定した生涯を送れること、そして「まっとうな社会人」として成長することを願って子供の教育に力を注いできた。戦後においては高等教育が普及し、高校進学率、大学進学率が年を追って上昇してきた。われわれの前掲の事例においても、戦後期に少年・少女期をむかえた子弟の中で高卒者、大卒者などがめだってきていることにみられるごとく、高等教育の普及の波がおしよせてきていることは明らかである。

事例Ⅸ(ケース㉔)の場合、老人自身が上の学校に行きたくも果たしえなかった生活史をもっている。かかる背景のもとで、昭和12年に幕別から大樹に移動した理由のひとつは、「子供のために良い学校があるから」ということであった。しかも農業高校に進学して後継者へとむかう歩みつつあった長男に、「農業はあまりに苦勞が多いから、子供にやらせるのはどうか」(夫)と考えて大学進学を勧めた。長男は現在、D電気工業の課長にまで「出世」している。老人夫婦にとってはこの長男が「誇り」であり、老後の支えである。

かようにして㉔は、親である老人自ら家業の後継よりもむしろ、子供によりよいと思われる生活を選択しよう大学進学をとげさせている。そこに、自らの生活史的体験をふまえた価値判断が働いていることに注意しなければならない。「学歴社会」の基底には、かかる人々の生活史にもとづく価値志向が潜んでいると言えよう。しかし、子弟の教育水準が高まれば高まるほど、その学費等の仕送り分の捻出が大きな負担となる。

前掲事例Ⅺ(ケース㉔)にみたごとく、夫の死亡・長男の離農といった事態の中で「牛を1頭ずつ売りながら」も子供を育てあげてきた㉔は、末子の大学・大学院進学を誇りとしている。

㉔(S部落)は、結婚後生活が苦しくなった時期として、昭和40年以降の時期を挙げている。長女が36年、長男が40年、次男が43年、次女が46年に次々に高校進学をとげており、このうち次男は46年に室工大に進学している。したがって40年代は成長した子供を労働力としてあてにすることができないうえに、学費も捻出せねばならなかった。しかも現在、搾乳牛30頭、育成牛20頭という規模で酪農経営を行なっている㉔にとっては、この40年代は機械・設備をととのえる時期でもあった。したがって「出費が多く、そのために冬期間は山仕事や道路工事にでてきりぬけなければならなかったが、子供を一人前にするためにがんばった。子供の希望どおり進学させたことが自分の誇りだ」(夫)。

また㉔(自営業)は末子(四男)が大学に進学する時期が「一番稼がねばならなかった」(夫)としている。末子は32年に信州大学に進学しており、その時には上の子供たちは高卒ですでに他出していた。

こうした子供の高校・大学進学に伴う家族労働力の不足、教育費捻出の苦勞は、彼ら老人たちにとってはいささかも犠牲としてはうけとめられておらず、むしろ誇りとされていることが看過されてはならない。しかも、かような自らの苦勞をいとうことなく、自己の体験にうらづけられた価値志向から子供のよりよい未来を願う姿は、高等教育を子供に与えられなかった老人たちにおいても共通に

看取される。

たとえば㉔（S 部落）は、貧しさゆえに子供を小卒ないし中卒で他出させざるをえず、現在、75才の夫と67才の妻との二人暮らしである。「自分の土地を売ってまで市街に出たくない」（夫）から老夫婦で細々と農業を営んでいるが、他出している子供に帰ってきてほしいとは必ずしも考えていない。むしろ「自分らは苦しい生活をしてきたが、子供には楽に暮らしてほしい」（妻）からである。

また前掲事例Ⅷ（ケース㉔）においても、学歴がないために辛苦をなめつくした自己の体験から、「無理しても子供には教育はすべきだ」という信念をもっていた。長男は29年冷害にぶつかったために中学校までしか出せなかったが、生活保護を受給しながらも長女を高校に進学させ、看護婦として自立させている。

(5) 老後生活

さて、かかる努力の中で子供たちを育てあげ、そして子供の自立化が始まるころには老人たちは、今度は自身の老後生活を考えなければならない時期が訪れてくる。老後生活は子供の動向、特に後継者問題と不可分であるがこれについての詳しい分析は第9章にゆずる。ここではこれまでとらえてきた老人たちの生活史とのかかわりにおいて、次世代との諸関係の中における老後生活の問題をとり上げる。老人諸個人は、自ら生きぬいてきた生活史にうらうちされた信念、教訓を、次世代に継承したいと考えている。しかし世代間の意志疎通が充分にはかられないところに、老人の現在の精神的苦痛が存在する。その最も集中的な表現としての嫁一姑問題は、現在D類型を構成する家族がかかえているところのものである。この点は、前節の典型事例Ⅴ（ケース㉔）においてもみられたが、それ以外にも次のごとく問題が拡がっている。

㉔（S 部落）の長男は昭和32年に嫁とりをし、現在老人夫婦と後継者夫婦の他に後継者の長男（20才）次男（19才）、長女（17才）の計7人家族である。後継者の長男もすでに農業に専念しており、78才の老夫婦は経営から完全に退いている。㉔の妻（後継者の母）は「自分たちの若い頃は、畑仕事ひとすじに言うに言われぬ苦労の末に生活してきたものだが、今の若い人は、やれ機械だの仕事がきついのとあまり苦労をしたがらない。もっと自分の手を汚して働いてもらいたい。また昔は、嫁にとって姑の言うことは絶対的なものであったが、今は嫁はとやかく文句を言い、あまり言うことを聞こうとしない。時代が時代だからこんなものかとも思うが、もっと年寄りを大事にしてほしい。年寄りの言うこともけっこう参考になると思うが……」と語っている。これに対し後継者の妻は、「じいさん、ばあさんは何でもあれこれと口を出しすぎる。思っていることをがまんしないで、小さいことでもとやかく言うので家庭内の和がはかれない」とし、後継者自身も「わがままのしたいほうで、心におさえておくことがない」と老人世代を批判している。

また㉔（S 部落）の長男は昭和30年に結婚して、14才の子供がいる。㉔の妻は、自分自身が結婚後の苦しい時期を、「何でも働いて働いてかせいできたので、かせげばなんとかなる」という確信をもっている。そうした㉔の妻からみれば後継者夫婦のやり方に対し「若い者は何もしないで金を使って楽をしようとするが、機械をもてばそれだけ残る金が少なくなる」との不満をもたざるをえない。そうした妻（母）に対して後継者の嫁は、「姑が自分のやることなすことに文句を言い、いじめて泣かされた」と語っており、後継者も「若い者のやったことはきちんと認めて、口をはさまないでほしい。自分らがこれほど苦労してきているのに、土地の名儀がまだ母になっており、いくつになっても心をやすめられることがない」と述べている。

㉔（T 部落）は、長男が38年に嫁とりをしてすでに3人の子供（11才、7才、5才）をもうけているが㉔の妻（後継者の母）は、「昔は嫁が姑につかえたが、今は姑が嫁につかえなければならない。今の嫁は姑につかえているつもりになっていても、実際の行動ではそうとは思えない。二代・三代が同居している家庭では摩擦がある。このあとどう変わっていくのだろうか」と行く末を憂えている。

また㉔（自営業）は、四男が40年に嫁とりをして8才、4才の2人の子供をもうけているが、㉔の妻（後継者の母）は、「今の子は親の言うことを聞かないし親を大切にする気持ちがない。財産さえもらえば、あとはどうでもいいといった態度をとる」とさへ述べている。

以上のごとく、現在D類型の農業および都市自営業の家では、嫁一姑問題に端的に表われている世代間の齟齬が潜伏している。それは先述の㉔にみるごとく、老人が自らの生活体験にもとづく生活

倫理を次世代に伝えたいとする行為が、若い世代に受け入れられないことにも一因がある。つまり嫁一姑問題、世代間の齟齬は、老人たちの生活史的体験を密接不可分の問題であると言えよう。すなわち「姑」となった老人たちは農家や自営業の嫁として、家事・育児の他に家業にも従事し身を粉にして働き通してきた。まさに「農家の女と言えば馬や牛と同じで、ただ働くばかり」（②の妻）であり、家に女手がひとつなので「腹が大きくても働き、出産しても翌日からは自分で子供の世話や洗濯をしてきた」（⑦）。そして「子供をおぶって馬を使ったこともあった」（⑩）。そこから「私らのころは子供をおぶって草取りをしたものだが、長男の嫁はいい体をしているくせに、子供をおぶることもしない」という不満が生まれるのである。また老人たちにとってみれば、戦後世代の新しい合理的なものの考え方を理解できず、むしろ創業時や戦争時等々における苦労というものを知らない若い世代のやり方、生き方に「危惧」をおぼえざるをえない。ことに30年代後半以降の酪農民における、負債をかかえての経営の大規模化というあり方は、老人たちのとり行なってきた経営に対する考え方にはなじまないものであり、先述の②および⑩のごとき若い世代に対する批判的見解が生まれてくる。このような中で後継者の結婚後も家産をひき渡さなかったことから世代間の関係が悪化した前掲事例Ⅴ（ケース⑧）のごときケースもみられるが、世代間の齟齬のもっとも悲惨な事例は、次の⑨である。

⑨（S部落）は、昭和24年に長男が死亡したのち、四男が26年に家にもどり27年に嫁とりをし、後継者として定着した。後継者夫婦のあいだには19才と13才の2人の子供がいる。昭和43年に⑨の妻（後継者の母）が盲腸手術をして6ヶ月入院して以来、家族との折り合いが悪くなった。後継者の母は、「本人には覚えがないが、若い頃、四男の嫁をいじめたということが嫁のうらみとなって、入院以来ひどい扱いをうけている。話しかけてもだれも返事をしてくれず、見離されていて一人でごはんを食べている」と言う。後継者の嫁からみると「盲腸で入院を勧めたがこれをいやがり、富山の薬を飲んでいて。そのため病状が悪化して入院が長期化した。退院後『私なんて死ねばよかったと思っているんでしょ。もういつでも死んでやるから』と言ってみんなを困らせた」と言う。現在、後継者の母は、その夫以外の話し相手を家族の中にもっておらず、ひとりで野菜をとってきて雑炊をたいて食事をしている。

こうした世代間の齟齬から家族解体に至ったケースさえある。まず若夫婦が他出していったケースは次のごとくである。

⑩（S部落）は、長男が嫁とりを行ってからまもなくして離農した。（昭和35年）それは長男が「郵便局の娘にいかれてしまい、嫁が息子に『財産がほしい』と言わせた。しかし名義をがんとして変えなかったの、気に入らんと夫婦出ていってしまった。大ショックだった」（夫、妻）。今は老夫婦でかろうじて農業を行っているが、いずれ体が動けなくなったら長男のところへ行くしかないとしている。（B類型）。

もちろんこのケースにおける後継者夫婦の他出は、世代間の断絶による家族関係のまずさのみに起因するのではない。その背後には凶作や大規模酪農専業化にともなう生産・労働一生活過程における矛盾が存していると考えなければならない。しかしそうした矛盾の一触即発の引き金をこの問題は含んでいる。

こうした家族不和から家族解体が生じた場合、老人層の老後問題は深刻である。

⑪（離農者、老人アパート）は、嫁とりをした長男が独断で39年の凶作の折りの借金のかたに、土地・牛を農協にとられ自分たちはさっさと離農して帯広に行ってしまった。したがって40年に⑪夫婦も離農した。現在、老人アパートにいますが、75才の夫はねたきりである。妻は「頼りになるような嫁さんはいない。子供は大きくなると親に口ごたえするようになってさけない。長男夫婦は不人情であるし、長女に『養老院にでも行くしかない』と言われる。あんなところに行くくらいなら、馬小屋にでもいって一息に死んでしまいたい。もしひとり身になってもここから動きたくない」と述べている。（A類型）。

さて次に、老夫婦自身が他出てきたケースをみよう。ケース⑭は前掲事例Ⅹ（ケース⑬）とほぼ同様である。

㉔（離農者，老人アパート）は，長男の嫁が死亡したのち，後妻が先妻の子をいじめるので怒って，孫を連れて家を出た（昭和42年）。市街地で暮らしていたが，孫も巣立ったので47年に老人アパートにはいった。48年に夫が中風で死亡したため，E類型となった。㉔は体が動かなくなったら長男以外の子供のところへ行きたいとしている。

㉕（自営廃業）は，長男が高卒後他出してしまっていたが，夫婦とも60才を過ぎてしまったので長男に後継の話をもちかけた。すると長男（49年にすでに結婚していた）は，同居するなら店をつく気はないと言った。悩んだ末あきらめて末子の四女をとまって別居し，長男夫婦が菓子屋を経営することになった。まだ名義だけは渡していないが，「自分たちの先はどうなるのだろうか」と不安である。夫婦のどちらもまだ健康であるが，年とって動けなくなったら老人ホームにでも行くしかないのではないかと考えている。夫は「息子が成長すれば息子に従うよりほかない」としている。

この㉕は，㉓や，㉔とは若干異なっており，「家」の生業の存続を願って家族解体に甘んじたケースである。㉕の妻自身，「3人の子供がいた今の夫と結婚し，いっぺんに3人の子持ちになった。経営もはじめてだし，歌舞伎や芝居や勝負ごとが好きでやかましい舅にもつかえねばならず，気苦労がたえなかった。朝起きると子供をおぶったまま炊事・洗濯をした。はじめての里帰りの時，親に『いつつとまらなくなって逃げてくるが，今日か明日かと心配でならない』』と言われたほどである」という生活史をもっている。こうして老人たちはひとつひとつの苦労をのりこえて生業を發展させ「家」を支えてきたにもかかわらず，今度は家族解体によって老後の不安がのしかかっている。こうしたなんらかの家庭内の不和がきっかけとなって，現実に家族解体が生じたケースにおいては，㉔，㉓，㉕や㉗，㉗に明らかなように老後もただちに子供を頼るわけにはいかず，孤立化を深めているとみられる。

かように，家族解体へと至る危機を内包している世代間の齟齬は，世代間のスムーズな生業継承を不可欠とする家族協業体にとっては，「家」の解体へと至る危機をさえはらんでいるのである。現にそれがひき金となって離農した事例もあり，D類型のいくつかのケースにおいてもその問題は一触即発の感がある。かかる齟齬の原因は，労苦に満ちた生活の中から築き上げてきた生業基盤および自らの体験に密着した老人の価値観と，凶作や大規模化の矛盾に日々直面している若い世代との意志疎通のあり方に求めることもできる。しかしより根底的には，われわれが本報告書第15号でみたごとく，若い夫婦のぎりぎりにまで追いつめられた生活時間，休息・余暇・社会的生活を行ないうる余裕の無さが，その背後に厳然と存していることを看過してはならない。問題の根源は単なる意識の次元をこえている。そこから，たとえば㉔（T部落）の姑が語るごとく，「もっと嫁をひまにしてやりたい」という，かつての姑一嫁の「対立」をこえた言葉も出てくるのである。また㉕（T部落）が語るごとく，「自分と息子の経営に対する考え方を一致させる」こと，つまり家父長制的生産構造ではない，二世代夫婦家族内の意志決定・役割分担の構造が，形成されてきている。（この点，詳しくは第8章参照）。

もっとも，こうした酪農先進地帯のT部落に対して，目下，大規模化の過程を歩みはじめたS部落の，とりわけ農業放棄者や，また市街地自営業層の中には，まだT部落のごとき矛盾が顕在化しない中で，事例㉑にみたように嫁一姑問題はいわば「古典的」なかたちで発現している。

㉑（自営業，D類型）は，「自分の古い体験は言わないほうがいい。時代がかわっているのだから若い人にまかせる」（夫）とし，㉒（S部落，D類型）も，「20才すぎたら息子にとにかく言うのでは，息子もおもしろくないだろう。そして摩擦が生じ，ひいては破綻する。だからすべて息子に任せて，息子自身に苦労を一から味あわせるべきだ」（夫）

というかたちで，対立を避けているケースも出てくる。

これに対して自営解体層としての老人たちは，何よりも老後の不安におびやかされている。そしてその多くが家族解体という苦い体験を有しており，自らの生活体験からの信念を重んずるほど

孤立化を深めているという事態も生じてきている。

以上のごとくみてくるならば、老人諸個人の老後の生活にとっては、その経済的な保証の有無が第一の不可欠の前提であることは言うまでもないが、そのみならず、次世代との意志疎通が円滑に行なわれうる諸関係の中で老後生活を送りうるか否か、という要素を無視することはできない。多年にわたり種々の諸困難を克服しつつ生きぬいてきた老人は、その獲得せる価値観、生活倫理が若い世代に確かに継承され発展させられていくことを願いつつ、老後生活を送っていることは確かである。しかし、自営解体層にしろ、大規模酪農経営や人口減の中で「競争」相手の多くなった市街地自営業者層にしろ、そうした老人の願いがなかなか実現しえないところに、過渡的社会における過渡的な家族のあり方、そして老人問題の過渡的な性格がある。

第2項 老人諸個人の生活史における転期

これまで、入植・創業から結婚、子育て子供の独立、そして現在の老後生活にまで至る老人諸個人の生活史を把握してきたが、最後に老人自身は自らの生活史をどのようにとらえ評価しているのかという視角から、彼らの生活の営為を貫ぬく論理を把握してみよう。かかる視角から照射した場合には彼らの生活史は、いかなる重みをもったものとして浮かび上がってくるであろうか。表3-27は、老人自身からなる彼らの生活史の転期の把握を示したものである。この生活史の転期は、老人たち自身の目を通してとりおさえられた、いわば彼らの生活史の総括としての意味をもっている。表3-27によれば、彼らが転期として挙げている項目においては、家族生活とかかわっているものが圧倒的に多い。そして社会的な生活にかかわる項目は、戦争を除いてはほとんど皆無に近いという特徴がみられる。家族生活とかかわる生活史の諸契機は、第一に親からの自立、第二に家族形成、第三に後継者問題として大きく区分けすることが可能である。以下でこれらの諸契機の内実を深めることによって、彼らの生活史のもつ内在論理を抽出していこう。

まず、生活の転期を画する第一の契機であるところの、出生家族からの老人諸個人の自立の問題からみていこう。この自立は当然にも、自らの職業・生業獲得によるものであるが、いかなる自立をなしとげ得るかは、出生家族における生活諸条件に規定されている。「子供時代の生活苦」を転期として挙げている二事例は以下のごとくである。

すなわち前掲事例X（ケース㉔）（幼小時における両親との死別、そして他家へもらわれたことによって、小学校にもろくに行かずに子守りなど「使われるだけ使われ」、「文字も読めない」）にみるごとく、少年・少女期の生活条件が、文盲、したがって「人の中に出たくない」という消極的性格形成にさえひびいていっている。

男子の場合はより顕著である。㉕（雇用者）は、雇用者家族（朝鮮の模範工場）の長男として出生し、旧制中学にまで進学するが、父の罹病・失職に伴って一家で渡道・入植するために中学校を中退せねばならなかった。その後彼は、雇用者として転々と各地を移動し、転職をとげるという人生を送ってきたが、「せめて旧制中学を出ていれば自分の人生は変わっていただろう。大学にもいきたかった」としている。

このように、出生家族の生活状態は老人諸個人の学歴、初職、そしてその後の生活史を大きく制約するものであったことは明らかである。だからこそ、とりわけ男子にとって「新天地を求めて」の渡道・入植へかけた夢、そして実習場を介して自己の土地を獲得したことは、出生家族からの制約を抜け出て自己の生業を獲得するという意味において、生活史の第一の転期をなしていると言えることができる。

第二の契機は、結婚による家族の形成と入植・創業に伴う生業・労働生活の展開である。彼らにとって結婚は、次のような意味をもっていた。

㉖（自営業）の夫は、丁稚奉公ののちに結婚・開業にこぎつけたが、そのことによって「独立してかまどをもったことから、一人前になったというはりを得た」。また結婚と入植が一致する㉗（S部落）の夫は、

表 3 - 27 老人諸個人の生活史の転期 (M. A.)

		親 からの 自 立				家 族 形 成					後 継 者 問 題				戦 争			社 会 的 動 作	な し
		子供時 代の生 活	親から の自立	渡道・ 道内移 住	実習場・ 晩成社	開 拓	結 婚	子育て ・子供 の教育	本人・ 家族の 罹 病	配偶者 ・親との 死・離別	後継者の 確 保	後継者の 他 出	離農・ま たは自 営業	隠 居	兵役体験	戦争によ る生業転 換	戦中から戦 後にかけて の生活苦		
男	S 部 落	19		19 22 30	29	19	24 29	17 22 26	23 29 30	24		26	21		23	34	17 29		18 25
	T 部 落		12	3 9 14	1 2 3 6 8	3 10 12	7 11				5 6 9	7					4 5 6 7 11	12	
	自 営 業			41			43	40	39	38 39 46				39			45		42
	離 農 者	78		15 53		69			61	78		69	60 73		66	52	66 13		49
	自 営 廃 業	58	68																
子	経 歴 的 的 者			67			64	51							47		64 72		
女	S 部 落	17				19	17 32 33	27	18 19 27	15	1		17 20				33		
	T 部 落					9	8 10	1			12	6 7		9			8 9 10		13 14
	自 営 業	40		38			35 40	41									35 36		43 44
	離 農 者	73	69			54	54	62 41	76	65		69 71 76	54 62				74		70
	自 営 廃 業						59	50	56	55 57 59 68	48						50 68		
	子	経 歴 的 的 者						77			77								

※ 但し、不明を除く

「自分の土地をもったので、目的ができた。それ以前に住み込みで機織りの仕事をしていた時は、自分で食べるだけでせいっぱいだったが、自分の手で自分と家族との生活を築くことの苦しみと楽しさを知ることができた」として、結婚＝入植という転期の意義づけをしている。男子よりも結婚を転期として挙げる人々が多い女子の場合においても、この点は同様である。彼女たちにとってのひとつのエポックとしての結婚は、次のごとき意味をもつ。③（S部落）の妻は秋田県の零細な農家に生まれ、学校に行かず「百姓や出面取りをした。たまにはモッコかつぎに出て、男みたいに働いた」という少女期を過ごしている。結婚と同時に渡道・入植後は山の伐採という労働にたずさわっている。このように、結婚前もそののちも激しい労働生活を営むという点においては変化はないわけであるが、「結婚」を転期として挙げている彼女にとっては、独立したかまどをもって夫と力を合わせて家族生活を展開していくという意味において、結婚が重要なエポックとして把握されていると言えよう。②（S部落）の妻も、「主婦として農作業にたずさわったこと」を結婚を転期とする意義として述べている。

以上のごとく、老人諸個人にとって結婚、入植は、自らの手で自らの家族生活を形成し、切り拓く第一歩であった。入植期以降の労働と生活は第一項ですでにみたごとく、辛苦に満ち満ちたものであったが、彼らは生活上の諸困難に「開拓精神でたちむかい」（③の夫）、「一貫してわき目もふらずに」（⑦の夫）それをのりこえてきたのであった。子供の出生は前述のごとく妻の手を開墾作業から半ば奪い、生活苦に拍車をかけた。そして次々と生まれる子供を養い育てるために開墾の一時中断を余儀なくされる場合さえあったが、彼らにとっては子育てこそが生活の重要な目的のひとつであっ

生活の転期が「特にない」とする③（T部落）の妻は、「子供を大きくするために夢中で働いてきた。子供が支えだった」と語っている。また⑦（S部落）の妻は10人の子供をもうけるが、子沢山による生活苦から「末子がお腹にできた時は、真剣になって子供をおろすことを考えたこともあった。今になって思うと、おろさずにりっぱに生んで育ててよかったと思う」と語っている。

かように彼らにとっての生活史とはまさに、結婚に始まる家族生活の形成・発展とこれを支える生業・労働の展開過程それ自体であった。生活上の喜びも悲しみもそして苦しみも、家族を中心とした生産・労働－生活過程の中にこそあったと言える。

自然との格闘を経て家族生活の基礎を形成し固めつつあった彼らにとって、戦争ははかりしれないほどの重みをもつてのしかかってきた。戦中－戦後期における生活状態は第1項で述べた通りであるが、ここで注意しなければならないことは、表3－27に明らかなごとく、生活史の転期として「戦争」が最も多く挙げられているという事実である。彼らは入植期の生活苦に対して家族の力を合わせてのりこえてきたし、またその中に「自らの生活を築き上げるというはり」を感じて生いていたが、戦争によってもたらされた生活苦はかかる老人諸個人と家族の努力をはるかに超えるものであった。彼らにとって戦中・戦後期になし得たことは、かろうじて生命を防衛することのみであった。そしてその中で一步一步築き上げてきた生業基盤は荒廃させられ、そして多数の生命が奪われていった。日本資本主義の展開過程でもたらされた戦争は、老人諸個人の生活維持・発展の論理とは無縁のものであったが、戦争は有無を言わず彼らをまきこみ、彼らの家族生活を直撃したのである。戦争を生活の転期として挙げる人々の多くは、「戦争は絶対にいやだ」（⑩の妻）、「戦争やけんかはしないことだ」（⑭の夫）と明言している。こうした彼らの意識は反戦思想と呼ぶにはあまりに素朴ではあるが、彼らが受けた手痛い経験によって体得したものであることを看過してはならない。

ところで彼らは戦争によって強烈な打撃をこうむるが、戦後には再び家族生活の発展にとり組んでいる。

⑤（T部落）は「入植期に夜も昼も泣くぐらい働き」、土地を40町買いそろえ、馬4頭、牛6頭も順調に育てきた。その矢先に夫は召集をうけて、1年半家をあげなければならなかった。復員してみると「馬1頭、牛1頭しか残っておらず、すっかりふり出しにもどってしまっていた。自分にとっては精神的にも経済的にも一番の苦労がこの時から始まった」（夫）。しかし、そうした中で⑤は戦後期の経営の再建にいどんでいくが、「軍隊で食うや食わずの生活の中で、どんな苦労にも耐えられると感じた」ことが、そのエネ

ルギーを支えていた。

かよな⑤にみるごとく老人たちは、常にいかなる困難に遭遇した時にも、家族生活の維持・発展のためにそれらにたちむかっていく姿勢を確保してきていると言える。それは何よりも、家族生活の維持・発展の営みが、常に彼らに前に進むことを要請していたことを意味する。換言すれば人々の家族生活の維持・発展の営為を支える論理が、不可逆的でかつ前進的なものであることを示していると言えよう。それは夫の病気・死亡に直面した⑤⑥, ⑤⑦, ⑤⑧(すべて自営業者)において、「夫にすべて頼っていた」(⑤⑧)妻と子供の生活は困窮を強いられるがその中で、妻が賃労働者化し「寝るまもなく働いて」(⑤⑧)子供を育てあげてきたという事実からも明らかである。われわれはこうした前進的な歩みの節々において、前述の⑤に端的にみられるごとき姿勢、すなわち困難を糧としながら家族生活の維持・防衛そして発展へと進邁してきた姿を看取することができる。さきに嫁一姑問題とかかわって論じた彼らの有する価値志向、信念、生活倫理は、かかる過程で形成されたものであると言えよう。

さて最後に第四の契機としての後継者問題に触れよう。家族協業体の存続・発展にとっては、スムーズな世代交替が不可欠である。家族生活と生業をこれまで述べてきたような論理に立脚して築き上げてきた老人諸個人にとって、次世代による生業の継承そして発展がなされることが最大の喜びである。この意味において、後継者の確定が彼らの生活の転期となるのは当然である。その一端は以下の事例で明らかである。

⑤(T部落)の先は、29・30年冷害を経た翌年に長男が高校を終え家業に従事し始めたことを、戦争に次ぐ第二の生活の転期としている。「息子とも意見も一致し家畜も順調で、将来の見通しがつけられるようになって安心した。そして37年には大規模酪農事業化へと踏み切っていた。

また⑨(T部落)も昭和30年代の後半に、「酪農でいくか、それとも豆作を続けるか。酪農に転換した場合に息子が果たして後継してくれるだろうか……と幾晩もねないで考えた」末、酪農への転換を決断し、長男がこれに合意したことを転期のひとつとして挙げている。

後継者の他出は、これとは逆の意味で彼らの生活史の大きなエポックとなる。

⑨(離農者)は、生活の転期の第一として、昭和5年の渡道と入植を挙げている。「農家が好きだし、開墾すれば10町ももらえるということでがんばった」(夫)のである。また妻も「はじめて家を出て自分たちでかせぐことにはりと喜びを感じた」。その第二は嫁とりをした長男が、45年に離農したことから、本人夫婦も離農を余儀なくされたことである。自分の土地を手離すにあたって夫は、「力がぬけて泣きの涙だった。なんとも言いようがなかった」という。妻にとってもこのことは「大ショック」だった。

この⑨からは次のことが指摘できる。すなわち後継者の他出によって老人たちのうけた「大ショック」は、単に彼らの老後生活が経済的に不安定化することのみによるのではない。言わば彼らの生のかかしとして累々と築いてきた生業それ自体が、次世代によって発展させられることなく途絶することに対する、精神的苦痛という側面を見逃してはならないと思われる。ここに彼らにとっての後継者問題の内在的意味が存する。

ところで老人たちの中には表3-27にみるごとく、生活史の転期は「特にない」とする人々がいるが、そこにはいかなる意味がこめられているのであろうか。

さきにも述べたが、⑬(T部落)の妻は、「子供を大きくするために夢中で働いてきた」だけであるから転期はないとしている。⑭(自営業)の夫は「平凡になるにまかせてやってきているから、特にない」とし、また⑮(自営業)の妻も「平々凡々に暮らしてきたから、特にない」と言う。

かかる事例は、諸困難にたちむかいつつ家族生活を築き上げることが彼らにとってみれば、「平凡な」、ごく当然のこととして受けとめられていることを示している。老人諸個人においては、家族生活の維持・発展の累々とした営みこそが彼らの歩んできた生活史の内実であり、彼らの喜びも苦痛も家族生活から発しそして家族生活へと帰っていくものであった。そこにおいては戦争を除いては、

社会的・政治的諸事象・諸事件と彼らの生活との関連はきわめて稀薄である。すなわち昭和22年に農業会理事となりその後農協の活動を開始し農協組合長、そして町議として社会的に活躍してきた⑫（T部 落）においては、社会的生活・諸活動を生活の転期として挙げている老人は一人もいない。⑬ほどの社会的な活躍を経験しえた人はまれであるとしても、彼らの家族生活が真空の中で営まれたものではない以上、老人諸個人は社会的生活を不断に営んできたはずである。現に彼らは農民組織、同業組合等の種々の生活防衛をめざす諸集団、諸組織ともかかわりを有している。われわれの炭鉱労働者調査によれば、56名中6名までが「組合活動・長期ストライキ」や「団体生活」といった社会的諸活動を、生活の転期として挙げていた。（小林甫ほか「炭鉱労働者の生活史分析に関する一考察」北大教育学部紀要、第27号、1976参照）。このことは、老人諸個人をとりまいていた生活防衛諸組織が彼らの生活にとって意味あるものとしてはそれほど機能していなかったということを示している。と同時にそれは、日々の労働と生活に追われることによって、彼らの社会生活的体験がきわめて狭小な世界の中にあったことを物語っていると思われる。そうした中でも彼らは生活の節々における、家族生活上の諸困難にひとつひとつ対応してくることを通じて、その生活史にうらうちされた生活倫理、価値志向性を培ってきている。

最後にこれまでの生活史の考察を、「家」の解体とのかかわりにおいてまとめてみよう。老人諸個人の主体的営為のレベルまでおりて分析した場合に、老人諸個人の生活史の内実とはまさに、家族生活の維持・発展とその基礎としての生業の積み上げとして把握することができる。しかし彼らの多大な努力と苦勞の積み重ねに支えられての家族生活の展開は、即、生業の発展に結びつくとは限らないことを看過することはできない。彼らは社会的経済的諸条件にかたく規定され、戦争に端的にあらわされているごとき家族の外部からもちこまれるインパクトを、家族の内的諸条件において受けとめその範囲内で克服してきた。日本資本主義社会の展開と歩みを伴にしている家族生活の営みは、家族の「外的」条件と「内的」条件との絡み合いの中でその節々に刻印を受けていると言える。かかる意味において、生業の維持・発展は、個人の恣意によるところのものではないことは当然である。家族生活の維持のための不可欠の第一の前提である「食うこと」それ自体が、老人諸個人の不断の前進的な努力を要請し、そしてこの主体的な前進的営為に支えられて生業の積み上げがなされていく。しかし、そうした積み上げが「単線的」に生業の発展的展開を可能とするものではない。とりわけ、いわゆる「高度経済成長」期の農業生産構造の変動は、大樹町においても地域産業構造変動——それは当然にも日本資本主義によって煮起されたものである——をひきおこし、大樹町では大規模酪農専業化の形成というかたちをとってたちあらわれた。地域社会の保有せる生産諸力のまさに「革命的」とでも言うべき累重とそれに伴う「社会的淘汰」の激増に対して、個々の「家」はその世代的発展のあり様と家産蓄積の多寡に応じながら、「家」としての対応を迫られたのであった。

そうした中で、家族協業体における生業基盤の一定の蓄積と各成員の合意が形成された「家」においては、酪農民にしばって述べれば、家族類型D型への移行と酪農大規模化とが推進されえた。しかし、大規模化に対応しえなかった「家」、そしてまたひとたび大規模化に踏み切ったとしても家族成員の意志疎通が首尾よくはかれなかった「家」は、従来の生業基盤の放棄・転業・転職と家族解体とが煮起している。都市零細自営業においても、基本的にこれと同様なことが言える。かように、地域社会構造変動下の老人層の家族生活史は、生業展開に規定されながら、家族類型上の変容をも結果したのであった。すでに述べたごとく、われわれの事例において離農者と自営業業者とが多数存在しているという事実は、「家」の解体、そして家族の解体をもたらす牽引力が地域社会変動下で強く働いていることを意味している。それは、老人諸個人の家族生活と労働の積み重ねが、家族協業体の枠内でとり行なわれざるをえなかったということと深い関係があると言うことができよう。

第4章 老人生活と大樹町の老人施策

小 序

大樹町の老人対策は、すでにみた地域社会の産業・社会構造の変化の中で、とりわけ昭和38年の老人福祉法制定以後に活発化し、現在では道内において最も先進的な自治体の一つとなっている。町の老人施策の画期をなすものは、第一に昭和42年の特別養護老人ホームの設立であり、第二に47年の「老人と母子の家」に隣接してつくられた「老人アパート」の建設である。いわゆるソフトの側面では、前者の時期には老人クラブの全町的設立と社会福祉協議会の活動が対応し、後者の段階では老人学級→老人大学（ことぶき大学）が位置づく。

しかし、ここで注意しなければならないことは、序章でも指摘したことであるが、大樹町の老人施策の展開と産業政策との関連である。すなわち、町の老人施策が活発化する30年代後半は、29—31年冷害後に北方農業確立の要として酪農の本格的導入が試行された時期にあたり、特養ホームが設立された42年は同時に大規模酪農専業化への町をあげての大転換の年であった。そうして47年の老人アパート建設、48年の老人学級開設は、大規模酪農専業化過程のもとで「社会的淘汰」された「家」が全町的に累積された中でなされたものである。

このようにみると、少なくとも結果的には、町の老人施策は産業政策の転換——大規模酪農専業化への転換がもたらすであろう諸帰結の一つとしての離農者の累増という事態をみこしていたようにもみえる。しかし現実には、産業政策は「家」を単位とする家族協業体ごとの大規模酪農専業化の推進として遂行され、その結果としての農家数の「適性規模化」はむしろ当然のこととされた。しかも、「高度経済成長」が持続されているもとでは、離農者対策自体も抜本的には考慮されてはいない。

こうした産業政策の転換は、必然的に家産蓄積の少ない「家」、後継者との協働をなしえなかった「家」を社会的に「淘汰」した。そうして、市街地への老人の集積とともに、全町的に独居老人；ねたきり老人問題を惹起させ、そこに特養ホームや老人アパートの設立が現実的意味をもって登場したのである。つまり、町の老人施策は民生福祉の向上という発想によってなされたのであるが、事実上、産業政策の転換がもたらした諸結果の事後処理という役割を果たしているのである。したがって、大樹町の老人福祉の一定の水準は、大規模酪農専業化過程における「家」解体の激しさを示すものであり、それへの対応策であったといえよう。

以下、本章では、老人福祉法制定前後における町の老人対策の諸前提（第1節）をみた上で、老人施策の展開過程をいわゆるハードな側面（第2節）とソフトな側面（第3節）にわけて考察し、その成果と今後の課題を検討する。

第1節 老人福祉法制定と町老人対策の前提

昭和38年に制定された老人福祉法は、我国の老人福祉対策に一つの画期をもたらしたものである。そこでは、老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、老後の健全で安らかな生活が保障されるべきこと、同時に、老人自身が心身の健康を保持しつつ、その知識と経験を社会的に役立たせること、そして老人の希望と能力に応じた就労又は社会的活動参加の機会が与えられることが、その「基本的理念」であった。

かかる基本的理念にもとづき、(1)健康診査、(2)老人ホームへの収容など、(3)老人家庭奉仕員の派遣、(4)老人クラブ助成、(5)老人福祉施設整備に対する補助、(6)軽費老人ホームに対する補助等の諸事業が具体化された。さらに同法制定以後も年をおって施策はきめこまかになり、老人医療費などの面も改善されてきてはいる。

人口1万たらずの過疎町である大樹町の老人対策は、かかる国の施策の進展の中で展開されてきたものである。同時に大樹町では、老人対策がそれだけで孤立して追求されてきたのではなく、少なくとも過疎地域の振興対策、とりわけ町及び各地区ごとの何らかの形でのコミュニティ・センター建設を軸とする生活環境の整備と結びつけて考えられてきた。大樹町の老人問題は、過疎化の進行とともに高齢者構成の累増という形で表面化してきたからである。

しかし過疎化の進行をくいとめる諸施策の一環として老人対策は未だその緒についたばかりである。そうして、後章でふれるごとく、老人対策は後継者対策とセットされねばならない。

他方、老人対策自体を展開する前提としては次のことが考えられる。第一は、昭和22年から30年ころまで続いた学校建設及び29年の町立病院建設は、31年から財政再建団体指定をうけ、10カ年計画で赤字克服をすすめてきたが、36年には指定解除となりほぼ健全財政が確立しつつあったことである。第二は、39年に町民憲章を制定するが、その中に「としよりをいたわり、うやまい、その労をねぎらいましょう」とあるごとく、開拓一代目で健在な人がいる中で、老人を敬愛する気風が地域社会の中に生きていることである。

かかる土壌の上に大樹町の老人対策は、老人福祉法制定の年の10月、町独自の敬老年金（70才以上全員、年額1,000円、管内他町村にはなかった）を開町記念日に支給することをもってはじめられた。41年には国かの政策もあって老人クラブの設立を各地域に呼びかけている。しかし老人対策が町

政の中に定着化したのはとりわけ42年以降であり、表4-1にみるごとく、主に社会福祉費と児童福祉費とからなる民生費は着実に増加している。このことは42年に出現した革新町政が民生対策を財政の一つの柱としたことにも起因しようが、しかしこの前町長が「昭和39年に制定を見ている町民憲章、これの具体的対策の推進」としてそれを考えていることにみられるごとく、保守一革新を問わず地域社会自体のニーズであった。従って現町長時代においても「福祉の町“大樹”」のスローガンが掲げられ、建物づくりだけではない所謂ソフトな面での施策も重視されていくのである。その展開を具体的にみてみよう。

表4-1 一般会計に占める民生費の割合

	一般会計 歳出計	民生費	一般会計中の 民生費の比率	民生費中の社会 福祉費比率
	千円	千円	%	
39年度	(281,276)	(6,754)	(2.4)	…
40	370,464	8,510	2.3	…
41	502,190	5,359	1.1	…
42	377,775	18,385	4.9	95.6%
43	492,293	31,631	6.4	83.9
44	533,164	35,183	6.6	91.5
45	793,736	159,534	20.1	92.4
46	862,630	49,498	5.7	85.2
47	1,356,630	103,027	7.6	75.1
48	1,647,703	124,423	7.6	72.1
49	2,378,674	227,130	9.5	61.3
50	(2,197,764)	(252,373)	(11.5)	(70.2)

45年度に町立病院新改築。資料は42～49年度は町決算書、
50年度は同予算書、39～41年度は『大樹町史』。
39年度と50年度は予算である。

第2節 老人福祉施設及び社会福祉施設の建設

昭和39年及び41年の大冷害による離農を直接的な契機とする過疎化の進展の中で、老人問題は顕在化してくるが、42年老人健康診査を実施するとともに、地域社会と結びついた地域福祉の機能体として位置づけられた特別養護老人ホームが、市街地に道内第4番目として開設され、大樹町の老人福祉施設建設はその第一歩をふみだした。この施設は全道民にオープンであるが、大樹町民はその5割前後（50年7月は50人中21人）を占め、ねたきり老人以外に独居老人用としても運用されている。つまり発想としては部落での1人暮らしの老人のための社会施設が絶対に必要ということであり、最初の入所者の場合は1カ月かかって説得して入るようにした。その後町の広報誌はそれをしばしば紹介し、また町民からも金品が「志」として届けられ、町仏教会も月1回の法話慰問を続けてきている。

かかる過程の中で町は、特別養護老人ホームの運営を「ホームが町民の施設として成長するよう深い理解と協力を求めながら在所者の精神的サービス、すなわち情緒的安らぎと生活意欲を与える」（44年町政執行方針）よう努力して老人福祉の原点にするとともに、さらに福祉施設の充実強化を図るため「母と子の家」（旭浜行政区、43年）・「生活館」（浜大樹行政区、44年）を導入設置し、また僻地住民の保健福祉の向上を図るため「老人憩いの家」（石坂行政区、44年）を新設するなど、社会福祉と生活の維持向上のための場＝環境づくりを志向してきた。

このことは45年度においても僻地福祉館（晩成行政区）・児童館（生花行政区）・福祉センター（市街地）建設として実現されるが、その上さらに老人家庭奉任員（ホーム・ヘルパー）が2名配置され、国・道の福祉年金増額等とあいまって、老人対策はより前進した。そして45年6月にオープンした新築の町立国保病院は、老人医療を含む地域医療の中核的役割を果たしている。

46年4月に町長交替があり、民生対策において児童福祉も相対的に重視されるようにはなるが、同年11月の「老人医療費の助成に関する条例」（70才以上）にみられるごとく、「生活環境の整備と社会福祉の充実」を目ざす施政方針は変わっていない。しかし47年度においては新たに「生きがい」の問題が提起され、老人対策は新しい段階をむかえた。すなわち一方で老人の憩いの場としての諸施設は、それまでの累重の上にさらに「老人と母子の家」（市街地、47年）・「福祉ホーム」（美成、48年、拓北・拓進・豊里、各49年）・児童館（尾田、49年）と建設された。とくに「老人と母子の家」は町の老人福祉対策の根拠地であり、各地域の老人クラブが日常的には地域の諸福祉施設を使用しながら、全町的またはクラブ単位の集会の時にはここを使用するというように位置づけられている。

他方、この「老人と母子の家」に隣接した「老人アパート」の建設（5棟20戸）は、町の老人対策の新しい方向を示すものである。すなわち、

「老人が老後を楽しく過ごすことができるよう医療費の無料化をはじめ、敬老年金の倍額支給、老人性白内障開眼手術費の助成を行ない、また老人アパートを新設して老人世帯が近隣との人間関係を維持しつつ、地域社会で生きがいのある老後を見出せるようにしてあげながら、『老人ホームヘルパー』の活動が充分発揮できるようにします」

と47年施政方針は位置づけている。つまり、老人アパートは独居老人を市街地に集め、部落レベルでの心配をなくするとともに、それとヘルパーとの連絡、さらに「老人と母子の家」を中心とする諸行事に老人を参加させ、「生きがい」を得さしめようとする構想のもとにある。しかも道の単身老人者むけ住宅という制度が札幌・小樽・苫小牧市くらいでしか実現していなかった時点で、大樹町は夫婦2人の者もという発想がとろくみ、50年現在7戸が2人世帯の人達である。この老人アパートについては、当初、老人と若い者を離すのかという批判も出たが、現在では入居希望者もふえ、町は50年度に2棟8戸の増築を予定している。また48年からは老人専用居室整備のための資金貸付制度（無利子・半年据置・10年償還）を設定し、48年30戸（1戸50万円）、49年24戸（1戸80万円）、50年20戸（1

戸80万円)と希望者全員に貸付け、家庭内における老人の自由と家族との協調を物的に保障しうる条件づくりにもとりくみ出している。これと関連して48年6月以降に農業委員会を仲介者としての「父子契約」に注目しなければならない。これは50年5月までに、大樹地区で4、石垣地区6、尾田地区3、歴舟地区1の計14の農家で結ばれたもので、後継者対策とともに在宅老人対策の意味をも持っている。

こうして、ねたきり老人対策、独居老人対策、在宅老人の生きがい対策と展開してきた大樹町の老人対策は、現時点においては三つの柱にまとめられよう。第一は老人の老後保障対策で、老令福祉年金等の国の支給のほか、敬老年金(70歳以上、年額1.8万円)・医療費無料化(68才以上)・老人居室整備資金貸付(1戸80万円まで)等の諸施策である。第二は「生きがい」のある生活確立の対策で、老人アパートのほか49年度施政方針では老人クラブ活動の助成や“ことぶき学級”の開催・老人農園づくりが明確にうち出されている。第三はひきつづく地域の福祉施設の建設で、各行政区には一つずつ作る予定である。これらは補助金の種類によって名称は異なるが、行政区会館・老人福祉施設・児童福祉施設・季節保育所などの多目的に使用され、新部落(行政区)のセンターの役割を果たす。

たとえば老人福祉サービス事業補助金で建てられたT部落の福祉ホームの使用状況をみると、50年1月1日から2月20日までの50日間に24回の会合がもたれ、老人集会1回のほか、部落会(7回)・婦人会(3回)・結婚式発起人会(3回)・実行組合(3回)・トラクター利用組合(2回)・農協懇談会・水道利用組合・若妻会・娯楽親睦会(各1回)及び血圧測定(1回)である。

しかしこれら三つの柱の中でとくに注意すべきは第二の柱の展開である。老人アパート建設にすでにその構想があったことはのべたが、48年6月の『広報たいき』は「ホームヘルパーの1日」と題する特集を組み、その中で次のように方向をうちだしている。

「ここにすぐれた設備が新しくできたとします。それは社会福祉の一つの前進には違いありません。はたしてそれだけで判断してよいのだろうか。それがその施設の人々にとってどういった作用をするのだろうか。施設あつての施設の人々ではなく、施設の人々あつての施設であつて、施設の人々が主人公なのです。このように福祉の問題はすべて、それが人間にとって、私達にとって何かという原点にかえらなければならないものなのです」(広報たいき63)。

そこで次に大樹町の老人を対象とした社会教育・社会福祉活動の進展について概略をみてみよう。

第3節 大樹町における老人教育の進展

大樹町の社会福祉団体としては、戦前からの日本赤十字団や昭和26年に発足した社会福祉協議会があるが、老人福祉法制定以後にあつてはライオンズクラブ(39年)、日本赤十字大樹町奉仕団(39年)が設立され、また社会福祉協議会も42年に会則を変更し活発な活動を開始している。また老人クラブは、すでに37年に市街地々区で設立されているが、とくに老人福祉法以後の40～43年に既存のクラブが設立され(表4-2)、老人クラブ連合会ができたのも42年である。これには社教主事も協力している。このように町が中軸となって、老人福祉施設建設が進められる中で、地域福祉運動がそれにもなって展開し、それを支えてきたといえる。とくに大きな役割を果たしたのは社会福祉協議会である。

表 4 - 2 老人クラブ設立の推移

老人クラブ名	設立月日	昭43 の人数	昭50 の人数	昭50 の60才 以上的人数
大 樹 長 寿 会	昭 37. 11	} 174 人	90 人	84 人
中 央 長 寿 会	同上より分離		95	86
松 並 長 寿 会	同上		66	66
尾 田 清 寿 会	昭 40. 11	116	125	111
石 坂 長 寿 会	昭 41. 11	143	140	128
北大樹地区長寿会	昭 42. 2	83	85	73
歴 舟 地 区 長 寿 会	昭 42. 3	69	70	53
東 部 地 区 長 寿 会	昭 42. 3	67	90	64
南大樹地区長寿会	昭 43. 4	32	60	41
老人クラブ連合会	昭 42. 9	686	821	554

註 『大樹町史』および『町月べんり帳』より

大樹町の社会福祉協議会は、町役場の民生課長が事務局長をしており、町内会・部落会・農協・漁協・商工会・婦人会・青年団なども参加していて、町内の諸団体を網羅している。

社会福祉協議会は42年の会則変更で役員を2倍にして、厚生福祉・児童青少年福祉・住民活動促進の三部会を設けたが、老人問題はこの第一部会でとりくまれてきた。43年度の目標として掲げられているものは、(1)老人クラブの運営指導、(2)老人健康相談の実施、(3)高令者健康コンクールの実施、(4)老人福祉施設の慰問、(5)よめ、しゅうとめの対策の実施、(6)としよりの日の行事实施、(7)老人大学の開催、である。そして43年より年1回「社会福祉の集い」を開催し、老人のクラブ代表者にも発言させ、積極的に老人問題にとりくんできた。

48年の集いのテーマは「子どもととしよりのしあわせをどう高めるか」であり、また49年は「福祉を高めるために生活をみなおそう」というテーマで、老人を含む各階層が意見をのべ、地域住民福祉運動の必要性が参加者によって確認された。

この「社会福祉の集い」とともに、大樹町においては44年から「敬老会—高令者健康コンクール」が開かれ、また同年から老人クラブ連合会と町が主催して「老人の集い」が年1回もたれ、各老人クラブの対抗演芸大会などが行なわれてきている。

表 4 - 3 50年1月～7月における
老人クラブの1泊旅行先

老人クラブ名	旅 行 先
大 樹	湧駒別温泉(6月)
中 央	(弟子屈・川湯温泉—9月)
松 並	十勝川温泉・糠平湖・然別湖 (7月)
尾 田	弟子屈・川湯温泉(5月)
石 坂	かんのう温泉(7月)
北 大 樹	十勝川温泉(5月)
歴 舟	かんのう温泉(7月)
東 部	(未定—秋の予定)
南 大 樹	十勝川温泉(2月)、帯広市(5月)

老人クラブは町内6地区及び市街地を3つにわけて9つの単位クラブがおかれ、それらが老人クラブ連合会をつくっているが、50年現在において60才以上の参加者554名、(参加率53.5%)55～60才の者も入れると821名になる。老人クラブに対し町は1人年額2,500円の助成金を出しているが、会の運営は老人が自主的にやっており、日常的な活動のほか年に1～2回の1泊旅行が行なわれている。この旅行は老人のたのしみの一つとなっており、町では福祉バスを出して足を確保している(福祉バスは1回約1.5万円かかるが、これや前の老人クラブ活動費については道費補助はない)。

このように、町のハードな対策と老人クラブや社会福祉協議会等の諸団体のソフトな行事とが組みあがり、大樹町の老人対策が全体として進行してきたのであるが、それは48年以來の老人大学を中心とする「生きがい」の追求という形に結実してくる。

すなわち、老人の大半を占める在宅老人の「生きがい」のために、48年度に「ことぶき学級」を作ることが老人クラブとの間で話しあわれた。町の民生課は学級をつくることと足の問題（車の手配）だけおぼろげに、あとは老人クラブの自由性にゆだねたが、老人たちに喜ばれているのを見て、49年から「ことぶき大学」に昇格させた。現在同大学は表 2-2-31にみるごとき内容をもって運営されている。町内65才以上の老人約 700 人のうち 280 人くらいが入学していて、（入学率40％）民生課では出席率も平均70～80％になっているという。（出席率80％以上の人に精勤賞、50％以上の人に終了証を出し、意欲をもたせて1人でも多くの人に来てもらえるように配慮している）。老人クラブ連合会や町では全員に入ってほしいと考えているが、身体の事情や「自分は老人ではない」という人もいてむずかしいという問題がある。

表 4-4 昭和50年度ことぶき大学日程

1. 一般教養

学 習 内 容	開 講 日	場 所	摘 要
開講式、老人の集い	5月20日	福祉センター	
老人スポーツ大会	6月22日	大樹小体育館	
おとしよりの交通安全講座	7月3日	福祉センター	
郷土めぐり	8月24日		
老人の健康	9月4日	福祉センター	
時事講座			
行政自治講座	2月	町議会見学	

2. 各学部開講講座日程

月 別	開 講 日		摘 要	月 別	開 講 日		摘 要
	1	2			1	2	
4 月		18 日	1 回	10 月	2 日	23 日	2 回
5 月	1 日	22 日	2 回	11 月	6 日	20 日	〃
6 月	5 日	19 日	〃	12 月	4 日	18 日	〃
7 月	3 日	24 日	〃	1 月		16 日	1 回
8 月	7 日	21 日	〃	2 月	5 日	19 日	2 回
9 月	4 日	25 日	〃	3 月	4 日	18 日	〃

3. 開講設講座

学 部 級 名	指 導 管	開 設 場 所	開設回数	参加者数
1 民 謡 (舞踊・詩吟)	町内の民謡同好会から2人	福祉センター	月2回	45名
2 カ メ ラ	大樹フォートクラブ	老人と母子の家	〃	28
3 書 道	日本書道連盟の人	〃	〃	23
4 文 化 (俳句、短歌)	野口湧川氏 (老人クラブ連合会長)	〃	〃	6
5 園 芸 イ 花作り ロ 野菜作り ハ 盆栽作り	歴舟小学校長 及 び 歴舟中学校長	〃	〃	153
6 陶 芸	町社教主事	福祉センター	〃	28

場 所 民謡、陶芸学部は福祉センター，その他の学部は老人と母子の家

開講時間 午前10時～14時

大樹市街地以外の人には車による送迎をする。

各学部ごとの実状をみると，民謡学部は民謡の好きな人が中心で，「ことぶき大学」の中から町の同好会に入り，町のもよおしのアトラクション等に出ている人もいる。数がふえてきて講師の指導の限界に達しており，また個別指導が必要な水準にもなっている。

写真学部では，カメラは自分もちで2～3台もっている人や10万円台のカメラと望遠レンズをもっている人もいる。年に3回モデルを呼んで試写会を行ない，また帯広の氷まつりやえりも岬の桜まつりなどにも出かけている。それぞれ趣味を生かしてやっている。

書道学部は字の好きな人，ほんとに好きな人が出てきていて，初歩的な人はほとんどいず，昇級申請が楽しみとなっている。

文芸学部も文学的センスのない人はできず，だんだん減ってきた。いま残っている人は昔から多少やってきた人で，町内のホロカヤント一沼や帯広のすずらん公園などに取材しにっている。

陶芸学部では，うまくできる人とできない人と，技術的なことがかなり作用するが，自分のつくったものが形になるので，老人にはよるこばれている。出席しないと焼けないので，その日が来るのを楽しみにしている。しかしあまりうまくできない人がやめることもある。

園芸学部は以上の学部に入れない人が集まっていて，とくに農村の人が多い。農園の規模が小さく(100坪)140人きたら入れないし，数が多すぎて意見がまちまちでもある。とくに時期的な問題があり，冬は休みで，夏に集中するが，農作業にぶつかり農家の老人は家の手伝いや子もりなどをするためなかなかあつまれない。しかし地区別に來る時期を変えたり，農園の技術的なことだけではなく，弁当をもってきてもらって対話をする時間を多くしたりする中で，活動意欲が少しづつ高まってきている。温室で作った苗の花壇にうえたり，あまった苗を即売して今後の種代にしたり，また花・スイカ・メロンなど長年かかって趣味をまとめていく方向を考え，今年はメロン主産地の富良野に100名で視察に行くことになっている。冬場も温室を活用していく。

このように「ことぶき大学」の各学部はそれぞれ運営上の問題をもちながらも(ことに園芸学部の場合が典型的)，運営内容は老人に一定の満足を与え，入学者も増えてきている。そして今後，老人の希望により学部をふやす方向を志向している。

第4節 大樹町の老人対策の成果と問題点

以上のようにみてくるならば、大樹町の老人対策は地域住民の老人福祉への強い関心のもとに、町の強いイニシアによって各地域およびセンターに諸施設をつくるとともに、老人クラブを含む社会福祉団体がそれを支えてきたことがわかるし、いまや「いきがい」の創造と定着という段階での模索

表4-5 国・道・町の老人福祉対策事業

<国の事業>		<大樹町の受入れ>	
1	健康診査	○	65才以上の人の老人福祉表あり
2	老人ホームへの収容など	○	特別養護老人ホーム(42年)
3	老人家庭奉仕員	○	3人(老人275人に1人)
4	老人クラブ活動助成	○	
5	老人福祉施設整備補助	○	特養ホーム以外に国からの補助なし
6	軽費老人ホーム運営補助	×	
7	就労斡旋	×	
8	特殊寝台貸与	×	
9	訪問健康診査	○	
10	老人白内障手術費支給	○	S47より実施
11	機能回復訓練実施	○	特養ホームにて
12	老人福祉電話設置	×	
13	介護人の設置	×	
14	社会奉任団活動助成	×	
15	老人医療費支給	○	所得制限撤廃、ねたきりの60才以上及び67才以上全員
16	老人スポーツ普及	○	年1回大会
17	浴槽などの給付	×	
18	老令福祉年金	○	
<道の事業>			
1	老人スポーツ大会	○	
2	福祉ベル	×	
3	老人クラブ整備事業	○	クラブ数2
4	寿の家設置	○	2カ所
5	老人農園等初度整備	×	
6	農園等共同作業所維持	○	農園に2人、延12カ月
<町の独自事業>			
1	敬老年金		年額1.8万70才以上全員(十勝管内一)
2	老人居室整備資金		48年より1戸80万円まで
3	老人アパート		47年より
4	「ことぶき大学」運営		48年より

を開始している。そしてかかる過程を通して表4-5にみるごとく、国・道の老人福祉対策事業を積極的に受け入れ、同時に町独自の事業をも進め、「福祉の町・大樹」の名をあげた。現時点で、一地方自治体として極めて精力的に老人問題にとりくみ、一定の成果を着実に積みあげてきたのであった。

しかし、それは決して平坦な道ではなく、また以下のようないくつかの問題点をも含んでいる。

第一に、老人教育制度上の問題では、老人クラブに入っている60才以上の老人数は、50年現在554人であって、60才以上の老人総数1,036人の53.4%。「ことぶき大学」入学者は284人で全体の27.4%にとどまるということがある。もちろん、ねたきり老人や身体の悪い老人、また自分はまだ若いと考えている老人もいるのであるから、この割合通りにはいかないにしても、とくに在宅老人の「生きがい」追求、つまり老人教育の立場から考えるならば、これらに参与する余裕・条

件のない老人といえども、何らかの形で参与することのできる方策が考えられねばならない。この点たとえば⑧は老人大学に行く気はあるのだが、「80才以上は遠慮してくれと言われた」と指摘している。年令と健康に応じた参加形態が考えられねばならない。

第二に、「ことぶき大学」をとりあげてみると、技術的専門化の傾向があり、他方に園芸学部にみられる特定の技術一技能がないからここに所属するという傾向の問題がある。この点では、大樹町総合基本構想の老人福祉の項での指摘は看過すべきではない。すなわち、「老人を孤立的環境におかず、彼等のもつ潜在的能力を引き出して可能な職業・仕事を与えること……。そしてこれらの職業・仕事を通じて、社会生活上の生きがいを感じさせることが必要である。」問題は、こうした指摘をいかにして現実化するかというところにある。この観点からみるならば、老人問題はいわゆる福祉対策の枠内ではおさまりきれない、総合的な町政のあり方とかかわってくることはいうまでもない。

第三に、老人福祉の側からかかる点にまでふみこみえない一つの理由として、専門的職員の絶対的不足の問題がある。すなわち、町の民生課福祉係職員は2名で、老人・母子・児童・身体障害児者・12の福祉団体・日赤・精神薄弱児者・共同募金・遺族援護などを担当し、ルーティン的な業務の遂行で手一杯という状況がある。

その上、第四に、町財政上の問題がある。国は老人福祉施設整備援助を老人対策の一つの柱にかかげてはいても、表4-6にみるごとく、大樹町においては特別養護老人ホーム以外に補助はなく、しかもすでにみた各種の施設はそれぞれ老人福祉に重要な役割を果たしていることはいうまでもない。そこには継割り行政の弊害があらわれている。そうした中で、町としては何らかの形で補助をもらえるものはもらい、あとの財源は起債だけしかないという状態で、財政的には非常に厳しい。しかも補助は、特養ホームをのぞき、建築費の一部補助で、維持費は町の負担となる。したがって、「ことぶき大学」などの運営費はけずられ、やりくりを余儀なくされたという事態がおきる。「年金・建物などの助成制度ばかりでなく、いきがい対策にかかわる企画調査・管理運営などの面にも目をそそいでほしい」という担当者の要望がそこから当然にも出てくる。

以上みたごとく、「福祉の町大樹」の老人福祉対策は一定の水準を保ちながらも、既存の老人福祉の枠内で考えても、より一層の展開のためには克服しなければならないさまざまな問題を含んでいる。

しかし、老人福祉を考える上で、いわば発想の転換が必要である。すなわち、産業政策との連関のもとで、地域社会計画の中に老人問題が明確に位置づけられなければならない。老人対策が、産業政策の諸結果に対する「後追い事業」であってはならないことはいうまでもない。そうして、実は、大樹町の老人対策においてかかる視点は皆無ではない。すなわち、大樹町ではすでに老人居室整備資金の貸付や、ことに「父子契約」にみられるごとく、家族内の老人の地位と役割の保障という問題を取りあげている。それは、後継者対策ともつながる重要な柱になりうるものである。

こうした端緒的試みは、しかし、より徹底されねばならない。老人問題は、たまたま国民の寿命が延びて出てきた問題というのではなく、すぐれて産業構造・社会構造と結びついた問題なのである。農業構造改善事業と老人福祉対策とが分離せられたまま今日まで遂行されてきたのだが、それらは地域社会計画の中に統合され、総合的に追求されねばならない段階となっているのである。

補論) 北海道における老人福祉対策の展開

わが国が、欧米のどの国にもみられないような急速さで、高令化社会に突進している現在、老人福祉対策は、福祉施策全般の中ですます重要な位置を占めるようになり、その施策の整備・体系化が急がれている。これは、いわゆる老人問題が、現代日本資本主義の社会そのものが内包する諸矛盾を基底としながらも、きわめて広範な要因に基いているものであり、同時に、その対策がこれまで、量・質ともに立ち遅れてきたからである。このような状況は、国の政策を基本的に踏襲する本道の老

表 4-6 各種福祉施設の建設資金内容

	建設年次	建設費用 万円	国の補助金 万円	道の補助金 万円	起 債 万円	町の 一般会計 万円	国・道の補助 金の比率 %	国庫補助金 の 名 目	道費補助金 の 名 目
特別養護老人ホーム	S 42. 6	4, 593	4, 593	954	600	1, 132	57. 8	社会福祉	社会福祉
旭浜・母と子の家	S 43. 10	380	—	150	—	230	39. 5	—	地域振興補助
石坂・老人憩いの家	S 44. 3	601	—	—	340	261	—	—	
浜大樹・生活館	S 44. 10	854	249	125	—	480	43. 8	不良環境地区 整備	同 左
(町立国保病院)	S 45. 3	12, 710	—	—	8, 110	3, 380	—	—	
福祉センター	S 45. 10	11, 536	—	—	3, 400	8, 136	—	—	
晩成・僻地福祉館	S 45. 11	327	—	—	—	327	—	—	
生花・児童館	S 45. 11	539	80	80	210	169	29. 7	社会福祉施設	同 左
(青少年会館)	S 46. 12	3, 100	—	500	600	2, 000	16. 1	—	青少年 スポーツ振興
老人と母子の家	S 47. 11	880	—	2 270	350	260	30. 7	—	地域振興
老人アパート	S 47. 11	2, 130	—	500	—	1, 630	23. 5	—	老人単身者む け建設
美成・福祉ホーム	S 48. 10	460	—	100	—	360	21. 7	—	老人地域サー ビス
拓北・福祉ホーム	S 49. 10	600	—	100	—	500	16. 7	—	同 上
拓進・福祉ホーム	S 49. 10	600	—	100	—	500	16. 7	—	同 上
豊里・福祉ホーム	S 49. 10	600	—	100	—	500	16. 7	—	同 上
尾田・児童館	S 49. 11	2, 833	226	226	530	1, 851	16. 0	社会福祉施設	同 上
(勤労者センター)	S 49. 12	2, 320	—	800	700	820	34. 5	—	地域振興
合 計		45, 063	2, 462	4, 005	14, 840	22, 536	14. 4		

人福祉対策においてもあてはまることである。そこで大樹町の老人福祉対策の客観的諸特徴及び全道における位置を明らかにする意味で、本道全体のこれまでの老人福祉対策の展開と今日の到達点、及びそこでの問題点について若干触れておくこととする。

本道の老人福祉対策が、それ自体として、行政的に着手されはじめたのは、国と同様、昭和38年の「老人福祉法」の判定以後といってよい。38年以前に、老人に関する諸施策としては、老人クラブ、福祉年金、生活保護法にもとづく老人の救済施設としての養老院、程度のものではあった。それが「老人福祉法」(S 38, 7.1)制定以後、

表 4-7 北海道の初期の老人福祉対策
(S 38 ~ S 39年度)

- | |
|-----------------------|
| (1) 老人健康診査の実施 |
| 65才以上, 20,492人 |
| (2) 老人家庭奉仕員の設置 |
| 旭川, 釧路, 函館, 赤平の4市に13名 |
| (3) 老人クラブ設備費補助 |
| → 231ヶ所 |
| (4) としよりの福祉週間行事 |
| ① 高令者健康コンクール(80才以上) |
| ② 100才以上の老人に対する記念品贈呈 |
| ③ 施設収容者に対する慰問品贈呈 |
| 道民生部「民政行政の概要」より |

昭和38年から39年度にかけて、表4-7のような、現在の老人福祉対策の源流が作られる。すなわち、老人の「健康」「生きがい」、更に、老人福祉思想の「啓発」であった。これらは、全て国の施策にもとづいたものであったが、その後現実の老人問題が、多様にわたり、かつ緊急性を存するようになるに依じて、施策の方も急速に展開をとげるようになる。そして、本道でも、単に国の施策に拠るばかりではなく、先取りして、道独自の福祉対策事業もいくつか行っていくが、その結果としての今日の到達点は図4-1の如くとなっている。

図4-1のように、今日の老人福祉対策の基本的な柱は、(1)保健医療対策、(2)福祉施設対策 (3)在宅福祉対策の三本であり、更に(4)は、(1)生きがい対策 (2)ねたきり老人対策、(3)1人ぐらし老人対策とに分かれ、在宅に於ける、健康な老人と疾病をもつ老人、家族と同居している老人と単身世帯の老人、というように、身体的状況、家族類型の違い毎の施策がこうじられるようになった。図4-2をみてもわかるように、それぞれの施策の担当機関も民生部を中心として労働部、衛生部、等に分かれており、老人問題の広範さが伺える。それゆえにこそ、一貫化、体系化が望まれるが、このように整備されたのは、ごくごく最近のことで、民生部に老人福祉課が設置された以後のことである。

ところで、昭和38年~39年度の老人福祉対策以後、現段階に到るまでの展開は、図4-1の如く、一律に同時に展開してはいない。従って、以下時系列的な施策の展開を若干おさえ、同時に、それぞれの施策の現段階の到達点の量的側面を示しておくこととする。

39年度から40年度にかけては、とりわけ福祉施設の整備・拡充が行われる。即ち、養護老人ホームが「老人福祉法」(38年)にもとづいて、それまでの「生活保護法」から組み換えられ、軽費老人ホームと並び、施設の拡充が行われる。また、身体的、精神的介護を主眼とした、特別養老老人ホームも40年に2ヶ所が始めて設置される。現在の設置状況は、表4-8の如くである。

41~42年度にかけては、「老人福祉法」にもとづき、社会福祉専門指導員(道庁1名)と老人福祉指導員(各支庁1名づつ計14名)が設置される。

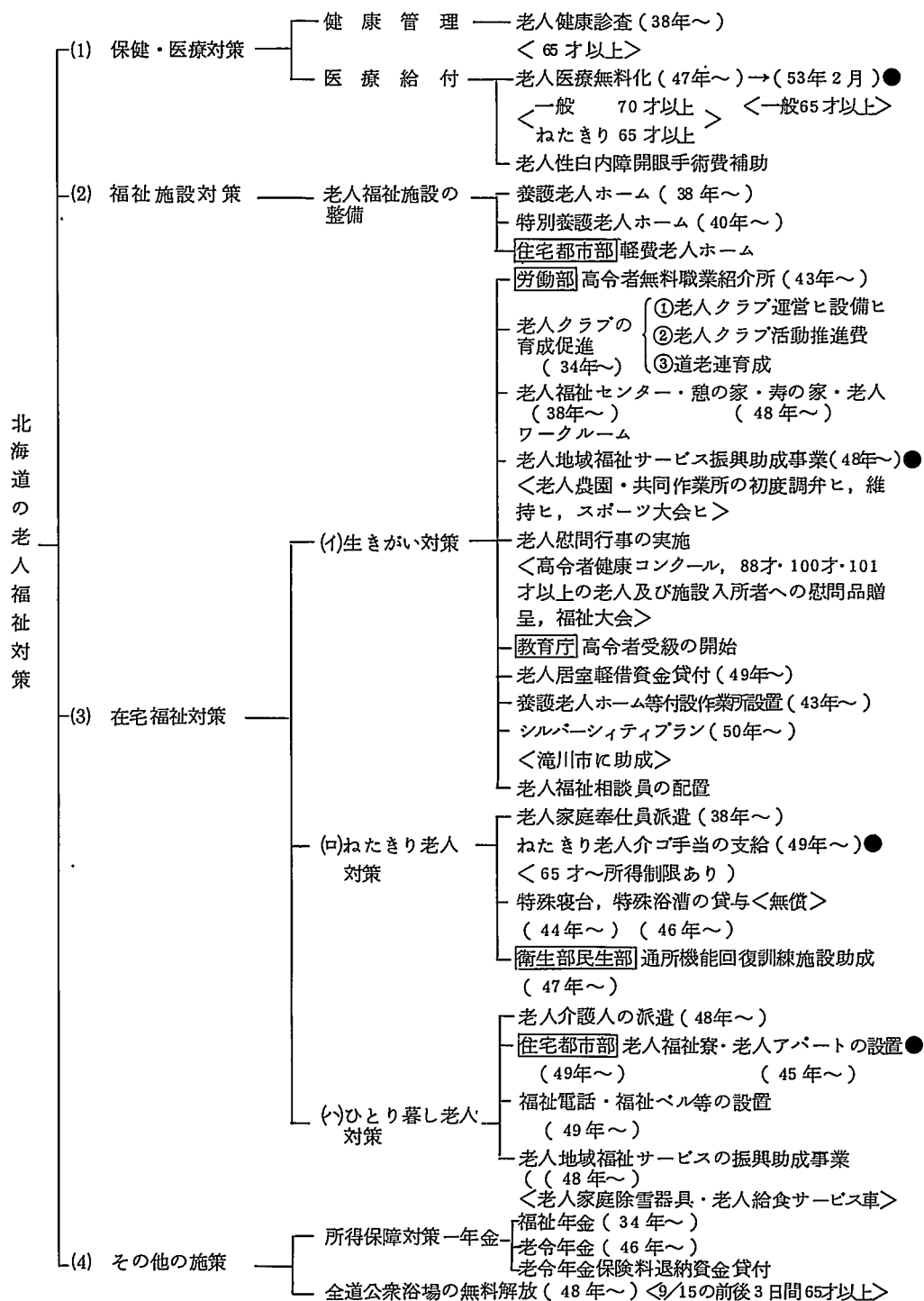
更に43年には「高令者無料職業紹介所」が全国に設けられ、本道では先ず札幌市に開設された。現在の施設及び事業内容は表4-9の如くである。

表 4-8 老人福祉施設の設置状況
(51.3.31 現在)

施設区分	施設数	収容定員
	カ所	人
養 護 老 人 ホ ー ム	53	5,279
特別養護老人ホーム	57	4,410
軽 費 老 人 ホ ー ム	6	344
老人福祉センター	22	—
老 人 憩 の 家	73	—
寿 の 家	109	—

(老人福祉課調) 出典:「民生行政の概要」

図 4 - 1 北海道の今日の老人福祉対策 (●道・単独事業)



昭和50年：北海道民生部資料

表 4 - 9 高令者無料職業紹介所設置状況及び事業成績

(51. 3. 31 現在)

設置運営主体	所 在 地	事業開始 年 月 日	摘 要	事 業 成 績				
				求 人	求職(A)	就職(B)	就職率 (B)/(A)	
北海道協会 福祉協議会	札幌市	43. 8. 1	国庫補助 対象事業	48 年	542人	335人	171人	51. 0%
				49 年	423	369	167	45. 3
				50 年	276	343	122	35. 5
函館市社会 福祉協議会	函館市	44. 8. 1	〃	48 年	265	215	136	63. 2
				49 年	254	238	131	55. 0
				50 年	227	323	142	43. 9
旭川市社会 福祉協議会	旭川市	45. 8. 1	〃	48 年	470	312	187	59. 9
				49 年	330	337	167	50. 0
				50 年	248	280	122	43. 5
室蘭市社会 福祉協議会	室蘭市	47. 12. 7	〃	48 年	148	143	122	85. 3
				49 年	96	101	78	77. 2
				50 年	99	108	76	70. 3
苫小牧市社会 福祉協議会	苫小牧市	48. 8. 1	〃	48 年	277	261	166	63. 6
				49 年	202	263	156	59. 3
				50 年	245	328	139	42. 3
帯広市社会 福祉協議会	帯広市	〃	〃	48 年	68	994	38	40. 4
				49 年	119	194	69	35. 6
				50 年	112	101	46	45. 5
釧路市社会 福祉協議会	釧路市	49. 2. 28	〃	48 年	—	—	—	—
				49 年	223	251	143	57. 0
				50 年	269	285	174	61. 0
北見市社会 福祉協議会	北見市	50. 3. 31	〃	48 年	—	—	—	—
				49 年	—	—	—	—
				50 年	47	74	26	35. 1

同じく43年には、地域の老人の「生きがい対策」として、老人ホームに附設作業所が2ヶ所設けられる。
表 4 - 10の如く、現在は数も増え作業内容も多様である。

表 4-10 付設作業所整備状況

年度	施設名	収容定員	作業種目
43	北海道立静和園 七飯町立好日園	120人	貴石研磨, むいぐるみ, 袋はり
		150	温室栽培, ぼんさい
44	士別市桜ヶ丘荘 泊村むつみ荘 余市徳風会和順荘	100	温室栽培, 貴石研磨, 割ばし遇別
		100	ます網仕上および補修
		100	袋はり, ます延縄サルカン取付
45	根室隣保院老人ホーム	154	土産品包装, 菓子箱組立
	伊達市立潮香園	100	軍手かがり, 縫製作業
	小樽市老人福祉センター	—	木工作業, 縫製作業
	美瑛町立老人いこいの家 本別町特別母と子の家	— —	縫製作業 造花
46	黒松内緑ヶ丘老人ホーム	105	丹前下およびまくらカバーの仕立
	紋別市安養園	100	木彫り, アイスクリュームスプーンの袋詰め
	標津町老人いこいの家	—	水産加工品の容期組立
	小清水町老人いこいの家	—	木彫り, 雑布づくり, 和裁, 造花, 草花栽培
47	栗山町立泉徳園	100	アイスクリュームスプーンの袋詰め
	置戸町立常楽園	100	木彫, 手芸, アイスクリュームの袋詰め
	浦幌町養護老人ホーム	50	アイスクリュームの袋詰め
	門別町立日高長生園	50	手芸(リボン・フラワー)雑布づくり, 針金細工
	苫小牧市福祉センター	—	温室園芸, 手芸, 造花
48	網走市立養護老人ホーム	50	アイスクリュームスプーンの袋詰め, 縫製
	静湖園	—	軍手のツマミ
	浦河町立ちのみ荘	75	民芸品作り, 手芸
	広尾町立老人ホーム	50	手芸
	富良野市楽生園	100	園芸

(老人福祉課調) 道:「民生行政の概要」より

44年には老人週間の間に, 老人の福祉の向上を図るための「全道老人福祉大会」がはじめて開催され, その後毎年開かれている。

同じく, 44年には「ねたきり老人対策」が明確に打ち出され, 従来の家庭奉仕員の他, ねたきり老人専門の奉仕員が配置される。表 4-11の如く 44年から数は急増するが, 現状ではまだまだ不足である。

表 4-11 老人家庭奉仕員配置状況

年 度	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
常 勤	14	14	13	33	46	65	337	345	370	367	393	448	478
パ ー ト	—	—	—	—	—	—	107	102	78	37	40	31	35
計	14	14	13	33	46	65	444	447	448	404	433	479	513

(老人福祉課調) 道:「民生行政の概要」より

45年になると、道は単独事業として、単身老人向住宅を設置する市町村に対する補助制度を創設、50年まで9ヶ所96戸を建設するが、48年にこの制度は市町村振興補助制度に組み入れられてゆく。

更に47年には、医療政策に大きな問題をなげかけた「老人医療費無料化」の制度を、国に先取りして実施した。この制度は、その後、47年の「老人福祉法」の改定を機に国の事業に移されたが、道は52年、年令を5才引き下げ65才以上の老人の医療費無料化にふみきり、この53年2月より実施されることとなっている。この制度は所得制限があるものの、表4-12の如く、年々老人の受診件数は増大しており、それに対応する医療供給体制の整備も急がねばならない。

表4-12 老人医療対象者数および受診件数

年度	年度末現在 対 象 者 数	受 診 条 件						備 考
		医 科		歯 科	調 剤	そ の 他	計	
		入 院	入 院 外					
47	147,964人	26,376件	174,925件	9,817件	458件	577件	212,153件	47年度は
48	169,561	195,913	1,376,629	81,469	4,968	6,894	1,665,873	1 月 , 2
49	179,514	228,402	1,559,484	87,281	8,243	11,249	1,894,659	月診療で
50	184,141	245,924	1,709,443	95,719	19,608	13,867	2,084,561	ある。

(老人福祉課調) 道：「民生行政の概要」より

なお、47年には、既設施設を地域に開放し、施設への理解を深めるために、また、とりわけ在宅の脳卒中後遺症の老人の機能回復を図るために、通所機能回復訓練所を設置、表4-13の如く現在3ヶ所設けられている。

表4-13 在宅老人機能回復訓練事業の実績

事業実施主体	所在地	職員配置状況			通所者 延人員	備 考
		常 勤	嘱 託	計		
社会福祉法人 函館共愛会 特別養護老人ホーム 愛泉寮	函館市	1人	2人	3人	2,076人	47年度から実施
社会福祉法人 広里会 特別養護老人ホーム 清祥園	深川市	2	1	3	4,432	48年度から実施
計		3	3	6	6,508	

(老人福祉課調) 道：「民生行政の概要」より

このように、47年度は老人の医療に関する施策が大きく前進した。1方48年度は“在宅の老人福祉”に重点がおかれ、憩の家、寿の家等の設置、更に、在宅老人の福祉を地域レベルで行うようにするための、道単独事業として「老人地域福祉サービス振興助成事業」が実施される。(表4-14)

表 4-14 老人地域福祉サービス振興助成事業実績

区 分	老人ク ラブ整 備 費	寿の家 設置費	福 祉 ベ ル 設置費	農園等 初年度調 弁 費	農園等 維持運 営 費	老人ス ポーツ 大会費	老人共同 作 業 所 設 置 費	老人家庭 除雪機具 購入 費	老人福祉 バス 購入費	給食サー ビス車 購入 費	計
47年度	件 113	件 20	件 404	件 —	件 —	件 —	件 —	件 —	件 —	件 —	件 537
48年度	169	35	1, 287	19	11	23	1	4	—	0	1, 549
49年度	156	28	881	22	22	59	1	4	—	0	1, 173
50年度	162	23	667	19	28	86	0	1	7	0	993
計	600	106	3, 239	60	61	168	2	9	7	0	4, 252

(老人福祉課調) 道:「民生行政の概要」より

同じ48年、道の単独事業として「老人福祉寮」が設置される。これは、住みなれた居住地区を離れて施設に収容されることを希望しない老人で自炊生活困難な老人を収容するためのもので、小規模老人ホームともいべきものが表4-15の如く、多くは過疎町村に建設されている。

表 4-15 老人福祉寮の設置状況

年度	設置主体	所 在 地	構 造 及 び 規 模	入居者数	運 営 方 針 (法制, 自炊, 給食別)
48	美 幌 町	字美富 56～26	補強コンクリート 170.10 m^2	6 人	条例, 規則, 給食
	東藻琴町	字 160～1	コンクリート・ブロック 174.70 m^2	6	条例, 要綱, 自炊
	歌志内市	字神威 180	ブロック 201.90 m^2	6	条例, 規則, 規程, 給食
49	女満別町	字 361	補強コンクリート 234.00 m^2	9	条例, 規則, 給食
	美 瑛 町	字旭町	ブロック 176.01 m^2	6	条例, 規則, 自炊
	大 野 町	字本町	ブロック 203.30 m^2	6	条例, 規則, 給食
50	津 別 町	字緑町 2 番地	ブロック 196.02 m^2	7	条例, 規則, 給食
	真 狩 町	字真狩	ブロック 231.20 m^2	6	条例, 規則, 給食
	剣 淵 町	1565 番地	ブロック 178.20 m^2	5	条例, 規則, 自炊

(老人福祉課調)

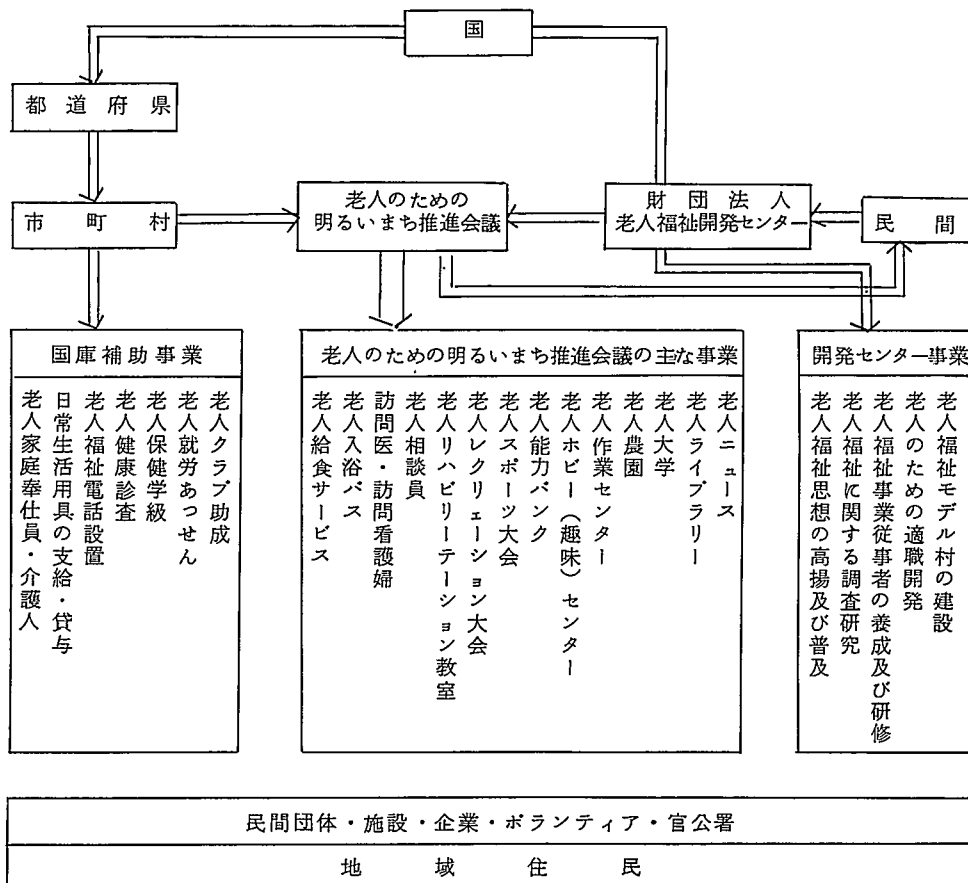
この福祉寮とともに49年には老人介護人の派遣制度もでき、「ひとりぐらし老人対策」が整備されてくる。

そして、49年には道単独事業として、老人の居宅整備資金貸付制度、ねたきり老人の介護手当の支給を実施し、個々の老人レベルの対策から、老人を抱えた家族生活への対策へと、一歩踏み出してきたといえよう。

更に、50年には国が「老人のための、明るいまちづくり」構想(シルバーシティプラン)を打ち出し、本道で指定をうけた滝川市に助成を行っている。これは家族の枠をこえてまちぐるみ、地域ぐるみで老人の健康で明るい生活を保障しようとするもので、図4-2のような体系をなしている。まだ、モデル構想で9市しか指定をうけていず、この構想の評価は更に滝川市等の調査が必要と思われる。

なお道では、50年に『北海道社会福祉長期計画』(49-53年)を打ち出しており、そこに、4年間にわたる老人の総合的な福祉施策が公表されている。一目して総花的、並列的な問題の抱え方であるが、それでも前期2年に、いくつかの施策が実現してきている。後半の2年間、未着手分の実施が望まれる。老人福祉対策はいくら多くても多すぎることはないが、単なる思いつきの選挙向けの対策ではなく、老人問題の根源をしっかり把握し長期的・計画的な施策をこうじることが、行政には果せられていると考える。

図 4-2 老人のための明るいまち推進事業(滝川市一全国で9市)
(シルバー シティ プラン)



(付記) 北海道がこれまでに、とくに老人に焦点をあてて試みた調査をつけ加えておきたい。

昭和47年(1972)『老人生活の実態』道民生部

昭和48年(1973)『老人のいる家庭の生活実態調査』道民生部

昭和49年(1974)「老後の生活と意識に関する調査」

昭和50年(1975)「老親扶養に関する調査」

昭和51年(1976)「中高年者の地位と役割に関する調査」

昭和52年(1977)「老後生活への展望に関する調査」

国からの委託調査

なお、49年～52年は、内閣総理大臣官房老人対策室の『老人問題総合調査』の委託であるが、北海道のデータは残念ながら道には残っていない。

第5章 老人層の血縁・地縁関係と地域社会

さて現段階における老人層の社会的性格を考えるさい、ここではまず社会的にもっとも基礎的なレベルを構成する血縁のネット・ワークと、それら血縁者との社会関係、さらに近隣関係の諸相、そして現実の老人層の家族（世帯）をこえる諸社会関係への諸相の実態をあきらかにしよう。

第1節 老人層の血縁のネット・ワーク

老人達をとりまく社会諸関係のうち、最も基礎的なレベルとして存し続けてきた血縁の絆も、そのはげしい生業の展開過程を通して大きく変容してきた。その生業の史的展開はいうまでもなく世帯（ならびに家族）の構成の変化をもたらし、すでにわれわれが設定した家族の構成類型の差違にもとづく、血縁のネット・ワークの違いとして現出してきているのである。そうした側面を、とりわけ、現在の老人達とすでに他出した子供との関係のあり方からまづみていこう。表5-1は他出した子供の居住地別にみた親を訪ねる頻度をまとめたものである。はじめに頻度に関し、「ほとんど毎日」訪ねるのは全体で4.6%にすぎず、また週単位で1回以上のものを含めても、9.1%と1割にみえない事実に気づく。そしてむしろ月間及び年間単位に親との交流をもちえている子供が、全体の7割近くと（67.2%）、その主流を占めている。こうした傾向を、市街地、農村部別に比較してみると、市街地老人の方が、子供の訪問頻度もやゝ、日間・週間単位での接触が高いことと、それにむしろ年単位で訪ねてくる比率が農村部より高くみられるのに対し、農村部では、日間・週間の頻繁な訪問はやゝ

表5-1 子供の居住地別にみた親訪問の頻度

		ほとんど毎日	週に1回以上	月に1回以上	年に1回以上	盆・暮・命日・困ったとき	殆んどこない	計
市街地	町内	36.0	16.0	28.0	20.0	—	—	25
	隣接町村	—	—	54.5	36.4	—	9.1	11
	帯広市	—	2.5	30.0	40.0	25.0	2.5	40
	十勝管内	—	11.8	23.5	41.2	23.5	—	17
	その他道内	—	—	2.6	81.6	10.5	5.3	38
	道外	—	—	—	40.9	22.7	36.4	22
	計	5.9	4.6	19.6	47.1	15.0	7.8	153
農村部	町内	14.8	11.1	59.3	14.8	—	—	27
	隣接町村	—	—	87.5	—	12.5	—	8
	帯広市	—	—	56.0	16.0	24.0	4.0	25
	十勝管内	—	—	52.6	21.1	26.3	—	19
	その他道内	—	—	16.7	52.8	22.2	8.3	36
	道外	—	—	—	31.3	37.5	31.3	16
	計	3.1	2.3	40.5	27.5	19.8	6.9	131
総計		4.6	3.5	29.2	38.0	17.3	7.4	284

低位とはいえ、むしろ月間単位での比率が高く、少くとも月に1回以上親を訪問する割合は、農村部の方が、高いという特徴がみられる。

つぎにこうした傾向を子供の居住地に関連づけてみよう。「ほとんど毎日」訪れてくる者は、同一町内に限られ、月間単位になると、市街地では隣接町村に高くみられるのに対し、農村部では少くとも十勝管内諸地域に居住する子供にまで、その居住区域は拡大する。そして、年単位に訪ねてくる者となると道内全域に拡がり、「特定日のみ」及び「殆んど来ない」子供の場合は、概して道外といった遠隔地に居住するものが主力となるという特徴が指摘できる。だが、この遠隔地居住者の訪問率の低位さは指摘しえても、無視しえぬのは、例え、帯広や十勝管内等の近接地にいる子供であっても、約15～20%程度のものは盆・暮等の決まった日にしか訪ねてこないという事実である。

このように居住地の遠近といったその物理的空間距離に対応して、親子の社会的接触の密度も全体としては規定される。だが、地域的にみると農村部の方が、親子の接触頻度も高く、そこには単なる空間的距離のみでは律しえぬ側面が伏在している点は看過できないのである。そこでその点を、階層ならびに家族類型の面から、さらに解明していこう。それを示したのが表5-2である。まず、市街地、農村部別にみた近接地に居住している子供の割合（ここでは町内+隣接町村）は市街地23.5%に対し、農村部26.7%と両者は大差ない。だが階層的にみると市街地の生活保護・年金等の無業層ならびに、農村部二部落の農家老人層の場合、子供は比較的近くに居住している割合が高い。ところが、例え近くに居住しているからといって親を訪ねる割合が、それに対応もしくはそれ以上になるところは、生保等ならびにアパート・ホーム入居の単独老人層（E）を除く他の全てにみられることに気づく。すなわち、とりわけ老人単独及び老人夫婦世帯（E・A）を特徴とする、生保等ならびにアパート等入居老人層の場合、例え、近くに子供が居住していても、彼等は他の層と比べ、親との交流がより疎遠になっている事実である。しかもそれが、最も孤独な単独老人層において、端的に看取しうるということである。子供に去られたこれら1人暮らし老人層は、その家族解体化の結果として存在し、現に子供との最も基本的な血縁の絆からさえも疎遠化してしまっているということに気づくのである。さらにいま一つ注目すべき事は、市街地の自営業ならびに農村部の老人層の場合、ごく一部（S部落のA型）を除くと、全体として、老人夫婦世帯（A、B）より、子供との同居による二世代主婦世帯（C、D）の方が、他出した子供の訪ねる機会も多く、親子関係はより密になっている事実である。この二つの対照的な事実は、現に世帯が、少くとも夫婦間あるいは親子間の関係で構成されている場合とそれも失なわれ、単独者となっている場合、前者の方が、より拡がりや厚みのある血縁のネットワークを特徴としているということである。つまり、生業の展開に伴ない、より不安定な生活を余儀なくされてきたこれら市街地の無業層老人は、現にいる子供との絆さえも、より希薄化しており、生活不安は、経済的側面のみでなく、精神的な面からも自乗化してきている現実にはわれわれは気づくのである。

そこで、こうした老人夫婦（ならびに単独）世帯老人の不安は、いつれ体が不自由となり他の人の助けを借りなければならなくなったような時にどう対処しようとしているかという点をさぐることによって、より明らかとなる。表5-3をみていただきたい。対象老人42人のうち、何んらかの形で、子供に頼る（他出した子どもに帰ってもらうか、その子のところへ行くかのいずれかの）人は、16人（38.1%）と4割にも満たず、他は、必ずしも子供と同居できるという確証ももたえていない。しかも、A型の老人層では確証をもちえているのが、まだ48.0%もいるのにたいし、単独老人層（E）ではわずかに23.5%にすぎないことである。「帯広の息子が本当に親をみてくれるかどうかわからない」（㉔—このケースは町内に長男、二男、五男、二女がいるが、何んらかの理由のため、帯広の三男のことを指している—）あるいは「帰ってくるという子供もいないし、娘のところに行くしかないが、わからない」（㉓—1、㉓—2—全て子供は女子）、「行きたいけど、わからない」（㉕—全て子

表 5 - 2 階層別・家族類型別にみた子供の居住地毎の親訪問の頻度

地 域	家族 類型	町 内	隣 接 町 村	帯 広 市	十 勝 管 内	その他道内	道 外	計	近 隣 居住率	最 頻 訪問率
市 街 地	自 営	A	○		○○	○○○○△	○××	11	9.1	18.2
		C	●○	○○		○○○○	○○××	14	28.6	35.7
		D	○	○○○○	●○	○○	××	11	9.1	45.5
		計	2	4	6	11	9	36	16.7	33.3
	雇 用	A	○	○	○	○○×		6	16.7	50.0
		B	●●○	●○○○	●	○○○		11	27.3	54.5
		C					○	1	0	0
		D	○	○○	○○	○○△	○○	10	10.0	10.0
		計	4	1	7	9	3	28	17.9	35.7
	生 保 等	A	●●●●●○ ○○○	○○○○	○	○○△	△	18	50.0	50.0
		E	●	○○	△△	○△	△△△	11	27.3	9.1
		計	10	2	6	5	4	29	41.4	34.5
	ア パ ー ト ・ ホ ー ム	A	●○○○ ○○○	○○○ △△△△×	○△△△	○○○○○○	○○	31	22.6	29.0
		E	●○○○	○×	○○○○○○ ○○△	○○○○○○ ×	○△××	29	20.7	17.2
		計	9	4	21	7	13	60	21.7	23.3
農 村	T 部 落	A	●○○○	△	○○○	○△×	○○△××	17	23.5	35.3
		D	●●●○○○ ○○	○○○△ ○○○○△	○○○○△△ ○○○○○○△	○○○○○○ ○○○○○○ ○△	○○○△△△ ×	44	27.3	45.5
		計	12	4	6	9	13	61	25.2	42.6
	S 部 落	A	○	○	○○	○○		6	33.3	66.7
		B	○○○○○		○△	○	△△	10	50.0	30.0
		C	●●○○		○○○○△△ ×	△△	○△	15	26.7	40.0
		D	●○○○○	○○○	○○○○○○ ○○△△	○○○○○○○ ○○△△△△ ××	×	39	20.5	53.8
		計	15	4	19	10	3	70	27.1	48.6

(註) ●→ほとんど毎日, ◎→週に1回以上, ○→月に1回以上, △→年に1回以上 △→特定日(盆, 暮, 命日, 困ったとき), ×→ほとんどこない。

なお近接居住率は、町内+隣接町村に居住する子供の比率、又最頻訪問率は「ほとんど毎日」+「週に1回以上」+「月に1回以上」親を訪問する子供の比率を示す。

表 5-3 将来、体が不自由になったときの対応（A・E型のみ）

		外に出ている 子どもに帰っ てもらう	外に出ている 子どものとこ ろに行く予定	自分でなんと かやってゆく	特別養護老人 ホームにはい りたい	そ の 他	計
自 営	A	1	2			病院に入って付き添いをたのむ(1)	4
雇 用	A					子供は来い来いいっているが、施設の方が気楽でいい(1)	1
生 保 等	A		2			帯広の息子が本当に親をみてくれるかどうかわからない(1) 国の保護をうけて安楽にやっていきたい(1)	4
	E		1			死ぬだけ、ホームには入りたくない(1) 子どものところへ行きたいがどうか(1) お盆に子どもと相談しようと思っている(1)	4
老 人 アパート	A		4			帰ってくるという子供がいない(1) 娘のところに行くしかないが不明、その他(1) みてもらおうと思う嫁さんとていない、娘はいいが、そうはいかない、長女に養老院へ行くしかないといわれるけど行きたくない(1)	8
	E		3	1	1	ヘルパーの人と一緒にいる人がいたならなった方がいいというが、気心も知れないし(1) 不明(1)	7
特 養 ホ ー ム	A					今のところにいたい(1)	1
	E					今のところにいた(2)、不明(1)	3
T 部 落	A		1	1	1	病院にでも行く(1)、その時にならないとわからない(1) 不明(2)	7
S 部 落	A	2				不明(1)	3
計		3	13	2	2	22	42

供は女子)というように、娘の結婚先へはいきたくてもいけない老人もいるという親を躊躇させる条件下におかれている。また、現に他出した子供もいない場合は「死ぬだけ、けどホームには入りたくない」⑤⑨、「不明」⑫という事象となつてあらわれる。そして、むしろ、「病院にでも行く」⑩-2、「病院に入って付き添いをたのむ」⑩といった医療機関を望む以外、特養ホームに入ることが希望し

ているのは明確には2人と非常にこうした機関への評価は少なくなる事実が指摘できる。このように
 いずれは襲う身体が不自由になる事態に対し、老人達は、やはり、諸機関への志向性より、子供との
 血縁関係に現存のところ確証をもちえないながら、それへの依存を強く願っている姿がみられるので
 ある。これに対し、いずれは子供と同居しうることを表明している老人の場合、16人のうち、6人
 は長男が町内又は帯広に居住しており、他の7人は札幌の6人と岩見沢の1人となり、残りの3人は
 長男が道外とはいえ、他の男又は女の子供が町内に居住しており、比較的近くに子供がいるという特
 徴がある。しかし、このことは必ずしも子供が近接に居住しているからといって、同居の確証がもち
 うるということではなく、子供に頼りえない点を表明している老人として、確かに子供は近くに住ん
 でいるものもみられるが、そこにはやはり、世帯分化・解体化の経過における種々の事情（例えば不
 和、軋轢、葛藤等の家族関係の維持困難の諸原因にもとづく）が複雑に作用しており、その結果とし
 て、たよりたくてもたよれないことになっているものと考えられる。

そこでつぎにその点との関連で、他出した子供の続柄別にみた親との交流の側面を追究してみよ
 う（表5-4、5-5参照）。表5-4から気づくことは、少くとも月1回以上親を訪ねる割合は、

表5-4 子供の続柄別の親訪問の頻度

	ほとんど毎日 週に1回以上	月に1回以上	年に1回以上	特定日のみ	殆んどこない	計
長男	8.3	22.2	33.3	19.4	16.7	36
長女	13.2	22.6	43.4	13.2	7.5	53
その他	5.7	29.7	41.5	17.4	5.6	195
計	7.4	27.5	40.5	16.9	7.4	284

長女が最も高く、長男は最低となり、とりわけ、長男の場合、全体的に、「殆んどこないか」きても
 「特定日」にしか来ない割合が36.1%にも達し、親との交流が他の子供と比べ、疎遠になっている事
 実である。確かに長男の居住地が、遠隔地（道外で長男は18.2%、その他の子供は13.4%、その他の
 道内で長男は27.3%、その他の子供26.0%）であることに帰因しているとも考えられるが、それ以上
 の割合で訪問頻度が低い点はやはり注目されるのである。この点を家族類型との関連でさらにまとめ
 てみよう（表5-5）。長男の場合、現に自分の兄弟が、親と同居しているD型において、自営業、
 雇用者の市街地世帯と農村部のS部落世帯では、他の老人夫婦世帯（A、B）よりも訪ねる割合が少
 なく、そこには、自らが家業を継承しなかったことや、親元を離れたことによる何かの原因が作用し
 て足を遠のかせているものと思われることが指摘できる。したがって、その面を埋めるような形で、
 長女やその他の子供が逆に親を訪ねる割合を高めていることに気づく。だが、長男でも、老人夫婦の
 みからなる世帯（A）の場合は、やはり、C、D型より、親を訪ねる割合も高く、残された老親への
 気づかいをより強く示している事は見逃しえないことである。さらに気づくことは、生保、アパート
 等の無業層老人世帯の場合、少くとも、老人単独世帯（E）より夫婦世帯（A）の方が、長男の訪ね
 る機会も相対的に高く、しかも、また長男よりその他の子供の方が、一人老親との交流が高くみられ
 るという事実である。唯一人親を残して他出せざるをえない子供の中で、今なお「長男であるため」
 といった傾向が残存していることからして、その親子関係の希薄化の底流には測りしれぬ家族解体化
 の諸要因がはらまれている。

このように、とりわけ市街地の不安定な無業層老人にみられる、血縁関係の疎遠化は、まさに、
 現在ならびにいつかは襲う生活不安の現実化に対応して、やはり、遠のいた子供との交流を切望しつ
 る、なかなか充足されえないでいる事実がより明らかとなった。

表 5 - 5 他出した子供の統柄別・家族類型別にみた親訪問の頻度

頻度 家族類型 統柄			ほとんど毎日+週に1回以上					月に1回以上					年に1回以上					
			A	B	C	D	E	計	A	B	C	D	E	計	A	B	C	D
市街地	自営	長男								50.0			(16.7)	33.3		50.0		
		長女				33.3	(14.3)			33.3		(14.3)	100.0		100.0	33.3		
		その他			10.0		(4.3)	33.3		30.0	42.9	(34.8)	50.0		40.0	42.9		
		計			7.1	9.1	(5.6)	18.2		28.6	36.4	(27.8)	54.5		50.0	36.4		
	雇用	長男		33.3			(16.7)		33.3			(16.7)	100.0	33.3		100.0		
		長女		100.0			(14.3)		100.0			(14.3)			100.0	100.0		
		その他		16.7			(6.7)	75.0	16.7		20.0	(33.3)	25.0	66.7		60.0		
		計		27.3			(10.7)	50.0	27.3		10.0	(25.0)	33.3	45.5	100.0	80.0		
	生保等	長男	50.0				(33.3)											
		長女	33.0				(16.7)	33.3				(16.7)	33.3				33.3	
		その他	30.8			14.3	(25.0)	15.4				(10.0)	46.2				28.6	
		計	33.3			9.1	(20.7)	16.7				(3.4)	38.9				27.3	
	アパート・ホーム	長男										14.3	(10.0)	33.3				57.1
		長女					25.0	(12.5)	50.0				(25.0)	25.0				50.0
		その他	4.2				5.6	(4.8)	25.0			11.1	(19.0)	37.5				66.7
		計	3.2				6.9	(5.0)	25.8			10.3	(18.3)	35.5				62.1
農村部	部落	長男						33.3					(25.0)				100.0	
		長女				14.3	(10.0)	33.3		42.9		(40.0)	66.7				28.6	
		その他	9.1			2.8	(4.3)	27.3		41.7		(38.3)	27.3				33.3	
		計	5.9			4.5	(4.9)	29.4		40.9		(37.7)	29.4				34.1	
	部落	長男			50.0		(14.3)	100.0	100.0		50.0		(57.1)					
		長女			33.3	11.1	(13.3)				33.3		(20.0)	100.0	50.0	33.3	22.2	
		その他						33.3	28.6	40.0	35.7	(35.4)	66.7	42.9	20.0	42.9		
		計			13.3	2.6	(4.3)	50.0	30.0	26.7	35.9	(34.3)	50.0	40.0	20.0	35.9		

(註) 比率は家族類型毎の合計を母数として算出。又、()内の比率は家族類型全体の合計を母数として、各頻度及び階層、地域毎に算出。

	特定日(盆,暮,命日,困ったとき)						殆んどこない						合 計					
計	A	B	C	D	E	計	A	B	C	D	E	計	A	B	C	D	E	計
(33.3)	33.3					(16.7)	33.3			100.0		(33.3)	3		2	1		6
(71.4)													2		2	3		7
(43.5)							16.7		20.0	14.3		(17.4)	6		10	7		23
(47.2)	9.1					(2.8)	18.2		14.3	18.2		(16.7)	11		14	11		36
(83.3)													1	3		2		6
(57.1)							100.0					(14.3)	1	2	1	3		7
(53.3)				20.0		(6.7)							4	6		5		15
(57.1)				10.0		(3.6)	16.7					(3.6)	6	11	1	10		28
	50.0				100.0	(66.7)							2				1	3
(33.3)					66.7	(33.3)							3				3	6
(40.0)	7.7				57.1	(25.0)							13				7	20
(10.3)	11.1				63.6	(34.5)							18				11	29
(50.0)	33.3				14.3	(20.0)	33.3				14.3	(20.0)	3				7	10
(37.5)	25.0					(12.5)					25.0	(12.5)	4				4	8
(50.0)	33.3				5.6	(21.4)					11.1	(4.8)	24				18	42
(48.3)	32.2				6.9	(20.0)	3.2				13.8	(8.3)	31				29	60
(25.0)	33.3					(25.0)	33.3					(25.0)	3			1		4
(40.0)				14.3		(10.0)							3			7		10
(31.9)	9.1			19.4		(17.0)	27.3			2.8		(8.5)	11			36		47
(32.8)	11.8			18.2		(16.4)	23.5			2.3		(8.2)	17			44		61
			50.0			(14.3)				50.0		(14.3)	2	1	2	2		7
(33.3)		50.0	33.3	11.1		(20.0)				22.2		(13.3)	1	2	3	9		15
(39.6)		28.6	30.0	21.4		(22.9)			10.0			(2.1)	3	7	10	28		48
(34.3)		30.0	33.3	17.9		(21.4)			6.7	7.7		(5.7)	6	10	15	39		70

第2節 老人層の親しい仲間と近隣関係

だが、老人達は、例え血縁との絆が十分充足されえていないとはいえ、日々の生活過程をおくる中で、その最も近い近隣、趣味仲間、クラブ等を介しての地縁的關係を必要とし、自らそうした關係を通して、日常の生活を送っている。

さて、表5-6をみていただきたい。まづ全体として、市街地、農村部別に現在の親しい仲間と親しくなった契機を比較してみると、大きな有意差が看取できる。つまり市街地では、老人アパート、特養ホーム老人のそれを筆頭について雇用者老人に強くみられるように、単なる「近隣だから」といったことによる親密さを上げる割合は、農村部に比してはるかに高いという事実である。そして農村部の二部落、とくにT部落では、「開拓実習場時代」「同県人」「学校時代」といった開拓入植以来から、部落社会形成に共に参与してきたその史的な累重的關係が根強く、現在の仲間關係を形づくっている事実がみてとれるのである。そして、さらに、それに加えて、「趣味仲間」「老人クラブ」といった、老人組織・集団を介しての機能的な關係が、前者の關係に重積していることである。この一定の重積的關係は、市街地の自営業層老人の場合にもみられ、他の層とは明らかに關係の質は異なっている。

以上の全体的な指摘の上にたって、もう少し細部にわたってみていこう。市街地の中で、前述の如く、アパート、ホーム入居老人は、その狭隘な近接的隣人關係に特化しているわけだが、同じ無業層の生保等の老人の場合、むしろ、近隣の同族等の血縁關係を中心に、地主・小作關係を強く有している事に気づく。この点は、第1節でのべた、他出した子供の近接居住の割合が、最も高いことと照応している。雇用者老人となると、近隣關係以外に、やはり親戚關係が強くみられるが、これは、生保等老人の場合より、必ずしも近くに住んでいる子供等との血縁關係のみではなく、やゝ、地域的にはそれより広い範域で形成されている点が特徴となる。そしてこれら三層老人とは異なり、自営業老人の場合にはむしろ、近隣關係のみならず、学校時代、同県人といった關係の累重性以外に、趣味仲間、老人クラブ、役職關係といった機能的な諸要因が媒介となって形成されてきた諸關係が重積化しており、より広汎化している特徴が目立つのである。この点がより、強くみられるのは、T部落老人である点は、前述の如くである。これに対し、同じ農村部でもS部落ではむしろ、近隣關係、親戚關係が基軸をなし、その点では、市街地の雇用者ならびに生保等老人の場合と類似している。しかし、それよりは、若干、關係の重積性がみてとれる。

以上の傾向を、現に親しくしている人が近隣の場合、その人と親しくなった契機に限定して表5-7からさぐると、より明確にあらわれる。即ち、アパート、ホーム老人、雇用者、生保等ならびにS部落老人の場合、単なる「近隣だから」という關係が、40～80%と過半数にも及び、しかも、アパート・ホーム全体では老人はそれのみの關係に特化している以外、雇用者、生保等老人では、それに加え同族等の血縁關係に限られる。これに対し、むしろT部落では、単なる「近隣だから」といったものは皆無で、やはり、部落社会形成以来の同志的關係を基底に、趣味や仕事を介しての關係が厚く形づくられている。

こうした老人層の地域社会における社会關係の拡がりや深さは、当然にも、家族自体の世代的な展開、いいかえれば、生業史にもとづく家族（ならびに世帯）形成の展開のあり方と深く関わってくる。その点を家族類型別にさぐると、単独世帯（Ⅱ）において、単なる「近隣」關係以上に拡がりえない特徴が指摘できる。そしてむしろ、二世代夫婦世帯（D）の場合、それは、単なる近隣關係以上に、「開拓実習場時代」「同県人」「趣味仲間」他を契機とした關係が累積されてきていることが明らかとなる。そして、同じA型でも市街地の無業層老人の場合とT部落農家老人とでは、後者の方が、同部落D型老人の場合のように、やはり、種々の關係のネット・ワークに恵まれている。そして、自

表 5－6 現在の親しい仲間との親密化の契機

	開拓実習 場 時 代	学校時代	趣味仲間	同 県 人	役職関係	老 人 ク ラ ブ	婦 人 会	近 隣 だ から	本家・家 主・地主	父の代か らの知人	親 戚	仕事上の 仲間（過 去・現在）	気の合う 相談相手	晩 成 舎 時 代	不 明 な し	計
自 営 雇 用 生 保 等 アパート ホ ー ム		8. 7	13. 0	8. 7	8. 7	8. 7		26. 1		4. 3		8. 7	4. 3		8. 7	23
			7. 7					46. 2	7. 7		23. 1		15. 4			13
								18. 2	27. 3		36. 4	9. 1			9. 1	11
			4. 5					63. 6			4. 5	9. 1	4. 5		13. 6	22
計		2. 9	7. 2	2. 9	2. 9	2. 9		40. 6	5. 8	1. 4	11. 6	7. 2	5. 8		8. 7	69
T部落	24. 1	3. 4	24. 1	17. 2	3. 4	3. 4				3. 4		3. 4	10. 3		6. 9	29
S部落				2. 9	2. 9	5. 7	2. 9	25. 7	2. 9	2. 9	22. 9	11. 4	2. 9	2. 9	14. 3	35
計	10. 9	1. 6	10. 9	9. 4	3. 1	4. 7	1. 6	14. 1	1. 6	3. 1	12. 5	7. 8	6. 3	1. 6	10. 9	64
A	5. 3	2. 6	7. 9	5. 3	2. 6			36. 8	10. 5		7. 9	7. 9	7. 9		5. 3	38
B								16. 7			50. 0		33. 3			6
C			5. 6	11. 1	5. 6	11. 1		33. 3		5. 6	11. 1	5. 6		5. 6	5. 6	18
D	9. 3	3. 7	13. 0	7. 4	3. 7	5. 6	1. 9	16. 7	1. 9	3. 7	9. 3	5. 6	3. 7		14. 8	54
E			5. 9					41. 2			17. 6	17. 6	5. 9			17
総 計	5. 3	2. 3	9. 0	6. 0	3. 0	3. 8	0. 8	27. 8	3. 8	2. 3	12. 0	7. 5	6. 0	0. 8	9. 8	133

（註）現在の親しい仲間（老人 1 人当り 3 人を選んで）と親しくなった契機を調べたもの。仲間が 2 人以上でも同一契機の場合は 1 人とかぞえ、各々、契機が異なる場合、それぞれ集計してあるため、MA集計となっている。

表 5-7 現在、親しい仲間が近隣の人の場合の親密化の契機

	開拓実習 場 時 代	学校時代	趣味仲間	同 県 人	役職関係	老 人 ク ラ ブ	婦 人 会	近 隣 だ から	本家・家 主・地主	父の代か らの知人	親 戚	仕事上の 仲間（過 去・現在）	気の合う 相談相手	晩成 舎 時 代	不 明 な し	計
自 営 雇 用 生保等 アパート ホ ー ム		6. 3	6. 3	12. 5		12. 5		37. 5		6. 3		12. 5	6. 3			16
								62. 5	12. 5				25. 0			8
								40. 0	60. 0							5
			6. 3					81. 3				6. 3	6. 3			16
計		2. 2	4. 4	4. 4		4. 4		57. 8	8. 9	2. 2		6. 7	8. 9			45
T 部落	20. 0	4. 0	28. 0	20. 0		4. 0				4. 0		4. 0	12. 0		4. 0	25
S 部落				5. 9		5. 9	5. 9	52. 9		5. 9	11. 8	5. 9		5. 9		17
計	11. 9	2. 4	16. 7	14. 3		4. 8	2. 4	21. 4		4. 8	4. 8	4. 8	7. 1	2. 4	2. 4	42
A	3. 4	3. 4	10. 3	6. 9				48. 3	10. 3		3. 4	6. 9	6. 9			29
B								25. 0			25. 0		50. 0			4
C				16. 7		16. 7		41. 7		8. 3		8. 3		8. 3		12
D	12. 1	3. 0	15. 2	12. 1		6. 1	3. 0	27. 3	3. 0	6. 1		3. 0	6. 1		3. 0	33
E			11. 1					66. 7				11. 1	11. 1			9
総 計	5. 7	2. 3	10. 3	9. 2		4. 6	1. 1	40. 2	4. 6	3. 4	2. 3	5. 7	8. 0	1. 1	1. 1	87

(註) 表 5-6 の中で、現在の親しい人が近隣である場合、その人と親しくなった契機の比率

営業とS部落のC型では、S部落の血縁関係の強さならびに自営業の同郷出身やクラブを介した諸関係が、根強くみられることである。しかし、同じ二世代夫婦世帯といっても、近隣の人との親しさは、D型の方が、はるかに多岐にわたって、重積的關係をみせるのに対し、C型ではむしろ、単なる近隣といった地縁性を特徴としている点が指摘できる。これは明らかにT、S両部落の地域形成のあり方の違いや、農業生産上の差異に帰因していることはいうまでもない。T部落では開拓入植以来からの共同体験の累重性にもとづく関係が、相互に重なり合って形成され、それは世代的に展開されてきた特徴を有している。だが、S部落はそうした入植の同時性がなく、むしろ、血縁のネット・ワークを基軸にしつゝ、社会関係が形成されやはり、その関係との連関で、一定の拡がりをも有している点が特徴といえる。これに比べかえて市街地の自営業層のC・D型老人層の方が、S部落の同じ家族類型をとる老人層より、関係は相対的に重積性が高いといえる。

このように、現にある家族の構成類型自体、従来からの生業史にもとづく家族形成の史的展開過程の結果を端的に示しており、その側面からみて、老人層の社会関係も、近隣、地域社会の中で形づくられてきたといえよう。すでに前節でみた如く、市街地の無業老人層の場合（A・B）、子供との最も基本的な血縁の絆も希薄化している上に、ここでもまた、近隣社会との関係も累重性・重積性を有しえず、かなり狭隘な近隣接触場面に限られている事実にもわれわれは気づいたのである。そしてその対極に、自営業・S部落の二世代夫婦世帯老人にみられる血縁・地縁の重層関係ならびに、T部落におけるそれ以上の部落社会形成とともに史的に累重化された諸関係の拡がりとも深まりを有している老人層が、位置するといった前者老人層との対照的な姿が別出しえたのである。

第3節 老人層の社会的生活行動と諸関係

ところで、これら老人層は単に家庭や近隣あるいは狭い地域社会にとどまてはいない。ときには仕事あるいは老人クラブの集会又は、子供や親戚を訪ね歩いたり、楽しい旅行に気をまぎらわしたり、日々の買物に出かけたりして、その生活行動の形態と領域は多様な姿をわれわれにみせてくれる。そしてこのことは、そうした生活行動をとらせる諸条件としての生計基盤、ならびに社会諸関係のあり方と深く関わる中で、展開していることは当然である。つぎにそうした問題をさぐっていかう。表5-8-①と5-8-②は、調査期日の前日、その一週間内、一ヶ月間内、一ヶ年間に内出かけた用件を調べたものである。全体として生活時間の単位が、日→週→月→年と大きくなるにつれ、外出した老人の頻度も、27.5%→54.9%→65.7%→81.4%と上昇してくる。つまり、一週間以上の時間的周期となると、約半数以上は何んらかの用件で外出している。しかしほぼ2割の老人は年間でみてもどこにも外出していない事実が判明する（とくに2割をこえる層は市街地の自営業、アパート・ホーム、農村部のS部落老人となる。ただし、特養ホーム入居老人の場合、日→年間の全ての時間単位において全く外出していないことを最初にのべておく）。つぎにこの傾向を市街地、農村部別に比較すると、少なくとも、日、週単位ではそれほどの差が両者でみられなかったのが、月、年単位となると、農村部老人の方が、相対的に、多く外出しており、行動空間の拡がりをみせることである。

それでは、そうした時間的拡がりに対応して老人層はいかなる用件で外出しているのだろうか。そこには明らかに特徴がみられる。すなわち、具体的な調査日の前日という特定日であったとはいえず約1割弱（9.8%）の老人は病院へ出かけている点がまづ目につく。ところが週間で見ると、やはり病院の割合が高くみられつゝも、その他に「老人交流」や「買物」といった用件が加わり、やゝ多様性を示しはじめる。しかも、生保等ならびにアパート入居といった無業層老人そして、高令者の多いS部落老人層において、週単位での病院通いが高くみられる点は注目される。家族関係の疎遠化の上

表 5-8-① 老人層の外出用件（昨日、一週間）

	公的機関	役職関係	仕 事	買 物	医療機関	老人交流	子 供 ・ 親戚訪問	旅行・遊び	行かない 明	老 人 数
自 営	5.0	5.0 5.0	5.0 5.0	5.0 5.0	10.0 15.0	5.0 10.0		5.0 10.0	70.0 50.0	20 20
雇 用			22.2 22.2	11.1 11.1	11.1	11.1		11.1	55.6 44.4	9 9
生保等	25.0	12.5	12.5	12.5	12.5 37.5	12.5	12.5	12.5	37.5 12.5	8 8
アパート ホーム				10.5	10.5 15.8	5.3 10.5			84.2 63.2	19 19
計	5.4	1.7 3.6	7.1 5.4	5.4 8.9	10.7 16.1	3.6 10.7	1.7	1.7 7.1	64.3 48.2	56 56
T部落	4.5 4.5	4.5		13.6	13.6	4.5 4.5	22.7	9.1 9.1	81.8 27.3	22 22
S部落	4.2	4.2			12.5 20.8	16.7			87.5 54.2	24 24
計	2.2 4.3	4.3		6.5	6.5 17.4	2.2 10.9	10.9	4.3 4.3	84.8 41.3	46 46
A	10.7 3.6	3.6	3.6	14.3	14.3 25.0	3.6 3.6		7.1 14.3	60.7 35.7	28 28
B		20.0	20.0 20.0	20.0 20.0	20.0	40.0			40.0 0	5 5
C		7.1	14.3 14.3		14.3 14.3	7.1		7.1	64.3 57.1	14 14
D		4.9		2.4 2.4	2.4 12.2	4.9 12.2	12.2	2.4	87.8 56.1	41 41
E	7.1 7.1			7.1 14.3	14.3 14.3	14.3	7.1	7.1	71.4 35.7	14 14
総 計	3.9 2.0	1.0 3.9	3.9 2.9	2.9 7.8	9.8 15.7	2.9 10.8	5.9	2.9 5.9	72.5 45.1	102 102

(註) 調査時点において左上段数字は昨日、外出した用件、そして右下段数字は最近一週間以内に外出した用件の頻度を老人数を母数として算出したもの。なお公的機関は役場、農協が主、老人交流には老人クラブ、趣味の集まり、老人団体旅行等を含め、純粋の観光旅行で老人団体でない私的なものは旅行・遊びに入れた。

表 5 - 8 - ⑩ 老人層の外出用件（一ヶ月，一ケ年）

	公的機関	役職関係	仕 事	買 物	医療機関	老人交流	子 供 ・ 親戚訪問	旅行・遊び	行かない 不 明	老 人 数
自 営		5.0	5.0	5.0	5.0	20.0	30.0	5.0	35.0	20
雇 用	11.1		11.1			22.2	44.4	22.2	11.1	9
生保等		12.5			25.0	25.0	12.5	37.5	12.5	8
アパート ホーム				5.3	26.3	5.3	10.5	5.3	47.4	19
計	1.7	1.7	5.4	3.6	14.3	16.1	16.1	7.1	41.1	56
T部落	4.5	4.5		18.2	18.2	13.6	18.2	18.2	18.2	22
S 部落	4.2	4.2		4.2	29.2	16.7	4.2	4.2	41.7	24
計	4.3	2.2		10.9	23.9	15.2	10.9	10.9	30.4	46
A	3.6	3.6		10.7	28.6	10.7	7.1	17.9	17.9	28
B						60.0			40.0	5
C		7.1	14.3	7.1		21.4	21.4	14.3	42.9	14
D	2.4	2.4	2.4	4.9	19.5	14.6	12.2	4.9	36.6	41
E					21.4	7.1	21.4		50.0	14
総 計	2.0	2.0	1.0	4.9	18.6	15.7	12.7	8.8	34.3	102

(註) 表5-8-④と同様のやり方で左上段は最近一ヶ月に外出した用件、右下段は最近一ヶ年間に外出した用件を老人数を母数として算出したもの。

に老令化の進行は、自らの健康保持にも影響を与へ、病院へ通わざるをえない事態が指摘できるのである。ところが、時間単位が月間へと拡がると、病院以外に、「老人交流」ならびに、あらたに子供・親戚との交流が見られるようになる。それも、自営業やT部落老人層といった、前節まででみたように、子供との血縁関係や地域でのさまざまな親交関係が累重的・重積的になっている層で高くみられだしている点が特徴となる。とくに子供の方からの訪問のみならず、親の方からも少なくとも月単位で訪問するようになるといった相互交流が、これら層で強くあらわれることに注目したい。また、市街地と比べ、農村部老人の場合、とくにT部落において病院通いが月単位でやっとあらわれだし、買物による交流場面も高まるというように、その外出用件は多様化してくるのである。そして、さらに年間となると、大きく変わり、子供等の訪問の他に、旅行を主体としたレジャー活動が、高まり、その行動空間はより拡がってくる。しかも、その傾向は、市街地より農村部老人においてより強くみられるようになる。なかでもT部落老人層の場合他層と比べ、それ以外に老人交流や役職遂行に伴う社会的活動にもとづく外出用件もみられ、その活発な行動が目立つ。ただ市街地においても、自営業の場合は、他層と比べより多く旅行に出かけており、その対極にあるアパート入居老人の場合、旅行にもあまり行きえないでいる事実が指摘しうる。だが、こうしたアパートに加え、生保等の無業老人層では、普通の観光旅行よりむしろ、子供を訪ねる機会が高まり、なかなか来ない子供を少なくとも年に1回以上は親の方から訪ねている事実が看取しうるのである。

つぎに以上の傾向を、家族類型別でみると、それは月間単位以上で相違があらわれる。つまり、生保等やアパート入居の老夫婦ならびに単独世帯老人の場合（A、E）、病院通いは、他類型より高いのに反し、老人同士の交流の機会はいずれも低位となる。しかし、少なくとも、身体をきづかいながら、現に今住んでいる町内での地縁的交流を求めるより、むしろ、年に1回は、子供を訪ね、その関係をあたためている事実が明らかになる。さらに気づくことは、これら老人層のうち単独老人となると、年間を通していても、旅行・遊びといったレジャー活動が皆無であることである。血縁との関係を確認し、その親交をあたためること自体、これら老人にとっては、まさに慎ましい営みであり、気の安らぎとなっているとさえいえよう。

さて、こうした時間的周期単位からみた老人層の行動空間には、その単位毎のパターンが見出しえ、しかも、そこには老人自身の健康状態に大きく規定されながらも、老人同士あるいは子供との交流を強く願い、日常的買物やさらに旅行といったレジャー活動を求めて出かけている姿が描きえた。しかしそこには、生計基盤の差違や老人をとりまく社会関係のネット・ワークの差にもとづく、行動空間の違いとしてその特徴が大きくあらわれる事実が明らかとなった。こうした点は、さらに用件と外出した地域の拡がりを見ることによって、より明確になる。表5-9-④ならびに表5-9-⑤がそれである。全体として、週単位内で出かけたところは、ほぼ、町内を主体とし、せいぜい帯広までの拡がりとなる。ただ、週単位でみても、帯広ならびにその他道内にまで外出先が拡大するのは、役職の仕事、買物、医療、子・親戚訪問や旅行・遊びのために主としてT部落、自営業老人の動きが目立つ。それが、月間となると、その拡がりには帯広を含めた道内一円にまで拡大し、とりわけ、老人交流や、子・親戚訪問、旅行・遊びのための外出が特徴となる。そしてここでも、T部落、自営業老人が主体の他、S部落や雇用者老人も、それについて、外出地域を拡げてくる。さらに年間を通した地域となると、道内全域は勿論のこと、道外といった遠隔地にまで拡がり、それも、旅行・遊び、子・親戚訪問を中心に、その他老人交流や役職関係で出向いている事実が明らかとなる。しかも、主力はT部落をはじめS部落まで含めた農村部老人と自営業層老人となり、その他に、ついで数は少ないが雇用者層やアパート入居、生保等の無業層老人となる。だが、アパート入居老人の場合は、せいぜい子・親戚訪問も道内にとどまっている事実である。さらに、年間を通していても、無業層老人の場合、町内の病院等の医療機関にしか行かないものがあり、又、同じ農村部といっても、S部落老人の一部

表 5 - 9 - ① 地域別・階層別にみた老人の外出用件と外出先

●-18 ●-21 ○-13 ○-5 △-2 ×-15		(昨 日)							不明ナシ	(一週間)							●-6 ●-13 ○-11 ○-3 △-1 ×-9	
									道外									
									道内		●					●	○	
									十勝		○				×			○
	●			×		○			帯広			○	●	●●●●	○△	●●		●
			●			○			隣接			○				●△		
×	●○		○×	●●●○ ○△△ ×	○△	○△	○	●△△○	町内	●●	●△	○	●●○ △××	●●●● ●○△ △△××	●●●● ●○△ ○△×	●	●●○ △	○×××
外出ナシ・不明	施行・遊び	子・親戚訪問	老人交流	医 療	買 物	仕 事	役職関係	公的機関		公的機関	役職関係	仕 事	買 物	医 療	老人交流	子・親戚訪問	旅行・遊び	外出ナシ・不明
	●	●	●×	△×××				○	町内	●			●●●● ×	●●●● ●○△ △×××	●●●● ○△×	●	○	×
									隣接		△					○△		
	●○△	○△△×	●	△	○	○			帯広			○	●●	●●●△	●●○△	●●×	●○×	
	○	●○×	×				●		十勝	●					●	○		
	●●●● ●●●● ●○△ ○△×	●●●○ ○△△ ××	●●●○	●		○	●●○		道内		●			●	○△○	●●○ ○△×	●●●	
	●●●● ●●●○ ○△△ △	●●●● ●●○△					●		道外								●	
●-1 ●-8 ○-5 ○-1 △-1 ×-6	(一年間)							不明ナシ	(一ヶ月)							●-5 ●-11 ○-6 ○-5 △-2 ×-8		

(註) ●→T部 落, ●→S部 落, ○→自営業, ○→雇用者, △→生保等, ×→アパート・ホームの各世帯老人が外出した件数を示す。1人で複数の件数のある場合はMAで集計

表 5 - 9 - ② 家族類型別にみた老人の外出用件と外出先

△-17 ○-2 ●-9 ●-36 ×-10		(昨 日)												(一 週 間)		△-8 ○-0 ●-7 ●-21 ×-4		
									不明ナシ									
									道外									
									道内		●				●	△		
									十勝		●				×		○	
	△			×		●			帯広		●	●	●●●	△●	●●		●	
			●			○			隣接		○				●×			
×	△●		△●	△△△△ ○○●● ×	○●×	△●	●	△△△×	町内	△●	△●	●	△△△△ ○××	△△△△ △△△△ △△△△ ●●●×	○○●● ●●×	●	△△△△ ×	△●×
外出ナシ・不明	旅行・遊び	子・親戚訪問	老人交流	医 療	買 物	仕 事	役職関係	公的機関		公的機関	役職関係	仕 事	買 物	医 療	老人交流	子・親戚訪問	旅行・遊び	外出ナシ・不明
	●	●	△●	△△×				△	町内	△			△△△● ●	△△△△ △△△△ △△△△ ●●● ×	△●●● ●●×	●	△	×
									隣接		△					●×		
	△●●	△●×	●	△	●	●			帯広			●	△●	●●●×	△○○○	●●×	△△●●	
	●	△△●	×				△		十勝	●					●	△		
	△△△△ △○○○ ●●●● ●●●●	△△△△ ○○●● ××	●●●●	●		●●	△●●		道内		●		●		△●●●	△●●● ●●×	△△●	
	△△△△ △○○○ ●●●● ●	△△●● ●●●×					●		道外								●	
△-2 ○-1 ●-3 ●-9 ×-5			(一 年 間)								不明ナシ					(一 ケ 月)		△-30 ○-2 ●-8 ●-14 ×-6

(註) A→△, B→○, C→●, D→●, E→× はそれぞれの家族類型を示す。

では、旅行や子・親戚訪問、老人交流の場面が町内にとどまっていることは注目される。こうした傾向を、表5-9-⑨から家族類型別にみても、やはり、自営業層及び農村部で主力を占める二世代夫婦世帯老人（C、D）の場合、とくに月間単位以上となると、老人交流、子・親戚訪問や旅行・遊びのために道内外へ出かける割合が高くみられ、それについて老人夫婦世帯（A）の老人層が、やはり、子・親戚訪問や旅行・遊びで、道内外にまで足をのばしている特徴があらわれ、単身老人層（E）はやっと年間を通して、子・親戚訪問が目立つにすぎないということが明らかとなる。そしてここでも年間でも、病院や老人交流のために出かけるところが、A、E層老人の場合、町内に限られる層が一部でも目立つということがわかる。

こうした諸特徴をみると、老人層の生活行動空間は、少くとも週単位レベルまでは、病院、買物、仕事、役職の用事等、日々の生活過程を全うする意味で、どうしても足を運ばねばならない行動が、かなり規則的に展開し、それ以外に、老人同士あるいは子供等との交流があらわれだしてくる。しかも、その地域は町内を主体とし、せいぜい帯広を含む十勝管内に限られるという特徴が指摘できる。ところが月間単位になると、病院、買物への出向きは町内かもしくは帯広位にまで拡大しえても、あまり週単位と基調は変わらないが、この単位となるとむしろ、子・親戚といった血縁的交流を深めるための行動や、旅行といったレジャー行動が活発化し、地域も道内全域へと拡大してくる。そして、老人交流場面も、町内での集いにとどまらず、主として老人クラブ旅行といった観光的要素が加わる組織的行動場面が、より地域を拡げて展開し、リクリエーション的行動が活発化してくるといった特徴となる。だが、そうした行動に加わる老人層も一様でなく、すでに週単位の時にもみられだすように、生計面でも相対的に恵まれているT部落や自営業層の二世代夫婦世帯老人がその主力を占め、あきらかに階層差がみられだしてくる。そして、年間を通した単位となると、子供等との血縁的交流や旅行・遊びのために道内外にまで拡大された地域にその行動空間は拡がり、自営業層や農村部老人以外にも雇用者、あるいは無業層老人もそれに加わり、せめて年一回の楽しみを実現している老人層が多くなる。しかし、反面、健康の心配や生計の不安定から、やはり町内の病院へ通う老人層は存在し、老人同士ならびに血縁との交流や、旅行にしても、ごく狭い地域（町内を主体としつゝ、帯広位まで）に限られる老人層がいる。それは主に無業層及びS部落の老人層に目立つのである。このことは、老人世帯の生計基盤のあり方に加え、老人をとりまく社会的諸関係の様態が彼等の生活行動空間の拡がりに大きく作用している現実を示している。だが、そうした条件にありながら、とくに厳しい現実におかれている市街地の無業層老人においてみた如く、その単なる「近接的關係」にある近隣との接触のみならず、むしろ出来る限り、子供を訪ねようとする事で、血縁の絆を強く求めているのである。しかしこのことは、いつれ充足されるという可能性を必ずしも有さず、老人生活のあり方を真にリアルに究明することによって模索していかなくてはならない、大きな社会問題としても存していると考えるのである。

第6章 老人の生活といきがい

第1節 市街地における老人生活

第1項 市街地の老人生活と家族

すでにみてきた如く、大樹町の場合も酪農専業地帯への転換という大きな地域社会変動に伴ない後継者の流出、離農、世帯分化といった事態が生みだされてきた。とりわけ市街地における老人世帯の存在を問題にすると、そうした産業変動によって創出・残存せしめられてきている老人世帯は、まさに市街地にその典型をみることができる。表6-1をみてみよう。対象となる45世帯のうち42.2%の19世帯は離農者層によって構成されている事実気づく。とりわけ、現在が老人夫婦世帯(A)の場合は約8割弱(76.9%)までが、離農者層であり、また老人単身世帯(E)の約4割がそれで占められ、しかもその大部分(A型で61.5%、E型で100%)が、所謂、生活保護、年金、子供からの仕送り等に依存して生計を維持している不安定な世帯となっていることである。後継者流出に伴ない離農もしくは、子供が全て他出、別居することによって、とりのこされたこれら老人のみからなる世帯は、その脆弱な生計基盤のために、公的な社会保障制度の対象となって、市街地に居住してきているのである。

つぎにいま一つの特徴として、雇用者世帯の場合、老人自らは生活保護、年金の他に土木日雇、大工日雇、造材入夫、内職等、その不安定な就労形態を有していることである。そして、老人夫婦世帯(A)の1ケースを除き、他は子供と同居しえているために、親子双方の多就業化によって、生計が維持されていることが特徴といえる。この層9世帯のうち、老人が仕事に従事してないのは3世帯のみとなる。だがこの層とて、前述の公的扶助対象の世帯への転落の可能性が、子供の離脱によってひきおこされることは十分想定しうることに注目する必要がある。

最後に、もともと離農者層が少ない、所謂、零細都市自営業者層(但し農家世帯1ケースを含む)の場合、約8割までが子供との二世帯夫婦世帯(C、D)からなり、概して都市自営として現在の老人世代までは継承されてきているものが多いといえる。だが、自営業のものは少なく(33.3%)、子供が賃労働者(地方公務員、漁協職員、スーパー店員)として、また他には家賃や老人自らの内職や恩給といった諸収入をもちよる形の兼業自営業層が約7割弱も占めていることが特徴といえる。したがって、この層も、雇用者と同じように自営業や内職従事といった「体の続く限り仕事をする」老人の比率は高いことになる。

このように、老人世帯の職業階層的地位は、そのめまぐるしい老人本人を含めた世帯の生業史的過程をへて現在に至った世帯構成の特質と深く関わる点が判明する。いいかえれば、自営業層の特徴としては、事業の継承性にもとづく世代累重的な世帯を構成せしめてきたものが大部分を占め、しかも自らも営業に従事している老人の姿は、「家族の中にかこまれた老人」として位置づけられる。それに対し、その対極に生活保護、年金等の世帯ならびに老人アパートに居住する老人世帯の場合、もはや自らの生業労働を通じた生活を営みえず、そのわずかな制度的保障のもとで、夫婦2人もしくは単独者として生計を維持せざるをえない事実が指摘できる。所謂、「老人のみが家庭でむきあう世帯」としての姿が描かれるのである。そして、それらの中間に老人自らも不安定な日雇労働や内職に従事し、その他わずかな生活保護や年金にたよりながら、世帯としては子供をも含めた多就業化によって生計が維持されているものとして、「家族員とともに忙しく働らく老人」の姿を特徴とする雇用者世帯が位置づくことになる。だが、この層の老人夫婦世帯(A・B型)にみられる如く、子供の転職、

表 6-1 市街地における老人世帯の生業内容

	A	B	C	D	E	世帯計	老人数
自 営	(雑貨屋＋恩給)・ (アパート経営)・ (農 業)・		(薬局)・(雑貨屋＋ 家賃) (歯科医) (理容)	(不動産＋内職)・ (酒屋＋公務) (酒 屋＋家賃)・(魚屋 ＋漁協)・(時計屋 ＋公務)・(食料品 ＋スーパー店員)・		13	20 人
雇 用	(土木日雇)・	(生保＋店員) (大工日雇＋事務)・ (森林組合＋病院＋ 学校)・	(郵便局)	(郵便局＋内職)・ (木工所＋年金) (土建日雇)・ (漁協＋公務)・		9	9 人
生 保 ・ 年 金 等	(年金＋仕送り) (測量日雇)・ (貯 金)				(年金＋仕送り) (仕送り) (生保) (生保)	7	8 人
老 人 ア パ ー ト	(生保) (生保) (仕送り) (年金) (年金)				(貯金) (生保) (生保) (生保) (生保) (生保) (年金)	12	15 人
特養ホーム	(生保＋年金)				(生保)※(年金) (生保)	4	4 人
(註)						45	56

－ は離農世帯，※離漁世帯，・は老人が自営従事又は雇用者として就業している世帯。
ただし・を付した世帯には調査対象老人が例え就業していなくても，それ以外の老人が就
業している場合はそれを・で明示した。

地域移動に伴ない老人のみがとりのこされる世帯が残存し、扶助対象世帯へと移行する可能性を有しているのも前述の如く、この層の特徴といえよう。

さて以上、老人の世帯内位置づけのあり方を中心としてみた階層的特質は、地域社会における産業の激しい変動によって惹起せしめられてきた階級・階層の分解に伴ない世帯（ならびに家族）の分化・解体化の事実を端的に示しているといえよう。そうした中で老人達は、自らの高齢化をもちえりみず、身体に気がねしつゝも何んらかの労働（この中には必ずしも生業に直接関わらない園芸作業のようなものも含む）に参加し、その生の充足を求めてきた。そのことは当然にも労働を介しての諸活動のあり方が、老人自身の日々の生活過程の歩みを内実的に意義あるものにさせうるものとして存しているのか否かといった問題をわれわれに提起することになる。そうした問題を解明するために以下第一に、老人の仕事への関わりと家庭内での役割、第二に、家族をこえた日常的な社会的接触のあり方、そして第三には、老人の生活充足のあり方といった三つの問題から分析していくことにしよう。

第2項 老人の仕事への関わりと家庭での役割

まづ老人の仕事への関わりを表6-2からみると、市街地老人の場合、自営業、雇用者世帯老人における生業への参与は、12人（21.4%）となるが、市街地では生活保護等の無業層老人が、約半数近く（48.2%）もいるために、概して低い。しかし、直接的には生業に関わらないとしても、老人自身、「草とり」、「花の手入れ」、「野菜作り」といった野外の畑仕事や内職に従事する者となると、生業に従事しているものと同数の21.4%が、関わっており、そしてそれさえも関わらない老人は過半数（57.1%）となる。なかでも、生業を含め畑仕事や内職といった何んらかの生産労働に関わっている老人層は、自営業層が75.0%と高く、ついで雇用者層の55.5%となる。これに対し、生保、年金等老人層において37.5%がそうした労働に関わっているにすぎず、さらにアパート・ホーム入居老人層では、そうした関わりは皆無という特徴がみられる。この点を家族類型別にみると、E型は、全く労働への関わりがみられず、逆にC・D型が最も高く（71.4%）、ついでA・B型の42.9%というように、二世代夫婦世帯老人の生産労働への関わりが高い。これに対しとりわけアパート、ホームの入居老人の場合、そもそも生業労働から切り離されて生活しているために、全く趣味的作業も殆んどみられない特徴に気づく。そこには健康状態の不良といった事実が深く関わる。特殊養護老人ホーム

表6-2 仕事への従事と健康状態

		自営業	雇用就業	畑仕事	内職	従事していない	計(老人数)
自 営	A	●●		○○			4 (1) 20
	C・D	●○○○○○ 2 6		●●○○○ 2 5	○ 1	●○×× 4	
雇 用	A・B		● 1	○ 1		×× 2	4 9
	C・D		●● 2		○ 1	○○ 2	
生 保 ・ 等	A		● 1	○○ 2		○ 1	4 8
	E					×××○ 4	
ア パ ー ト ・ ホ ー ム	A					●●○○○ ××× 9	9 (1) 19
	E					○○○○○× ×××× 10	

（注）

●→健康状態は良い、○→健康状態は普通、×→健康状態は良くない（病気がち、寝たり起きたり）をそれぞれ示す。（ ）内数字は自営の場合は農業、アパート・ホームの場合は特養ホーム入居老人のそれぞれの内数の老人数を示す。以下の各表も同じ（以下の表では老人数の他に比率も（ ）内に記入してある）

入居の老人（４人）を除いて、現に何も仕事に従事していない29人のうち、それでも6人（20.6％）の老人は「出来れば仕事がしたい」という意志を有しながら、やはり「自分の身体がきかない」ということで断念しているのである。そもそも健康の状態で、それだけを切り離しては問題にせず、今までの激しい労働の歴史の結果ならびに子供との疎遠といった世帯構成の変容過程と不可分離のものとしてある。「時計の仕事をしている時が一番楽しい」（④ 時計自営）という声には労働を通しての生活のハリがみられ、反面、「妻が死んでからは、毎晩ウイスキーを飲むのが楽しいだけで、他に何をやっても楽しくない」（⑤）という老人アパートの単身者の声は、現に今ある世帯における家族関係を失なった結果としてのその意欲喪失が如実に語られている。

ところで、例えば仕事に直接従事しているにせよ、いないにせよ老人達は日々の生活を営む上で何んらかの役割を家庭内において担い、それなりの作業を行なっている。その点を次表からさぐることにしよう。日常の消費生活過程において、老人が固有に担う作業分担は世帯構成と当然にも関連する。分担の量的大いさでみれば、老人のみからなる世帯（Ａ・Ｅ型）で高くでる。だがここで注目すべきは、例えば夫婦のみ世帯でみても、自営業世帯→生保・年金等世帯→老人アパート等世帯になるにつれて一人当たりの分担度は減じ、さらに後者二種類の無業層世帯においては、夫婦世帯より単身世帯の方がその度合も減少することである。そこにはホーム入居者は別としても、アパート入居の単身者の中にはヘルパーの力を借りねばならない老人が含まれることによると同時に、自らがルーティン化された役割を有するという自覚が、他の世帯員がいないためにかなり希薄化してしまっていることを示していよう。これに対し、二世代夫婦世帯の場合（Ｃ・Ｄ）自営業層で、「神棚・仏壇の世話」「床の上げおろし」「部屋の掃除」「庭の掃除」「留守番」、雇用者層で「神棚、仏壇の世話」「戸じまり」「近所つきあい」「大工仕事」というように、それぞれ老人の担うかなり固有な役割が目につく。しかも自営業層の老人の方が、雇用者層より相対的に多様化しており、固有度も高い特徴がある。所謂掃除、戸じまり等といった「こまごましたこと」を主として担うことを通して、世帯内役割の面で、老人達が一定の位置を有していることがうかがわれる。これに対し、前述の老人のみからなる世帯で

表 6－3 家庭内での老人の役割分担

		食事の世話	着物つくろい仕立	洗濯	床の上げおろし	戸じまり	部屋の掃除	風呂たき	買物	留守番	孫の子守り
自営	A	75.0	50.0	50.0	50.0	75.0(8.3)	50.0	75.0(8.3)	75.0	25.0	—
	C・D	37.5	37.5	37.5	68.8	37.5	50.0	25.0	31.3	50.0	18.8
	計	45.0	40.0	40.0	65.0	45.0(5.0)	50.0	35.0(5.0)	40.0	45.0	15.0
雇用	A・B	50.0	50.0	50.0	50.0	75.0	50.0	75.0	25.0	25.0	—
	C・D	40.0	40.0	40.0	40.0	60.0	40.0	40.0	20.0	40.0	40.0
	計	44.4	44.4	44.4	44.4	66.7	44.4	55.5	22.2	33.3	22.2
生年 保金 ・等	A	75.0	50.0	50.0	50.0	75.0	50.0	50.0	75.0	75.0	25.0
	E	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	25.0	50.0	—	—
	計	62.5	50.0	50.0	50.0	62.5	50.0	37.5	62.5	37.5	12.5
ア・パ ー ト ム	A	66.7	44.4	66.7	66.7	44.4	66.7	22.2	66.7	11.1	11.1
	E	60.0	50.0	50.0	40.0	60.0	50.0	20.0	60.0	30.0	20.0
	計	63.2	47.4	57.9	52.6	52.6	57.9	21.1	63.2	21.1	15.8
総 計		53.6	44.6	48.2	55.4	53.6	51.8	33.9	48.2	33.9	16.1

（注） 複数回答（M・A）のため比率は老人数を母数にして算出

は、全てを老人達自身がやらなければならないのだが、またやらなくてもいいことはやらなくてすましてしまい、個々の役割遂行をする中で形成される一日の生活時間の律動的な節が見失なわれてしまい、それこそ一日「テレビ」を受動的にみるという過し方が常態化することになる。

こうした家庭内の役割分担のあり方は、前述した生業あるいは何んらかの打ちこめる労働を有しているかないかということと関わり、即ちそうした労働行為を通したハリを消費生活の諸局面における役割遂行の面から裏うちする構造を日常的に老人世帯が有しているかどうかといった問題と深く関連するといえよう。

第3項 家族をこえる日常生活／老人クラブとのかかわり

つぎに第二の問題たる家庭をこえた老人達の社会的な接触の側面について、それを諸施設利用のあり方からみていくことにしよう。表6-4がそれである。ここでも、生保・年金等ならびにアパート入居の老人世帯の場合、止むなく日常的な用件としての買物、そして日々支給される生活保護費や年金をとり役場へと出かけるといった特徴が目立つ。さらに病院通いが他の層（自営業、雇用者）より頻度高くみられる点である。これに対し、むしろ役場等の公的機関への出向きに関し、自営業や雇用者層では商用等の理由で、前者より週単位での外出が多くみられ、他方病院通いでは、せいぜい月に1～2回か年に数回という程度に減ずる傾向がある。

だがいま一つ見逃せない事実、そうしたやむをえず外出せざるをえない事情とは異なる面として老人交流の様々な場面での社会的接触は、全体的に低位で中でも目立つ「老人の集まり」にしても週ないし、月、年単位で出向く老人の比はそれぞれ1割前後ということである。その中でもとくに高令な労働者を有する雇用者世帯ならびに生保・年金等の単独世帯では、それら老人交流場面での接触が皆無という事実が注目される。だが少なくとも老人自身、仕事への関わりを有している自営業や雇用者世帯の場合、そのこととあわせて、家庭生活のリズムが種々の役割分担によって刻まれている。しかし、その他の生保・年金等の世帯ではむしろそうした側面が欠如していることは逆に、日々の買

庭の除	神棚、 仏壇の 世話	近所つ きあい	火の 後仕末	大工 仕事	ふだんの 金の出し 入れ	財 産 管 理	その他	役目なし	老人1人 当りの役 割分担度	老人数
75.0(8.3)	75.0	75.0(8.3)	75.0(8.3)	50.0(8.3)	75.0	75.0(8.3)	—	—	10.5	4(1)
50.0	68.8	43.8	43.8	18.8	31.3	12.5	31.3	6.3	7.0	16
55.0(5.0)	70.0	50.0(5.0)	55.0(5.0)	25.0(5.0)	40.0	25.0(5.0)	25.0	5.0	7.7	20(1)
50.0	100.0	50.0	50.0	25.0	50.0	25.0	—	—	8.0	4
40.0	80.0	60.0	40.0	60.0	—	40.0	20.0	—	7.4	5
44.4	88.9	55.5	44.4	44.4	22.2	33.3	11.1	—	7.6	9
75.0	75.0	75.0	75.0	25.0	50.0	50.0	—	25.0	10.3	4
50.0	75.0	50.0	50.0	—	25.0	25.0	—	25.0	6.8	4
62.5	75.0	62.5	62.5	12.5	37.5	37.5	—	25.0	8.5	8
77.8	77.8	66.7	44.4	11.1	44.4	22.2	—	22.2 (11.1)	8.3	9(1)
40.0	50.0	40.0	50.0	10.0	50.0	40.0	—	40.0 (30.0)	7.6	10(3)
57.6	63.2	52.6	47.4	10.5	47.4	31.6	—	31.6 (21.0)	7.9	19(4)
55.4	71.4	53.6	51.8	21.4	39.3	30.4	10.7	16.1	7.9	56

表6-4 老人が各種社会諸施設を利用する状況

		公 的 機 関		医 療 機 関		買 物 場 所		老人の集まり
		役 場	農 協	軽い病気	歯目の治療	買 物 (食 品)	買 物 (嗜好品)	
自 営	A	25.0 (25.0)	50.0(25.0)	—	—	25.0	—	—
	C・D	12.5	—	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0
	計	15.0 30.0(5.0)	10.0(5.0)	12.5	18.8	12.5 15.0	12.5 10.0	6.3 5.0
				20.0	20.0			18.8 20.0
雇 用	A・B	25.0	—	—	—	25.0	—	—
	C・D	25.0	—	25.0	—	—	—	—
	計	11.1	—	40.0	—	—	20.0	—
		44.4	—	33.3	—	11.1	11.1	—
生 保 ・ 年 金 等	A	25.0	—	25.0	50.0	—	—	—
	E	75.0	25.0	—	—	25.0	25.0	—
	計	12.5	—	50.0	—	50.0	25.0	—
		75.0	12.5	37.5	25.0	25.0	12.5	—
ア ホ ー ム ・ バ ー ム ト ・	A	—	—	33.3	11.1	66.7	11.1	33.3
	E	77.8	—	11.1(11.1)	—	—	33.3	—
	計	—	10.0	20.0	10.0	50.0	40.0	10.0
		63.2	5.3	26.3	10.5	57.9	26.3	21.1
総 計		8.9 50.0	3.6 3.6	14.3 21.4	7.1 10.7	30.4 7.1	14.3 14.3	8.9 10.7

(注) 各数値は各種、社会諸施設の利用の延人数(M・A)を老人数を母数として算出。また左上段数値は、

物や病院通い、そして月1～2回の給付を受けとりに出かける機会といったことで、一定の変化とリズムを生みだしている特徴が指摘できる。この点は表6-5でもみられるようにごく限られた近隣との顔合せやおしゃべりの頻度の高さが、これら世帯であることからしても、明らかに有業老人層とは異なる生活パターンが存しているといえよう。

しかしいづれにせよ、老人層対象に設定されている集会や催しの機会が、おしなべてかれらに対して十分に機能していないことは看過できない点である。次表は老人クラブの必要性和出席状況を調べたものであるが、一つの注目すべき結果に気づく。すなわち、自営、雇用者世帯の老人の場合、テーマエとして老人クラブの必要性を訴えるものが、過半数を超えるが、生保等の世帯では逆にその必要性をいうものは低位になることである。だが、実際の出席の事実でみる限り、ごく一部の層(自営業ならびに生保・年金等世帯の夫婦のみ世帯)で出席の程度が半数以上になるにすぎず、他は、必要性を認めつつも、現実には殆んど出席していないという事実が判明する。ここでも雇用者世帯の全てと生保・年金等の単独世帯では出席が皆無という結果がみられる。したがって全体としては41.1%がクラブの必要性を訴えつつも、実際に出席した経験を有するものとなると28.7%へと低下し、出席したくてもできない老人層が存在しているのである。

そうした事実の底流には、次のような傾向が看取しうる。まづ第一に健康問題である。「健康が良くないから行くのはいやだ」(⑤)「体が悪いのでいけない」(④)(⑦)といった、身体の障害から出席しえない老人層がいることである。第二には仕事が多忙のため出席する余裕をもたない老人はとくに自営業層にみられる。「老人クラブは楽しそうでいいが、ヒマになれば入りたい」(④-2)「習字、民謡、陶器など習ってみたが、ヒマがなくて残念」(⑤)。第三には、「たゞ集まるだけでは意味がないような気がする。木彫り技術を身につけて民芸品作りを趣味にしたい」(⑤)という明

老人支流場所					その他 (寺)	利 用 し な い	老人1人当 り利用度	老人数
子供・婦人 との支流	踊り、運 動、体操	老人の共 同作業	趣味の集 まり	老人学級 ・読書会				
— 25.0 — — 5.0	— — 6.3 5.0	— — — —	— 25.0 12.5 15.0	— — — —	— 6.3 5.0	25.0 25.0 18.8 20.0 20.0	1.0 2.3 0.5 1.2 0.6 1.4	4 (1) 16 20 (1)
— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	25.0 25.0 20.0 20.0 22.2 22.2	0.5 0.5 0 1.2 0.2 0.9	4 5 9
— 25.0 — — 12.5	— — — —	— 25.0 — 12.5	— 25.0 — 12.5	— 25.0 — 12.5	— — — —	— — — —	1.0 2.5 1.3 1.0 1.1 1.8	4 4 8
— — — —	— — 10.0 5.3	— — — —	— — — —	11.1 — 5.3	— — —	11.1 11.1 40.0 40.0 26.3 26.3	1.7 1.2 1.3 1.5 1.5 1.4	9 (1) 10 (3) 19 (4)
— 3.6	— 3.6	— 1.8	— 7.1	1.8 1.8	1.8 —	19.6 19.6	1.1 1.6	56

ほぼ毎日と週に1, 2回利用するものの比, 右下段数値は月に1, 2回と数ヶ月に1回利用するものの比。

確な目的志向性を有している点から、現状のクラブに不満を表明しているものや、「大勢のところではわあわあするのはあまり好きではない」(㊸)、「老人どうしても老化する」(㊹-1)といったクラブ自体の全体的性格に対して、適応しえない老人の声がある。また他方では、「行けば昼食代がかかり1ヶ月で1,000円ぐらひはすぐ出費してしまう。私にとっては道楽だね」(㊹-2)といった老人アパート入居の一人は語っている点等は見逃せない事実である。

そういったさまざまな評価を検討してみると、いずれにせよ仕事や健康の不安が常にその生活基盤においてつきまとう限り、出席しようとする条件は生まれない。健康のことを心配しながら仕事に精をだし、あるいはわずかな保障費の中で生計を維持しようと日々心をくだかざるをえない、とくに雇用者ならびに無業層老人にとっては、一種の外出着をまとったクラブへの気楽な出席は、現在のところあまり考えられないのである。

クラブ等の集団への参加にしろ、何んらかの目的をもった趣味等の諸活動をするにせよ、老人自らがその家計にそれほど心配することもなく、自らが自由に使える金もちえているかといった経済的な自律性が大きく関連してくる。表6-6でわかるように、アパート入居や生保・年金等の世帯の場合、生活保護費、年金、それに子供からの仕送りをあわせて、やっと最低の生計が維持しうるといふ限度にあり(その生計費も月平均で2万円前後—昭和50年—)とても余分な出費はできない水準にある。老人クラブは「私にとって道楽」といわせしめる現実がそこにはある。他方、雇用者世帯にせよ、日雇による低賃金は生計維持費にまわってしまう上に、仕事の多忙さはほとんど出席できる条件をもたささない。たゞそうはいえ、自営業を中心に一部雇用者層の中でも二世帯夫婦世帯の老人の場合、「必要時に家族から」もらえるという条件に恵まれてはいる。しかしやはり老人クラブへの参加は低位にあるのである。老人達が日々の生活過程を営む中で、老人固有のそうした集団・組織の

表 6-5 老人クラブの必要性和出席状況

			よく出る	たまに出る	ほとんど出ない	全く出ない	まだクラブに未加入	不 明	計
自 営	A	必 要	25.0	—	—	—	—	—	25.0
		不必要	—	—	—	—	—	—	—(4)
		不 明	50.0<25.0>	—	—	25.0	—	—	75.0<1>
	C・D	必 要	18.8	12.5	—	12.5	18.8	—	62.5
		不必要	—	—	—	12.5	6.3	—	18.8(16)
		不 明	—	—	—	6.3	6.3	6.3	18.8
雇 用	A・B	必 要	—	—	—	50.0	25.0	—	75.0
		不必要	—	—	—	—	25.0	—	25.0(4)
		不 明	—	—	—	—	—	—	—
	C・D	必 要	—	—	—	20.0	20.0	—	40.0
		不必要	—	—	—	20.0	20.0	—	40.0(5)
		不 明	—	—	—	—	20.0	—	20.0
生 保 ・ 年 金 等	A	必 要	50.0	—	—	—	—	—	50.0
		不必要	—	—	—	—	—	—	—(4)
		不 明	—	—	25.0	—	25.0	—	50.0
	E	必 要	—	—	—	25.0	—	—	25.0
		不必要	—	—	—	50.0	25.0	—	75.0(4)
		不 明	—	—	—	—	—	—	—
ア パ ー ト ・ ホ ー ム	A	必 要	—	—	—	11.1	—	11.1	22.2
		不必要	22.2	—	11.1	—	22.2	—	55.6(9)
		不 明	11.1	—	—	—	11.1<11.1>	—	22.2<1>
	E	必 要	20.0	—	—	—	—	—	20.0
		不必要	10.0	—	—	10.0	10.0	10.0	40.0(10)
		不 明	—	—	—	10.0	—	30.0<30.0>	40.0<3>
総 計		必 要	14.3	3.6	—	12.5	8.9	1.8	41.1
		不必要	5.4	—	1.8	10.7	12.5	1.8	32.1(56)
		不 明	5.4	—	1.8	5.4	7.1	7.1	26.8

(註) 老人数(右端カッコ内数値)を母数として各層毎に比率を算出。

表 6-6 老人が自由に使える金

		日稼ぎ収入	子供仕送り	老令福祉年金	恩 給	遺族年金	厚生年金
自 営	A	—	—	25.0	—	—	—
	C・D	—	6.3	18.8	—	—	—
	計	—	5.0	20.0	—	—	—
雇 用	A・B	25.0	—	—	—	—	—
	C・D	20.0	—	—	20.0	—	—
	計	22.2	—	—	11.1	—	—
生 年 保 金 ・ 等	A	—	50.0	50.0	—	—	—
	E	—	50.0	—	—	—	—
	計	—	50.0	25.0	—	—	—
ア ホ ー ム	A	—	22.2	55.6	—	—	22.2
	E	—	10.0	20.8(10.0)	—	10.0	—
	計	—	15.8	36.8(5.3)	—	5.3	10.5
総 計		3.6	14.3	23.2	1.8	1.8	3.6

位置づけは、仕事や家族関係を通しての充足のあり方によって異なるといわなければならない。生業労働からも切り離され、老人のみの小宇宙の中で生活せざるをえない生保等の世帯の場合、老人の社会関係はむしろ世帯内に自閉化され、せいぜいのところごく近隣との関係の中でしか展開しえない特徴を有す。そこで、老人の楽しみ、あるいは生きがいといったその生活充足のあり方を解明しなくてはならないという課題に直面することになる。

第4項 老人の生きがい

そこで、次に第三の問題に入ろう。現にこれら市街地で生活する老人達はどのような楽しみや生きがいを有しているのだろうか。表6-7、表6-8はそれを示したものである。老人が現に「楽しみ」と感じているものは共通して、「ラジオ、テレビ」といったマス・コミュとの接触があげられる。だが、そこにも自営、雇用者層世帯よりも他に殆んどすることのない生保・年金、アパート入居世帯の老人の方が、テレビをみることに楽しみを抱いている。次に、この後者の老人層は「近所でのおしゃべり」といった近隣接触で時間を費すのに対し、自営、雇用者層世帯の場合、とくに二世帯夫婦世帯では、むしろ「趣味の活動」や「畑仕事、ぬいもの等」の積極的な作業への参与に楽しみをみつけているという結果がみられることである。また「仕事のこと」を考えることに楽しみを抱いているのも、この層の世帯であることに注目したいのである。生業労働からの切断は、趣味や社会的等の諸活動をも萎縮せしめ、家の中でたゞじっとテレビをみるか、ごく限られた近隣とのつき合いで時間をすごすことになる。たゞ、こうした中で、やはり現に子供と同居しえていない老人夫婦のみ、あるいは老人単独世帯（A・E）において、むしろたまに訪れる「孫の世話」を大きな楽しみにしているのが生保・年金等ならびにアパート入居世帯の老人層に強くみられることは、家族との絆を切に願う親の気持が如実にあらわれていることである。「みんながそろって生きているのが一番の楽しみ」（㊹-2）というのは、現に子や孫にかこまれている自営業層老人の声である。現に家族団らんを経験しえていない老人のみ世帯では、かえって楽しみは子供が訴ねてくれることへの願いと裏腹のものとしてあるといえる。

そうした楽しみの実内実は当然にも、老人にとっての生活のハリ（生きがい）の所在と深く関連する。この点は、各々老人がおかれた位置によって明確な差を示す。すなわち、とりわけ家業従事や畑仕事といった労働に多く関わる自営業層の老人の場合、「仕事」「趣味」にうちこんでいる時や、友人、

内 職 費	貯 金	生活保護費	必要時に 家族から	そ の 他	自由にな る金なし	不 明	老 人 数
—	—	—	—	50.0(25.0)	—	25.0	4 (1)
—	6.3	—	62.5	12.5	6.3	12.5	16
—	5.0	—	50.0	15.0(5.0)	5.0	15.0	20 (1)
—	25.0	25.0	—	—	—	25.0	4
20.0	20.0	—	20.0	20.0	—	—	5
11.1	22.2	11.1	11.1	11.1	—	11.1	9
25.0	25.0	—	—	—	—	—	4
—	—	25.0	—	25.0	25.0	—	4
12.5	12.5	12.5	—	12.5	12.5	—	8
—	11.1	22.2(11.1)	—	11.1	—	—	9 (1)
—	10.0	40.0	—	—	20.0(20.0)	20.0	10 (3)
—	10.5	31.6(5.3)	—	5.3	10.5(10.5)	10.5	19 (4)
3.6	10.7	14.3	19.6	12.5	3.6	12.5	56

表6-7 自由な時間の過ごし方

		就 寝・ 休 養	ラジオ・ テレビ等	身のまわ りのこと をする	近所での おしゃべ り	仕事のこ とを考える	孫の世話	家族との 団らん	趣味の活 動	団体活動 社会活動	畑仕事・ ぬいもの 等	ナ シ	老 人 数
自 営	A	50.0 (25.0)	50.0	—	50.0	—	—	25.0	25.0	25.0	—	—	4(1)
	C・D	31.3	68.8	18.8	6.3	18.8	12.5	37.5	31.3	12.5	31.3	—	16
	計	35.0 (5.0)	65.0	15.0	15.0	15.0	10.0	35.0	30.0	15.0	25.0	—	20(1)
雇 用	A・B	—	100.0	—	50.0	25.0	—	—	25.0	—	—	—	4
	C・D	20.0	40.0	—	—	—	20.0	—	60.0	—	40.0	—	5
	計	11.1	66.7	—	22.2	11.1	11.1	—	44.4	—	22.2	—	9
生保・ 年金等	A	50.0	75.0	—	50.0	—	25.0	—	50.0	25.0	—	—	4
	E	25.0	75.0	50.0	50.0	—	75.0	50.0	—	—	—	—	4
	計	37.5	75.0	25.0	50.0	—	50.0	25.0	25.0	12.5	—	—	8
ア パ ー ト ・ ホ ー ム	A	11.1 (11.1)	77.8	—	33.3	—	22.2	—	33.3	—	—	—	9(1)
	E	—	70.0 (20.0)	—	20.0 (10.0)	—	—	—	10.0	—	20.0	10.0 (10.0)	10(3)
	計	5.3	73.7	—	26.3	—	10.5	—	21.0	—	10.5	5.3	19(4)
総 計		21.4	69.6	8.9	25.0	7.1	16.1	16.1	28.6	7.1	16.1	1.8	56

表6-8 老人の生きがい

		仕事へのうちこみ	趣味へのうちこみ	子供・孫の成長	新知識の吸収・学習	家族団らん	信 仰	親しい友人知人との交際	団体・社会活動	そ の 他	ナシ・不明	老 人 数
自 営	A	50.0 (25.0)	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	—	4(1)人
	C・D	43.8	31.3	18.8	18.8	31.3	6.3	25.0	6.3	12.5	—	16
	計	45.0 (5.0)	30.0	20.0	20.0	30.3	10.0	25.0	10.0	15.0	—	20(1)
雇 用	A・B	25.0	—	50.0	—	—	—	—	—	25.0	—	4
	C・D	—	40.0	—	—	20.0	—	—	—	20.0	20.0	5
	計	11.1	22.2	22.2	—	11.1	—	—	—	22.2	11.1	9
生保・年金等	A	—	—	25.0	—	25.0	—	—	—	50.0	—	4
	E	—	—	50.0	—	50.0	—	25.0	—	25.0	25.0	4
	計	—	—	37.5	—	37.5	—	12.5	—	37.5	12.5	8
ア パ ー ト ・ ホ ー ム	A	—	11.1	22.2	11.1	—	—	—	—	22.2	44.4 (11.1)	9(1)
	E	10.0	20.0	10.0	—	—	10.0	10.0	10.0	20.0	50.0 (30.0)	10(3)
	計	5.3	15.8	15.8	5.3	—	5.3	5.3	5.3	21.1	47.4	19(4)
総 計		19.6	19.6	21.4	8.9	17.9	5.4	12.5	5.4	21.4	19.6	56

知人との開かれた関係のネット・ワークならびに「家族団らん」、そして、そうした中から生れる知識・学習意欲というように、かなり多岐にわたってその生きがいを表明している。だが、生保・年金等世帯老人にみられる、時々訪ねてくる子供や孫を含めた「家族団らん」を大きな生きがいとして受けとめている以外（この層は前述の如く、比較的近くに居住する子供達が最も多く、子供の訪問する割合も高いことと関係する）、アパート等入居層老人となると約4割以上が、一部不明を含めても現に「生きがい」を有していない事実は看過できない点である（ちなみに特養ホーム老人の場合は皆無）。次の自営業二世帯世帯における2老人が語る声は、これら老人達からはきかれないのである。「今こうして生きているのが楽しみ」（㊸-2）、「生きているだけでありがたい」（㊹-2）。

さて、老人達は日々の生活過程を通し、常にある生の不安として「自分の健康」問題を指摘し、（自営業層-36.8%，雇用者層-22.2%，生保・年金等層-62.5%，アパート・ホーム入居層-63.2%）あわせて「配偶者の健康」のことも含めて、老令化に伴う身体障害を最大の問題だとしている。そうした中で、すでにのべた老人の生活充足のあり方は、仕事等を通した諸活動に裏づけられた生活のハリとして定着し、一定の時間的律動性をもって日々の生活を全うしているかどうかという点に深く関係せざるをえない問題を、われわれに投げかけている。そしてそのことは「身体の続く限り、身体を動かしたい」老人の意欲が、何んらかの労働への関わり、そしてそれが家族員との絆の中でみつめられる固い相互関係のネット・ワークの存在、さらに、そうした中で老人が相対的独自の役割を占める可能性の所在のあり方を通して、発現しうるか否かといった問題をわれわれに教えてくれるということである。とりわけ、市街地に居住する老人の生活は、労働、家族関係を基軸にした社会的諸活動への拡がりの連関のもとで解明される必要があるといえる。

第2節 農村集落における老人生活

第1項 農村の老人と「家」

それでは前節でみた市街地の老人と異なり現に農村部に居住する老人の場合について、市街地老人との対比を試みつつみていこう。

まず、表6-9から生業のあり方をみるために経営規模階層の差異をT・S両部落で比べてみると、T部落は過半数の農家（57.1%）が上層に位置しているのに対しS部落には上層農は皆無で、中層農が25%の他は下層が四分之三を占めるという大きな格差が両部落であることである。しかも、T部落の中層農以上は全て二世帯夫婦世帯（C・D）であるのに対し老人夫婦のみ世帯（A）はすでに後継者が他出してしまい経営を小作にまかせている下層農で離農寸前にあるものというように大きく二つの群にわかれる。これに対しS部落の場合、中層農は全て二世帯夫婦世帯をとっているが、下層農以下となると、中層農と同じ世帯構成からなる農家と老人夫婦世帯（A・B）をとるものに分かれる。この場合、S部落の下層農15世帯のうち約半数弱（46.7%）が、酪農一本で生計をたてているにすぎず、その他の過半数世帯は、都市自営の1ケース以外、息子（郵便局、営林署、運輸会社）の賃労働と老人本人の賃労働（営林署）ならびに小規模な酪農経営からの収入や年金をもちよる形で生計をたてている、いわば、農業自営から賃労働世帯化への過渡期におかれているのが特徴的といえる。その意味でS部落の場合、T部落のように世帯構成面で大きく両極分解はせず、農業自営と賃労働が相補的に所得をもちよる中で生計を維持し、いまだ一方で二世帯夫婦世帯を色濃く残しながら存在しているところといえよう。

表 6 - 9 農村部における老人世帯の階層・世帯類型別分布と下層農世帯の生業内容

		A	B	C	D	E	世帯計	老人数	T 部 落	下 層 II	A	(土地販売金の金利+小作依頼)	< 4 世帯>
T 部 落	上 層				8		8	13			A	(小作依頼)	
	中 層				2		2	2			A	(小作依頼)	
	下II層	4					4	7			A	(牧草販売+妻日雇)	
小 計		4			10		14	22					
S 部 落	中 層				5		5	6	S 部 落 <th rowspan="4">下 層 I</th> <th>D</th> <th>(酪専)(酪専)(酪専)</th> <td rowspan="4"><10 世帯></td>	下 層 I	D	(酪専)(酪専)(酪専)	<10 世帯>
	下I層		2	3	5		10	10			D	(酪農+息子・郵便局勤務)(息子・郵便局勤務+孫・酪農+父・年金)	
	下II層	2		2	1		5	8			C	(酪農+息子・運輸会社運転手)(山林労務+雑貨屋)(酪専)	
	小 計	2	2	5	11		20	24			B	(酪専)(酪専)	
総 計		6	2	5	21		34	46					

(註) ここでの階層類型は「酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働-生活過程2」「北大教育学部産業教育計画施設研究報告書」1978.3 参照

第2項 老人の仕事への関わりと家族内での役割

ところで、こうした階層差をみると、少くとも両部落の中層以上農家は酪農専業として位置づくるが、下層以下はとりわけS部落の場合、老人を含めながら主力は息子世代の賃労働に多くを依存して生計が成立している現実がみてとれる。そうした中で、各層毎に老人は、日々どのような生活を送っているのだろうか。まづ第一の問題として、老人自身の仕事への参与のあり方からみていこう（表6－10参照）。

全体でみると約6割（58.7％）の老人が、生産労働に従事している。そしてそれらは全て生業に関わる労働という点が特徴であり、直接、生産に関わらない諸労働を含めてみても、明らかに市街地老人層より、労働への関わりは高くあらわれる。家族類型でみると、A・B型75.0％、C・D型52.9％というように、市街地老人の場合とは、異なる傾向を示す。そして、さらに注目すべきなのは、T・S部落の中上層D型老人の労働への参与度は約半数弱（47.6％）にとどまるのに対し、T部落下層A型老人の57.1％そしてS部落下層のC・D型老人となると61.5％へと高まり、同部落下層のA・B型老人では全員がその労働に関わっているという事実気づく。そこには、明らかに階層差にもとづ

表6－10 仕事への従事と健康状態

		畑仕事	山仕事	家畜世話	畑仕事＋ 家畜世話	山仕事＋ 家畜世話	不定ながら 従事	従事して いない	老人数
T 部 落	中上層D	●○○ 3		●× 2	●● 2			●●○○○ ○○× 8	15
	下層A	●●× 3			● 1			●●× 3	7
S 部 落	中層D	○○ 2	● 1					●●× 3	6
	下層C・D	●●× 3	●● 2		●× 2		● 1	●○○○× 5	13
	下層A・B			× 1	●●○ 3	× 1			5

（注）●○×の記号は表6－2と同様

表6－11 家庭内での老人の役割分担

		食事の 世 話	着物つ くろい 仕 立	洗濯	床 の あ げ お ろ し	戸 じ ま り	部屋の 掃 除	風呂 た き	買物	留守番	孫 の 子 守 り
T 部 落	中上層D	40.0	20.0	26.7	33.3	20.0	53.3	46.7	33.3	46.7	53.3
	下層A	28.6	28.6	28.6	28.6	14.3	28.6	14.3	14.3	—	—
	計	36.4	22.7	27.3	31.8	18.2	45.5	36.4	27.3	31.8	36.4
S 部 落	中層D	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	—	—	16.7	33.3
	下層C・D	15.4	7.7	23.1	30.8	7.7	30.8	15.4	23.1	46.2	15.4
	下層A・B	40.0	40.0	40.0	40.0	20.0	40.0	60.0	60.0	—	—
	計	20.8	16.7	25.0	29.2	12.5	29.2	20.8	29.2	29.2	16.7
総 計		28.3	19.7	26.1	30.4	15.2	37.0	28.3	26.1	30.4	26.1

く家族類型の違いによって、老人の農業労働への参加が異なるという事実が示される。

このようにしてみると、市街地老人の場合と異なり、健康状態がたとえ思わしくなくても、仕事に従事している老人は、健康不良を訴える老人のうち6人までが、実際に生産労働に関わりそのうち5人までが下層農に属するという結果も判明する。市街地と異なり、これらとりわけ下層農世帯の場合、例えば酪農専業でなくとも、畑・草地・山林や乳牛といった生産手段を保持しており、そのための作業は常に老人の肩にもかゝることとなる。とりわけ息子が賃労働者化している世帯の場合家にいる老人層に畑仕事や家畜の世話がかゝらざるをえないといえる。その意味で、市街地のとりわけ生保層世帯老人とは対照的に、たとえ健康が思わしくなくても、仕事に関わらざるをえない農村部老人の特徴がまづあげられる。

そこで次に、そうした生産労働以外に老人が家庭内において担う役割行動の特徴についてみてみよう(表6-11参照)。第一に気づくことは、市街地老人と比べ全体として、老人が分担する度合が低位であることである(老人一人当たり役割分担度は市街地7.9 農村部5.7)。そのことは老人のみからなる世帯(A・E)で比較しても、全て低位であることが注目される。このことは夫婦世帯を考えた場合、市街地では生保等の無業世帯において夫婦双方が相補的に役割を分担しあうのに対し、農村部では生産労働に従事しないいづれかの老人に主として役割が比較的恒常化されて担われていることを想定させる。全体で約5～6割の老人が生産労働に関わらない農村部では、それらの老人達が役割を分担しているために、低位になるものと思われる。そこには一定の役割配分が市街地世帯と比べより明らかに存している。つぎにいえることは、市街地老人に共通してみられた「神棚・仏壇の世話」のように特化した目立つ役割は、農村部ではそれほど高い比重を占めていないことである。しかし「部屋の掃除」「庭の掃除」「孫の世話」等、それなりに老人固有の役割分担は市街地老人と類似した傾向を有している。さらに気づく点は、T部落の中上層農にみられる如く、規模の大きい酪農専業農家老人の大きな役割である。「財産管理」「ふだんの金の出入れ」の役割を未だ担い、その家計管理の中心位置を占めているのが、S部落の中下層農家老人と比べ目立つのである。入植以来、自らが長い歴史を通して培ってきた農業経営基盤の礎石の上にたち、自らも、こまごまとした日常の作業を分担しながらも、やはり経営のリーダーシップを未だ保持しつつあるのが、これら中上層農の老人達であり、それは農業以外の賃労働に老人以外の家族員も従事しながら、生計を維持しているS部落下層の二世代夫婦世帯における老人の位置とは大きく異なるといえよう。そしてS部落中層農の老人の場合をとっても、今や担うべき役割もごく限られ、半ば「隠退」の様相さえみられるのである。このことは、S部落の方が高齢であることに帰因していよう(S部落平均年齢76.8歳、T部落66.3

庭の掃除	神棚・仏壇の世話	近所つきあい	火の後始末	大仕事	ふだんの金の出入れ	財産管理	その他	役目なし	老人1人当りの役割分担度	老人数
60.0	53.3	53.3	33.3	26.7	40.0	40.0	13.3	6.7	7.5	15
14.3	42.9	28.6	—	14.3	42.9	28.6	42.9	—	4.0	7
45.5	50.0	45.5	22.7	22.7	40.9	40.9	22.7	4.5	6.4	22
50.0	16.7	33.3	16.7	16.7	33.3	—	33.3	33.3	3.8	6
46.2	30.8	38.5	23.1	38.5	23.1	7.7	23.1	15.4	4.6	13
60.0	60.0	80.0	60.0	60.0	40.0	60.0	—	—	7.8	5
50.0	33.3	45.8	29.2	37.5	29.2	16.7	20.8	16.7	5.0	24
47.8	41.3	45.7	26.1	30.4	34.8	26.1	17.4	15.2	5.7	46

歳)。だが、それ以外に同じ中層といってもその農業経営基盤の差ならびに後継者のあり方等の違いが、底流に伏在していることをも物語っている。

第3項 家族をこえる日常生活／老人クラブとのかかわり

このように老人の家庭内における役割構造の差異はたしかに階層的にもまた生業形態的にみても明らかにみられた。そしてそのことは、老人の家庭内での行動のみならず、家庭をこえた社会的接触のあり方にも深く関連せざるをえない。これが第二の問題である。表6-12をみてみよう。当然にも農協への出向きは週ならびに月、年間単位で頻度は高まる。とりわけT部落の中上層農老人のそれはS部落中下層を上廻り、約5割弱(46.6%)の老人が農協へと出かけている。つぎに気づくことは、市街地の自営業ならびに雇用者世帯と比べても、買物行動はより頻度高くみられ、とくにT部落老人層にそれが週単位でみても活発になされている点が特徴的といえる。さらに特徴的なことは、市街地老人と比べ、老人交流場面への参加ははるかに高く、「老人の集まり」のみをとっても市街地老人の3倍にもなり、他に「趣味」「老人学級」等への参加も目立つ。しかも階層的にはT部落の下層農ならびにS部落の中層農を除いて、他は全てそうした場面への参加が高いという事実である。とりわけT部落のように入植・開拓実習場以来、苦労をともにしてきたその地縁的な結びつきからくる共通体験が累重的に積み重ねられてきた社会関係のネット・ワークを介して、「ともにさそい合い、連れだって」参加する土壌が根強くある。老人の交流もすでに形成されてきた地域社会におけるそうした社会的諸関係が媒介あるいは契機となって展開しうることはいうまでもない。市街地では一部に自営業層の同業組織があるとはいえ、農村部のような地縁、血縁の重積の関係は希薄なのと対照的である。

そこでこの問題をもう少し「老人クラブ」の必要性和その参加状況にしぼって、階層・家族類型別にみてみよう(表6-13参照)。全体的に市街地老人と比べ、クラブの必要性をあげる割合は、ほとんど同率(市街地で41.1%, 農村部で43.5%)なのに拘らず、実際の参加実績では市街地の約3割弱(28.7%)に対し農村部の老人の場合、半数(50.1%)にも達するのである。しかもその必要性を認めてしかも現に参加した実績とがほぼ対応するのはT・S両部落で中層以上層にみられるのは注

表6-12 老人が各種社会請施設を利用する状況

		公 的 機 関		医 療 機 関		買 物 場 所		老 人 の 集 ま り
		役 場	農 協	軽い病気	歯目の治療	買物(食品)	買物(嗜好品)	
T 部 落	中上層D	6.7	13.3	6.7	—	46.7	20.0	—
		33.3	33.3	20.0	13.3	6.7	6.7	53.3
	下層A	—	28.6	14.3	—	42.9	42.9	—
		42.8	28.6	28.6	14.3	14.3	14.3	—
計		4.5	18.2	9.1	—	45.5	27.3	—
		36.4	31.8	22.7	13.6	9.1	9.1	36.4
S 部 落	中層D	—	—	—	—	—	—	—
		33.3	16.7	16.7	50.0	16.7	33.3	16.7
	下層C・D	7.7	7.7	7.7	7.7	30.8	—	—
		38.5	30.8	30.8	30.8	7.7	23.1	38.5
下層A・B		—	—	20.0	20.0	60.0	60.0	—
		60.0	80.0	20.0	—	20.0	40.0	40.0
計		4.2	4.2	8.3	8.3	29.2	12.5	—
		41.7	37.5	25.0	29.2	12.5	29.2	33.3
総 計		4.3	10.9	8.7	4.3	37.0	19.6	—
		39.1	34.8	23.9	23.9	10.9	19.6	34.8

(注) 左上数値と左下数値の意味は表6-4と同様。

目される。すなわち、生産労働の主たる担い手は息子の代に実質的に移り、老人自身それほど全面的に生産労働に従事しなくてもよいこれら中上層の老人達の場合に、積極的な参加が看取しうることである。「現在、園芸を習っている。だが大勢すぎて十分に習えない。専門の先生を呼んでもっと習いたい」(⑨-2)「農政関係や婦人活動などの時事講演には欠かさず行っている。都市並とはいわないけどもっと多くの時事講演がほしい」(⑪)などT部落上層農老人の場合、明らかに学習の志向性から参加している。また「みんなで喜んでいっている。民謡、習字も習えるし、旅行、花見もあるし」(⑥-2)「年よりを笑わせて長生きさせてくれる」(⑥-1)「旅行もあるし、町長もいから楽しませてくれる」(⑩)「楽しんで利用している。大変ありがたい」(⑳)あるいは「老人同志の交流を盛んにしたい」(㉔)というように、気楽なレジャーと親交を求めて参加する老人もいる。しかも市街地老人にあったように、参加したくてもできないといった声はあまりみられないのが特徴的である。このように市街地老人とは明らかに異って老人間の関係は家と家との長年にわたる関係にも媒介されて、より緊密なものとなっている。とりわけその傾向は、中上層農に端的に看取できる。しかもこれら老人達においては、老人自身が自らも生業労働に関わるか、あるいは例え直接的に関わらなくても経営面で一定の役割を担っているような場合、そこでの経験を生かして、例えば園芸仕事に熟達しようとし、あるいは農政等に関する新知識を獲得しようとする明確な目的志向性が一方ではみられる。他方、それほどでなくとも自分に合った趣味活動(書道、俳句、民謡、写真、陶芸等)に参加することによって気楽な楽しみを求めようとしている傾向がある。だがこれも、T・S両部落での下層農では、それほど活発にみられないのが特徴といえよう。表6-14で気づくように、両部落下層農の老人夫婦世帯(A・B)では、自ら使えるお金は主に農業収入に依存しているのに対し、二世代夫婦世帯ではむしろ「老人福祉年金」「子供の仕送り」以外にも「必要時に家族から」もらえるのである。ここでもT部落中上層農老人の場合、相対的に他と比べ、余裕がある。この点でも、市街地における生保等無業層老人と比べ、下層の賃労働をも含めた多就業世帯を別にすれば、より有利な条件におかれている。だが、それら多就業世帯とても、生計の主要な源泉ではないにしろ老人自身部分的に畑仕事や家畜の世話といった自らの領分を有しうることによって、多少なりとも収入配分にあづかりうるこ

老人交流場所					利用 しない	不明	老人	
子供・婦人 との交流	踊り・運 動・体操	老人の共 同作業	趣味の 集まり	老人学級 ・読書会			1人当り 利用度	老人数
-	-	-	-	-	6.7	13.3	1.1	15
6.7	13.3	-	20.0	26.7	6.7	13.3	2.5	
-	-	-	-	-	-	28.6	1.6	7
14.3	14.3	-	14.3	-	-	28.6	2.1	
-	-	-	-	-	4.5	18.2	1.3	22
9.1	13.6	-	18.2	18.2	4.5	18.2	2.4	
-	-	-	-	-	33.3	-	0	6
-	-	-	16.7	33.3	33.3	-	2.3	
-	-	-	-	-	23.1	-	0.6	13
-	-	15.4	15.4	7.7	23.1	-	2.4	
-	-	-	-	-	-	-	1.6	5
-	40.0	-	20.0	20.0	-	-	3.0	
-	-	-	-	-	20.8	-	0.6	24
-	8.3	8.3	16.7	16.7	20.8	-	2.5	
-	-	-	-	-	13.0	8.7	0.9	46
4.3	10.9	4.3	17.4	17.4	13.0	8.7	2.4	

とが可能となる。その点でも市街地の無業層老人とは質的に異なるといえよう。

表 6 - 1 3 老人クラブの必要性和出席状況

			よ く 出 る	たまに 出 る	ほとんど 出 ない	全 く 出 ない	まだクラブ に未加入	不 明	計
T 部 落	中上層D	必 要	33.3	—	13.3	—	—	6.7	53.3
		不 必要	13.3	—	—	6.7	—	—	20.0 (15)
		不 明	6.7	6.7	—	—	—	13.3	26.7
	下 層 A	必 要	28.6	—	14.3	14.3	—	—	57.1
		不 必要	—	—	—	—	14.3	—	14.3 (7)
		不 明	14.3	—	—	—	14.3	—	28.6
S 部 落	中 層 D	必 要	33.3	16.7	—	16.7	—	—	66.7
		不 必要	16.7	—	16.7	—	—	—	33.3 (6)
		不 明	—	—	—	—	—	—	—
	下層C・D	必 要	15.4	—	7.7	—	—	—	23.9
		不 必要	7.7	—	15.4	15.4	23.1	—	61.5 (13)
		不 明	7.7	—	—	—	—	7.7	15.4
落	下層A・B	必 要	20.0	—	—	—	—	—	20.0
		不 必要	—	20.0	—	20.0	20.0	—	60.0 (5)
		不 明	20.0	—	—	—	—	—	20.0
総	計	必 要	26.1	2.2	8.7	4.3	—	2.2	43.5
		不 必要	8.7	2.2	6.5	8.7	10.9	—	37.0 (46)
		不 明	8.7	2.2	—	—	2.2	6.5	19.6

表 6 - 1 4 老人が自由に使える金

		農業収入	漁業収入	日稼ぎ収入	子供の仕送り	老令福祉年金	恩 給
T 部 落	中上層D	20.0	—	—	26.7	40.0	—
	下 層 A	71.4	—	—	—	14.3	28.6
	計	36.4	—	—	18.2	31.8	9.1
S 部 落	中 層 D	16.7	—	—	—	50.0	—
	下層C・D	7.7	—	15.4	30.8	30.8	—
	下層A・B	60.0	20.0	—	—	—	—
	計	20.8	4.2	8.3	16.7	29.2	—
総 計		28.3	2.2	4.3	17.4	30.4	4.3

第4項 老人の生きがい

さて、以上のように市街地老人とは異なり、少なくとも身体がつく限り、自らの家業に従事ししかも多様な趣味的作業を通しての老人交流場面をより多く有しているこれら農村部老人の場合、当然にも生活充足のあり方も異なる。その点をさぐるのが第三の問題である。表6-15でも気づくように楽しみとして全体の半数以上(56.5%)が、ラジオ・テレビ等との接触をあげている点は市街地老人と同様だが、市街地の場合、その比率が69.6%と高いことと比べて考察する必要がある。むしろ「趣味の活動」ならびに「畑仕事、読書、ぬいもの等」の作業を伴うことに楽しみを求めており、例えば、何んとなく「近所でおしゃべり」することは農村部では低位になる特徴が看取できる。しかもそうした傾向はT部落の方がS部落よりも顕著にみられ、とりわけ、中上層農においてそれが高い。この場合、T部落老人の趣味内容をあげると、写真、書道、陶芸、園芸、読書、民謡、俳句等とかなり多岐にわたるのに対し、S部落では散歩、植木いじり、酒飲といった程度のものが目立つのみとなる。老人の集まりを通して自らが保持するにいたった趣味活動は、T部落において典型的にみられるのである。それと同時に、ある種の労働への参与に楽しみを見出す事例は両地区とも目立つ点は市街地の一部老人にあった傾向と類似している。「草むしり、野菜作りが楽しい」(②, ④-1, ⑥-2, ⑩-1)「何んにも他に楽しみはない。草むしるのが楽しみだ」(⑬)「仕事が一番、健康にはくすりになる。仕事をしていると痛いのも忘れてしまう」(⑭)あるいはたゞ「家畜をながめる」(⑮)ことで十分楽しみを味えるといった声さえみられるのである。たゞ、この傾向は、市街地老人の場合、直接、生業とは関係なくなされているのに対し、農村部老人の場合、むしろ他の家族員も関わる生業労働との関連の中で、老人自らもその補助的とはいえ一翼を担うというところからくる楽しさがある点に注目したいのである。

ところが その生活のハリ(生きがい)ということになると、楽しみが即生きがいという形では老人にとって受けとめられていない点が注目される。「仕事へのうちこみ」にしろ「趣味へのうちこみ」自体、市街地老人の場合と比べてみても大差ない。むしろ、農村部老人の特徴は「子供、孫の成長」「親しい友人・知人との交際」ならびに「団体・社会活動」といった局面に生きがいを多く見出している点である。仕事や趣味はそれ自身、楽しみとして保持しつつ、それとは別に、子供、孫を含

遺族年金	厚生年金	必要時に 家族から	貯 金	自由になる 金 な し	不 明	老 人 数
-	6.7	46.7	20.0	-	6.7	15
-	-	14.3	-	-	-	7
-	4.5	36.4	13.6	-	4.5	22
-	16.7	33.3	-	-	-	6
-	7.7	38.5	7.7	7.7	-	13
-	-	-	-	40.0	-	5
-	8.3	29.2	4.2	12.5	-	24
-	6.5	32.6	8.7	6.5	2.2	46

表 6 - 1 5 自由な時間のすごし方

		就 休	寝 養	ラ ジ オ テレビ等	身のまわ りのこと をす	近所での おしやり	仕事の事 を考える	孫の世話	家族との 団 ら ん	趣 味 の 活 動	団体活動 社会活動	畑 仕 事 読書、ぬ いもの等	ナ シ	老人数
T 部 落	中上層 D	-	-	53.3	-	6.7	6.7	26.7	20.0	40.0	-	33.3	4.5	15
	下 層 A	14.3	-	57.1	14.3	-	42.9	-	14.3	42.9	-	28.6	-	7
	計	4.5	-	53.3	4.5	4.5	18.2	18.2	18.2	40.9	-	31.8	-	22
S 部 落	中 層 D	16.7	-	66.7	-	-	-	16.7	-	33.3	-	16.7	-	6
	下層 C・D	7.7	-	69.2	7.7	7.7	-	15.4	15.4	23.1	7.7	15.4	-	13
	下層 A・B	20.0	-	20.0	-	20.0	-	-	20.0	20.0	-	40.0	-	5
	計	12.5	-	58.3	4.2	8.3	-	12.5	12.5	25.0	4.2	20.8	-	24
総 計		8.7	-	56.5	4.3	6.5	8.7	15.2	15.2	32.6	2.2	26.1	2.2	46

表 6 - 1 6 老人の生きがい

		仕事への うちこみ	趣味への うちこみ	子供・孫 の 成 長	新知識の 吸収学習	家族団らん	信 仰	親しい友人・ 知人との交際	団体・社 会 活 動	その他	ナシ・不明	老人数
T 部 落	中上層 D	13.3	20.0	26.7	13.3	6.7	-	6.7	6.7	13.3	33.3	15
	下 層 A	42.9	14.3	28.6	14.3	28.6	-	14.3	-	57.1	14.3	7
	計	22.7	18.2	27.3	13.6	13.6	-	9.1	4.5	-	27.3	22
S 部 落	中 層 D	-	33.3	66.7	16.7	66.7	-	16.7	16.7	16.7	-	6
	下層 C・D	30.8	7.7	38.5	-	15.4	7.7	23.1	23.1	7.7	7.7	13
	下層 A・B	40.0	-	40.0	-	20.0	20.0	40.0	20.0	-	-	5
	計	25.0	12.5	45.8	4.2	29.2	8.3	25.0	20.8	8.3	4.2	24
総 計		23.9	15.2	37.0	8.7	21.7	4.3	17.4	13.0	8.7	15.2	46

めた家族関係及び部落、町レベルでの社会的な諸活動を通じた関係に生きがいを求めあるいは見出ししている。このことは、少くとも生業労働への参与を介して抱かれる生きがいが、市街地では主に自営業層老人に高くみられたのと比べ、農村部では酪農専業の中上層農老人をみてもそれほど高くはないのと対照的である。たゞし、自らも中心的にそうした労働を担わざるをえない下層のとりわけ夫婦世帯（A・B）では、やはり「仕事へのうちこみ」が即、生活のハリとなっている点は、注目される。

生計維持のための窮迫的な生業への参与は、それを中心として老人の行動も展開せざるをえない。しかし、もはや息子世代に実質的な労働がうつり、老人自身、必ずしも全面的に関わらなくてもよい中上層農の場合、しかしなお老人にもそれへの参与のチャンスがある限り、「仕事」そのものは生きがいの中心には必ずしもならず、むしろそうした条件の下であるからこそ、自らの趣味活動さらにここでの人間関係の深化と拡がりを通じたより社会的諸活動への志向性が強まり、そのことが一定の生きがいとして、老人に内在化される論理があるものと考ええる。そこには明らかに、老人が主体として生業に関わるそのあり方により、自らの趣味等の諸活動への参与の多様性もたらされ、子供や孫にかこまれた家族関係の中での一定の役割分有がはかられる、といった道筋が想定できるのである。そしてそうした中で、家族をこえた社会的諸活動への拡がりや深化が目ざされるものといえよう。少くとも、市街地の自営業層を除き、不安定な雇用者層及び殆んど生保等無業層老人の場合、そうした老人の生活行動の展開はとどされ、ごく限定されたなかでしかありえない。しかし、T部落の中上層農にみた如く、そうした行動の展開はより広い範囲の中で、密度高くなされている。われわれは、こうした点をふまえ、具体的な家族の中での老人の存在ならびに社会的な関係を通じた社会的諸活動のあり方に関し別章でより仔細に検討しよう。そしてこのことはその基底に老人ならびにその家族が歩んできた長い苦渋にみちた生活史の累重的な重みが存していることはいうまでもないことである。

第3節 集落・地域社会と老人生活

すでに前二節でみた如く、老人の生活過程の内容は、何んらかの形で生業労働への参与を通し、またそのことに触発されての趣味等の諸活動への関わりにより多く規定されたその生活行動空間の拡がりに基づいて、彼等自身の生活のハリ（生きがい）の質的意味内容が解明しえた。そしてこのことは、老人の社会的な諸関係のあり方、そうした中での彼等の社会的任務・役割の違いの問題を解明することが必要であることを物語るといえよう。そこで、その点に関し、市街地、農村部での特質をつぎに検討する。

まづ表6-17をみてみよう。102人のうち、何んらかの役職についているものは、僅々3割弱、（29.4%）にすぎない。だが、市街地の19.6%に対し、農村部では41.3%と2倍以上の老人が役職を有していることに気づく。しかも、市街地では、自営業層老人に全町レベルでの主要役職に限られるのに対し、農村部では、T部落の中上層農ならびにS部落の老人層にもそれがみられ、いわゆる公職の任務遂行面で、これら老人層と市街地の雇用者ならびに無業層老人との間で大きな格差が存していることがわかる。そしてそれと同時に、やはり市街地より農村部における老人層の場合、概して「老人クラブの世話人」を中心としたその他の部落をこえた役職についている割合も相対的に高いという特徴が看取できる。

農家あるいは都市自営業といういわば、古くから地域社会に根づきながら、その生業史の展開過程を経験してきたこれら層の場合、それは老人にとっても自らの生産・労働・生活過程の累重的な歩みとともに一定の位置を形成してきた過程でもある。その具体的なあらわれは、一方で町会議員・選挙管理委員や農業委員等といった政治・行政・農業に関わる公職の任を有するのみならず、他方では

社会福祉協議会あるいは結婚相談員、寺社の世話責任者、文化協会長等、社会・文化・教育等の諸領域にまで拡大された役職の任を遂行しているのも、これら層の老人達であることに注目したい。そうした全町レベルでの役職層と併存して、町内における部落ないしは地区レベルでの実務的な仕事（納税組合、婦人会、壇家・氏子総代、保健衛生等）に責任者として従事している層があり、概してこれら層は、「老人クラブの世話人」をも兼務していることに気づく。いわば、日常的な末端地域社会レベルでの細事にわたる仕事遂行の責任者は同時に老人交流の組織世話人の仕事も帯びていることがこれら老人層の特徴である。ところが、市街地の雑業的雇用者ならびにもはや生業を有しえてない無業層老人の場合、そういった役職につくこともなく、たゞわずかに「老人クラブの世話人」をし

表 6 - 1 7 老人がついている役職

			部落主体もしくは部落をこえる役職					壇家総代 交 通 指 導 員	町内寺社 責任役員 選 管 委員長等
			婦人会副 会長、寺 の世話人	老人クラ ブ世話人	納 税 組 合 長	老人クラ ブ世話人 保 健 衛 生 員	老人クラ ブ世話人 壇 氏 総 代 等		
市 街 地	自 営 業 雇 用 者 生 保 等 アパート等		1	1			1	1	2
				1			2		
農 村 部	T 部落	中 上 層	1 *2		1	1			
		下 層			2				
	S 部落	中 層		2					
		下 層		2			3		
計			2	6	3	1	6	1	2

(註) 不明のもの(18人)を除く。*1の役職はこれ以外に納税組合長、衛生組合長、壇家、氏子総代

表 6 - 1 8 老人が参与している寄り合いや集団

			生産関係の寄りあい			地域社会の寄りあい				
			農事実行 組 合	水利なら びに森林 組 合	ユイ、手 間 替 え	部落総会 ならびに 常 会	班(組)	葬式講・ 荒神講	壇家・氏 子の寄合	P T A
市 街 地	自 営 業		—	—	—	47.4	5.3	21.1	31.6	10.5
	雇 用 者		—	—	—	22.2	—	22.2	22.2	—
	生 保 等		—	—	—	12.5	—	25.0	12.5	—
	アパート等		—	—	—	—	—	5.3	5.3	—
農 村 部	T 部落	中上層	66.7	40.0	40.0	73.3	20.0	33.3	26.7	20.0
		下 層	57.1	14.3	—	71.4	14.3	14.3	28.6	—
	S 部落	中 層	50.0	66.7	66.7	83.3	66.7	66.7	50.0	33.3
		下 層	50.0	38.9	33.3	55.6	27.8	33.3	44.4	33.3
計			25.7	17.8	15.8	42.6	13.9	24.8	26.8	12.9

(註) MAのため、老人数を母数とした比率を算出。

ている人が目立つぐらいとなる。そこには例え生産・労働に関わるといっても、多忙な仕事の中で、しかもなお不安定な生業を維持していかななくてはならない雇用者層のように、仕事以外の何んらかを契機とした社会的役割の実質的チャンスが作りえない事実が存するといえよう。ましてや、無業層老人のように、生業との関わりも断たれ、ごく狭隘な世界の中でしか不安定な生活を余儀なくされている場合、こうした社会的役割からも疎遠になってしまっているのである。

さて、こうした事実は、農村部、市街地での大きな差異として剔出できたが、そうした社会的役割のあり方は、現に、老人達が種々の生産・労働—生活過程の中で、関わる集団、組織を通した社会的関係のネット・ワークのあり方と無縁ではない。表6—18をみてみよう。ここでも生産関係の寄り

全 町 レ ベ ル で の 役 職										
社会福祉 協 議 会 理 事	結婚相談 員, 老人 ク ラ ブ 世話人等	民生委員 納 税 組 合 長	農業委員	町議, 町 文化協会 会長, 社会福祉協 議会理事 等 *1	町 議	町議, 農 業委員会 委 員 長	農民同盟 執行委員	計	ナシ	老人数 (計)
				1	1			7 1 2 1	10 6 4 14	20 9 8 19
1	1					1		6 2	7 3	15 7
			1 1					3 8	3 7	6 18
1	1	1	2	1	1	1	1	30	54	102

が加わる。※2この老人は「寺の世話人」を指す。

個 人 と し て 参 加 し て い る も の								老人数
老人クラブ	老人大学	婦人会	趣味の会	商工団体	社会福祉 関連団体	町政壘 談 会	農民同盟	
36.8	5.3	31.5	—	10.5	—	—	—	20人
—	11.1	—	—	—	—	—	—	9
37.5	12.5	—	—	—	—	—	—	8
21.1	5.3	—	—	—	5.3	—	—	19
33.3	13.3	26.7	20.0	—	6.7	—	—	15
14.3	42.9	—	14.3	—	—	14.3	14.3	7
100.0	16.7	16.7	—	—	—	—	—	6
38.9	—	22.2	—	—	—	—	—	18
33.7	9.9	14.9	4.0	2.0	2.0	1.0	1.0	102

あいを基軸にした地域社会での相互の関わりは、かなり重積の関係として存しているのが農村部老人の場合、端的に看取できる。過半数の老人が農事実行組合への関わりを有し、またとりわけ、T・S両部落とも中層以上農家老人において「水利や森林組合」「ユイ・手間替え」の寄り合いに比較的多く関わっている事実が指摘できる。そしてそのことによって「部落総会や常会」への関わりも高くみられる。だが、T・S両部落を比較した場合「葬式講、荒神講」ならびに「壇家・氏子の寄り合い」といった伝統的な地域関係の割合は、S部落の方が多くみられる点が注目される。T部落と比べ、生産条件がより劣悪なもとで営農してきたS部落農家の場合すでにみた如く、濃厚な血縁関係にも半ば補完されながら、農業を持続し、あるいは離農して実質的には土地持労働者層（半プロ層）となりながら地域に残留している事実は、こうした講や寄り合いを介した相互扶助的機能が未だ根強いことを物語っている。そしてそのことが、せいぜい最寄りの老人クラブへの関わりでとどまっている事実をみても、T部落と比べ、より小範囲の諸関係になっている点でもうなづける。

これに対し、T部落では、中上層農のように「老人クラブ」以外に町レベルでの「老人大学」、
「婦人会」「趣味の会」あるいは「社会福祉関連団体」そして下層におけるそれ以外に「町政懇談会」「農民同盟」といった範域にまで種々の集団・組織を介した諸関係が重積的になっている特徴と比べても対照的である。こうした関係は、やゝ希薄ながら市街地の自営業層にもみられる。だが、その他の市街地老人層となると、町内会への関わりもより低位なうえに、せいぜい「老人クラブ」を中心とした関係に集約されることが注目される。やはり、農村部では市街地に比べ、「老人クラブ」「老人大学」への参加は、はるかに高く、その他の集団・組織への拡がりも高いことが特徴的といえる。そして市街地無業層老人にみられた如く、一日中、テレビをみているか、買物や病院に行ったり時たま近所の老人達と「おしゃべり」をしながら時をまつ現実の姿は、「老人クラブ」に対する目的あるいは有意感さえ、生みださないでいる。この点は前述した如く、そういった「集い」に参加できるだけの経済的余裕もさることながら、参加した結果を話し合える対象としての家族員を有しているかどうか、またその成果を何かの生活のハリにさせうる一定の労働への関わりの実感が存しているか否かといった諸条件と不可分離のものであることは言をまたない。私達は少なくとも、農村部における中上層の二世代夫婦世帯老人や、例え下層であっても、地縁・血縁関係のネット・ワークに恵まれた夫婦世帯老人ならびに市街地の自営業層老人においてみた如く「老人の集い」はたゞ、そのみとして実質的には機能しえず、生業労働や社会関係を通じた趣味的活動への関わりがあつてこそ、人々と交流できる楽しさや喜びが生まれるものであるという事実を解明しえた。云いかえれば、生産・労働―生活過程が社会的に再生産されうるためには、生産・労働が切断されてしまっていては、それ以上の展開がなされえないという事実である。また、例え切断されてないにしても、市街地雇用者層老人にみたようにその不安定な就労ときびしい多就業化のもとで、身体を粉にして働らざるをえないひとびとにとっては「老人の集い」もまた全く現在のところ生活的関連を有しえてない事実もある。これに対し、農村部老人の場合、酪農専業農家は当然としても、いまや農業以外で生計をたてざるをえない下層農においても、少くとも未だ手放してない土地での野菜作り、園芸作業等を通して、老人固有の仕事がある。そのことはまさに、そうした仕事に関わることによる自らの存在証明の基盤を有していることを示している。だからこそ、老人達は、自らの少ない小遣いをはたいて「集い」へと出かけ、そこでの交流の場を享受しうることになる。だが、市街地老人の場合、自営業層を除くと、全くそうした条件がないのである。建物、施設等のハードな老人対策は、たゞ、その先行面をソフトな企画でうめるだけでは不十分といわざるをえず、むしろ、大地を介した何んらかの作業に立脚した諸個人の社会的結合のあり方が、真剣に再検討されなくてはならない段階にきているものと考えるのである。そのことは当然にも産業変動に伴う家族解体の結果とその問題をより、リアルに剔出するところからはじめられなくてはならない課題であることを示しているといえよう。

第 7 章 老人と健康問題

序章に引用した国連社会経済部報告ものべているごとく、老人層を市民の一員として、すべての市民に共通する「基本的コミュニティ・サービス」の中に老人層のニーズを位置づけること、つまり「老人の特殊ニーズ」として「老人の慢性疾患や老衰」など、また「労働役割の喪失、社会的孤独などの諸問題」を恩恵的にではなく位置づけることの必要性は、今日、老人問題を考える上で極めて重要になっている。すなわち、個々の人間にとって「老化」の問題は不可避免的に生じるのであるが、それが生産＝生活共同組織としての「家」が解体しながらも、他方での「扶養」の社会化が十分に用意されていないところに、「老人の特殊ニーズ」が市民の基本的人権の保障として確立されていない根元がある。

本章では老人の健康の問題について考察するが、そのさい忘れてはならないことは、老人層がその労働－生活過程を通して、私たちの代にとって行為の物質的諸条件を累重化して形成してきたということである。そうして、かかる大地との格闘を通して、一方では子や孫の代に老人たちの行為の諸結果を伝達してきたが、その過程は老人層の肉体的諸力の酷使、「老化」の過程でもあった。老人の健康問題は第一にこのような連関のもとにとらえられねばならない。

しかしながら、現に疾病をかかえている老人にとって、その家族類型、つまり老人の労働－生活過程の本拠がいかなるものであるかということは、極めて大きな問題である。とりわけ E・A 類型の場合には健康問題は「孤独死」という悲惨な事態をおこしかねない。他方、D・C・B 類型においては、疾病老人をかかえた病人家族問題が発生する。ここでは老人扶養の「理念」的次元のみではなく、「家」の生産・労働過程とのかかわりにおいて、老人の扶養＝看護に十分な時間をそそぎえないという問題が惹起し、それはしばしば家族内の軋轢をよびおこす。

こうした中で、特別養護老人ホームの設立は、地域社会内の疾病老人の扶養＝看護の社会化にとって、一定の重要な役割を果たしているものである。しかし、現実の特養ホームに入所している老人層の事例分析を行なうと、かかる機能とともに、現代の「姥捨山」ともいうべき役割も看取できる。姥を捨てざるをえない子の生活の物質的・精神的貧しさは決してなくなっているわけではない。かかる両面を有するところに、過渡的社会における老人福祉施設がもたざるをえない特質がある。

本章では、以下、老人の階層ごとにみた現在の疾病状況を概略した上で、農村部および市街地の病人家族の問題と老人夫婦家族・老人単独世帯における疾病老人のかかえている問題を考察する。そうして、第 3 節において特別養護老人ホーム入所者の家族的特質と若干の事例にもとづくその生活史の分析を通して、現代社会における特養ホームの役割を分析する。

第 1 節 老人層の健康と疾病

第 1 項 大樹町における老人疾病状況

周知のごとく、老人福祉法は 65 才以上の老人の健康診査を当初よりうたっており、大樹町においての老人健康診査は昭和 42 年より実施されている。しかし 49 年度に成人病管理に比して老人の健康管理はおおざなりになっていたという反省に立ち、健診受診者及び訪問健診者のカルテ（老人管理表）を民生課が独自に作成・保存し、成人病健診者のカルテも 65 才をすぎた時点からこれに追加するという方向がうち出されている段階である。

ところで表7-1は、昭和46～48年度の老人一般健康診査及び精密検診受診者数とその健診結果

表7-1 大樹町の老人健康診査

年度	一般 健診 該当者 人	一般 健診 受診者 人	一般 健診 受診率 %	精密 検診 該当者 人	精密 検診 受診者 人	精密 検診 受診率 %	検診 結果を 得た者 の数 人	異常 なし	要 療 養 者	不 明	再 検 ・ 結 果
46	564	250	44.3	152	113	74.3	211	78人 [37.0%]	120人 [56.9%]	—	[6.13]
47	340	152	44.7	54	34	63.0	132	47 [35.6]	61 [46.2]	22 [16.7]	[1.2]
48	585	277	47.4	114	97	85.1	260	78 [30.0]	178 [68.5]	—	[1.4]

(註) 大樹町民生課『大樹町の保健と衛生』(S 49.10)より作成

を示したものである。これをみると、第一に一般健診受診率が4割台と低いこと、第二に一般健診又は精密検診によって健診結果を得た者のうち「異常なし」は3割台にすぎなく、5～6割は要療養を医師に宣告されていることがわかる。そして疾患の第一位は高血圧であり健診結果を得た者の5割を占め、圧倒的に高い。ほかには心疾患・胃腸病・関節リウマチ・老人性白内障・糖尿病・腎疾患・神経痛などが続く。

しかも注目しなければならないことは、表7-2にみるごとく、老人に結核の新規発生が多いと

表7-2 年令階層別の新規発生結核患者数

	0～4才	5～9才	15～19才	20～29才	40～49才	60～69才	70才以上	計
47年度	1	2	1	1	1	4	4	14
48年度		1		2	2	1	1	7
49年度			1	1	1	1	2	6

(註) 『大樹町の保健と衛生』及び聞きとりによる。

いうことである。49年度の3人はそれぞれ腎結核・関節結核・結核性胸膜炎であるが、大樹町の結核患者が約60名で横ばい状態にある中で、かかる老人性結核の発生には十分なる留意が必要である。

ところで老人の疾患はとくに死に直面しているだけに深刻である。大樹町全体の死亡者のうち老人の占める比率は、表7-3にみるごとく、60才以上の老人で平均64%、70才以上をとっても44%と

表7-3 死亡者中での老人の比率

年 度	町全体 の死亡 者 数	死亡者 のうち 60才以 上の者	同 左 比 率	死亡者 のうち 70才以 上の者	同 左 比 率	老人死亡 者のうち 70才以上 者比率	老人死亡 者のうち 65才以上 者比率	老人死亡 者のうち 寿町の比 率 ※	老人死亡 者のうち 市街地の 比率
44	49人	35人	71.4%	21人	42.7%	60.0%	85.7%	17.1%	40.0%
45	49	27	55.1	19	38.8	70.4	92.6	25.9	48.1
46	66	36	54.5	25	37.4	69.4	88.9	13.9	50.0
47	75	46	61.3	28	37.3	60.9	91.3	21.7	56.5
48	64	53	82.8	38	59.4	71.7	83.0	11.3	49.1
49	61	36	59.0	30	49.2	83.3	91.7	19.4	50.0
44～49	364	233	64.0	161	44.2	69.1	88.4	17.6	49.4

(※) 寿町には特別養護老人ホームがある。資料「広報たいき」の「おくやみ」欄から集計

高い。老人死亡者の中では70才以上者が約7割、65才以上だと9割弱となり、死亡時の平均年令は74.7才である。市街地と農村部においては死亡者数においても、死亡者の平均年令（市街地74.0才、農村部75.3才）と大差はない。ただし市街地には特別養護老人ホームがふくまれている。死因についてみると、47～49年度の老人の死因は表7－4のごとく脳血管疾患が一番多く（33.6%）、ついでがん（18.2%）、心疾患（16.8%）、肺炎及び気管支炎（16.8%）と、これらで85.3%になる。老衰は7.7%である。

表7－4 死因別年次別死亡件数

	老 衰	脳血管 疾 患	高 血 圧	が ん	肺炎及び 気管支炎	心 疾 患	全 結 核	そ の 他	計
47	2人 (2)	17 (16)	2 (1)	8 (7)	10 (9)	7 (6)	—	25 (6)	71 (47)
48	6 (6)	16 (14)	3 (3)	8 (5)	8 (7)	8 (8)	4 (4)	10 (7)	63 (54)
49	3 (3)	15 (12)	2 (2)	10 (9)	6 (3)	9 (9)	—	16 (4)	61 (42)
44～47	11 (11)	48 (48)	7 (6)	26 (21)	24 (19)	24 (23)	4 (4)	51 (17)	195 (143)

() 内は老人数。(註) 保健所資料による。

第2項 市街地・農村別の諸特徴

ところで、今回の調査対象老人達は自分の健康をどうみているであろうか。表7－5にみると、101の老人のうち健康状態は良い、または普通と答えている人が73人（72.3%）に及んでいる。しかも市街地の自営業家族や雇用者家族の老人は8割以上がそのように答えていて地域差があるが、かかる自己判断は決して老人達に病気がないことを示すものではない。

表7－5 自分の健康についての評価

	良い又は普通	病 気 が ち	ねたきり又は ねたりおきたり	不 明	計
T 部 落	17 (77.3)	4 (18.2)		1 (4.5)	22 (100.0)
S 〃	16 (69.6)	5 (21.7)	2 (8.7)		23 (100.0)
市(自営)街地	15 (83.3)	1 (5.6)	1 (5.6)	1 (5.6)	18 (100.0)
市(雇用)街地	9 (81.8)	2 (18.2)			11 (100.0)
市(生保等)街地	5 (62.5)		3 (37.5)		8 (100.0)
老人アパート	11 (73.3)	2 (13.3)	2 (13.3)		15 (100.0)
特養ホーム	0	1 (25.0)	3 (73.0)		4 (100.0)
計	73 (72.3)	15 (14.9)	11 (10.9)	2 (2.0)	101 (100.0)

そこで表7－6により行政区別の疾病状況を老人健康診査結果等にもとづいてみると、T部落においては22人の老人の平均年令は66.1才と若く、その6割は健診結果が「異常なし」である。異常のある9人のうち6人までが高血圧、他は糖尿病である。これに対し老人平均年令74.2才のS部落では逆に23人中17人（73.9%）が疾病を持っており、そのうち5人に二つの病歴がある。疾病の種類も

T部落より拡がり、高血圧・糖尿病以外にガン手術2名・結核の疑い1名・老人性白内障2名等となる。市街地（老人アパート・特別養護老人ホームは含まれない）は37人の老人平均年齢は67.8才でT部落と大きな差はないが、6割弱の人が疾病を持っており、しかもS部落より疾病の種類が広がっている。やはり高血圧・脳卒中後遺症患者が中心だが、糖尿病患者は少なく、肝臓・たんのう疾患やリウマチ・神経痛・骨折等でのねたきり老人がふえる。

このようにみると、T部落は年齢がいまだ若く比較的健康な者が中心であるのに対し、年齢の高いS部落では疾病をもった老人が多い——とくにそれは粗食で塩分をとりすぎることと関係していると保健婦さんはいっている——こと、しかし市街地には年齢が比較的若くても何らかの疾病をもっている人が集まっていることがわかる。市街地ではさらに、生活保護や年金・仕送りをうけている人はすべて疾病をもっており、自営業者層では半々、雇用者層では11人中8人が疾病がないと診断され、いまだ働いている。

第3項 老人の疾病・自覚症状

しかし医師の診断と老人自身の自覚症状とは必ずしも相即しない。そこで各地区の老人の健康状態についての自己診断をみてみよう（表7-7～7-12参照）。

まずT部落においては、健診で「異常あり」の9人中8人は、その異常の診断以外にも様々な自覚症状をもっており、高血圧か糖尿病かを中心に、つかれ・目まい・肩こりを全員が訴えている。同時に「異常なし」の者もその8割以上が何かの身体異常の自覚症状を持っている。その内容は血圧の関係とつかれ・めまい・肩こりである。しかしねたきり老人や身体不自由老人はいない。通院状況は22人中3人がしていないが、このうち男1名は健診・自覚症状とも異常のない人で、女子の2名は何らかの異常を持ちながらも通院していない。通院先の病院では19人中7人が帯広にまで出かけていることが特徴的である。

S部落ではねたきり又は身体不自由老人が少なくとも5人（21.7%）・目の疾患を訴える人が6人（26.1%）おり、また胃ガン・直腸ガン・胆石で手術をした人が3人いて、健康状態はT部落よりもはるかにわるい。健診の「異常なし」者のうち4人は心臓・目などの異常を自覚している。通院状況では23人中22人がどこかの病院へかかっているが、80才以上のねたきり老人又は身体不自由老人は広尾保健所の巡回診療（月3回）を頼りにし、他は忠類村の病院へ1名、帯広の病院1名（ただし年に2回通院のみ）で、16人が大樹へ通院している（うち14人が町立病院）。

市街地・H町の自営業者家族の老人18人は平均年齢71.4才でS部落老人と接近している。健診「異常あり」の人の主な疾患は高血圧で、脳卒中をおこした人が1名おり、また身障者手帖を持っている人が3名いるので、身体不自由老人は4人（22.2%）になる。ねたきり老人はいない。健診で「異常なし」者8人中7人は心臓またはつかれの症状を訴えている。通院は18人中16人がしており、ほとんど全員が町内の病院だが、町立病院のほかに個人病院に通っている人が特に健診「異常あり」者の中に多くなる。

同じ市街地・H町在住者でも雇用者家族の老人11人の平均年齢は67.3才と若く、健診で「異常」があったのは高血圧の3人のみである。この点では18人中10人が異常ありだった自営業者家族老人とも、また次にみる生活保護等の老人とも明らかに異なっている。しかし「異常なし」の老人の全員は何らかの自覚症状をもっている。それは高血圧・心臓、また肩こりや目まいであるが、この老人達の中にはねたきり老人や身体不自由老人はいない。通院はすべて町内であり、とくに個人病院にかかっている人が多い。

これに対し、H町在住者のうち生活保護・年金・仕送り等で暮らしている老人夫婦家族または老人単身世帯においては、平均年齢は67.8才と雇用者家族老人、またT部落老人とかわらないが、全

表 7-6 調査行政区別の老人疾病状況

		異常なし	異常あり	高血圧・ 脳卒中	糖 尿 病	胃腸ガン	リウマチ・ 神 経 痛	骨 折 で ねたきり	肝臓・たんの う疾患	白 内 障	心 疾 患	結 核	ぜん立線 肥 大	子 宮 脱 オ べ	戦争による 身 体 障	交通事故
T 部 落 (66.1才)	80才以上															
	70～79才	2	1		1											
	65～69才	3	6	4	2	1										
	60～64才	7	2	2												
	小計	13	9	6	3	1										
S 部 落 (74.2才)	80才以上	1	4	2	1		1	1								
	70～79才	3	8	4	2	2				2		1				
	65～69才	0	3	1					1							2
	60～64才	2	2	1												
	小計	6	17	9	3	2	1	1	1	2		1				2
市 街 地 H 町 (67.3才)	80才以上	1	2	1					1							
	70～79才	5	8	6	1		1									
	65～69才	3	8	3			1	2	1		1		1			
	60～64才	7	3	1										1	1	
	小計	16	21	11	1		2	2	2		1		1	1	1	
合 計 (69.1才)	80才以上	3	5	2	1		1	1	1							
	70～79才	10	17	10	4	2	1			2		1				
	65～69才	9	15	8	2	1	1	2	1		1		1			2
	60～64才	17	6	4										1	1	
	合計	35	48	26	7	3	3	3	2	2	1	1	1	1	1	2

聞きとり資料による。

表 7-7 T 部落老人の健康状態

家族 類型	ケース 番 号	性別・ 年 令	a 健康診断結果	b 健康状態についての自己診断	a b との 一致	通 院 状 況	仕事
A	⑩-1	男 67	高血圧・糖尿病	高血圧	○	帯広の厚生病院	○
	⑦-1	男 67	な し	昨年皮膚病になっただけ	○	な し	○
	①-1	男 66	高血圧 (S 40 ~)	高血圧・糖尿・心臓・胃腸・つかれ	○	町立病院, 町内の A 病院	○
	⑦-2	女 63	な し	低血圧・つかれ・めまい		帯広の厚生病院	○
	①-2	女 63	高血圧	な し		町立病院, 町内の A 病院	○
	⑩-2	女 62	な し	な し	○	帯広の厚生病院	○
	⑭	男 61	な し	肩こり・つかれ		町立病院	○
D	⑫-1	男 77	な し	高血圧・肩こり	○	町立病院	×
	⑫-2	女 75	糖尿病	糖尿・低血圧・心臓・顔面神経痛・腕の打撲・目よく見えず・つかれ		〃	×
	⑬-2	女 72	な し	目がかすむ		町立病院, 帯広市立病院	○
	④-1	男 69	な し	坐骨神経痛 (町立病院 2 ヵ月通院)・ぜんそく・つかれ・総入歯		町立病院	○
	⑥-1	男 68	糖尿病・高血圧	糖尿・低血圧・肩こり・めまい・つかれ	○	〃	○
	⑨-1	男 68	な し	肩こり・つかれ・6 月に運動会で倒れ 1 週間入院 (原因不明)		帯広の厚生病院	×
	②	男 67	胃にポリープ	肩こり・つかれ	○	町立病院	○
	⑪	男 67	な し	肩こり・心臓・低血圧・腹・つかれ・昔の怪我の後遺症		〃	×
	⑧-1	男 66	高血圧	高血圧 (薬をのんでいる)・つかれ	○	〃	○
	③	男 65	糖尿病 (S 50 ~)	糖尿 (軽い)・低血圧・めまい・中耳炎・交通事故の後遺症	○	町立病院, 耳鼻科は帯広の病院	○
	⑥-2	女 64	高血圧	高血圧・めまい・耳がちよっと遠い	○	な し	○
	⑨-2	女 63	な し	貧血・つかれ		な し	○
	⑤	男 62	な し	肩こり・高血圧・神経痛		帯広の厚生病院	×
	⑧-2	女 62	な し	心臓・高血圧・肩こり・つかれ		町内 A 病院	×
	④-2	女 60	な し	つかれ・老眼・昨年ギックリ腰で入院		町立病院	○

注 仕事欄 ○は生業についているか、手伝っている。

×は全く仕事をもっていない。

表7-8 S部落老人の健康状態

家族 類型	ケース 番 号	性別・ 年 令	a 健康診断結果	b b 健康状態についての自己診断	a b との 一致	通 院 状 況	仕事
A	⑬-1	男 75	な し	な し	○	町立病院	○
	⑬-2	女 67	高血圧	高血圧・肩こり・目まい・つかれ・歯	○	"	○
	⑳	男 60	"	高血圧	○	町内のA病院	○
B	㉒	男 71	な し	目が片方くもっている		町立病院	○
C	㉓	女 87	大腿部骨折でねたきり (S47)	足の骨折、せきがとれない	○	広尾から往診に来る	×
	⑬-1	男 78	高血圧	血圧がやや高い(薬使用)腰がいたい	○	町立病院	×
	⑬-2	女 78	目の翼状片・白内障の疑 直腸ガンのオペ (S47 人工肛門)	目がかすむ	○	"	○
	㉑	男 77	高血圧・結核のおそれ	低血圧・肩こり・心臓・腸の手術	○	手術のときは帯広の個人病院	○
	㉑	女 78	高血圧・結核のおそれ	高血圧・つかれ(薬を飲んだり飲まなかったり)	○	帯広の個人病院	×
	㉒	男 61	な し	心臓・肩こり・つかれ		町立病院	○
D	⑬	女 96	高血圧(ねたきり)	胃下垂・つかれ・高血圧・幼小時に片目失明	○	広尾保健所の巡回	×
	⑮	女 88	高血圧	高血圧の発熱で片目を失明・目まい・つかれ・失業	○	"	×
	⑬-2	女 84	糖尿・足の神経痛	肩こり・目もよくない	○	" 及び町立病院	×
	⑬-1	男 82	な し	耳は余りきこえない		町立病院	○
	㉑	女 78	"	神経痛・肩こり・つかれ		"	×
	㉑	男 73	(S45) 胃ガンのオペ・糖尿	6年前に胃潰瘍手術・3年前皮膚病で入院・歯・つかれ	○	町内のA病院	×
	㉑	男 73	老人性白内障オペ(S47)	肩こり・つかれ		町立病院	○
	㉑	女 71	高血圧	高血圧(薬)・頭痛・肩こり・目まい・つかれ・心臓など	○	"	○
	㉑	女 70	高血圧・糖尿病	高血圧	○	"	○
	㉑-1	男 68	交通事故後遺症 (S46)	けが	○	な し	○
	㉑-2	女 65	胆石のオペ・交通事故	胆石手術・高血圧・肩こり・ねんざ・心臓・交通事故	○	町立病院	×
	㉑	男 64	な し	心臓肥大・高血圧・目まい・つかれ		"	○
	㉑	男 62	脳卒中(S49)	高血圧(S49 半身不随)腹	○	忠類村の個人病院	○

表 7-9 市街地H町自営業者家族老人の健康状況

家族 類型	ケース 番 号	性別・ 年 令	a 健康診断結果	b 健康状態についての自己診断	a b との 一致	通 院 状 況	仕事
A	㉔	女 60	戦争で身障者となる	身障者手帳・耳が遠い・肩こり・つかれ	○	町内 A 病院	○
	㉕-1	男 75	高血圧	肩こり	○	"	×
	㉕-2	女 74	高血圧	高血圧・めまい・つかれ・耳	○	町内 A 病院	○
C	㉖-1	男 82	な し	な し	○	—	×
	㉖	男 80	肝臓(2 回入院)	低血圧・耳遠い・町立病院に入院 2 回	○	町立病院	×
	㉗	女 77	な し	肩こり・以前に糖尿・心臓あまり良くない		"	×
	㉘-1	男 76	な し	心臓・つかれ・歯		町立病院	○
	㉘-2	女 75	脳卒中(10 年前)	高血圧(2 週に 1 回薬をとりい、く)・白内障(目薬)・めまい・右手・足・口	○	町立病院	×
	㉘-2	女 73	な し	心肥大・高血圧・つかれ・めまい		町立病院	○
D	㉙-1	女 95	高血圧	高血圧・肩こり・めまい(治療していない)・歯なし	○	"	×
	㉙-2	女 75	高血圧	高血圧(治療していない)	○	町内 A 病院	○
	㉚-1	男 71	な・し	糖尿・腹・肩こり・つかれ・以前カッケをしている		—	○
	㉚-1	男 70	糖尿病	糖尿・低血圧・腹・目・耳・歯・つかれ	○	町立病院	○
	㉛	男 69	ぜん立腺肥大、オベ(S40)骨折でねたきり	足の怪我(身障者手帳)・つかれ・歯	○	町内 A 病院	×
	㉜	男 69	関節炎で身障者手帳	肩こり・つかれ	○	町立病院	○
	㉜-2	女 65	高血圧	高血圧・肩こり(自分の家の薬を飲む)	○	町内 A 病院	○
	㉜-2	女 64	な し	肩こり・つかれ・脱腸		町立病院	○
	㉝-1	男 64	な し	片耳が聞こえない・心臓・つかれ・歯		"	○
	㉝-2	女 60	高血圧	高血圧	○	"	○
A	㉞	男 60	な し	きわめて健康	○		○

表 7-10 市街地 B 町雇用者家族老人の健康状態

家族 類型	№	性別・ 年 令	a 健康診断の結果	b 健康状態についての自己診断	a b との 一致	通 院 状 況	仕事
A	⑤4	女 70	高血圧	高血圧・目まい・つかれ・やけど・胃・目・心臓(フロ(は)れない)	○	町内の A 病院	○
B	⑤1	男 71	な し	高血圧・心臓あまり丈夫でない・耳		町立病院	○
	⑤3	男 64	な し	低血圧・めまい・心臓(ぜんそくから)・歯		町内の A 病院	×
	④8	女 60	な し	肩こり・心臓・腹		町立病院	○
C	⑤0	女 65	な し	高血圧・肩こり・つかれ・心臓・歯		〃	×
D	④7	男 64	な し	高血圧・つかれ		〃	○
	⑤5	女 67	な し	足が悪い		町内の A 病院	○
	④9	男 66	な し	高血圧・肩こり・めまい		〃	○
	⑤2	男 64	な し	耳なり・高血圧・つかれ		町立病院	○

表 7-11 市街地 B 町「無職層」老人の健康状態

家族 類型	№	性別・ 年 令	a 健康診断の結果	b 健康状態についての自己診断	a b との 一致	通 院 状 況	仕事
A	⑥1-1	男 72	高血圧	高血圧・肩こり・めまい・つかれ(時々薬のむ)	○	町立病院・町内の A 病院	×
	⑥1-2	女 69	高血圧	高血圧・心臓弁膜症・肩こり・めまい	○	〃 〃	×
	⑥2	女 69	胆のう	胆のう・つかれ・立ちくらみ・目がただれる・耳	○	町立病院	×
	⑥0	男 66	ころんで骨折(S 50)	太りすぎ(血圧)・左耳不自由・足の怪我	○	〃	×
E	⑤7	女 70	リウマチ	目がかすむ・肩こり・めまい・つかれ・やけど	○	〃	×
	⑤9	女 68	心肥大	心臓・高血圧・肩こり・めまい・つかれ・歯	○	町内の A 病院	×
	⑤8	男 66	脳卒中(S 46)	中風・高血圧・つかれ	○	町立病院	×
	⑤6	女 62	子宮脱オペ(S 47) 後遺症	目がよく見えない、肩が痛い、腹がひえる	○	帯広の病院、町立病院	×

表7-12 老人アパート・特養ホーム老人の健康状況

	家族 類型	№	性別・ 年 令	健康状態についての自覚症状	通 院 状 況	仕事
老人 ア パ ー ト	A	⑥-1	男 83	な し	町立病院	×
		⑥-2	女 83	神経痛(腰・肩)・肩こり・腹・ 低血圧・めまい	帯広の個人病院	×
		⑦-1	男 83	胃潰瘍・肝臓・右手親指切断・血 圧・肩こり	町立病院	×
		⑧-2	女 77	な し	〃	×
		⑨	男 77	胃潰瘍・肝臓・右手親指切断・血圧・ 肩こり	町立病院、町内 のA病院	×
		⑩-1	男 75	な し	町立病院	×
		⑪	女 70	心臓・高血圧・めまい・肩こり・ 腹・歯	〃	×
		⑬-2	女 65	心臓・高血圧・肩こり・めまい・つ かれ・腹	〃	×
	E	⑦⑩	女 83	目	な し	×
		⑦⑪	女 79	心臓・肩こり・つかれ・腹・歯	町内のA病院	×
		⑧③	女 75	腰の骨がずれている・肩こり	町立病院	×
		⑦⑫	男 70	心臓・低血圧・めまい・つかれ・腹・ 歯	〃	×
		⑨⑤	女 69	高血圧・つかれ	〃	×
		⑨④	男 67	胃腸悪い・頭痛・めまい・耳遠い (身障者)・歯	町内のA病院	×
		⑨⑦	男 65	心臓・高血圧・背骨・全身打撲	町立病院	×
特 養 ホ ー ム	A	⑦⑩	女 70	心臓・高血圧・腹・つかれ・失禁	ホームに町立病 院の医者が来る	×
	E	⑦⑨	男 86	腹がはる・つかれ・足腰弱っている	〃	×
		⑦⑪	女 75	高血圧	〃	×
		⑦⑬	男 70	心臓・高血圧・つかれ・漁業従事 時代に冷水につかり、下半身にぶ く歩行困難	〃	×

員が健診での異常結果と、それ以外に様々な身体の自覚症状をもっている。健診の疾患名も多様であり、また目の異常が8人中3人、身体不自由者が2人、高血圧が6人いる。通院先は町立病院である。これら老人世帯の人々とくに単身者は、その病気の進行次第によっては特別養護老人ホームへ入らなければならない人達である。

そしてこの人達と同質なのが老人アパートの老人達(平均年令74.9才)であり、15人中3人は健康状態で変なところはないとしているが、他の人々は心臓・高血圧・めまい・つかれ、また耳の障害・全身打撲、右親指切断などのハンディキャップをもっている。平均年令が市街地無職層の老人よりも7才も高く、単身者が多いだけにその健康管理は重要である。身体上(または精神上)の障害により常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な人が入所

する、特別養護老人ホームへの一里に老人アパートをしてはならないからである。

このようにみると、T部落の老人たちはつかれ、肩こり等の自覚症状をもちながらも未だそれが疾患として影在していない健康な人たちであり、市街地の雇用者家族の老人もこれと同じである。(平均年令は前者66.1、後者67.3才)。これに対しH町「その他」層の老人達は平均年令は67.8才と変わらないが、全員がその病状に応じた多様な疾患をもっており、目や身体不自由者も出ている。この人達は客観的にみて、老人アパートの老人達よりその健康状態は悪い。S部落及びH町の自営業家族の老人、老人アパートの老人は平均年令がそれぞれ74.2才、71.4才、74.7才で、S部落ではねたきり又は身体不自由(目の異常を含む)老人が三分の一以上、H町自営業では身体不自由2割、老人アパートでは1割で、老人アパート→H町自営業家族老人→S部落の老人と、健康状態は悪化している。しかしH町自営業とS部落では老人は家族の中で暮らしているのだが、老人アパートではそうではないということも注意すべきであろう。

第2節 在宅病人と「病人家族」

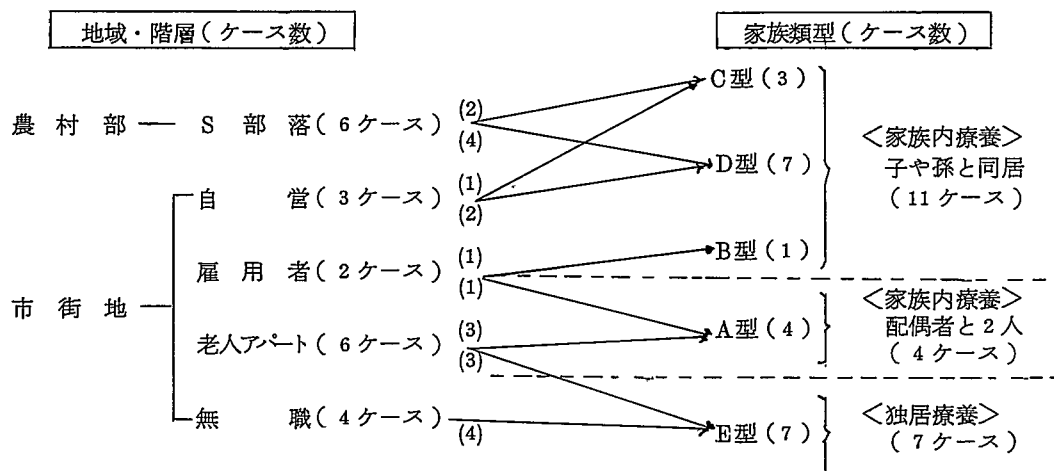
(1)

前節で、大樹町の老人の健康状況をみてきた。老人検診の結果では正常は3割にすぎず、5～6割が要療養者であること⁽²⁾また、調査対象老人においても、地区毎の違いはあるが、総じて何らかの自覚症状を持ち、かつ複数の合併症を有する老人が多いことも明らかにされた。このように、老人と疾病は、まさに隣り合わせの存在だが、とりわけ、老人の病気が厄介なのは、高血圧症—これは半身不随や寝たきりの後遺症を残す脳卒中の引金となりやすい—が圧倒的に多いこと、また、身体的機能が低下している故、一度病気になるると回復・治療が困難であるからである。このことは、老人の疾病が、老人自身の生活のみではなく、ひいては、このような老人を抱えた家族の生活の破綻にも関わらざるをえないことを示している。そこで、本節以下、調査対象の老人の中でも、疾病の重い老人—すなわち、「寝たきり」「寝たりおきたり」「病気がち」で、日常生活行動に他人の介護を要する老人や、他人の介護は要しなくても、日常生活行動に不自由をきたしている身体不自由老人—を取りあげ、このような疾病をもつ老人の、生活—療養過程と扶養の実態を明らかにしてゆくこととする。

さて、上記のような限定を加えて折出されるケースは、地域階層別にみると、農村部S部落6ケース、市街地H町自営業層3ケース、H町雇用者層2ケース、H町無職4ケース、老人アパート居住者層6ケースの計21ケースである。

ところで、先述したように、老人の疾病は、単に老人のみでなく、家族の生活にも影響を及ぼさざるをえない。老人を抱えた家族の問題は、単に療養の問題ばかりでなくそこに扶養の問題も併存している。これらは、いわゆる老人問題の中核をなす問題であろう。従って、上記のケースを分析する際、当該老人が現在どのような扶養形態の中で暮しているのか、つまり、どのような家族形態の中で療養生活を送っているのかに焦点をあててみてゆくこととする。これらの家族類型毎で先述のケースを見た場合、A型4ケース、B型2ケース、C型1ケース、D型7ケース、E型7ケースである。この家族類型と地区階層とをクロスしたのが表7-13であるが、両者の関連性は高い。つまり、農村部及び市街地の自営業層ではB～D型が多く、家族—多くは子夫婦の扶養のもとで療養している老人が多い。雇用者、老人アパート、無職層では老人夫婦のみで、あるいは単身で療養生活をしている老

表7-13 疾病老人の地域・階層・家族類型



人が多い。従って後者一とくに老人アパート単身層、無職層・単身者では、抱えている問題は大きい。

さらに、大樹町には、特別養護老人ホームがあるが、ここには、要介護だが家庭内でその条件に欠ける老人が入所している。その実態については、次節で明らかにすることとする。

なお、疾病老人の現在の生活過程は、これまでの労働・生活過程の累積の結果であると思われるが、今回の調査においては、そのような生活史の中に、病歴を位置づけて把握することはできなかった。従って、データに限界はあるが、これまでの生活史と現在の疾病状況の関わりが明きらかだと思われるものに限り、幾つかの個所で、断片的にはあるが触れることとする。

- (1) 「病人家族」とは、現在通院加療しているといないとにかかわらず、病弱な家族をその成員に擁している家族のことを示す。
- (2) 51年の厚生省社会局調査の老人健康診査の結果によると、全国的にも、正常者 37.3%、要療養者 40%、要精密検査者 17.3%である。しかも正常者は年々減少し、逆に要精密検査者は増大している。受診者が、20%強に留まっていることを考えあわせれば、老人の健康状態は年毎に悪化しているといえる。

第1項 農村部及び市街地における「病人家族」

(1) 農村部—S部落の疾病老人と家族

農村部で析出されたのは、表7-14のように、S部落地区の6ケースで、いずれも、家族内で療養しているケースである。②④を除いて、すべて、子や孫が世帯主である。親と子の職業変化をみると③④を除き、親の5ケースは全て入植者（酪農か農業）であったが、子の代では2ケースが離農→林業労働者に、1ケースが兼業農民に、2ケースがそのまま酪農専業農民となっている。つまり「家」・家業の継承が行われているのが①⑤②④の3ケースで、③③②⑨の2ケースが息子の代に離農、林業労働者となっている。しかしこの場合も、離農したとはいえ、農村部に留まっている在村離農者である。職業も③③は離農以前から兼業としてやっていた林業関係の仕事であるし、②⑨も離農以前から「家」として雑貨商を営み、また息子も林業雇用者でありながら、自ら所有する山で植林を行っており、いわゆる離農・離村で全く別の職業につくケースとは異なる。家屋や土地、山林等の継承もあり、従って、後からみるように、親の扶養に対する意識も「家」を継承している農業自営層と変わりはない。ただ、③④—1、③④—2の老夫婦のケースは、前5ケースと異り、釧路で漁業労働者であった彼らが、S部落の林業労働者に稼いでいる四女の所へやってきたケースである。その背景には、釧路の漁業労働者である長男のもとに行きたかったが、嫁の両親が先に来てしまったので、仕方なく、四女の元に最近入籍したという事情がある。このケースは、息子は父親と同様の職業を選んだけれども、過去においてずっと借家住いで、継ぐべき家、その他の不動産も持っていない。農村部といっても、このように家族の状況は異なりこれらが老人の療養生活を規定する大きな要因になっていることをまずとりおさえおきたい。

一方、老人本人の疾病・身体状況は、表7-14の如く、③③①⑤は老衰でもあるが、総じて高血圧・脳卒中が多く、農村の食生活や厳しい寒さの中での労働等、これまでの労働・生活過程に関連していることが予測される。また、離農後、2年間にたてつけに三つの病気にあい、半年間ねたきりであった②⑨にしても、これまでの苛酷な労働との関わりが指適されている。そして、現在のところ、③③①⑤の2人が寝たきりで他人の介護を必要としており、②⑨の妻も、ガンで入院中で付添を要している。いずれの場合も、嫁が介護・付添を担当している。

ところで、S部落には診療所があるが、医者が50年4月に老令のためやめて以来、後任者がおらず、帯広から医者が時々派遣されている状態である。従って、医療機関との関わりについてみると、③③①⑤の高令者及びねたきり老人の所には、広尾より保健婦が巡回にきている。日常生活行動が自

表 7-14 農村部, S 部落の「疾病老人」と「病人家族」(6 ケース)

ケース No (性・年齢)	疾病・身体状況	配偶者	同居, 家族(職業)	家族 種類	看 護 者	医療との関わり	老 人 の 収 入	仕 事	家 庭 内 役 割	将来の扶養
⑬ 女 (87 才) ＜農 業＞	(S 47 ~) ・大腿部骨折・ねたきり ・せきがとれない	×	長男夫婦(営林署・労務) ※ 45 年離農	G	長男の嫁 ＜仕事をやめる＞	広尾より往診 薬は広尾より送ってくる。	養老年金 (年 8 万)	×	×	このまま長男夫婦の所で
⑭ 女 (96) ＜酪 農＞	高血圧・ねたきり 胃下垂・つかれ・片目失明	×	孫夫婦(酪農) ┌ 同居子 3 人 └ 他に子 2 人	D	孫 の 嫁	広尾より保健婦 回診	養老年金	×	×	このまま孫夫婦の所で
○＜世帯主＞ ②④ 男 (62) ＜酪 農＞	(S 49)脳卒中・高血圧 半身不随	○	長男夫婦(酪農・郵便局) └ 子供 3 人 次 女	世帯主 D°	日常生活行動は 自力 (妻・嫁・ 手伝い)	忠類村・個人病院 (バスで 40 分)	貯 金 子供の仕 送り	×	留 守 番 子供世話 庭 掃 除	このまま長男夫婦
⑮ 女 (88) ＜酪 農＞	高血圧→片目失明 目まい・つかれ・失禁	×	長男夫婦(酪農) └ 子供 3 人	D	血圧高くはないと きは日常生活行 動は自力	広尾より保健婦 回診	老令年金 福祉年金	×	×	このまま長男夫婦
②⑨-1 男 (77) ＜酪農・農業＞ ②⑨-2 女 (76)	(S 45 ~ S 47) 痔・ガン・腸の手術 (S 47)→人工肛門 低血圧・肩こり・心臓 (S 49) ガン→町立病院入院中	○ ○	次男夫婦(②⑨林業・雇用户 植林 ②⑨雑貨商経営) └ 子 3 人 長男死亡 ※ 45 年 離農	G	日常行動は自力 長男の嫁	町立病院 (車で 30 分) 町立病院入院中 ＜完全看護＞	自営の 日稼ぎ	店 番 (嫁の代り)	留 守 番 部屋の掃除	このまま
②④-1 男 (68) ＜元・漁業・労働者＞ ②④-2 女 (65)	交通事故後遺症 (46 年)胆石のオペ 交通事故→あばら骨骨折 肩こり・高血圧・心臓 足ネンザ	○ ○	長女夫婦(②④営林署・労務(常雇) ※長男(釧路)に嫁の親がきた ので長女夫婦のところへ入籍	D	日常行動自力 # (娘手伝い)	× 診 療 所	日 稼 に より	林 業 (日雇)	×	長男(釧路)のと ころへ行くつもり でいたが、嫁の親 がきたので、かわ りに長女夫婦へ入 籍 「老人ホームに入 りなさいといわれ ている」

力で可能な②⑨は、車やバスで30～40分もかかる大樹町立病院や忠類村の病院へ通っている。

さて、これらの疾病老人の家庭内の役割分担及び社会的労働への参加はどうであろうか。③⑬⑮②⑨③④の高令あるいはねたきりあるいは病気がちの5人は当然、家庭内の仕事も職業ももっていない。日常生活行動の可能な②⑨は家庭内では留守番や掃除、孫の世話等の役割を分担している。②⑨は雑貨商の店番を担当しているが、これはそれまで行っていた嫁が、入院中の自分の妻に付添わなければならないなくなり、本人が代替したケースである。このケースは、一家に病人が出ることによって、これまでの役割分担のバランスが崩された典型例であるが、そこから生じる問題点については後述することにする。さて、老人たちの収入は、③⑬⑮は年金、②⑨③④は貯金や子供からの仕送り、日稼ぎ等であるが、収入の源泉を問わず、③④のケースを除いて、他は全て世帯の生計費は基本的には息子の世代によって維持されているゆえ、年金等も自分の生活費として使うこともなく、老人のお小遣いとして自由に用いられている（例：孫にお小遣いとしてやる、好きなものを買ってもらうetc）。これは、「家」一家業と家産の継承をベースにして老親が扶養されていることのあらわれの一端である。さて、これらの老親の扶養はまた、「家族となったらいちからじゅうまで世話すべき」（⑬の孫の嫁）、「親は長男が扶養すべき」（②⑨の息子）、「親を老人ホームへやって、安心して働けるという考え方は間違っている」（⑮の息子）、「10年間働いた仕事をやめて、バーチャンの面倒をみる」（③④の息子の嫁）というように、強い扶養意識に支えられている。このような家族の気持の下で療養している老人たちの楽しみは、「家族と一緒に食事をするとき」（⑬）、「家族との団らん」（⑮）、「孫のもり」（②④）、「孫の成長」（③）等、家族と一緒に生活ならではの楽しみを持っている。もちろん、日常生活行動が可能②⑨などは、老人クラブ等にも不自由な足をひきずりながらよく出席し、社会的活動の参加の楽しみをもっているが、大半の疾病をもった老人にとって、老人クラブは「行きたくても足が悪くてゆけない、今の身体じゃいけない」ところである。この意味で、老人の生きがい対策としての老人クラブは、疾患老人にはほとんど機能を果たしていないといえる。老人の「生きがい」ということも、このように現実には、健康ということが前提であり、従ってこの「健康」—うらをかえせば「疾病」の問題が、老人自身およびこれらの老人を抱えた家族双方の最重要関心事とならざるを得ない。現在すでに寝たきりの老人2人も含めて、全ての老人が「気になること」として「自分の健康」をあげている。⑮のおばあちゃんは、これを挙げた理由として「もし倒れたら、皆に迷惑がかかるから」といい、暇なときには「すわってばかりいないで歩いて運動すること」としている。このように、家族の中にいる老人は、自分の健康の問題を、他の家族等との関係で抱えていることが特徴的である。実際、老母がガンで入院し、1年近く、息子の妻が付添をしている②⑨のケースは大変である。この家族では、②⑨自身、妻が倒れる以前、痔・ガン・人工肛門の手術等で半年間臥床していて、入れ変わりに妻が入院しており、病気・入院・手術等、家族の生活のバランスを崩す要因が長期にわたっている。この家は、雑貨商も営み、嫁が店のきりもりをしていたが、老母の入院で付添が必要のためそれにかかりきりとなり、店番は、回復した77才の老父が代替することになった。店は毎日休みなしで、病院に通院することすらなかなかできない状況である。このように老母の入院によって家庭内の役割分担が変化し、かつそれが1人1人にとって負担としてのしかかっている。しかもガンという疾病ゆえに、このような状態がいつまで続くか見通しはしない。息子をして「老人の健康は家族の幸福につながる」といわしめている。

このような健康—疾病への関心の高さを反映して、家族の医療要求は非常に高い。とくに医師不在という医療過疎の中で全ケースが「医者常駐」を訴えている。また、医療費の無料化（年令引下げ）、看護婦の家庭訪問の要求も強い。

最後に、家業—家産の継承を土台としての老親扶養とは異なる③④—1、③④—2の老夫婦のケースについて若干ふれておきたい。このケースは、釧路で漁業労働者をしており、そのまま釧路にすむ長男

の元に行くつもりだったのが、嫁の両親が来てしまっあてがはずれ、仕方なく、釧路を離れ、S部落の長女夫婦の元へ入ってきたケースである。老母は病気がちだが、老父はまだ健康で造林関係の日雇をし、それで老夫婦の生計を維持している。従って、経済的には基本的に独立しているが、老母が家事等不自由なため娘に手伝ってもらっている。老母は現在診療所に通院しているが、「いい医者がいるかどうかかわからない」と新しい土地での医療不安をもっている。また、老母は、老父が倒れ経済的自立が不可能になったら「老人ホームに入りなさい」と長女にいわれているという。従って、老母にとっては、気になることは、自分の健康とともに、「子供の家族とのおりあい」であり、新しい慣れない土地で、新たに同居するようになった娘の家庭との関係を日々気にしつつ、療養生活を送っている老人の心細さが伝わってくる。

以上、農村部において、家族の中で療養生活を営む老人及び、これらの老人を抱えた家族の生活過程の一部について触れてきた。

家業あるいは家産の継承を土台に、強い扶養意識の下で扶養・介護されている老人は、扶養という点では問題をはらんではないけれども、S部落の医療過疎のもとで、容体が急変したときや、家族の介護の限界をこえたときなどの医療面に関する不安は、老人・家族ともに強くもっている。一方家業・家産の継承なく、子供の家族の元に一方的に扶養される老人—とりわけ住み慣れた土地を離れてきている場合、今後の扶養、倒れたときの介護、新しい土地での医療との関わり等、多くの不安をもち、肩身を狭くして生活していることがわかった。それ故に、農村の社会構造の変容の下で、離農を余儀なくされた子供たちが、大樹から去っても、住みなれた土地を離れずに老夫婦で、あるいは単身で留まるケースも多い。そのための対策として老人向け住宅も容易されているが、健康であるならまだしも疾病を有した場合、深刻な問題を抱えていると思われる。この点については、後述することとして、先きに、家族の中で療養しているが（つまり、B・C・D型）、農村部ではなく、市街地に住む疾病老人についてみることにする。

(2) 市街地の疾病老人と家族

市街地に住み、同居の子や孫の下で療養しているケースとして表7-15の如く3ケースが折出さ

表7-15 市街地の疾病老人と「病人家族」(1) 自営業者層

ケース № (年齢)	疾 病 及 び 身体的状況	配 偶 者	後 継 者 及 び 同 居 家 族 職 業	家族 類 型	介護の 有 無	医療機 関との 関わり	収入	仕事	家庭 内役 割	将 来
③⑧ 女 (75)	(S 40) 脳卒中—右 手足もつれ る 高血圧・白 内障	○ 夫 (85)	3 男夫婦 (理容院) ↑ 後継者	C	自分 で何と かやる	1/2W 町立 病院	息子 から	×	家事	このまま、家 をついだ息子に みてもらう
③⑦ 男 (69)	(S 40) 前立腺肥大 オペ (50年) 骨折でねた きり 身障手帳	○	長男夫婦 (スーパー経営) 配偶者、長女 夫婦も働く、 従業員も 5～6人	D	妻	町 内 個 人 病 院	息子 から	×	×	このまま "
④⑤ 男 (69)	関節炎→ 身障4級 肩こり、つ かれやすい	×	養子夫婦 Ⓢ公務員 Ⓢ店の手伝い ※(将来・家業 を継承)	D	自分 で何と かやる	町 立 病 院	自営 商売	時計 屋 自営	×	このまま→早く 息子にあとをつ いてもらいたい

れた。これは全て自営業者層で、③⑨では息子がすでに家業を継承し、④も将来老父が動けなくなったら後を継ぐことが決まっている。3 ケースとも、家業の基盤がしっかりしていることが共通点である。しかも、「老親は長男がもつべき、父親は病気のことを考えないで、元気に生きてほしい」(③)「親は長男がみるべき、親は子供が見るべきで、大樹は老人を大切にしすぎる、過保護である」(④)というように「親の扶養は、家族内しかも長男のするもの」とする強い扶養意識に支えられており、S 部落における④を除いた病人家族と類似している。しかも、医療面での不安はS 部落よりも少ない。ただし、③のケースの場合、後継ぎは、親の扶養に関して「兄弟で分担してみるべきだ」という考えを持ち、実際にはそうではなく自分1人にかかっていることに不満を抱いている。従って、親が介護を要するような病気になった場合、「すぐ老人ホームに入れるというわけにもいかないし、どうしようー」と、あまり積極的な介護意識をもっていない。③の場合、10年前卒中で倒れ右手足がもつれるが、まだ何とか家事等は自力で行いえているが、全く何もできなくなった場合の問題を抱えている。このケースは前2 ケースとは異なる、それなりの労働・生活歴を有する故と思われるが、このケースは第3章のケーススタディに紹介されているので、ここでは省略する。

第2項 老人夫婦家族及び単身世帯における疾病老人

(1) 老人夫婦家族における疾病老人—市街地H町、雇用者層、老人アパート層

本節の分析にあたって疾病老人として折出されたケースで老人夫婦世帯を形成するのは、表7-13の如く、H町雇用者層の1 ケースと、老人アパート層の3 ケースであるが、H町雇用者層のうち、現在19才の5 女と同居しB類型であるが遅かれ早かれA型に移行するケースも加えると5 ケースが折出される。それぞれの属性は、表7-16、7-17の如くである。

表7-16 市街地の疾病老人と「病人家族」(2) 雇用者層

ケース № (年令)	疾病・身体状況	同居家族	家族 類型	介護の 有 無	医 療 機 関	生 計 の 基 礎	仕事・家庭内役割	将 来
⑤③-1 男(64才)	心臓・ぜんそく 低血圧・めまい つかれ	5 女(独) スーパー店員 (S45 離農)	B'	日常行 動可能	町 病 立 院	貯 金 娘の給 料 日稼 ぎ	土建 家事 日雇 (娘と)	他出の息子に 嫁をもらって みてもらいたい
⑤③-2 女(?)	腰骨骨折(ケガ) 身障1級	〃	〃	夫・娘	〃	〃	× ×	〃
⑤④-1 男(70)	健 康	ナ シ (S40 離農)	A	日常行 動可能	×	日稼ぎ	日雇 5月～ 8月 ×	施設に入りた い(大樹から 離れたくない)
⑤④-2 女(70)	高血圧・目まい 心臓(風呂に入 れない) 胃・つかれ・や けど	〃	〃	〃	町 内 個 人 病 院	夫の稼 ぎ	× 家事	〃

表 7-17 市街地の疾病老人と「病人家族」(3) 老人アパート層

ケース No(年齢)	疾病・身体状況	家族類型の変化	他出子	医療機関	生計の基盤	仕事・家庭内役割	将 来
⑥9-1 男(83) ⑥9-2 女(83) <農 業>	60才よりぜんそく 神経痛(腰・肩) 低血圧・めまい	A→B→C→D→A ↓ (S 45) 息子・離農 (帯広へ)	子 4 人	町立病院	生活保護 老令福祉 年金	× ⑥買物 ⑥食事・ せんたく そうじ	○頼ったってみってくれる人 いない。 ○親族会議で末子のところ?
⑦3-1 男(83) ⑦3-2 女(65) <農 業>	心臓・肩こり・高血 圧・めまい 高血圧(目まいがし て立つことができな くなる) 心臓・肩こり・つかれ	A→B→C→D→A ↓ (S 46) 息子・病気 離農同然 (4年間入院)	子 5 人	町立病院 //	厚生年金	× 2人で身の まわりのこ と	○長男入院后, その妻と不 和で老人アパートへ ○四女が健康なうちにこい といっているが?
⑦1-1 男(66) ⑦1-2 女(70) <農 業>	関節リウマチでねた きり 高血圧・心臓・肩こ り・腹・ねたりおき たり	A→B→C→D→A ↓ (S 40) 息子・離農 (帯広へ)	子 9 人	町立病院 //	生活保護 老令福祉 年金	× 2人で身の まわりのこ と × (4女が手 伝)	○不自由になったらみても らおう, という嫁や娘い ない。 ○長女に「養老院に行くし かない」といわれている が, イヤ

※< >は前職

表をみて明きらかのように、これらは全て、S 40～46 年の離農組である。㉓㉔㉕㉖は、息子・離農一他出のケースである。㉖（老人アパート）は、後継者の息子が4年前より心臓弁膜症で町立病院に入院中であるが、嫁が病弱、老父も83才の高令、老母も高血圧で畑作業できない状態で離農同然である。老夫婦は息子のいなくなったあと、嫁とおりがうまく行かず老人アパートに入居しているが、このように、いずれも後継者がいなくて「家」解体後、老夫婦のみ大樹に留まっているケースであるが、雇用者層と老人アパート層では生活の基盤が基本的に異っている。第1に、雇用者層とアパート層の老人の健康状態は、家族全体としてみれば、前者の方がずっと良い。表7-16の如く、㉓・㉔とも配偶者の健康はすぐれないが、世帯主は比較的健康で、従って、就労し、自ら生計を維持しえている。アパート層は、夫婦とも神経症、循環器症の疾病を有する者が多く、夫婦でねたりおきたりも1ケースある（㉖）。従って生計は全て生活保護と年金の公的扶助に依存している。また、雇用者層は、農地を手離したとはいえ、まだ自分の家と土地を持っているが、アパート層は、それらをも有していない故、アパートに入居しているのである。

このように、H町雇用者層の2ケースは、配偶者の疾病の程度は重いが、世帯主は就労可能で、2人でどうやら家族としての機能を維持しえている。しかし、世帯主の健康状態が悪化したとき、表7-16の如く、この2ケースの限りでは「他出子のところへ」（㉓）と「施設に入りたい」（㉔）にわかる。後者は「子供は来い、といっているが、大樹から離れたくない、気楽でよい」ため、この意味で老人アパート、特養ホーム等の老人施設は、故郷を離れ、新しい土地への適応を怠る老人にとって、1つの機能を果たしているといえる。いずれにしても、当該2ケースは、まだ自分たちでどうにか家庭生活を維持しえ、経済面、介護面での扶養の問題は老人アパート夫婦より、切羽つまっていない。

これに対し、老人アパート層は、まず経済的な面でも自立していない。しかも、子の扶養、援助はほとんど皆無である。これは、子の扶養能力が低いことにもよるが、それだけではなく、老人アパートの入居が、家族関係の悪化によってもたらされる場合が多いからである。つまり「家」解体→家族解体→アパート入居であり、しかも、このプロセスが同時に、子供の家族にとっては貧困化の過程であるからである。例えば㉕の場合、離農した息子は帯広で出面取り、大樹に残っている次男、次女も夫婦で出面取りであり、「頼ったって頼れる人いない。親族会議で末子のところへ行くのではないかい」（㉕-1）という未知数である。㉓の場合も、先述したように、入院した息子の嫁と折り合いが悪く、アパートに入居した例であるが、「四女が健康なうちに来い、というがー」と、これも未知数である。また㉖の場合、長男が、親にも内緒で勝手に土地を処分、離農し、帯広にしまったケースで、子供たちとりわけ長男夫婦への不信は強い。「不自由になったらみてもらおう、という嫁はいない。娘もダメ。長女には「養老院に行くしかない」といわれているが、あんな所イヤだ。そうになったら一息にー」（㉖-2）といっているように家族とは完全に切れた状態にある。このような老人たちにとって、楽しみはテレビである。老人クラブは、これら、病気がちの老人の楽しみとはなりえてないこれらの老人が「気になること」は、何よりも「自分の健康」、そして「配偶者の健康」である。何故なら、今でも、健康状態は良くないが、2人で何とか相い補いあって、日々、暮らしていけるのであって、1方が死亡した場合、本人の希望はともかく、客観的には、老人ホーム、あるいは特養ホームといった公的施設入所への予備軍を形成しているからである。

次に、単身で疾病を抱えている老人にスポットをあててみよう。

(2) 単身・疾病老人層

現在、単身で、寝たきりあるいは寝たきりおきたりや、何らかの疾病で日常生活行動に不自由を有するケースとして、表7-13の如く、H町「無職層」4ケース、老人アパート居住者3ケースが析出された。それぞれの症状は表7-18～19の如くである。

表7-18をみると、無職層の老人は、それほど高令ではない。が、ねたりおきたりが4人中3人と、表7-19の老人アパート単身者に比べても、またこれまでみてきたどの層よりも、年令の割には重い症状を有している。これらの疾病及び、身体状況は、多分にこれらのケースのこれまでの労働生活史を反映しているものと思われる。つまり、表7-18の家族類型の変化をみてもわかるように、⑤⑨の男子を除き⑥⑦⑧の女子は、いずれも若いときに配偶者を失い、⑥は病気の夫と義母を、⑦⑧は小さな子供たちを、その肩に負って、働きずくめできた人たちである。例えば⑥は、夫が昭和20年肝臓で倒れて以来38年死亡まで、行商、飯場飯炊き、旅館女中をして病夫と義母を養いつづけ、夫亡きあとも、食堂手伝い、バー経営、工場炊事婦、食堂経営等で自分の生計を維持してきたが49年子宮の手術で入院後、身体がおもわしくなくなり生活保護を受給している。また⑦は、昭和21年、長女14才を頭に、9才、5才、1才の女の子ばかり4人を残して、夫が脳膜炎で死亡、以来、出面取りで一家を支えるが、24年洪水で家・財産全てを水に流され、無一文となる。また出面取りで再出発するも昭30年、無理がたたって体をこわし仕事をやめている。⑧は、結婚以前より心肥大の持病を有していたが、S30年、まだ幼い子を残して夫が死亡、以来S47年にやめるまで、出面取りや飯場の炊事婦等毎日も休まず働きつづけてきた」という。このように、これらのケースは、老令により無職というよりはむしろ、一家の柱として身心ともにはりつめて働きつづけてきた無理がたたって発病し、やむなく仕事を失った層といってもよい。⑨の場合も、父の代に入植しているが、本人は昭和5年より木炭検査員として、道北のあちこちをまわっている。昭和18年、釧路の木炭同業組合では生産係長になったが、戦争でこれまでの生活基盤を根こそぎうばわれてしまう。戦後、炭焼もしたが、需要が少くなり廃業し、ルンペン生活も3年ほどしたこともある。この頃、長男が中学校にあがるときで、奨学金をもらいやっとのことで学校にやる事ができた。この息子はその後北大を出て、他出しているが月々父親に仕送りをしてきている。そして昭和36年大樹森林組合に落ち着いたが10年後脳卒中で倒れてしまった。それを追うようにして妻も病気で倒れ、失職と治療とのダブルパンチに見まわれ窮迫する。このときわずかの不動産も処分してしまい、生活保護を受給するようになったが、50年、妻の死亡とともに打ち切られる。以後、長男からの仕送りで生計を維持している。

このように、もとより、これら「無職層」には、継ぐべき家や家産もない、従って子供たちは就職や結婚でたいの者が他出し、大樹より去る。残された老人たちは、子供たちが親を扶養しようようになるまで、なんとしてでも自活していかなければならない。この無職層4ケースも、老人アパートの単身者3ケースもまさにこのような段階にあるケースである。

無職層老人は、自らの生計を、2人は公的扶助によって、2人は子からの仕送りによって維持している（表7-18）。問題は家事面であるが、隣に住む娘夫婦の所で食事、洗たくも一諸にしている⑥を除き、皆、不自由をしのんで最低限の身のまわりの世話を自分で行っている。先述のようにこれらのケースは、他のどの層より身体状況が悪化しているゆえ、この家事や介護面での援助、サービスが緊急の問題として迫っている。一方、これらのケースは、子のいない⑥を除き、子と別居しているといっても、一番の楽しみが「娘のところへ行くこと」（⑦）、「孫の世話、家族との団らん」（⑧、⑨）、というように、子の家族との交流はもっている。つまり、一時、独居しているとはいえず、家族と切り離されてはいない。従って、「体が不自由になったとき」の扶養の予定も「子供の所」が圧倒的に多い。しかも、「今年のお盆に相談するつもり」（⑨）等、その身体状況からして、かなり逼迫しているのが多い。しかしながら、健康悪化の度合いによっては、また、子供の扶養能力いかなで、いくら本人が子の所を希望し、施設を拒否しても、⑥の如く、客観的には、公の施設へ収容されるをえない可能性をはらんでいる。

一方、老人アパートに住む単身疾病老人はどうであろうか。表7-19の如く、若い時からの身体障害者2ケースに、仕事でケガをし、背骨骨折で1年間ねたきり生活をしていた1ケース、である。

表 7-18 日町, 単身疾病老人(無職層)

ケース(年齢)	疾病・身体状況	家族類型の変化	他出子	医療機関との関わり	生計の基盤	仕事・家庭内役割	将来
⑤④ 女 (62才)	(S 49) 子宮オビ後遺症 体がやむ・ねたりお きたり・目・肩こり	⑧→⑧ (夫の夫母 母と同居)病他 死出	×	町立病院(毎日) 保健婦訪問あり	生活保護 (※49年 食堂経営やめる)	× 最低限の身のまわ りの世話	○自分だけで何とかやる→死ぬだけ ○特養ホームはイヤ ○親せきの所へはあまされに行きた くない
⑤⑦ 女 (70)	肩こり, 目, 目まい つかれ, ヤケド	⑧→⑧→⑧→⑧ 夫子 病他 死出	娘4人	町立病院	生活保護 (※S 30年 出面とりやめる)	×	○子供の所へ行きたい, 4人で相談 してきめてほしい。
⑤⑧ 男 (66)	(S 46) 脳卒中 高血圧, つかれ ねたりおきたり	⑧ ⑧→⑧→⑧ 妻子 病他 死出	子2人	町立病院 $\frac{1}{2}w$	生活保護 ↓ 仕送り(50年~) (※S 46 脳卒中, 森林組合やめる)	× 孫の送り迎え (食事は隣の娘, 夫婦で)	○他出した息子(長男)にみてもら いたい
⑤⑨ 女 (68)	心肥大→発作 高血圧, 肩こり, め まい, 右膝関節リウ マチ, 冠動脈硬化症 ねたりおきたり	⑧→⑧→⑧→⑧ 夫子 病他 死出	子4人	町立病院 $\frac{1}{2}w$ 町内個人病院 帯広の病院	仕送り 年金 (※S 47 出面とりやめる)	× 最低限の身のまわ りの世話	○子供たちにみてもらいたい 今年のお盆に相談するつもり

表 7-19 単身疾病老人(老人アパート層)

ケース(年齢)	疾病・身体状況	家族類型の変化	他出子	医療機関との関係	生計の基盤	仕事・家庭内役割	将来
⑥④ 男 (67才) ＜雑業層＞	難聴(身障者) 弱視 頭痛・めまい	⑧-⑧-⑧-⑧ 子妻 他死 出亡	子2人	町内個人病院	生活保護	× 身のまわりの世話 ヘルパー	○次男が結婚したら, みてやるとい っているがー? ○長男「親なんかみない, 学校の先 生がいった」
⑥⑤ 男 (77才) ＜砂金採集＞	胃かいよう, 肝臓 右手親指切断(ケガ) 肩こり, 身障者	⑧-⑧-⑧-⑧ (※39年 妻子 離婚)死他 亡出	子6人	検査すると入院とい われるので行かない	生活保護 障害福祉年金	× 身のまわり一切	○子供の所へ行きたい ○老人ホームは入りたくない
⑥⑦ 男 (65) ＜木材店入頭＞	背骨骨折(ケガ) ねたりおきたり 心臓・高血圧	⑧-⑧-⑧-⑧ 妻死 他亡 出	子1人	町立病院	生活保護 (S 48 ケガ以来)	ヘルパー × 長男の嫁手伝う (帯広から)	○特養ホームに行くつもり ○息子は来い, というが行きたくな い

※＜＞は生活保護受給者の職業

3 ケースとも就労不可のため、生活費は公的扶助に依っている。子からの仕送り等はない。また、家庭内の仕事一身のまわりの世話等も、先述の無職層と異り、ヘルパーの援助が得られている。老人アパート自体、大樹町の過疎対策の一環として建てられたものであり（第4章参照）、この入居者は、施設面のみでなく、諸サービス面に於ても卒先して福祉対策の対象者になっていることがわかる。従って、日常生活行動面での援助については、「無職層」より緊急度は低い。

しかしながら、老人アパート居住者は、老夫婦（A型）の「病人家族」の項でもみたように、「家」解体→家族解体後の居住が多い。従って、単に、身のまわりの世話のみではなく、医療面の看護が必要になってきた段階での扶養が遠からず問題になってこざるをえない。まだA型類型の場合は、老夫婦2人がお互に助けあってなんとかこうにか生活を維持しうる段階であるが、単身者の物合、ストレートに生活破壊につながらざるをえない。

そんな薄氷を踏む思いで、疾病単身者は日々を送っていると思われるが、表7-19の3ケース中、とりわけ④⑥の場合、「体が不自由になったとき、子供の所へ行きたい」といっているが、先述の「無職層」とは異り、子供との結びつきは日頃から切れており、客観的には子の扶養は得られない可能性が強い。しかも、これらのケースの過去の労働-生活過程に共通している点は、階層が低いこと、そしてこのことは、身体障害者ゆえに、不安定な職業にしかつかなかったこと、そこから生じる生活の不安定さが、ひいては家族の解体をもたらししたこと、があげられる。つまり、病氣・身体的状況が、階層転落と家族解体をもたらしただけのケースであることである。

例えば④は、目と耳が悪く、希望した職場に入れなかった。手に職を持っていなかったため、呉服屋の小僧、銭湯、木工場の労働者、露天商、そしてルンペン等、転々と職を変えてきた。もとより、年金や医療保障もない。そして、丁度働き盛りの9年間、戦争でシベリア抑留される。このことも、彼の労働-生活史を決定する大きな要因となっているし、身体状況にもマイナスの影響を与えている。この間、2人の子をもうけたが、長男は、帯広で大工としてその日暮らして、老親をみてはくれない。また、長男には、「親なんかみない。学校の先生がそういった」といわれている。「私たちの時代は、親をみるものと思っていたが、今は仕方がない」となげいている。彼にとって、「結婚したらみてやる」といっている次男が頼りの綱だが、この次男は、帯広で呉服屋に勤めていたが転職し、現在、静岡で会社員となっているが32才でいまだ独身である。長男も、遠くにいる次男もこの老父を訪れることはほとんどないし、彼から訪ねてゆくこともない。「子供たちは巣立ったらなかなか帰ってこない」「妻が死んでからはハリがない」「寂しいのはあきらめているが、あきらめていても寂しいのは寂しい」というこの老人は、自らの生活の軌跡をふりかえて、「生まれたときから運命が足りなかった、つきがなかった」といっている。将来、彼が期待をかけ心待ちにしている次男の言葉が実現される見通しは、薄いように思われる。彼の場合、戦争、病氣、貧困が重なり、壮年期の労働-生活史が規定し、更に、若い息子たちとの「扶養意識のズレ」が老後の生活史に加わっており、まさに現代の老人が抱えている諸矛盾を一手に引き受けているような例である。

⑥の場合も、若い時よりヤマ師で、砂金堀りを本業とし、4～5反の畑は妻にやらせていた。年金もかけていないし、医療保障もない。戦後の食料難の時代は、子供を抱えて、カビのはえた麦さえ食べるような生活をした。1男6女の子が全て他出する頃、妻も死亡し、その後、祖母も死亡、10年位、尾田で1人暮らしをしてきたが、身体も弱ってきたので5町ほどの土地を売却し老人アパートに入居した。子供たちは5人が帯広にいるが、あまり行き来はない。老人も、この一年間に遠出したところといえば、札幌の娘のところだけで、帯広にいる息子の所へは行きたくない、という。その他の人との付き合いもほとんどなく、楽しみはテレビと読書である。「悲しみや寂しさは、なじみになった」という言葉は、長い間の1人暮らしの中で出てきた一種の諦感であろう。

ところで⑦のねたりおきたりの老人の場合、帯広にいる長男の嫁が時々、身のまわりの世話に訪

れ、その意味で子供との交際をもっているが、ねたきりになったら特別養護老人ホームに入りたい、といっている。老人アパートには、この3ケース以外にも、「ごはんが食べられなくなったら特別養護老人ホームへ行く」と本人自ら希望している人や、身寄りがなかったり、子供がいても寄りつかず「子供にきてほしい」と思いをかけている家族解体の中の老人等、身体上の介護が必要になった場合、特別養護老人ホームに入所を要すると思われる老人が多く、老人アパートの入居者は、この意味で、「無職層」と異り、特別養護老人ホームの予備軍を構成している。といっても過言ではない。

第3項 ま と め

以上、疾病の程度の重い老人、身体不自由老人に焦点をあわせて、家族類型を軸にして分析を試みた。

これらの老人たちの疾病の程度と家族類型、そして世帯の階層には関連性がみられ、これらは、老人たちのこれまでの労働・生活過程の累重的な積みかさねとしてたちあらわれていることも明きらかになった。従って、現在の、老人の療養生活には、次のようなパターンがみられた。

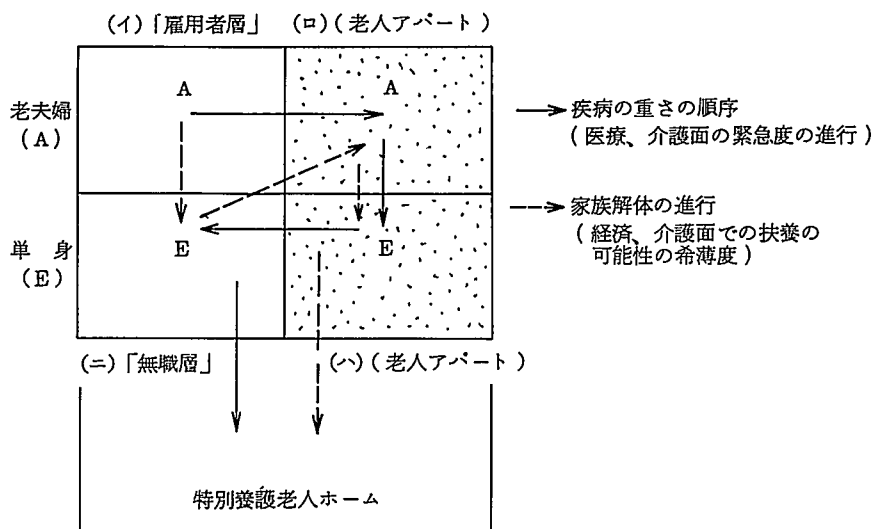
1つは、家族の中で療養している老人で、家業や家産等の継承がある自営業層、それをベースに子供に扶養され、介護を受けている老人である。子供たちの扶養意識は強固であり、経済的基盤もしっかりしているので今後の扶養の面での問題はない。しかし、医療過疎の中で、いつどうなるかわからない老人を抱えているこれらの家族の医療要求は切実である。そこでは、医者や常駐、看護婦の巡回訪問が具体的要求としてあげられているが、あくまでも在宅の療養を前提としていることが特徴的である。しかしながら、客観的に家族の手におえない状況になった場合、介護治療する公的機関がどうしても必要であろう。その場合、家族の役割分担を変化させ、個々人に過重な負担を強いることなく、かつ「身内の者が看病するのが一番の親孝行」(㉑の息子)が実現しうるような、医療機関、療養施設が望まれている。

第2に、面倒をみてくれる同居の家族がおらず老人のみで療養生活を送っているケースであるが、これらは、また、夫婦のみ(A型)か単身(E型)かを軸にして、これまでの労働・生活過程の反映としての階層、疾病の程度により、以下のように区分される。(i)老夫婦で、いずれかの配偶者が働きうる健康をもち、経済的にも自活しえる本町「雇用者」層、(ii)老夫婦であるが、経済的に自立しえず公的扶助に頼っている老人アパート居住者層である。しかも、この老人アパート居住者層は、子供家族との結びつきが切れている場合が多い。従って、自分たちで日常生活行動をも営めなくなったときの扶養、療養の問題を遠からず有している。これらの老人夫婦世帯は、いずれも、離農組で、一方が雑業層、一方が公的扶助受給層として市街地に滞留しているのが特徴的である。(j)次いで、単身の老人アパート層であるが、夫婦ものに比べ、身体状況も悪く、扶養の問題を緊急に抱えている層である。総じて、老人アパート層は、疾病の場合、特養ホーム入所の予備軍を形成している。(k)老人アパート以外の単身疾病老人で、就労不可能で、公的扶助及び子からの仕送りや年金で生計をたてている「無職」層老人である。これらの層は老人アパートの単身者より、家族との交流を有しているが、疾病の程度は一番重く、身体的介護を緊急の問題として有している。しかもこれらの層は、女子世帯が多く、階層も低いことから、子の扶養能力いかによって、子に引取られるケースと、特別養護老人ホーム等施設に収容されるケースとに分かれていくことと思われる。

これら、(i)、(ii)、(j)、(k)の老人たちにおける、疾病の程度の重さ一従って、医療・介護の緊急度と、家族の絆の弱さ一従って、経済面・介護面での扶養の問題の緊急さの関連を図式化すると図7-1の如くなる。

さて、以上の分析で、はからずも、老人の病気の問題は、経済面、医療・介護面の双方を含む扶養の問題と直接問わることが明きらかになった。だが、老人の同居率75.1%(厚生省「老人家族実態

第7-1 図



調査」1973年）という我国の現状の中で、継承すべく家業・家産を持たず、しかも、疾病を抱えている老人の将来の問題（これは若者の未来とは違い、死ぬまでの扶養の問題であるか）、は深刻である。(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の老人たちは、子との同居を望んでいるものの、決して期待はしていず「寂しさ」をかみしめながら日々を生活している。このような「心の過疎」を埋めるための、生きがい対策も、疾病をもつ老人には効果をなしていない。このような状況の中で、老人たちの一番の気がかりは、「自らの健康」一本にしぼられる。そして、この健康が破壊し、他人の介助なしには生活を維持しえなくなったとき、上記の何人かの老人たちは、家族の下ではなく、施設の中で療養生活を営まざるをえないが、次に現に施設内で療養している老人たちにスポットをあててみよう。

第3 節 特別養護老人ホームにおける老人と疾病

第1 項 特別養護老人ホーム入所者の特性

特別養護老人ホームが昭和42年に建設された過程は第4章で触れているが、このホームの運営目的は、次のように設定されている。「老人福祉法の規定にもとづき、身体上または精神上の障害により常時の介護を必要とし、かつ居宅において、これを受けることが困難な老人に対して、施設で日常生活のための必要な援助を行い、入所された方に明るく楽しい生活を送っていただくことを目的としている」（老人ホーム「要覧」より）。従って、寝たきり、あるいは、寝こみがちの老人、そして精神障害の老人で、家族の介護が得られない独居老人の収容が現実には中心となっている。なお、老人福祉法には、上記の身体的・家族的条件の基準以外に、年令65才以上で、経済的理由を問わないことが付記されているが、大樹町では、年令を5才引き下げて60才以上としている。このような特別養護老人ホームは、全国的には利用希望者が多く、政府は緊急に増設を促進している段階といわれているが、農村部、都市部では、その利用状況もかなり異なると思われる。

ところで大樹町の特別養護老人ホーム（以下、特養ホーム）は過疎農村部に位置しているが、この地域は、一部にはS部落のように医師不在の医療過疎状況のところもあるが、町としては、町立

国保病院，そして特養ホームと，地域医療システムには力が入れている。過疎化とともに医療面も含めて市民の生活基盤全般の崩壊がもたらされやすい中で，特養ホームが建設されたことには，大きな意義があると思われる。この特養ホームは，また，全道にオープンされており，利用者も地元大樹に留まらず，広く十勝地方一帯，遠くは釧路からも来所している。従って，職業・階層・家族的背景も多様であると思われるが，本節ではまず，本施設の利用状況の内実をかいつまみ，本施設が疾病老人対策に果たしている機能について明きらかにしてゆきたい。名簿の対象者は50名であるが，そのうち4名に面接調査を行った。従って，次には，これらの事例分析にもとづき，施設で療養生活を送っている疾病老人の生活史にふれることとする。

(1) 特別養護老人ホーム利用者の属性

48年から50年にかけての計56名（内2人が老夫婦）の利用者の基本的属性をまずみてみよう。

56名の入所時年齢は表7-20の如くである。入所基準は60才以上であるが，48才の農家の主婦を始め

表7-20 入所時年齢

	40才台	50才台	60～64才	65～69才	70才台	80才台	計
実数	1名(48才)	6名	4名	11名	21名	13名	56名
%	1.9	10.7	7.1	19.6	37.5	23.2	100.0%

として，それより若い入所者が7名いる。これらのケースは，看護の緊急度が非常に高い層か，リハビリを希望するケースと思われる。

入所者の疾病状況は表7-21の如くである。いわゆる脳卒中，その後遺症としての半身不随，これらの引き金となりやすい高血圧症が圧倒的に多い。高血圧一脳卒中中は，寒冷で，粗食で塩分の多い食生活をしている東北以北の農村部に多いといわれている。38年より開始された65才以上の老人の「健康検診」は，これらの農村部の老人の高血圧を早期発見し，脳卒中一ねたきりになるのを防ぐことを，1方の大きな目的としている。しかしながら，依然として，半身不随・「ねたきりの老人」は多く，全国では33万，本道では約8千人といわれている。しかしながら，これらの後遺症も早期のリハビリで，大半が歩行可能・日常生活可能なまで回復しうるといわれている。したがって，「ねたきり老人」は，このような医療・リハビリ施設の貧困さの中で創り出されているといっても過言ではない。このような状況の中で，大樹町に，特別養護老人ホームが設けられたのは非常に大きな意味があろう。

ところで，入所者の前住地をみると表7-22の如く，地元大樹は約半数で，残りは道東一帯にまたがる。そして分る限り

においても，病院や他施設（老人ホーム）からの直行組が15名いる。（表7-23）。その他に，ホーム入所直前ではないが過去に他の老人ホームに入所していた老人も数人いる。

病院直行組をみると，特養ホームが，道東一帯において，先述のような医療・介護機能を果たしていることが伺われるが，老人ホームからの直行組をみると，医療・介護機能もさておき，扶養してくれる身内がない老人の収容機能をも同時に果たしていることを示している。これについては，表7-24の如く入所者にE型（単身）が多いこと，また，家族内で暮らして老人が入所した場合にも，身元引受人の家族が

表7-21 入所老人の疾病
（複数回答）

疾 病 名	人 数
脳 卒 中	12 名
脳 軟 化 症	2
高 血 圧 症	11
半身不随・ねたきり	13
老 衰・病 弱	8
動 脈 硬 化 症	3
心 臓	4
リウマチ・感覚マヒ	3
老人性痴呆・精薄	3
盲 目 ・ 耳	3
脊 髄 症	2
パーキンソン	1
肝 臓	1
糖 尿	1
12 指 腸	1
不 明	13

「遺骨引取人」として登録しているケースがあったり、子供たちが全て大樹町より流出して老人のみが施設にとり残されているケースが多いこと等から、過疎の町に於て、特養ホームが、一種の「姥捨山」的機能を果たしているといえないこともない。

このようにみれば、特養ホームの利用の実態は様々であるが、これらの老人の入所希望理由を大別すると表7-25の如くなる。つまり、入所理由の基本は、家庭内に介護がかかるか、より積極的にリハビリを希望するか、であるが後者は2名しかみられなかった。大半が、前者であるが、この介護の欠ける理由も、大きくは、Ⅰ家族と同居しているが介護に欠ける、Ⅱ単身で介護に欠ける、に分けられるが、前者は更に、①一家総働きで介護人がいない、②老人の他に病人を抱え老人の介護ができない、③老人と家族のおりあいが悪く、介護ができない、等、に分かれる。以下、これらの入所希望理由別に、若干の分析を加え、特養ホーム入所老人の全体像を浮彫りにしたい。

表7-22 入所前住所

大 樹 町	23 名
広 尾 町	7
白 糠 町	3
帯 広 町	3
音 更 町	3
更 別 町	2
本 別 町	2
えりも町	各 1 名
様 似 町	
浦 幌 町	
新 得 町	
浦 河 町	
鹿 追 町	
新 冠 町	
忠 類 村	各 1 名
釧 路 市	
計	52 名

表7-23 他施設からの移動

病 院	8 名
音更老人ホーム	3
広尾 "	2
浦河 "	1
本別 "	1
計	15 名

表7-25 入所希望理由による区分

① 介護条件の欠除	Ⅰ 家族と同居の老人……………(24 ケース)	{ (46 ケース)
	(イ) 一家総働き	
	① 農業自営 (8 ケース)	
	② 雇 用 者 (10 ケース)	
	(ロ) 病人家族 (4 ")	
	(ハ) 家族関係悪化 (2 ")	
	Ⅱ 単 身 老 人……………(22 ケース)	
	③ リハビリ希望……………(2 ケース)	
	④ 不 明……………(7 ケース)	
計	(55 ケース)	

表7-24 入所老人の家族類型

	A 型	B	C	D	E	不 明	計
実数	3	9	2	9	22	10	55(世帯)
%	5.5 %	16.4 %	3.6 %	16.4 %	40.0 %	18.1 %	100 %

(2) 入所理由別分析

<Ⅰ-(イ)、一家総働きによる家族者介護の欠除>

これらは、家族の者が全員働きに出るので、留守中、食事、排泄等の介助が必要な老人を1人きりで置くのは危険なので入所させてほしい、というケースである。ここでは、老人を介護すると家族の生活が破壊される、つまり、老人か家族の生活か、どちらをとるかが迫られている。

これらのケースは、更に①農業自営層と②農業以外の雇用者層に分かれるが、①の場合、表7-26の如く、8ケース中7ケースが、70歳台～80歳台で、ねたきり、半身不随等の老人たちである。これらの老人たちは、以前は、治らないものとして農繁期等、納戸に寝かせられ放しだったのが、特養ホームに入所することにより医学の恩恵に属することができるようになった。また、家族も、それによって安心して働けるようになった点は、特養ホームのプラス面として評価されよう。

また、㉞④の農家の主婦は48歳で入所しているが、彼女の場合、25歳で結婚、2男2女をもうけ農家に従事していたが、33歳頃より高血圧症のため通院を始めたが、41歳には、ついに半身不随で、畑仕事も不可能となる。この間、治りたい一心でありとあらゆる治療を試みるも効果なく、「心臓の悪い義母にまでみてもらったときは、早くいい所があったら入ろうと思った」、そして「ここ(ホーム)にいれば、皆が働いているのが見えないから気が安まる」「家族のものにはあきられている」というように、農家において、働けない立場がいかに辛く、厄介なものとして家族に片身の狭い思いをしななければならないか、を物語っている。このように、農村部においては、特養ホームは、老人・疾病者の社会的扶養と療養機関としての機能を果たしている。

表7-26 Ⅰ-(イ)-① 農業自営層からの入所老人

㉞	性・入所年令	入所年月日	疾 病	家 族 の 状 況 ()は年令
①	女 81 才	?	老衰・下半身不随	長男(51) 農業、妻(49) 農業、→三女(14)
②	男 77	49. 2	老衰	長男(49) 農業、妻(44) 農業、→長男(21) 長女(20)、二女(18)
③	女 81	48. 3	動脈硬化、下半身不随	長男(45)〔遺骨引取人〕農業、妻(45)農業、→長男(21) 農業
④	女 48	46. 7	高血圧・半身不随	夫一農業、次女、次男、三男(長女・長男・他出)
⑤	女 83	49. 11	高血圧・心臓	養子(66) 農業、妻(63)→四男(33) 農業、妻(30)→長女(8)、二女(6)、三女(4)
⑥	女 79	48. 1	?	5男(43) 農業・妻(50) 日雇(四男、二男他出)
⑦	男 71	50. 2	?	養子(47) 農業・妻
⑧	男 77	42. 7	半 盲	次男・農業

②農家以外の雇用者家族においては、表7-27の如く、欠損家族で、介助を担当しうる家族員がいなため入所している老人(㉞⑥、③)や、住宅が寒い等、介護人以外の在宅療養の条件の欠除ゆえに入所しているケースもある(㉞⑧)。これらのケースは、表7-27の如く、総じて老人の扶養者たる世帯主の職業階層が低いことが特徴的である。

これらの家族と同居している老人が入所する場合、先述のようなメリットがある反面 ㉞⑧の如く、妻か「遺骨引取人」として登録されているのに典型的にみられるように、家族が老人を預けっぱなし、また老人にとっては、特養ホーム入所は、家族との縁が切れるに等しい、という現状がある。

表7-27, I-(イ)-② 雇用者家族より入所の老人

№	性・入所 年令	入所年月	疾 病	家 族 状 況	入所希望理由その他
④	男 60才	?	脳 血 栓	妻(50), 長男(23) 漁業, 次男(21) 大工見習, 三男(18) 板金見習, 四男(17)	母を看病にとられたら男世帯, 維持できない。 全員働いている。
⑤	女 78	49. 4	高血圧・心臓・糖尿	長男(58) 大工, 妻(53) →次男(24) 郵便局	
⑥	女 88	48. 12	高 血 圧	嫁(53) 炊事婦	
⑦	女 70	48. 3	高血圧・老衰	長男(35) 日雇, 妻(31) →長男(4), 次男(1)	
⑧	男 65	47. 10	脳 溢 血	妻(就労希望), 三女(19)	家が寒い, (本人) コンブ拾いを生業
⑨	男 72	47. 8	脳 卒 中	妻, 次男(38) クリーニング店, [遺骨引取人]	(本人) クリーニング店営むが倒産。
⑩	男 73	47. 4	?	妻(飯場づとめ)(4人他出)	(本人) 砂金堀→収益は全て酒代。
⑪	男 64	47. 2	脳 卒 中	妻(64) 二男(漁業組合)	(本人) 日雇
⑫	女 68	45. 2	?	二男夫婦	
⑬	女 81	44.	?	養女(42) 雑役婦	

<I-(ロ), 「病人家族」による家庭介護の欠除>

これらは, 疾病老人以外に病人が発生したため, 病人の介護が不可能になり入所を希望しているケースである。

表7-28 の如く, 老人の介護担当者が疾病・入院のケースが多いが, №⑩のような場合, 悲惨である。つまり, 世帯主である長男が, 50年, 丁度 50 歳で脳卒中で倒れ, 半身不随となり, 休職する。現在, 傷害手当金を受給し, 妻に付添ってもらい通院しているが, 傷害手当金もう少して打ち切れ, その後の生活のメドは立っていない。老母は, 老人性痴呆症と変形性せき椎症で, 今まで世帯主の妻が面倒をみてきたが, 今回, 更に夫の世話も加わり, この2人の介護と, 先行きの生活不安とで, 妻がノイローゼ気味となり, 老母の入所を希望している。もし, 老母が入所できないならば, 家族解にも展開する恐れのあるケースである。

表7-28 I-(ロ) 「病人家族」より入所の老人

№	性・入所 年令	入所年月日	疾 病	家 族 状 況	入所理由その他
⑭	女 75才	50. 3	脊 椎 症	夫(80) 無職	夫も高令で高血圧の治療中。
⑮	女 89	48. 11	高血圧・老衰	嫁(61) →入院中, 孫(38) 日雇。	嫁(世帯主)の入院で昼間介護に欠ける。
⑯	女 80	?	老人性痴呆, 脊 椎 症	長男(51) 脳卒中, 通院中, 妻(51) 夫の看護。	妻が夫の看護と重なりノイローゼ気味。
⑰	男 79	50. 4	脳 血 栓	長男→幕別, 妻→腰椎ヘルニアで入院中。	介護者である嫁が入院中。

＜Ⅰ－(イ)、家族関係の悪化による入所＞

これは、介護を受けるべく家族との折り合いがうまくゆかず、入所を希望する例である。

表7－29の如く、㉔は、妻の方が、離農したとたん発病し、リウマチが悪化、歩行困難で人の手を絶対に必要としている。「家」解体後、子供たちの家を転々とするも、夫が子供たち夫婦と合わず、結局老夫婦で本別町の老人ホームから、特養ホームに移ってきたケースである（このケースは第3章のケーススタディで取りあげられているので参照のこと）。㉔もまた、夫死亡後、後継者である3男夫婦と同居するが、嫁姑関係がこじれ、同居不能となり、帯広の老人ホームから移ってきたケースである。

表7－29、1－(イ) 家族関係の悪化により入所の老人

㉔	性・入所年齢	入所年月日	疾 病	家 族 状 況	入所理由, その他
㉔	男 75才	49. 1	動脈硬化・高血圧	次男(41) 後継者→離農→営林署人夫(帯広) 妻, 子供	夫が子供の家をイヤがる。
㉔	女 68	49. 1	慢性関節リウマチ		
㉔	女 74	42. 7	半身不随	3男, 農業, 妻。	姑嫁関係悪化

＜Ⅱ、単身・疾病老人の入所＞

次に、特養ホームで最も多い単身者の入所の場合であるが、これは当然、単身ゆえに、介護者がおらず、公的施設に頼らなければならない故の入所であるが、これらの老人の入所過程は決して同一ではない。このことは、これらの老人がなぜ単身世帯となったのか、という問題とも関連する。つまり、老人の単身病人世帯の析出過程の問題として、先述の第1節第2項に関連してくるが、この問題の分析には、詳細な生活史－とりわけ、職歴、家族歴、「家」の歴史、に加えて、病歴の押さえが必要であるが、ここでは、それらのデータはないので省略し、今後の課題として指示するに留めたい。単身入所には三つのパターンが存在することがわかる。

第一は、本人が入植者で農業自営層である。息子の代に、あるいは後継者不在のため本人の代に、離農、つまり「家」が解体するが、これが同時に家族解体につながり、老人が単身で取り残されるケースである。健康なうちは、また、病気を持っても何とか自力で日常生活行動が可能ならうちは、本章第2節第2項で述べたような本町「無職層」、老人アパート単身層のように暮らすのが、一たん倒れると行く所なく特養ホームに入所するケースである。これらのケースについては表7－30における㉔の事例を次項でとりあげることとする。

第二は、子供がいるが、家族解体によって子の扶養が得られず老人が単身世帯を形成しているケースである（上記の入植者を除く）。これらのケースの場合、表の如く、子の職業階層は低い、不明なものが多い。それだけ解体が激しいことを示しているが、このことは、老人自体の不安定で貧困な生活歴の結果として生み出されてきた側面が大きい。これらのケースについては㉔の事例を次項でとりあげることとする。

第三は、独身者、および、結婚したが子供がおらず、身寄りのない老人たちである。

これらのケースの中には表7－30の㉔の如く、地主の家に生まれ、女学校を出、銀行員の夫と結婚、何不自由なく暮らしてきたが、1人息子を、兵役時にかかった結核で死なせ、子供を失ってしまった。その後、一緒に入院していた夫も死亡、身寄りがなくなり、「親類に頼るものなんだから」とホームに入所したケースもあるが、このような例は稀である。その他は、ほとんど、若い時から、職を転々としたり、結婚－離婚歴があったり、不安定で波乱含みの人生の中で、確固とした家庭を

築くことなく、年老いて、体が不自由になり、特養ホームに仙りついた老人たちである。

表 7 - 30 , II , 単身世帯・疾病老人

№	性・入所 年令	入 所 年月日	疾 病 状 況	身元引受人及びその他の家族 の家族構成・職業・居住地	備 考
20	男 83才	47. 4	老衰・足腰不自由	長男(帯広)・土木関係・妻・子	※ S 43 年, 息子離農→他出
21	女 73	45. 12	盲 目	息子(?)	息子行方不明
22	女 72	42.	?	養女夫婦	養女夫婦→老夫婦ホーム入所→夫死亡
23	女 74	48. 12	?	二男・農業→結核(入院), 他の息子2人精薄	身寄ナシ
24	男 66	48.	足腰感覚マヒ 歩行困難	長女	扶養不可
25	女 76	45.	?	3 男(池田)	夫 国鉄→死亡
26	男 59	47. 1	脳動脈硬化 老人性痴呆	長女(千葉), 次男(音更)	
27	女 87	50. 5	心 臓 ・ 血 圧	5 男(46)日産, 妻(41)→長男(15), 長女(12)〔遺骨引取人〕	
28	女 71	42. 11	脳溢血・ねたきり	4 女(42)・夫(47)点字図書館管理人→長女(21)〔遺骨引取人〕	
29	女 86.	43. 6	高 血 圧	長女・夫(49) 商業→脳卒中→生保	扶養不可
30	女 63	42. 7	精 薄	長男(尾田)〔遺骨引取人〕 夫は行方不明	
31	女 80	42. 7	?	長女(千葉)	扶養不可
32	男 68	50. 4	パーキンソン 脳動脈硬化	長男(?), 弟(62)別海村雑貨商	扶養ギム者行方不明
33	女 67	42. 10	慢性関節リウマチ	ナ シ	身寄なし (夫 銀行員→高校事務) (長男 → 結核死亡)
34	男 81	42. 7	老 衰	ナ シ	身寄なし 本人一砂金堀→旅館下働き
35	男 67	?	脳 血 栓	弟(60) 漁業(同居)	本人・漁業→独身
36	男 77	43. 2	脳 溢 血	兄(釧路)	本人一漁業, 独身
37	女 51	45. 6	脳 軟 化 症	娘(?), 兄(広尾)〔遺骨引取人〕	本人一雑貨商
38	男 51	48. 1	病 弱	兄(釧路)	本人一映画館支配人 独身
39	女 65	44. 12	右上下肢不全マヒ	義兄弟(52)浦河, 漁業	単身
40	女 50	44. 2	脳 軟 化 症	弟(広尾)	単身
41	男 58	?	?	弟(白糠)	単身

<Ⅲ, リハビリ希望の入所>

最後に、特養ホームのもう1つの機能である医学面, とりわけ脳卒中のリハビリの機能を利用するために、本人希望で入所しているケースがあるか、これは表 7 - 31 の如く 2 例しかみられなかった。

表 7 - 31, Ⅲ, リハビリ希望の老人

№	性・年令	入所年月日	疾 病	家 族 状 況	入所理由・その他
④②	男 56才	50. 1	高血圧, 半身不随	妻(54)寮母, 長女(26)家事	本人・家族も希望, 治療したい。
④③	女 61	48. 12	脳 溢 血	次男・農業	脳溢血後遺症治療

第2項 特養ホーム入所老人の生活史

〔ケース④ Hi さんの場合〕

Hi さんは単身で、下半身不自由、歩行困難のため昭 48 年に入所している。もちろん家も土地もない。子供一養子は 2 人いるが、長男(37 才)は中卒で就職・他出してからには家には寄りつかず、2 年前に 1 回便りがあったきりである。長女(30 才)も就職・他出後、帯広にいるが、扶養能力はない。このケースは、貧困一家族解体一単身の典型例である。又、Hi さんの疾病は、これまでの労働過程が原因している典型例である。Hi さんは幼少時代、青年時代、結婚時代を通してこれまでの生涯、貧困生活を送っている。15 才のときから漁業一筋だが、命がけの労働とはウラハラに漁業雇用者の生活は苦しい。そして、子供が一人前にならない以前の妻の死亡が、家族解体の一步となり、子の他出が、それを促進していった。1 人になった Hi さんの身体は、若い頃から冷水につかって過酷な労働をしてきた結果、下半身の感覚がマヒしはじめ、歩行困難となり、自分で生活することが困難となりホームに入所している。

以下、もう少し詳しく生活史をみよう。

Hi さんは、明治 39 年、広尾町に、漁業労働者の父と、アイヌ人の母との間に長男として生まれる。妹・弟がいるが、弟は若い時に死亡、妹は広尾町に健在である。

父親は、漁業自営でなく、親方に使われる身であったために、また、母親がアイヌだということもあって、幼少時代は極貧生活であった。小学校卒業までは着物もなく、メリヤスシャツの上に毛布をかぶり、寒さをしのぐ生活であった。靴をはくようになったのは、19 才になってからである。この頃の生活は「苦しかった、ひどかった」の一語につき、とくに父や母から学んだことなどない。

小学校卒業後、大正 5 年 15 才のときから父と一緒に漁に出る。本人にとって、あれこれ職業を選択しうる状況ではなく、漁業をやるしかなかった。仕事は 1.5 ～ 2 t のモーターなしの親方の船に、15 人位が乗りこんでホッケ・チカを主にとっていた。この間、危険な目に何回あったかわからない。親方にこきつかわれ、命がけで働いても生活はちっとも楽にならず、親子働いて喰うのに精一杯だった。

昭和 2 年、知り合いの娘と結婚、独立して「ニシン場」をわたり歩く生活を始める。布団と食器をかつぎ、転々とニシン場を出稼ぎして歩く生活は約 17 年間続いた。漁のない時は、わずかな畑にイモを作り、飢えをしのいだ。結婚生活も楽ではなく、米を買えないこともあったが、造材人夫をしてきりぬけた。二人の間に子供はうまれず、この間、知人から男の子と女の子を養子にもらう。

昭和 20 年、出稼ぎ生活にピリオドを打ち、浜大樹で、親方の船で仕事をするようになる。今度はモーター付きの船で 10 ～ 12 人乗り込んで漁をした。この間も、漁価は低く生活はラクではなかったが、不運なことに、子育ての最中に、妻が、これまでのムリがたたって病没してしまう。残されたのは夫 45 才、長男 13 才、長女 8 才であった。長女は一時、実母に預かり、男世帯で、ようやく長男は中学を終える。長男はその後、炭鉱に入り、閉山後、東京に出て自動車整備工をしているらしい。父との交流はほとんどない。

昭和 30 年頃、十勝川、アシュロ湖の道の孵化場の仕事をするようになり、10 ～ 15 年間、仕事を一切やめるまで続ける。昭和 40 年頃(62 才頃)より身体が弱まってくる。若い時から、冷水につかっていたので足腰の感覚がマヒし、下半身が不自由になってくる。この間、長女も就職・他出してしまったので、昭和 45 年、船泊りの区画制で得たわずかの畑地 8 反が宅地になるというので売却した。このお金は葬式代にとつてある。この頃より歩行困難になり、昭和 48 年特養ホームに入所する。

現在特養ホームでの生活を垣間みると、生活費は、老令福祉年金から月々小使2千円と暮らしている。子からの仕送りはない。日々の生活は単調で、趣味や生活のハリなど、持っていない。余暇はもっぱらテレビである。外出もほとんどしない。身体が不自由であるが、行く所もないからである。老人クラブ等も入っていない。人との付き合いは浜大樹で仲間だった人で、今、同じくホームに入所している2人位である。娘は月に1回位訪問してくれる。将来、子供の所へ行くことは考えられず、このままで十分という。昔の生活はひどかったが、今は「ありがたい」と思っている。彼にとっては、ここは苦しい生活の中で得た生涯の“安住の地”としての意味をもっている。

〔ケース⑳、H a さんの場合〕

H a さんの場合、「家」解体→長男一家の大樹からの他出→単身の典型例である。H a さんは大正2年に大樹に入植以来、節約し、他の人よりも倍働き、出稼ぎ等もしながら、耕地や馬をふやし、安定した経営を築いてきた。昭和40年（離農の3年前）には30町の土地を所有するまでになった。この間、長男も家を継ぎ、次男にも分家させて、苦勞のかいがありホッとした段階であったが、長男の結婚後、H a さんの隠居生活の設計は狂ってくる。嫁の身体が弱いため長男一家が農業をやめることを希望したからである。そして、昭和43年に離農、長男一家は帯広に行ってしまう、高令のH a さんの一人暮らしが始まる。そのうち身体の弱まり、土地を売却して、老人ホーム（広尾）→特養ホームに入所する。しかしながら、このH a さんの場合、土地が多いこと、娘たちが大樹に嫁いでいて、交流があること等、「家」解体→単身→ホームの例としては恵まれている方である。同じ「家」解体→単身のケースでも前節でみた老人アパート層や、ホーム入所者の中には、経済的にも貧困で、家族から見離された老人が多数いることを付記しておきたい。

H a さんは、明治21年、兵庫県の淡路島の小作の農家に長男として生まれる。本人が生まれたときは、小作農で貧しかった。小学校時代、自作農になったが、土地が狭く生活は苦しかった。父から特に学んだことはないが、農夫に生まれたのだから、農夫をやれといわれ、明治35年、小卒後、家業を手伝うも、岡山、大阪の紡績工場で出稼ぎしたことも1年位ある。この当時、近所の若い者たちはみんな工場に行っており、いとも工場で働いていたので、本人も行ってみた。その後17才の時、父が腸ガンで死ぬ。

大正2年、25才のとき、家を弟につがせ、本人は友人と一緒に大樹に入植する。この頃、年貢をおさめれば、自分の土地になったので、人の倍働き、土木仕事、出面とり等もしながら、農地を買いふやしていった。馬鈴薯、麦、大豆、キビを作り、馬も最高時12頭飼ったことがある。牛を飼ったが人手不足で、酪農まで手を広げなかった。

結婚は昭和8年、「農業をやってくれる人」ということで近所の人を介して見合結婚をする。子供は4男2女もうけたが、最初の子は生後まもなく死亡した。

昭和8～10年の結婚後、それから子供を育てるとき苦しかったが、子供を育てあげ農夫にする、という楽しみをもって頑張った。戦争中も、人手がなく苦しかったが、やりとおした。戦後は、食料、着物がなく、納税を怠ったこともある。

しかし、とにかく、家の中は経済して、働きづくめで、土地をふやし、昭和40年段階では30町を所有するにいった。

この間長男は、中卒後、家をつぎ、次男も分家させて自分の生活もだんだん楽になった。ところが昭和39年、長男が結婚、その嫁が身体が弱くて農業ができないといいだした。そして妻が死んで2年後、昭和43年、離農を決め、長男一家は帯広に出て土木関係の仕事をするようになる。他の子供も全て他出（長女・三女は大樹の酪農家、三男は札幌で会社員）しており、本人は1人暮らしとなる。

しかし、86才の高令で、身体がだるい、足腰が不自由、等の状態では「あぶない」と思い、老人ホームに入ることを決心し、昭和47年に土地を売却する。はじめ、長男一家は反対したが、老父を引き取るというところまでいたらなかったし、本人も、老人ホームに入りたいと思った。役所の人が調べにきたが、特養ホームに入れず、まず広尾の老人ホームに入り、そのあと特養ホームに移れた。

特養ホームに入って2年目、49年に肝臓で入院して以来、寝たり起きたりの生活である。大樹にいる娘

やその孫はよくきてくれるが、長男・次男は忙しくて、めったに來ない。長男の嫁もたまにくるだけである。
しかし、ホームには親せきもあり、話し相手には困らないし、ここは、ずっといてもよいので、ここで余生を送るつもりでいる。

第3項 ま と め

以上、限られた資料からではあるが、特別養護老人ホームの利用の内実を、入所者の入所理由、そして背後にある家族の状況を通して明らかにしてきた。

特別養護老人ホームの設立は、老人福祉法に基づき、寝たきり、あるいは日常生活行動の大半に他人の介助を要する老人の養護を目的としたもので、これらの老人に対する医療、介護面での機能が前面に打ち出されているのが特徴であった。そして、福祉法には、その場合、経済的理由を問わないことも明示されている。

現代人の8人に1人が疾病を有し、かつ、老人の寿命がのびているにもかかわらず健康状態は悪化している、という状況の中で、このような特別養護老人ホームは、まさに、国民的要求にかなった施設といえよう。

ところで、大樹^(※)の特別養護老人ホームの利用の内実をみた時、上記のような、寝たきり老人に対する医療、介護面の機能、というよりはむしろ、一般の養護老人ホームと共通する、経済的扶養に欠ける老人の収容という機能が強い。

これは、特養ホームが、過疎農村部に位置していることに大きく関わっていると思われる。つまり周辺地の過疎化という社会構造の変容の中で、とりわけ「家」あるいは家族の変容の過程で、取り残された老人の収容先になっているからである。そして、更に、その基礎には農村部の貧しさがある。冷害で離農し、大樹を離れて新しい土地に職を求めてゆく子供たち、大樹町では雇用者といっても大工、日雇、出面取等、不安定就労しかなく、それらの職業についている子供たちも、前者と同様、寝たきりの老人を介護、扶養する力とゆとりをもっていない。娘が、脳卒中の夫を抱えて、特養ホームに入っているおばあちゃんの年金をあてにして借りにくる例^(※②)、働けなくなって養子夫婦の所へ同居したが、あまりの生活の苦しさを見兼ねて、老夫婦で入所を希望してきた例^(※③)、わずかの畑とあばら屋に盲目の母1人を残してどこかに行ってしまった息子の例^(※④)等、その貧しさの典型であろう。このような老人が特養ホームに入所することはイコール家族との断絶の中で老い先を施設で過ごすことになる。現実には、このような老人の特養ホームの利用者が最も多いことが、第1項でも明らかにされた。

ところで、第2節第1項において、S部落の農業後継者が、「老人の介護は身内のものがするのが一番の親孝行」といていたが、疾病をもつ老人にこそ、家族の暖かい励まし援助がより必要なことと思われる。しかし、現実には、素人の家族には当低及ばない病状を呈することもあろう。その場合、公的な医療機関、収容施設が必要とされる。しかし、例えば、施設収容が家族や地域と切り離された形であっては、老人の孤独・寂しさ、といった、「心の病」は治やされない。医療機関・施設が家族の協力をベースにして、疾病の程度 — 従って治療の介護の段階に応じて、位置づけられるべきであろう。従って、家族及び老人の状況によっては、家庭内で、ヘルパーや保健婦、看護婦の専門家の派遣に支えられた療養生活も選択しうるのが望ましい。

老人の疾病に対する福祉対策を考える際、健康検診で網をかけ、病気の早期発見に努めるとともに、一たん発病したなら、家族と医療機関と施設が有機的に連携をとりあって治療できるシステムの形成が望まれる。先述のS部落の後継者の言葉は、まさに、このような供給医療体制のあり方を志向していると思われる。ここには、「親は子がみるべき」という意識の一方で、老人・疾病者の扶養・介護を家族に加えて社会的な形でもみてゆくことが、より良いこと、とする志向性がある。そして、

これは、これまでの章でみてきたような「大型酪農」化をめざして再編される農村社会の客観的現実からもたらされる志向性であるといえる。

しかしながら、このような医療構造も、地域の住民の生活に支えられて成り立つものであろう。従って老人の健康と疾病の問題を考えると、単に医療の面のみ切り離して扱えられるべきでなく、老人自体の、また、その家族の生活の実態、労働－生活過程をも、その視野に入れなければならないと考える。

更に、現実の労働－生活過程は、過去の労働－生活過程の累積の上にあり、かつ、この労働－生活過程のあり様は、個々人の健康－衰を返せば疾病状況によって大きく規定されるものと思われる。つまり、老いを疾病と貧困で迎えるか否か、は、過去の労働－生活過程の総体の反映であり、更に、この労働－生活過程のあり様を規定する1つの目安として、個々人のこれまでの身体的状況が関わっている。従って、個々人の生活史を形成する要因に、「職歴」「家族歴」等とともに「病歴」をも加え、分析把握することを、今後の課題として提示しておきたい。

以上、後半には、医療社会学的視点から、老人の健康と疾病を捉える際の問題点を若干つけ加えて、まとめとした。

(※) 厚生省「国民健康調査」51年によると、国民の8.6人に1人が何らかの身体的異常を訴えている。しかも、75才以上の人口では、2.5人に1人が異常を訴えている。50年調査では、国民の9人に1人、75才以上では3人に1人であったことからしても、国民の、そしてとりわけ老人の健康状態は年々悪化してきているといえる。

第8章 二世代夫婦家族の中での老人の地位と役割

小序

私たちはすでに第2章で、今回の調査では老人の半数が「二世代夫婦家族」を構成し、31.7%が「老人夫婦家族」を、12.9%が「老人単独世帯」を構成していることをあきらかにした。そうして、「二世代夫婦家族」「老人夫婦家族」「老人単独世帯」といった家族のあり方の相違は、実は、現下における日本資本主義の発展過程の中における「家」そのものの家族への解体過程、さらにその家族そのものの解体過程をその基底にもつものとして把握されなければならないことについてふれた。

たしかに、現下における農民家族、そうして自営業家族は「家」として存在する。別の言葉でいうならば、生産機能と生活機能をあわせもつものとして、それらの家族の多くは存在する。しかしながら、その内実まで立ちいってみるならば、それらの家族も、もはや直系家族の特質をもつものではなくなっている。こうした過渡期の「家」を私たちは「二世代夫婦家族」と呼んでいるが、そこにおける老人生活のあり方を分析するのが本章の課題である。

これまでの各章において——とりわけ第6章で私たちは老人層が現実の日常生活においてそれぞれの家族内で受けもっている「役割」分担について、その家族類型ごとの相違、また地域的、そして階層的相違の一端について、101事例の全体的傾向を述べたが、本章では、生産組織体、生活組織体としての「二世代夫婦家族」の中で、老人層が現実的に如何なる役割と地位をもっているか、を分析する。

私たちは「二世代夫婦家族」の形態をとる家族29ケースを選びだした。T部落から7ケース、S部落から11ケース、市街地では自営業種層6ケース、雇用者層5ケースである。その基本的な属性のひとつとしての親の年令と後継者の年令は表8-1に示すとおりである。

ところで、本章での分析においては、とりわけ次の点に留意している。

第1点は「二世代夫婦家族」の家族構造をとりおさえるにあたって、たとえば、父、母といった位座から、その位座に如何なる役割が相応しているかというアプローチではなしに、逆に「二世代夫婦家族」が生産組織体及び生活組織体として機能する場合、組織体として必須不可欠な役割を、現実的に如何なる位座にある成員が、単独でまた複数で担っているか、という形で、家族内での各成員の地位の構造をとりおさえているということ。そのさい、組織体が存続するための必須不可欠な役割は、大きくわけて、意志決定の役割と労働分担の役割にわかれるということ。つまり、生産組織体、生活組織体と分けた場合のそれぞれの意志決定の役割と、また現実の生産的労働、家事労働を如何なる位座にある成員が担っているか、という問題である。そして、さらに、このさい私たちは現実的にその家族生活を維持するための生産的労働・家事労働にタッチしていない成員が、生産的側面・生活的側面における意志決定の過程を独占している形態を、決して好ましい形態として指定してはいないということにふれなければならない。つまり直接生産そして家事労働に従事する成員は、その家族の意志決定の過程に参加する形態が「好ましい」家族の構造であると私たちは考えているが、老人の位座に焦点を合わせると、「老人」が生産あるいは生活過程における労働過程にも、また生産あるいは生活的側面における家族の意志決定過程にも参加しないという形態は、きわめて問題のある家族の構造であるということになる。

ところで第2に指摘しなければならぬことは、そうはいっても、老人層を含む「二世代夫婦家族」の構造は、その家族の発展段階によって、つまり、その「家族」のライフ・ステージの発展段階に相応してあきらかに異なっているということである。たとえば、親と同居する息子が嫁を迎えて「二世

表 8 - 1 分析対象家族の老人の年齢一覧

農 業 家 族				自 営 業 家 族				雇 用 者 家 族			
ケース 番 号	父	母	息 子	ケース 番 号	父	母	息 子	ケース 番 号	父	母	息 子
16	—	96	57	38	82	75	49	33	—	87	48
15	—	義母 88	48	44	—	77	52	49	66	—	36
19	82	84	46	43	71	65	26	50	—	65	29
28	—	78	55	40	70	64	26	52	64	62	35
32	78	72	47	37	69	62	44	47	64	51	23
13	—	73	52	45	69	—	42				
23	73	64	44								
30	72	66	42								
20	—	71	54								
9	68	63	40								
6	68	64	37								
11	67	58	36								
2	67	60	36								
3	67	60	38								
25	64	64	41								
24	61	53	34								
5	62	60	38								
22	60	54	25								

代夫婦家族」を創立したが末だ孫が生まれていない段階と、息子夫婦の子供がすでに後継者として生産的労働にたずさわった段階とでは、同じ「二世代夫婦家族」といっても、その構造はあきらかに異なっているといわざるを得ない。同じ老人という範疇によってくくられるとはいえ、親夫婦はより一層高齢化している。そこにはあきらかに、私たちのいう「二世代夫婦家族」における、ひとつの発展の法則性が看取される。したがって当然のことながら、私たちは本稿において、かかる2点をその分析射程の中に収めている。

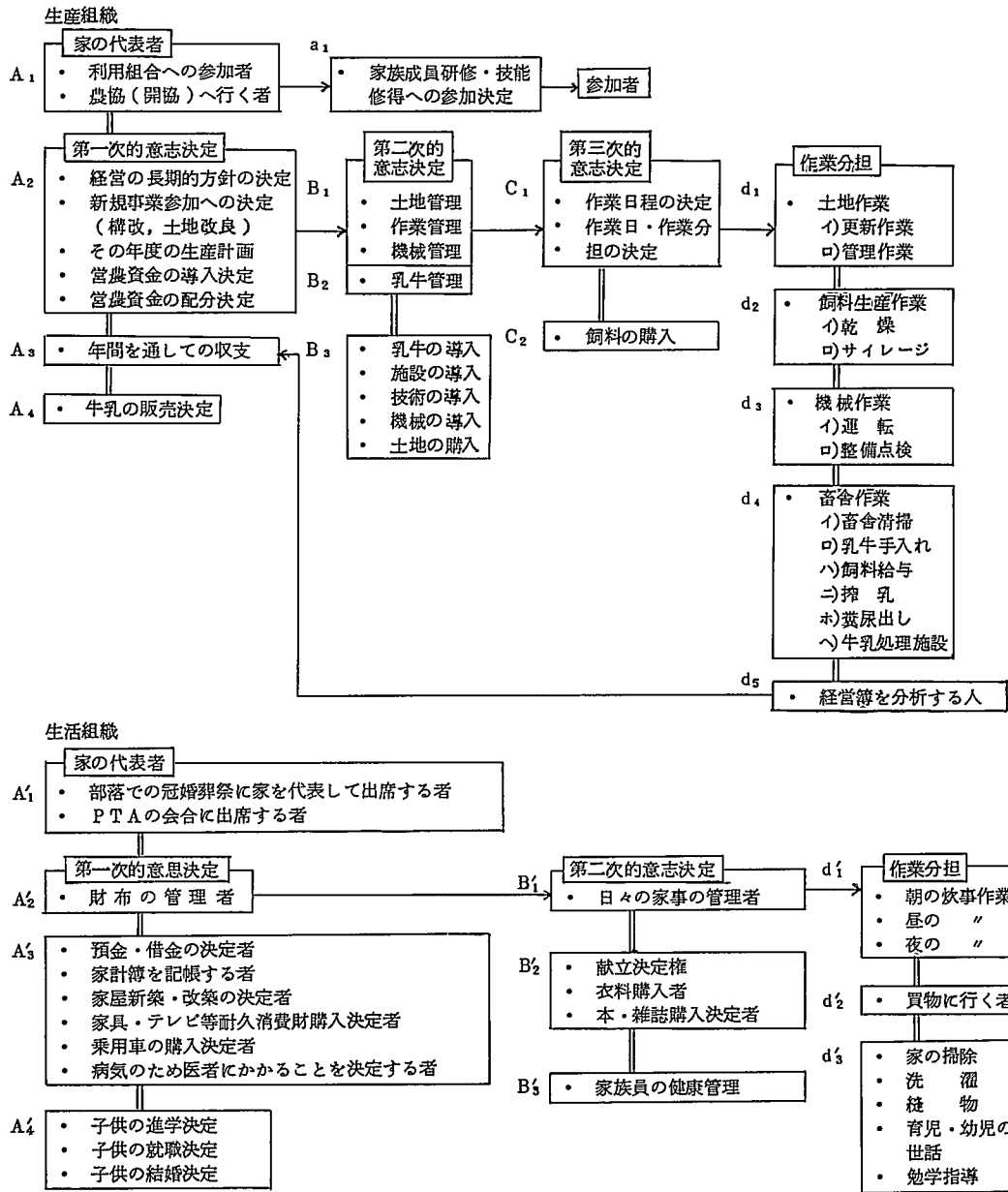
しかし、第3に指摘すべきは、以上第1・第2でのべた諸点が現下における激しい「家」それ自体の資本主義的解体の中で展開させられているということである。以下、あきらかにするように、現時、するどく『大規模酪農経営確立』への道を歩んでいる大樹町においては、とりわけ旧T部落において典型的にしめされるように、老人層はあきらかに「家」における生産的労働からは「疎外」されつつある。こうした生産のあり方に問

題が存在することは事実であるが、しかしながら以下にみるように老人層は、生産的諸側面から「疎外」されつつあるとはいえ、生活的諸側面において、若夫婦の生産的諸側面における過重労働を軽減すべく精一杯の努力をかたむけている。

本章では、以上みた分析視角から何よりも「二世代夫婦家族」の中における老人生活の実態をあきらかにすることを目的としている。

＊ なお、私たちが採用している「家」の構造分析の分析枠を酪農経営農家に関して表示すると図8-1のようになる。詳細は『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働・生活過程』第1篇第2章を参照のこと。なお、この分析枠は私たちの研究グループではすでに昭和38年程度から採用している。（布施鉄治ほか『農業の近代化と農民の生産意欲』1～2篇、北大教育学部産業教育計画研究施設研究報告書、1～2号、1962～63年、及び布施鉄治「現代日本農村における家の変容過程」、『教育社会学研究』17号所収、1962年、を参照されたい）。

図 8 - 1 「家」の意志決定と作業分担からみた構造分析枠



第 1 節 農業家族における老人の地位と役割

第 1 項 農業家族における老人の役割参与

表 8 - 2 はここでとり上げる家族の構造を示したものである。生産過程においては，学業中の孫が農作業を手伝うケース 15，20 及び孫嫁の意志決定への参与がみられないケース 13 を除くと，

表 8 - 2 農業家族の構成と構造

家族 周期	ケース 番号	生 産 過 程						生 活 過 程														
		意 志 決 定						意 志 決 定						家 事 労 働								
		父	母	息子	嫁	孫	孫	父	母	息子	嫁	孫	孫	孫	父	母	息子	嫁	孫	孫	孫	
V	28	—	78	55	52			—	78	55	52			—	78	55	52					
IV	16	—	96	57	51	23	17	15	—	96	57	51	23	17	15	—	96	57	51	23	17	15
	19	82	84	46	44	19	13		82	84	46	44	19	13		82	84	46	44	19	13	
	32	78	72	47	41	20	17		78	72	47	41	20	17		78	72	47	41	20	17	
	13	—	73	52	53	27 = 27	ひ孫 4, 3, 2		—	73	52	53	27 = 27	ひ孫 4, 3, 2		—	73	52	53	27 = 27	ひ孫 4, 3, 2	
III	15	—	88	48	40	17	16	13	—	義母 88	48	40	17	16	13	—	義母 88	48	40	17	16	13
	23	73	64	44	41	17	14		73	64	44	41	17	14		73	64	44	41	17	14	
	30	72	66	46	36	13	10		73	66	46	36	13	10		73	66	46	36	13	10	
	20	—	71	54	55	14			—	71	54	55	14			—	71	54	55	14		
	9	68	63	40	34	11	8	6	68	63	40	34	11	8	6	68	63	40	34	11	8	6
	25	64	64	41	40	15	13		64	64	41	40	15	13		64	64	41	40	15	13	
II	6	68	64	57	34	10	7	5	68	64	57	34	10	7	5	68	64	57	34	10	7	5
	11	67	58	36	31	6	3	2	67	58	36	31	6	3	2	67	58	36	31	6	3	2
	2	67	60	36	32	8	2		67	60	36	32	8	2		67	60	36	32	8	2	
	3	67	60	38	40	5	4	2	67	60	38	40	5	4	2	67	60	38	40	5	4	2
	24	62	53	34	31	6	3	6ヶ月	62	53	34	31	6	3	6ヶ月	62	53	34	31	6	3	6ヶ月
	5	62	60	38	32	3	1		62	60	38	32	3	1		62	60	38	32	3	1	
I	22	60	54	25	24			60	54	25	24			60	54	25	24					

○印で囲った者はその仕事に従事する者

・印は疾患を持つ者（ただし、老人のみに限る。）

他の15ケースは全て直接的労働過程にたづさわる者は意志決定に参加している。また、生活過程においては13以外は全て何らかの形で意志決定に参加している。仮説で述べたように、直接的労働過程にたづさわる者が、何らかの形で意志決定に参加する家族を「望ましい家族」とするならば、ここで見る農業家族はほとんど「望ましい家族」と言ってよい。

次に表8-3は、少くとも親夫婦の一方が60才以上に達した場合の役割参与状況である。これを見ると、老人世代は生産過程において参与して

表8-3 年令別でみた老人の役割参与状況

いるケースもいくつか認められるが、多いもので1割前後の比重であり、もはやイニシアティブを握っている状態とはいいがたい。しかし生活過程においては1ケース(15)を除いては何らかの参与がみられ、50%を超えるケース(32:63.3%, 9:50.0%, 6:50.0%, 11:66.7%, 2:94.7%, 3:56.7%, 24:67.4%, 5:82.5%)は8ケースもあり、全体としての比重はかなり高いと言える。

即ち、老人は生産過程から隠退したあとも、比較的長く生活過程で主要な役割をになっているということがわかる。

ケース番号	老人の年令	生産過程		生活過程		備考
		意志決定	作業	意志決定	作業	
16	母 96	—	—	0.7%	—	息子は養子 娘夫婦にひきとられた
15	義母 88	—	—	—	—	
19	82	—	2.9	2.2	1.9	
28	母 78	—	—	7.5	3.7	
32	78	—	—	7.2	63.3	
13	母 73	—	—	—	21.3	
23	73	1.4	0.8	44.7	47.3	
30	73	—	—	22.2	25.0	
20	母 71	3.1	—	40.7	37.5	
9	68	2.7	3.0	41.5	50.0	
6	68	12.0	—	25.3	50.0	
11	67	—	3.1	54.3	66.7	
2	67	5.0	—	70.2	94.7	
3	65	—	—	45.8	56.7	
25	64	14.1	8.3	44.0	35.0	
24	62	12.4	—	48.3	67.4	
5	62	—	—	73.3	82.5	
22	61	4.1	10.0	40.6	46.7	

第2項 家族の周期段階と老人の役割参与

以上のことを前提にして家族の周期段階ごとの老人の役割参与状況をみると(表8-4)、各段階ごとに老人の役割が変化することがわかる。ここでは、家族の保有労働力と家族の生成—発展—消滅の各時期を組み合わせる次のような段階区分を試みた。第Ⅰ段階、親と同居する息子が嫁を迎え2世代夫婦家族を創成したがまだ孫は生まれていない時期。第Ⅱ段階、孫が生まれその孫が全て学令期に達するまでの時期——つまり乳幼児が存在することによる育児労働の大きさを考慮した。第Ⅲ段階、孫が全て学令期に達した時期——この時期には育児労働が軽減するのと孫がそろそろ何らかの形で直接的労働に参加し始めることを考慮した。第Ⅳ段階、少なくとも孫の1人が後継者として生産労働にたづさわり、又は、その孫が嫁を迎え、ひ孫が生まれ3世代夫婦家族を構成した時期。第Ⅴ段階、後継の孫が存在せず全て他出し、再び2世代夫婦の家族の構成に戻った時期。以上の周期区分に従って各々の過程へ参与する構成員の変化をみたのが表8-4である。即ち、2世代夫婦家族創成期の22で

表 8 - 4 家族周期段階別の老人の役割参与状況

家族周期段階	ケース番号	生 産 過 程										生 活 過 程									
		意 志 決 定					作 業					意 志 決 定					作 業				
		老人(親)	息子夫婦	息子夫婦	息子夫婦	孫(親)	息子夫婦	息子夫婦	孫(親)	孫(親)	孫(親)	老人(親)	息子夫婦	息子夫婦	孫(親)	孫(親)	老人(親)	息子夫婦	息子夫婦	孫(親)	孫(親)
V 親+息子夫婦(孫他出)	28		(母)					(母)				(母)					(母)				
IV 親+息子夫婦+後継の孫 学令期の孫	13					(母)				(母)				(母)					(母)		
	16					(母)				(母)		(母)								(母)	
	19					(父母)			(母)	(父母)		(父母)							(母)		
	32					(父母)			(母)	(父母)		(母)							(母)		
III 親+息子夫婦+学令期の孫	15			(義母)					(義母)			(義母)					(義母)				
	30			(父母)				(父母)				(母)					(母)				
	32	(父母)						(父母)				(母)					(母)				
	20	(母)						(母)				(母)					(母)				
	9	(母)						(母)				(母)					(母)				
II 親+息子夫婦+学令前の孫	25	(母)						(母)				(母)					(母)				
	6	(母)						(母)				(母)					(母)				
	2	(母)						(母)				(母)					(母)				
	11	(母)	(父母)			(父母)	(父母)					(母)					(母)				
	24	(母)	(父母)			(父母)	(父母)					(母)					(母)				
I 親+息子夫婦	22	(母)					(母)					(母)					(母)				

・印は疾病をもつ者
○印で囲ったものはその仕事に従事するもの
兼は、兼業農家であることを示す。

は老人世代は、生産 — 生活過程の一貫した担い手であるが、孫が生まれその孫が全て学令期に達するまでの時期（Ⅱ）では、老人は生産過程意志決定にほとんど全員が参与する一方、生産労働においては11以外は参与していない。しかし、生活過程においては例外なく参与している。孫が全て学令期に達した段階（Ⅲ）では、老人は生産過程意志決定に依然として参与し、30、15以外は生産労働にも参与している。生活過程では15を除いて全てに参与がみられる。しかしながら、孫が後継し始めると（Ⅳ）老人世代は生産過程意志決定には参与せず、19以外の者は生産労働にも参与しなくなる。けれども、16以外のケースでは全て生活過程に参与している。後継の孫がいない場合には老人の生活過程の意志決定及び家事への参与がみられる。以上のような各段階における老人の役割参与状況は表8-5にみるように、

表8-5 家族労働の配分と老人の役割参与

に、年令・健康状態以外に農作業に従事する員数に規定されていると言える。表8-5でわかる通り、ここでとり上げた18ケースの中には後継者以外の子女が家にとどまるケースは1つもなく、後継者以外の孫娘が家にとどまり農作業を手伝うケースが1つあるのみである。つまりⅠ～Ⅲまでは、息子夫婦が主たる生産労働力となっているため、嫁の生産労働参与率に比例して老人が家事労働を担わざるを得なくなっている。（ただし第Ⅰ段階の22では、老人は息子夫婦から畑作関係の管理作業、家事労働を積極的に要求されている。）たとえば6では生産労働22.7%、家事労働44.4%と、嫁はかなり労働過重であり、したがって64才の母もかなりの家事労働参与をせざるを得なくなっている。このような状況は23、30、20、9、25、11、2、24、22にもみられる。したがって、育児に手間のかかる孫がいる間は、隠居して自由に気ままに暮らしたいという願望をもちながらも(11)老人は家事 — 育児労働に大きく参与することになり、孫が学令期に入って手が離れるようになり、また孫が何らかの手伝いができるようになると老人は軽い生産労働にたづきわるようになる（表8-5を見ると第Ⅱ段階では老人の家事労働参与が50%以上であるのに対し第Ⅲ段階に入ると9が50%を示すのを除くと皆50%以下で

家庭 周期	ケ ー ス 番 号	主な労働力（老人以外）						老人の 参与率 %	
		生産労働 %			家事労働			生産 労働	家事 労働
		1位	2位	3位	1位	2位	3位		
V	28	嫁 68.6	息子 31.4		嫁 90.1			—	3.7
IV	16	孫① 44.0	息子 31.5	嫁 14.0	孫② 85.0	嫁 15		—	—
	19	孫 32.8	息子 60.1		嫁 72.8	息子 18.0		2.9	1.9
	32	息子 43.6	孫 39.7	嫁 16.7	嫁 20.0			—	63.3
	13	孫 75.8	孫嫁 13.5	息子 10.7	嫁 36.1	孫 36.1		—	21.3
	15	息子 73.6	孫 6.4		嫁 83.3	息子 15		—	—
III	23	嫁 58.5	息子 40.8		嫁 51.2			0.8	47.3
	30	息子 66.1	嫁 33.9		嫁 75.0			—	25.0
	20	嫁 78.3			孫 44.4	嫁 18.0		—	37.5
	9	息子 72.0	嫁 25.0		嫁 30	息子 20		3.0	50.0
	25	息子 65.7	嫁 25.9		嫁 42.3	孫 14.8		8.3	35.0
	6	息子 77.3	嫁 22.7		嫁 44.4			—	50.0
	11	息子 63.7	嫁 33.2		嫁 25.0			3.1	66.7
II	2	息子 70	嫁 30		嫁 5.3			—	94.7
	3	息子 95.3	嫁 4.2		嫁 30.0	息子 23.3		—	56.7
	24	息子 58.3	嫁 41.2		嫁 23.3			—	67.4
	5	息子 97.2	嫁 2.8		嫁 17.5			—	82.5
	22	息子 62.2	嫁 27.8		嫁 53.3			10.0	46.7
I	22	息子 62.2	嫁 27.8		嫁 53.3			10.0	46.7

ある)。孫が後継しはじめる段階になると老人は生産労働からは隠退し、主として生活過程において家事労働にのみ参与するようになる。しかし、後継の孫がいない場合には再び主たる生産労働力は息子夫婦になるため、老人は息子夫婦を補佐すべく家事労働に参与することになる。28をみると息子が外に稼ぎに出る兼業農家であるため生産労働68.6%，家事労働90.1%と嫁の労働過重は著しい。このため、78才の母も何らかの形で家事労働に参与せざるを得なくなっている。

第3項 老人の役割参与と家族内の地位

ところで、以上のような老人の役割参与の変化を背景として老人の地位はどのように変化するのだろうか。表8-6は、生産—生活過程に老人が参与するケースのみを抜き出して整理し、各部分ごとの相互連関をみたものである。生産過程においては特異な家庭情况にある19を除いては、生産労働に従事する場合はその当人が必ず意志決定に参与している(表8-6をみると、生産労働に従事するケース23, 20, 9, 25, 11, 22は生産過程意志決定に参与している)。また、生活過程をみた場合も、13を除いて家事労働に従事する者は必ず意志決定に参与している(ただし、生活過程意志決定には、生産過程に何らかの形で少なくとも老夫婦のひとりが関与している場合にはもうひとりの老人も参与権を得ており、結果として全ての老人が生活過程意志決定に参与することになっている)。ところで全く現われないケースがある。15であるが、このケースは嫁の母をひきとってきた義母であり発言権はえずらいことは容易に想像しうるが、しかしそもそもが足の弱っている88才の老人であるため生産労働に耐え得る状態ではないのであり、したがって生産—生活過程の作業にも

表8-6 生産—生活過程参与の連関

意 志 決 定				生産過程	生 産 労 働				生活過程	意 志 決 定				生活過程	家 事 労 働						
家族 周期	ケ- ース 番号	参 与 する	老人 (○印)		家族 周期	ケ- ース 番号	参 与 する	老人 (○印)		家族 周期	ケ- ース 番号	参 与 する	老人 (○印)		家族 周期	ケ- ース 番号	参 与 する	老人 (○印)			
Ⅲ	23	父	母	Ⅲ	Ⅳ	19	父	母	Ⅳ	Ⅴ	28	/	母	Ⅳ	Ⅴ	28	/	母			
	20	/	母		Ⅲ	23	父	母		Ⅳ	16	/	母		Ⅳ	19	父	母			
	9	父	母			20	/	母			19	父	母			32	父	母			
	25	父	母			9	父	母			32	父	母			13	/	母			
Ⅱ	6	父	母	Ⅱ	Ⅱ	11	父	母	Ⅲ	23	父	母	Ⅲ	23	父	母					
	2	父	母		Ⅰ	22	父	母		Ⅲ	30	父		母	Ⅲ	30	父	母			
	11	父	母			Ⅰ	22	父			母	Ⅲ		20		/	母	Ⅲ	20	/	母
	24	父	母				Ⅰ	22			父			母		Ⅲ	9		父	母	Ⅲ
Ⅰ	22	父	母	Ⅰ	22	父		母	Ⅲ	25	父	母	Ⅲ	25	父		母				
					Ⅱ					Ⅱ	6	父		母	Ⅱ	6	父	母			
				Ⅱ					Ⅱ		2	父	母	Ⅱ		2	父	母			
					Ⅱ					Ⅱ	11	父	母		Ⅱ	11	父	母			
				Ⅱ					Ⅱ		3	父	母	Ⅱ		3	父	母			
					Ⅱ					Ⅱ	5	父	母		Ⅱ	5	父	母			
				Ⅱ					Ⅱ		24	父	母	Ⅱ		24	父	母			
					Ⅱ					Ⅱ	22	父	母		Ⅱ	22	父	母			

意志決定にも参与していない。つまり、直接的労働過程に参与する老人はほとんどが意志決定に参与し、しかも生産労働に従事する者は例外なく生活過程の意志決定に参与しているのである。このことは、生産労働参与ということが老人の地位を確実に保証することを示している。以下、各周期ごとの典型事例を提示し若干の説明を加えておきたい。

第4項 家族周期ごとの老人の役割参与の事例

図8-2

(1) 2世代家族創成期の家族構造(22の場合)

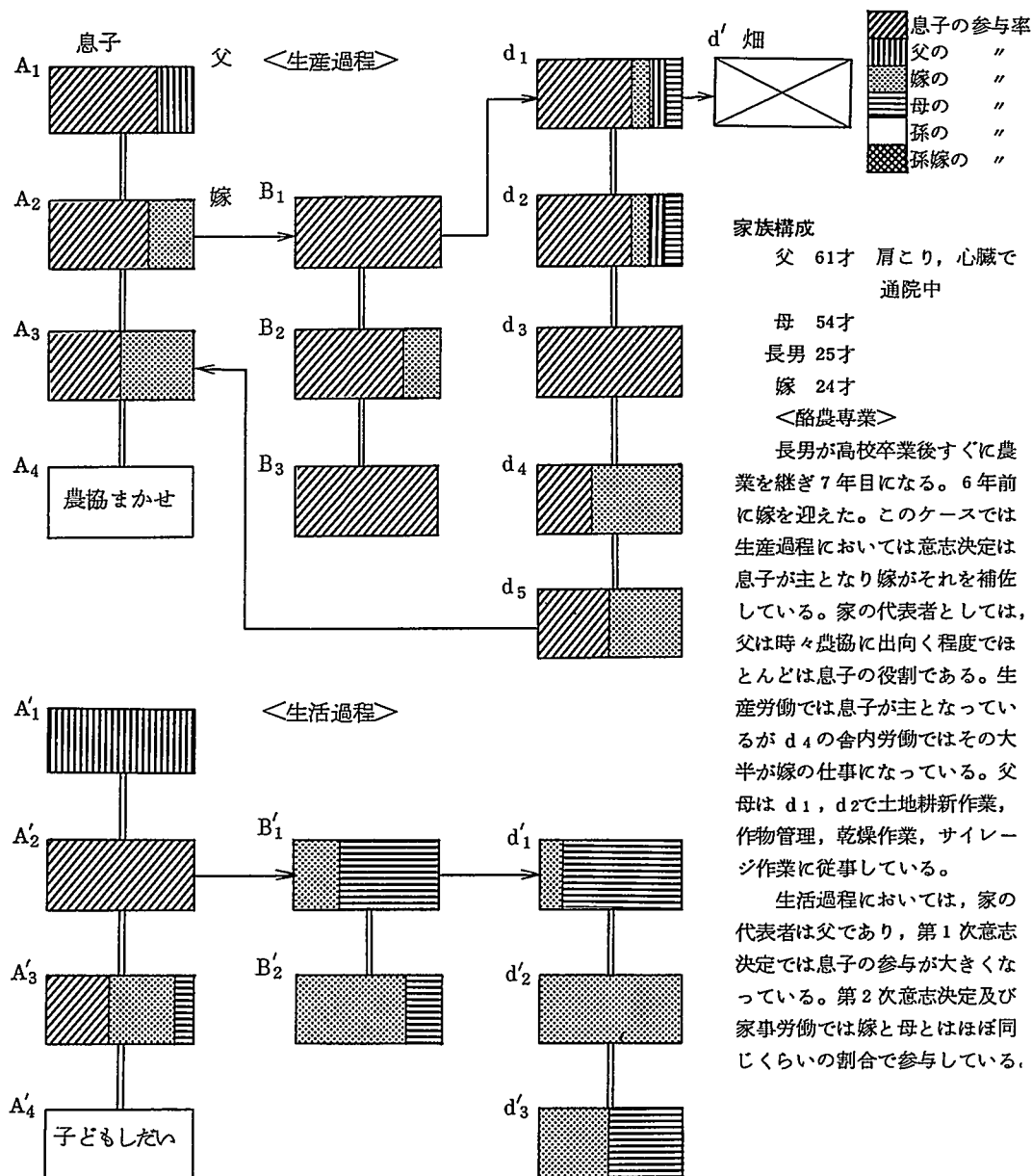
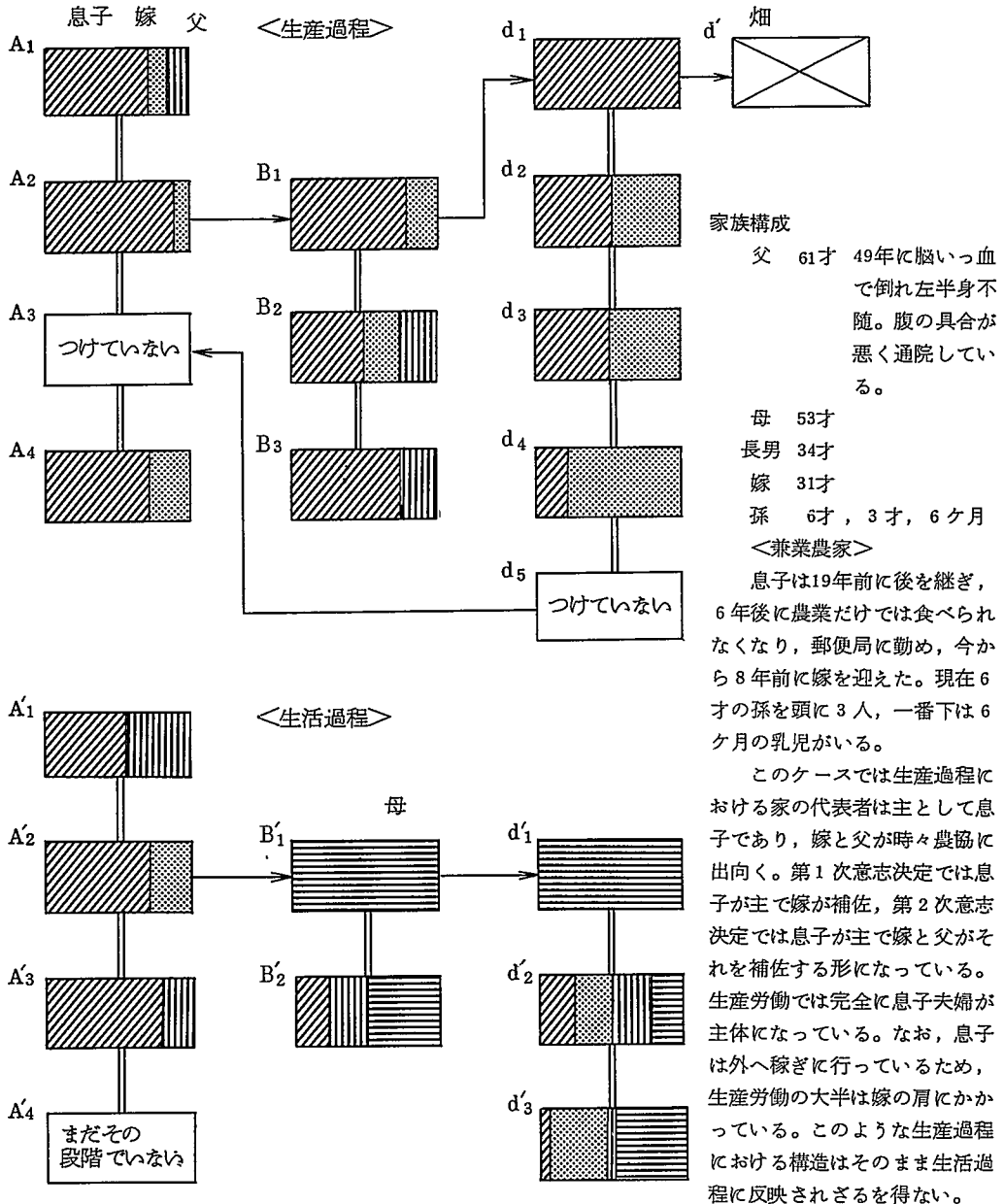


図 8 - 3

(2) 学令前の孫がいる時期 (24 の場合)



すなわち、嫁の家事労働への参与が当然の事ながら減少し、その分を老人が補佐せざるえなくなっている。嫁は6ヶ月の乳児の補乳等の代替不可能の育児機能を果たすだけで、それ以外の家事労働は父母の手で行なわれている。したがって、日々の家事の管理権は父母が握り、第1次意志決定では息子夫婦が主となりながらも、家の大事を決める際には父の参与がみられる。家の代表者としての役割は息子と父が半々に担っている。

図 8-4

(3) 孫が全て学令期にある段階（25の場合）

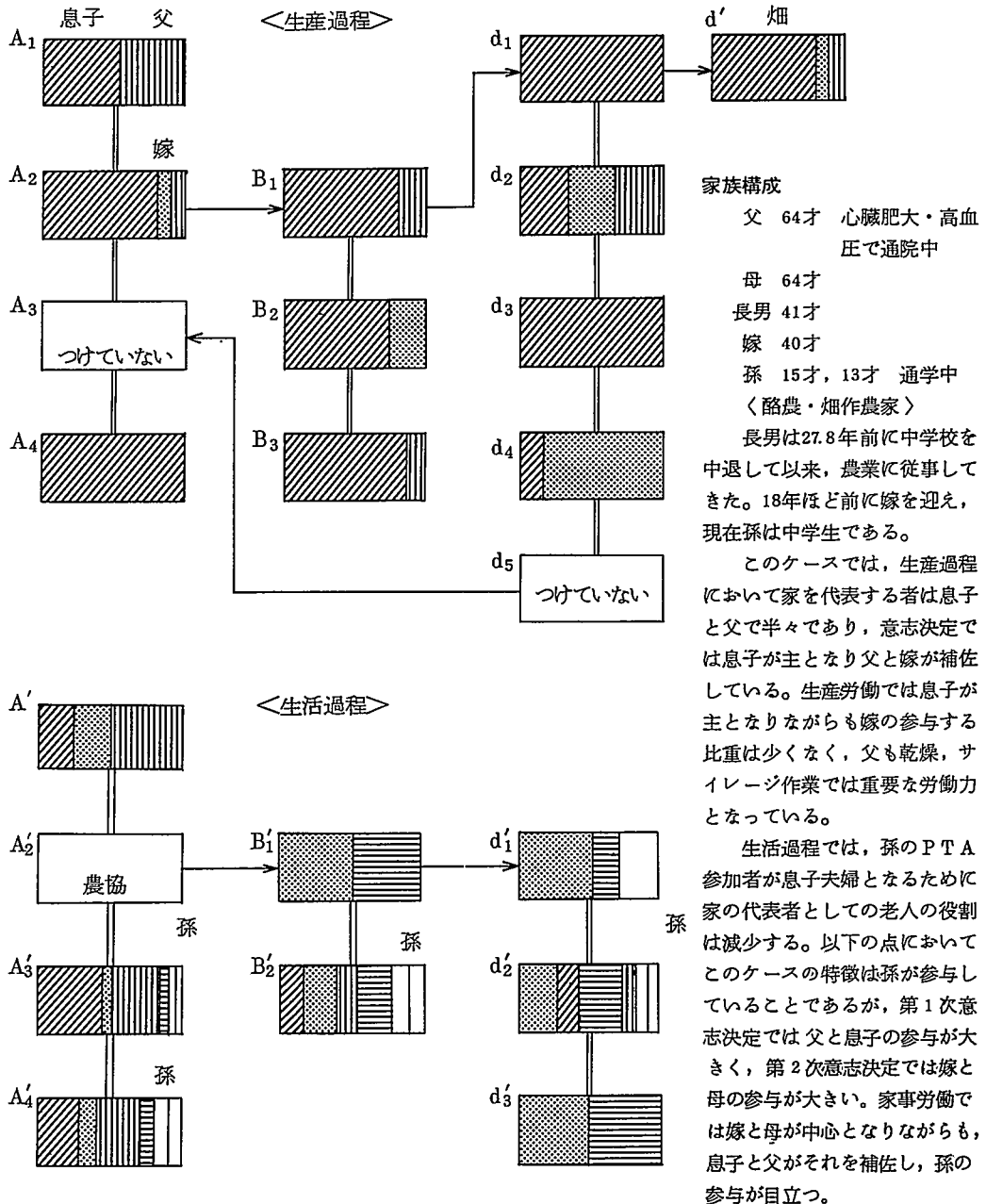


図 8-5

(4) 孫が後継者として生産労働に参与するようになった段階（13の場合）

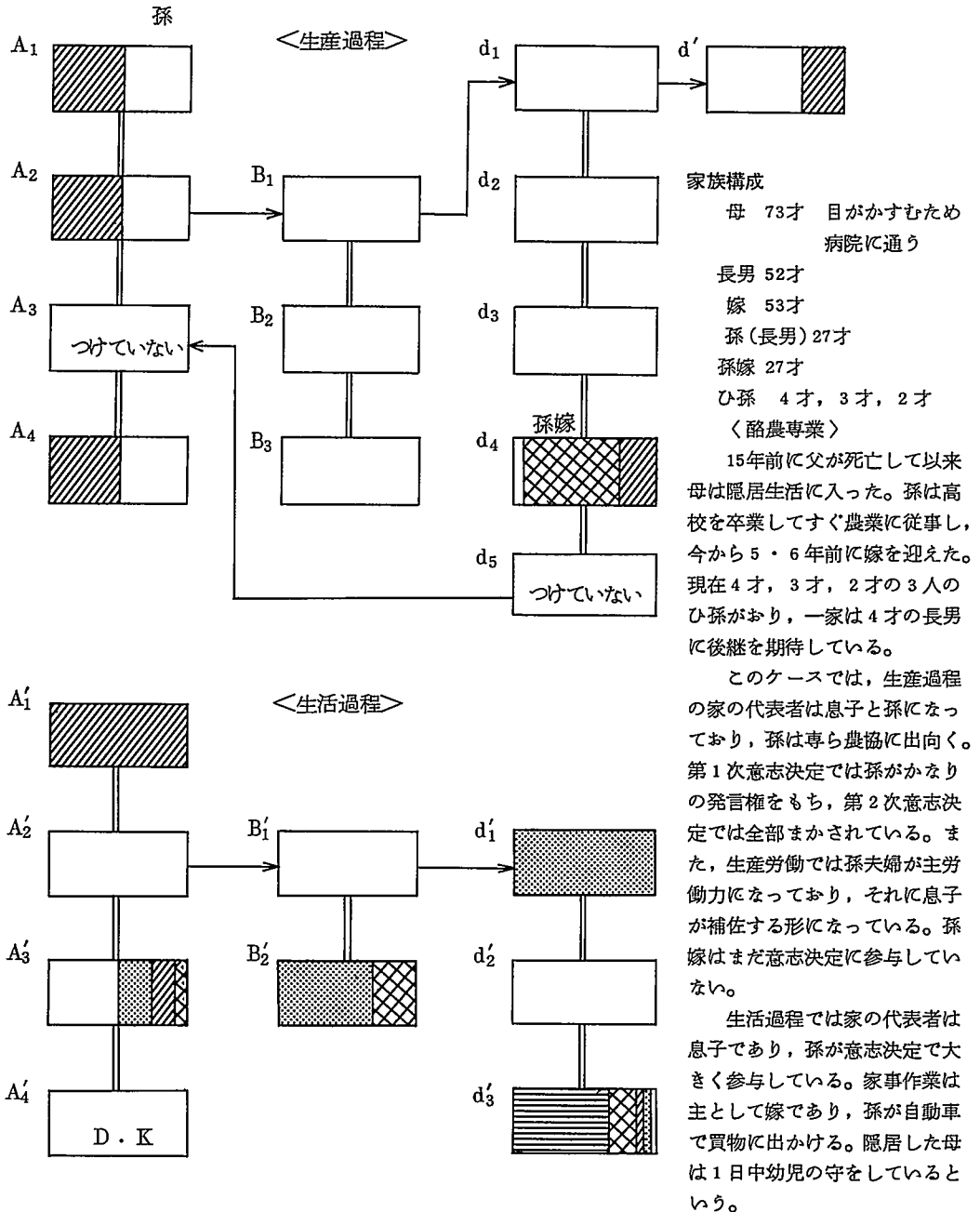
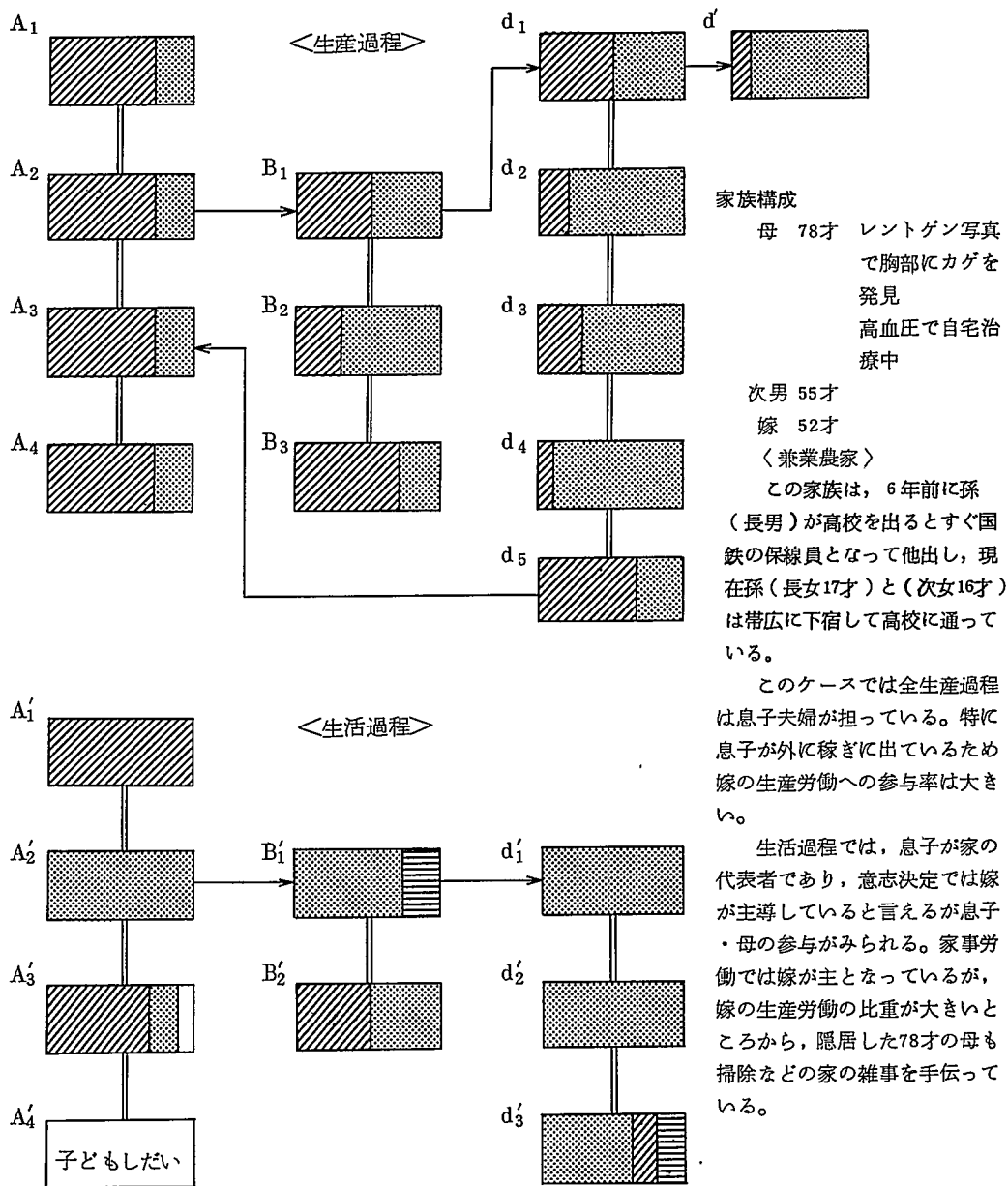


図 8-6

(5) 孫が全て他出し後継者のない家族(28の場合)



第5項 要 約

以上、各家族周期ごとの家族構造と、老人のあり方を説明したが、全段階を通して言えることは生産機能を担ったところの農業家族においては、生産過程の構造が生活過程のあり方を大きく規定しているということである。この点については第Ⅱ段階で提示した24のケースで詳述した。つまり、限られた労働力で農業を経営してゆかねばならない状況下にあっては若い世代が生産労働に専ら従事し、

それに加えて嫁は家事労働を担わねばならない。当然の結果として嫁に労働が加重されるが、所詮 1 人でなし得る労働量は限られている。したがって老人はやむを得ず何らかの形で直接的労働に参与せざるを得ないのがある。

こうして一家を挙げて生産労働にとり組まねばならず、ここに農業家族における生活過程が形づくられ、老人の地位と役割が規定される。隠居できない老人の悲劇は、裏を返せば生産—生活の両面において労働を加重される嫁の悲劇でもあると言える。

第 2 節 自営業家族における老人の地位と役割

表 8—7 は、ここでとり上げる自営業家族の構成と構造であるが まず、娘夫婦と息子夫婦が同居し店を手伝っている 37 と、末娘がいて店を手伝っている 40 を除くと後継者以外の成員は他出している。そして構造においては、生産過程では 40、43 以外では生産労働従事者と意志決定とは必ずしも一致せず、意志決定者は後継者が父である。生活過程では、嫁入をひかえた末娘のいる 40 を除いて全てのケースで家事労働従事者は何らかの形で意志決定に参与している。

次に老人の役割参与状況を見ると（表 8—8），まず、生産過程においても、後継者として養子夫婦を迎えその養子がまだ外に勤めに出ている 45 を除くと、全てのケースは息子夫婦がイニシアティブをとっており、全体として老人の役割は減少し、世代交代は進行している。それは次のように進行す

表 8—7 自営業家族の構成と構造

周 期 区 分	ケ ー ス 番 号	意 志 決 定							作 業 労 働						
		父	母	息子	嫁	孫	孫	孫	父	母	息子	嫁	孫	孫	孫
V	38	生 産 過 程	82	75	49	44			82	75	49	42			
IV	44		—	77	52	47	25	22	—	77	52	47	25	22	
III	37		69	62	{ 46 44 }	47 39	14	10	69	62	{ 46 44 }	47 39	14	10	
	兼 45		69	—	42	41	13	7	69	—	42	41	13	7	
II	兼 40		70	64	DK	DK	8	4	(娘) 23	70	64	DK	DK	8	4
I	43		71	65	26	27			71	65	26	27			
V	38	生 活 過 程	82	75	49	42			82	75	49	44	(ただし世帯分離している)		
IV	44		—	77	52	47	25	22	—	77	52	47	25	22	
III	37		69	62	{ 46 44 }	47 39	14	10	69	62	{ 46 44 }	47 39	14	10	
	兼 45		69	—	42	42	13	7	69	—	42	41	13	7	
II	兼 40		70	64	DK	DK	8	4	(娘) 23	70	64	DK	DK	8	4
I	43		71	65	26	27			71	65	26	27			

＜注＞ 兼は兼業の自営業を意味する

・印は何らかの疾患をもつ者（ただし老人のみに関して）

○で囲んだ者はその仕事に従事する者

表 8-9 家族周期段別の老人の役割参与状況

・印は疾病をもつ者 ○で囲った者はその仕事に従事する者 家族の発展段階	ケース番号	生 産 意 志 決 定			
		老 人	老 人 息子夫婦	息子夫婦	老 人 息子夫婦 未婚の子
V 親+息子夫婦（孫は他出）	38			(父母)	
IV' 親+息子夫婦+家業につく孫 家業につかない孫	44			(母)	
III' 親+むすめ夫婦+学令期の孫 むすこ夫婦	37			(父母)	
親+息子夫婦+学令期の孫	兼 45	(父)			
II' 親+息子夫婦+学令期の孫+未婚の子 学令前の孫	兼 40		(父母)		(父母)
I 親+息子夫婦	43		(父母)		

ると考えられる（表 8-9）。つまり、2 世代夫婦家族創成期（Ⅰ）では、老人は息子夫婦と共に生産一生活過程を通じて大きく参与するが、孫が生まれ、孫が学令期に達するまでは（Ⅱ）、老人は家事・育児労働を担うようになる。ただし、この段階に該当する 40 では、長男の交通事故死で一旦は後継者を失ない、かなりの葛藤を経て 4 男が後継者となるも、まだ前の職場を退職していないという事情にあるため、店の仕事から早く離れたいと望んでいても、老人の生産労働への参与は大きくなっている。孫が学令期に達すると（Ⅲ）家事労働での老人の参与は減少する。以上のパターンは農業家族とほぼ同じである。孫が他出し、再び老人と息子夫婦にもどった段階（Ⅴ）に相当するケース 38 では、老夫婦と息子夫婦は直接的には親と嫁との生活習慣上の違いから生じた葛藤のために生計を分離させているため、Ⅴ 段階の老人の一般的状況として記述することは避けたい。しかし、この家庭争議の根底には、生産一生活過程の両面における労働を担わざるを得ない嫁を母が補佐しえなかった事実があり、このことは生産機能を担った家族集団における老人の役割を雄弁に物語っているといえよう。

表 8-8 年令別でみた老人の役割参与状況

ケ 番 1 ス 号	年 令	生産労働		生産労働	
		意 志 決 定	作 業	意 志 決 定	作 業
38	82	—	—	(家計分離)	
44	77	—	—	100 %	80
				12.4	20.4
43	71	23.1	36.6	53.6	43.3
兼 40	70	23.1	25	62.5	58.4
37	69	—	—	30.5	20.1
兼 45	父 69	100	44.4	55.0	—

第 3 節 雇用者家族における老人の地位と役割

雇用者家族の老人の事例はわずか 5 ケースであり（表 8-10）、その周期区分も 3 区分だけであり（表 8-12）、これらをもとにして雇用者家族における世代交代に関する一般的状況は記述しがたい。しかし次の事実は指摘するに足ると考える。

まず、家事労働に従事している者は必ず何らかの形で意志決定に参加しているということ。した

過 程			生 活 過 程				
作 業			意 志 決 定		作 業		
老 人 息子夫婦	息子夫婦	息子夫婦 孫	老 人 息子夫婦	息子の孫 老 孫 人	老 人 息子夫婦 未婚の息子	老 人 息子夫婦	息子夫婦
	(父母)		(父母)			(父母)	
		(母)		(母)		(母)	
	(父母)		(父母)			(父母)	
(父)			(父)				(父)
			(父母)		(父母)		
(父母)			(父母)			(父母)	

がって農業家族、自営業家族と比較した場合に最も民主化された家族構造をもっているといえる。そして、家族内での老人の地位の高さについていえば、父が現職であり、しかもかなりの役職に就いている47では、母の家事労働参与率の大きさを背景に大きな意志決定参与を示しており、老人の地位は高い。又、老人にはなるだけ働かせたくないと考えながらも生活のために止むをえず息子夫婦が共働きをしている50では、母が家事労働を全面的に担っており、その意志決定への参与は大きい。逆に母が骨折で寝たきりで医者への往診を受けている33、自らの小遣い稼ぎに出ざるを得ない49では家事労働へは従事しておらず、そのことが即意志決定への不參與として現われている。

ところで、47と49は同じく「現職」にある老人であるが、その地位の差は著しい。しかし、47の老人は相当の収入を得ており、それが何らかの形で全体の家計に資していると考えられることは可能であり、老人自らが「70才までは出面とりに出たい」と述べているように、皆がギリギリのところでは生活を成立たしめている低階層なのであり、そのような家族では老人は単なる同居人化し、世代間の接触の欠如がみられる。

表 8-10 雇用者家族構成と役割参与状況

周 期 区 分	ケ 番 1 ス 号	生 活 過 程									
		意 志 決 定					家 事 労 働				
		父	母	息子	嫁	孫	父	母	息子	嫁	孫
V	33	—	87	(48)	(43)		—	87	48	(43)	
II	52	(64)	62	(35)	(26)	1	(64)	62	35	(26)	1
	49	66	—	(36)	(30)	3 (4男) 24	66	—	36	(30)	3 (4男) 24
I	50	—	(65)	(29)	(31)		—	(65)	29	31	
	47	(64)	(51)	(23)	(24)		64	(51)	23	(24)	

表 8 -11 年令別にみた老人の役割参与状況

ケース号	年令	生 活 過 程		備 考
		意志決定	作 業	
33	母 87	—	—	骨折でねたきり
49	父 66	—	—	日雇に出る
50	母 65	42.0	100	息子夫婦は共働き
52	64	21.1	17.5	母は身障者
47	64	67.7	73.3	父は現職者

表 8 -12 家族周期と老人の役割参与

周 期 段 階	ケ ー ス 番 号	生 活 過 程				
		意 志 決 定		家 事 作 業		
		老 人 息子夫婦	息子夫婦	老 人	老 人 息子夫婦	息子夫婦
V	33		(母)			(母)
II	52 49	(父母)	(父)		(父母)	(父)
I	50 47	(母) (父母)		(母)	(父母)	

第 4 節 結 び

以上、農業、自営業、雇用者とひと通りの家族の中の老人をみてきた。生産・労働機能を伴う農業、自営業家族においては、生産—生活の両過程の主要な労働力として位置づけられている嫁の矛盾が老人に転嫁されるという、老人にとっての問題が存在することをみた。しかし、逆に言えばそのような状況のなかで規定される老人の役割が、確実に老人の地位を保証することにもなっている。このことは、わずかな事例数ではあったが雇用者家族の老人にもあてはまるように思われる。老人が何らかの役割を担い、直接的労働過程に参加することは老人の地位を保証するという意味からみると確かによいことである。しかしながら、反面、ここに分析したように農業家族・自営業家族の老人の、嫁の矛盾を転嫁されるという形での地位の安定は、手ばなしで評価しうるものではないであろう。

第9章 後継者問題と老人生活

小 序

本章では、「家」の世代的発展の問題、とりわけ後継者問題との関連で、老人生活構造の変容を考察する。

昭和30年代の後半以降におけるわが国資本主義発展が、「イエ」・「ムラ」を主要な構成原理とした社会構造を変容させたことは周知の事実である。このことは、「新酪農村」社会では、国の政策的誘導下の大規模酪農専業化の進展のもとで、ドラスチックに展開された。すなわち、一方に家族協業体を単位とする小農経営における生産諸力の飛躍的累増とその生産・労働—生活過程の内在的矛盾の極限化、他方に主として後継者との協働を確立しえなかった「家」の離農をうながしつつ、全体として「家」の変容と解体、つまり後継者との協働を確保しえた「家」における直系家族から二世代夫婦家族形態への変容、と、農村市街地への離農者家族の雑業層・無職層としての堆積、とをもたらしただけであった。かかる農民層分解の過程で重要なことは、後継者との家族協業体としての協働確保の有無が基底に存したことである。後継者との協働をなしえなかった「家」—その理由は様々であるが—は、遅かれ早かれ離農＝「家」の解体を迫られ、部落の構成戸は大幅に減少し、「村」のあり様も変質した。こうした中で、残った「家」は「ゴールなき拡大」につき進むが、生産・労働—生活過程における役割分担・意志決定過程にみられるごとく、二世代夫婦家族としての、後継者との協働の新しいあり方が、現に、矛盾の顕在化過程のもとで、形成されつつある（第8章参照）。

ところで、こうした昭和30年代後半以降の地域社会（とりわけ「村」、そして「村」と市街地との構造的連関）の変動、そのもとでの「家」のあり方の変化は、北海道の新酪農村社会のみでなく、わが国々民社会全体に貫徹したことは、いうまでもない。そうして、かかる文脈の中で、戦前段階に端的にみられた「イエ」の変質の問題が、たとえば「農家のライフ・サイクルとその変化」等の問題として、とりあげられてきた。⁽¹⁾しかし、このさい、重要なことは、かかる「ライフ・サイクル」の変化、その「多様化」⁽²⁾の根底に、日本資本主義発展との関係における後継者問題の存在が指摘されていることである。「直系家族制を維持するほかない」農家にとって、「都市産業による農家労働力の吸収」が後継者にまで波及することは、「ライフ・サイクルの世代的再生産の基礎を掘り崩す危険」⁽³⁾がある、との指摘がそこからなされる。

しかし、後継者確保の問題は精神訓話によって可能となるものではない。農民家族の、全生活の社会的再生産過程における矛盾の顕在化がその背後にはある。そうして農民層の生産・労働—生活過程は、それぞれの地域社会における農業生産力の展開構造、都市的生産＝結節諸機関の布置状況とかかわって実存していることが留意されなければならない。このことは、老人問題の根底にある、後継者との協働を中軸とする「家」の世代的発展の問題が、地域的特質を帯びて発現してくることを意味する。在宅兼業可能な米作地帯、薪炭製造に依拠していた山村、と、国策誘導による大規模酪農専業地帯とでは、矛盾の顕在化過程は異なっていることはいうまでもない。⁽⁴⁾

しかし、それにもかかわらず、生産・労働—生活過程上の諸矛盾は、「家」を単位とする家族協業体が負わねばならない。そこから「家族構成（家族型）の変化と就労、世代交替の実態」⁽⁵⁾の考察といった発想が出されるのは当然のことである。「農家の家族型の移行形態」⁽⁶⁾の整理は、後継者の確保ないしは喪失のプロセスの解明にとって十分な意味がある。問題は、こうした家族形態変化によってもたらされた農民層の、とりわけ老人層の生活変容の内実をとらえることにある。家族形態を変化せざるをえなかった客観的要因、とりわけ後継者との協働をなしえなかった理由、そうして後継

者喪失後の老人層の生活変容が具体的にとりおさえられねばならない。

このことは、大樹町のごとく、政策的な誘導下、急速に大規模酪農化したところでは、重要な意味をもっている。大規模酪農化の過程は農民層の「社会的淘汰」の過程であった。つまり大規模酪農専業農家が一方に形成されるが、その対極に自営解体層が析出され、その多くは市街地の雑業層となり、やがては公的扶助の対象となった。そうして、第4章でみたとき、産業政策の後追いの補完策としての様相を帯びて、社会福祉施策がなされているが、このことは当初から予測されていたわけではない。産業政策と社会福祉政策との乖離が存していたのである。老人問題は老人福祉施策のみによっては解決せられないことは、ここからも明らかである。

以下、本章においては、第1節で分析用具としての家族類型とライフステージについて検討し、第2節で地域別の家族類型変容の特質、第3節で「家」の世代的発展の中断理由、第4節で自営解体層の市街地での生活と公的扶助の問題、第5節で老人層の老後被扶養志向の問題を考察する。

(注)

(1) たとえば、森岡清美氏は「家族周期論からみた老人」(那須宗一・増田光吉編『講座・日本の老人』第3巻『老人と家族の社会学』、垣内出版、1972年、所収)の中で、「直系家族制の周期」を、第Ⅰ段階＝本人夫婦の結婚から父の死亡まで、第Ⅱ段階＝父の死亡から母の死亡まで、第Ⅲ段階＝母の死亡から後嗣の結婚までの三段階に区分し、「直系家族制の家族は……模式的にはⅠ→Ⅱ→Ⅲという三つの段階を規則的に反覆する」こと、「これらのうち、老人をふくむのは第Ⅰ段階(とくにその後半)と第Ⅱ段階」であること、そうして戦前段階は第Ⅲ段階が58%を占めたが、1960年では第Ⅰ段階が54%であって、そこに老人問題の「顕在化」の要因があると指摘された。これをふまえての農家族周期の変容について、森岡氏は「農家のライフ・サイクルとその変化」(『農村生活研究』第21巻1号、日本農村生活研究会、1977年5月)を書かれている。

(2) 森岡、上掲の1977年論文、P 6。なお、森岡氏はここで、「多様化」を次のように想定している。第一は、「あとつぎが同居して農業を継承し、やがて老親を扶養する」専業農家に特徴的なパターン。第二は「あとつぎが同居するが、農業に足場を置いたまま土地持ち労働者の形で農外就労し、数年あるいは十数年後、……農業を継承する、兼業農家のパターン」。第三は「あとつぎが同居あるいは日帰り可能な距離に別居して、第二の場合よりも安定した農外勤務に就き、定年退職後、飯米農家の主として自給のための小規模な農業を継承する場合」。第四は「あとつぎが別居(しばしば遠方別居)して、質率が高くかつ安定した農外勤務につき、定年退職で帰家するけれども農業を継承しない場合」。第五は「第三・第四において定年退職後も帰家しない場合。老親のひきとり扶養をしなければ扶養に困難が生じ、かつ農業の継承がないばかりか家の継承も危機に直面することになる。」(同上、PP 6～7)

(3) 森岡、同上論文、P 5。

(4) 前掲注(2)でみた森岡氏のライフ・サイクル「モデル」は在宅兼業可能な米作地帯を想定されており、北海道農村、とりわけ大規模酪農専業地帯における農家族の変容はこれとは若干異なるものと思われる。たとえば、大樹町のT、S部落をとってみると、第一パターンはT部落の上層農、S部落の中層農にみられる。しかし、第二パターンはS部落の㊸、第三は同じくS部落の㊹などにみられるが、農業を継承するかどうかは全く別問題である。そうして、市街地の離農々家の大多数は第五パターンに類似するが、定年退職後の子供の帰家は想定しえない。

なお、薪炭製造に依拠していた山村の事例については、中国農業試験場・保田篤氏の報告がある(「山村農家の家族構成と就労について」、農林省農業技術研究所、『世代交替をめぐる農家生活問題』1969年、所収)。

(5) 保田、上掲論文、P 2。

(6) たとえば、上掲・保田論文参照。

保田氏は「島根県邑智郡瑞穂町のSへき地集落と街村に隣接する農業生産に比較的恵まれたH集落」をとりあげ、「家族構成(家族型)の変化と就労、世代交替の実態」の考察を行なった。保田氏はそのさい、「農家の家族型の移行形態」を次の四つに整理している。(I-1)「直系家族-直系家族」。(I-2)

「直系家族－（核家族）－直系家族」。この２形態にあっては「正常な家族構成の循環を示す。（核家族）は本質的には直系家族である」。（Ⅱ－１）「直系家族－核家族－（離農）」。

この形態では「二・三男さらに後継者他出による核家族化－世帯主老令化－他出後継者のところへ離村」する。（Ⅱ－２）「直系家族－核家族－欠損家族－（離農）」。

この場合「Ⅱ－１同様老人核家族化－老夫婦のうち１人死亡による欠損家族化－他出後継者のところへ離村」。へき地集落の場合は（Ⅱ）の形態を通して老人核家族化→離農する（P 6）。

しかし、北海道大規模酪農専業地帯においては、農村部ないし農村市街地に滞留する老人層が顕著であり、しかも老人夫婦家族または老人単独世帯として決して一時的滞在ではない形で、その労働－生活過程を展開しているのである。かかる層の問題に十分に光を与えるためにも、私たちは（A）～（E）の家族類型の方がより有効であると判断している。なお、森岡氏の上掲1972年論文におけるライフサイクルの段階区分においても、私たちのいうA類型、そうしてE類型が十全には位置づかないのではないかと考える。

第1節 分析用具としての家族類型と家族のライフ・ステージ

これまでの各章でみてきたごとく、家族類型は、老人層の労働生活・家族生活・社会生活を深く規定している。この家族類型は「理念型」ではなく実体概念である。ということは、現実的な「家」の世代的発展過程の中で、家族類型も変容することを意味する。そうして、かかる変容は、具体的には農業または都市自営業における後継者確保との関連で惹起する。すなわち、D類型では子供との、そうして多くの場合、孫との協働が確立されているが、A類型は子供が全て他出して「家」継承の可能性はない。B類型では未婚の後継者がいる場合と、未婚の末娘の場合とに分かれるが、後者の場合の婿取りは極めて困難である。そうしてE類型になると配偶者さえも失ない、日常生活上での協働もなくなる。

このように、家族類型は後継者確保の有無と密接な関連をもっていることがわかる。しかしC類型については若干の検討が必要である。図9-1のごときライフ・ステージ——それは「家」の世代的発展、すなわち「家」の継承性の側面を照射する上で一定の有効性をもつものであるが⁽¹⁾——を用い、家族類型とライフ・ステージの諸段階との関係を対応させた図9-2をみると、C類型は後継者が結婚して未だ子供のいない段階と、孫がすべて他出してしまって老人と中高年の子供夫婦の段階とに発現する。現時点における家族類型とライフ・ステージとの関係をみた表9-1では、C(V) 1ケース、C(V') 2ケース、そしてC(I^X) 7ケースとなっている。

ここで、他の家族類型とライフ・ステージとの関係をみておくと、A類型はすべてI^Xステージ、E類型はすべて0^Xステージである。B類型はⅣおよびⅣ'ステージとしてあらわれるが、いずれの場合も夫婦家族形態の場合であり、D類型はⅥ・Ⅵ'、Ⅱ'・Ⅱ"、Ⅲ'・Ⅲ"、Ⅳ'・Ⅳ"として発現する。B類型とⅣ'ステージでダブるが、D類型の場合はいわゆる直系家族形態の場合である。

なお、ここでのライフ・ステージは「家」の継承の問題に焦点をあてているので、逆に子供に継承し終った老人の問題には十分な光をあびせられない。その端的な例はI^Xステージである。同じI^Xステージであっても、二世代にわたる老人と中高年の子供夫婦（C類型）の場合もあれば、一世代（A類型）のこともある。しかし、このような違いは、実は、老人問題自体にとっては極めて大きな意味をもつことはいうまでもない。少なくとも、I^XステージはI^X(A)とI^X(C)とに区分しなければならない。同じく、Ⅳ'ステージはB類型とD類型にあらわれるが、後者が7ケースあるのに対し、前者は1ケースである。一応、Ⅳ'(B)とⅣ'(D)の区分は可能である。

以上の検討から明らかなことは、実体概念としての家族類型の変動構造は、家族のライフ・ステージの展開との関係でもたらされること、すなわち「家」の世代的発展のあり方に規定されているこ

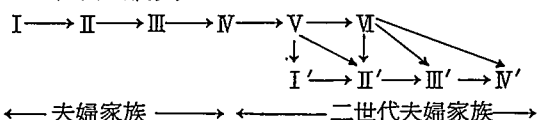
図 9-1 ライフステージの諸段階区分

ライフステージの諸段階

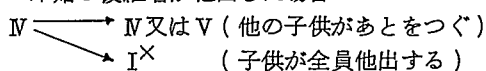
- I. 夫婦二人のみでまだ子供のいない段階
- II. 第一子が乳幼児（小学校入学以前）までの段階
- III. 第一子が小学校入学から新制中学校（又は旧制高等科）を卒業（15歳）するまでの段階
- IV. 第一子が新制中学校（又は旧制高等科）を卒業以後の段階
- V. 後継者が結婚してまだ子供のいない段階（直系家族へ移行）
- VI. 後継者にも子供が生まれ二、三男（女）以下が全員他出してしまうまでの段階
（I' II' III' などは直系家族での二世代、三世代の家族の段階を意味する）

「家」の継承と二世代夫婦家族のライフステージ

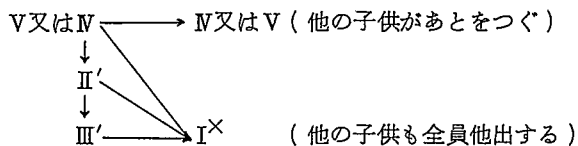
(A) 二世代夫婦家族のライフステージ



(B) 未婚の後継者が他出した場合



(C) 既婚の後継者が一時就業後他出した場合



(注) O^x は老人単独世帯、 I^x は老人夫婦家族または孫他出の中高年の子供夫婦。これらでは「家」の世代的発展は中断している。

図 9-2 ライフステージの移行と家族類型

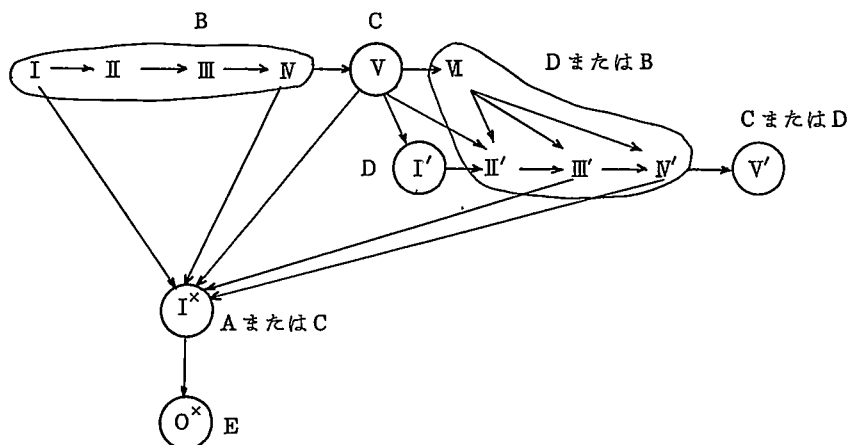


表 9-1 現時点における家族類型とライフステージとの関係

	A 老人夫婦家族	B 親と未婚の 子 供	C 親と子供の ない 夫 婦	D 親と子供の ある 夫 婦	E 老人単独世帯	計
Ⅲ						0
Ⅳ		4				4
Ⅴ			1			1
Ⅵ				3		3
Ⅱ'				4		4
Ⅲ'				11		11
Ⅳ'		1		7		8
Ⅴ'			2			2
Ⅵ'				1		1
Ⅱ''				1		1
Ⅲ''				2		2
Ⅳ''				2		2
I [×]	19		7			26
O [×]					14	14
計	19	5	10	31	14	79

と、さらに家族類型はライフ・ステージの諸段階区分が十分に照射しえない、老人を含む家族の構成を示しうることである。D・C(V)類型は「家」の世代的発展が前進的に移行しえた二世代夫婦家族であるが、C(I[×])類型は孫他出のため「家」の世代的発展は中断されている。A・B類型は夫婦家族形態であるが、前者においては子供他出のため老人夫婦家族となり、配偶者が死亡して子供と同居しなければ、E類型となる。— 私たちは、家族類型が内包している有意味性を一応このようにとりおさえることができる。⁽²⁾

(注)

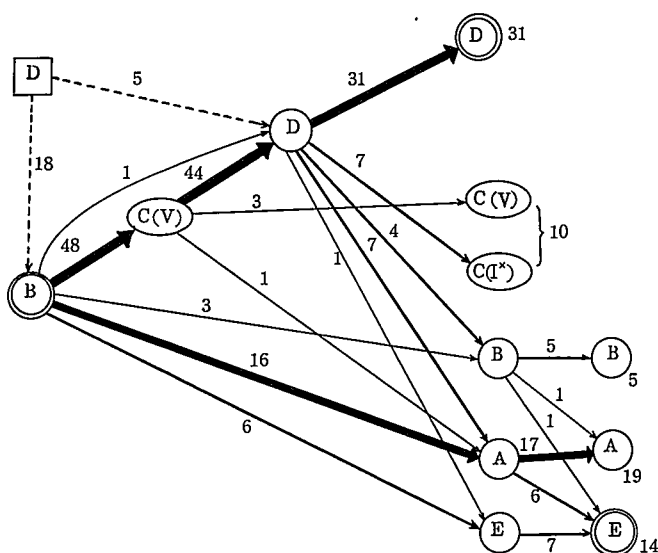
- (1) この点については、布施鉄治ほか『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程』第1編(北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書第15号, 1977年3月)の第4章, 同第2編(1978年3月)の第3章参照。
- (2) 森岡氏のライフ・サイクルの三段階, 保田氏の家族型との関連については, 前節の注(6)を参照されたい。

第2節 大規模酪農化過程と家族類型変容

さて、前節において私たちは、家族類型が後継者確保の問題と密接な関連のあることを示したが、現実の家族は一体いかなる家族類型変容をたどってきたのであろうか。このことは後継者との協働を確保しえた二世代夫婦家族形態の「家」に対して、後継者を失なうに至る「家」の形成過程を示すものである。

私たちの調査対象全79家族が家族史の展開とともにたどった、家族類型の変容の姿を整理すると、図9-3が得られる。ここから、大きく次の3点を指摘することができる。第一に79家族中の53家族(67.1%)がD類型またはC(V)類型、いわゆる直系家族形態をとったこと。しかも⑩……→⑪とい

図 9-3 家族類型の変容過程 (79 家族)



(注) $\boxed{D} \cdots \rightarrow$ は、老人がかって老親を扶養していたことを示す。

う、老人とその親との直系家族形態からの移行は 5 ケースで、その他は老人が子供夫婦と同居しての直系家族形態の形成である。第二に一度は D 類型となった 51 家族中の 20 家族 (39.2%) はそれを維持しえていず、 $D \rightarrow C(I^*)$ 、または $D \rightarrow A$ へと転化していること。第三に、 $B \rightarrow A$ ないし $B \rightarrow E$ というごとく、直系家族形態を形成しえなかった家族の老人たちは、子供の他出とともに、老人夫婦家族、または老人単独世帯となり、他極を構成していること、である。

このように、過疎農村大樹町の老人層が形成してきた家族の類型変容をみると、直系家娘形態への移行とその保持を主軸としながらも、他極に直系家族形態を形成しえなかった家族、そして直系家族形態の解体した家族からなる、A・E 類型の老人層が堆積されていることがわかる。

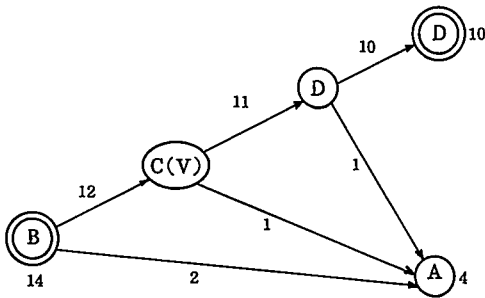
しかし、かかる全体的構造は、老人層の生活史、とりわけ生業展開のあり方ごとに、当然にも、差異を生ずる。生業展開の側面からみた老人層の生活史は、大きく五つの層に区分できる。すなわち (1) T、S 部落の農民層、(2) 市街地の離農者層、(3) 自営業者層、(4) 自営廃業層、(5) 継続的雇用者層、である。図 9-3 をかかる五つの区分ごとに分解すると図 9-4 の (1)~(6) が得られる。以下、この図にもとづきながら、老人層の生活史と家族類型変容の問題を、概括的にみておこう。

第一の T、S 両部落の農民層は、前職はさまざまであっても入植 (または後継・分家) 以後、太平洋戦争期、29-31 年冷害と 39-41 年冷害、そして大規模酪農化過程を生きぬいてきた人々が中心である。かかる農民層は老人の代に入植し、現在、上層農家群を輩出させている農業先進地域の T 部落と、老人たちの父母の代に入植し、老人たちはそれを後継するか分家した層が中心となっている、中層及び下 I 層主体の農業後進地域の S 部落 (後継 8・分家 6・入植 5) に分かれる。すなわち、T 部落は老人たちの子供の代においてはじめて直系家族形態に移行したので、親の扶養をした老人はいない。これに対し S 部落の老人のうち後継の 8 戸中の 5 戸は老人本人が直系家族形態の中で老親を扶養した経験をもっている。

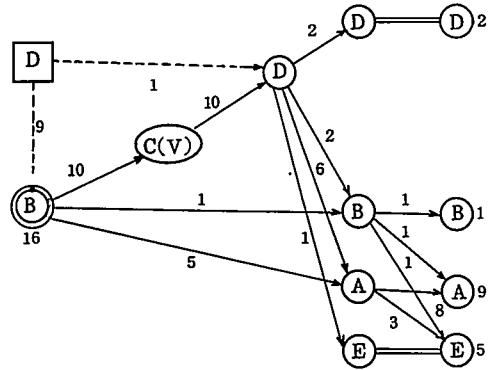
老人たち自身の扶養問題を家族類型でみてみると、T 部落は 14 戸中の 10 戸 (71.4%) までは $B \rightarrow$

図9-4 老人層の生業史と家族類型の変容過程

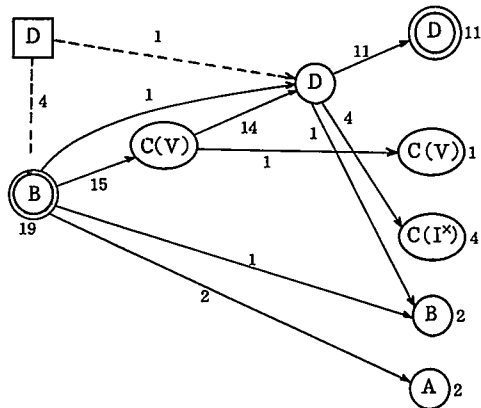
(1) T部落(14戸)



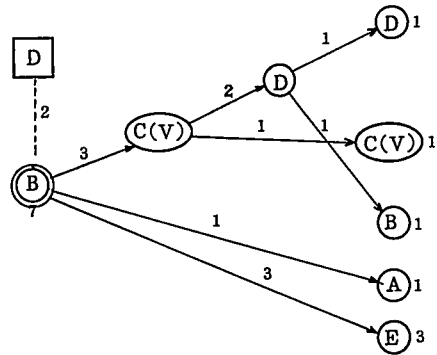
(4) 離農者層(17戸)



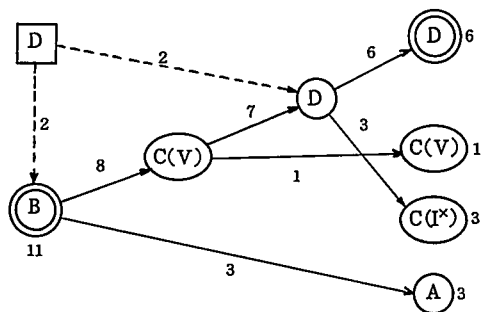
(2) S部落(20戸)



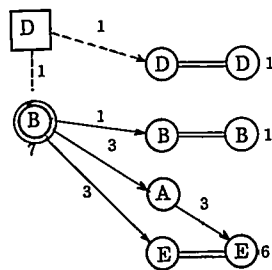
(5) 都市自営廃業層(7戸)



(3) 市街地自営業層(13戸。うち1戸は農家)



(6) 継続的雇用者層(8戸)



C(V)→Dという類型変容をとり、現在農業後継の息子との二世代夫婦家族の中で生活している。大規模酪農専業化過程で後継者他出により脱落した4戸中の2戸はD・C(V)類型から、他の2戸はB類型からA類型へと転化し、現在下Ⅱ層である。これに対しS部落においては、20戸中の13戸(65.0%)がD・C(V)類型であり、息子または孫夫婦と生活している。しかし、孫の代が他出した3戸がC(I^X)、子が他出した4戸はAまたはB類型である。T部落に比し入植後の歴史の古いS部落は、いままさに大規模化過程にともなう「社会的淘汰」がおこなわれていることもあって、その家族類型変容はより複雑な様相を示しているが、大別すればD・C(V)類型とC(I^X)・B・Aとに分かれる。そのポイントに後継者問題がある。

第二の、市街地都市自営業者層は12戸中の3戸が親の自営業を継承したのみで、あとは本人の代、おおむね昭和戦前期に開業した。老親扶養はS部落よりも多く、また老人本人は12戸中の10戸(83.3%)までがB→C(V)→D類型という家族類型変容をたどった。これはT部落よりその比率が高い。そうして、孫の代の後継者不在の2戸はD→C(I^X)という変容を歩んでいる。子の代の後継者不在は2戸で、うち1戸はそのために離農し、アパート経営に転換したものである。市街地自営業層にとって後継者の不在は農家よりも直接的に生業に影響するためか、A類型は極めて少なくあらわれる。

総じて、T、S両部落および市街地自営業の老人層は、それぞれその60～70%が現在二世代夫婦家族形態の中で生活している。これに対し離農者・都市自営業廃業者・継続的雇用者層では、それぞれ11.8, 28.5, 12.5%にすぎない。ここには農業または都市的自営業層家族の中の老人と、そうでない老人との大きな差がある。しかし、離農者老人層の中には一度は子供との直系家族形態をとった「家」が、上記以外に9戸(52.9%)あることが看過されてはならない。そのおおむねは離農前に直系家族形態になっているのであって、凶作と大規模酪農化過程の中での諸矛盾により「家」が解体し、とりのこされた老人層が市街地に集まってきたのであった。しかも「家」の解体過程はD→Aを基軸としながらも複雑であるが、家族解体は全体の四分の一弱で、次にみる都市自営廃業層や継続的雇用者層よりも少ない。しかし、実に17戸中の10戸(58.8%)の老人層は自分の老親扶養を行なったことがあった。この点、老人たちの子供の代とは明らかに大きく異なっており、そこから子供への不満、またはあきらめが出てくる。

第四の都市自営廃業層においては、7戸中の4戸までが業主であった夫死亡による廃業ということが特徴的である。そのうちの3戸は子供も他出したことによってB→Eという類型変容をたどった。つまり「家」の解体→出面とりなどの雇用労働→子供他出による「家族解体」という生活史を歩いたのである。また、他出していた子供の帰家・継承の代償として老人が他出せざるをえなかったという事例もほかの層ではみられない。

最後に、継続的雇用者層は、大樹町またはその周辺町村で漁業労働者であったか、戦後に林業労働者・土建労働者として来住した老人層で、全員が戦争によって生業転換を迫られた生活史をもっている。老親扶養は長らく中小企業の管理職をしていた④と、戦前に零細漁家であったことのある⑧のみで、都市自営廃業層とともに少ない。さらにこの層で特筆すべきことは、上記の④以外に現在二世代夫婦家族形態をとっているものはなく、8戸中の6戸までがE類型となっていることである。若年労働力市場の狭隘な中で、育成した子供がつぎつぎに他出することによって、B→A→E、またはB→Eという類型変容をとげたのだが、ここに農村市街地における継続的雇用者層の家族生活史に特徴的な様相を看取できる。

以上みてきたごとく、農業または都市自営業を生業とする「家」にあっては、後継者との協働を含む「家」の世代的発展の有無が、家族類型変容と大きなかわりをもっているのである。そうして形成されてきた家族類型が今度は現時点での老人の生産・労働—生活過程にとって、まさに基軸的な役割を果たすことは、これまでの各章でみたごとくである。

ところで、離農層・自営廃業層・継続的雇用者層という生活史をたどった老人層は、現在の労働一生活過程上からは、それを市街地雇用者層・市街地無職層・老人アパート居住者・特養ホーム入所者に区分しうるが、この両者の関係は表9-2のごとくである。すなわち、市街地雇用者層は離農者を中心としながらも、都市自営廃業者、継続的雇用者の老人層も無視しえない。これに対し市街地無職層は主に離農者と都市自営廃業者で働けなくなった老人層から成る。これと同じく公的扶助を生計源とする老人の多い老人アパート居住者は、その三分の二が離農者であり、これに継続的雇用者が入る。自営廃業層の老人で老人アパートや特養ホームに入っている人はほとんどいない。

表9-2 老人層の生活史と現在の生業との関係

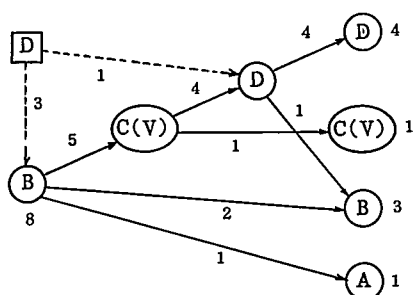
	市街地雇用者層	市街地無職層	老人アパート 居 住 者	特養ホーム 入 所 者	計
離 農 者	4 (44. 4)	3 (42. 8)	8 (66. 7)	2 (50. 0)	17
都市自営廃業者	3 (33. 3)	3 (42. 8)	1 (8. 3)	— (—)	7
継続的雇用者	2 (22. 2)	1 (14. 3)	3 (25. 0)	2 (50. 0)	8
計	9 (100. 0)	7 (100. 0)	12 (100. 0)	4 (100. 0)	32

つまり、離農者・都市自営廃業者・継続的雇用者で未だ労働可能なものは市街地雑業層をなしている。そうして労働不可能な老人のうち、離農層は老人アパート居住者と市街地無職層であり、都市自営廃業者は市街地無職層、そうして継続的雇用者は老人アパートないし特養ホーム入所者である。

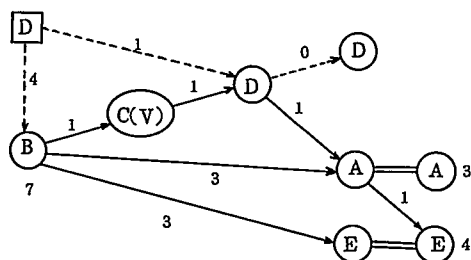
このように自営解体層老人の現在の労働一生活上の差異をまとめることが可能であるが、この差はさらに家族類型変容上においても明らかに看取できる。図9-5(イ)～(ロ)はこれを見たものだが、市街地雇用者層は9戸中の5戸までが二世代夫婦家族であり、老人夫婦家族はわずか一戸でしかない。そうしてA類型の1戸を除き、すべて多就業形態をとってその生活を維持している。これに対し市街地無職層には直系家族形態を現在とっているものはなく、B→E、またはB→A(→E)という家族類型変容をたどって、家族解体に至る老人層が半数を占める。しかしながら、離農層が三分の二を

図9-5 老人層の現在の生業別にみた家族類型変容

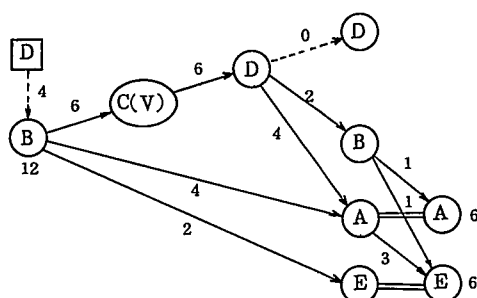
(イ) 市街地雇用者層 (9戸)



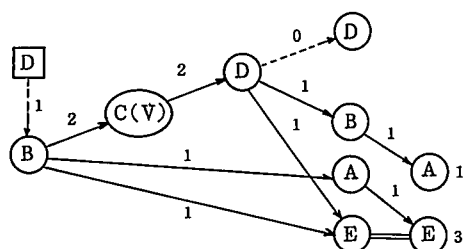
(ロ) 市街地無職者層 (7戸)



(イ) 老人アパート層 (12戸)



(ロ) 特養ホーム (4戸)



占める老人アパートでは家族類型変容は複雑であるが、 $D \rightarrow A (\rightarrow E)$ がその基軸をなし、 $D \rightarrow B (\rightarrow A \text{ または } E)$ がそれにつづく。そうして、継続的雇用者（また自営廃業者）で老人アパートに入った者は $B \rightarrow A (\rightarrow E)$ または $B \rightarrow E$ となる。特養ホーム入所者の家族類型変容は、老人アパート入所者と同じである。

以上をまとめると、(1)大規模酪農化過程を生きぬいたT部落上層農とS部落中層農は、 $B \rightarrow C(V) \rightarrow D$ という家族類型変容をへて、現在、息子夫婦との二世代夫婦家族を形成しており、事実上の「家」解体を迫られている下II層はさまざまな経路をへてA類型に転化した。そしてS部落ではそれ以外に孫他出の $C(I^X)$ 、息子他出後のB、嫁取りできないままのB類型と複雑な様相を示す。(2)市街地自営業層は $B \rightarrow C(V) \rightarrow D$ （または $D \cdots \rightarrow D$ ）という二世代（または三世代）夫婦家族が主体であり、そこから孫が他出した「家」が $C(I^X)$ となる。しかし老人夫婦家族は2戸と少ない。(3)市街地雇用者層は離農者・自営廃業者・継続的雇用者で未だ労働可能な老人層からなり、二世代夫婦家族をとるか未婚の娘がいる。これらの場合は多就業形態をとってその家計を維持しており、対極のE類型はなく、A類型も1戸である。(4)しかし市街地無職者層になると二世代夫婦家族はなく、 $D \rightarrow A$ という類型変容も1戸あるのみであって、基軸は $B \rightarrow E$ 、または $B \rightarrow A (\rightarrow E)$ である。8戸中の5戸は老親との直系家族形態をとったことはあったが、子供とのそれは形成しえなかった。(5)他方、老人アパート層では6割近くが一度はD類型を形成した（離農者8戸中の7戸まで）が、大規模酪農化過程の矛盾の中で、「家」解体や家庭不和が生じたのであった。継続的雇用者層（や都市自営廃業者）で老人アパートに入ったものは半数が家族解体後に半数は老人夫婦で、市街地に転住した（うち $A \rightarrow E$ 1戸）。(6)特養ホーム入所者は家族類型変容の面では老人アパート居住者と変わらないが、前者より健康破壊が一段と進んでいる老人層である。

以上、本節では生業展開の異なる老人層の家族史との関係で、その家族類型変容を示し、後継者問題とのかかわりにおける若干の意味づけも行なった。ここにみると、現下の老人問題の起点に後継者問題があることは明白である。従って、次に問題としなければならないのは、何故に後継者を確保しえなかったかという問題である。

第3節 「家」の世代的発展の中断過程とその理由

本節においては、継続的雇用者層以外の四つの層、T、S両部落の農民層、市街地自営業者層、離農者層、自営廃業層における「家」の世代的発展の問題、とりわけ後二者においての「家」解体の理由を分析する。しかし、実は、前二者においても、いずれは「家」解体を迫られる、世代的発展の中断が惹起していることは看過しえない。T部落⑬の後継者がいうごとく、「まだまだ離農者は出る」事態が現実存している。⁽¹⁾「家」を単位とする家族協業体にかわるべき、なんらかの社会的協業形態が創出されていないかぎり、農民層分解は引き続く。その中で「家」解体→老人問題が叢生される。

以下、第1項で市街地居住の離農者層の「家」解体の理由を分析し、第2項ではT、S両部落における世代的発展の中断した「家」をみる。第3項、第4項はそれぞれ自営業者層、自営廃業層を、農民層との比較において考察する。

第1項 市街地離農者層の後継者喪失過程

第1章でみたごとく、昭和35～50年の間に、大樹町全体では実に548戸(1073→525戸)の離農農家を析出した。そうして、かかる離農農家の少なからぬ部分が市街地に集積されてきた。

たとえば、昭和48年2月から49年1月の間をとってみると24戸の離農農家があるが、このうち18戸までが町内に残留している。この数字はいわゆる「高度経済成長」終焉期の数字であるので、そのまま30年代～40年代の全体に拡げることはできないが、大樹町においての老人人口の増加等を考えるなら、離農後も帯広・札幌等へ一家転出しなかった「家」がかなりの数にのぼると考えられる。

ところで、私達の調査対象79戸のうち、離農者は17戸ある。これらの「家」の離農に至るプロセス、離農後の生活の歩みは区々であるが、市街地へ転居してきたことの背後には、当然のことながら、後継者問題があった。そうして、かかる17戸の後継者喪失理由をみると次の三つのグループが区分できる。第一は、後継期待者が中学校または高校在学中に親自体が後継不要と決断した「家」。第二は後継期待者の他出または死亡・病気によって、その世代的発展が中断した「家」。第三は、老人から子供の代へと後継され、世代的発展は一度は確保されながらも、その後に後継した子供の代が離農した「家」。なお、老人問題との関係では第四のグループを加える必要がある。それは、農業は子供によって継承されたが、家庭不和等によって老人が「他出」した場合である。1～4のそれぞれを、ここでは、「子供への後継断念型」、「後継期待者喪失型」、「家業継承の後継者離農型」、「家庭不和一老人他出型」と名づけておこう。

(1) 子供への後継断念型

このタイプには⑤⑥⑦⑧の4戸がある。子供への後継を望まなかったのは次のごとき事由による。⑤⑥をみてみよう(⑤は第3章事例Ⅷ参照)。

⑤ 昭和12年に「子供の教育のため」大樹に土地を買い入植。長男は4人の同胞の末子。「長男を大樹の農業高校へ入れた頃は、人に頼んだりして農家していた。息子は農業をいやだとはいってなかったが、父さんが農家はあまりに苦勞が多いから農業を子供にやらせたくないといって、高校の先生に相談した。先生も『農家やらせるのはもったいない』といってくれたので、息子は進学に決めた。機械が好きだったので、英語など猛勉強して、32年に神奈川大学工学部へ入学した。父さんは仕送りができなかったら畑でも売るさといっていた。子供は寮に入り、父さんに隠れてアルバイトをしてくれたので助かった」(入植者の妻、当時入植者57才、妻52才)。

⑥ 30年に馬車追いをやめて専業農家になるが、33年に長男他出。「長男は農夫が嫌いだった。次男は農業やってもいいといっていたが途中でやめ、39年に高校を出た三男には冷害もあったし、つがせる気はなかった。」(入植者、当時49才)。

以上の4ケースは営農基盤が脆弱であったことが特徴的である。すなわちこのタイプには戦後段階での土地取得者が2ケース(㉔㉕)とも属し、それぞれ農業への転換後、そう日がたたないうちに29年冷害または39年冷害にぶつかり、子供への後継を断念した。また㉔は入植以来の農業労働の苦勞の体験から、子供を大学へと進学させ、㉕は妻の病死が転機となった。子供への後継を断念した時点ではいずれもB類型であり、ライフステージは㉔が第Ⅲ、他の3戸は第Ⅳステージだった。

(2) 後継期待者喪失型

(1)と同じく第Ⅳステージ(B類型)という「家」の世代的発展段階において、後継期待者をその他出または死亡などで失なった「家」は5戸ある。まず後継期待者他出の3戸(㉖㉗㉘)では㉘の他出理由が典型的である。

㉘ 昭和10年入植。「39年も不作の年で、借金ばかりふえた。それで長男(31才)と次男(29才)の考え方が変わった。帯広に出て工場で働いて食べようと言い、親と別れて出ていった。その時、地所のほとんどを手離してしまった。いや、むしろ農協に借金のかたにとられてしまったようなものだった。一番いい時には畑が10～15町あり、ほかに小作もやっていた。」(入植者の妻、当時57才、夫は55才だった)。

これら3戸はいずれも経営基盤がしっかりしていず、29年冷害または39年冷害による凶作一借金で後継者が他出してしまったタイプであった。いずれも昭和10年前後の入植であるが、「家」としての蓄積の少なさが、当時第Ⅳステージという世代的発展にとっては比較的優位な状態にありながらも、後継者をして他出せしめた原因であるといえよう。

これに対して、㉖の場合には後継期待者の死亡が加わり、「家」の世代的発展が中断せざるをえなかった。

㉖ 昭和11年、親が買った土地へ入植。土地は20町あったが、長男・2男とも他出した。そのうえ、42年には「後継する気のあった」3男が24才で事故死し、㉖は後継者を失った。(当時、入植者56才・妻51才)

また、㉗の場合、Ⅳ'ステージからの後継期待者他出の背後には世帯主死亡後の苦勞があった(第3章事例Ⅹ参照)。29～31年冷害以後、大樹町では酪農導入が本格化してくるが、当時は「搾乳牛6頭の文化的な生活」(㉗のことば)ということが言われていた。これと比べ、またT部落の上層農家群の当時の経営状態と比べても、㉗の経営(牛20頭、牧草地5町、畑5～6町)は少しも遜色がない。しかし一家の大黒柱の死亡はかかる経営を一挙にくずしてしまったのである。そうして父死亡当時14才であった長男も中学卒業と同時に農作業に加わるが、11人の同胞の独立のために財産を売り食いせざるをえない農業に嫌気がさしていたとみて、まず間違いないであろう。

以上の5ケース中、世帯主死亡以外の4ケースはいずれも「家」としての蓄積が多くない。そのため、29年冷害ないし39年冷害の負債に耐えかねた後継期待者が他産業へと他出していった。

(3) 家業継承の後継者離農型

以上の二つのタイプに対して、老人の代から子供の代へと家業が継承されたあとで、その後継者を喪失した「家」が5戸ある。このうち㉙はⅤステージで、㉚㉛はⅢ'、㉜はⅣ'ステージからの後継者他出、㉝はⅢ''ステージでの後継者死亡、である。当然に親の代たる老人の年令は高くなる。後継者他出時、入植者たる老人は60才以上、後継者は㉙が56才であったのを除くと、30～39才であった。(㉙はCⅤ類型、他の4戸はD類型からの「家」解体である)。

後継者他出の理由は大きく二つに分けられる。一つは嫁との協働が十分になしえなかったこと、他は孫の代の後継者の他出である。前者は㉙が端的であった。

㉙ 大正年間に小作入植し、その後自作農となる。妻は41年に死亡。結婚が44才の時と遅い。昭和44年頃、「息子の嫁が身体が弱く農業をやっていけないということで、息子は農業をやめた」その時老人は80才に

っており、長男は30才だった。長男は離農後はしばらく山仕事をし、2～3年前に帯広に出た。

㉔は嫁の健康上の問題で離農、その後、後継者夫婦は老人を残して帯広に他出している。㉕は直系家族形態に移行したが、嫁の意向により後継者が他出し、再び夫婦家族形態となって、末子の四男に希望を托した。これらの事例は、「家」の世代的発展のためには、後継者との協働ばかりでなく、嫁との協働の問題が極めて大きいことを示している。そうして、㉓の場合も、昭和31年当時で30町という土地集積を果たしていたのであるから、冷害による長男夫婦の離農の背後に、かかる要因が存していたであろうことは想像に難くない。

他方、㉖の場合には、孫の代の後継者不在のため、56才の息子が離農している。そうして孫の代の他出の背後には、明らかに脆弱な経営基盤しかないという現実が存した。

㉖ 昭和5年岐阜から一家入植。「昭和30年頃に息子にカマドを渡した。土地15町、45～6頭あった。45年に息子は後継者がいないため離農し、市街地に出て出取になった。土地は半分売って農協の借金を返した」老人は息子夫婦と「離別」して、「残った半分の土地を耕して生計をたてた」。この時、老人夫婦ともに78才、息子は56才だった。

このように、子供の代に家業が継承されたといっても、29～31年冷害、37～41年の長期不作・大冷害の中で、嫁との協働、また孫との協働を確立しえなかった場合には否応なく離農を迫られた。従って、次にみる㉗のごとく、大黒柱たる世帯主が死亡した場合には、一挙に離農へと追いこまれる。孫の代の成長をまつだけの余裕が失われてきているのである。

㉗ 昭和初年に分家入植。「昭和39年に長男が豆ガラの上から落ちて首の骨が折れて亡くなった。ちょうど凶作の時で作物は何もとれなかった。父さんは部落の役員をしていて農業できず、自分は息子の孫の守りをしていた。息子1人の働きだけで子供5人と老人夫婦の面倒みるのは大変だった。息子の死後、土地はほとんど売って、それをすべて嫁にやった。嫁は11才を頭に5人の孫をつれて家を出た」(入植者の妻、当時58才、入植者は61才、息子37才)。

以上の「家業継承の後継者他出型」からは、現段階で「家」の世代的発展が前進的に展開しうるためには、後継者の確保ばかりではなく、家族員が健康であり、かつ嫁との協働、さらには孫との協働さえもが必要となってきていることがわかる。その上、一定程度の家産蓄積がある場合に、はじめて地域社会の発展した生産諸力を我が物としるのである。大規模酪農専業の形成過程においての「社会的淘汰」は、まことに過酷なものであった。

(4) 家庭不和－老人他出型

㉔㉕㉖は直系家族形態(D類型)の中における「家庭不和」によって、老人が「他出」した。農村老人問題には未だかかる側面が存していることは決して看過しえない。老人他出時の「家」のライフステージは㉔㉕がⅣ'ステージ、㉖がⅢ'ステージであった。老人たちはいずれも70才を越え、息子は㉔㉕では50才台、㉖は38才であり、「家業継承の後継者離農型」より老人と息子の年齢はさらに高くなっている。

㉔ 昭和8年幕別町より一家入植。長男が農業を継ぎ、孫も大きくなってきていたが、「長男の嫁が死んで、後妻が先妻の子をいじめるので、42年に孫をつれて家を出た」このとき「夫は家に残った」。祖母が孫のために夫と生別して家を出たのである。当時、老人は71才、長男は53才だった。そうして「孫と5年間くらした」あと、老人ホームに入所した。

㉕ 昭和7年、岩手県から一家入植。長男が農業を継いだ。夫の死亡後、孫も農業に従事するようになったが、47年に息子病気となり入院、その間、嫁とうまくいなくなり、「家」を出て老人アパートに入った。(当時、老人79才、長男58才、孫28才)。

㉖ 昭和初年、旭川から入植。妻は10年に再婚で来た。長男出生時が41才と遅い。46年に「長男が病気になった。大樹町立病院に入院して4年になる。九州出身の嫁はぐうたらで働かず、長男と仲がわるい」老人

夫婦は長男入院後も1年ほど「家」にいたが、47年に老人アパートができたので、そこへ入所した。(当時、老人夫婦は80才と62才、長男は39才)。老人たちは「息子が心配」と、その病気を案じている。

家庭不和の要因は嫁-姑問題にあるが、3ケース中2ケースまでが息子の病氣・入院にともなう「家」の危機が背後にある。また⑭の場合も嫁の死が起点にあった。つまり、家庭不和は単なる家族内の人間関係に起因したものではない。そうして、この「家庭不和-老人他出型」においては、「子供への後継断念型」や「後継期待者他出型」、「家業継承の後継者他出型」の老人たちが自らの生活の場を離れなかったのに対し、3ケースとも老人アパートに居住することとなった。

以上、本項では市街地居住の離農者層の後継者喪失過程をみてきた。若干の総括を行なうと、第一に、「子供への後継断念型」と「後継期待者他出型」はいずれもB類型において、農家としての世代的発展は中断した。その背後には営農基盤の脆弱さがあり、そこに冷害(また家族員の死)が加わったため、前者においては世帯主である老人自体が、後者では後継期待者が離農を決意したのであった。第二に、「家業継承の後継者他出型」と「家庭不和-老人他出型」はD類型(1ケースのみC(V)類型)で老人問題が顕在化した。両者とも直系家族内における後継者の死亡または病氣入院、嫁の死亡または嫁との協働の未達成、あるいは営農基盤の脆弱さによる孫との協働の失敗がかかる顕在化を惹起したのであった。第三に、以上のことから看取できることだが、市街地離農者層は、29年冷害、39年冷害、そしてそれらを通して形成されてきた大規模酪農専業化過程で、「社会的淘汰」にあった「家」である。小農経営が「家」を単位とする家族協業体として営まれている以上、「家」としての蓄積が脆弱な場合はもちろんのこと、世帯主ないし後継者・嫁の病氣・死亡等による基幹部分の喪失は、激しい「社会的淘汰」過程の中で「家」を解体し、老人問題を「顕在化」させてきたのである。

(注)

(1) 前掲・布施鉄治ほか『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働-生活過程』第2編、終章参照。

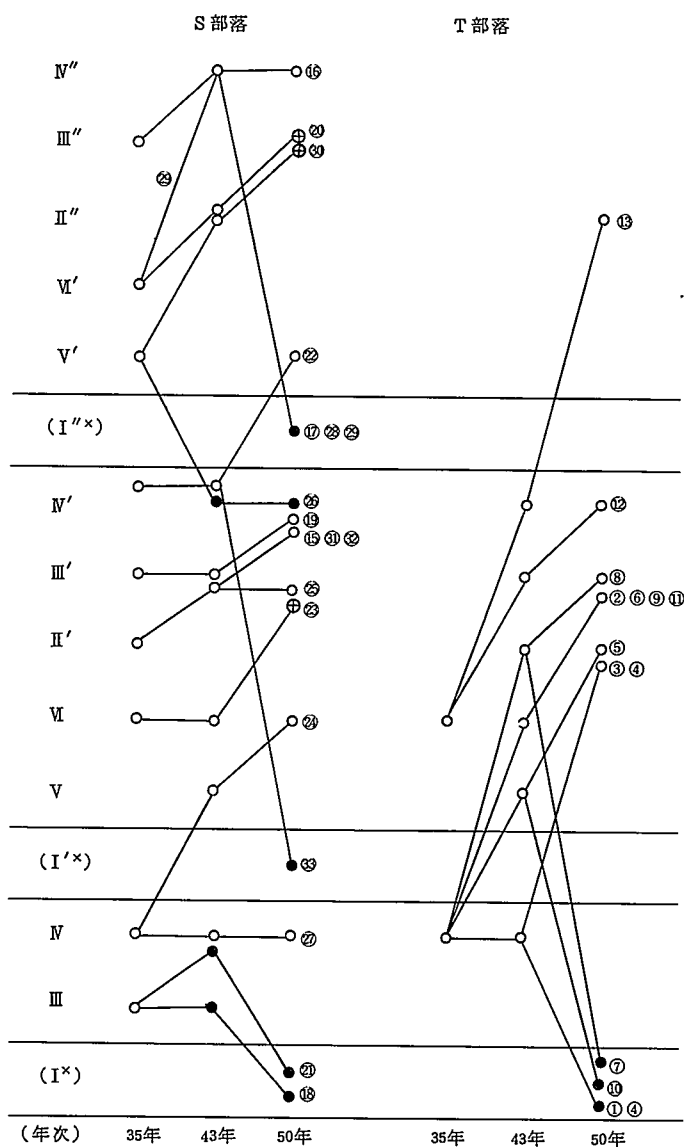
第2項 T、S部落における後継者問題

第1項でみた市街地離農者層の対極に、大規模酪農専業農家群が形成されるが、T部落はS部落に先んじて、40年代のはじめに農業構造改善事業(旧T部落)および甜菜酪農事業(旧P部落)により大型機械化をはかった。以後、多頭数飼育の大規模酪農専業の上層農家群が形成されてきた。S部落は40年代の後半に入って酪農専業が本格的に志向され、草地改良の国営パイロット事業を導入し、農業構造改善事業も企図されている。すなわち、S部落は、目下、大規模酪農専業化への過程を歩んでいる。

しかし、かかる過程は同時に離農々家析出過程であって、T部落は部落統合前の37年ピーク時に旧3部落計41戸あったものが、23戸に減少し、S部落においても64戸の農家が44戸となった。さらに離農せずに残った「家」の中でも、後継者を確保しえた「家」とそうでないところとが画然としてくる。T部落では営農継続している全23戸中、子供への後継を期待しない「家」5戸、後継期待者他出2戸、後継者が結婚し家業を継承したあと他出した「家」2戸と、9戸までが後継者不在ないし未確定の状況にある。このうち、私たちの老人調査の対象となった「家」は4戸あり、「後継期待者他出型」(①⑭)と「家業継承の後継者他出型」⑦⑩がそれぞれ2戸づつであるが、未だ離農はしていない。後継者の喪失はいずれも40年代に入ってからである。⁽¹⁾なお、T部落の中の旧P部落、⑤および⑥は「家庭不和-老人他出型」で、⑤の老夫婦は老人アパートに、⑥の老婦は特別養護老人ホームに入所した(49~50年)。

他方、農業後進地帯のS部落においては、全44戸中の11戸において全ての子供(または孫)が他出し、夫婦2人(またはそれと老人)の単位にもどってしまった(ライフ・ステージではI^xステージ)。老人調査の対象となった19戸(非農家⑭を除く)をとりあげてみても、図9-6にみるごとく、⑦②

図9-6 S, T部落農家のライフステージの移行



(注) ●印は後継者不在, ⊕印は親が子に後継させない「家」を示す。

②⑤⑬⑭⑮の7戸は「家」の世代的発展を中断させ、②⑩⑪⑫の3戸は老人の子供が孫への後継を希望していない。

ところで、S部落での世代的発展が中断した7戸の「家」のうち、⑩⑪⑫はD類型から孫が他出し、②⑤はC(V)類型から、②⑬はB類型から、それぞれ子供が他出した。この7戸の後継者(孫を含む)喪失過程を整理すると、②⑬が子供の代の孫への後継断念、⑩⑪および②⑬は後継期待者の他出②⑤は家業継承の後継者他出である。以外、それぞれについての他出要因をみてみよう。

(1) 子供の代の孫への後継断念

- ㉔ 「酪農を経営するには借金をかかえなければならず、苦勞が多いだけだ。45年に、家族と相談の結果、農業をやめることにした（この年、長男は高卒＝東京へ就職）。いまは道有林の仕事をしているが、自分が倒れたあとの家族のことが心配なので、そのために財産として植林をふやしていくことを考えている」（三代目＝52才。営林署日雇・畑6町・老人が雑貨店）。
- ㉕ 45年に2代目が離農。それまでもずっと営林署の造林・造材に出ていた。2代目の長男は翌46年に帯広に就職他出。「親の方からこういう職業についてほしい、などということは思わなかった」（2代目＝48才。営林署・日雇）。

㉔㉕の2戸は、S部落で酪農専業化への志向性が明確になった時点で、農業経営を中断し、子供の代が孫を他出させた。㉔がのべているごとく、酪農化への危惧がその根底にあり、㉔㉕ともS部落にある国有林の造材日雇となった。

(2) 後継期待者他出型

㉗㉘および㉙㉚の4戸は、老人の子供の代または分家入植者である老人自身は酪農化を志向するが、孫または子供の他出によってそれが途絶した。

㉗ 〔第4章第2節の事例Ⅱを参照〕

- ㉘ 1人息子は44年に高校を終えて帯広の国鉄保線区に勤めた。「息子には酪農をやれといったが、うんといわなかった。これからは酪農だと思うが、自分のところは後継者がいなくてできない。それに、今の酪農にはついていけない」（三代目＝55才、牛4頭・畑10町と山仕事日雇）。
- ㉙ 「35年から酪農専業にし、乳牛もふやし安定してきたが、40年に長男が他出したため、酪農専業をやめ出稼に出た。42年には次男も家を出た。いまの時代、いやだという子供をむりにひきとめておくことはできない。それに、大型化すれば借金がふえるので、しかたない」（分家入植者＝60才。林業労務と乳牛3・肉牛3）。
- ㉚ 「45年に子供は完全に独立した。子供たちは牛がいやで、小さい頃から手伝いもしなかった。ここには自分の土地があるし、年なのでいまさらどこにもうつれない。自分の土地を売ってまで市街地には行きたくない。子供には、みんな達者でいるし、いうことはない。自分には苦しいことがあったが、子供はみんな酪農をはなれ、楽にくらしている。わしらのところは夜もろくたまねないで働いたが、娘には子供が大きくなったら少しでも働けといっている。楽な暮らしをしてほしいと思う」（分家入植者の妻＝67才。酪農＝牛5頭）。

この4ケースにおいて特徴的なことは、老人自身がかって分家入植した㉙と㉚が、酪農化の志向が中断されたことに対して、一見「あきらめ」の論理を語るのだが、実はその背後に大型化による借金増大の酪農化に対する否定の論理が存していることである。かかる論理は㉘が「今の酪農にはついていけない」と語るところにも、また第4章の事例Ⅱ（㉗）の老母・嫁の態度にもあらわれている。私たちは㉙の妻の言葉（「子供はみんな酪農をはなれ、楽にくらしている」）を銘記しなければならない。つまり、後継期待者の他出の背後には、現世常主夫婦の酪農化への転換、さらには農工間格差の激しい農業自体に対する懐疑が存しているのである。

(3) 家業継承の後継者他出型

このケースはC(V)類型で後継者夫婦が他出した㉛のみである。

- ㉛ 35年に長男結婚、酪農をやるというのでトラクターも購入した。しかし、「息子は嫁をもらって心がわりした。大ショックだった」。いまは23才の6女がいるのでB類型だが、「6女が出たあとも土地は売らない」（2代目＝71才。畑9町に山林）。

この場合は、第1項にみた市街地離農者層の「家業継承の後継者他出型」と同じく、嫁との協働に失

敗したケースである。

以上 S 部落において後継者を喪失した 7 ケースについてその事由をみてきた。これらの「家」に共通している特質は、S 部落に大規模酪農化の大波がおしよせてきた段階で、親自身が「借金をかかえ」「機械に負けてしまう」「今の酪農についていけ」ず、「酪農をはなれ楽に暮」そうという志向性を、多かれ少なかれ持っているということである。ここに、農業後進地帯で山林労働に依拠しうる S 部落の特徴がある。

老人の子供の代が孫の代に対して後継を期待しない傾向は、現在 D 類型である②③⑩にもみられる。これらの「家」では子供は未だ 13～17 才であるが、郵便局外勤兼業の②③、そして酪農化への疑念をいだいている⑩が、親の側から子供への後継を期待しない理由は、次のごとくである。③と⑩をみてみよう。

② 「37～8 年ごろから酪農に本格化したけど、中学 3 年の長男は丈夫でないから農業にはつけない。農家の苦労を味あわせたくない。高校 2 年の長女は保母を志望しているので、かなえさせてやりたい。息子を役場にでもつとめさせて、大樹には住みつづけたい。」(二代目＝44 才。酪農と郵便局外勤)。

⑩ 「子供には自分のやることに責任をもつようになってほしい。息子に農業を継いでほしいとは思わない。もし本人が積極的にやるというならやってもいいという程度。無理にはすすめない。条件が良くないし、苦労ばかりしても多角経営もできるみこみがない。土地は 50 町歩あるがあちこちに散らばって、家のまわりの土地は少ない。男の子は大学まで出して、つとめさせたい」(三代目の妻＝36 才。酪農専業・搾乳牛 16 頭)。

このように、農業後進地域の S 部落での後継者他出の背後には、親自体の大規模酪農化へのためらいが存していることが特徴的である。このことは T 部落の中の旧 H・旧 P 部落にもみられるが、T 部落とちがって畑作による営農確立が期待しえない S 部落では、かかるためらいをもつ「家」を「社会的に淘汰」しつつ、現在中層である「家」を中心に酪農化がますます進展させられていかざるをえない。「家」を単位とする家族協業体の矛盾がここからも看取できる。

ところで、この項の最後に、若い世代の後継者他出問題に対する老人層のかかわりをみておこう。表 9－3 のごとく、T 部落においては、52～64 才の老人自身が後継者他出問題に直接関与し、子供の他出の結果、老人夫婦のみの世帯となったのだが、S 部落ではこのような「家」(⑪⑬⑭)とともに 40 才台の世帯主の判断に対して、老人は 70～80 才とほとんど関与しえない年令となっている「家」が 7 戸もある。このことは老人の側からみるならば、自分たちが父母からうけつぎ、「夜もろくたまねないで働いて」維持してきた家業と家産の継承の問題に参与しえないということである。従って、「このへんでは息子が 35 才くらいになったら親は隠居するならわしで、経営権を譲り渡すのが普通」(⑬ 2 代目、46 才)であるにもかかわらず、表 9－4 にみるごとく、孫の代での後継を子供の代がためらった「家」においては、老人は家産の一部を保持するか、「先祖の作った財産をなくしちゃいかん」(⑭)と強調している。この端的な例は⑭である。

⑭ 「自分のやったことはちゃんと認めて、それについてはいろいろな口をはさまないでほしい。現在の名義はすべてばあちゃん、自分がこれほど苦労しているのに、自分らのものにしてくれない。だから困る。いくつになってもうるさく、心をやすめられない」(三代目の妻＝54 才)。

このように、「家」の世代的発展が確保しているか否かは、老人たちの子供 — といってももすでに 40～50 才代となっているのであるが — にとってばかりでなく、老人自身にとっても、自分たちの永年の営為の継承性、そして生活の根拠にかかわる重要な問題となっている。子供の代が他出してしまった⑬⑭⑯はもちろん、孫の代他出の 4 戸、そして孫の後継を期待できない 3 戸の計 10 戸の「家」では、老人のみならず老令化しつつある子供の代を含め、農村部における I^xステージ層を構成し、その公的扶助の問題を惹起せざるをえなくさせる。この点は旧 T 部落の①⑦⑩⑭でも同じである。

以上、T、S両部落における世代的発展の中断した「家」の後継者喪失過程とその理由をみてきた。第一に老人を含む家族のうち、T部落では14戸中の4戸(28.6%) S部落では19戸中の7戸(36.8%)が若い世代の後継者を喪失しており、S部落においてはさらに3戸(15.8%)が子供への後継を期待していない。若い世代の後継者喪失に関する両部落の差は、大規模酪農専業化の展開の程度によるものと思われる。

第二に、後継者喪失過程のパターンを市街地離農者層と比較すると(表9-5)現に大規模酪農化過程を歩んでいるS部落において「子供への後継断念型」が多いこと、またT部落の老人を含む家族においてはそれが少ないこと、がわかる。前者には「家業継承の後継者他出型」は少なく、「家庭不和-老人他出型」はない。第三に、後継者喪失理由は、T、S部落の場合は大規模酪農専業化過程の中での「社会的淘汰」であることが歴然としており、市街地離農者の如く、29年冷害または39年冷害のダメージによる後継者

表9-3 後継期待者他出時の老人年令

		後継期待者の他出年	そのときの世帯主年令	同老人年令男・女
S部落	⑰	昭 45 年	50 才	73才・73才
	⑳	44 年	49 才	—・72才
	㉑	45 年	47 才	72才・67才
	㉒	46 年	44 才	—・83才
	㉓	40 年	・ 50 才	50才・50才
	㉔	35 年	・ 60 才	60才・52才
	㉕	35 年	・ 56 才	56才・49才
	㉖	(長女14才)	(54才)	(—・71才)
	㉗	(長男17才)	(44才)	(73才・65才)
	㉘	(長男13才)	(46才)	(73才・69才)
T部落	㉙	昭 44 年	・ 60 才	60才・55才
	㉚	47 年	・ 64 才	64才・58才
	㉛	37 年	・ 52 才	52才・48才
	㉜	48 年	・ 59 才	59才・53才

・印は世帯主=老人 ()は現在の年令を示す

表9-4 S部落老人の家産継承

ケース番号	老人の年令	後継者の年令	老人名義の家産	家族類型
孫「家出」の	㉑	・ 87才 48 才	なし(45年離農, 土地売る。家屋は息子, 今の農地は借地)	C(I ^x)
	㉒	・ 78才 54 才	なし(「先祖の作った財産なくしちゃいかん」との老人の言葉)	C(I ^x)
	㉓	78才 55 才	なし(老人夫婦は45年に73才で隠居, 孫は49年に他出)	C(I ^x)
	㉔	77才 52 才	店	C(I ^x)
子ついかか「孫せ家にな」	㉕	73才 46 才	家および土地の一部	D
	㉖	73才 44 才	家屋	D
	㉗	・ 71才 54 才	土地・家屋のすべて	D
孫の「家継」	㉘	・ 96才 57 才	なし(孫夫婦と同居)	D
	㉙	・ 88才 48 才	なし(孫夫婦と同居)	D
	㉚	82才 46 才	山林15町(息子に登記できないもの)	D
	㉛	78才 47 才	なし	D
孫若いの「家令」	㉜	77才 47 才	不明	D
	㉝	64才 41 才	土地の半分と家(のこりの土地と宅地は息子)	D
	㉞	62才 34 才	老人が世帯主, 家・土地15町, (息子は土地5町。郵便局の外勤している)	D
	㉟	61才 25 才	すべて老人(去年, 経営権わたす, 生前贈与する)	C(V)

・印は女性を示す。

老人夫婦のみの㉑㉒㉓及びB類型の㉗は全財産老人名義である。

表 9 - 5 後継者喪失過程の比較（3 地域）

	市街地離農者層		T 部 落		S 部 落	
(1) 子供への後継断念型	4	(23.5%)	—	(—)	5	(50.0%)
(2) 後継期待者他出型	5	(29.4%)	2	(33.3%)	4	(40.0%)
(3) 家業継承の後継者他出型	5	(29.4%)	2	(33.3%)	1	(10.0%)
(4) 家庭不和—老人他出型	3	(17.6%)	2	(33.3%)	—	(—)
計	17	(100.0%)	6	(100.0%)	10	(100.0%)

喪失に直接に言及する者はいない。第四に、孫の他出の問題については多くの老人は直接には関与しえないと思われるが、その場合には高年齢にもかかわらず、可能なかぎり、老人名義の家産を保持する傾向にある。

(注)

- (1) 後継者を確保しえた「家」においても、「ゴールなき拡大」の矛盾は顕在化してきている。この点については前掲・『酪農経営の大規模化と農民層の生産・労働—生活過程』第2編の第2章および第5章参照。

第3項 市街地自営業層における後継者問題

第1章でみたごとく、大樹町の人口は、たび重なる凶作と大規模酪農化過程の中で減少し、昭和30年のピーク時の11,300人は50年現在8,600人と四分の一減である。他方、事業体数は41年がピークで339あったものが、50年現在は316と漸減であり、かつ35年当時と比べると未だ約1割弱の増加となっている。

業種別にみると、50年現在の316事業体のうち卸小売業165で52%、サービス業97で30%と、この両者で8割を占める。こうした構成比の年次別変化はほとんどないが、卸小売業は35年の構成比と比較すると若干増大し、ほぼその分サービス業が減少している。

このように、人口減の中で事業所数はそれほど少なくなっていない。このことは同業者間の「競争」が多くなることを意味する。しかも事業所の64.5%までは1～4人規模民営事業所である。つまり、「家族協業体」として、かかる「競争」にたちむかわねばならないという特質を、以下にみる市街地自営業層は負っている。

さて、本町H地区の自営業家族のうち、本調査対象は12であるが、これらの「家」の業種と従業員構成は表9-6のごとくである。すなわち従業員5～9人規模はスーパー（有限会社）の㉗のみ、残りは1～4人規模となるが、家族内の従事者の数によって3～4人規模と1～2人規模とにわかれるが、いずれも零細規模であることに大差はない。この点をさらに表9-7でみてみると、㉗のほか薬局の㉔、酒屋の㉒、雑貨屋の㉕、魚屋の㉑そしておそらくは歯科医の㉓はほぼ200万円以上の自営業所得をあげるが、みそ・醤油販売の㉘、雑貨屋の㉖、床屋の㉙は100万円に達しない。また自営業専業は㉔㉕㉖のみで、㉑㉒㉓は家族員の中に常雇となっている者を含み、㉗㉒は農業所得、㉔㉕㉖は貸家収入、㉑㉓は他の家族員が加わっている自営収入がある。このうち㉗㉒は多角経営の側面をもつが、残りは自営業を存立せしめるための多就業構造という客観的役割を果たしているといえよう。

ところで、かかる経営の現状のもとにおける後継者問題、「家」の世代的発展の問題をみてみよう。上でみた自営業自体が安定的状態を保っているか否かということと、後継者確保の問題とは一定の相関にあるが、後継期待者自身の志向性とかかわって、そうではない場合もある。図9-7によれば現に自営業を営んでいる12の「家」のうち4戸で後継者がなく、1戸は未確定であるが他は後継者を確保している。S部落よりも後継率は高く、T部落とほぼ同様である。しかし、より仔細にみれば、現在後継者を確保している「家」であっても、戦後段階にかぎってみても後継期待者他出の「危機」

表 9 - 6 市街地自営業層の労働力構成

	ケース 番 号	業 種	家 族 従 業 者	雇 傭 者	計	自営業以外の生計源
5～9 人規模	㉔	スーパー (有限会社)	父・夫・妻・姉・姉 の夫	4 人	9 人	農業
3 人 規 模	㉕	魚屋	妻・母・姉、仕入れ は夫。父も少し	—	4 人	夫が漁協勤務
	㉖	みそ・醤油販売	夫・孫	2 人	4 人	妹と妻の勤労者所得
	㉗	薬局	夫・妻・父。母も少し	—	3～4 人	貸家、農業
	㉘	酒屋	夫・父・母。妻も少し	—	3～4 人	
	㉙	雑貨屋	父・母。姪が手伝う	—	3 人	
1 人 規 模	㉚	不動産業	夫・妻	—	2 人	貸店舗
	㉛	床屋	夫・妻	—	2 人	父は木材企業合同の 役員 夫は国家公務員
	㉜	歯科医	夫・妻	—	2 人	
	㉝	時計屋	父・妻	—	2 人	
	㉞	雑貨屋	夫	1 人	2 人	貸家
	㉟	アパート経営	父	—	1 人	

(注) 父・母とは老人の代、夫・妻とは子供の代を示す。

表 9 - 7 市街地自営業層の所得

	自営業所得	貸家収入	農業所得	勤労者所得	備 考
㉔	〔粗収入〕 2,300万		230万	300万	※勤労者所得はスーパーからの給与
㉕	200万			不 明	夫の漁協からの給与
㉖	5～60万			180万	妹は役場職員、妻が農家手伝い
㉗	7～800万				
㉘	〔粗収入〕 4,000万	130万	200万		
㉙	80万				軍人恩給 27 万／年
㉚	不 明	不 明			母と妹の和裁教室収入
㉛	80万				
㉜	不 明				父の企業からの収入
㉝	150万			150万	夫は国家公務員
㉞	250万	100万			
㉟	不 明 (20 戸分)				農地売買時の貯金あり

にどの「家」も遭遇している。すなわち「家」の世代的発展の側面よりみるならば、「後継者他出の危機克服型」(③⑦④⑤④②④③)、「開業者死亡危機克服型」(④④)、「子供への家業継承断念一業種転換型」(③⑨)、「後継者未確定型」(③⑤)、「後継断念型」(③⑤③③)、「後継期待者他出型」(④⑥④①)となる。そして、本節での主題である後継者喪失の「家」は後二者のみである。しかし、農村市街地の自営業者層における後継者問題全般を概括するために、現に後継危機を克服しえた「家」の典型的なケースをはじめにみておこう。

(1) 後継危機を克服した「家」の事例

〔後継者他出危機克服型〕

このタイプには③⑦④⑤④②④③の5つの「家」が属し、自営業家族の4割強を占める。これら5つの「家」は自営業所得の多いところであるが、開業者から二代目への継承のさい、後継期待の長男の他出あるいは死亡によって、一時は「家」の世代的発展の危機にみまわれたが、他の子供の後継によりその危機を克服してきた。

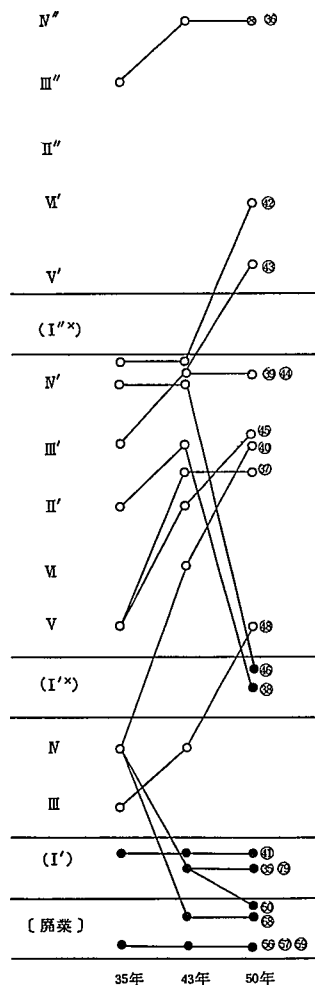
- ③⑦ (魚菜店→スーパー) 養子の長男他出→実子の二男後継
- ④① (魚屋) 長男死亡→四男後継
- ④② (酒屋) 大卒の長男他出→高卒の二男後継
- ④③ (薬局) 大卒の長男・二男他出→大卒・他出中の三男、帰家・後継
- ④⑤ (時計屋) 同居・公務員の養子が近く後継

二代目はいずれも35年以降に嫁をむかえており、④⑦をはじめとして、三代目の家業継承の問題にさしかかり出した「家」もある。しかし、これらの5戸にあっては老人、とくに開業者は、いずれも未だ家業から手を引いてはいない。

後継期待者の長男が他出した事例は、第4章第2節の事例Ⅵ(③⑦の場合)で述べてあるので、後継期待者が突然に事故死した④①の場合の、後継危機克服のプロセス、その条件をここで例示しておこう。

- ④① 昭和8年に開業するも、戦中は「食料不足で商売をやめさせられた。この時は魚協につとめて給料生活をした。24～5年ころになって店舗を獲得して商売をはじめたが、品物はこないし、売るものについて

図9-7 市街地自営業者、自営廃業者のライフステージの移行



- (註) ③～⑤は自営業家族、⑦は市街地農家
③⑤⑦③⑥は自営廃業者、④は自営業継承一老人他出。
●＝後継者不在、○＝後継者未確定

もいろいろとうるさかった」(開業者妻, 64歳)。その後30年代に入って家業を継承していた長男が交通事故死した。そこで漁協につとめていた4男に後継させる。「4男は漁協につとめているが、勤め先が家の事情をよく理解してくれて4男が仕入れを終えてから出勤するのを認めてくれているので、助かっている。」(開業者妻)。4男は40年に結婚し、嫁と4女も店を手伝う。「しかし、昔と比べて設備にお金がかかって大変」(開業者妻)。

③7の場合は、養子の長男他出時には実子の二男が高校在学中であり、その高卒とともに後継しえたのだが、後継者となっていた長男の突然の死にさいし、他の子供が他出または他産業に就労していた④0の場合のごときでは、「勤め先が家の事情をよく理解してくれる」という条件にめぐまれ、かろうじて後継者を確保しえたのである。

〔開業者死亡危機克服型〕

都市自営業も「家」を単位とする家族協業体として行なわれているかぎり、家族員、とりわけ世帯主の死亡は「家」にとってまさに解体の危機をもたらす。④4の場合がそれである。

④4 昭和3年、市街地S地区で、みそ・醤油業開業。しかし18年に夫は死亡する。それで開業者の妻はこの店を売り、市街地H地区にうつってみそ・醤油販売を始めた。その時、長男は20歳だった。そして敗戦の年に長男に嫁をむかえ、「家」の世代的展開をはかった。

しかし、④4の経営自体は一度後退しているのでそれを盛りかえすのは容易でない。それが、現在の④4の経営をして勤労者収入によって自営業所得を補充せざるをえなくさせている。しかし④4がこうした無理をするのは、49年に東京農業大学醸造科卒業の三代目が家業に従事しだしたからである。

〔子供への家業継承断念一業種転換型〕

④9は老人の代が継承した木材商を息子には後継させず、息子は歯科医となった。その理由は次のごとくである。

「木材商という自分の商売は人を使う点でなかなか容易でなく、苦労が多い。それで息子は医者にしようと思った。最初は内科医と考えたが内科は忙しいから歯科医にした。」現在、孫も歯科大学在学中である。(老人76歳、息子51歳)。

④9が木材商は「人を使う点で容易でない」という判断の底には次のごとく戦中・戦後の体験があった。

「昭和5年に家業を継いでからは、木材を切り、枕木や建築材料、また電気会社の腕木として出荷した。職工は17～18人だったが、柏の木の皮をはぐ従業員は季節雇いを含めると200人ほどになった。浜大樹から函館へ送り、そこで歩きまわって人夫を探して船にのせて、東京へ送った。内地との取引は相手方がずるくてまいった。戦争がはじまると木工所の製品が売れず、職工をかかえて苦労した。なんとか仕事をみつけてきりぬけたが、24～5年までは大変だった」。そうした中で④9は19年から病気になる、「健康の大切さを感じ」、息子を医者にしようとしたのであった。

しかし、④9の場合、その家産の一定程度の蓄積が昭和20年という時点で息子を歯科大学へ通わすことを可能とさせていた。息子は大学卒業とともにすぐ帰家し、結婚。その後は「常に順調」である。

以上みたごとく、市街地自営業者層では、現に後継者を確保している「家」にあっても、一度は「家」の世代的発展の危機に遭遇してきた。その「危機」の中では後継期待者の他出が多いが、とりわけ大卒者の他出が特徴的となる。しかし、表9-8にみるごとく、後継者他出危機の克服はT、S部落にもみられる(T部落の⑥の場合は第4章の事例Ⅲ、S部落の④6については同事例Ⅰを参照)。だが、T・S部落では深刻な後継者問題を経なかった「家」がより多いのに比べると、市街地自営業層にとって、後継者確保の問題は極めて重大なものであることがわかる。

表9-8 後継期待者他出危機の克服状況

		市街地自営業層	T 部 落	S 部 落
後継者他出危機克服型		③⑦ ④① ④② ④③ ④⑤	⑥ ⑧	⑬ ⑬ ⑬
入植者他出危機克服型			④	
開業者死亡危機克服型		④④		
子供への後継断念一業種転換型		③⑨		
順調型	後継者の兵役		⑫ ⑬	③②
	後継者の進学希望断念		③ ⑨ ⑪	②④
	後継は当然とする		② ⑤	②② ②⑤ ②⑦ ③①
計		7	10	9

なお、④のごとき「開業者死亡危機克服型」は、かつて大正期にS部落の②②が入婿した理由がそれと同じであるが、子供の代では存しない。「子供への後継断念一業種転換型（③⑨）」というのは、T、S部落にはない。S部落には③のごとく、農業→造材日雇という「転換」があるが、これは自営解体である。

またT部落とS部落との「順調型」を比べると、農業先進地帯で市街地に近接しているT部落に、上級学校へ進学したかったという後継者が多いのに対し、農業後進地帯で市街地から遠く隔たったS部落では、ためらいなく「後継は当然」とする者が多いという差異が看取できる。

(2) 世代的発展を中断した「家」における後継者喪失過程

市街地の零細都市自営業層12戸中の7戸は上にみたごとく、後継危機を克服しえたが、残りの5戸は後継者を喪失したか、その可能性を含む未確定型である。そうして、これらの「家」の後継者喪失過程は「子供への後継断念型」（③⑤⑧）、「後継期待者他出型」（④⑥）、「家業継承の後継者他出」後の転業（④①）とに分かれる。

〔子供への後継断念型〕

③は二代目に対し、③⑧は二代目が三代目に対し、家業の継承を断念している。その背後には経営展開過程における危機（③は開業者の戦傷、③⑧は二代目であった長男の他出）、その結果としての家産蓄積の劣悪さがある。（③は第4章の事例Ⅴ参照）。

- ③ 昭和10年、紳士服仕立業開業するが、夫が戦傷で身障者となり、25年に妻がいにい出して雑貨屋に転業。子供は1人で、40年に高校を卒業し東京の松下電気に就職。息子には「本人の好きなようにさせた」。こうしてI×ステージとなるが、「いまは姪が9時から5時まで手伝いにきてくれている。食べられなくなったら店を売ってでも食べる。残ったら子供にゆずる。死人ゆずりをする。」（開業者65歳、妻64歳）。

戦争で身障者となり業種転換を迫られた③⑤、そして東京から食糧を求めての一家再来住に同伴した、海軍経理学校出身の③⑧の三男は、ともに太平洋戦争の直接的体験者であった。そうして、紳士服仕立てから雑貨屋に転業せざるをえなかった③は一人息子に継がせようとはせず、また「同業者がふえた」上に、「長髪の影響で客足が減」って「魅力のない」床屋の二代目③⑧三男は、「家」のための犠牲は自分の代だけでよいとするのである。ここから私たちは、小規模な農村市街地における零細自営業層の脆弱な存立構造と「家」解体過程の一端をみることができる。

〔後継期待者他出型〕

このタイプの端的な例は、大正末期における大樹市街地の形成期に離農一開業した④⑥にみることができる。

㊦ 大正13年、離農し雑貨店開業。二代目は昭和19年に結婚し、24～5年に家業を継承。孫の代は1男2女だが、大樹で保母をしている上の娘は既婚、下の娘は東京で盲人図書出版社勤務。二代目は「北里大学薬学部を出て札幌で薬剤師をしているのが帰ってきて継いでくれればいいが」との希望をのべてはいる。開業者が「子供の職業は本人の希望通りにしたが、だいたいうまくいった」とするのとは対照的である。

市街地自営業者層の子弟では大学へと進学した者が多いが、㊦は前にみた㊢㊣と同じく大卒の子供がそのまま帰家せず、しかもそれにかわって後継する子供がいない。しかし雑貨屋としてようやく「一人前」になったとする㊦は未だ家業の継承に腐心しているのである。

ところで、この㊦と同じく㊣、そして後継者未定の㊧はいずれも離農者である。しかし離農時点は40年代の半ばであった。㊧は大樹町の「始祖」ともいうべき「家」の一つであったし、㊣は昭和初年の定住以後、町内の酪農草分けとなった「家」である。そして前者の㊧は競争馬の牧場が「採算にあわず」、また後者は後継者の他出のため、離農した。

㊧ 「祖父の代は雑貨店を開業し、土地は山林を中心に350町買いあつめた。その後、馬や肉牛をやったが肉牛は戦前でも多いときは40頭くらいいた。」二代目のときに家産は消費されるが、それでも敗戦時には「土地は山林を中心に50町あった」。しかし「農地改革で土地を半分くらいとられた」。戦後は競争馬の牧場をした。三代目（現世帯主）は根室商業を卒業後、家業を継承してきたが、「採算あわず」、土地ブームのときに（45年）木材売買と不動産売買の「橋わたし」に「切りかえた」。離農はしてよかった。「農業している人には負債があるから」。しかし「去年、国土法で規制が強められ、不動産の仕事はやりづらくなった」。

㊧の「家」は初代入植者の遺産食いのような形になっているが、現在、「選挙のたびに家にいない」世帯主を、75歳の二代目の妻と39歳の三代目の妹が和裁教室をして支えている。こうした中で、三代目の長男は仙台の私立大学（体育学部）・二男は高校在学中で、その後継は未定ではあるが、二男も大学まで行くつもりでいる。従って、三代目が「今の仕事はずっと続ける」つもりであっても、家業の中断は十分にありうる。

これに対し㊣の場合は、「自分は商人の出だからソロバン玉をはじいて貴重面に」農業をやってきて大規模化に遭遇し、後継者夫婦が他出したために離農を余儀なくされた。しかし㊣はかつて大樹町で牛乳市販業を起こした経験を持ち、町会議員・民生委員、また共済理事も歴任した「名士」であった。

㊣ 足寄時代、妻の父のところで牛飼をおぼえた。その後、根釧原野の標茶町へ、九州団体の開拓指導農家として行ってくれと道庁からいわれたが、ことわり、昭和10年に大樹町へ移った。10年から戦後の25年までは、㊣は雪印工場長のN、町内酪農家のS（前町長）と3人で、「会社方式」で牛乳市販を行なった。資本金60円、ブロック積の工場、牛乳ビンに札幌でふいてもらい、雪印で殺菌した。500～550本配達していたが、25年になり赤字になったので譲った。長男は札幌の興農公社の農業技術学校をへて雪印に入っていたので、次男が家業を手伝った。25年からは農業専業（牛・畑半々）となったが、2男は40年に他出し、大阪の牛屋関係の会社に入った。2男の他出後、人を雇って農業を2～3年つづけたがラチがあかず、43年に離農して、土地を住宅分譲団地として売り、一部アパート経営も行なうようになった。

㊣㊧が市街地居住の農家から自営業者に転業したのに対し、㊦の場合は後継者他出のためI(A)ステージとなっている農家である。しかし現在なお農協理事・農業委員である。

㊦ 明治末年、父の代に定住。本人の代では畑25町、草地5町、山林5町。大型機械はもっていない。「今の農業は機械にかかるが、息子が継げば、拡大して優秀な経営をしたかった」。しかし2男2女ともつがなかった。「考えてみれば、子供の資質を伸ばすことが大切で、必ず親の仕事をつぐことはない」。長男は学校事務をしており、「いずれは大樹にもどってくるので面倒みてもら。それまで、力のあるかぎり、あと10年くらいは農業を続ける」（二代目、60歳）。

40年代に入ってから農家としての世代的発展を中断したこれら3戸の「家」は、市街地に土地所有している有利さがある。それが㊧や㊣のごとく不動産業への転換を可能とさせたのであった。

このようにみると、後継者を喪失しその世代的発展を中断した「家」は、(1)太平洋戦争によって経営基盤が持続的に発展しえなかった「家」(③⑤⑥)、(2)40年代以降に家産としての土地を武器に離農一転業をはかった零細な不動産業の「家」(④⑥)、未だ離農はしていないが⑨もかかる方向への志向性はある。そして(3)大学へ進学させた子供が帰家せず、後継者を喪った「家」(④)、からなることがわかる。(1)の場合は「子供への後継断急型」であり、(2)(3)の場合は「後継期待者喪失型」であるが、前表9-8にみるごとく、経営内容が比較的安定している④の場合は後継者の確保期待が極めて強い。これに比して40年代に入ってから離農した⑤⑥の場合は、現在の自営業種の継承期待は強くはない。いうならば、市街地居住農家の離農過程における一形態である。市街地居住の「旧い家」という有利さが、市街地へ出てきた離農々家との差異を生ぜしめている。

以上、市街地自営業層の後継者問題を中心とする「家」の世代的発展の問題をみてきた。一応の総括をすると、次の5点が指摘しうる。第一に、どのタイプの「家」にあっても一度は「家」の世代的発展の「危機」に直面し、それを克服しえた「家」が安定的な自営業所得を保持するが、そうでない「家」の場合にはやがて自営解体へと連らなるといこと。第二に、そのさい、家産を先代がどれほど蓄積しえていたかということが、後継者問題にも影響を与えるといこと(これは⑨と④を比べても明らかである)。しかし第三に、「高度成長期」に入って大学進学者が増大するとともに、農業以上に長男の「家」継承意識が希薄化してきたこと。第四に、「過疎化」の進展にともない業種間の格差が生じたが、他方⑥や⑨の先代がなしたごとき規模の事業を行ないえなくなり、小売業・サービス業中心の零細自営業として特化されてきていること。このことは地場産業の育成の問題領域をなすものだが、次代の若い世代にとって「魅力」不在を意味する。

かかる状況の中で、第五に、表9-9に示したごとく、「後継危機克服型」の老人たちは家業に参与している。しかし、これは、市街地自営業層が後継者を確保しえたとしても、いわば総働らきによらなければ「家」を維持しえないことを示すものである。そうして、老人の多くが土地・店舗・家屋等の財産を保持していることは、家業の継承一展開への不安が老人層に内在していることのあらわれであろう。市街地自営業の「家」の存続は決して安定した構造にあるわけではないのである。

表9-9 市街地自営業層の老人の家族継承

	ケース番号	老人年齢		後継者年齢	自営への参加		老人名義の家産	家族類型
		父	母		父	母		
後克 継服 危機型	③	69歳	62歳	44歳	○	—	土地、店、家(息子は土地の一部)	D
	⑤	69歳	×	42歳	○	×	譲渡していない	D
	④	70歳	64歳	30歳	△	○	〃	D
	④	64歳	60歳	30歳	○	△	家(息子は不動産=山林10町)	D
	⑤	71歳	65歳	26歳	○	△	家、土地	C(V)
業種 転換型	③	76歳	73歳	51歳	—	—	なし	D
開業者 死亡型	④	×	77歳	52歳	×	—	なし	D
後継者 未確定	③	×	96歳	55歳	×	—	(母と兄弟の共有)	D
	×	×	75歳		×	—		
後喪 継失 者型	④	80歳	×	55歳	—	×	山林5町, 宅地100坪, (息子は住宅、店、山林20町, 宅地370坪)	C(I×)
	⑤	82歳	75歳	49歳	—	—	なし	C(I×)
	⑤	65歳	64歳	なし	○	○	すべて	A
	④	75歳	74歳	なし	○	—	すべて	A
	[⑦]	60歳	—	なし	○	○	すべて	A

×は死亡、○・△・—は家業へ参与・少し参与・参与していないことを示す

第4項 自営廃業層の後継者喪失過程

自営廃業層は全部で7戸ある。そのうちの5戸(㉔㉕㉖㉗㉘)は世帯主死亡にともなう廃業であることが特徴的である。残りの1戸(㉙)は末子の他出のあとに廃業し、最後の1戸(㉚)は自営業自体は存続しながら、子供を帰家継承させるため、老人夫婦が他出している。これを後継者の問題と関連させてみると、㉙㉚の2戸は自営業者層のところでみた「後継期待者喪失型」の後身であり、㉚は「後継危機克服型」の一変形である。そうして残りの㉔㉕㉖㉗は後継期待者が大きくなる前に夫が死亡して自営業を廃業した層で、いわば「夫死亡—子供への後継断念型」である。

<後継危機克服—老人他出型>

- ㉔ 夫は菓子店の養子で二代目を継いだ。妻は27年に後妻で入るが、前妻の子である長男以下4人の子供がいた。この長男は40年に他出したが、夫が65歳になった50年に帰家した。しかし「息子は私達と同居するなら店は継がないといひだした。私は一緒に暮らし孫の世話でもしたかった。悩んだ末に締め気持で別居した。」(二代目の後妻、60歳。三代目28歳)。㉕夫婦及び後妻との間の娘(21歳)が市街地に別居。

自営業層において㉔のごとく他出中の子供が帰家＝継承する場合があったが、そのさい、この㉔のごとく老人夫婦他出を伴うこともある。とりわけ家族内に複雑な事情のある場合はなおさらである。家業の継承と老人の生活との切斷がここではみられるわけである。しかし、「自分らの先はどうなるのか」との不安があり、店はまかせても店・宅地・動産・田畑はすべて老人名義にしてある。

<後継期待者他出型>

- ㉖ 昭和21～2年に滝川より移住して時計屋を再開。長男は37年に郵便局に入り、同居はつづけるが店は継がなかった。47年に夫死亡して店を閉めた。そして49年に息子は結婚、嫁も郵便局に勤めている。小児マヒの二女(36歳)がいる。(現在、老人65歳、息子29歳)。
- ㉗ 昭和2年頃、十勝管内陸別町で菓子屋をやっているときに結婚。妻は再婚で、長男以下3人の連れ子がいた。6年に経営うまくいかず、大樹にうつって雑貨屋を開業。長男は11年に大樹の役場に入る。その後、後夫との間に3人の娘が生まれるが婿をとってまで店をつがせる気はなかった。47年に老人アパートができたので、「店をたたんで、借金を返して、入所した。」(現在、開業者75歳、妻77歳)。

この2ケースは後継期待者をうることができなかったが、その後も自営業を生業として続け、㉘は老人アパートに入所するまで雑貨店を、㉙は技術を必要とする業種であるため夫の死後廃業した。子供がすべて他出している㉘はA類型、子供と同居している㉙はC(V)類型である。

<夫死亡—子供への後継断念型>

以上の3ケースは市街地自営業層とオーバーラップするが、自営廃業層に特徴的なのが以下の4ケースである。〔㉚は第4章の生活史事例参照〕

- ㉔ 明治の中頃より砂金掘店と旅館をやっていた「家」の二代目。昭和23年に二代目は交通事故死するが、そのとき三代目たるべき長男は10歳。それで二代目の妻は翌24年から出面とりに出はじめ、「睡眠時間平均3時間で頑張った。女手1つで4人の子供を育てるのはとても苦しかった。」(当時、二代目の妻41歳)。
- ㉕ 昭和6年、十勝管内足寄町で結婚したが、姑問題で大樹に移住し便利屋をはじめた。21年、夫はカゼがもとの脳膜炎で死亡。13歳を頭に4人の娘がいた。さらに24年、「大樹の大洪水で家・財産すべて流され、出面取を始めた」。この年中学を終えた長女も母と同行した。二女、三女、四女をそれぞれ結婚他出させたあと、長女も44年に結婚他出した。
- ㉖ 夫は戦前からS部落で木材や枕木づくりをしていたが28年に「身体弱く、山にいても病院がなくて困る」ということで、市街地へ出て商売をはじめた。しかし、30年には「カゼをこじらせ心臓病で亡くなった」。このとき、すでに長男・次男は他出しており、18歳の長女・16歳の三男・12歳の次女がいたので、妻は出

面に出て「1日も休まずに働いた。」

この層の妻たちは、結婚当時は何らかの自営業者家族の一員であったが、夫の死後の出面取として子供を育てあげた期間の方がはるかに長い。家族協業体としての零細自営業において、その大黒柱たる夫の死は残された妻たちに過大な苦労を背負わせ、女手一つで子供を育てる手段は残された自営業の継承ではなく、「1日も休まず」「睡眠時間3時間位」で様々な雑業をとりあわせていかねばならなかったのである。そうして現在、長男と同居の⑤⑥以外はいずれもⅡ類型である。

以上の都市自営廃業層の特質は次の点にある。第一に、「夫死亡—子供への後継断念型」が7ケース中の4ケースを占め、これらの「家」にあつての妻の子育ては並の苦労ではなかったこと。第二に、④⑤に示されるごとく後継危機克服の条件として老人他出があるということは、そこに後妻—先妻の子という家庭的条件がからんでいるとはいえ、単なる例外ではなく、現に自営業を営んでいる層にとっての先例になりかねないこと。たとえば、③④の場合は嫁の強い要望で老人夫婦と若夫婦の使用する玄関を別にしたが、こうした家族協業体内部での葛藤はより広汎に存する。第三に、市街地居住年数の長いこの層では、自営廃業—老人アパート入所は③④のみであるということ。⑤のごとく借家ではあっても、老人アパートへは移らない。彼らには、市街地で形成してきた厚い社会関係が存している。第四に、自営解体時点は「夫死亡—子供への後継断念型」の場合は20年代であり、残りの3戸は47—50年である。後者の場合、倒産というものはなく、後継者問題がその引金となっている。しかし、④⑤が雇用者を入れての営業継続をなしえなかったところに、いところの自営業自体の零細さが示されており、過疎化の進展とともに同業者間の「競争」は激しくなってきたのである。

最後に、自営業者の中の世代的発展中断の「家」と自営廃業者との、後継者喪失過程を比べると(表9—10)、ともに離農者のごとき家業を継承した子供が他出したということではなく、自営廃業者の場合には夫の死亡にともなう子供への後継の断念が特徴的となる。そうして世代的発展を中断した自営業者の場合も、④⑤を除くと、若い世代への強い継承期待はみられないのであった。

表9—10 自営廃業者と自営業者中の後継者喪失の「家」との対比

	自営業者の中の世代的 発展中断の「家」	自 営 廃 業 者	離 農 者
子 供 へ の 後 継 断 念 型	③④	⑤⑦⑨⑥	4
後 継 期 待 者 他 出 型	④④①(③⑤), ⑦⑨	⑤⑧	5
家業継承の後継者他出型	—	—	5
家庭不和—老人他出型	—	[④⑤]	3

(注)

④⑤は「家業継承—老人他出」、⑦⑨は農家。

第5項 ま と め

現段階における老人問題の「顕在化」は、「寿命の伸びと老人の経済力の伸びとのなはだしいアンバランスを主要な源泉」(1)とすることは、しばしば指摘される。「家族葛藤」の発生条件・その期間が広がったとするのである。たしかに、本事例報告においても、私たちが「家庭不和—老人他出型」と名づけたタイプにみると、「家族葛藤」の問題は農村の老人問題にとって、大きな存在となっている。しかしながら、少なくとも急速に大規模農専業体制への移行を迫られた本報告のごときにおいては、「家族葛藤」の舞台たる「家」そのものが「解体」の危機に瀕してきたのであり、いところの「家族葛藤」の根源に、農民層また都市自営業者層の生産・労働—生活過程上の諸矛盾の現

出が存していることは見過しえない問題である。

こうした意味において、老人問題の起点に後継者問題がある。すなわち、農業および零細自営業における社会的協業形態の創出がなされていない現在、その生産・労働―生活過程は家族協業体を単位とせざるをえず、「家」の世代的発展の有無は直接的に「家」解体に連続する。地域社会の変動過程を家族協業体によって受けとめねばならないところから、その構成員内部の軋轢が生ずると考えられる。

ところで、家族協業体における「家」の世代的発展の問題は後継者問題として発現するが、そのさい後継者または後継期待者の他出の問題としてのみ、その問題があるのではない。親の側からも、それまでの「労働―生活」史に立脚した判断がある。つまり、後継者問題は後継者の「教育」の問題だけでは解消しえない。農民層（または自営業者層）の生産・労働―生活過程の全局面にわたる矛盾の克服過程と密接に結びついて、実存しているのである。私たちが「子供への後継断念型」としたタイプにはかかる特質が端的に現われている。同時に注意しなければならないことは、かかる全生活の社会的再生産過程における矛盾を、後継者または後継期待者自身が自主的に判断していることである。かつての家父長制家族のごとき意志決定過程は、「後継期待者他出型」また「家業継承の後継者他出型」にはみられない。子供（孫）の意志が「家」の世代的発展の有無を左右しているといえる。もちろん親（祖父母）の代との矛盾葛藤がなくなったわけではもちろんない。しかし、子供（孫）の他出の背後には、親自体の側においても、その「労働―生活」史をベースとした、現在の困難の自覚があり、それが子供の行為を全面的には否定しえなくさせているという構造がある。大規模酪農化過程はまさに「家」のあり方そのものを変容させようとしている。※

※ 第8章でみたごとく、二世代夫婦家族における意志決定過程・役割分担の変容の意味については、再論するまでもない。

さて、後継者問題にかかわる以上にみたごとく特質は、決して一律ではない。表9-11は後継者確保または喪失過程を地域・階層ごとにみたものである。

(1) 「後継順調型」は深刻な後継者問題をへずに子または孫の代に家業が継承された「家」であるが、T、Sの農家17のみみられ、しかもおおむね35年以前、つまり大規模酪農専業化以前である。しかし前掲9-9表にみたごとく、進学希望を断念して後継した者がT部落を中心に4人おり、また⑤のごとく、後継は当然としながらも「もう少し自主性を尊重してほしいかった」という声がある。つまり、とりわけT部落に端的だが、学問がないからとか、親にいわれたから、とかいった理由での後継ではなくなっている。

(2) 後継危機に遭遇しながらそれを克服した「家」は市街地自営業層に多い。T、S部落を含めて、後継期待者の他出を他の子供（孫）の後継により確保したケースが中心となるが、そのさい、S部落は35年以前、T部落と市街地自営業層は36年以降となる。ここには大規模の展開の差および前掲9-6、9-7図に示したライフステージの差がある。S部落では戦中および戦後直後期の「家」の再建とかかわっているが、T部落の場合は豆作から大型酪農への急激な展開での矛盾、そして自営業層では大学進学の後継期待者の他出、が特徴的である。

(3) ところで、「後継順調型」であれ後継危機克服であれ、T部落は老人を含む16戸中の10戸（62.5%）、「家庭不和―老人他出型」を含めれば12戸（75.0%）までが「家」の世代的発展を確保している。それが大規模化を受容―展開しうる条件であった。他方、S部落では19戸中の9戸（47.3%）、市街地自営業層のうち40年代に入って離農または農家後継者を失った3戸を除く10戸中の7戸（70.0%）が後継者を確保している。つまりT部落と同じく市街地自営業層においても、「過疎化」とともなう同業者間の競争の激化の中でその経営を存続―発展させるためには、後継者および嫁を含む家族協業体の意志の結集が不可分であった。これに対し、S部落では大規模酪農専業化の展開にと

表9-11 各層別の後継者確保または喪失の過程

	T 部 落		S 部 落		市 街 地 自 営 業 層		自 廃 業 層		離 農 者 層	
	～ 35年	36年 ～	～ 35年	36年 ～	～ 35年	36年 ～	～ 35年	36年 ～	～ 35年	36年 ～
後 継 順 調 型	7		5	1						
後継者期待者他出 危 機 克 服 型		2	3		1	4				
入植者他出危機克服型		1								
開業者死亡危機克服型					1					
子供への後継断念 — 業 種 転 換 型					1					
子供への後継断念型				5		2	4		2	2
後継期待者他出型		2		4		※(3) 2	1	1	2	3
家 業 継 承 の 後 継 者 他 出 型		2		1		※(4) 1			1	4
子供帰家—老人他出型							1			
家庭不和—老人他出型		2								3
計	※(1) 16		※(2) 19		※(5) 12		7		17	

※(1)「家庭不和—老人他出」の㊸、㊹の2戸を含む。 ※(2) 非農家の娘夫婦のところへ厄介にきた㊺を除く。

※(3) 市街地農家1を含む。 ※(4) 農業継承の後継者他出後に自営業へ転業したもの。 ※(5) 後継不定型の㊻を除く。

もう農民層分解が現に惹起しているのである。

(4) 次に、後継者の喪失過程をみると、自営廃業後は35年以前における業主の死亡にともなう子供への後継断念—むしろ、業主の死亡にともなう急激な転落—が特徴的であり、これと比べると離農者の場合の後継者喪失過程は複雑である。子供への後継断念、後継期待者の他出、家業継承の後継者の他出は、それぞれ同じ割合で存するが、36年以降、つまり大規模化の進展にともない、後二者が確実にふえている。このことはT部落の後継者を喪った「家」でもみられるところで、農工間格差の増大の中での後継期待者の他出の問題とともに、たとえ子供の代に家業が継承されたとしても、経営基盤が脆弱であったり、また後継者なし嫁の健康、家族協業体としての協働確立が不十分な場合には、「家」解体が惹起することを示している。つまり、後継者問題は、後継者確保の問題であるとともに、後継者夫婦との経営志向同一化の問題であり、その背後には経営基盤の問題が抜きがたく存している。

(5) 他方、S部落においては、営農条件の劣悪さの中での大規模酪農化の現時の進展は、後継期待者の脱農化をうながしているばかりではなく、今後後継すべき若い世代に対して親の代自身の危惧をもたらし、「子供への後継断念型」を多く出さしめている。酪農をはなれ、農業をやめた方が楽に暮らせるといふ、自らの「労働—生活」史にもとづく判断が広汎に存しているのである。

(6) 以上のほか、家業は継承されながら老人がその中での地位＝役割を得ずに他出した場合が、

農家に5、自営業に1ある。自営業の場合は子供の帰家＝継承のために老人が他出したのだが、これは「後継期待者他出危機克服型」のヴァリエーションである。こうして農家の場合には老人他出の背後に息子または嫁の病気・死亡、老人の病気の問題がある。つまり、大規模化の中での病人家族は、第7章でみたごとく、家族協業体の展開にとって、抜きさしのならないものとしてあらわれ、生産＝労働過程での労働密度の増大は、家族員に対する十分な配慮を行ないえないようにさせる。「家族葛藤」の問題はパーソナリティの問題、また人間関係の問題に還元して済ますことはできないのである。

図 9-8 後継者確保または喪失過程と家族類型変動

(注)

不和－老人他出型」「子供帰家－老人他出型」ではD類型からAないしE類型へ転化する。そうして「家業継承の後継者他出」により「家」が解体した老人層の場合も、これと同質の家族類型変容をとる。他方、「子供への後継断念型」の場合にはB→D、つまり二世代夫婦家族が可能となり、孫が他出すればD→C(I^X)であるが、対極のB→Eも多い。「後継期待者他出型」の場合は上と同様の傾向をみせながらも、二世代夫婦家族形態をとる者の割合は極めて少なく、B→AないしD→C(I^X)が中心となる。

このように、地域社会構造変動の中で、後継者との協働確保の有無を基軸に家族類型変容が大きく規定される。後継者喪失の「家」はさらに、その喪失過程に応じて、老人層の労働＝生活過程上の差異、老後の被扶養の志向性の違いが生ずる。この点は次節以下で検討しよう。

(注)

(1) 森岡、前掲1972年論文、pp84～85。

第4節 自営解体した老人層の市街地における生活と公的扶助の問題

前節で私たちは、「家」を単位とする農業自営および都市自営業における継承性の問題をみた。そうして、離農・自営解体は後継者問題を基軸とした、「家」の世代的発展の展望喪失とかかわっていることを指摘しえた。老人たちの生活史は、「家」それ自体の継承性の有無によって、大きく転換させられざるをえないことは明らかである。しかし、老人たちの生活がその時点でなくなるわけではないことに留意しなければならない。老人たちはそれ以後、様々な経緯をへて地域移動を行ない、現在の生活構造を形成してきた。本節ではかかる、自営解体後の老人の生活の歩みをみてみよう。そうして、それを通して現在の老人の生活と様々な公的扶助との関係を、簡単にみておこう。

第1項 後継者喪失から自営解体に至るまでの過程

市街地居住の離農者および自営廃業の老人たちは、前節でみたごとく後継者との協働をなしえなかったのであるが、そのことが直ちに離農につながる場合はむしろ少ない。表9-12に示したように、「家庭不和－老人他出型」3戸、「子供への後継断念型」の⑤⑨、そして「後継期待者喪失型」で夫死亡の⑥の6戸を除く他の11戸は、何らかの形で農作業を縮少しつつ続けている。平均して7～8年間、14～5年という「家」もある。そうして、いずれも40年代になって離農した。つまり、わずかな畑作を続けた農家が、町全体の大規模酪農専業化の形成－確立期に、ちょうどその対極として離農し、生活および生業の場を求めて市街地へと集まってくる。このことは次の④の言葉に端的である。

「後継者なく、酪農やるには土地が年をとってしまっていたし、狭い。離農は仕方ないと思う。しかし長年住んだところなので離れたくはなかった」(入植者の妻、離農時60歳)。

しかも、これら離農した人たちは、最終的な土地売却代金はそれほどにならず、そのうえ29年離農の⑤以外はほぼ60歳をこえており、長年の重労働の結果として何らかの身体異常を多くの人がもっていたのであるから、農村市街地での安定的職場を見い出すのは極めて困難であったことは想像に難くない。従って、比較的健康な者は出面・日雇いなどの雑業層となり、他は無職、そして老人アパートに入所しているか否かの違いはあっても、公的扶助の手を借りざるをえなくなっていくのである。

かかる離農層に比べると自営廃業層の場合、⑤⑥⑦⑧の4戸は家族従業者であり、⑦が夫の死後に独力でバー・食堂を経営したのを除くと、夫の死とともに家業はたたまれた。⑧のみが妻の連れ子の長男他出後も、娘婿をとらず、零細な雑貨屋を続けただけであり、離農層より、より零細な経営基盤であったことがわかる。

表 9-12 離農者の後継者喪失後の営農と離農理由

	ケース 番 号	後継者 喪失年	そのときの老人年齢		ライフステージ	農 業 の 継 続
			男	女		
子供への後継断念型	⑤②	29 年	43 歳	41 歳	Ⅲ → Ⅲ	なし
	⑥①	33 年	49 歳	45 歳	Ⅳ → Ⅰ ^x (A)	豆作をつづける
	⑥②	33 年	57 歳	52 歳	Ⅳ → Ⅰ ^x (A)	畑作をつづける
	④⑨	43 年	57 歳	×	Ⅳ → Ⅳ	なし
後継期待者喪失型	⑤④	29 年	52 歳	49 歳	Ⅳ → Ⅰ ^x (A)	畑作つづける
	⑥⑥	31 年	58 歳	49 歳	Ⅳ → Ⅰ ^x (A)	畑 5 町位と砂金掘
	⑦①	39 年	55 歳	59 歳	Ⅳ → Ⅰ ^x (A)	1.5 反の畑を耕す
	⑤③	42 年	56 歳	51 歳	Ⅳ → Ⅳ	畑作つづける
	⑥⑤	37 年	×	56 歳	Ⅳ' → Ⅳ'	なし
家産継承の後継者他出型	⑦⑥	38 年	60 歳	58 歳	Ⅴ → Ⅳ	畑作つづける
	⑥③	31 年	60 歳	56 歳	Ⅲ' → Ⅰ ^x (A)	畑を少しやった
	⑥①	39 年	61 歳	58 歳	Ⅲ' → Ⅰ ^x (A)	畑を少しだけ
	⑦⑤	44 年	80 歳	×	Ⅲ' → Ⅲ'	息子は山子となるが、土地は売らない
	⑥⑨	45 年	78 歳	78 歳	Ⅳ' → Ⅰ ^x (A)	土地は半分売り、残りを耕して生計
家老 庭人 不他 和出 Ⅰ型	⑦④	42 年	(別居)	71 歳	Ⅳ' → Ⅰ ^x (A)	なし
	⑦③	47 年	80 歳	62 歳	Ⅲ' → Ⅰ ^x (A)	なし
	⑦①	47 年	×	79 歳	Ⅳ' → Ⅰ ^x (A)	なし

離農年	そのときの老人年齢		離 農 理 由
	男	女	
29 年	43 歳	41 歳	大凶作。借金をかかえた。土地を売って負債をなくしてからやめた。
47 年	63 歳	60 歳	子供が農業を継ぐ気がなく、自分もつがせる気なかった。宅地を残して農地売却。
43 年	67 歳	62 歳	息子が別の仕事をしているし、結婚し、子供もできて落着いた。土地売却。
43 年	57 歳	×	妻の病気－死亡のため。
40 年	63 歳	60 歳	後継者なく、酪農やるには土地が年をとってしまっていたし狭い。離農は仕方ない。離れたくはなかった。
47 年	73 歳	64 歳	39 年までは弟に作ってもらっていたが売り、40 年からは4～5 反。それも老人アパートに入るので46 年12 月に売る。
44 年	60 歳	64 歳	(不明)
45 年	59 歳	54 歳	妻が大怪我したので畑を売って治療費にした。
37 年	×	56 歳	長男が離農を強く主張した。
43 年	65 歳	63 歳	夫65 歳になり、高校へ行っていた子供もつがないので、子供を犠牲にしてもダメと思い離農した。
40 年	69 歳	65 歳	冷害で土地を手離した。43 年までは家屋あり。
45 年	67 歳	64 歳	大半の土地は息子死亡時に売った。2 番目の息子が2 丁向うにいたので、今のところへ移った。
47 年	83 歳	×	息子が帯広へ出て土木の仕事をするようになった。本人は特養ホームへ入所。
48 年	81 歳	81 歳	老人アパートへ入るため。
42 年	(別居)	71 歳	前の嫁の孫の面倒をみるため、夫と別れて家を出る。息子から米など送ってもらう。
47 年	80 歳	62 歳	息子病気・入院、嫁とあわず老人アパートへ入る。
47 年	×	79 歳	夫死亡後、息子入院、嫁とあわず老人アパートへ入る。

第2項 「家」解体一市街地集住後の労働と生活

老人たちの自営解体後の労働―生活過程をみる場合、解体時点における家族類型・老人の年令と健康が大きな規定要因となっている。もちろん、このほかに解体時点における家産蓄積の多寡が加わるが、前節までみたごとく、後継者を確保しえなかった背後には「家」としての蓄積の相対的低さがあったということ、そして多くの「家」では後継者喪失時点（及びそれ以後）でかかる家産の多くを費消してきたのであった。

さて、離農（または自営廃業）時における家族類型・老人の年令との関係で、解体後の就業をみたものが表9-13である。これによると次の3点を指摘できる。第一に、B類型での自営解体には離農者よりも自営廃業者が多く、しかも「夫死亡―子供への後継断念型」が主体である。そうして、これらB類型での自営解体層にあっては、子育ての過程が終了していないため、男子老人はいずれも雇用者を継続しており、女子老人の「夫死亡―子供への後継断念型」も10～20年間就業している。そのさいの就業内容は以下のごとくである。

㉔ 29年、山を買って造材、37年にぜんそくになり生保、44年以後は出面取り

㊸ 道路建設日雇

㉔㉕㉖㉗ 出面取り

㉘ 食堂手伝いのあと、バー・食堂経営

その労働の質は㊸が「動物のように使われるから、生まれて来なかった方がよいように思う」と語るごときものであることは注意されてよい。

第二に、A類型での自営解体は13ケース中12ケースまでが離農者である。そうしてかかる類型からの自営解体層は、解体後の就業という点では年令に応じて二つのグループに分かれる。(i)一つは自営解体時に60才台の老人の場合、㉔のごとく離農後すぐにリウマチで動けなくなった老人を除くと、男も女も一度は就業している。このうち現在も就業しているのは、㉔の町営牧場日雇（5月末～8月、天気の良い日）と㉕（通産局の測水、月に2～3回）のみであるが、その他の人々も土建日雇・農家出面取りなどに従事した。そうした主に健康上の理由により、その就業を中止したのである。

㉔ （男）50年に骨折

㉕ （女）心臓弁膜症で、いまは野菜づくりだけ

㉖ （女）老人アパートに入って以後働いていない。高血圧。

㉗ （女）43年の夫死亡後働いていない。腰の骨がズレている。

㉘ （女）目が悪いし、いまは働いていない。山の薪木切るくらい。

しかし(ii)として、A類型での自営解体老人でも、その時の年令が70才以上の場合は、どの老人も就業していない。そうして、「家庭不和―老人他出型」の老人のみならず、㉔㉕㉖とも、自営解体と老人アパート入所とが同時である。後者の場合には、とくにそれまで老人2人で細々営んできた農業または自営業を処分し「借金をなくし」て、老人アパートに入所している。

第三に、㉔はD類型であったが、離農していた子供が帯広他出のため、ねたきりの老人が特養ホームに入り、また㊸の場合は、他出中の子供の帰家の条件として老人夫婦が後妻の子とともに他出した事例である。㉔はA類型と類似し、㊸はB類型と同一である。

以上みたごとく、後継者喪失後、老人たちは縮小された規模での農業または都市自営業を継続したあと、自営解体を行なうが、そのときの家族類型が、老人の肉体的・精神的諸力のあり様とともに、その後の労働―生活過程を大きく規定している。そうして、看過してならないことは、解体時にB類型であった家族は現時点でA類型となっているものはなく、D・C(V)といった直系家族形態をとるか（㉔㊸㉕㉖㉗）、解体時以前に夫死亡の5戸中4戸（㉔㉕㉖㉗㉘）はE類型で、妻の怪我のため離農し、17才の5女のいるB類型の㉔のみが、娘の他出後にA類型となる可能性を有しているにすぎない。他

表 9-13 自営解体時の家族類型と市街地集住後の老人の就業との関係

		歳																					現在の 家族類型	現在の 階層区分					
		40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90		
B 類 型	㉔	男																						D	○				
	㉕	男																						D	○				
	㉖	男																						B	○				
	㉗	女																						E	●				
	㉘	女																						D	○				
	㉙	女																						E	×				
	㉚	女																						E	×				
	㉛	女																						E	×				
	㉜	女																						C (V)	○				
A 類 型	㉝	男																						A	×				
	㉞	男																						A	○				
	㉟	男																						A	×				
	㊱	女																						A	●				
	㊲	女																						E	●				
	㊳	女																						A	×				
	㊴	女																						A	■				
	型	㊵	男																						A	●			
㊶		男																						A	●				
㊷		男																						A	●				
㊸		女																						A	●				
㊹		女																						A	●				
㊺		男																						A	●				
㊻		女																						E	●				
D 類 型		㊼	男																						E	■			
	㊽	男																						B	○				
	㊾	女																											

(注) ○=雇用者, △=家事労働従事, ×=無職 ●=老人アパート入所 ■=特別養護老人ホーム入所 : ㉔は離農者, ㉘は自営廃業者
また, たとえば○—×—●は自営解体後, 雇用者をへて無職となり, 現在は老人アパートに入所したことを意味する。

表9-14 B類型からの自営解体層の現在の労働と生活

現在の 家 族 類 型	ケース 番 号	老人年金		家 族 の 推 移	現 在 の 生 業	老人名義の家産	年金・生保受給
		男	女				
D C(V) B	㉔	64歳	—	30年他出の長男が35年に帰家。48年に結婚	本人出面とり、長男造材 会社運転手（妻入院中）	土地5反（家は 借家）	本人・引揚者年金
	㉕	63歳	×	長男46年に結婚。4男も同居	本人・長男・4男土建日 雇	宅地	妻・身障者年金 ナシ
	㉖	×	68歳	長男44年に結婚。隠居する	長男郵便局、嫁造材事務 本人針仕事の内職	〔42年に土地・ 家を息子に〕	ナシ
	㉗	×	65歳	長男49年に結婚。小児マヒの2女（36歳）も同居	長男・嫁とも郵便局	宅地（いずれ息 子に）	ナシ
	㉘	64歳	—	45年3女、46年5男、47年4女他出。現在49年中 卒の末子（5女）同居	本人出面取り、5女店員 妻入院	宅地（81坪）・ 家	妻・身障者年金 医 医療保護
E	㉙	×	69歳	41年同居の長男結婚（帯広）、43年妻の母脳溢血 大樹へもどり2男と暮す。44年2男転勤、1人ぐら し、48年老人アパート入所	ナシ（貯金・仕送り）	帯広に80坪の宅 地・家	ナシ
	㉚	×	70歳	2女・3女・4女結婚他出。長女も44年に36歳で 結婚他出	ナシ	ナシ	生保
	㉛	×	68歳	47年までに長女・3男・2女他出	ナシ（仕送りあり）	ナシ	各種年金 （11万／年）
	㉜	×	62歳	本人の子供なし、亡夫の義理の娘3人、結婚他出	ナシ	ナシ	生保

方、E類型の4戸のみならず、D類型の④⑤③、C(V)類型の④では配偶者が死亡しており、⑤と③の妻は入院中である。つまり、B類型からの自営解体は主に自営廃業層で、しかも家産蓄積の少ない「家」が主死亡により廃業したのであって、離農者の場合も40代前半で離農しその後造材請負を10人ほどの従業員を雇用して子供と行なった⑤を除くと、夫死亡の⑤、妻死亡離農の④、妻怪我離農の③というごとく、いずれも家族員の突然のアクシデントが離農の直接的根拠をなしている。この点にA類型からの離農との大きな差異がある。

B類型からの自営解体層で現在、D・C(V)・B類型である家族は、いずれも多就業構造をとっており、老人は何らかの家産を所有しているが、生保受給者はいず、身障者年金・引揚者年金受給者があるのみである(表9-14参照)。E類型の場合は子供の仕送り・貯金と生活保護によるものに分かれる。D類型から老人夫婦他出の④はこの前者に類似する。

これに対し、A類型からの70才未満で自営解体層となったものはいずれも離農者で、うち2名(⑤⑥)のみがわずかな労働に従事しており、⑥⑦は土地売却代金の貯金、また仕送りがある。これら4戸では老人は土地・家屋等家産を所有するが、のこりの生業・家産ともない⑥⑦⑧は生保受給世帯である。70才以上でA類型から自営解体層となったものは、いずれも生業・家産がなく、生保または年金受給者である(表9-15)。D類型から特別養護老人ホームに入った⑦はこの後者と同一である。

表9-15 A類型からの自営解体層の現在の労働と生活

現在の家族類型	ケース番号	老人年金		現在の生業	老人名義の家産	生保・年金受給
		男	女			
A	⑤	—	70歳	夫、町営牧場日雇(5月末～8月、天気の良い日)	土地・家屋	
	⑥	72歳	69歳	夫、通産局の測水(月2～3回)	家・宅地	老齢福祉年金
	⑦	66歳	—	ナシ(貯金2～3,000万円)	宅地・動産	
	⑧	—	69歳	ナシ(貯金・仕送り)	宅地210坪	老齢福祉年金
	⑨	—	70歳	ナシ	ナシ	生保
	⑩	—	66歳	ナシ	ナシ	生保
E	⑪	×	75歳	ナシ	ナシ	生保
A	⑫	76歳	—	ナシ	宅地1反歩	生保、老齢年金・高齢年金
	⑬	83歳	—	ナシ	ナシ	生保
	⑭	83歳	83歳	ナシ	ナシ	老齢福祉年金
	⑮	—	82歳	ナシ	ナシ	(不明)
	⑯	75歳	77歳	ナシ	ナシ	老齢福祉年金
E	⑰	×	79歳	ナシ	ナシ	遺族年金(37万/年)

このように、自営解体層の老人は、B類型からの主に家族員の死亡・怪我等により自営解体し、現在二世帯夫婦家族を構成している層、また老人単独世帯の層、A類型から70才未満で離農し雇用労働に従事したことのある層、70才以上ですぐに施設に入所した層の4つの層に区分でき、それぞれの層ごとに老人の労働・生活、また老人名義の家産と公的扶助の受給とにおいての差が認められるのである。

第5節 家族類型・後継者問題と老人の老後の被扶養の問題

前節までにおいて、私たちは後継者との協働体制確立の有無を軸とする「家」の世代的発展の問題をみてきた。それは一方に二世代夫婦家族を、他方に自営解体層を創出する起因となり、後者の老人層は市街地の雑業層になるが、それをへて公的扶助を生計源とするに至った。こうした、その背後に地域社会構造変動をもちつつ、家族類型変容をさせてきた老人層は、その生活史に立脚した上で、将来を、つまり今後の被扶養問題を、どのように志向しているのだろうか。本節ではこの問題についての検討を加える。

第1項 T部落老人層

後継者他出のため、A類型・下Ⅱ層となっている4戸を除くと、T部落の10戸はいずれもD類型で階層区分はおおむね上層である(②③のみ中層だがトラクターは導入している)。これらD類型の老人層は、いずれも老後の生活の不安はないが、A類型の4戸は子供への期待は託しえない。そうした中で、とりわけ旧T部落の拓殖実習場一期生層の場合は、土地への「愛着」が極めて強いことが特徴的である。すなわち、

- ⑩ 「死ぬまでここで頑張る。楽隠居はすぐダメになるし、畑に出ているのが張合いだ。牛をちょっと飼って、豆でつづける。故障おきるまで」(入植者 67 才)
- ⑦ 「小作させて、[かつて牛をたくさん飼っていたから、その]金利で暮す。自分が40数年いた所を友人にわたすつもりはない」(入植者 66 才)
- ① 「自分で開拓した土地だから自分で処分していくつもりだ。息子のところへは行かない。働けなくなったらホームへ行く」(入植者 65 才)

もっとも、これら入植者に対し、その妻の場合、もう少し深刻ではある。①の妻は次のごとく言っている。

- ①の妻 「おじいちゃんが亡くなり、1人になったらどうしたらよいか、まだわからない」(61 才)

このように、旧T部落の実習場一期生である①⑦⑩の入植者は後継者他出→「家」の解体後も、いずれも自らの血と汗の地にじんだ、そうして仲間と張り合いながら開拓してきた土地にとどまるといふ志向性を強く示す。これに対し、同じ実習場卒業者でも7期生の⑭の場合には、息子が経営上の問題、すなわちトラクター導入や共同作業への参加をめぐる他出したのであったが、未だその息子の帰家を望んでいる。

- ⑭ 「現在東京にいる息子(長男30才、独身)を親子契約でもどしたい。そのため、今年妻が東京へ行った。経営のことは息子が戻ってからすべて相談するが、息子を迎えても酪農専門にはならせない。」(入植者 61 才)

しかし、息子が帰家するか否かは、経営志向の問題が未解決のままである以上、未だ未知数なのである。

ところで、後継者の他出について、これら①⑦⑩⑭はいずれも「ショック」をうけたのであるが、⑭を除くと現在はいきなりと同時に、一種の安堵感をも持つようになった。たとえば⑦では「息子は構改に入るか入らないかというときに、借金をするのがいやでやめた」(入植者)のであるが、「いまになれば止めてくれてよかった。嫁と姑の問題もあるし、いまはかえって楽」(妻)という。しかし、さらにその背後に「息子は胃下垂で無理をすると三日もねる」(妻)という、大規模過程の負担に耐えられない健康上の問題があったのである。そうして⑦の妻が「いまはかえって楽」といった問題について、①の入植者は次のように語るが、そこにはかつての家父長的位座からの発想は存していない。

「老人が年金もらうようになったら、別居するのが一番いい。日本古来の風習などといっても、お菓子の趣味もちがうし、カリントなどは入れ歯ではかめない。隠居でもすれば、じいさん、ばあさんにあったものを食べられる。どだい、家族は二夫婦も三夫婦もあるのはだめだ。」(入植者)

第2項 S部落の老人層

同じ農民家族であっても、開拓の歴史が古く、農業生産上では後進地域であるS部落では、T部落と若干様相が異なる(表9-16参照)。

22人の老人中、D類型でないのは9人であり、そのうちB類型の⑦には37歳独身の後継者がいるが、A類型の⑬⑭、B類型でも26歳の娘のみの⑮、C(I^X)類型の⑳㉑㉒にはいない。このうち、A B類型の⑬⑭⑮は老後は次のように考えている。

⑬ 「働けなくなるまで畑を続ける。その後のことはまだわからない」(分家入植者75才)

⑭ 「働けなくなったら、子供のところへ行く」(分家入植者60才)

⑮ 「長男は大樹で牛馬商をしている。将来行くつもり」(2代目71才)

他方、C(I^X)類型では老人自体は子供の世話になっている。子の代は⑳㉑は離農して山仕事、㉒は郵便局外勤で、「親をみるのはあたりまえ」とする一方、㉒55歳、㉑は48歳と子の代の年齢も高くなってきているので、㉒㉑のごとく「子供が酪農やってくれればいいが」との気持ちを捨てきれずにいる。

これに対し、孫も後継している⑬⑭⑮⑯⑰、また孫の年齢が小さい⑱⑲、そしてC(V)類型の㉒はいずれも直系家族形態で、S部落の営農の中核をなしている。これらの層は同じD類型で子が孫に後継させない㉑㉒㉓㉔とともに、現に構改導入等により大規模酪農専業化過程を歩もうとしているだけに、「老人問題ばかりでなく過疎の問題もとりあげてほしい」と要望し、老人の方が「わしらの生活より楽をしている。働きざかりの方が苦しい」と指摘する。こうした、子供の代の生産・労働生活過程がギリギリのものであるところから、一方に老人との「不和」がもたらされる。これは㉑㉒に端的である。同時に、他方では子が孫に酪農後継を望まなくなる「家」が出現する。この場合、㉑44歳、㉒46歳、㉓52歳、㉔54歳と年齢は高くなっており、たとえば㉑のごとく「自分が倒れた時の家族のことが心配だから財産としての植林を計画」する者も出てくる。親の扶養ばかりでなく、自分たちの老後の問題を考えざるをえなくなっているのである。

第3項 市街地自営業家族の老人層

農家を営む1戸を含む19人の老人中12人までがD類型の家族の中で生活している。そのうち「後継危機克服型」の老人たちは、第3節の表9-9でみたごとく何らかの形で「家」の仕事に係わっている。これらの老人たちは老人クラブも「老人だけでは老化する」(㉕)と考え、家族が「みんなそろって生きているのが一番楽しみだ」(㉖)とする。「家」の仕事にはたずさわっていない㉗㉘㉙の老人たちは、それぞれ大樹町史への関与・お寺まいり・旅行・裁縫学校など、生活拡充の場をもちえている。そうして、これらの「家」の後継者は「親は家族で面倒をみるべき」(㉚)で、しかも「年をとってもある程度の仕事はした方がいい」(㉛)とする。

これに対し㉜㉝㉞はA類型で後継者なく、㉜は子供が「来い来いといってくる」、㉞は現在釧路で学校事務員をしている長男が、「やがって帰ってきて、面倒をみってくれる」というごとく、3戸中の2戸までが、将来、子供との同居の可能性がある。しかし、㉜は「将来、年いったときのことが悩みのたね」で、「お金がなくては死ぬにも死ねない」という。またC(I^X)の㉟㊱の場合、老人は老人クラブの活動・旅行に生きがいを感じ出している(表9-17参照)。

しかし市街地自営業層で看過してならないことは町政への意見にある。すなわち、ここではS

表 9-16 S 部落の老人の労働-生活と老親扶養についての子供の考え

	ケース 番 号	家 族 類 型	老人年齢 (・は) 女子	健 康	仕事として していること	老人が楽しみと感じていること
孫 も 後 継 し て い る 「家」	⑮	D	・96歳	高令・片目 失明	なし	(不 明)
	⑮	D	・88歳	高血圧で片 目を失ない 排便できな いこともある	牧場のみま わり, 牛の 健康管理, 留守番など	散歩すること。たいくつなときに民 謡をうったりする。 (安来節・津軽民謡など)
	⑲	D	82歳 ・84歳	耳はあまり きこえない 目がよくない	作物管理・ 収穫・糞出 し 草とり・収 穫・脱こく 食事の世話	旅行が楽しみ。去年は四国へいった 老人クラブでのつきあいもよい。 自分はいま家族からじゃま者扱いさ れている。早く死ねばよいと考えられ ている。できたら老人ホームに入りた い。
	⑳	D	・78歳	神経痛	草とりなど	帯広へ民謡を聞きにいった。家族が うまく行かぬといやだ。
	㉑	D	・70歳	高血圧・糖 尿病	家事の一部	家の周囲を適当に歩きまわる。
孫 他 出 の 「家」	㉓	C(I ^x)	・87歳	大腿部骨折 でねたきり	なし	足が悪くて出て歩けない。何も楽し みはない。医者薬をのむのが楽しみ だ。おらえのお母ちゃん何でも買って くれるから幸せだ。バナナでも菓子で も。
	㉔	C(I ^x)	・78歳	高血圧・結 核の疑い	針仕事	老人クラブを楽しんで利用している。 大変ありがたい。
	㉗	C(I ^x)	78歳 ・78歳	高血圧・腰 痛 目がかすむ	水位測量 (タバコ 銭 稼ぎ) 畑仕事	テレビですもうをみるのがすき。息 子の車で寿大学へ行く。 1日に3時間くらい畑仕事をするこ と。

親の扶養についての子供の意見	老人対策についての子供の意見
達者だからいいが、床につくようになったらと案じている。なお一層世話する必要がある。自分たちでできる間は世話をする。	年金あるし、医療費無料もある。まあまあだ。住宅が寒いのが心配。
とくにない。本人は死ぬ日をまっているだけのようで、元気にしている。よくケンカする。	平等な保護をしてほしい。現状は経済的に裕福な人のみがホームなどで保護されているようだ。しかし身よりのない人に悲しい思いを味あわせるのはよくない。みじめだ。いい人にはかまわなくてよい。また、家庭と老人を結びつけようとしているものがない。
ばあさんが、長生きしたくないから早く死にたいとクチグセのようにいうのは困りものだ。	老人手当がもらえるようになり、わしらの生活より楽をしている。働きざかりの方が苦しい。老人に小づかい銭を出さなくてもよくなったが税金のない方がよい。
親をみようとは思っている。養老院とか、そういう施設必要ない。しかし父親はわがまま手一杯だ。心におさえておくことはない。自分だけではくれないのだから、お互い助け合わなければならない。世の中に少しは役立つ仕事をするという気持ちをもってもらいたい。	現在、70歳以上は医療費無料だから、たいした問題はない。
不 明	不 明
不 明	不 明
倒れることが心配だ。親をみるのはあたりまえだ。	医療、とくに医者の問題。ここには医者がいない。
別にない。	国は財政面でやれる範囲がある。年金もらうだけでありがたい。

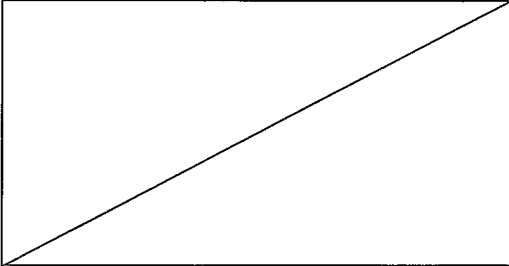
表 9-16 (続き)

	ケース 番 号	家 族 類 型	老人年令 (は 子)	健 康	仕事として していること	老人が楽しみと感じていること
孫を 後継させ なす「家」	㉔	D	75歳	とくに悪い ところなし	雑貨店の帳 場	テレビをみる。世の中のこと、日本 の現状を知るためNHKを専門にみる。
	㉕	D	73歳	目が悪い	野菜づくり	寿大学で園芸，メロン，スイカを作 り，精勤賞をもらった。
	㉖	D	73歳	とくに悪い ところなし	家のそうじ	家族が和合して大事にしてくれる。 寿大学の園芸（妻は民謡）
	㉗	D	・71歳	心臓が悪い	金の出し入 れ以外の仕 事	テレビみて，横になること。
孫の 小さな「家」	㉘	D	64歳	とくに悪い ところなし	山林管理な ど	植木いじりをする
	㉙	D	62歳	高血圧で左 半身不自由	（世帯主） 畑・家畜の 世話	近所の友人と話をすること。
	㉚	C(V)	61歳	とくに悪い ところなし	畑作関係の 作物管理・ 作業	近所の友人と農業の話などをする。
嫁な の「家」	㉛	B	・61歳	血圧高い	農作業と家 事	（不 明）
子 が後継し なす「家」	㉜	A	75歳 ・67歳	とくに悪い ところなし 〃	酪 農 （世帯主） 酪 農	作業後，テレビでプロレスみながら 酒をのむこと。 仕事が一番くすりになる。仕事をし ていればカラダの痛いの忘れる。
	㉝	A	60歳	高血圧	林業労務と 牛 （世帯主）	家畜をながめること。
	㉞	B	71歳	片目くもっ ている	畑 作 （世帯主）	園芸の手入れ（その関係の本を5冊 読んだ）

親の扶養についての子供の意見	老人対策についての子供の意見
母（72歳）の病気。いま、母の看護と自分と妻とが交替でしているが、できたら完全看護の体制つくってほしい。しかし看護は何よりの親孝行だ。	老人が病気となったときは完全看護をしてほしい。
不 明	不 明
病気をしないように心掛けてほしい。	生活のゆるすかぎり自分たちでみるが、健保税もけっこう高い。老人福祉がさわがれているし、自治体でもできればみてもらえれば助かる。しかし、老人対策だけでなく、張りのある経営をできるようにして後継者対策を考えてほしい。そうしないとますます過疎化する。
自分のやったことはちゃんと認めて、それについてはいろいろ口をはさまないで欲しい。現在の名義はばあちゃん。自分がこれ程苦労しているのに、自分らのものにしてくれないから困る。いくつになってもうるさい。心がやすまらない。	可能な範囲で国や自治体がやってくれた方がいい。
ひがみつぽくならないでほしい。	もっと農民を大事にしてほしい。
別になし。父は寿大学によく行っていて満足している様子。	老人問題ばかりでなく、過疎の問題もとりあげてほしい。町長は老人にはもてるが、若い人にはもてない。
別になし。医療は病院。看護は家庭と考えている。	医療費無料の年令を下げてほしい。
親と経営上の意見がちがうこと。	不 明

表 9-17 市街地自営業層老人の労働-生活と老親扶養についての子供の考え

	ケース 番 号	老人年令 (・は) 女 子	家 族 類 型	老人が楽しみと感じていること
後継危機克服型	㉔	69歳	D	別にない。故郷へ行ってみたい。
	㉕	69歳	D	よそに出ても孫達におみやげを買ってくるのが趣味。
	㉖	・64歳	D	外には全く出ない。
	㉗	64歳	D	老人クラブ、いいとは思いますが積極的に行こうとは思わない。
		・60歳		みんなそろって生きているのが一番楽しみだ。
	㉘	71歳 ・65歳	C(V)'	園芸(植物の手入れ), 老人クラブ-老人だけでは老化する。店にほとんど出ている。釧路の次男のところに行って遊んだこと。
業 種 転換型	㉙	76歳 ・73歳	D	大樹町史の手伝いをし、『50年をかえりみて』を書いたこと。お寺に行くこと。
開業者 死 亡 危 機 克服型	㉚	・77歳	D	旅行・温泉に行くこと。
後 継 期待者 未定型	㉛	・95歳 ・75歳	D	遠くにいるのが遊びに来るのが一番楽しい。楽しみに待っている。 裁縫学校をしていて、毎日が楽しい。生徒と話したりする。
後 継 期 待 者 喪 失 型	㉜	80歳	C(I ^x)	ああしたい, こうしたいということはない。団体で旅行すること。
	㉝	82歳	α(I ^x)	老人が社会にあまえるのはよくない。社会の中で活動すべきだ。
		・72歳	C(I ^x)	老人クラブの旅行。生きているだけでありがたい。
	㉞	・64歳	A	将来, 年いったときのことが悩みのたね。病院にはいって, つきそいの人を頼む。テレビでつきそいの人にも国民保険がきくというような話を聞いたが, ぜひそうになってほしい。いまは店があるので, よそに出たときくらいしか休まるひまはない。
	㉟	75歳 ・74歳	A	年とってからだと昔の苦労した話などをすることが必要だし楽しい。耳が遠いので他の人とも話ができないし, 病院なんかで名前をよばれてもわからないことがある。子供らは来い来いといってくれるが自分達がごはんをたべられるうちは行かない。
	㊱	60歳	A	畑仕事をしているときに楽しい。去年, 役場主催の集まりで後継者のために農業の体験談を話しあった。息子はやがて帰家して養ってくれる。

親の扶養についての子供の意見	老人対策・町政への意見
父親の頑固さ。病気のことを考えないで気楽に生きてほしい。 親はめいめいの子供がみるべきだ。年をとってもある程度仕事をした方がよい。 (不 明) (不 明) (不 明)	ヘルパーをふやし、商売上、人口が増えるようにしてほしい。(子供) 農家の嫁さん不足の解消を。嫁さんがくれば離農もなくなる。(老人) 社会事業重視政策を 何の工場もないから人が出ていく。働く場所をつくること。 65歳から国民年金もらうのが楽しみ。これまではあげたいことはあってももらったことはない。(老人) 過疎＝人口問題、人為的なことではなく、町民一致して努力するより方法ない。(老人) 若い人に地元でのこるような対策(酪農振興)をとる。(老人)
家族で面倒みる。医療費無料化は病状による。国でやるにこしたことはない。	若い者が出て老人が残されるのは問題だが、職がないのだから出ていくのも仕方ない。 (老人)
本人の身体のこと。老人になっても商売・家事等、自分のうごくうちはする。	自分らの出るまくではない。(老人)
別にない。何か仕事をもった方が張りがあったいい。	地方自治体あたりでの老人の見まわり必要。 (子供)
家族(兄弟)が分担して面倒をみるべきだ。 妹達全部が嫁にいったからカマドが夫にうつった。それまでは父がにぎっていて2人が小づかいをもらってやっていた。妻は子供のため実家からお金をもらった。ここみたいなうちはちよっとない。しかしいくらいろいろあっても、その時その時で愛情はある。病気になったらやっぱり心配だ。すぐに老人ホームにやるわけにはいかない。(ヨメ)	家族の収入が多いからといって、「養老年金」をもらえないのはおかしい。収入が多いということは税金も多く払っていることだ。(老人) あまり考えたことはない。父とは話さない。 (子供)
	「お金がなくても死にも死ねない。お金がかからないで葬式できるようにしてもらいたい。」 (老人) 「今のところはない。ありがたいと考えている」(老人) 農業は行きづまっているから変えなければならぬ。経済論からいえば企業化している酪農が問題だ。牧草の根ぐされも輪作していない結果だ。肥料も金肥ばかりやっているから無機質のアクみたいになっている。(老人)
	老人ホームなどで老人が一緒に集まってなごやかに思い出ばなしをするのはいい。

部落の老人たちより町村への関心が高く、しかもそれは老人対策というよりは過疎・人口対策に対してである。「商売上、人口が増えるようにしてほしい」(⑤⑦)、「若い人に地元でのこるような対策」(④③)との意見の背後には、大規模酪農専業化過程での、そうしてそれと併行した「高度経済成長」による若年人口の流出がもたらした、過疎化の問題がある。そのことは直ちに市街地の自営業者層の営業に影響してくる。工業誘致といっても大樹まで進出して来る企業はほとんどなく、しかも公害問題があるとなれば、いきおい酪農振興に頼らざるをえなくなる。しかも、かかる大規模酪農専業化過程が人口流出をくいとめる方策だととらえられているのである。ここには、農業振興を抜きにしては存立しえない自営業者層の見解が端的に示されているといつてよい。

第4項 市街地自営解体層の老人層

市街地の離農者・都市自営廃業者の老人28人中、DまたはC(V)類型の家族の中で暮しているのは4人のみである(⑤②④⑨⑤⑤①)。この場合、「老人ホームなど必要ない。自分の親を嫌うのはいないはず」(⑤①)とする息子の気持とともに、大樹での定職を得ているか否かの要因が大きい。⑤②のごとく「息子は大樹には仕事がないから戻ってはこない」ということがあるからである。そうして、⑤②④⑨は土建関係、⑤⑤⑤①は郵便局に定職をえている。

他方、A(娘同居のBを含む)類型、さらにE類型の場合には、「家」の継承をめぐる「危機」のあり様と老後への老人の希望との間に一定の関連がある(表9-18参照)。すなわち、離農者の「子供への後継断念型」および都市自営廃業者の「夫死亡・子供への後継断念型」においては、⑥①⑥②のごとく近い将来の子供への同居が予定されているか、⑤⑦⑤⑨⑤⑤のごとく子供との交流の中で老後を考えようとしており、そうした中でこの5ケースとも老人アパートに入らず市街地無職層としての生活構造の中にいる。(D類型の老人4人中3人まではこの型である)。また離農者および自営廃業者の「後継期待者他出型」では、一方で子供との同居が志向されるとともに、他方で⑦①⑥③そして⑤④のごとく子供とのコンフリクトが内在されてくる。この型の老人たちは子供は大樹にいないか、(⑤④⑥③)、婚嫁した娘がいる(⑦①⑤③⑥③③)のみで、同居志向をする場合の子供はこれらの娘ではなく、大樹から離れなければならない。しかしながら、老人ホームに入っている者もそこで一生を終えるとは未だ考えていないことが看過されてはならない。やはり、親族のネットのなかでの被扶養を志向しているのである。これらに対して、「家庭不和・老人他出型」はもちろん、「家業継承の後継者他出型」の場合では、子供への期待はより薄れており、老人アパートに入っていない⑥①の妻が配偶者死亡の場合の同居を希望し、⑦③が娘からさそわれて迷っているのを除くと現状維持的な老後観である。その背後には⑦⑥のごとく子供の間をたらいまわしされた経験、そして⑦①のごとく姑・嫁問題で他出後、町内に息子に住んでいるにもかかわらず「子供とは行き来なし、手紙も出さない」という現実がある。

このように、市街地自営解体層の場合、T、S部落や市街地自営業者層の老人より、老後の問題に対する不安は深刻である。そうして、これら自営解体層と同等、またはそれ以上深刻なのが継続的雇用者層である(表9-19参照)。大樹での居住年数がみじかく、「ほとんど家産というべきものも持ちえなかったこれらの老人たちは、大樹に雇用条件がないため子供は他出し、老人はほとんど単独世帯となって滞留している。しかも、かかる老人たちは、たとえば⑥④がのべるごとく戦争と直接的にかかわりあっているのである(第4章参照)。

以上みてきたごとく、老人層の老後の被扶養に対する志向性は、「家」の存続の問題によって基本的に条件づけられていること。とりわけ、子の代のみでなく孫の代の後継も実現している「家」で一番安定的であること。他方、自営解体層にあっては、「解体」に至る過程における、家族内のさまざまなコンフリクトについての老人と子供の体験が、老人の老後の被扶養観を規定していること、を指摘することができる。農業または都市自営業の老人層にとっては、まさに「家」の存続・解体の問

表 9-18 自営解体層の老後被扶養志向

		ケース 番号	老人年金 (・は女子)	家 族 型	居住 区分	老 後 の 問 題
離 農 者	子 供 へ の 後 継 断 念 型	⑤②	64 歳	D	○	今の長男の仕事は年に限度があるから、早くかえた方がよい
		⑤③	66 歳	A	×	帯広の 3 男（シェル石油）が大樹に転勤届を出している。3 男は農業を継ぐ気もあったのだが、いまも親をみてくれる気である。面倒をみてくれたら宅地と動産をゆずる。
		⑤④	* 69 歳	A	×	いずれは新潟の息子のところへ行く。とくにどっちか 1 人になったら（いまも仕送りある）
		④⑨	66 歳	D	○	4 男が結婚したら、一緒に住むつもり。（いまは長男・長男嫁・4 男と老人夫婦が同居。）
	後 継 期 待 者 他 出 型	⑤⑤	* 70 歳	A	○	子供は来い来いといっているが、施設の方がいい。その方が気楽だし、話し合手がある
		⑥⑥	77 歳	A	●	最終的に老人ホームに入るつもりはない。子供のところに行きたい。帯広の娘のところに遊びに行く。長男（帯広）のところへは行かない
		⑦①	* 70 歳	A	●	どちらか 1 人になったら見てもらうと思うが、いい嫁さんいない。娘のところへ行くわけにはいかない。長女に「養老院に行くしかない」といわれた。でもあんなところはイヤだ。子供等はみんな優しい者とはばかりとは思わないが、大きくなり一人前になって親に口聞きのいると情けない。長男は夫婦して不人情だ。
		⑤⑥	64 歳	B	○	息子（4 男、帯広）に嫁もらって、一緒に生活したい
	家 産 継 承 の 後 継 者 他 出 型	⑤⑦	* 69 歳	E	●	70 歳になったら子供たちのところへ行って、一緒に暮らしたい
		⑦⑥	* 70 歳	A	■	自分みたいに何の価値もない人間に、民生委員の人や特別養護老人ホームの人が親切にしてくれた。生きていてよかったと思う。（離農後、子供 4 人のところを転々とした。どこもじいさんがいやがったためだった。いま生保や医療保護もらっている。お金は息子からもらわないよう、ことわっている）
		⑤⑧	* 75 歳	E	●	自分だけでなんとかやっていく
		⑥①	72 歳	A	×	国の保護をうけて、安楽にやっていきたい
		⑦⑤	* 69 歳	A	×	今から子供のところに頼んでいる。2 人でいるうちはいいが、1 人になったら面倒みてほしい（長男に死なれたことが、一生で一番悲しい）
		⑥②	86 歳	E	■	いまのところにはずっといてもよい
都 市 自 営 農 業 者	家 庭 不 和 出 型	⑦④	* 79 歳	E	●	親をみてくれる者はいない。親族会議で末子（2 女、大樹在住）のところへ行くことにした。
		⑦⑦	83 歳	A	●	子供が面倒がみてくれれば、それが一番いいにきまっている
		⑦⑧	* 83 歳	A	●	長男からは米もらっている。娘のところへでも行きたい。
		⑦⑨	* 83 歳	E	●	病気の長男が心配だが、自分は娘のところへゆくよりほかにない
	夫 死 亡 後 継 断 念 型	⑤⑨	* 67 歳	D	○	4 女（白老町、既婚、夫は大昭和製紙）が、元気なうちに来いという
		⑤⑩	* 70 歳	E	×	子供とは行き来なし、手紙も出さない。ごはんたべられなくなったら、特養ホームに入りたい
		⑤⑪	* 68 歳	E	×	長男夫婦と一緒に生活し、すべて任せてある。
		⑤⑫	* 62 歳	E	×	子供（すべて娘）のところへ行きたい。老人アパートはもったいない、広尾や札幌の娘のところへよく遊びに行く
	後 継 期 待 者 喪 失 型	⑤⑬	* 65 歳	C(V)	○	お盆に子供に相談しようと思っている（子どもからの仕送り、あわせて月に 3 万円）
		⑤⑭	75 歳	A	●	息子は帯広には仕事がないので戻ってはこない。子供は週に 1 回必ず誰か訪ねてくる
		⑤⑮	* 77 歳	A	●	余されるのがいやだからどこにも行きたくない。ホームには入りたくない。（自分の子供はいない。亡夫の義理の娘 3 人。自分が 1 週間顔をみせないといきに来してくれる）
		⑤⑯	* 60 歳	B	○	息子夫婦と同居（小児マヒの 2 女も）、息子の言葉＝「老人ホームなど必要ない。自分の親を嫌うのはいいはず、分離するのは何か理由がある。ていのいい処理機関でないか」
老 人 他 出 型	後 継 期 待 者 喪 失 型	⑤⑰	* 65 歳	C(V)	○	子供 1 人から 5,000 円づつで月に 2 万円の仕送りある。今後のことは、今、子供たちが相談していて、片方になったら子供の許につれてゆくらしい。
		⑤⑱	* 77 歳	A	●	1 人になったら子供のところへ。人のことなど、子供・孫だからといって心配して何にもならない。何かいっても聞いてくれる人はいない。自分一代何とか生きてただけで上等
老 人 他 出 型	後 継 期 待 者 喪 失 型	⑤⑲	* 60 歳	B	○	どちらもまだ健康で別に問題ない。年とったらどうするかは、どちらも動けなくなったら、老人ホームにでも入ろうかと考えている。

(注) 居住区分のうち、○＝市街地Ⅱ地区雇用者層、×＝同無職層、●＝市街地老人アパート居住者、■＝特養ホーム入所者

表 9-19 継続的雇用者層の老後被扶養志向

ケース番号	家族類型	老人の年齢	生業	老後の問題	老人名義の家産
④⑦	D	64歳 ×	雇用者	2男夫婦と同居。妻の母(85歳)が入院しているのでそれが心配。(大樹漁協総務部長, 2男は役場勤務)	家
⑤①	B	71歳 50歳	雇用者	本人は森林組合の仕事。妻は町立病院の炊事, 3女(25歳)は食堂の手伝い。(他出した子供に)孫が出来たことが楽しみだ	家屋・土地
⑤③	E	66歳 ×	無職層	妻は去年死亡。子供からの仕送り2万/月。隣に住んでいる2女の家で食事等の世話になっている。(娘の夫は役場勤務)	ナシ
⑥⑦	E	65歳 ×	老人アパート(生保)	45年にケガしてかえげなくなった。ケガしてからは何の楽しみもない。いまはホーム・ヘルパーが毎日来てくれるので困らない。ねたきりになったら老人ホームに入るつもりでいたが、動けなくなったら息子がみてくれるともいう。長男は帯広で王子のバルブ材の下請をしている。孫もいる。仕事のやり方を息子に教えてやろうと思うが、目利きが全然ない。教えてやろうとしてもなかなか聞かない。	ナシ
⑥⑨	E	67歳 ×	老人アパート(生保)	9年間というもののシベリアに行っていて、帰ってきてから張りというものの味あったことない。こんなこといっても仕方ないが、戦争がなかったらこんなことにもならなかったと思う(戦中にカラフトで銭湯経営)。去年家内も亡くなった。寂しいのは諦めている。今までの希望はみんなはずれたので諦めにはなれている。しかし諦めていても寂しいのは寂しい。相談相手がいない。他人には心から自分の気持ちを訴えられない。「それであれなんですよ、ヘルパーの人も一緒になっていい人がいたら再婚したらいいっていうんですが、気心も知れないし、いまさらね」	ナシ
⑦③	E	70歳 ×	老人アパート(生保)	23歳のときに結婚、見合いできまった、3年一緒にいたが生き別れ、子供いない。楽しみは生きていることだ。	ナシ
⑦⑦	E	× 75歳	特養ホーム(生保)	夫が死んだとき(41年)、故郷の四国に帰りたいかったが、こんな身体では甥(長兄の息子、アパート経営)に面倒をかけ足手まといになって悪いからホームに入った。「身体さえよければここにお世話にはなりません」。町内の民生委員の奥さんがホームに入れることを決め、承諾もしていないうちから「あさって行くから」といわれた。こんなところに来るとは思いがけず、びっくり。家財の整理は近所の人に頼み、コウリ2つに衣類だけもってきた。ホームに来てからショックで食欲がなくなり、1日入院した。家にいるときは自分が動けなくても主人が親切にしてくれ、気ままだにしていたが、ここでは張りも何もない。	ナシ
⑧④	D	68歳 65歳	S部落(造材)	釧路の子供のところはみんな小さな家を借りている。静内の長男のところへ行こうと思ったところ、先に長男の嫁の親が来てしまった。それで今年、この娘のところへ来た。みんな親をみたがらない。	ナシ
⑦⑧	E	70歳 ×	特養ホーム(生保)	身体も弱くなり、2人の養子も就職で他出してしまったのでわずかの土地(畑8反)を売却、葬式代として、45年に今のホームに入った。このままでよい。	ナシ

(注) ⑧④は釧路等で漁業労働者だったが、50年にS部落へ来住、⑦⑧は戦前は零細漁業自営家従、戦後はずっと漁業労働者で、特養ホーム入所のため広尾町から来住、⑦⑦も同じく本別町から来住。

題が、長い生涯の最後の送り方をも規定してしまうのである。この意味で、老人問題は後継者問題である。そうして、「家」の存続―解体の問題は、親や後継者の恣意で左右しうる問題ではなく、すぐれて産業政策、とりわけ総合的な地域社会計画とその実現過程と係わっていることは、当然のことである。

第6節 本章の要約

本章では現段階の老人問題の起点に後継者問題があることを、客観的事実でもって示してきた。若干の総括を行っておこう。

第2節で私たちは老人層が営んできた家族類型の変容過程をみたが、そこから次の4点を指摘できる。第一に、T・S両部落および市街地自営業者層においては、 $B \rightarrow C(V) \rightarrow D$ という二世代夫婦家族形態へと発展した家族類型移動が中心をなすこと。第二に、この対極に $B \rightarrow A \rightarrow E$ （または $B \rightarrow E$ ）という類型移動があるが、それは市街地の継続的雇用者層・都市自営廃業層に多く、とりわけ継続的雇用者層では $B \rightarrow E$ 、 $B \rightarrow A \rightarrow E$ 、自営廃業層では $B \rightarrow E$ が大半を占めること。しかし第三に、離農者層および自営継続層においてはB類型からE類へと移行したものはなく、 $B \rightarrow A$ にとどまっていること。第四に、D類型からAまたはE類型への移行はとりわけ離農者層に多いが、 $D \rightarrow C(I^X)$ 、つまり老人と孫他出の子供夫婦という家族類型変容がS部落と市街地自営業者層にみられる。このことは、現在D類型であっても、孫の代が他出してしまうならば当然に他の家族類型に移行せざるをえず、老人にとっては子供の後継のみではなく、孫の代の「家」継承が大きな問題となることを示している。

このように、家族類型変容は老人層の階層移動と密接な連関をもっているのであるが、第3節で私たちはかかる家族類型変容の基軸をなし後継者確保または喪失の過程とその理由とを検討した。そこから、第一に、家族類型変容の基底には、地域社会変動下の家族協業体を単位とする老人層の生産・労働―生活過程上の諸矛盾の現出過程が厳然として存していること。第二に、かかる中で、T・S両部落および市街地自営業者層で $B \rightarrow C(V) \rightarrow D$ 類型というごとく二世代夫婦家族形態を形成せしめてきた「家」は、「後継順調型」ばかりからなるのではなく、その内部に「後継期待者の他出危機克服型」、「世帯主の動揺・死亡危機克服型」を含むこと、そうして「後継順調型」においても後継者の側には上級学校進学や「自主性の尊重」等の声が内在していること、が留意されなければならない。長子の後継は当然とする考えは確実に変容している。

第三に、世代的発展が中断した「家」の場合は、29～31年冷害、37～41年の連続冷害・凶作、40年代に入ってからの大規模酪農専業化の進展の中で、「社会的淘汰」にあつての離農者層と、小規模な農村市街地において零細自営業を解体せざるをえなかった層とからなる。そうした世代的発展の中断過程は「後継期待者他出」によって $B \rightarrow A$ 、または $D \rightarrow C(I^X)$ になる場合が多いとしても、他方に若い世代の親自体の中に開拓農業の苦勞、とりわけ大規模酪農専業化への危惧が存していることが看過されてはならない。とりわけ現に大規模化への過程を歩んでいるS部落にこの傾向が強い。このことは、T部落の二世代夫婦家族をとる農民層の中にみられる、何らかの形で社会的協業形態への志向性とそのベクトルは異にするとしても、「生活の論理」に立脚した営農と生活擁護の志向性が反映されているものである。従って、その点の展望がひらけないかぎり、「家業継承の後継者他出型」の存在にみられるごとく、単に後継者を確保しただけでは、問題の前進的な解決にはならないのである。（なお、「子供への後継断念」にともなう家族類型変容は、離農者層では $B \rightarrow D$ または $B \rightarrow A$ 、S部落では $D \rightarrow C(I^X)$ 、自営廃業層では $B \rightarrow E$ が特徴的である。そうして「家業継承の後継者他出」の

場合は、離農者層とT部落を主体としながら、D→Aが特徴的である。)

第四に、大規模酪農化にともなう農民層の生産・労働—生活過程上の矛盾は、「家」解体にはいたらないが、「家庭不和」によって老人他出をもたらし、また「過疎化」にともなう販売・サービス市場の狭隘下のもとで、市街地自営業層の後継者問題は極めて深刻だが、そうした中で「子供帰家」の条件として老人の他出が惹起している。かかる「家族葛藤」は、ここに繰り返すまでもなく、心理学の次元でのみとらえ得ないものである。

ところで、離農者および自営業者の自営解体後の労働と生活とをみると(第4節)、後継者の喪失は、とりわけ離農者層の場合、ただちに離農→市街地への集住をもたらしただけではなく、老人夫婦のみの営農が行われた場合が多い。後継者喪失＝「家」の解体ではない。しかし、自営解体後を見ると、解体時点にB類型、つまり未婚の子女をかかえていた老人層は、男子はいずれも雇用者となってそれを現在まで継続させ、女子も子供が大きくなるまで様々な雑業に従事した。これに対し、自営解体時がA類型で年令が60歳の老人層は一度は就業するが、70歳をこえていた場合は就業していない。(D類型からの自営解体は、老人が83歳であった⑬のみである)。そうして、両者とも現在は公的扶助を主な生活源とするに至る。この点は、B類型から自営解体した老人層の半数以上が子供と同居しつつ、多就業構造の下で生活を支えているのと対照的である。

このように、老人層の生活史は、地域社会の日本資本主義発展にともなう変動を、「家」を単位とする家族協業体において対応しようとしてきた歴史であったが、後継者との協働の確保の有無にもとづき、世代的発展を前進的に移行せしめた(B→C(V)→D)「家」と、それを中断させ、自営解体により市街地雑業層、また公的扶助を生計源とするに層を形成してきた。現在、前者の老人層は二世代夫婦家族の役割分担・意志決定過程の中に一定の地位＝役割を何らかの形で確保している(もちろん、「家族葛藤」が皆無というわけではない)。後者の老人層の場合、それぞれの生活史に根っ子をおく、若干の差異がみられる。

すなわち、T部落のA類型老人たちは今後とも自らが開拓してきた土地を去る意志はない。これに対しS部落のA類型老人層は「将来は子供のところへ行く」ことを志向し、C(I^x)類型の老人層は子供と同居生活であるが、老人名義の家産を手離さない者が多い。市街地自営業層の老人の老後被扶養志向もこれとほぼ同じである。しかし、離農者・自営業者からなる自営解体層では、後継者喪失過程における諸タイプとの関連が強い。子供との同居希望、そしてその現実は、「子供への後継断念型」→「後継期待者他出型」→「家業継承の後継者他出型」となるに従って低まるのである。つまり、「家」解体に至る過程での、家族内のコンフリクト体験が、老人の老後の被扶養志向の背後にはある。

以上、本章の簡単な要約を行ってきたが、老人福祉対策は老人問題の必要条件をなすとしても、その起点たる後継者問題、つまり産業政策を基底においてとらえかえされなければ、必要十分条件をみたすとはいえない。すなわち、農村部においては、大規模酪農専業化過程に対する「家」の対応、後継者問題に端的に示される「家」の世代的発展の問題が、老人夫婦家族の老人はもちろん、現役を引退した老人にとっても重大な問題となっていた。また市街地自営業者層ではそれは、離農→過疎化の進行→顧客減を媒介とした、比較的高学歴の後継者の動揺という形でたちあらわれていた。そうして、離農または自営業廃業を余儀なくされた老人たちの場合、現在の生活とともに老後の問題はより深刻なものとなっていた。とりわけ「家」解体をめぐる家族内の葛藤の深かった場合に、それは端的にみられた。しかしそれでもなお、老人たちは様々な形で親族とのつながりを求めていることもまた事実である。同時に他方では、永年居住してきたこの地を離れ、都会での生活を送ることに対する不安がある。地元の雇用機会が少ないことが、その一見矛盾した問題の解決をはばんでいる。「家庭と老人を結びつける」(⑭)のみではなく、福祉対策が産業政策との関連で考慮され、産業政策自体が

人間的諸力の真の開花としてとらえられねばならない。しかし「親を扶養しきれないので年とった親が働らかざるをえない」（㊦息子）状態、あるいは「若い者が出て老人が残されるのは問題だが、職がないのだから出ていくのは仕方がない」（㊧息子）というのが現実となっている。

こうした点の打破として、すなわち過疎を食いとめる中心的施策として大規模酪農専業化が志向された。しかしそれは、いったん動きはじめると自己回轉的に進展し、「ゴールなき拡大」となったが、前にみた家族類型変容の根底には、こうした大規模酪農専業化過程に対する個々の「家」の対応が存していたことが看過されてはならない。30年代に準備され40年代に形成＝確立されたこの過程は、一方にT部落の上層農家群のごとく、D類型の「家」を単位として、地域社会の発展せる生産諸力をとにかく我がものとした小農経営を作り出し、S部落の中層農（D類型）がこれを追っているが、他方にかかる過程で「社会的淘汰」にあった「家」が析出されてきたことは前節までにみてきたところである。そうして、こうした「社会的淘汰」の環となったものが後継者問題で、営農が家族協業体として営まれてきた限り、「家」の世代的発展、つまり後継者の代との協働がなしうるか否かはまさに要となる。今日、地域農業生産システム構想などの形をとって、また農民層の生産・生活の体験に根ざして、さまざまな形態と内容で、「社会的協業形態」がなんらかの形で志向されはじめている。しかし地域農業生産システム構想の場合に端的なのであるが、そこでは「社会的協業形態」の必要性は生産上の視点から、しかも上からの視点でしかとらえられていないといつてよい。社会的協業形態が志向されざるをえないのは、もちろん第一に農民層の生産が家族協業体単位では越えがたいネックに直面しているからであるが、同時にそうした形態にあっては必然的に離農者または在村土地貸農家を析出せざるをえず、しかもかかる層においてはA類型（またはE類型）の老人が排出されてくる。つまり、「社会的協業形態」の志向は、生産上の問題であるとともに、老人をA（E）類型で「社会的淘汰」し、公的扶助にゆだねるという事態に対する、生活共同組織の再構築の課題をも内在させているものである。大規模酪農化→後継者のない老令の農家の離農→市街地における老人の堆積→公的扶助の増大と後追いの老人対策といった「福祉」政策ではなく、生産と生活の両面における、そうして後継者と老人の両者にとってその中で地位＝役割を十全に遂行しうる、つまり生産と生活の「文化」が老人から後継者の代に継承され、次代がさらにそれを発展させていきうる、人間的共同生活のあり様としての「社会的協業形態」、つまり、言葉の真の意味での「社会」において、後継者問題と老人問題は統一的に解決の展望をもちうるのである。

第 10 章 老人層と地域社会文化

北海道の中でも開拓の遅い大樹町では、土着の文化・伝承は今まさに形成されつつあるという段階にある。本章第 1 節は芸術的活動としての文化をみたものだが、各種の文化団体の大半が戦後に形成されたものであり、また地域住民生活の芸術的抽象化自体が新民謡などの形で、その形成の端緒をきったばかりである。しかし、文化は生産・生活様式として、より根源的にとらえられねばならない。そうすると、地域社会の開拓を担ってきた老人層の中に一定の生産＝生活の倫理が現存しており、老人の生産＝生活体験が子供の代へと継承されている側面が、基底的な文化伝承として浮び上がってくる。この点について考察を加えたのが第 2 ～ 3 節である。

第 1 節 文化伝承と老人

かつて依田勉三は十勝開拓の心構えを

開墾の始めは豚と一つ鍋

という俳句に托した。彼は S 部落の基礎を作った晩成社において学校を作るなど、教育にも力をそそいだが、その試みは後代に十分に引きつがれないまま終焉してしまった。

他方、大樹市街地の方では明治の 30 年代以降、東北・北陸からの入植者が入りこんだが、南部や新潟三条の神楽がお祭りや行事などの時に公開をされている。これは入植者たちが故郷から持ってきた文化であるが、土着しな

いままその多くが消え去った。その後、昭和 3 年に広尾から分村し、国鉄大樹線の開通もあって市街地が形成されてくると、そこを拠点としていくつかの文化団体が作られるようになる。その第一は俳句結社の昭風会で、分村時につくられ、昭和 9 年の農村更生運動下の大樹村郷土読本に次のごとき俳句をのせている。

人知らず咲く石楠花や熊の出る

杣小屋に立てる煙や閑古鳥

また、昭和 4 年に来住した薬局の④はアマチュア・カメラの同好会をつくり、11 年頃からは⑤の三代目などが中心となってミノルタフレックスをつかったの撮映会もひらかれている。しかし戦火が激しくなるとともに、これらは影をひそめ、また昭風会も

聖戦はここ故郷の畑にあり

といった作風へと堕してしまった。

こうして戦後をむかえるが、昭和 21 年

表 10-1 大樹町の文化団体（50 年現在）

大樹町文化協会	会 員 数 496 人	設 立 年 昭 和 37 年
昭 風 会 （俳句）	12 人	3 年
フオート・キャバ(写真)	15	4
橘 香 会 （花）	30	12
和 敬 会 （茶）	10	22
短 歌 会 （短歌）	7	23
静 墨 会 （書）	68	29
箏 秀 会 （琴）	15	36
尾 田 吟 社（俳句）	12	40
朗 吟 会 （詩吟）	25	40
墨 水 会 （書）	10	40
尾 田 民 謡 友 の 会	18	41
大 樹 民 謡 同 好 会	14	41
ほかに華道団体 2（18 人）・書道団体 4（151 人）・マンドリン・ギター・エレクトーン各 1（それぞれ 15 人くらい）・うたごえ 1（8 人） 菊の花 1（19 人）・詩吟 1（12 人）・日本舞踊 1（6 人）がある。		

に㊤が東京から来住し、青年同好者とともに「ひかた吟社」を結成したことの影響は大きかった。㊤は昭風会の復興や町文化連盟の結成にも努力を傾けた。湧川と号する㊤の句には次のごときものがある。

雪虫の群れ掃きて青菜採る
チエンソー響きこだまし溪紅葉
春耕の飾らぬままの嫁いとし

さて、表10-1は昭和50年の町文化協会加盟団体であるが、このうち戦前から存在したのは3団体のみで、他の22団体は戦後に設立され、文化協会の発足も昭和37年のことである。現在25団体496人の会員がいるが、このうち半数は書道で、民謡関係は2団体32人でしかない。

しかしこのことは老人達の中に民謡・おどりへの関心がないということを意味するものではない。表10-2にみるごとく調査対象102人の老人のうち19人(18.6%)が関心をもっており、とくに二世代夫婦家族のD型の老人、またT部落の老人に関心度が高い。そしてこのような関心を背景に「ことぶき大学」280人中62人が民謡学部へ属し、49年度の開講21回のうち8割以上の出席24人、全体の出席率64.5%と、活発な活動が行なわれている。そこでは教科書として『日本民謡集』(1, 2集)を出しているが、収曲された77曲のうち42曲は東北民謡である。北海道の歌は22曲と少ないが、ソーラン節・北海盆唄などのほかに十勝馬唄(2曲)や十勝豊年祝唄などが好まれていることは注目すべきである。すなわち、東北出身者が圧倒的に多い大樹町の老人達は、国にいたころ盆、正月、祭などで民謡やおどりに親しんで来た。渡道以後の自然との闘いはそのような余裕を一時的に剝奪した。しかし自分たちの文化への志向性は、いわゆるTV文化の中に解消してしまうのではなしに、老人たちの心の中に生きているのであり、それが「ことぶき大学」などを契機として顕在化してきた。しかしそれは昔のものの単なる再現ではなく、自分たちの生活体験にもとづく創造への営みを内在させているとみるべきであろう。老人たちは「ことぶき大学」の民謡学部を通して部落をこえた新しい社会関係を形成し、———それには自動車という交通手段による行動空間の拡大が大きな役割を果たしている———町の民謡同好会に加盟又は各種の集会でのどを聞かせる

表10-2 民謡・おどりへの関心

	あ り	計
	%	
A 類 型	3(10.7)	28
B 類 型	2(50.0)	4
老人夫婦家族計	5(15.6)	32
C 類 型	2(16.7)	12
D 類 型	10(23.3)	43
二世代夫婦家族計	12(21.8)	55
E 類 型	2(14.3)	14
T 部 落	7(31.8)	22
S 部 落	4(17.4)	23
市 街 地(自営)	4(25.0)	16
市 街 地(雇用)	2(18.2)	11
市街地(無職層)	0(0)	8
老人アパート	2(13.3)	15
特養ホーム	0(0)	4
合 計	19(18.6)	102

表10-3 地域の伝承について

	よく知 っている	計
A 類 型	4(14.3)	28
B 類 型	1(25.0)	4
老人夫婦家族計	5(15.6)	32
C 類 型	3(25.0)	12
D 類 型	11(25.6)	43
二世代夫婦家族計	14(25.5)	55
E 類 型	1(7.1)	14
T 部 落	8(36.4)	22
S 部 落	5(21.7)	23
市 街 地(自営)	3(18.8)	16
市 街 地(雇用)	2(18.2)	11
市街地(無職層)	0(0)	8
老人アパート	2(13.3)	15
特養ホーム	0(0)	4
合 計	20(19.6)	102

人も出てきている。そしてこのような基盤の上に、昨49年には大樹に根ざした新民謡「大樹音頭」と「あきあじ浜唄」がつくられ、町民の間に広がりつつある。（もっとも、ここで詳述しないが「ことぶき大学」の民謡学部にはT、S部落から、写真・陶芸学部にはT部落からの参加があるのみで、その他の調査対象の老人は全く参加しないか、園芸学部である。）

他方、地域の伝承・古事来歴についてよく知っていると言えた老人は表10-3のごとく全体で約2割いる。そして二世代夫婦家族の老人にその関心が高く、とくに単独世帯の老人になると地域の伝承への関心は薄れる。地域別ではこのD類型の多いT部落の老人達の中に関心度が高い。

しかし大樹における文化伝承の問題を考えると注意しなければならないことは、ある老人(②)が「自分の生活そのものが歴史で、子供はそれを見ながら生きてきた」といっているごとく、地域社会それ自身の歴史と文化が老人たちの生活の歩みとともに形成され、それが次の世代にひきつがれつつあるということである。そこで老人たちの地域に対する意見及び若い世代に受けついでもらいたいという内容、また逆に子供が老人から何を学び、地域社会振興のためにどういう意見をもっているかをみてみよう。

第2節 老人層の地域振興及び若い世代への期待

老人の地域振興及び若い世代への意見は現在の階層及び居住地と密接な関係にある。酪農先進地帯で家族類型も後継者のいる安定した二世代夫婦家族が多いT部落の老人は農業人として、農業に対する見通しをもった地域振興、つまり酪農の一層の発展による個別農家の経済的向上(乳価・肥料問題を含む)と、酪農ヘルパー制度の導入など農民自身による生活環境の再検討、そして農業を基礎に他産業とのバランスのとれた町の発展、という意見を持っている。かかる意見の背後には上層農でも農政の先をみて「ぼかぼかやめて行く」という深刻な現実がある。若い世代に対しては農業先進地帯を形成してきた農業人として輪作形式の農法・新しい農業技術への意欲・部落の人の和など、農業経営の前進のために自分の経験の継承を期待している。その根底には老人自身が親から学んだこと仕事に対する忍耐と卒先性、社会生活への忠実さ・正直、不和を避け誠実に生きること、節約と人の面倒をみることにいった人生観がある。そこから礼儀作法や個人プレイへの批判をしながらも、「今の若い人は個人の生活、稼ぐことには真剣でいうことなし」と評価し、むしろ後継者にとって希望と張り合いある方向を確立するために、老人も何かをしなければならないというのである。

他方、老人対策については、町などの社会福祉に基本的に満足している。老人年金増額を要求する老人も、それに応じて医療費の一部負担も老人がすべきだという。T部落で特徴的なことは、老人は過保護になっているという老人の意見が多いことである。もちろん「谷間におかれた老人」への福祉が忘れられているわけではないが、高負担高福祉を主張する人がいるのはT部落のみである。

しかし同じく二世代夫婦家族が多くても農業後進地帯のS部落になると、山林労働あるいは郵便配達等の兼業で生活をたててきたことも関係して、地域の農業振興についての意見を述べている人はほとんどいない。そして「人の融和がだんだん薄くなってきているからそれらを大切にすること」という意見にみられるごとく、とくに共同林野の売買をめぐる葛藤も一因をなして、部落内部がまとまっていず、共通のコンセンサスが形成されていない。その上、若い人に継承してほしいという点でも意見を述べた人が極めて少なく、その内容も真面目に仕事をやってほしい、国法に基づいた生き方をしてほしいというもので、わずかに50年に釧路から娘夫婦のところへやってきた④が「子供の船にのって技術を教えてきた」というのみである。これらの老人たちが自分の父母から学んだことは「農業の道理」、根気よく農業をやること、生きるための労働や馬を大事にすること、節約などで多くの

老人が「親が苦勞している姿をみると親への希望など持ちようがない。自分が小さな子供でも、親の姿をみては何もいえなかった」という経験をし、その後自分達の代になっても農業だけで生活できず様々な苦しい体験をしてきたのだが、そういった老人の親から老人へと継承された生活の知恵が、老人の子供の代、または孫の代での大型酪農化への動きに十分適応しえていない。さらに老人対策への意見も病院・交通の便・福祉年金制度についての要望が二三あるのみで、「若い頃から年とってからのことを考えて働いてきたので、今さら国に何とかしてほしいということはない」という意見に代表されるごとく、自己の内部に閉塞している。

農業地帯の老人に対して市街地の自営業層の老人達は工場誘致による人口減の阻止を共通に主張する。町に産業を起ささなければならぬが、酪農は土地を必要とするのでそれが盛んになると過疎になる。畜産・海産にもとづく加工工場など公害のない工場の誘致や湖沼の活用が必要、という意見である。この点、農業地帯の老人とは明らかに異なる。

これら自営業の老人達のうち父の代からの人は生活上の苦勞はほとんどなく、全体的に父は子供を大事にする働き者、母は勝気な努力家で、老人達は正直・親切・人に迷惑かけないということを学んだ。しかし子供に店の経営を移譲した今日、余計な口出しをしないという態度が共通している。もちろん出る幕がないという不満もあるが、若い人にまかせたからいろいろ言わない方がよいというわりきり方をしている。老人対策については基本的に満足し、社会に対する奉仕活動をすべきだという意見も少なくない。

離農や自営廃業などで市街地に集まってきた自営解体層の老人達には、地域振興に対する明確な意見をもっている者はない。家族のきづなへの願望あるいは就業保障についての深刻な希望をもちながらも、それらが地域社会のあり方というところまで拡がっていない。この層の老人達は自分の父母・家の生活の貧しさ、父・母又は長兄の死亡や凶作などによる飢餓体験を共通にのべている。しかしそういう生活の中で、父から人間として生きて行く上での律気さ・正直・義理人情、母から子供への愛情などを学んだ。そして、他人の飯を食べたり、「他人様の世話にならなかつただけでも幸せだった」ごとき生活から、苦勞して農業又は自営業で家庭・家業をつくりあげた。それが子供達によって継承されなかつたところから、ある種の自嘲・不満・あきらめが出てくるが、他方、子供達が結局は他出した裏には、老人達自身の苦しい生活史を子供には味わいさせたくないという気持ちもいく分かはあるのであろう。

しかし現在、自分たちの雇用労働で、また仕送り・年金・生活保護で生活しているこの自営解体層の老人達、とくに市街地雇用層・無職層の人々では、町の老人対策には不満はなく、物価安定を求める意見が圧倒的に多い。これに対し老人アパートやホームの老人達は昔と比べ福祉は充実してるし「自分みたいに価値のない人間に親切にしてくれ、生きていて良かった」と、親族のネットから切りはなされた中での閉塞的充足感を強調している。

以上みたごとく、老人達が親から継承したこと、地域社会や若い世代に伝承しようとしていること（あるいはしようとしてもできないこと）は、各階層によってかなりの差異があり、しかもそういった人々にとって最も基本的な生産・生活上の経験・技術の継承の上に、文化伝承の問題をみなければならぬことはいうまでもない。そこで次に老人たちの次の世代が老人たちから何を学びとり、地域振興をどのように考えているのかをみてみよう。

第3節 子弟が老人層から学んだこと及び地域振興への志向性

T 部落で現在後継者となっている人たちは30～40代の年齢層であるが、この人たちは老人たち

から学んだこととして、忍耐強くかつ絶えず前向きの姿勢で生きるということを指摘している。彼らは老人たちから人生観・社会観においていろいろなことを学び、その中核に開拓者精神というものをみている。そして自分の趣味を生かしながら、楽しみながら、かつ無駄のない生活、人から後指されないような生活態度、そういったものを強調している。

これに対しS部落の後継者は40～50歳代の人であるが、「おれたちの時代にはどうしたい、こうしたいということにはなかった」ということで、後継ぎをしなければならないと覚悟していた人か、親がいなくて苦労し「とにかく人には頼れない、生きていくのは自分」という態度を身につけた人が多い。そして親に対しては、「よく働く、正直一本で修身にかいたような人」で、「先祖がつくった財産をなくしちゃいかん」と言われてきたが、親たちは借金が嫌いであるため大型酪農化などに好意を示さない人がおり、経営上での論争がおきている。そこから固すぎるという点が指摘される。

しかし地域政策＝農業政策に対してはT・S部落を問わず、「思いつきでコロコロ変わる」農政に対して共通に不満をもち、張りのある経営ができるようにして後継者がいつくようにすることを期待している。これらの不満・要求の内容はT部落の方がより具体的であり、農民への長期低利の貸付と必要な施設への投資・牧草の冬枯病対策・粗飼料への半額補助・乳価の適正価格・土地改良等々である。しかし逆に老人対策の面では老人に元気な人が多いT部落の後継者にあまり意見はなく、年寄対策としてのみではなくて生産対策が老人対策にも必要であるという大切な点が指摘されているのみである。これに対しS部落の後継者たちは、「現状では経済的に裕福な人のみがホームなどで保護されている」、「老人は手当がもらえるようになり、わしらの生活より楽をしている。働きざかりの方が苦しい」と自己の生産基盤、生活基盤の不安定を反映させた意見がみられる。しかし医療対策についての充実とは両者ともに共通した要望である。

市街地自営業者層の後継者は老人たちから辛抱強さ、儉約、人情といったことを学び、他方老人が頑固できついということも指摘されている。地域振興対策としては老人たちと同じく工場誘致による人口ひきとめを望みながらも、同時に現状における努力をも強調している。老人対策の面においては何でも行政にという考えを否定し、現在の施策に対して肯定的である。それに対し離農・自営廃業など自営解体層の老人の子供は、今回は市街地雇用者層の何人かにしか面接しえなかったが、大樹町の老人対策を含む種々の施策に対しては、病院の増築・下水道完備等の意見が出つつも、ほぼ満足している。しかし物価等の問題では今の社会体制自体に問題があるという意見も出ている。他方、親である老人からは金もうけはへたでも他人に迷惑をかけず生きることがを学び、自営解体層の子供として、自分の代よりも自分の子や孫が生きるときに少しでもいい社会になるようにその土台をつくらねばならないという意見もある。

このように、老人の生活体験は何らかの形でその子供へまた孫へ伝承されつつある。そして北海道の過疎農村における老人の文化伝承に果たす役割は、老人を含む家の生業基盤の確立ということをはきにしては語れない。このような意味で現在大樹町において形成されつつある新しい文化は、離農又は自営廃業がより一層進展するならば、幼死してしまうであろう。この意味で老人の文化伝承に果たす役割もまた老人対策それ自体が、生産対策、とりわけ後継者対策と一体なのである。

終 章

I

以上私たちは現下、わが国において惹起している「老人生活」にかかわる諸問題を、本稿では急速に大型機械化多頭数飼育がすすんでいる北海道酪農村を事例分析の対象として、モノグラフィー法によって分析してきた。

私たちは、すでに序章でその一端をのべたように、老人生活の実証的分析を行なうにさいして、「老人問題」を老人福祉の問題に特化することをさせて、すすんで「経済的社会構成体」の前進的移行の土台をなすところの地域社会自体の構造変動、変革のプロセスの中に、とりわけ「家」の資本主義解体過程の中での家族のあり方を基軸において把握してきた。もとより、このことは現時のわが国における「老人問題」として緊急の要のある老人福祉の問題を避けてきたということではけっしてない。事例分析対象の北海道大樹町自体、北海道地域社会においては有数の「老人福祉」対策のととのった町として現に位置づけられている。そうして、かかる側面における老人福祉施策の展開過程と問題点についてはすでに第4章、第7章において詳細に論じてきたところである。私たちは、そうした現実分析の上に立って「老人福祉」の問題は、何よりも、現実の生活を生きぬく老人層にとってその健康の全社会による保持がその緊急の課題となっていると把握している。しかし、かかる意味での「老人福祉」の問題が農村部においては、とりわけ、現時「家」の激しい資本主義的解体の中で、つまり、農民層及び自営業種層の分解過程の中で展開せられているところに、すでに雇用労働者層が地域社会の大半をしめるように至っている所謂「産業都市」とは異なった農村部、しかも形成されつつある北海道「新酪農村」地帯における「老人問題」の現代的諸特徴を見出さなければならないと考えている。このことは、別の言葉でいうならば、老人層をその中含むところの地域産業・社会のあり方の国独資体制下における激しい変容過程の中に、そうして、それ故に老人層を含めた地域住民層の総意の中で、あらたなる段階での地域産業・社会のあり方を如何に下から創造するかという人びとの日々の生産・労働―生活の営為の中に「老人問題」を位置づけなければならぬということを物語る。

II

私たちは、老人層がこれまで培ったところの自らの生活・労働―生活史を克明におうことの中から、彼らの生活史そのものが内在化せる生産・生活者としての論理を剔出することをとおして、上述の如き形で把握せられる「現段階における老人問題」にせまった。

インテンシブな調査対象地区は、開拓がもっともはやいS部落―現在、後進兼業地帯、昭和9年以降の開拓部落―T部落―現在先進地帯、及び市街地地区―H町、老人アパート、特別養護老人ホーム入所老人層、102名（60～96才）、79家族・世帯であったが、老人層の社会的諸属性をみると、父母の代に渡渡し本人の代に単身で大樹町に定住が半数以上、父母の代からを含めて大樹町への定住をみると明治期2割強、大正期2割弱、昭和戦前期4割強となり、おおかたが大樹町自身の開拓を担ってきた層であることがあきらかとなる。本人それ自身が東北、北陸出身のものは4割をしめる。学歴は、無学者をふくめてその5割が小卒であるが、全国の農村部と比較して高学歴者がとりわけ女性に多いことが特徴的である。

私たちは、老人層を中心として親―本人―息子にわたる3代100年の「家」の生業移動を分析した。また、老人本人の生産・労働―生活史、当然にその生業取得過程を分析したが（第3章）、そこで詳細にみた典型的な事例分析を土台において、老人層の圧倒的な部分が、まさに「家」を生業の単位としてその生の証を日本国民社会の上に刻印してきたことを想起されたい。すなわち、老人層の親

の代は農業、漁業、自営業とその生業・生産の単位は雇用者と家族を除いて、分析対象79家族中、76家族までは「家」であった。老人本人の世代においても雇用者家族8と、生業・生活の単位は「家」であった。しかしながら、彼らが育てた子弟の代においては、雇用者家族38を数えるに至っている。ここにはあきらかに統体としての国民社会内における生産力水準の発展階梯の質的相違がある。国民社会は資本主義的にあきらかにあらたなる段階に到達している。「家」の解体、「家族」の解体は、それ自体「家」「家族」の資本主義的階級、階層分化としていわば不可避免的にもたらされている。

老人層はあらかじめこのことを予測していたわけではない。しかしながら、老人層にとってもたらされた「家」の解体という現実とはしかに、その生涯をかけた生業・生活への価値志向をいわば180度転換させるものであった。そうしてそれは、国民社会の統体としての経済・社会のあり方の変容とともに“親が子供に強制”できぬまさに構造的な社会変容＝生産力の発展水準の変容を示すものでもあった。

しかし振り返ってみるならば、構造的にもたらされたかかる社会的強制はこれまで幾たびもあった。第3章でみたように、老人層はその生活をふりかえって、27ケースは太平洋戦争期がもっとも生活が苦しかったと語り、ついで戦後の食糧難、凶作期をあげる。これは、いうまでもなく老人層が好んでむかえたものではなく、まさに日本資本主義経済の発展が有無をいわずに構造的にもたらしたものであった。そうした構造的変容の中に、入植期の苦勞（10ケース）、子沢山故の子育ての苦勞（10ケース）、そうして何よりも配偶者の病気、死亡（12ケース）という現実が積み重なった。もとよりそれは、生業別にまた入植時期別に当然に地区別に異なっていた。S部落では、子沢山故の子育ての苦勞、配偶者の病気、死別が多く、市街地の自営業層にも配偶者の病気、死別が多かった。これに対してT部落では、太平洋戦争期の苦勞に、入植期の苦勞が重なっている。市街地に集住せる離農者層には、太平洋戦争中の苦勞に戦後の凶作、後継者の離農、死亡の体験がある。

ここで、私たちが看過してはならないことは、彼ら自身の生の証として刻まれたその生活の年輪はたんに彼ら自身の“顔”として表現せられているのみではなしに、それ自身、日本資本主義の発展過程の中でその大波に翻弄せしめられ、転々とした地域間の職歴移動をとおして、しかもなお自らの生業をつねに「家」の確立に求めそれ自身、日本国民社会の発展を基底からたくましく支えていた不屈の庶民の群像として存するという、さらに何よりも大樹という地域社会を自らの力のかぎりをつくして築きあげた不屈の群像の個性的な“顔”として私たちに無言でせまる力強さを有しているということであろう。第3章第3節の生活史の事例を再度想起してほしい。

けれども、客観的にみるならば、現時の日本資本主義の発展階梯そのものは、あきらかに質的に大きく異なる変動を彼らの生活史そのものの中に刻印している。彼らが生涯をかけ、その若い夢を託した生業・生活の単位としての「家」を容赦なく解体せしめている。大樹町の場合、昭和39～41年にかけての冷害と同時に開始せられた地域農業の“大規模酪農化”への歩みがまさにこのことを決定的ならしめた。第3章でみたように農業自営層においては、明治から昭和10年代までに入植した「家」がとりわけ39～41年冷害の「危機」を転機として、その「危機」を乗り越えたか否かによって二分され、S、T部落の現在農業層と市街地に集住した離業者層とに分かれる。ここに実は、第9章において私たちがとくに「老人生活と後継者問題」を設定した意味もある。

けれども第3章第4節で私たちが分析したように老人層の多くは、自らの生活を振りかえた場合その人生の“転期”としてあげるものは、かかる時期における問題すなわち後継者確保の問題とからんで「家」の世代的再生産の問題ではない。これをあげるものは全体の約1割、そうして全体の6割のものは、結婚、子育て、そうして家族成員の死亡等に、生業・生活単位としての「家」を土台とした家族形成にかかわる諸契機をあげるのである。家族＝「家」形成という契機、その形成過程そのものが老人層の生活史の中でひとつの“生活の転期”を構成していたことはあきらかである。ここ

に当然に、老人層の生活史にとっての「家」の解体という事実は、一体如何なる意味をもっていたのかという疑問が生ずる。これまでの生活史をとおして老人層が培ってきた「生活の論理」とは何か、という問題である。

この解答の一端は第9章であきらかにした。すなわち、現時における「家」の解体そのものは後継者の一存ではなく、むしろ老人層との合意のもとになされているということを私たちはあきらかにした。自らが生涯をかけて形成した「家」の“貧困”という事実、「家」そのものに老人層は執着してはいない。むしろ、子供の“人並み”の生活への期待がそこには強い。また、ある程度の家産の経済的基盤を有した「家」においても、後継者確保のための葛藤が存したこと、そのための親の配慮、子供との合意が存していたことももちろん述べた。老人層が自らの子弟に対して、その「諸力」のより一層の伸長を学歴階梯をひとつの証として望んでいたことは事実である。その基底に「子供たちは自分らのような苦労はさせたくない」という願望があったことも事実である。しかしながら、世代間の発展をとおして（とりわけ学歴上昇）階層の上昇を可能にした「家」においても現段階においては、それ故にその子息たちが「家」を去って「家」自体が解体せざるを得ないという問題がもたらされている。ここに現段階における“老人問題”の大きな特徴がある。もとより第9章でみたようにすべて老人層が「家」の解体に合意をしていたわけではけっしてない。

しかしながら、後継者と同時に何よりも老人層それ自身が「家」としての農業生産の前途に希望を失っているという事実に私たちは注目しなければならない。つまり、私たちが老人層の「生活の論理」といった場合、それは静態的に把握すべきものではなしに少なくともかように動時に把握すべきものである。

さて、老人層の現在の生活の本拠である家族（世帯）をみると形態別にそれはⅠ二世代夫婦家族形態（形態としての直系家族）、Ⅱ老人夫婦家族形態、Ⅲすでに家族としては崩壊している老人単独世帯の三類型にわけられる。そうしてこの類型は、さらにⅠ型の中では老人夫婦に後継者夫婦が加わったもの（C型）と、それに後継者夫婦の子供たち、すなわち老人にとっては孫が存するもの（D型）にわけられ、Ⅱ型では老人夫婦だけのもの（A型）とそれに未婚の子供が加わっている型（B型）にわけることができる。そうして老人単独世帯をE型としたが、このA～E型にいたるどの型の中に老人がその「生活の本拠」をもっているかということは、私たちの分析の結果きわめて大きな意味をもっていることがあきらかにされた。

全体的には、二世代夫婦家族（Ⅰ型）5.5割、老人夫婦家族（Ⅱ型）3割、老人単独世帯1.5割となるが、農村部ではⅠ型の割合が高く、市街地ではⅡ型、老人アパート、特養老人ホームではⅠ型がなくⅢ型とⅡ型のみとなる。かように現在市街地に集積されつつある老人層の生活の本拠はあきらかに農村部とは異なっている。市街地において、自営業以外の老人層にE型ないしA型が多いのは農業及び都市自営業の解体、またずっと雇用者だった層の老後をしめしている。ちなみに、実数をみると市街地の離農者19ケース中14ケース、自営業層7ケース中4ケース、ずっと雇用者だった層8ケース中6ケースがA型またはE型に入る。＊

＊なお家族のライフ・ステージのどの段階にあるかによって、上述の家族類型の内実は異なる。また直系家族（二世代夫婦家族）の発展系を歩むか、夫婦家族としての発展系を歩むかによっての相異も当然に存する。かかる点の吟味は第9章第1節でほどこした。また9章第3～4節において、如何なる「家」の家族の発展系をとって現在のA～Eに分類される家族類型に到達しているかをみたが、(1)T、S両部落及び市街地自営層ではB→C(V)→Dのいう発展系、つまり二世代夫婦家族（形態としての直系家族）の発展系がある。対極に(2)B→A→E、またはB→Eという系が存する。市街地の継続的雇用者層、自営業層の大半がこの系に属する。(3)また離農者層（及び自営継続層）はB→Aという段階でEには至っていない。(4)またD→C(I^x)、つまり老人と孫他出の子供夫婦という類型はS部落と自営業層のみにみられる。しかし、上述の(3)(4)の系は、

早晚(2)のB→A→Eの系をたどらざるを得ない。したがって今後A型、E型がさらにふえることが予測される。

さて私たちがこの家族類型を重視するのは、それが同時に老人層の階級・階層的経済条件の相違を反映しているからである(第2章)。A～Eにわたる家族類型ごとにさらに世帯平均人員をクロスして、世帯単位でみた一人当りの生計費水準では「老人単独世帯」と「老人夫婦家族」はほぼ同水準にある。また「二世代夫婦家族」においてはその中が二階層にわかれ、下位階層は前者とほぼ同水準にあるが、上位階層は一階梯上のランクに位置づけられた。この「二世代夫婦家族」をC型、D型にわけると、C型では下位階層が多く、D型では上位階層が多い。

さらに、老人層が日々自由に使用している生計費の重要な源泉をみると、家族類型ごとに次のような相違がみられた。「老人単独世帯」では＜貯金＋生活保護＞、「老人夫婦家族」では＜年金＋労働収入＞、「二世代夫婦家族」では＜家族・子供からの送金＋年金＞である。

生活が安定しているとみられる「二世代家族」の老人層は、子供・家族へその生活を依拠すると共に(「家産」の相続がその背後にある)、年金を有しているということ、「老人夫婦家族」の老人は年金と自らの賃労働収入に依拠しているということ、そして「老人単独世帯」の老人に特徴的なことは年金を有しておらず、また子供・家族への依存が存在せず、さらに自らの賃労働収入も入らず、貯金と生活保護がその重要な収入源となっているのである(この場合の年金の重要な形態は「老令福祉年金」である)。

かようにみてくるならば、現実の家族類型の相違による老人層の階級・階層的相違はあきらかである。

ところで問題は、かような生活基盤の相違は所謂、経済的生活のあり方のみではなしに老人層の社会的な生活レベルでの諸社会問題の階級・階層的相違となって立ちあらわれているという事実である。

1) 第1に第5章で親とその家族を他出した子供との関係を、子供たちが親を訪問する頻度から私たちはあきらかにしたが、全体的傾向として、月ならびに週単位での接触は8.5%、1～2カ月に1回26.5%、3カ月～1年に1回27.0%となっていた。約3割のものは2カ月以内に少なくとも1回という頻度で他出した子供たちとの接触をもっている。そうして、反対に親が子供たちを訪れる形での接触は、年間期の中に位置づけられるが、約4割のものはこうした機会すらもちえていないことがあきらかにされた。

そこでの表5-2を注意ぶかくみればあきらかなように、彼らの他出した子弟284名についてみると、そもそも全体的な傾向として1.8割が町内、2.5割が町内を含めた隣接地内に、そして十勝管内(1.3割)と十勝の中核都市帯広(2.3割)を加えると6.1割が十勝管内に居住していること、そして道外居住者は僅か1.3割しか存しない。つまり、老人たちの子弟の地域移動にはもはや同一町内という局地性はみられないが、十勝管内という地域性はあきらかに看取される。しかし、市街地、農村の居住地別、また家族類型ごとの相違はあきらかに存した。すなわち、市街地とT部落、S部落を比較した場合、町内及び隣接町村居住者の比率には差程差はみられないが、道外居住者はT部落(2.1割)、市街地(1.4割)、S部落(0.4割)となり、帯広及び十勝管内居住者は反対にS部落(4.1割)、市街地(3.7割)、T部落(2.5割)となる。つまりS部落、市街地、T部落の順でその局地性が破れていることがわかる。ところで家族類型の相違であるが、ここにおいてもE型は他の類型とは異なったパターンをしめす。すなわち、同一町内へ定住した子弟は、A型(2.1割)、B型(3.8割)、C型(2.0割)であるのに対して、E型は1.3割という結果がしめされた。またD型も1.4割であるが、D型にはそもそも息子夫婦とその子供が老人と同居しているのであるから、そのことのもつ意味は同一には語れない。そうして道外への子弟の定着率は反対に、E型(1.8割)、C型(1.7割)、A型(1.2割)、B型(1.0割)という結果がしめされる。(なお、E型と共に町内への定住割合が少な

かったD型では十勝以外の道内定住者の割合が高いという特徴がみられる。)

そうして、居住地別にみた子供らの親への訪問頻度は第5章でみたように、その居住地が遠隔地になればなるほどあきらかに減少している。そうして家族類型別にみた場合、次の諸点が指摘できた。

第1は、市街地におけるE型、A型すなわち老人アパートの老人単独世帯及び生保等で生活する老人夫婦家族の場合、たとえ近くに子供が居住していても、他の層と比べてその子供たちとの交流が劣しいということ、第2は、市街地の自営業、農村部の老人層の場合、A、Bに比して、C、D型にあきらかに他出した子供の訪れる機会も多いという現実である。

ところで、こうした諸傾向を子供らの属柄別にみると、第1に長女において親を訪問する頻度が高かったと高く、長男において「特定日」しか訪れないというもの、また「おとずれない」ものの比率が高いということが指摘できた。「家」を出た長男と親との関係はあきらかに疎となりつつあり、更に長女との関係が密になっていること、そうして第2に家族類型別にみた場合、ここでもE類型が子供らとの間係をもっとも疎としているという事実があきらかにされた。すなわち、家族類型別に「月1回以上」親を訪れる子弟の割合を全体の傾向としてみると、A型(3.4割)、B型(3.8割)、C型(3.3割)、D型(3.9割)になるのに対して、E型はわずかに1.5割を示すにすぎない。もとより市街地、農村部別に相違は存する。市街地ではA型(3.5割)、B型(4.6割)であるのに対して、C型(2.7割)、D型(2.9割)となるのに対して、農村部では逆にC型(4.0割)、D型(4.2割)に対してA型、B型(3.0割)となる。農村部では市街地とは逆に二世帯夫婦家族の方にその子弟はA、B型に比して足しげく訪れている。しかし、ここにおいてもE型の老人層がその家族の絆からも切りはなされているという問題が指摘できるのである。

このように、全体として他出した子供と親(老人層)とのface to faceでのふれあいそのものが少ないうえに、とりわけ老人夫婦家族、老人単独家族における老人層がこうした絆がもっとも“疎”であることがあきらかにせられたのである。

ロ) 老人層が家族成員以外のものと口を開く頻度をみると、日々の生活過程の中で5.3割ものしかこうした機会を有していない、という事実を私たちはつきとめた。そうして家族類型別にみると、この場合C類型の老人が4.2割とひくく、E類型では5.7割となっていたがいずれにしても半数のものは、日々の生活過程の中で家族外の者とは口を開いていない。E型の老人層は、単独世帯である故約4割のものがまったくひとりで世帯内にいるということになる。

もとより、老人層はひたすら「家屋」に閉じこもっているわけではない。その全生活過程を全うするための地域的な社会的行動空間を有している。そうして、その行動に伴う諸関係が無目的に行なわれるものでないこともあきらかである。さらにその目的の相違に応じて、日々単位的生活行動、週単位的生活行動、月単位的生活行動、さらには年単位的生活行動という形でそれがひとつの規則性を有していることも事実である。かかる側面から老人層の生活行動をとりおさえると、日単位の用事では71.3%のものが住居をでている。週単位では39.4%、月単位では34.6%、年単位では16.3%となる。ところで、問題はその内容、すなわち目的である。日単位は「買物」と「医療」に集中し、週単位でそれに加えて「老人交流」「遠出」が加わる。そうして月単位では「買物」がおち「医療」「遠出」「老人交流」のほか「子供・親戚訪問」が加わる。年単位では「医療」「老人交流」がおち「子供・親戚訪問」「遠出」にそれは集中する。もちろんこれは地域的な行動空間の相違となって立ちあらわれていた。日単位のそれは「町内」にかぎられるし、週単位の中で近隣町村、また上級都市・帯広が立ちあらわれ、そうして月単位になると十勝、または道都・札幌を含めての道内全域にそれはひろがる。年単位のそれはさらに道外へとより拡大されていた。つまり、日単位のそれは「買物」に端的にみられるようにインパーソナルな関係として特徴づけられ、そうして医療機関利用の頻度の高さも特徴的となっていた。そしてパーソナルな形での「子供・親戚」との接触、「老人交流」また「遠

出、すなわちレジャー」の機会を現に有している老人層も現実にはきわめて限られているのである。

Ⅲ

イ) 第2章第3節でみたように、老人層の多くがいま「一番気に掛けていること」は、「自分の健康の問題」(4.7割)であり、「配偶者の健康問題」(1.6割)、「子供の将来の問題」(1.2割)である。また老人層が「生きがい」を感じている生活場面は「子供や孫の生長をみるとき」(2.9割)、「仕事にうちこんでいるとき」(2.2割)、「家族と団らんしているとき」(2.0割)、「趣味にうちこんでいるとき」(1.8割)、「親しい友人、知人とうちとけて交際しているとき」(1.6割)、「老人クラブなど団体活動や社会活動をしているとき」(0.9割)、「新しい知識を吸収したり他人から学んでいるとき」(0.8割)となる。

ここに描かれる老人層の統体としての生活の基本となる価値志向は、自らの、そうして配偶者の、さらに子供たちの将来の生活を案じながら、それ故に「家族と団らん」し、「子供や孫の生長をみるとき」自らの生きがいを感じ、さらに就労している老人にとっては「仕事にうちこんでいるとき」、然らざる老人にとっては「社会的活動をしているとき」という構図、そうして「新しい知識を吸収すること」に意欲をもやしているそうした人間像を描くことができる。しかしながら、市街地居住老人層において2割、また農村部で1.5割の層はとくにこうした「生きがい」をあげていない。とくに市街地居住の老人アパート居住層のA型、E型、また生保・年金にたよるA型ではそれが5割近くに達しているということに注目しなければならない。ここにおいても家族類型は生きてくる。

ロ) はじめに、老人層がいま一番気に掛けている自己の、そうして配偶者の健康の問題は第7章でとりあげたが、第1節でみたように、町の老人検診の結果、正常者は3割、全体の7割においてはなんらかの疾患をもっており、とりわけ高血圧のものがきわめて高いことがあきらかにされている。かかる意味においても老人の医療対策は、農村地域社会においてもまさに生命・生存にかかわる問題として緊急を要する問題であることはここで指摘するまでもあるまい。

私たちは、第2節以下で「寝たきり」「寝たりおきたり」等、疾患の重い老人層のケースをとりあげて、家族類型との問題すなわち疾病をもった老人層がその療養生活を如何なる家族類型の中で送っているか、そしてそこでの問題点は奈辺にあるかを事例的にあきらかにした。その結果、(a)まず指摘せられることは、家族類型Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの相違に応じて、そこにはきわめて大きな相違があるということであった。Ⅰ型の中で療養している老人層の場合、子供らの親扶養意識もたかくS部落の場合、地域での医療体制の完備—医師の常駐、看護婦の巡回訪問等がむしろ問題にせられる。これに対して市街対のⅡ型、Ⅲ型における「寝たきり」「寝たりおきたり」老人の場合、事態はより深刻である。そうして私たちの分析の結果、A型(雇用者層)→A型(老人アパート層)→E型(老人アパート層)→E型(雇用者層)→A型・E型(無職層)の順で、後者ほど「寝たきり」老人層の介護の問題が緊急の課題として存することがあきらかにせられた。とくに、E型無職層の場合、つまり老人アパート以外の単身疾病老人の場合、疾病の程度は一番重く、身体的介護を緊急の課題としている。(b)E型疾病老人層の場合、子供にひきとられるか、老人特別養護ホームに入るかの道しかないわけであるが、大樹町の特養ホームの場合、それが過疎地に存する故もあって、一般の養護老人ホームに近い内実を現実的には有している。そうして、そこでの入所老人層の分析をとおしてあきらかにせられたことは、疾病老人、介護を日々要する老人の問題は、そのまま日本資本主義の発展が析出したところの広汎な所謂、社会の底辺部分における経済的貧困の問題であり、また医療・介護の双方を含む老人層の社会的扶養の問題をあきらかに提起しているということである。大樹町での老人アパート、そして特養ホームを、旧来の観念からいうと、それ自体ウバステ山の施設として位置づけることも容易であろう。しかし、もう一步ふみこんで考えるならば、こうした社会的施設が創設せられていること自体、日本資本主義のあらたなる発展段階に相応した社会的意義を十全に実証しているといわざるを得ない。第7

章第3節でみたように、特別養護老人ホームに入所している老人層は、それ自体まさに「家」の解体過程の中で、そこにいわば安住の社会を求め得た層であることはあきらかである。その意味において、大樹町における「老人アパート」施策、また「特養ホーム」の果たす社会的役割はきわめて大きい。老人層の老後、それは本稿で私たちがあきらかにしたように「家」また“家族”内での扶養の問題に解消できぬ段階に、現段階のわが国の生産力水準は統体としてみた場合はあきらかに到達している。第7章第2節で私たちは、病人を抱える家族＝「家」としてS部落の事例を分析し、そこにおいては親扶養の意識が濃厚に存していることをあきらかにした。これは事実である。しかしながら、たびたび述べてきたように大樹町においてはS部落は現段階においては、後進地帯として位置づけられるという現実も同時に直視してほしい。別稿⁽¹⁾ですでに論じてあるので本稿ではふれなかったが、現段階において酪農機械化、多頭数飼育の先端をゆくT部落の場合、私たちの分析結果では、そのすべての生産的労働過程の役割が後継者夫婦の肩にかかっている。それ故老人夫妻がもし「寝たきり老人」あるいは「寝たきりおきり老人」になった場合、後継者夫妻にそれを介護する時間的余裕がないことはあきらかである。事実、後継者夫妻の生産的側面における労働過重を坐視しえず、老人層が家事労働をすすんで主担する構造をとっていることは、本稿第8章においてその一端をあきらかにしたところである。

私たちは、このような現実の進展そのものがけっして“好ましいもの”であるとは考えていないが、しかしながら現時の日本資本主義の発展過程の中では、かかる「家」の構造変化はいわば不可避免的にもたらされてきている。かような意味において今後の展望を考えた場合、S部落の事例よりも、むしろ別稿⁽²⁾で示されたT部落の事例こそ大きな意味をもっていると考えている。そうして、そこからあきらかにせられることは、疾病をかかえる老人層の介護・扶養はまさに社会的になされなければならないという事実である。つまり、親の老後は子供らが扶養するまたすべきであるという役割期待がここでは大きく変容してきているということ、そのことに同伴してまさに社会的扶養というひとつの期待が地域社会の中に芽生えてきているということであろう。

大樹町の場合、市街地における老人アパート、あるいは特別養護老人ホーム（町営病院に隣接）等の機関の設立に、このことは何よりも客観的に示されている。と共に、ここで私たちが注目しなければならないことは、酪農生産の形がいわば“資本の価値増殖”の論理に律せられて、個別の「家」にもとづきかつてとは異なった価値志向を内在せるものとして急速に“大型化”しつつある対極において、社会的相互扶助の機関を、まさに地域社会自体が創設せざるを得ないという形で現実の地域社会変動がなされているという事実であろう。

へ) ところで、すべての老人が「寝たきり老人」として存するわけではない。次に、私たちは老人層の現実の全生活の社会的再生産の過程が如何なる社会的期待のもとになされているか、という問題にふれよう。つまり、これは別の言葉で表現するならば家族内における老人層の地位と役割、また地域社会内における老人層の地位と役割の解明ということにもなるが、ここにおいてもA～Eにいたる現実の家族類型の相違が大きな意味をもってくるのである。

i) 第6章でみたように、市街地居住の老人層のうちの5.8割は社会的生産労働には従事していない。そこには、老人層の年令または健康問題がからんでいるが、生業としてそれに従事しているのは12ケース、すなわち2.2割、畑仕事、内職といった形で従事しているもの2割となる。家族類型別にみるとE型は、すべて参与しておらず、C・D型で参与率ももっとも高く（8割）、A・B型はその中間（4割）を構成している。農村部においては約1割のものが、かかる意味での生業に従事している。市街地居住老人層と比して、その参与率はほぼ同率である。しかし家族類型別にみると、農村部においては、市街地とは異なって、社会的生産労働への参与率はD・C型5.3割であるのに対して、A・B型7.5割と、A・Bの方があきらかに高い比率を示している。そして、現時“大規模酪

農化”への道を歩む所謂“先進地帯”としてのT部落と、山林兼業に依拠する“後進地帯”としてのS部落の間には、現実の問題として大きな格差がある。T部落の老人層の平均年令が66.3才、S部落の老人層の平均年令76.8才であるにもかかわらず、前述の意味での（すなわち、直接的に「家」としての生業維持にかかわらぬ間接的生産労働を含めて）生産的労働に従事している老人層の比率はT部落5.2割であるのに対して、S部落8.9割となる。さらに、家族類型別にみるとT部落、D型4.7割、A型5.7割、そしてS部落、D・C型5.9割、A・B型10割という結果が示されている。

かような事実そのものは家族類型では同じA型、またB型であるといってもさらにC型、D型であるといっても農村部と、市街地部では大きな相違があることを示している。そうして、それはおそらく次のような文脈の中に整理される。すなわち、農村部でのA、B型とC、D型の相違は、T部落とS部落の先進、後進の差に端的に示されるように、それ自体、農村部に身をおく老人層の“家族”の階級、階層の相違これを端的にあらわしているということ。すなわち、現時の激しい農民層の階級・階層分化の中ですんで“大規模”酪農経営を志向するT部落においては、S部落と比較して、S部落に現存するような内実をもつ「家」の多くはすでに離農しているということ。このことはたとえば第7章老人と健康問題、第2節在宅老人と病人家族で私たちがあきらかにしたように、在宅老人をかかえる家族はT部落ではみられずS部落のみにみられたということにも示されていた。A型、B型という形で農村部に現存せる老人層はS部落においてはそれ自体、下層農として就労せざるを得ない層として位置づけられた。そうして農村部でA型、B型としてぎりぎりまで生き抜いた老人層は、A型、さらにE型となって市街地に集住してこざるを得ない。健康、年令の問題がこれにかかわることはいうまでもない。市街地A、E型で就労者が少ない理由もここにあるといわなければならない。

市街地で自営業を営む老人層、すなわちD、C型では、老人層の就労の形が「家」自体の中にある。しかしながら別稿で論じたように⁽³⁾“大規模酪農化”を歩むC、D型ではT部落に端的に示されたように老人層は、その「家」としての生産的労働からは、その急送な多頭化、機械化の中で“はずされ”ざるを得ない、という現状がある。ここでも老人層の就労率はひくくならざるを得ない。

かように市街地におけるA、B、E型と農村部におけるD、C型の就労していない老人層は、いわばその両極を構成しているといえる。私たちは、老人層といえども健康のゆるす限り、貧困故の窮迫的な形態ではない就労の場をまさに社会的に保障することが今後必要不可欠な課題であると把握しているが、大樹町の現状では、とりわけその地域産業施設の中にはこうした場は用意されていない。

ii) 以上みたように老人層に対して、社会的就労の場を用意するということは、必須不可欠な課題であると私たちは考えているが、この就労の有無ということは、実は老人の全生活の社会的再生産過程における老人層の生活のあり方に対して大きな意味をもっている。第6章で私たちは、老人層の家族内での役割分担を一応垣間みたが、家族内での老人の役割分担は、家族類型のあり方によって異なっている。二世代夫婦家族の中でのそれと、老人夫婦家族の中でのそれ、さらに老人単独世帯の中でのそれは大きく異なっているといわざるを得ない。しかも、前述のように農村部、市街地地区では異なっている。しかし、市街地居住のA型、すなわち老人夫婦家族を例にとっても、それ自身社会的に就労している老人層によって特徴づけられる自営業家族と、生保・年金家族・世帯さらに老人アパート世帯になるにつれて、老人層の家族・世帯内での役割分担はあきらかに減じている。後二者の単独世帯（E型）においては、このことはより顕著に示されている。このことは就労という社会的な期待の有無が、家族のあり方の相違にに応じて、それ自体、家族内での社会的期待のあり方の相違としてしかもそれは、家族類型の相違として（市街地における）あきらかに立ちあらわれているということの左証となっている。

iii) しかしながら、社会的な就労の形をとらなくとも、すなわち疾病、老年などの理由で、あるいはT部落に端的に示された現時の生業のあり方の急速なる機械化の進展の中で、社会的就労の形が不可

能になっても、老人層はそれ自体、日々その全生活の社会的再生産過程をまっとうしていることは事実である。そして、そこには社会的人間としての老人層の全生活の再生産過程の中で、彼らにとっての社会的期待が存しなければならぬことはあきらかであるし、また現に存しているとみななければならない。

私たちは、第8章において二世代夫婦家族の形態をとる家族をとりだして、その中における老人の地位と役割、すなわち老人層が現実的に「家」＝「二世代夫婦家族」の中で、生産的労働、あるいは家事労働を如何に分担しているか、そしてそれとの関連の中で老人層それ自体が「家」の（生産、生活の両側面にわけて）意志決定の過程に如何に参与しているかを事例的に分析した。そしてそこであきらかにせられた諸点は次のように整理される。

第1に私たちは、かつての所謂「家父長家族」の構造を、今日の二世代夫婦家族は有していないということ、すなわち、老人層が「家」の意志決定過程を独占的に掌握しているという形態はもはや存していないということを指摘できる。農村部においてこうした傾向は顕著で、むしろ、市街地自営業者層に古い構造の残存が看取される。そして市街地雇用者層は、その対極をしめし、二世代夫婦家族といっても実質は二つの夫婦家族に分化する傾向が顕著である。

第2に指摘しなければならぬことは、老人層が高令化と共に肉体的にも精神的にも衰弱してくるということは事実であるが、それと家族内における地位と役割の問題を分析した私たちの結果によると、家族内での老人層の地位や役割は、物理的な年令に相関するというよりも、むしろ家族のライフ・ステージの段階によって規定されている、ということである。いまそれを農業家族に焦点をあわせてみるならば、二世代夫婦家族のライフ・ステージは次の5段階にわけられる。第Ⅰ段階、親と同居する息子が妻を迎え二世代夫婦家族を構成したが末だ孫は生まれていない段階、第Ⅱ段階、孫が生まれたが、いまだ学令期に達していない段階、第Ⅲ段階、孫がすべて学令期に達した段階、第Ⅳ段階、少なくとも孫の一人が後継者として生産的労働にたずさわり、またはその孫が嫁を迎えひ孫が出生、四世代家族を構成した段階、第Ⅴ段階、後継の孫が他出し老人層がふたたび、息子夫婦と共に二世代夫婦の構成にたちもどった段階。

第Ⅰ段階では、老人層は「家」の一貫した生産－生活過程の担い手である。当然に、その「家」の意志決定の過程には参与している。第Ⅱ段階では、生産過程の労働にたずさわらなくなる者もあらわれるが、その意志決定の過程にはすべてが参与している。生活過程では労働、意志決定ともすべてに参与している。第Ⅲ段階、老人層は依然として生産過程の意志決定には参与しているが、直接的に労働過程に従事する者の割合はおちる。第Ⅳ段階、老人層はもはや生産過程の意志決定にも参与しなくなる。しかし、生活過程での労働、そして意志決定過程には参与している。そして第Ⅴ段階においては老人層は生産・生活のすべての労働過程、また意志決定過程に参与する。

ここで、私たちが注目しなければならぬことは、第Ⅰ～Ⅲ段階まで、老人層は漸次、息子夫婦が主たる生産労働の担い手となるに相応して一具体的には、とりわけて部落に端的に示されたように嫁の生産労働への参与の度合の高さに比例して一家事労働に従事する度合は高まる。そして、このさい生産過程における労働に現実的に従事している老人層がその意志決定過程への参与率も高いことが看取せられている。私たちは、すでに第8章において「老人層が＜家＞の意志決定の過程を独占的に掌握している形態はもはや存しえないということ、しかし、そのさいの変動期におけるの仮説として＜好ましい家族＞の構造には、現実的に家族の生産的・生活的労働過程に従事している諸成員がそれぞれの側面においての家族の意志決定の過程に参与しうる“形”」を措定した。本論において私たちが分析したように、老人層の二世代夫婦家族の中における実証は、大きくいってこのことをあきらかにしているといわなければならない。言葉を替えるならば、このことは老人層がもはや“親”であるという權威にもとづいて、自らの子弟の生活のあり方を律せられぬ段階にわが国

社会が到達しているということ、その意味において現実の生産的労働、また家事労働に参与している老人層がその家族の意志決定に参与しているという形態は、現段階における老人層の生活のあり方からいっても好ましい形態であるということになる。そこには家族集団レベルにおいての老人層に対する役割、期待があきらかに存するといわなければならない。私たちが、物理的な年令のみで老人生活のあり方を一元的に律するのではなしに、社会的年令を問題にしたのは、かかる意味においてである。

iv) さて、しかしすでにみてきたように、すべての老人層が二世帯夫婦家族の中に身をおいているわけではない。そうして、老人夫婦世帯、老人単独世帯の中の老人層の生活のあり方にこそ大きな問題が存していた。いうまでもないことだが、老人単独世帯の場合、その世帯内での役割期待が存しないことは当然である。ここにはあきらかに家族・世帯をこえたレベルでの老人層の社会生活のあり方の問題が提起されているといわなければならない。そうして、また第6章でみたように、老人層の生活の基底である階級、階層差が現実の家族類型の相違とからんで存している。結局のところ、上・中層の「二世帯夫婦家族」の中の老人層（T部落に端的にみられる）、市街地自営業層の中の老人層が言葉の広い意味での地域社会活動の主体となっていて、残余の層はそこからもとり残されている。

すなわち、所謂インパーソナルな関係ではなしに、パーソナルな関係として老人層が日々の生活の中でよりどころとしている「家」・家族をこえる社会諸関係をみると、次のような諸結果が示された。

まず、老人たちの「心をわって話しあえる友人」の関係をみると、近隣（6.5割）、親戚（1割）、その他、さまざまな社会的契機をとおして知りあった友人、知人（1割）となり、仕事をとおして知りあった仲間はわずか0.5割という結果が示された。近隣関係での生活上のふれあいが、老人層にとっては大きな意味をもっていることがこうしてあきらかにせられた（けれどもかような意味での近隣関係すらもち得ぬ人が3.5割存するという事実はけっして看過してはならない）。ところで近隣関係といっても、近隣関係自体のもつ絆のふかさを問題にしなければならない。近隣関係だけがその絆となっているものと、その上にさまざまな絆、たとえば、同県人、かつてからの仲間、趣味の会の仲間等々がつみかさなっている層との相違がそこにはある。家族類型A、E型ではたんなる近隣関係のものが多いのに対して、B、C、D型はその上に多くの諸関係が累重すると共に、その社会的絆そのものも多様化しているという相違があきらかに看取せられた。このことは、また第2章第3節で示されたように、老人層が現に担っている地域の役職構造の上にも端的に示されていた。それは、部落ないし地区での役職と全町レベルでの役割に分けて捉えなければならないが、全体としては前者3割、後者1割の老人層がこうした役割を担っている。すなわち、前者からみると、C、D型に属する老人層は、C型4.2割、D型3.5割であるのに対して、A、B型では2～3割、E型では0.7割という結果が示され、全町レベルのそれはC、D型3.3割、A型0.7割、B、E型零となる。家族類型の相違による老人層の社会的生活のあり方の相違がここにもはっきりと示されているといわなければならない。

ところで、このことは同時に、現段階におけるすなわち激しい「家」、「家族」の資本主義的解体下における“近隣”社会の建設の問題、言葉を替えるならば、あらたなる段階でのコミュニティーづくりの問題を提起しているということになる。たしかに、市街地と農村部では近隣のあり方そのものも異なる。また、農村部といっても近時、するどく“大規模”酪農化がすすめられているT部落と、山林労働に依拠する兼業地帯S部落ではその構造は異なっている。しかしながら、現段階においては、農村部における“村落”社会そのものの解体もきわめてするどく進展している。そこにおける“近隣”社会のあり方も、もはやかつてのそれではあり得なくなっていることを知らなければならない。

IV

さて、現下の農村地域社会変動と老人生活を考えるさい、そこには次のような形で整理可能な幾つかの道すがすが、重層せられて立ちあらわれていた。

イ) 第1は、大樹町の場合、とりわけ昭和39年～43年にかけての冷害を転換としてもたらされた「大型機械化酪農」という地域産業自体の変質の問題、それは、たんに豆作→有畜経営→酪農専業化という生産部門の変質のみではなしに、すでに国民社会レベルで開発せられた（あるいは全世界レベルで）酪農生産にかかわる技術革新をそれ自体同伴せる生産様式自体の高度化を伴っていたということ、つまり、当然にその生産的労働の型そのものの変質、それを担う生産主体者（家族成員）の主体的諸力能の階梯的な発展を不可欠に伴なわざるを得ないものであった。そうして、現実の問題として、それを担うものは後継者層であったことも事実である。第3章、第7章を想起されたい。このことは、老人夫婦の生産的労働過程からの離脱を同伴しながら進行せる過程でもあった（第8章）。ここで指摘するまでもなく、上述の如き事態の進展は、老人層を含めての、家族諸成員の生産労働の型のみならず、生活過程のあり方をも従前とは大きく異ならしむるものであった。つまり家族協働・協業体としての「家」の変質過程を伴うものであった（第8章）。「家」の中における老人の地位と役割は当然のことながらかつてとは異ならざるを得ない。こうした家族のあり方を、私たちは「二世代夫婦家族」と呼んでいるが、現実に前述の如き急激な技術革新を伴う「大型酪農経営」の確立には、巨額な負債を要するところから（つまりかつての段階では考えられなかった体制的挺子入れによる「債務努隷」となる現実性と、ひきつづきそれにしばられる可能性）、とりわけその内実を担う「後継者層」の読みがそこでは大きく作用せざるを得ない。所謂「高度経済成長」期以降、若年層にとっては一定の労働市場が大きくひらけていた。そうして、それ故に、現段階下におけるわが国の農業生産の担い手が、所謂「自立経営」すなわち家族小農経営として措定せられている現況下では、家族としての生業の維持、すなわち農業生産の維持、発展は、もはや伝統的な形での“親の意志”ではなしに、あきらかに“後継者の意志”にそれ自身従属せるものとして存している。過渡期としての「家」＝「二世代夫婦家族」は、かような移行期における家族としてあきらかに位置づけられる。家族内諸成員の自立化、それに伴ったいわば、好むと好まざるとにかかわらぬ、人権思想の進展はあきらかにかような文脈の中に位置づけられねばならぬ。

ロ) ところで、次に指摘しなければならぬことは、かような変動それ自体が、同時に地域住民のきわめてドラスチックな階級・階層分化を伴いながら現に進行しているということである。子一孫を含めて後継者をやっと確保しえた「二世代夫婦家族」が一方の極に存すると同時に他極には、息子たち、また息子夫婦に去られた「老人夫婦家族」さらに配偶者に死別した「老人単独世帯」が輩出せられている。老人層のおかれた生活基盤は家族類型ごとにあきらかに異なっている。

ところで、このことは親一子間における「親扶養意識」の変質を同時に伴っている。明治以降の“わが国近代”における天皇制絶対主義体制下における「家」観念の崩壊はあきらかである。そして、前述のようにそのことは何よりも、老後の老人層のための諸機関（施設）が、客観的に地域社会の中に創設せられているという事実を示めされているといわなければならない。そうして、これが所謂“ハード”な側面とするならば、所謂“ソフト”な側面としての、老人大学等々の諸施策がこれに上積みせられている。

第4章でみた町の老人対策の展開は、まさにかような現実の変化に対応した諸施策として位置づけられる。しかしながら、老人クラブは未だ60歳以上の老人層の53.4%を組織しているにすぎず、「寿大学」の組織率は27.4%である。第6章でみたように、市街地居住の老人層の41.1%はその必要性を認めているにもかかわらず、実際に出席した経験をもつものは28.7%、とくに雇用者世帯と生保・年金に依拠する単独世帯（E型）では出席が皆無という結果がみられた。農村部においては、約半数の老人層は老人クラブの会合に参加しているが、T、S両部ともそれが中層以上層の老人層であるといふところにその特徴がみられた。つまり、低階層の老人たち、また健康を害している老人層は、町の老人対策としての「クラブ」構想の網の目からすっぽりとおちているのである。ましてや、その施策

は、すすんで近隣社会づくりにまですすめられてはいない。かかる意味において、老人施策は産業施策の後追いの形態を現状ではとっており、両者は車の両輪の如く、同伴してはいないということが指摘できる。

へ) さて、かような意味での「家」の解体、また“家族”の解体ということは同時に、かつての“半共同体”としての“むら”の解体過程でもある。その意味で、“むら”、「家」そして“家族”からも取りのこされた老人生活の問題が現下の「老人問題」として提起せられている。しかし、この問題は、いうまでもないことだが、近隣の組織化によって、ただちに解決せられる問題ではない。むしろ、現下の社会変動、変革期において、如何なる社会的協働、協業組織を地域社会レベルで建設するか、という点にこそ問題を解く鍵があるといわなければならない。何故なら所謂、おちこぼれ層を福祉の対象として、すくいあげるといふ形で、現下の「老人問題」は提起せられているものではけっしてなく、まさに人類社会の構造的発展の文脈の中でこの問題が提起されているからである。と同時にこの問題は、ある意味において、「現代の貧困」の問題、つまりどうしても解決しなければならぬ階級的諸矛盾の集中点として、たちあrawれているからである。

このさい、次の諸点に私たちは注目する必要がある。第1は、老人層が有する主体的力能の問題である。第10章でみたように、老人層はその親の生き方をおして、実に多くの人間としての生き方を学んできている。しかし、その生産・労働の生活の営為は、未だ地域文化という形で地域社会の中に客観化されてはいない。先人たちの血のにじむ形で生産・労働—生活の営為は、それ自体累重的に発展せしめられず、いわば点として存し、時代の流れの中に丁度厝のように消えてしまっている。つまり、その生活の営為は残念ながら未だ地域社会の中に、累重的に構造化せしめられてはいない。第3章でみたように、老人層は不屈の魂をもって、いまの地域社会の発展の中に自らの生活そのものを同化してきた。それ故、第9章で私たちが実証したように、老人層の多くは、息子、息子夫婦が大樹を去っても、自らの「家」をただちに解体せしめはしなかった。そこにはタイム・ラグがある。そうしてぎりぎりの時点において老人層は、その「家」としての生業を解体せしめている。第2章でみたように、現在多くの老人層は、自らの、そうして配偶者の健康を案じ、子供、孫との団欒の中に、“生きがい”を見出している。そうして、それはとりわけ家族類型Ⅱ型、Ⅲ型、その中でもA型、E型に切実に示められていた。かかる現実を皮層的にみると、人によってはおそらく、老人層それ自体が、自己及び配偶者、また子、孫といった射呈しか有していない、ここに問題が存する、という論評をもたらすであろう。しかしながら、私たちの解釈は異なっている。たしかに、統体として、老人層の価値志向を分析した場合、前述のような諸結果が示されている。とりわけ、経済的に低階層になればなるほどそうした傾向が看取される。ここに、ひとつの大きな問題が存することは事実である。けれども、(1)前述のように、A、E型という形で、子供、さらに孫からもface to faceの関係で、経済・社会的に切りはなされた老人層が、人間のもつ本源的な絆として、子供、孫らとの団らんの際に、自らの生きがいの時を求めることは当然のことであろう。その本源的な絆が切断されているが故に、それを求める志向性を私たちは知らなければならない。(2)さて、本稿においてあきらかにせられたもう一つの事実、前述の如き本源的な絆を家族内に、また近隣内に有しているⅠ型の老人層は、それ自体パーソナルな生きがいのみではなしに、すすんで地域社会の将来を如何に展望するか、という志向性、そしてまた福祉対策のみではなしに、地域生産施策としてこれを如何に確立すべきか、という射呈を有しているということであろう(その一端は第10章で垣間みた)。その意味において、現下の激しい農村社会の資本主義的分解過程の中で、その変動を主体的にうけとめ、変革への志向性を有する層は、とりわけⅠ型の、つまりC、D型の農業及び自営業種層であるということが指摘できる。

けれども、そうした農業及び市街地自営業層として存する「家」＝「二世代夫婦家族」における

老人層がその生活の基盤としている生業単位それ自体が、現下においては、たゆまず、激しく分解されつつあるのである。ここに、現下“大規模”酪農村確立への道を歩む農村地帯における、「老人問題」のもつ深刻な本質がある。

しかしながら、この酪農村の将来への展望は、もとより老人層のみによって実現されうるものではない。彼らの後継者層の日々の生産・労働―生活の営為と不可分に結合しなければならない。また事実結合している。私たちが同じ大樹町の実証研究である『酪農経営の“大規模化”と農民層の生産・労働―生活過程』第2篇で分析したように、後継者夫婦を中心として、まさに多様な形で、酪農生産そのもののあり方の家族協働・協業形態から社会的協働・協業体への志向性が惹起している。

それは、現下の酪農経営の“大規模化”そのものが小農経営として展開せられているが故に、そこで惹起している階級的矛盾を止揚するための営為として位置づけられる。そこでは、所謂“上からの地域農業のシステム化”構想がするどく展開せられていた。けれども、同時にその胎内で、地域住民層の手による“下からの地域産業・社会の組織的再編の課題”が、地域営農諸機関の“民主化”の課題として提起されていた。現下の酪農村における老人問題は、まさにかような形で地域産業・社会の地域住民層の手による構造的再編の営為の中に基底的に位置づけて把握される必要がある。

そのさい留意すべきは、まえにもふれたように、その疾病治療を含めて老人層の老後生活を地域社会自体がまさにフォーマルに社会的に保障する諸機関が地域社会の中に設立せられているということ、そして、そこを貫ぬく価値志向は“資本の価値増殖”の論理とは異なる、というよりむしろそれとは対決せざるを得ない“生活の論理”に立脚しているということ、そして、かかる意味での住民層の“生活の論理”にもとづいての地域農業の組織化の課題―当面、具体的には、地域営農指導諸機関の民主化の課題―これは、地域の老人問題を考えるさいの環をなしているということであろう。

- (1) 前掲『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働―生活過程』第2篇
- (2) 同上書
- (3) 同上書

執筆者紹介

布施鉄治	(北大教育学部・教授)
岩城完之	(北大教育学部・助教授)
小林甫	(札幌商科大学・助教授)
笹谷春美	(北大教育学部・助手)
安倍喜美子	(北大大学院教育学研究科・博士課程)
鎌田明子	(北大大学院教育学研究科・修士課程)

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書 第16号

昭和53年7月18日 印刷

昭和53年7月25日 発行

発行機関 北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設
060 札幌市北区北11条西7丁目

発行者 美土路 達 雄

印刷所 富士プリント株式会社
064 札幌市中央区南16条西9丁目